

●受付番号 185001345000000001

- ・4ページの3行目「以下」は「以下、」のほうがよい。2ページの本文の最下行の3行上の例と同様に。
- ・2ページの12行目「当たって」と、4ページの9行目「あたって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。

●受付番号 185001345000000002

AIによる画像生成のデータセットにCSAM(イラストや漫画などの創作物を含まない、被害児童が存在する児童ポルノ)が含まれているかどうか、外部から確認出来るようにデータセットの公開を義務付ける必要があると考えます。

AIによる画像生成を利用するデータセットの作成には、作品の作成者、著作権者あるいは著作者からの事前の了解と、データセットの利用料の継続的な支払いが必要であると考えます。

他業界でのAIのデータ利用には権利者やデータ元への事前の許諾が必要であるにも関わらず、画像生成AIのみ許諾不要な状態を許容する事は、作品の作成者、著作権者ならびに著作者の利益と機会の平等を著しく毀損していると考えます。

作品の無断使用は、後発の漫画家、イラストレーター、アニメーターの労働意欲と創作意欲を著しく低下させる可能性がある事も無視されるべきではないと考えます。

●受付番号 185001345000000003

生成 AI 規制法を作ってください。

自動車の道交法のように人間と AI は分けて考えるべきです。

生成 AI は物量と再現性が人間を凌駕していますが、このまま進化しても命(捕食欲求)が無いので植物のように眠ったままで自我は生まれない為、コピー機に近い道具であり、道具に著作権は不要です。

生成 AI 規制法の例としては、

学習までは OK、そのままネット等に発表は NG + 免許制にする

等で AI 開発の足を引っ張ることは無く、著作権とも両立できると思います

細部で難しい線引きはあると思いますが、そこは粘り強く対策していただきたいです

もしくは 30 条の 4 の「特別に著作権を無視できる場合」を明確にすべきです

現状「生成 AI に関しては基本的著作権派無視して良い」と解釈している人が多く、非常にわかりにくくなっていますが、現状のまま司法に丸投げでは、被害者の泣き寝入り、もしくは裁判所が足らなくなります

海外では規制が進んでおり、日本だけ無策な状況と言っても過言ではありません

このまま進めば各種コンテンツ業界は AI 汚染されているとして海外から取引されなくなり、AI に職を奪われる為人は育たず、各業界は滅び、経済は低迷して少子化も加速し日本が滅びます。日本を助けてください

●受付番号 185001345000000004

赤松議員の発言を見ると被害は起きていないという風に認識されているようですが、生成AIを使った被害は既に何件か起きています。

海外では自殺者も出てしまっている事例もあるのですがそのあたりはどのようにお考えでしょうか？

また、今現在の生成AIを日本では学習無制限（学習パラダイス）にした場合、日本が誇る貴重なコンテンツを無償で他に明け渡す行為になるという事には気づいているでしょうか？

『AIで日本はチャンスをつかむ』というのは具体的にどのようなプランがあるのかが知りたいです。

「将来的にはこうなるはず～」という曖昧な言い方ではなく生成AIが登場してこの一年でどのような成果・メリットがあったのか例を挙げて戴ければと思います。

今一度クリエイター側の意見を真摯に受け止め、世界情勢に合わせた規制を日本国内でも求めます、よろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000000005

A

生成 AI の出力した画像が「作風等」を模倣している場合、著作権法上の侵害にならないという点について（18 ページ等）

これはクリエイター・イラストレーター内の認識と齟齬があり、著作権法の柔軟な改訂が求められます。イラストレーターの作風は一目で「Aさんの作品だ」と分かるものがあります。ゆえに 17 ページに記載のあるように「作風の模倣」なのか「表現のレベルにおいても創作的表現が体得できる」のかの基準を速やかに、かつ極めて厳格に具体的に定め、周知することが急務であると考えます。

生成 AI ユーザーとクリエイターの間では大きな論争が起きており、日本のクリエイティビティを衰退させ損なっています。クリエイターは生成 AI を利用していないことを求められるなど、「犯人探し」の様相を呈しています。政府広報などで、著作権について、また生成 AI の利用について周知を徹底することが、日本の創作者を活気づけることに繋がると考えます。

B

「作風の模倣」は著作権侵害にあたらないという指摘について、また他の記載について、著作者人格権等についてどのように解釈されるのでしょうか？

学習データベースに自分の作品 B が含まれるとき、作品 B を学習して生成された作品 C は作品 B の翻案でも、改変でもなく、著作権および著作者人格権を侵害しないのでしょうか。

C

個人が生成 AI の学習に利用されることを拒否する簡単な方法を、法整備もしくは政府広報等で設定してください。生成 AI の学習に利用されたくないクリエイターが、その手段がなくモチベーションが下がることで日本全体のクリエイティビティの損失となります。定められたウォーターマークを設定する等の、簡便な AI 学習拒否の仕組みを作ってください。

●受付番号 185001345000000006

生成AI利用者です

さまざまな議論がなされているのをおおむね頷ける内容だな、と思って拝見していますが

4. 関係者からの様々な懸念の声について

についての意見です

自分自身も創作者であり、懸念の声も非常に理解できますが、現状一部のAI規制を訴える方々(いわゆる過激な「反AI」と呼ばれる方々)が、生成AI利用者に対し、犯罪者とのレッテル張り等を行っています

実務においても、とあるサービス上のイラスト案件にてAIの一部利用が問題ないということを確認して進めたのにも関わらず、提出後にそちらのサービスの利用者、また他のイラスト作成者より反発の声が上がり、制作物の使用取り下げ及びその後の生成AI使用禁止に至ったことがございました

現状はむしろAI利用者の側に委縮、またプラットフォームからの締め出し等の排斥行動が強く行われていると感じますので、出力物において著作権侵害が無ければ利用自体は問題ないこと、また好き嫌いを論じるのはもちろん問題ないとしても、犯罪者扱いをするようなことがないことを周知、啓蒙を一層進めて頂ければと思います

●受付番号 185001345000000007

「学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等に 30 条の 4 ただし書の適用がある」

報道機関を含む権利者によるこの解釈の拡大は、AI 開発において大規模な言語データ収集に対して強い抑制効果をもたらすでしょう。過去の類似の事例を鑑みても開発者が萎縮し国産 AI の開発が頓挫する可能性があります。

せっかく作った法第 30 条の 4 を意味の無いものにし、我が国の発展を妨げるような法的解釈はやめてください。権利者ばかりではなく AI 開発者からの意見にも、耳を傾けていただけないでしょうか？どうかお願いします。

この国の、10 年、50 年、100 年、もっと先の未来を真剣に考えてほしいです。私たちは少子化で年々子供が生まれなくなっています。国民はどんどん老いていきます。将来の国民を支えるためにも、AI 技術はこの国の未来に必要な技術です。

●受付番号 185001345000000008

【意見の基本思想】

- (1) 人間に許される行為は基本的に AI にも許されるべきである.
- (2) 特定の職業の収入を制限の理由とすべきではない.

【詳細説明】

- (1) 人間に許される行為は基本的に AI にも許されるべきである.

人間も成長過程においてさまざまな著作物を用いて学習する。文学作品を読み、音楽を聴き、美術においては模写さえ行われる。

人間と AIとの差は何か？それは極めて曖昧である。たとえば人間の脳の一部が損傷し、将来的にその部分を人工臓器で置き換えたとする。その置き換えが脳全体に及んだ際、それは人間なのか AI なのか不明である。速度が違うのであろうか？将棋において、たとえば [REDACTED] 氏は AI 以上の高速で読む場合がある。将来的に AI 並みの速度で著作物を作成できる人間が登場しないとは言えない。

こうした状況に鑑み、人間と AI との差を厳密に定義することは不可能であり、人間に許される行為は基本的に AI にも許されなくてはならないと結論づける。

- (2) 特定の職業の収入を制限の理由とすべきではない.

クリエーターの収入が減ることが制限が必要な理由と考える場合があり得る。しかし、過去においてもそのようなことは起きていた。たとえば日本語ワープロの登場は日本語タイピストの職を奪った。将来的に自動運転が実現されれば、タクシー運転手の職を奪うことになるかも知れない。既に AI の登場で縮小される職業のリストが作成されている。

何かが機械化されたとしても真に創造的なものには価値が認められ、高度な手作りの作品は今でも高い価値がある。類似品が増えることで大量生産の粗悪品の価値は縮小されるかも知れないが、それは通常の製品に関しても同じ状況にある。

したがって、クリエーターの収入が減ることをもって、制限の理由とするのは合理的ではない。

●受付番号 185001345000000009

AIにおいての学び（すなわちデータのインプットとその処理蓄積）についてを、著作権で制限することには賛成できません。

それを行うことはコンピューターサイエンスの発展を妨げることとなりますし、何よりも人間の学びと何が違うのかという観点で考察を行った際の差異があまりないように思われます。

であれば、人間も誰かの作品から学ぶことは著作権において違法であるといえなくもないはずです。

私は現在の文化庁の解釈である、AIは道具にすぎず、AIを使って何かを生成した人間なり法人がそれを公に出したときにはじめて著作物と認められ、著作権の観点での類似などが検討されるべきと考えます。

もし、AIにおいての学びと出力が著作権法に違反するのであれば、AIにも人としての格を法的に与えるべきです。

将棋の世界において、AIが人間よりも強くなったことで、人間の将棋もレベルが上がったといいます。

文化的な作品においても、同様な考え方でAIを活用すべきであると考えます。

●受付番号 185001345000000010

素案の「5.各論点について」の「(4)その他の論点について」に「市場における対価還元を促進することについても検討が必要である」とありますが、生成AIをめぐる現状を鑑みるに、著作権法「第30条の4」の規定こそが、「著作権者に機械学習の対価を支払う必要はない」という考えを助長させているように思えます。

このような状況が続くことはクリエイター等のウェルネスを悪化させる一方であり、良質なコンテンツの生産に打撃を与えることは明確であると考えます。

長い目で見た時に、AI技術が社会にとって有益な存在であるために、AIの学習には著作権者の許諾を必要とする法改正の決断を下していただきたい、というのが私の意見です。

●受付番号 185001345000000011

【項目名】

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ 【著作権者の利益を不当に害することになる場合の具体例について】

- (エ) 本ただし書に該当し得る上記(ウ)の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）

に関する意見となります。

「そのため、AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、このような措置が講じられていること等の事実から～～」

という項目は、法第 30 の 4 による権利制限を形骸化してしまうものと推察します。

例としてデジタルアートを用いますが、mist といった学習阻害技術を用いた上で、著作者によって「この資料は将来販売します」と表明された場合、これは現状の文章を読む限り、権利制限の対象とはならないと推認できます。

この項目を変更あるいは削除せずに採用する場合、我が国の AI 学習に多大なる負の影響を及ぼすことが考えられます。

現状、AI 系のビッグテックが我が国に拠点を設けてようとしている点については、大抵の学習が合法であることに起因するのではないかでしょうか。

権利制限の条文が形骸化された暁には、我が国のアドバンテージは失われます。

可能ならば、この文言は削除がよいのではないかと考えます。

●受付番号 185001345000000012

海賊版サイトなど違法な学習元からの学習行為は違法にするべき。

海賊版サイトなどの違法サイトや違法データからの学習を許容すると、これらが氾濫するおそれがある。

またそれらの判別のためにも AI 制作者は学習元の公開を必須にするべき。

●受付番号 185001345000000013

生成 AI の活用については、基本的に推進していくべきだと考える。

文章生成系の AI は、効率よく使用すれば企画職や事務職の作業効率を大幅に改善できる。日本の労働人口不足の解消や生産性向上に大きく寄与する可能性がある。

画像・音楽・動画などの生成系 AI は、今後より技術的に発展すれば、クリエイティブの現場の生産性を改善する可能性があると感じる。

加えて、絵が描けなかつた人が画像生成 AI を活用することで、クリエイティブを始めるようになった事例もある。コンテンツの作り手が増えることはプラスに働くと考える。

上記の通り、生成 AI の活用は推進していくべきである。

AI のアウトプットの質を向上し、より人間にとって有益な存在にするために、AI への著作物の学習は容認していく方向性を希望する。

一方で、既存のクリエイターの権利は保護されるべきである。

特に、画像生成 AI の領域では特定のクリエイターの絵柄に意図的に似せるためのデータセットを作成している事例も存在する。

このような、明確に「似せる」意思を持って作られた学習データは、生成 AI 推進の立場の私から見ても、非常にお行儀が悪いと言わざるを得ない。

画像生成 AI については、利用のガイドラインを明確に定め、国として容認できるライン、許容されないラインを、現状のガイドラインよりもより具体的に示していただきたい。

一度生まれてしまった技術は、なくすことはできないと考えます。

生成 AI という新しい技術を上手く日本社会に浸透させ、労働環境の改善や生産性向上に寄与するような施策を求める。

●受付番号 185001345000000014

【侵害に対する措置について】

同項目におおむね賛同するが、加えての提案

「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によって作成された物」が確認されていながらも、学習用データセットの差止請求・学習済みモデル廃棄請求とまでは至らない。それらのような「侵害の可能性がある」場合にも何かしらの請求を行えるようにしたい。

例えば生成AIが「侵害の可能性がある」ものを容易には作成できぬよう、生成AIに何らかの制限を設ける。事業者に対して侵害の可能性を警告する、又は事業者に対して警告の表示を義務付ける。これらのような軽度の請求も想定してほしい。

その他、全般的な提案。生成AIによる学習は人間よりも遙かに高速・膨大であり、人間が行うそれとは明らかに規模が違う。人対人で想定される著作権とは異なる判断基準・運用を期待したい。

●受付番号 185001345000000015

生成 AI を全面的に禁止してください。人が長い間育てた絵柄を簡単に盗まれるようでは多くのクリエイターが心が折れ、創作文化の発展が止まってしまいます。また、絵柄による作家への悪質ななりすまし、フェイク画像などが簡単に作成できてしまい、社会が混乱してしまいます。絶対に生成 AI を全面的に禁止してください、よろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000000016

そもそも生成 AI の出力物をコンテンツとして公開することを禁止すべきです。

犯罪です。

そして文化庁が政府の生成 AI セミナーを開けという命令に従い、剽窃 AI 犯罪企業に対して、オマエラは犯罪者だ！と宣言をしたくなかったがために嘘を吹聴した結果、日本が酷い盗作国家となってしまいました。

あなたたちは文化破壊序です。

生成 AI からの出力物は人間が作ってないので著作物ではありません。

そして人間が作った著作物を児童ポルノ等も含めて利用されたデータセットを検索して合成されたものなので複製物です。

現状、日本以外での生成 AI からの出力物は～

- ・研究目的（利用者が研究者であること）
- ・私的利用の範囲内（ネット上のへの公開や販売は不可能）

日本では 30 条の 4 で解禁状態になってますが本来は

・生成するためには学習セットの収集（無断収集含む）から自社で行い、出力するまで行わなければいけません。

現状の生成 AI サービスがなぜ違法なことをやれているかといえば、AI で生成した盗作を利用者に提供したわけではなく、グラフィックボードや大量の電気の対価だと言い訳しているのです。

また自分たちは生成 AI による盗品を利用者に提供しておきながら、その画像を公開したりした場合の犯罪行為はすべて利用者の責任と擦り付けています。

そう。生成 AI サービスの会社は直接犯罪を行っていません。

私的利用の範囲内・・ネットに公開しなければ違法ではない。

サービスで盗品をクローズドな場所で渡すまでなら合法です。

金払って日本人が犯罪者にされています。

さてなぜ犯罪者なのか？

現行法で生成 AI 利用したコンテンツを公開した者を犯罪者として処罰できると考えられる罪状は以下のようなものがあると考えています。

すべて非親告罪なので警察が動けば犯罪になるはずです。

■生成 AI で出力したもの的手書きとして売った場合

詐欺罪（企業の場合景品表示法違反）

刑法 246 条（詐欺）

人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。

■スクレイピングによる学習データを利用した生成 AI を利用して公開した場合

著作権法 120 条（60 条該当）

著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護

非親告罪 500万円以下の罰金

LAION-5B をはじめとしたスクレイピングによる画像データを使っている場合、

- ・死者の著作物を利用している
- ・仮に生きていたとして著作者人格権を侵害している

原則的には著作者人格権は作者の死亡とともに消える権利。ですが死者の作品を自分のもとのとするような悪徳行為を死人に口なしといわんばかりに悪用させない為の法律です。

多くの場合では有効ではないはずですが、まさかその作者名を入れないとか、無断で改変するというようななんでもない悪用を自称生成 AI の登場で世界的に行われるとは考えてなかったとも思います。

つまり日本だけ画像生成 AI 使っただけで罰金 500 万円以下の犯罪者になります。

■生成 AI 画像を自分が描いたと称する（自分の名前やペンネームを作者名として記載）場合

著作権法第 121 条

著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物（原著作物の著作者でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者名として表示した二次的著作物の複製物を含む。）を頒布した者は、1年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

・・・つまり生成 AI の画像を作つて自分が描いたと称する場合、罪が加算される。

1 年以下もしくは合わせて 600 万円以下の罰金

なお非親告罪なので警察が捕まえる気になれば捕まえられます。

■児童や学生と思われるポルノ画像を生成し公開した場合

児童ポルノ製造等罪

こちらも刑法で非親告罪化されました。また無償提供も罪に問われます。

3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金

さらにネットで送信する場合は

5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金となり、またはこれを併科されます。

合わせて 8 年以下、800 万円以下の罰金

児童ポルノというと女児だと思うかもしれませんのが 18 歳以下の男女関係なく罪

ただ絵は違います。リアルな 3 DCG も現在の判例としては絵に含まれるので原則的には罪に問われません。・・・が画像生成 AI にはマジモンの児童ポルノの写真が入っていますので有罪になるという見解。

■Stable Diffusion の画像生成 AI システムを PC で所持している場合

児童ポルノ単純所持罪、ならびに上記製造罪が適用されると思われます。

1 枚も製造してなく、ハードディスクなどからでなければ、単純所持罪か単純じやない所持なので無罪になるかもしれません。

生成 AI 利用者を刑に処してください。

●受付番号 185001345000000017

全面的に支持いたします

●受付番号 185001345000000018

まず、現状の生成 AI の運用状態は問題があると思います。

生成 AI は、インターネット上の画像や文章音声などを無断で収集し、抽出し、データセットとして圧縮します。そして高度な検索システムでデータを選別し、圧縮したデータをもとに復元するシステムです。

収集したデータには権利者が存在するはずですが、現在はその意思などを完全に無視し、権利者ではない第三者が商用利用などを行い利益を得ている状態です。これははっきりと搾取であると感じます。

そもそも、生成 AI は元データを復元する過程で他のデータと合成することで、本来そこに存在している権利者が誰かをわからなくする、ロンダリングをするシステムだと思います。生成 AI を利用することは、使用者も権利者も気が付かないうちに、膨大な量のデータを隠れ蓑に、混ぜることでデータそのものを濫用していると言えます。

インターネット上、あるいは著作物に存在するデータはいくらでも際限なく生成 AI に利用できるとすることは、先人の作り上げてきた文化や芸術、業績などを破壊する未来につながっていくと思います。私はそのような状況にははっきりと NO を突きつけたいです。

●受付番号 185001345000000019

生成 AI に関する視座

- 今般の議論を経て、日本や欧米において AI による学習を規制する法整備が成されても、中国をはじめとした他国で AI による学習を規制することはできない。その結果として、インターネットを中心としたグローバリゼーション社会において著作者の権利を守れず、規制がある国の AI 成長が鈍化する、という最悪のシナリオは避けるべきである。

生成 AI の問題の本質

- 生成 AI でも人間でも学習し生成することは同じであるが、明らかに異なる部分は「速度」と「誰でもできること」である。
- 立件された作品 1 点ずつを類似性や依拠性について判決を出す速度は、生成 AI が 1 点を生成して配布されるまでの速度を上回る必要があるが、これは実現実効性に乏しい。これが生成 AI と現行法が矛盾する点であり、学習や生成について法規制をしても防げない大きな問題となる。

AI による学習を現行法の改正では正する案

- まず、著作者の権利の侵害について定義する。AI による学習自体は、著作者の権利を何ら侵害するものではない。AI による学習で得られた学習モデルを使って生成し、生成物を「配布」することで、著作者の権利を侵害する。
- 次に、悪意のある著作権侵害が行われる流れについて定義する。悪意のある著作権を侵害した作品の配布においては、著作物の名前を使って衆目を集め、モデルの利用または侵害した作品の販売などを行う。
- 以上のことから、次の提言を行う。著作物の名前を使用する権利に対して保護を強化、侵害への罰則を強化する。
- これによって、著作物の公衆への配布・衆目を集める行為・収益化を制限することができ、結果として生成 AI による著作権の侵害を国内外問わず明確に行える様になる。
- 明確な権利侵害についての定義が法律上で行えること、類似性や依拠性を考慮しなくてよいこと、結果として非親告罪として取り扱えることから、実現実効性が高いと言える。
- 具体的な法整備の一例として、ミッキーマウスを例に取ると「ミ・キーマウス」等の伏せ字を用いた作品の配布に対しても規制を行うことを前提とする。
- この提案は、生成 AI 自体を何ら制限するものではなく、国内の AI 技術の遅れにもつながらないため、AI 産業の競争力低下につながらないという利点があることも強調する。

●受付番号 185001345000000020

イラストや写真などはお金と時間をかけて作られた「所有者の財産」であり、本来お金を
払って作成していただいたり、ライセンスを購入して使用するものです。

生成 AI だから無断無償で学習、販売して OK とは本来ならないです。法律がまだ整備さ
れていないだけです。

どうかご協力をお願いします。

●受付番号 185001345000000021

二点、述べさせていただきます。

一点目、「(2) 生成 AI に関する新たな技術について」に関して

先日、新たに、画像にノイズを付加することでイラスト生成 AI 学習を攻撃するツールがリリースされました。このツールにつきまして、以下の二点の示していただきたいと思います。

- ・そのような生成 AI 攻撃ツールは「AI 開発・学習のための複製等を防止する技術的な措置」として扱うか（ノイズ不可による生成 AI 攻撃処理を施していた場合、第 30 条の 4 ただし書に該当するかどうか）

- ・そのような生成 AI 攻撃ツールによって企業等が作成する生成 AI に悪影響（被害）が生じた場合、業務妨害等の犯罪・違法行為となるか

二点目、「4. 関係者からの様々な懸念の声について」に関して

現在、SNS を中心に、所謂「反 AI」と呼ばれる人達がこのパブリックコメントの拡散等を行っています。その結果として、これらの「反 AI」から、生成 AI に対する強烈な反対意見がこのパブリックコメントに寄せられると思います。しかし、これらの意見を読む際、一つ注意していただきたい点がございます。

「反 AI」の殆どが絵描きであり、これらの生成 AI に対する反対意見は自身の仕事が減ることを恐れたポジショントークでしかない、という点です。彼らは絵師を守る等を目的としていると自称していますが、それは建前でしかなく、自分の仕事を減らさないためのポジショントークです。その証拠として、彼らは、生成 AI に賛成的な絵師に対して激しい攻撃を行うほか、同様に無断学習によって成り立つ機械翻訳等は当然のように使用する等のダブル・スタンダードを展開しています。このように、大きな矛盾を孕んだポジショントークである、という点を頭に入れることを強く推奨します。

AI の更なる発展と効果的な利用のために、上記二点、よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000022

私は、人工知能（AI）の違法化が親告罪である場合について深い懸念を抱いている一人です。現在、AIは私たちの日常生活においてますます重要な役割を果たしており、その発展は進み続けています。しかし、もしAIが違法行為に使用された場合、その責任を被害者だけに押し付けるのは公正ではないと考えています。

AIが違法化され、その責任が親告罪として個人に帰属する場合、多くの人々が不当な負担を強いられるおそれがあります。例えば、AIを開発した企業や個人に対して訴訟を起こすためには、証拠を収集し、裁判を進めるための費用や時間が必要となるでしょう。その結果、一部の個人や企業のみが訴訟を起こす余裕がある一方で、多くの被害者は救済を受けることができないかもしれません。

私は、違法行為に関与したAIに対しては責任を問う必要があると考えていますが、その責任が均等に分担されるべきであると主張します。被害者が訴訟を起こす主体となるだけでなく、関連企業や機関が適切な対策を講じる責任を持つべきです。

AIの違法行為に関する法律が議論された際には、被害者の権利を保護し、公正な制度を確立するよう強く働きかける必要があると考えています。私たちは、個別の被害者に違法行為への対処をゆだねるのではなく、法的なフレームワークを作り上げ、適切な責任割当を行うことで、公平かつ効果的な対策を講じるべきです。

AIの違法行為に関する法律が議論された際には、被害者の権利を保護し、公正な制度を確立するよう強く働きかける必要があると考えています。私たちは、個別の被害者に違法行為への対処をゆだねるのではなく、法的なフレームワークを作り上げ、適切な責任割当を行うことで、公平かつ効果的な対策を講じるべきです。

●受付番号 185001345000000023

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

「著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるもの、」とあるが、

論文 著作者人格権侵害とみなす行為と名誉毀損(<https://www.agulin.aoyama.ac.jp/md/library01/BD81126429/Body/link/ab40126429.pdf>) では名誉声望保持権は将来的・期待的な名誉声望も保護するという解釈があり、例えはある著作者の著作物を情報解析に利用することで、その著作者の将来的な名誉声望を喪失させるおそれがある場合は名誉声望保持権の侵害に当たることが考えられる。

また、生成 AI は、既存の表現に類似する表現を創作意図がなくとも出力できるようになることができ、すなわち「誰が表現しても同じようなものとなるありふれた表現」化させることができると言えるのではないか。特定の著作者の著作物を、ありふれた表現と混同させる目的で利用するような場合は、その著作者の(将来的ではなく現在の)社会的な名誉声望を害する方法で著作物を利用したと解されるのではないか。

これらは特定の著作者の著作物の特徴を学習させた生成 AI モデルを公開する、あるいはその AI の生成物を大量に公開するなどした場合が考えられる。

●受付番号 185001345000000024

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

生成 AI による学習は当然出力を前提とするものであり、元の画像や文章、音声に類似、またはほぼ同一のものが出力される現在の状況において、元の権利者の当然得られたであろう金銭的収入、社会的地位、名誉を傷つける可能性がある学習を拒否する権利が必要であると考える。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

まず学習においてはその内容の出典をすべて明らかにすることを求める。また、その過程で著作権者、被写体などの権利者の許可が得られない場合は勝手に利用できないものとすべきである。

これはコピー品や写真の捏造、ドラえもん最終話同人誌問題のような作者の意図しない表現を無数に量産することへの歯止めであるとともに、正当な報酬を支払うことで権利を買うという当然の経済行為を促すものである。

(2) 生成・利用段階

生成されたものについては、生成 AI 製であることを明示することを求める。

生成 AI で作成されたデータを実際の戦争や災害の画像などとして発表された結果報道を混乱させ、著名人、あるいは身近な人間になりすまし、犯罪行為や倫理にもとる行動をとらせて名誉を傷つけたり、詐欺に使われる例がみられるようになっている。

これらをとめるためにも、また、従来の人間が作ったものと差別化する意味でも、生成 AI とそうでないものが明らかに分別可能であるようにすべきと考える。

また、生成されたものが違法であると判断された場合には、生成者にその責があるとすべきである。

(3) 生成物の著作物性について

生成 AI によって作り出されたデータには、著作物性はないと考える。

その表現は学習元に依拠しており、出力者および生成 AI そのものが表現したものではなく、また同じ文言を使えば全く別の人間であっても同じ表現が可能だからである。

●受付番号 185001345000000025

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(ウ) 情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について

「非享受目的を本来的利用とする著作物」を、データベースの著作物に限るべきではないと考える。

「非享受目的を本来的利用とする著作物」をデータベースの著作物のみに限るのは、該当する著作物の中で経済価値をもつものが、過去にデータベースの著作物しかなかっただけではないかと思われる。生成AIの追加学習などの技術が生まれることで、その前提は覆ると思う。個々の著作物を「非享受目的を本来的利用とする著作物」として扱うことに経済的価値が生まれるのであれば、新たな「非享受目的を本来的利用とする著作物」が生まれることは十分考えられることだと思われる。

例えばイラストの著作物について、情報解析を困難にするノイズを付与したものを受け目的用として公開し、ノイズを付与していないものを非享受目的用として販売する場合が考えられる。

この場合、いくつか考え方があると思われる。ノイズは単なる技術的な措置だとし、両方を一つの著作物の複製物と捉え、「享受目的と非享受目的両方を本来的利用とする一つの著作物」とする考え方。両者を別の著作物と捉え、「享受目的と非享受目的それぞれを本来的利用とする二つの著作物」とする考え方。なんらかの基準によってどちらが本来的利用かを第三者が決定し、「享受目的と非享受目的いずれかを本来的利用とする一つの著作物」とする考え方。

いずれにせよ、「非享受目的を本来的利用とする著作物」の枠組みについて検討するべきではないかと思う。

●受付番号 185001345000000026

学習元のデータを考えるに、著作権の問題やクリーンなことを前提とするのなら何を持って担保するかになるのだろうと思うところ。既存のイラスト投稿サイトや小説などの投稿サイト、また国などで創作物のデータバンクを作り、著作権フリーの場とするか。またはデータが利用される度に元データの製作者に還元する形に取るかでそこを解決する他ないのではと思うところ。その方向ならば日本のクリエイターを守れるしクールジャパン政策にも合致するのではと思う。

一部生成 AI に対する嫌悪的なユーザーに関しては感情的な部分が多く感じる。生成 CI の問題として著作権など以前に学習と生成のスパンの速さから問題視してある点も多いと思う。

既存のイラスト、創作物を見てそこから人が想像や知識として蓄えて生成するのと AI が生成するスピードが違いすぎる所以創作者側が自分たちの仕事を失うのではという点などをも含わさって問題視してるとも思う。

ただし、生成 AI は絵柄のコピー製品に近いのでそこら辺は著作権などの問題になるのだとは思う。

生成 AI に関して、感情的な部分と著作権にふれる部分と利便性が混ざった問題に思う。

ただ、生成 AI を規制するより、既存の創作者と著作権的に問題ない状態にする方向に勧めたほうが他国との無法地帯な状態と違う日本の強みになり得ると思うところである。

●受付番号 185001345000000027

あなた方は未来がどうとか技術がどうとか言っておられます生成 AI を用いて特定のイラストレーター等に嫌がらせをしようとする連中の存在を知っているはずです。ロシア軍が AI を用いてゼレンスキ大統領に虚偽の発言をさせる動画を発信した様にデマの拡散のなど、犯罪行為のために AI を使用する人間も少なからず存在するのです。くだらないことをごちゃごちゃ抜かす前にきちんと法整備をして下さい。

●受付番号 185001345000000028

生成 AI イラストは窃盗です。

生成 AI は無許可で人の絵を AI に学習させてます。

イラストの絵柄はその人が人生をかけて作り上げてきた財産です。

また絵描きはそのツールがたとえデジタルでも作業が早い人でも最低 6 時間はかけて 1 枚のイラストを描き上げています。

どうか努力が報われる世の中にしてください。

インボイスでダメージを受けたイラストレーターにさらに生成 AI に寛容な世の中にして追い討ちをかけないでください。

海外から愛される日本の文化。その日本の文化を支える人たちを大事にしてください。

●受付番号 185001345000000029

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

専業のイラストレーターとして10年ほど活動しているものです。

素案拝見いたしました。生成AIが大量のデータを参照し出力しているという事情。また既存の作家から追加学習を行うなどの事情から、すでにその仕組みからしてそれを商用に利用することは30条の4項の適用外に当たると解釈するのが自然ではないでしょうか？生成AIにとって著作権がどれだけ邪魔なのかというのがこの素案から透けて見えるような気がします。

生成AIはその便益ばかりが注目されていますが、半年ほどその猛威に直面しそんなに便利なものでもなければ管理が大変な、どっちかというと非常に厄介な技術という印象を持つにいたりました。

現状の対応では海賊版で知らぬ間に学習されていたデータをさらに生成AIを通して著作権ロンドリングされ絵柄という法的には言及されていないが享受において非常に重要な要素を模倣されてしまいます。しかもそれが機械的な速さと量で。

「マリオ」などの日本にとってとても大切なコンテンツもその模倣の対象で、すでに出力されているのをよく目にします。こうしたIPの価値が極端に侵害されやすい現状には早急に対応していただきたいです。

またこうした理屈抜きに、半年以上自分が愛した文化を機械的に模倣され、僭称され、嘲笑われる現状には大変疲弊しております。

絵の習得は大変で、その文化への理解と尊敬なしにはできないものだと思っています。それを絵が嫌いな人でさえもが簡単に絵柄を奪い作者本人にあなたはもういるなどと煽る...。自分が好きなもの。ましてや自分が必死に作ってきた絵柄で攻撃される精神的ダメージは想像を絶するものです。これがずっと続いているのです。

正直、皮肉にも半年間でこの生成AIの問題を「啓発」したのは、理論だって説明してきた方々ではなくこうした間違った使い方をした生成AI利用者だったと思います。

生成AIは人だけが紡ぎだす文化の存在意義を揺るがします。その時の嫌悪感や不安感は人である以上多くの人が拭いえないでしょう。

すでに現状の著作権法に照らしても疑問符が付く生成AIを少なくとも文化庁が推進する意義はないのではないかと思います。

メリットからも道義的な理由からも、一個人の主觀としても。

改めて絵の習得は大変です。しかしその鍛錬の過程で様々な先人の技やアイデアに繋がり絵を描くという文化への尊敬が生まれます。こうした文化のあるこの国への愛情も。著作物ももちろん大切ですが、それを通じて文化とつながることの意義こそが大切なんだと思います。

そのために、より著作権者の権利が、海賊版や生成AIから守られるような仕組みを作つ

ていただきたいと切に願います。

今後創作を志す若者たちが安心して文化を紡いでいけるような環境の整備をよろしくお願
いいたします。

●受付番号 185001345000000030

現状の生成 AI のデータセットはもれなく著作者を無視して違法アップロードされた画像・映像・音声を始め、児童ポルノや小児に対する性被害を収めた物等が多量に含まれています。

そのデータを使い意図的に他者の著作物を模倣した嫌がらせや脅迫、他者を貶めるディープフェイクと呼ばれる画像や映像、音声による被害が既に多数起きています。

また著作者の許可なくデータセットに取り込みそれを利用する好意は知的財産権的に問題ではありませんか。

かつて「漫画村」という市販の漫画を違法にアップロードしたサイトが問題になりましたが、現在の生成 AI のデータはあのサイトと等しいものです。AI だから無断で学習しても良い、無償でデータを勝手に使ったり販売しても良い等とは決してなりません。著作者・所有者の財産を侵害する事は AI であろうとも許されてはなりません。

そういう状況を無視して生成 AI の使用を推奨するような真似は法治国家として如何なものなのでしょうか。

「AI 事業者ガイドライン案」別添 1.第 1 部関連/P13/20 行目 「AI によるリスク」

●受付番号 185001345000000031

現在の生成 AI の成り立ちについてはデータセットが違法にアップされたデータを使用されていたり、特定の人物を狙い撃ちしていたりで倫理的に許容できるものではありません。

全ての生成 AI を排除せよと言っているのではなく、クリエイターが納得できる方法にして欲しいのです。オプトイン方式にするなど、方法はあるはずなのになぜ政府の方々はクリエイターの権利を無視して踏みにじるような方式を推進するのでしょうか。

また、今の AI でデータ元になったクリエイターへの還元が 0 の状態でだれがオリジナルの創作をしたいと思うのですか？

これではタダ働きをしろと言っているようなものです。データ元になるクリエイターを殺して、データにただ乗りするのは健全な活動を破壊する行為です。

また、切り貼りではないといいますがニューヨークタイムズの文章がほぼそのまま出てきていたり、映画のワンシーンのほぼ同じものが出てきたりしているのは果たして本当に切り貼りではないんでしょうか？

データが高精度になればなるほど、元データそのままのような画像が出てくる事も増えています。現状の AI のやっていることは漫画村と似たようなものです。せめてオプトイン方式にして安心して使えるようにするなどの納得できる方法にしてください。

●受付番号 185001345000000032

5.各論点について

(2)生成・利用段階について

稚拙ながら、一クリエイターとしてご意見をお送りさせて頂きます。

生成 AI ですが、開発者が利用者を考慮していないという点が上げられると思います。

クリエイターが理想とする生成 AI は、自身の制作を補助する役目としての利用です。

その場合は自身の著作物を取り込む事に躊躇いはないでしょう。

しかし現時点の生成 AI は、一般ユーザーとクリエイター関係なく利用することが可能で、また一般ユーザーが自身の著作物ではない物を取り込み、出力することが可能となっているのが現状です。

そのため、生成 AI に取り込まれる学習データは、学習の許可又は明記が必要と考えられます。一般ユーザーが自身の作成した著作物ではないものや、不適切な著作物を学習させることができてしまう為、許可なく使用されたクリエイターは生成 AI への嫌悪感を募らせると容易に想像がつく為です。

クリエイターが考える理想的な生成 AI とは、あくまでも「クリエイター個人又は企業を補助するための道具」であり、安易に創作物を生成することが可能なツールではないと考えます。また学習データを共有せず、個人や企業の閉鎖的なデータ内のツールとして使用することが理想的な利用方法だと考えられます。

そしてクリエイターが生成 AI に学習されることを望まない場合、削除を可能とする体制を生成 AI を提供する側は用意するべきだと考えます。別途記載しましたが、生成 AI の学習データがクリーンなものでなければ、著作物を制作したクリエイターにとって生成 AI は嫌悪の対象となる為です。また生成 AI を使用した場合、自動的に画像内にサイン等を明記する、またはサインをデジタルデータとして埋め込む事を提案します。

クリエイターにとって生成 AI が有益なツールになるよう、改善を求める。

●受付番号 185001345000000033

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(オ) 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
世の中にあるデータが学習しやすいようになっていないのが悪いのであって、権利侵害であっても学習しやすいようになっているものであれば、学習しても問題ないとしてほしい。例えば紙の本を直接読むのは難しいが、スキャンしたものが違法に公開されている海賊版サイトであれば容易に読むことができる。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

イ 著作権侵害の有無の考え方について

(イ) 依拠性の考え方について

プロンプトによる画像生成で、プロンプトの内容で依拠性が否定できる場合があつてほしい。例えば「ネコ」と指定して生成した画像が偶然誰かの作品と似ていたとしても「ネコ」で狙ってその画像を出すのは難しいので、その作品を知っていたかどうかを推認するまでもなく依拠性が否定されるというような仕組み。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

イ 著作権侵害の有無の考え方について

(イ) 依拠性の考え方について

マル2 AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI 学習用データに当該著作物が含まれる場合

AI 利用者と開発者は多くの場合は別だし、学習に使う大量のデータを利用者が把握するのは困難なので、学習データに当該著作物が含まれているから依拠性があると判断されると、AI の利用が困難になるので、やめてほしい。

何らかの基準を超える大量のデータを扱っていれば依拠性はないと判断してほしい。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

ウ 依拠性に関する AI 利用者の主張・立証と学習データについて

学習用データに当該著作物が含まれないことを証明するために、学習用データを全て保存しておく必要があるとしたら、AI の開発や運用がとても困難になるだろうから、やめてほ

しい。

何らかの基準を超える大量のデータを扱っていれば依拠性がないと判断してほしい。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

カ 差止請求として取り得る措置について

「特定のプロンプト入力については、生成をしないといった措置」は過剰な対応がされそうなので推奨しないでほしい。「シネマ」に「シネ」が含まれているので暴言である、のような雑な言葉狩りと似たようなことが起こるのではないか。

●受付番号 185001345000000034

世間の流れがあまりにも生成 AI への風当たりが強く、魔女狩りじみていると感じたため、意見を送らせていただきます。

素案に目を通し、完全に理解できたわけではないのですが、特定個人の作風を強く感じさせる出力物を個人で楽しむならともかく不特定多数への公開、企業での使用などは著作権の違反になる可能性がある、という風に読み取りました。

非常に良い落としどころだと私は感じました。

私自身 AI は使わず絵を描く身ではあるため、そういうしたものでも AI と聞けば拒否反応が出るという人間ばかりではないことを知っていただきたく意見を送らせていただきました。

開発者、創作者双方にとって良い落としどころが見つかる事を祈ります。

●受付番号 185001345000000035

p35 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

3. 複数の生成物からの選択より、「単なる選択行為自体は創意的寄与の判断に影響しないと考えられる。」という点について、私は反対です。

私は生成 AI を利用してゲーム制作を行っているのですが、生成物の選択において、数百という数の画像からたった数枚を厳選する作業に、創意的意図がないとは感じられません。

破綻の少なさや、ある場合の修正の容易さ、主として意図通りの生成がなされているか、生成物の創意意図上の合格基準ラインをすべてクリアしているか、単純な印象としてのクオリティにいたるまでを勘案して、数百枚から数十枚、数十枚から数枚にまで絞り込むのが、生成 AI における選択行為になります。

数枚の中から一枚選んで、という程度では判断は難しいですが、数百枚の中から数枚、ともすればたった一枚を選ぶ過酷な厳選作業は、確固たる創意的意図がなければ成し得ないものであると考えます。

よって私は、単なる選択行為においても、その厳選作業にどれだけの条件があり、かつどれだけの数の『お蔵入り』があったのか、という点から、創意的寄与の判断に影響しうる考えます。

●受付番号 185001345000000036

5.各論点について (1) 学習・開発段階:

学習と開発が享受目的を含むか否かの境目を規定することが難しく、拡大解釈によりいくらでも権利範囲を広げられてしまう懸念があり、AIの開発を委縮させてしまう効果が出ることを懸念しています。著作物を学習することは、その著作物に類似しない生成を行わせるためにも本来は有用な行為と考えます（ネガティブプロンプトなど）。利用段階での用途等に厳格に適用することにより権利を適正に守ることとし、学習や開発を研究機関や企業が安心して実施できる状況を作っていただきたいと考えます。

5.各論点について (4) その他の論点:

プロンプトに著作物を含むケースですが、ネガティブプロンプトのようなケースは是認されると認識していますが、公に周知する観点から補足いただけると嬉しいです。

●受付番号 185001345000000037

「2. 検討の前提として」の「(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理」及び、「4. 関係者からの様々な懸念の声について」の「<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>」に関する、いちイラストレータの生の意見になります。

目的の如何にかかわらず、権利者の許諾なしに著作物を生成 AI の学習に用いることを禁止する法規制を望みます。理由は以下の通りです。

1. 人間が観る読むのと異なり、生成 AI はデータとして著作物を取り込んでいます。著作物を利用する場合は当然著作者の許諾が必要であり、私は自分の著作物を勝手に使われることに非常に憤りを感じます。
2. 現に、法第 30 条の 4 の対象となる利用として生成された AI 生成物が、利用された著作物の著作者への攻撃、嫌がらせに用いられています。
3. 現在、生成 AI によるフリーライド、攻撃、嫌がらせにより、創作者の創作意欲が削がれてしまう状況が続き、特にこれから育っていく若手への悪影響が顕著であり、日本の文化の破壊に繋がると考えます。

●受付番号 185001345000000038

生成 AI の出力物が既存の権利物に酷似している場合、著作権法により原作者の権利は保持されるべきだと考える。

しかし、生成 AI が動作するには元となる学習データが膨大に必要であり、その元データとなり得るイラストは現状ほぼ全てが著作権法により保護されている。もしもこのままイラストレーターの意見のみが大きく反映されるようであれば、生成 AI 技術は完全に停滞すると考えられる。

よって、個人・非営利・研究利用においての制限は撤廃し、営利利用や一般の開放されたコミュニティへの投稿などには規制を掛けるべきだと考える。

●受付番号 185001345000000039

問題の AI を規制し類似品が出ないかつ無関係の AI を巻き込まない対処を望みます
ドローンの二の舞いにならないよう、正しく利用している者や被害者の意見を聞いてほしい

最近は弁護士等も事実に反することを平然と言っており、それを基準にされると被害者は泣き寝入りし技術は停滞し悪用だけはできるとなりかねないので参考にする意見は慎重に選択してほしい

基本的に生成 AI 推進派はクリエイターとの共存を無視した意見が多く、共存できるようになるだけでかなり変わると思う

例えば AI 製だと誰の目にもわかりやすい目印の挿入や学習元の管理を必須にするだけでも変わってくる

すでに出てている物を禁止にすることが難しいことは承知しているが、現状の無法地帯な状況ではまじめなクリエイターがひたすら損をするので対策してほしい

NEUTRINO 等歌唱ソフト関係はデータ元との共存を第一に動いているので、そちらの分野を参考にするはどうか

日本が誇るクリエイターが生成 AI によって潰されない法規制を望みます

●受付番号 185001345000000040

まず始めに、私は生成 AI を規制すべきと考えています。

以下、私の意見です。

4. 関係者からの様々な懸念の声について。

著作者(創作を生業としている人含め、創作を嗜む人)は、SNS の発展により、より強く印象に左右されるのが現状です。それが、他者の著作物であってもです。

作風だけの模倣であっても本来当該の著者が描かない(性的・政治的・特定の人物の批判等)ものであると、その著者の印象を著しく低迷させてしまうのです。

直接的な関係性はありませんが、心理上関連づけてしまい、不快感を抱いてしまうという問題があります。生成 AI 以前の話ではありますが、生成 AI が民間に扱われるようになってから、その問題が膨大してしまっています。

・以下疑問点。

享受目的とはどの範囲を指すのでしょうか？ 生成のみに及ぶのか？ SNS に投稿するまでに及ぶのか？ です。

前者であるなら享受目的と取れます、後者である場合は該当ないと踏んでいます。

自分のものとして楽しむ、という言葉は SNS という媒体に対してとても不明瞭だと思います。

・私の考え。

この生成 AI の問題を通して、日本は何なのか、文化は何なのか？ を問われている気がします。

生成 AI は確かに利便的で色々な分野で人々の助けになると思います。然し、利便的であるが為に、人々を腐す武器にも成ってしまいます。

確かに、デマの情報は以前にも存在しましたが、より信憑性を感じさせるようなデマの情報を発信できるようになってしまいました。

確かに、著者の作風に寄せて当該の著者の評判を落とすそうな行為は存在しましたが、より数が多くそのような投稿が発信されるようになりました。

そういう不安に苛まれる人々が、新人のクリエイターが、沢山います。

このままでは、尊重すべき日本的な文化が、人々の気持ちが紡いだ文化が潰れてしまいます。

このような状況であるが故に人間が、日本が、どう在るべきかを問われているのが今だと思います。

●受付番号 185001345000000041

AI イラストの影響でクリエイターが仕事を奪われる事例が増えています
そもそも AI は学習するためにクリエイターが人の手で描き上げたものを使います
それを無断で使用し学習させる行為にも著作権は適応されるべきです
クリエイターたちも国民です
国民の生活を守るためにも是非真剣に取り組んで頂きたいです
企業の AI 生成イラスト又は小説での使用は反対です。

●受付番号 185001345000000042

私はプロの漫画家です。現生成AIは規制すべきです。

○現生成AIは学習内容をプロンプト次第で誰でも出せてしまうことが一番の問題

・個人の創作物を第三者がプロンプト次第で出せる今のAIは無断転載と変わりません。

漫画村を行政は取り締まり潰した実績がありますが、今のAIはそれとほぼ同じようなものです。将来漫画やアニメもプロンプト次第でそのまま出てくるのではないでしょうか？

AI開発企業は盗人であり、無断転載をしている業者と大差がありません。

○無断転載ならば、現状の法律で訴えればいいという反論について

・個人が裁判をすることは時間も金もかかり、非常にコストが高く、全く現実的ではありません。特に若者の所得は数百万程度です。これでどうやって戦えというのでしょうか？
国家レベルでAI規制をし、企業に圧力をかけるべきです。

○アンチ学習システム(Glaze)の登場

最近、創作物を学習させるとAIの挙動をおかしくさせるものが登場しています。この技術が発展し、広まれば世に出る創作物はほとんどまともに学習できなくなる可能性があります。

この技術が浸透すると、手描きで作られた本物の創作物の価値が高まりAI企業間でその奪い合いになることでしょう。そのとき規制をしっかりととしていなかった国は世界から信頼されず乗り遅れ、AI後進国になる可能性が高いと考えています。このままだと日本はAI競争に負ける可能性が非常に高いです。

○漫画家のプロである私は今のAIを信頼して使うことはできません

私はプロの漫画家ですが、各企業でAI使用が炎上しており、消費者は疑心暗鬼となりAIであることがバレると信頼を失う現象が起きています。プロであればあるほど、自分の作品に他人の著作物が入り込み信頼を損なうことを恐れ使えません。

○若手イラストレーターや画家が損をする現AI市場

若手が新しく絵柄を作り自分の作風を構築しても、第三者がAIを通してほぼそのままの著作物を出されてしまうと、商売になりません。つまり、イラストを描く人口が減り、絵柄の進歩が衰退する恐れがあります。個人でAI企業と契約し、本人だけが著作権をクリアした自分特化の学習データを使えるよう法整備すべきです。

○日本独自のAI規制をひき若手クリエイターを守るべき

日本の若い需要のあるクリエイターの画風を極度に学習させ、ほぼ同じ絵を出すOPEN AI企業に圧力をかけてください。日本人の著作物を世界中誰でも使え、販売できる今の現状は国益を大きく害しています。若いクリエイターにお金がいきわたなければ、彼らは絵を描く時間を失い新しい絵柄や表現が出きなくなります。

そして、本物のデータが減った日本はAI競争に負け、文化面でも衰退していくことに

なるのではないでしょ うか。

●受付番号 185001345000000043

2. 検討の前提として

<意見>

文章やイラストにおける著作権について、これらの作品はは作者が多くの時間をかけ知識を学習し、技術を磨いてきた努力の結晶である。そのためその積み重ねてきた努力を権利として保護する目的で著作権がある。

その努力の結晶である製作物を AI に取り込み利用することは、閲覧・鑑賞とは全く異なり、製作物を無断で持ち出し加工して利用し利益を得ようとする行為と同意である。

それはつまり技術と製作物の窃盗であり立派な著作権の侵害になると考える。

そして AI 生成物を販売し金銭を得なかったとしても、AI により安易に同様のものを作製し多くの物が世に出ることにより人々努力してきた著作権所持者の作品の価値を著しく下げるに繋がる。それは作品を手掛け生業としてきた著作権所持者の営業妨害となり生活を脅かすものである。

これらをまず第一に念頭に置き著作権物に対して AI 技術の使用を禁止し、著作権所持者とその作品の保護を最優先にするべきである。

そのための法案作成と違反者（著作権物への AI 使用者）への罰則を作り、その後取り締まりを強化するべきである。

●受付番号 185001345000000044

現在の生成 AI の在り方は著作権者の市場と衝突し、その利益を不当に害するため権利制限規定の対象外だと考えられます。無許諾でトレーニングを行った、あるいは文化の発展を阻害する海賊版サイトでトレーニングが行われた生成 AI を使用して間接的に著作物を代替させる行為は、著作権者の利益を不当に害すると考えられます。たとえ著作権法で保護されていないアイデアを使用していても、生成された創作的表現が類似、あるいは同一のものであった場合は著作権者の利益を不当に害する可能性は否定できず、生成 AI はその被害を拡大あるいは促進させると考えられます。これは著作権法の目的である文化の発展を大きく阻害し、フリーライダーが大量の類似生成物を作り著作権者の市場を破壊する不当な土壤生成を招きます。たとえそれが無償で公開されたものであっても、潜在的な利益あるいは対価回収の機会を奪う可能性があることは否定できません。よって現在の生成 AI は明らかに文化の発展を阻害し、著作権者の利益を不当に害していると考えられます。その可能性がないと解釈する場合は、その根拠を客観的証拠を用いて証明するべきだと考えます。

一方、海外ではトレーニングデータの権利者にライセンス料を支払う、あるいは許諾を得たデータでのみトレーニングをするという考え方には舵を切り始めており、許諾を得ていないデータで権利者の対価回収の機会を奪うことは権利制限規定の根拠となるスリー・ステップ・テストの要件を満たさずベルヌ条約に抵触する可能性があります。日本の主張する非享受利用の範囲が海外でも通用するかは甚だ疑問であり、ベルヌ条約に抵触する恐れは否定できないため、権利制限規定の在り方についてはより一層慎重になるべきだと考えます。以上から著作権者の権利が正当に保護される規制案の確立が迫られており、権利者の市場を不当に害する AI システムは国際的に足並みを揃えて規制する必要があります。著作権法は人間の思想又は感情を創作的に表現したもの、あるいはその精神的所有権を保護するために存在することは米著作権局の裁定からも明らかであるため、著作物でないものが大量に生産されることは明らかに人間の文化発展の要件にそぐわないと考えられます。著作物ではないものを搾取的な手段で大量生産するシステムに対しては、これまで以上に著作権者の権利を保護する対応に迫られていると考えます。例えば文化の発展を目的として著作権法で保護されていなかったアイデアなどを機械学習に対しては保護を認める、と言った著作権法改正の動きが海外を中心に発生することは想定できます。AI 汎用モデルに対するトレーニングデータの監視・共有、著作権法の順守、オプトアウト権利の保護などは既に EU の AI 法で示された通りです。人間が長い歴史の中で築き上げてきた文化を破壊されないために、速やかに著作権者あるいは著作者の権利を保護し、著作権法の目的を持って搾取的な AI システムには厳格な規制を設けるべきだと考えます。

●受付番号 185001345000000045

AI と著作権に関する考え方について（素案）

クリエイターや実演者等の権利者の懸念 に対する意見を提出します。

前提として私は AI を使用していないクリエイターです。

現状、生成 AI の使用者の大半は学習データソースの作成者の権利を考慮しない、或いはあえて蔑ろにする様な振る舞いを取っています。

AI 学習使用禁止の文言には現時点では法的拘束力はないことは存じておりますが、クリエイターが控える様な意見を送っても法整備が無いことを盾にして誹謗中傷や政治的思想を伴った反論をする生成 AI 使用者は絶えません。

また、生成 AI 使用者のリテラシーを抜きにしても、長年の研鑽によって生み出された画風や表現が生成 AI によって陳腐化されてしまう事態もおきています。（スラングで言うところのマスピ顔、等。）

上記問題を除いても、現行の法律に最も強く関連する問題として実在人物(児童を含む)のポルノがすでに大量に出回っており、これが pixiv を始めとする投稿サイトを汚染して学習元の人物の尊厳を傷つけ、クリエイターは不当な投稿制限を受けています。

今後政府に求める対応としては

- ・生成 AI 提供者は常に学習データを開示、或いは請求に対して開示する義務を持つこと
- ・生成 AI 提供者及び利用者は学習データ提供に同意したクリエイターの作品のみ利用可能で、それに反した場合法的な罰則を設けること
- ・生成 AI によって生成された作品に著作権や利用料の設定を認めず、誰でも二次利用可能とすること(学習データ元のクリエイターが受けるはずの利益を不正に独占することへの対策の為。)
- ・学習データ提供の拒否を無視した生成 AI 利用者の行動に対して嫌がらせやストーキング、誹謗中傷に並ぶ法的措置を取れる様にすること

●受付番号 185001345000000046

画像生成 AI の事を前提として意見を提出します。

まず、従来の著作権法との整合性についてですが、これは現法では全く対応ができないものと思われます。

現在権利者がこれは盗作ではないか、直接模倣の被害を訴えている件がありますがいずれも法曹、警察ともにきちんと取り合っていません。これは現在の法で対応できない事の裏付けになると思います。

AI 絵はその仕組み上、多数の(58 億枚もの写真、絵などの画像)が元となっており、特定作家の狙い撃ちモデルであってもその他大勢の絵が混じっている事で要素が薄まり、作家としては明らかな模倣でも法ではセーフ、というような結論になっている場合が多いです。そもそもそのデータ提出には拒否権がなく、オプトアウトも対応しておらず、ネットに画像を流した瞬間 AI の元にされるというのは非常にアンバランスかつ、人権の侵害とも取れます。

似た画風でその作者は取り扱わない内容の画像を撒かれた場合(成人向けを描いていない作家が成人向け絵を生成されるなど)、名誉の毀損にもなりませんか、これも既に起きている事案です。

まず拒否権を作家に与え、その上で許可を取った物のみで研究を進めるべきだと思います。繰り返しますが今の状況はあまりにクリエイター軽視であり、その人権を無視した非常に危険な状態であると認識してください。

次に、研究目的、また享受を伴わない場合のみ著作権者の許可を必要としないという文言ですが、これも実態に伴っていません。

享受というものの定義も読みましたが、では現在生成物で CM、販売などをしているものは享受には当たらないというのは無理があると思いますし、そこに罰則も無いというのはあまりに形骸化されています。

元の作者がわからなければ、という事ですが、現在よく使われている画像生成 AI の出力物は国内ではなく海外のアーティストの画風が強く出ている場合が多く、果たして世界全ての著作者の把握はできており、それらを全く侵害していない状態であると判断できているのか疑問です。

国内であれば作家本人の声も取り上げられますが、全世界、ネット上全て、アーティスト本人が流したかも分からぬものの著作物の判断を正確にし、全く問題がないとする事は不可能ではないでしょうか。

またこれらのデータの中には児童ポルノや犯罪現場、医療データの画像も入っており、海外新聞社などが大きく報じています。これらは単純所持も違法のはずですが、データセットであれば、それと分からなければ使用しても良い、という認識になってしまいます。

それらを踏まえ、既に上記の販売経路に乗せてしまっている状態は世界中からの信用の失

墜と共に、本国の作品に拒絶に繋がり(盗作国家と取られれば外国作品が見られなくなる可能性すらあります)、とてもプラスになるものではないと思います。

生成物の著作性についてですが、これは一切与えられるべきではないと考えます。

上記の元となる著作物の取り扱いが曖昧な状態かつ、著作者の意図しない物が無制限に世に放たれている状態で著作物と認めるということは「分からないように要素を切り貼りすればいい」という、一種のロンダリングです。

本来支払わなければ手に入らないものをAIに通せばタダで使い放題というのではありませんか。

今の生成AIは元となる作品がなければ絵を作れず、その作家達は今、無秩序に作品を利用されている状況に心を痛め、筆を置いてしまう方も出ている状態です。

またこの状況に疑問を持ち、作家に権利を求めて声をあげている人に脅迫被害も出ています。

今の画像生成AIを使いたいというのは、作家の精神性は要らなく、安く都合のいい絵が欲しいだけの理由しか見えず、そこに文化の発展は全く見出せません。

作家が減っていく、若手がいなくなる業界は先細りし、文化が潰れる原因になります。

イラストのみではなく、人を写す写真であっても一度その人を撮ればあとは生成AIで出力し放題、簡単に裸にする事も、名誉を著しく傷つける事も子供でもできてしまいます。これらを踏まえ、まず画像生成AIの使用は一部研究機関、研究者のみに制限し、最低限の倫理問題をクリアできてから免許所有者のみ利用可能、まで制限をかけるべきだと思います。

また、プライバシー、著作権、パブリシティ権などあらゆる権利の軽視が多く見られる状況にもう少しだけ危機感を持った発信をお願いします。

昨今の情勢で、まるでネットに作品を上げることが悪いのだ、と言わんばかりの状況はあまりに酷いものです。

どうかクリエイターにもう少し寄り添った舵取りをお願いしたいです。

●受付番号 185001345000000047

現行生成 AI 利用者です、画像生成も文章も利用しています文章ではビジネス文書などの校正とかによく利用しています とても便利です

画像生成も私は絵は好きでしたが絵を書くのは全く出来ずみるだけでしたが AI ができるように自分でも頭に思い浮かべたイラストが表現できる楽しみに振れることが出来ました、また体力的にイラストから引退した友人もかいしして再びイラストに触れる楽しさに戻っています

生成 AI は学習に関しては現時点では問題ないのに悪魔崇拝者を凶弾するかのような態度をされるのがとてもつらい場面があります

日本はまだ日本で出来た生成 AI が無いからせめて土壤だけはよい土壤になる社会になるといいなと思います

●受付番号 185001345000000048

現行の stablediffusion 系の生成 AI はデータセットが問題であるとして世界的に規制の流れになっています。特に児童ポルノ被害者の実画像が入っている点は看過できません。

生成 AI を進めるのであれば 100%クリーンなデータセットを作る必要があります。

また、仮にデータセットがクリーンだとしても、使用者が無許可でクリエイターの作品を学習に使うことはクリエイターにとって悪影響を及ぼします。

これを規制することはかなり困難で、今も悪用され続けています。

日本の文化を守るためにには、ただの複製製造装置であるこのまがい物の生成 AI 推進をやめるしかないと考えています。

こんなものをテクノロジーだと持て囃すのは愚行であり、世界に遅れを取ることになります。

●受付番号 185001345000000049

私はプロの漫画家です。現生成 AI は規制すべきです。

●4. 関係者からの様々な懸念の声について述べさせて頂きます。プロの方々の意見を聞き集約したものとなっています。この文を明記し忘れておりましたのでもう一度送ります、申し訳ありません。

○現生成 AI は学習内容をプロンプト次第で誰でも出せてしまうことが一番の問題

・個人の創作物を第三者がプロンプト次第で出せる今の AI は無断転載と変わりません。漫画村を行政は取り締まり潰した実績がありますが、今の AI はそれとほぼ同じようなものです。将来漫画やアニメもプロンプト次第でそのまま出てくるのではないでしょうか？AI 開発企業は盗人であり、無断転載をしている業者と大差がありません。

○無断転載ならば、現状の法律で訴えればいいという反論について

・個人が裁判をすることは時間も金もかかり、非常にコストが高く、全く現実的ではありません。特に若者の所得は数百万程度です。これでどうやって戦えというのでしょうか？国家レベルで AI 規制をし、企業に圧力をかけるべきです。

○アンチ学習システム（Glaze）の登場

最近、創作物を学習させると AI の挙動をおかしくさせるものが登場しています。この技術が発展し、広まれば世に出る創作物はほとんどまともに学習できなくなる可能性があります。

この技術が浸透すると、手描きで作られた本物の創作物の価値が高まり AI 企業間でそれの奪い合いになることでしょう。そのとき規制をしっかりととしていなかった国は世界から信頼されず乗り遅れ、AI 後進国になる可能性が高いと考えています。このままだと日本は AI 競争に負ける可能性が非常に高いです。

○漫画家のプロである私は今の AI を信頼して使うことはできません

私はプロの漫画家ですが、各企業で AI 使用が炎上しており、消費者は疑心暗鬼となり AI であることがバレると信頼を失う現象が起きています。プロであればあるほど、自分の作品に他人の著作物が入り込み信頼を損なうことを恐れ使えません。

○若手イラストレーターや画家が損をする現 AI 市場

若手が新しく絵柄を作り自分の作風を構築しても、第三者が AI を通してほぼそのままの著作物を出されてしまうと、商売になりません。つまり、イラストを描く人口が減り、絵柄の進歩が衰退する恐れがあります。個人で AI 企業と契約し、本人だけが著作権をクリアした自分特化の学習データを使えるよう法整備すべきです。

○日本独自の AI 規制をひき若手クリエイターを守るべき

日本の若い需要のあるクリエイターの画風を極度に学習させ、ほぼ同じ絵を出す OPEN AI 企業に圧力をかけてください。日本人の著作物を世界中誰でも使え、販売できる今の現

状は国益を大きく害しています。若いクリエイターにお金がいきわたなければ、彼らは絵を描く時間を失い新しい絵柄や表現が出きなくなります。

そして、本物のデータが減った日本はAI競争に負け、文化面でも衰退していくことになるのではないかでしょうか。

●受付番号 185001345000000050

元が許可なく集められたイラストの数々であり、

そのイラストにはイラストレーターの時間と努力によって

培われたもので描かれています。

現在の AI を扱う人々のイラストレーターの作品の価値を蔑ろにする行為の

数々は人権の侵害に相当するレベルだと思います。

またそのような悪感情の解決をしないままで使われる AI は

クリエーターは使うだけで信用を失う物になっていると思います。

人の尊厳を無視したままの AI は一度使用を制限する必要があるように思えます。

●受付番号 185001345000000051

- ・AI 生成画像には必ず生成時に自動で AI である表記が入るようにしてほしい
- ・AI 画像を使う場合どんなに小さな場所でも些細な箇所でもそれが AI によるものが含まれている場合 AI であるという表記を義務付けてほしい。
- ・AI の学習に使うためには必ず元の画像の権利者の許可が必要と義務付けしてほしい
- ・AI 学習に使われた元画像の権利者には1枚ごとに相応のお金を支払うべき。
- ・AI の学習に一般ユーザーが自由にデータを追加できないよう義務付けしてほしい
- ・AI 画像に対して権利画像が使われていないか求められた場合その証拠を提示しなければならないようにしてほしい。

●受付番号 185001345000000052

生成AIの非倫理的利用について

生成AIを、他文化の担い手に対して攻撃的意図で使われることがあります。

著作権法がそのような用途で利用されるのは本末転倒です。

他文化の尊重など、文化の発展に欠かせない倫理的規範について示す必要があると思います。

例えばファッションローガイドブック2023(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/fashionlaw_wg/20230331_report.html)では、知的財産権で保護されない伝統的表現に関して、文化の盗用が非倫理的行為として提示されています。

●受付番号 185001345000000053

生成AIの技術的な背景について意見を述べます。

まず生成AIの根幹にあるデータセットこれ自体が盗作 盗用 無断学習 さらに児童ポルノなどの非人道的なデータで成り立っています、まずこちらの事実をひろく国民に知れ渡らせることが国の役割ではないのでしょうか?

当たり前ですが生成AIを使用したコンテンツ 作品は海外展開など到底無理なので日本を代表するコンテンツ産業をつぶす事になるでしょう。

日本という国が世界から見放されないようにするには著作権で生成AIによる無断学習などから守るという明確な法規制が必要ではないでしょうか?

私はそう考えます。

●受付番号 185001345000000054

5. 各論点について

現状世に出回っている AI 生成のものはデータセットが著作権違反をしているとおもいます。

児童ポルノ（性的虐待）や許可をだしていない作品・人物などを取り込んだ状態のものを利用している状態です。

また、利用者が、作品の著者に対し誹謗中傷を行う道具になっており

そもそも許諾を得られていないソフトを法律的に違法とし

著者（またはドメインを持つ財団など）へ著作権料を支払うべきです。

発想の助けになることは素晴らしいと思いますが

意見書をみても納得できる部分もなく、もっと大々的にプロ・アマチュア問わず

意見を聞き生成 AI について対応していくべきだと思います

●受付番号 185001345000000055

生成 AI には大きく規制をかけるべきだと考えています。 簡単に画像を量産することが出来、特定の絵柄を取り込むことも可能な事、それはクリエイターにとってアイデンティティーを盗まれ、勝手にバラ撒かれたも同然のようなものです。まだ世に出でていないこれから活躍する若いクリエイターにとって生成 AI は脅威にしかなりません。また、長い時間をかけて磨いてきたものが生成 AI にかかるれば、簡単に安上がりのコンテンツとなって流れていきます。新しいものを作りあげてもまた生成 AI に盗まれて、の繰り返しでマンガ・アニメ業界を著しく衰退させうる存在となることもそう想像に固くありません。 生成 AI にクリエイターの大切な作品を学習させてクリエイターは用済みのゴミ扱い、日本が向かおうとしてるのはそんな未来です。 というよりも生成 AI の現状そのものです。著作権法というのは、今活躍しているクリエイターとこれからの業界を支えていく人を、守る為にあるものだと思っています。世界に羽ばたいていくクリエイターをたくさん日本は抱えています。 どうかお願いです、クリエイターを守る道を選んでください。

●受付番号 185001345000000056

検討の前提としてウ「享受」の意義及び享受目的の併存にある、「情報解析の用に供する場合」は享受に当たらないため、権利侵害にならないとあるが、そもそも、著作者が情報解析のために利用されることを拒む権利がないことが問題であると考えられる。インターネット上に著作物を公開することは今や当たり前になるが、そのなかで、企業または個人が無断でAIに著作物を学習させることを制限しなければ、学習拒否の意思表明をしていても学習されてしまう。そのため、学習を拒む権利が必要になると言える。

3 生成 AI の技術的な背景について（2）生成 AI に関する新たな技術

学習済みの生成 AI に小規模なデータセットを用いて追加的な学習をさせることによって、強い影響を受けた生成物の生成でいる機能は、芸術分野ではひどく問題となっており、イラスト分野では、一人の著作者のデータを集中学習させることによって、画風を酷似させることが問題となっている。この問題により、著作者が筆を折る事態や、精神的苦痛を訴える者まで現れている。また、集中学習データセットを無断で販売する者まで現れ、個人による追加学習は無法地帯である。これらことは、著作権侵害として裁くことが出来るかもしれないが、費用対効果の面や、次から次へと被害が発生点から、個人の力では追加学習の拒否や被害の発生の抑止をすることが出来ない。そのため、新しい法による抑止力が必要だと考えられる。

（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

プロンプトを制限することによって、生成される物が著作権侵害の防止することは出来ない事例が多数報告されている。AU が提供したサービスでは、具体的なキャラクター名を入力しなくとも、任天堂のマリオやディズニーのキャラクターが出力されている。また、このようなサービスを提供する企業は大抵、生成物の著作権侵害問題に対して責任を負わない姿勢である。この点は問題であり、企業が生成 AI サービスを提供する際には、生成物の責任を、生成命令を出した者と企業の両者に負わせるべきである。生成 AI が著作権侵害のリスクを持つことは周知の事実であるにも関わらず、企業が責任から逃れることが出来る状態は不当な状態であり、この点は法規制も視野に検討すべきである。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

クリエーターの仕事が奪われているという情報は現時点では見当たらないが、今後無規制のまま生成 AI が乱用されていけば、十中八九起きてしまうことが予想できる。クリエーターが新たな著作物を生み出しても、それが無断で学習に利用され、人間とは比べ物にならないスピードで類似作品が生成されれば、クリエーター側に勝ち目はない。また、生成 AI を使用しているかどうか、消費者が分からず現状もあるため、悪意のある販売者が身元を偽って利益を得ることもできてしまう。そのため、クリエーターの保護と生成 AI 使用の明記を義務化するなどが必要になると考えられる。

（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

生成 AI の種類によっては利用されているデータセットに海賊版や単純所持で違法となる児童ポルノが使用されていることが、すでに海外で発表されているがその情報は考慮しているのか。国内でサービスされている生成 AI の多くは、それを利用しており、このことを見逃すということは、違法画像を生成 AI に通すことによってロンダリング出来てしまうことを認めることになるが大丈夫か。この点は世界的にも問題視されており、海外の生成 AI に対する動向を専門家や文化庁が知らない（または見て見ぬふり）のであるならば、現状の生成 AI に対する議論には懐疑的な目を国民としては、向けざるを得ない。もっと、規制に舵を切っているアメリカや韓国、イギリスなどの事例や報道、研究記事に目を通すべきではないか。

●受付番号 185001345000000057

【項目名】

1. はじめに

何をもって AI の成果物とするかを線引きすることは不可能であると考え、純粹に成果物に対して、既存の著作権を侵害するものかについて意見したい。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

創作活動を例とした場合、「インプット(学習)があって、アウトプット(生成)できる」ことは同じであるため、現在の著作権法と整合性があるため、著作権法自体に変更を加える必要はない。

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

(2) 生成 AI に関する新たな技術

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

学習が少ない場合や極端な指示をすることにより、AI 成果物が既存の著作物を模倣することが問題であると思う。

そのため、学習した既存の著作物と一定の割合以上一致しないなどの措置は必要だと思う。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

AI の開発において著作権が足かせにならないように、規制などをすべきではない。

(2) 生成・利用段階

既存の著作物に酷似した、独創性の低い成果物を誰でも生成できることは問題であると思う。

(3) 生成物の著作物性について

既存の著作物を学習していても、組み合わせや用途など、成果物に独創性があれば、著作物と言えると思う。

(4) その他の論点について

6. 最後に

生成 AI サービスが著作権を侵害するかについては、学習する素材や、成果物が既存の著作物に酷似していることが問題であると思う。

●受付番号 185001345000000058

【項目名】

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階 P15～

著作権者の利益を不当に害することとなる場合について P19～P21

→(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

→P21 の下段注釈 20 アイデア等が類似するにとどまるものが大量に～

P20 の(ア)、(イ)、P29 にある「人間が AI を使わずに創作したものについて類似性が争われた既存の判例と同様～」とされる要件に矛盾します。対策としては現法の不正競争防止法（デッドコピー防止・3年以内）でも注釈に乗せるだけ留めてほしい。更にはこの問題は生成物なので生成・利用段階の問題である。他の注釈でも煩雑で生成 AI 作品を逆差別する表記が見られるので余計な物は整理して頂きたいです。

(2) 生成・利用段階 P28～

著作権侵害の有無の考え方について P28～

→(ア) 類似性の考え方について P29

→P29 の下段注釈 35 表現とアイデアの区別は容易ではなく～

生成 AI の登場によって類似性の判定ハードルが下がれば行きつく先は表現規制になるので好ましくない。(ア) 類似性の考え方について とも矛盾を生じる元なの判断基準を従来のものと変えるべきではない。

6. 最後に P37

→2 AI 及び関連技術の発展状況

現状だと生成 AI への認知不足による炎上で AI 機能の取り下げが続いています。CLIP STUDIO PAINT、アイビスペイント等は AI 機能を使った技術を取り下げました。この傾向は画像（イラスト）界隈で強く見られます。これらの歪んだ反対活動の歯止めとする為にも文化庁の発表は感情論に左右されない毅然としたものである事を願います。

→広く国民に対して周知し啓発を図ることが必要であり～

AI 技術を複製の様に誤解している反対派も多いので AI 技術（仕組み）や著作権の類似判例の周知は積極的に行ってほしい。また生成 AI か人間かの作品の 2 極判定が行き過ぎているので啓発で防止してほしい。これからは生成 AI の部分利用が増えて AI 作と人間作の境界が更に曖昧になるのは想像に難くない。反対意見の注釈でも生成 AI と判定できる前提の意見が多過ぎます。

●受付番号 185001345000000059

と申します

イラスト AI が世に出てから、その動向を見守っておりました。

その中で感じたことを書かせていただきます

1・基礎研究はいろんな種類をやるべき

将来的に役に立つ立たないにかかわらず、基礎研究は幅広く行われるべきと考えます。

ですので、AI の研究および技術発展は行われるべきだと思います。

2・誰でも使えるべきではない

現在、イラスト AI は一般利用者も利用ができる状態です。

そんな中、画風を真似して画集を販売したり、ガイドライン違反の絵を描いて嫌がらせに使われたり悪質なケースが散見されます。

イラスト AI は、研究目的のみに利用されるべきで一般利用はされるべきではないと考えます。

3・著作権の観点で問題がある

今のイラスト AI は、学習した絵のコピーを幾重にも利用している状態と聞きます

オートメーションで贋作の合成コピーができる状態は健全ではないと考えます。

4・学習元のイラストへ許可を

現在、イラスト AI はオートメーションでイラストをネットで探し学習している状態と聞きます。

学習の際は、持ち主に許可を取り学習元イラスト提供する形が健全と考えます。

5・コピペーストによらない描画を望む

学習したイラストから、一から人間のように絵を描き始めるプログラムを望みます

他者の絵のコピペーストを幾重にも利用する AI の使い方は贋作の量産と変わりなく健全でないと考えます。

以上です、ご査収ください。

●受付番号 185001345000000060

画像生成 AI における学習開発段階に関する意見につきまして私は概ね同意する立場をとります。しかし、少数の著作権のみを学習データとして利用する事で所謂作風を模倣する事に関しても法第 30 条の 4 を適用するべきであると考えます。理由としましてはあくまでも著作物の利用は生成 AI に対する学習であり、生成されるものが必ずしも著作物と関係しているとは言えない事から、いわゆる過学習を行う事が必ずしも著作者の権利を侵害するとは限らない点から、生成物との類似性を考慮した上で適用するのかの判断をするべきです

●受付番号 185001345000000061

5. 各論点について

- (1) 学習・開発段階
- (2) 生成・利用段階

現在生成 AI 画像を実現する為に広く使用されているデータセットには、児童・未成年の性的虐待被害画像（CSAM）を数多く含む点でその様なものを基幹とした推進を日本国が国を挙げて行うなど論外でありますが、論外な部分を差し引いてなお、学習の名の下に SNS などから数多くのプライベートな実在人物の写真、イラストレーターが長年研鑽を重ねたイラストなどを掠め取って生み出されているという大きな問題があります。

そして生成 AI 技術の発展に伴って当初稚拙だった表現は飛躍的に進化し、イラストであれば、機械学習の元となった人物（著作者）の作風・色使いなどを明示することで極めて高い精度で再現出来るに至り、個人の幾年幾十年の研鑽の果ての個性である作風を用いて本人の望まぬ性的・卑猥な作品などが嫌がらせ目的で乱造され、その加害の対象でなくとも、自らの努力の結晶を無断で盗用されている事実を知り、憤る方、心病んでしまう方を数多く見かけます。「ものづくり」という日本の土台となる崇高な努力と研鑽を、ただデータセットの一部とするために無断で榨取し、踏みにじることなどあってはなりません。

既にいかにも生成 AI イラストらしい画風は元が非常に高い技術を凝らした技巧の作風で会ったにも関わらず、「マスピ顔」と称され AI 絵だと飽きられ、嫌悪の対象とすらなっています。芸術的な作風が玩具の様に使い潰される事があつていいのでしょうか。

また実在人物に関しても、成人の男女問わず、先に触れた児童などを含む性的虐待被害画像（CSAM）を用いて衣服を纏わぬ写真的な画像を容易に量産することが可能であるため、顔をそのまま性的な表現に使われると言った問題も懸念されます。

実際 AI 児童ポルノなる表現の写真風画像は大量に作成されており、海外から大きく問題だと指摘されている事も留意しなければならないでしょう。その土台となる技術に児童や未成年を含む性的な被害画像が含まれているにも関わらず、国がそれを黙認・許容して推進するということは、海外から日本はそのような国であると見做されることに直結します。

あくまで目先の利益に囚われた拙速な結論を出さず、長期的な視点に立った慎重な判断を望みます。

●受付番号 185001345000000062

個人からの意見です。

【項目名】

1.はじめに

2.検討の前提として

(1)従来の著作権法の考え方との整合性について

(2)AI と著作権の関係に関する従来の整理 3.生成 AI の技術的な背景について

(1)生成 AI について

(2)生成 AI に関する新たな技術 (3)AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

4.関係者からの様々な懸念の声について

【

この懸念の声について。

現在生成 AI を使用して創作活動を行う者(以下 AI 絵師 とします)のデータボックスがブラックボックスと化していることが深刻な問題であることに留意するべきです。

データボックスとは、生成される作品の元となる要素であり AI 絵師が活動を行う上で作風を決めるにあたり欠かせない要素です。

その「生成される作品の元」とは大半において AI を利用せず生み出された作品を指しており、商業活動を行っているいわゆるプロの作品も含まれています。

生活の基礎を自分の作品で賄っているプロから見てこれは重要な権利の侵害です。

またデータボックスをブラックボックス化していることにより、これを開示できず裁判すら起こせないことについて重大な議論を呼んでいます。

データボックスは開示されておくべきです。

またこれにより AI 絵師は児童ポルノをデータボックスに配置し、海賊版を含むイラストのデータを読み込むことで児童ポルノを二次元化・収益に繋げるといったおぞましい仕組みにも繋がっています。実際に起こっていることです。

データボックスは開示されておくべきです。

】

5.各論点について

(1)学習・開発段階

(2)生成・利用段階

(3)生成物の著作物性について

(4)その他の論点について

6.最後に

●受付番号 185001345000000063

無法状態の生成 AI は、クリエイターなど様々な人の権利を脅かす恐れがあるため、法整備を求めます。現時点でも勝手にイラストを使われている等問題も多く発生しており、自身もイラストを使って仕事をしているため、自分の著作物がいつ乱用されるか不安があります。

●受付番号 185001345000000064

生成 AI に関して大きく分けて 3 つほど意見がございます。

一つ目として生成 AI による被害の自衛手段として glaze 等の加工をすることは可能にすべきだと思います。いくらクリエイターの権利を守ったとしても無断学習を回避するのは不可能だと考えている為です。生成 AI に使われているデータセットには不当に学習されたデータがほとんどです。AI 学習を許可していないと意思表示をしたとしても作品を学習に使用することが可能になっている現状から変える必要があるのは勿論のこと、クリーンなデータセットから作られた生成 AI に無断で学習させる行為自体を防ぐことが困難な為自衛手段として glaze 等の加工は可能にすべきだと考えます。

2 つ目に生成物に AI によって作られた物だということがわかる様にする透かし等をいれることを義務化するべきだと言うことです。AI によって作られた作品をコンテストに投稿され、その作品が受賞したとなるとクリエイターの意欲を削ぐ結果になるのは明白です。これから時代を生きていく若い世代のクリエイターを守る為にも必要な行為だと考えます。

3 つ目に一番重要だと考えているのが生成 AI の透明性です。生成 AI には上記の様に不当に学習された画像を使っているのがほとんどです。その中には児童ポルノ画像やセンシティブな画像など、所持しているだけでも犯罪となり得る様な画像が含まれています。その様な画像によって作られたものを使用することに対して処罰がないというのにも疑問符が浮かびます。このことから元の画像の権利者の許可を得て学習されたクリーンなデータセットのみで作られた透明な生成 AI を使用することを義務付けるべきだと考えます。

以上 3 つの事柄が私の意見です。

●受付番号 185001345000000065

文化が発展するための環境及びイノベーションを支援する環境への寄与に関する観点の必要性について

生成 AI は経済、貿易の観点で評価されることが多く、文化が発展するための環境及びイノベーションを支援する環境を作り出しているかどうかの評価もすべきだと思います。例えば、著作権法 30 条の 4 は著作権者の経済的利益を阻害するかどうかに主眼を置かれています。

生成 AI に対する意見の相違には、これらの環境を作り出していると感じるかどうかの違いが大きいと思うのです。

文化審議会文化政策部会 文化多様性に関する作業部会 報告 一文化多様性に関する基本的な考え方について—(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/seisaku/02/sagyobukai/>)では文化的財、サービスの流通の進展が、異なる文化的表現の共存を保障し、文化多様性との相互補完的な関係を構築できるように、経済、貿易の観点からのみではなく、文化そのものの観点から検討していくことが必要である。"とあり、人間中心の AI 社会原則（統合イノベーション戦略推進会議決定）(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinkouchinou/pdf/aigensoku.pdf>)の"3 Society 5.0 実現に必要な社会変革「AI-Ready な社会」(4) 「イノベーションシステム(イノベーションを支援する環境)」"では"リアル空間も含めたあらゆるデータが新鮮かつ安全に AI 解析可能なレベルで利用可能であり、かつ、プライバシーやセキュリティが確保されることで、誰もが安心してデータを提供し流通させることができ、提供したデータから便益を得られる環境ができていることが求められる。"とあります。

しかし、生成 AI は他文化との共存や多文化主義との相互補完的な関係、誰もが安心してデータを提供し流通させることができ提供したデータから便益を得られる環境等を目指しているものとは思えません。データを利用される著作者やデータが豊富な文化が、一方的に生成 AI 利用者の私的利潤を手助けする仕組みになっています。

文化が発展するための環境とはどのような環境か、逆に文化の発展を阻害する環境とはどのような環境か、

イノベーションを支援する環境とはどのような環境か、逆にイノベーションを阻害する環境とはどのような環境かを明確にし、生成 AI がどの環境を生むのかを考える必要があると思います。"

●受付番号 185001345000000066

沢山のお金と時間と労力を注ぎ込み作り上げた作家やアーティストたちの作品をいとも簡単に模倣してのける AI は規制されるべきと考えます。

現時点では特定の個人の作品を学習させたとわかるような AI イラストを利用した金銭取引をし、あくまで学習元のイラストを描いた作家さんを SNS 上で侮辱するような人間もいます。作品に命をかけていた作家さんたちにとって、それがどれほど屈辱的で、心を病むには十分すぎる要因かは想像するまでもありません。

本国を盛り上げ海外との深い交流にも繋がる日本のアニメ・イラスト文化を担う極めて重要な人材たちの心と存在が脅かされています。どうか AI 規制をご検討いただき存じあげます。

●受付番号 185001345000000067

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(エ) 本ただし書に該当し得る上記(ウ)の具体例について(学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方)

「他方で、AI学習のための著作物の複製等を防止するため、機械可読な方法による技術的な措置としては、現時点において既に広く行われているものが見受けられる。こうした措置をとることについては、著作権法上、特段の制限は設けられておらず、権利者やウェブサイトの管理者の判断によって自由に行うことが可能である。」とあるが、著作権侵害の被害者となり得る側が対策コストを負わされるべきではない。

「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難」とするのではなく、「AI学習を許可している著作権者からの学習のみを可とする」となるよう法改正すべき。

●受付番号 185001345000000068

私は10年来デジタルイラストを主に制作するイラストレーターである。

(StableDiffusionで少なくとも数万枚の各種画像生成を試している。作品には使用していない)

現状の画像生成AIは学習に使われているデータセットが初期から児童ポルノ等で汚染されている等の問題が指摘されており公的使用には問題がある。

そればかりかStable Diffusion等を用い作家個人の絵柄データセットを本人の同意なしに作成するなど倫理的に悪辣な行為が目立つ。

またAI生成データをタグなどの分類をせずにアップロードし、手書きの作品文化圏が「荒らされている」状況にある。

(アマチュア文化圏では気づかず生成AIの画像を拡散させてしまう行為の是非を問う等の混乱が起きており、インターネット上の作品の展示サイクルに強烈な悪影響がある)

これまでのところ、画像生成AIではなければ達成し得なかつ美術的かつ技術的マイルストーンと呼べるべき現象や作品、業界のポジティブな変化等は私の観測範囲では認められていない。

インターネットという巨大なデータベースの汚損という観点でも危惧している

例えば生物種の学術写真が1枚あれば同定の道具に役に立ったが、今となってはまず生成AIを疑う必要が出てきた。

証明写真のように、画像を一枚提示することがインターネット上における学術的証明手段となっていた。しかし代替や保護されることなくニセ情報の拡散が急速に進んでいることが危険である。

平たく言えば、整列された図書館に「異様に紛らわしい」ゴミが投入されているようなものである。

我が国は以前から世界的に見ても類を見ない非常に巨大なアマチュア文化圏を擁していることが最大の文化的な宝であり、国際競争力のある独自コンテンツヒットの要因であると考えている。

どのような法規制をするにせよ、この分厚い層は一朝一夕で手に入るモノではなく、この文化経済圏や彼らの創作意欲を損なわない社会システムを構築することがコンテンツ立国を目指す我が国が真っ先に取り組むべきことである。現状AIはその足かせにしかなっていないというのが個人的な肌感覚である。

●受付番号 185001345000000069

生成 AI による「学習」は、人間の学習とは明確に異なるものである。生成 AI によるイラストの生成は学習データに頼り切っているためだ。そして、使用者の多い生成 AI の中には、無断で学習したデータセットを使用したもののが存在する。AI による無断学習はデータの剽窃に他ならず、取り締まるべきだと私は考える。生成 AI が芸術及び社会の発展に重要な技術であることに異論はないが、無断で他人のデータを使用することは許されざる行為だと感じる。

●受付番号 185001345000000070

5-1-イ 追加学習が簡単にでき、簡単に利用できる環境が嫌。作風が類似するものが簡単に作れる環境はどうかと思う。実際にインターネット上で、許可していないのに作風を追加学習されて、追加学習のデータを配布される嫌がらせを受けている人がいる。

5-1-エ そもそも学習されたくないのに学習を拒否する方法がないのが嫌。最低限オプトアウトさせてほしい。できればオプトイン方式が良い。

5-4 何かを生み出すという行為は苦しいので、生成AIで簡単に低いコストでそれっぽいものが作れるようになると、生成AIに人が流れてクリエイターが育たなくなり、コンテンツ創作の好循環が阻害される

- ・不正確な情報で検索欄を汚染し、インターネットでの人間の学習を阻害する。判別する術を持たないので現状がどうなのかわからないが、2023年12月頃、トコジラミとケシゲンゴロウの生成AIによる不正確な画像が検索欄に増えたとのこと。

- ・生成AI製の情報をまた生成AIが学習してどんどん生成物が大量のゴミ情報になっていく可能性がある。

5-2-エ 生成AIの学習が無差別に行われた場合、知らないうちに知らないところで自分の著作物を侵害するようなものを生成する可能性があるのが嫌。大企業の有名なキャラクターなら著作権侵害されていることが発覚しやすいが、個人のクリエイターだと監視できる範囲が狭いので、なかなか発覚しないから著作権侵害を事前に防ぐには学習範囲をオプトインにした方が良い。

●受付番号 185001345000000071

> 4. 関係者からの様々な懸念の声について

> <AI 利用者の懸念>

上記項目について意見差し上げます。

文面を見るにこれらの懸念は「将来起こりうるリスク」として記載されているように思いますが、私はこれらを「2024年1月現在では既に実害を伴って顕在化してしまった問題」として捉えております。

特にクリエイター自身が生成AIを利用した場合において、SNSなどで(2)や(3)が騒がれてしまい、結果としてクリエイターが生成AIを利用することができないという風潮が形成されてしまっております。

昨今の事例を思い浮かべましても、例えば

「漫画の背景には既に生成AIが広く使われている」という憶測に対しての周囲の反応は「それらは素材集を購入して使ったものだ」「私の漫画には生成AIは使っていません」といった反応が寄せられておりました。

これらの反応は(2)や(3)が顕在化したものと私は理解しております。

この結果、著作権や評判を重視するクリエイターは生成AIを利用することができず、むしろそれらを軽視する者がこぞって生成AIを利用するという状況に、不公平感を感じている次第です。

その原因は、著作権と生成AIの考え方方が成熟しきっていないためと考えております。

貴府における考え方の整理が、最終的には生成AIを利用するにあたっての不安を解消するものになることを、切に願っております。

まとめると、素案に対して私は次の提案を行いたいと考えております。

> 4. 関係者からの様々な懸念の声について

> <AI 利用者の懸念>

1. クリエイター自身がAI利用者として生成AIを利用する場合がある、という文言を補足として付け加えたほうが良いのではないか

2. クリエイターの生成AI活用は現に萎縮してしまっている状態であり、その問題が発生していることを((2)や(3)と内容的に重複したとしても)、<AI 利用者の懸念>の節に明記したほうが良いのではないか

●受付番号 185001345000000072

生成 AI が誰にでも触れられる現在の環境は歯止めをかけるべきです。

既に生成 AI による偽札作り、岸田総理や能登地震被災地、北海道の大雪警報などでディープフェイクが作られています。また、声を偽装して特殊詐欺に用いられるケースも既に発生しており、生成 AI によって騙される人々が出ています。

そうした良くないものが環境さえあれば誰でも作れてしまう、老若男女問わずです。特に倫理観が育ち切っていない子供や、世の中を無茶苦茶にしてやりたいと願う破滅願望を持った人間が国家関係を悪化させ、戦争に持ち込ませるきっかけになりうるものを作ってしまえばどうなるか…考えただけでもぞっとなります。そういう観点からも生成 AI に触れることが出来るのは免許を持った者や医療・介護といった人手不足により存続が危ぶまれている分野に絞り、一般人が安易に手出しができないようにするべきです。

また、生成 AI を動かすには多大な電力を必要とします。化石燃料が高騰し、電気がうまく作れない現在の日本の状況で生成 AI を一般人の手に許してしまえば、各々の承認欲求を満たす、特殊詐欺で人を騙す為に多量の電気が消費され、貧しい人々が電気代の高騰について行けず暖をとれないといったケースさえ生じる筈です。そのような事態は避けるべきです。

それらに加え、生成 AI の素材にされてしまった人たちの問題もあります。今の生成 AI は世界中のクリエイター達の作品を無許可無断で集めてきたデータセットで動いています。個人の日常の写真から戦争被害者の写真、児童ポルノなどの根本的に問題があるデータで構成されているのです。

ある日突然、自分の家族の顔写真や声でディープフェイクが作られ、ネットで拡散されるような未来を想像してみてください。それは現状のままでは現実にあり得る未来です。そしてネットに拡散されたそれらを消すことは根本的に不可能です。

また、クリエイター達の作品を無断無許可で「素材」「餌」呼ばわりして勝手に生成 AI に取り込み、健全な分野で活動されていた方の絵柄で性的な作品を勝手に出力され評判に泥を塗られるという被害も実際に出ています。それなのに加害者側は「合法だから」と言い切って今日もその方の絵柄で自分勝手に作品を生み出し続けて換金をしています。こうした行為に声を上げれば、声を上げた方の画像を集中的に無断で機械学習されて絵柄を複製する生成 AI を作られるため、殆どの方が声を出したくても出しにくいのが現状です。被害者は現状泣き寝入りするしかありません。法に頼ろうにも「文化庁が許可したから」という言葉を冤罪府のように使われ、今日も無法がまかり通っており、自殺に追い込まれてしまった作家も存在しています。

こんな理不尽がまかり通っている現状をなくすためにも、一刻も早い生成 AI の規制を望みます。

●受付番号 185001345000000073

・従来の著作権法の考え方との整合性について

現行法ではいくつかの要件を満たさなければ著作権違反が認められないがこれはおかしい。

また、これまで認められてこなかった絵柄にも著作権を認めるべきである。

AIによる模倣でも特に問題になるのがイラストレーターの個性である絵柄を模倣した場合である。

本来イラストレーターが受けるべき利益をAI利用者が模倣した絵柄でかすめ取る状況が発生しており、この点が現状では最も問題視されている点である。

・生成AIについて

生成した絵図は既存の著作物の切り貼りではないとされるが、その根拠が乏しい。

悪意ある模倣の例もあるため、生成AIがどの著作物を利用したか、その元データを追跡、確認できる仕組みを導入しなければならない。

また、生成した画像がAIによるものだとわかるように視覚的、電子的な、解除不可能な証明を埋め込む必要がある。

・学習・開発段階

学術的な利用ではなく営利目的の学習、および生成画像の使用であった場合、利用された著作物の権利者に妥当な額の報酬が支払われなければならない。

音楽教室で既存の著作物を学習目的で利用する場合でも著作権料が発生するという判例がある以上、絵図であってもAIの学習に利用された段階で著作権者に著作権料が支払われないのは筋が通らない。

・生成物の著作物性について

認めるべきではない。

AIによる生成で人間の意思、思想が介在しない。

プロンプトの入力は単なる指示であるし、AI利用者は好みによってその良し悪しを判断するだけである。

人間による創造の結果付随する著作性とは根本からして異なり、AIによる画像生成はGoogleなどの検索エンジンで画像を探すのと本質的には同一である。

また、人間による創作は非常に時間がかかる。公開された未完成品を取り込み、AIによって完成させ、先に著作権を主張するという悪質なケースもみられる。

このような状況から著作権者を守るためにも、また、将来に渡って人間が創作の主体であるためにも、AIによる生成物に著作権を認めるべきではない。

●受付番号 185001345000000074

5.各論点について

(1)学習・開発段階

> この点に関して、本ただし書は、法第 30 条の 4 本文に規定する「当該著作物に 表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない 場合」に該当する場合にその適用可否が問題となるものであることを前提に、そ の該当性を検討することが必要と考えられる。

ネット上の意見を見る限り、この条項を極端に拡大解釈している主張が散見されます。

この条項は但し書きであって、原則として適用すべきで無い条項と思います。

現状の著作権法の条項のようにいつでも適用されるかのような条文になっているのは混乱を招いているだけであると考えます。

そのためこの条項を「裁判をすることを前提にした規定」に変更することを検討してみてはいかがでしょうか。

分野が完全に異なりますが、株式の買取請求権という物があります。少数派の株主が重要な議案(会社の合併など)に反対した場合、会社に持ち株を買い取らせることができる制度です。

その場合、まず買い取り価格の交渉を行い、決裂した場合は裁判を行うことが、法律で明記されています。

会社法第 469 条、第 470 条辺りの条文は、明確に条件が記載されており、また交渉が決裂した場合の手続きも具体的に記載されています。

著作権法第 30 条の 4 の但し書きは「お互いが同意した場合もしくは裁判を行ったとき限定」にした方が、無駄な争いがなくなるのではないかと考えます。

--

会社法

第七章 事業の譲渡等

(反対株主の株式買取請求)

第四百六十九条 事業譲渡等をする場合（次に掲げる場合を除く。）には、反対株主は、事業譲渡等をする株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

(省略)

(株式の価格の決定等)

第四百七十条 株式買取請求があった場合において、株式の価格の決定について、株主と事業譲渡等をする株式会社との間に協議が調ったときは、当該株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株

主又は前項の株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

(省略)

●受付番号 185001345000000075

現在の生成 AI を用いた絵について、既存のイラストレーターなどの著作物を無断で学習用の素材とし、それを利用して商用利用をするなどの行為があまりにも多く、これを防ぐ手段もイラストレーターなどの著作者側にはありません。

この行為によってイラストレーターだけではなく、声優や小説家等の創作を行うクリエイターや俳優業までも被害を被っている現状です。

可能な限り著作者側からの対処が可能なようにするか、AI で生成したものはどの企業が開発したなどの AI 生成ツールで出力されたのかを明示しなければ利用できないようにするなどの対策が必要だと思います。

あまりにもクリエイターを軽視した現在の生成 AI の状態を見ると、一刻も早い生成 AI への対処が必要だと感じます。

●受付番号 185001345000000076

生成・利用段階および生成物の著作権についての意見

さんざんに議論されていることです。AI イラスト最大の問題は学習量が人間と桁違いでいるという点です。しかもその大半は無許可の学習であり、これは分かりやすく言えば

「国立図書館が時間と予算をかけてデータベース化した蔵書のデータを丸ごと無断で使った」よりも多い分量になります。言うまでもなく図書館の利用には許可が必要であり、個人情報の登録なども必要で持ち出しにも制限がかかります。個人の作業結果の学習であれば、そのハードルはより高くなります。模写と同じと言えば聞こえはいいですが、例えば「1万点のイラストレーターの成果物の良いところを一つ一つコピーし、一つのイラストを作り自作と名乗る」となると話は別です。結果的に AI 生成は「いいところだけを無断で取り、混ぜて出力した」ものに過ぎません。

またこの場合、学習・生成の主体は言うまでもなく「AI」であり、「生成指示者」にはなりません。生成を指示した人物は何も学習していないためです。AI に著作権を認めないことは現状の方針としてほぼ固まっており、「生成を指示した人間」もまた学習をしたと言えないため、著作権を持っているとは言いがたいものとなります。AI イラスト等の生成サイトとも特別な契約関係にはありません。AI は飽くまでも生成サイトの所有物であることを考えれば、「生成を指示した人物」に著作権等が発生せず、この生成物を利用して販売することに根拠がないことになります。

まずはこの部分の関係性を法律ではっきりと明示すべきでしょう。生成方法にもよりますが、「1. 生成の指示者」「2. 生成サイトの運営会社」「3. 生成を行った AI」、そして何よりも「4. 生成に至るまでの学習元となった成果物の著作権者」、この 4 者の権利関係を明確にする必要があります。この場合、最も保護されるべきは当然 4 であり、1 は「学習したわけではない」ことから権利者たり得ないことになります。2 は「AI であるため著作権が認められない」となり、3 は規約によって変動します。すぐにでもこの 4 者の著作権法における明確化を行わないと、1 が増えて「AI ではなく自作である」と偽る事例が増えれば、4 との混同が発生する恐れがあるため、最も急務と考えます。

また、学習とその成果物から得られる利益を考えると、1 は何の権利も有していないことになり、4 からの無断学習による利益を得ることは商売の通念上好ましくありません。3 は AI であるためどれだけ学習し出力しようと成果物の著作権は発生しないので、2 が規約に悪意ある一文を加えることで、全ての利益を吸収するという事態も十分に考えられ、学習成果という利益だけを考えれば、それはすでに発生していると考えるべきです。

まずは法律によって 1~4 の権利関係を明確にすることを提案し、従来の法律を遵守し成果物を生成してきた 4 の保護を最優先とすべきと考えます。

●受付番号 185001345000000077

Web 上にある数多の作品などを学習してそれを素材として勝手に利用していいはずがない。正当に対価を支払わず勝手に使うことは著作権侵害となる。実際のところ著作権侵害に関しては親告罪となるから該当しないなどと、そういう理屈を通すのは人道的にまずい。

クリエイターは、無断で素材にされてしまうなら、もう考えることをやめるだろう。文化の停滞を招く、非常に危険な行いである自覚をもつべきである。

また、例えば、実際の児童ポルノ画像などを勝手に学習して、実際に居る人間を殆ど再現出来てしまっている状態にある。現実の人間の高クオリティな架空画像などが作れてしまい、悪用し放題な状態をどうするのか。

速やかに法整備し、人々を守るのが政府の仕事であろう。

●受付番号 185001345000000078

A I を用いることで、今までの著作物を利用して新しい著作物を作ることができます。A I には本来一切規制は不要です。新しい技術を最大限利用できるよう、規制をするにしても規制は最低限であるべきです。

●受付番号 185001345000000079

5. 各論点について

(3) 生成物の著作物性について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

1 指示・入力（プロンプト等）の分量・内容

2 生成の試行回数

3 複数の生成物からの選択

について

詳細な指示を与え、試行回数を重ねたとしても、AI 利用者による創意的寄与と認めるべきではないと思う。

第一に、指示から結果に至った精神的、物質的、知的及び感情的な経緯や意図を AI 利用者が説明不可能である。

第二に、なぜそこで寄与を終了し完成としたかの精神的、物質的、知的及び感情的な判断理由を AI 利用者が説明不可能である。

この二点から、指示と表現との因果関係に AI 利用者の創造性はほとんど関与していないと思われ、AI 利用者による創意的寄与と認めるべきではない。

指示を元に具体的表現を導き出すのは AI であるから、AI 利用者の立場は依頼人に相当するものと思われる。

さらに、米国著作権局が 2023 年 3 月 16 日に発表した、AI 生成物に関する著作物登録ガイダンス (https://copyright.gov/ai/ai_policy_guidance.pdf) では、AI 創作物について、例えば AI がプロンプトのみを受け取り、AI が複雑な作品を生み出した場合は、人間が創作したものではないとされている。

●受付番号 185001345000000080

「A 事業者ガイドライン案」

別添 1.第 1 部関連/P13/20 行目 「A1 によるリスク」

●受付番号 185001345000000081

- ・個人
- ・氏名：匿名

3. 生成AIの技術的な背景について

AIの画像学習による画像生成などによる著作権の侵害が、最近インターネットで散見されています。私自身イラストを描く人間であり、この現状には問題と疑問を感じています。技術的措置、または法的な強い措置が必要であると感じます。

●受付番号 185001345000000082

「学習・開発段階についての考え方」
生成の基礎となる大量のデータは
著作権者に無断で収集された著作物であり、それ無くしてあり得ない。
機械的アルゴリズムは認められても
現在基礎になるデータについては著作権侵害物として
所持、使用を禁止されるべきだと思います。

●受付番号 185001345000000083

本素案については、以下の点に特に賛同できた。

1. AI 学習において、海賊版など権利侵害複製物から学習することを容認してはならない
という点（著作権者の利益を不当に害することとなる場合において-エ-オ）

2. AI 生成物により著作権侵害が発生した場合、AI 開発事業者および生成 AI 利用者が、
状況に応じて責任を負うこととなる点（侵害行為の責任主体について-キ）

ただし、その他の論点に関しては再考の余地が大きいと感じられた。

特に、著作物の学習経路および著作権者への対価還元については課題が多いと考える。

AI 生成は、少なからず既存作品を複製する側面を持つ。AI 生成物により、手づから創られた作品へも影響が及ぶことは避けられない。

たとえば、画像生成 AI における俗語の「マスピ顔（特定のタグをつけると出力されやすい作風の顔）」は、既存の作風が生成 AI の学習データとして取り込まれたことにより「AI 生成物にありがちな作風」とレッテルを貼られて著しく価値を落とした例である。

他にも、クリエイターが AI 生成物を当初「AI 生成物である」と明言することなく投稿し、後からそれが AI 生成物であると発覚した事案もすでに散見される。これは、手づから創られた作品へも「これは AI 生成物なのではないか」という疑念を持たれ、作品の鑑賞を阻害する要因となる。

このほか、AI 生成物の氾濫により、検索汚染が起こりうる。すでに生物学関連のニュースの見出し画像に AI 生成物（身体構造のおかしい生物の画像）を利用した例があり、生成 AI の普及に伴って信頼性の高い情報へのアクセスがいっそう困難になることが予想される。

生成 AI の学習とは、本質的な“理解”ではなく“模倣”である。本質的な理解に基づかない外的的な模倣による作品の生成は、作品の質を落とすことに繋がる（たとえば、イラストにおいては背景や複雑な構造物が不自然になることがしばしばある。チャットボットの ChatGPT も、もっともらしい文章で出鱈目な内容を出力することがしばしばある）。創作物の信頼性は、「そのように創られた理由（動機や事情の筋道）」が担保する。AI 生成物は、その信頼性を些か欠いているのではないかと私は思う。そしてその信頼性の欠如は、誤った知識の伝播や鑑賞体験の平板化、ひいては文化の衰退を招く。

そのうえ、生成 AI の生成の速度は人力を遥かに上回る。手づから創った作品を無断で学習され生成 AI の成果として出力される現状では、クリエイター等専門家は技術や知識を複製・改変していくばかりであり、それは初学者の意欲を削いだり研鑽のための資料を汚染することとなる。長期的な文化の維持・発展には、生成 AI の出力には一定の制限を設けること、そしてクリエイター等専門家への支援を惜しまないこと、クリエイター等専門家が技術を磨き知識を集めるための土壌を汚さない必要があるだろう。

したがって、私は生成 AI の普及にあたって以下のような仕組みの実現を望む。

1. AI生成物には、AI生成物であることを示すウォーターマークをつけるのを義務づけること
 2. AI生成物を容易に検索結果から除外できること
 3. 生成AIの学習データの収集にあたっては、著作権者の許諾を不可欠とすること
 4. 生成AIの学習データとして作品が利用される場合、著作権者へ対価を還元すること
- 以上である。

●受付番号 185001345000000084

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(1) 学習・開発段階 .

趣味でイラストを描いている人として意見します。

現行の著作権法が追い付いていないと思います。画像生成に関しては学習元となる画像データのほぼ全てが海外の違法アップロードサイトに勝手にアップロードされたものが使われています。【違法なものが使われている場合もある】ではなく【違法に転載されアップロードされたものがほとんど全て】です。

世のクリエイターの多くが問題としているのは「勝手に自分の絵を使われて商売されている」というのではなく「自分が苦労して生み出した作品を勝手に素材として使われている」というものではないかと思います(もちろん前者で憤っておられる方もおられます)。実際に出回っているすべての画像生成サービスは、「使ってほしくない」という人の絵まで無慈悲に学習しています。これは【人間として、モラルのある行いか?】という一線を越えていると思います。

趣味の範疇で画像生成 AI 使っていたとしても、やはり「自分の画像が使われるのは嫌」なのです。

自分が生み出した創作物を我が子のように思っているクリエイターは多いです。

現状を言い換えると【自分の子どもの写真を勝手に改変され、それを売買されている】

【自分の子どもの写真を勝手に改変され、それを趣味の範囲であれ好き勝手使われる】というおぞましい状態です。法律で OK ならば何をしてもいいのか。やったもの勝ちでいいのか。

クールジャパンと言って金儲けするより前に考えないといけないものがあるのではないかと思います。その作品は誰が創作しているか。その創作者の気持ちを無視して何がクールジャパンか、この状態ではそのうち見限られてしまいますよ。

あと、いろいろと委員会があると思いますが在籍されている方や参考に意見を聴いている人の殆どが所謂【AI を推進している人】なのは疑問に思われます。この辺りは Twitter で明るみになっていますよ。明らかに出来レースで動いているとしか思えません。

●受付番号 185001345000000085

多数の作家から無断で学習させるという、作家の権利を阻害している。
学習制度を高めることで、よりリアルなフェイク画像が生まれる被害。
例えばある動物をネットで検索する際には、AI生成による正しくない画像を本物だと思わ
せてしまう被害。
そもそもAI画像生成を高速化したところで便利"とはなりにくく、イラスト作家などが被
害にあうだけである。
よって、画像生成AI事態を禁止すべきと考える。"

●受付番号 185001345000000086

ウェブ上では生成 AI を利用した創作であることを明記するように強制させようとする動きがあり、明記しない投稿者を攻撃・中傷して投稿を取り下げさせようとしたり、生成 AI を使用していないにも関わらず、生成 AI 作品であると言いがかりをつけて中傷する行為が散見されており、生成 AI 使用の表記が国内法上義務があるのか明記して欲しい。

また、画像生成 AI の利用者や利用企業に対しての悪質な嫌がらせや中傷を抑止する観点から、そのような行為にどのようなリスクがあるかを盛り込んで頂きたい。特に酷似したイラストが存在しないにも関わらず、抽象的で具体性の無い理由を捏造してまで犯罪者扱いするケースが散見されており、どのような対抗策があるか明確にするか、法整備をお願いしたい。

●受付番号 185001345000000087

現在物議を醸し続けている生成 AI と呼ばれる技術ですが、これは葬られるべき技術であると思います。ネット上の議論で大勢に指定されている通り、既存のクリエイター達の作品を盗み、それを混ぜることでしか生成 AI はイラストを生成できないからです。同様の理由で、AI に小説などの文章を書かせることもいけないことだと思います。既存の作品を真似することは人間誰しもが行うことですが、真似ているうちは作品を世に出すことは許されません。吸収した作品達を自分で体系立てて消化し、己の独創性を發揮する中で、既存の作品達から受けた影響は後景化されなければなりません。しかし AI は思考を持たないので、既存の作品達の持つ特徴や独創性が後景化されることはありません。パッチワークのように継ぎ接ぎを重ねるだけです。

学術の世界では、パッチワーククライティングという研究不正が存在します。これは先行研究の一部を、自身の論文の文中に要約して引用(間接引用)する際に、文献の言葉遣いをそのまま使用することです。間接引用する際には、文献の内容を独自に解釈し、自分の言葉遣いに直して引用しなければならないとされています。生成 AI がやっていることは、オリジナルの何かを生み出すことではなく、このようなパッチワーククライティングを繰り返しているだけであるとお見受けします。

生成 AI は、既存の作品を咀嚼して自身の創作の中に体系立てて組み入れることができます。これは芸術の領域において致命的なことです。「盗む」と「影響を受ける」ことは全く違う行為であると、論文を丁寧に書いたことのある人間なら皆わかる筈です。論文を書いたことさえあれば、「これは教授の言葉をそのまま使ってしまっているな」「これはあの先行研究の意見だな」という違和感を、たったひと言に対してでも感じることがあり、その表現を避けることが可能になります。現在生成 AI について議論している人々の中には、その様な肌感を備えている方はいらっしゃらないのでしょうか。

生成 AI と呼ばれる技術が多くのクリエイターに嫌悪されるのは、クリエイターの人々が、「盗むこと」と「影響を受けること」の違いをはっきりと理解しているためだと思います。生成 AI は効率よく盗む技術に過ぎないので、クリエイターの著作権を侵害し、かつクリエイターの尊厳も踏み躡る侮辱的な技術です。これを許していると、クリエイターたちは自身の作品が AI のための素材に成り下がったと感じ、どうせ盗まれるならと筆を折ったり、作品を公開しなくなってしまいます。すると、生成 AI が新たに盗む作品は生まれなくなり、結果的に、新しい作品はどこからも生まれなくなります。また、AI を使っているのか使っていないのかをクリエイターが証明しなければならなくなったり、読者や鑑賞者が判断しなければならなくなったりするのは、生産者と消費者双方の負担を格段に高めるということでもあります。これでは芸術の萎縮は避けられません。

しばしば翻訳アプリが引き合いに出されていますが、これらは生成 AI とは違うものです。まず、翻訳アプリは、単語や文法を AI に学ばせれば利用が可能で、誰かの知的で独

創的な財産を侵害しなければ利用できない代物ではありません。

生成 AI は禁止されるべき技術です。どうぞ、AI に絵や文を書かせる技術は廃案の方向で
お願い致します。

●受付番号 185001345000000088

基本的には素案のままで良いと考えている

しかし、（1）学習・開発段階に置いて弁護士柿沼太一氏の懸念

”素案には大規模言語モデルの開発・提供に非常に強い萎縮的効果をもたらす部分があり、その部分については素案から削除した方が良いと考えています。”

<https://t.co/7YinvuIE2m>

もあるため、より広く機械学習が行えるようにするべきであると考えている。

（2）生成・利用段階

また、X(旧ツイッター)などでクリエイターを名乗るアカウントが生成AIにたいして間違った知識を広めAIを使用した企業や個人などに攻撃を行うことがある。

（3）生成物の著作物性について

著作権はあって良いと思う。俗に言う1girlのみの画像であっても、或いはcontrolnetや下書きのI2I等の手の込んだ画像であっても生成物から見分けるのは困難であるため。また、人がAIを使用して画像を作ったという事実が存在するからである。

●受付番号 185001345000000089

4. 関係者からの様々な懸念の声について

画像生成 AI を規制する法整備が必要と考えます。

現在、生成 AI は画像を生成するためのデータベースに既存の著作物を無断で使用しています。無断使用された画像の中には、クリエイターの著作物だけではなく一般の方々が sns 上げた写真や違法にアップロードされた児童ポルノ等も含まれているようです。

このような画像生成 AI は他者の持ち物を盗用することを前提としており、その成り立ちから違法性の懸念があります。クリエイターからすれば、そんな信用できないツールを利用するメリットがないばかりか、AI 作品が市場にあふれることで創作物全体への価値観が崩れてしまうような事態は望みません。

●受付番号 185001345000000090

昨今の生成 AI の急激な普及と技術向上により、多くの人が作品を自身で表現する機会を得たかと思います。

しかし同時に、既存のクリエイターに悪意を持って接するケースも多く見られます(例：SNS 等でクリエイターが手描きしたイラストを掲載した際、生成 AI の Image to Image 機能やクリエイターの名称をプロンプト入力して生成されたイラストをコメント欄に貼る行為)。

またこういった行為を 30 条 4 項に該当するとして正当化している者も多く見受けられます。

クリエイターやその著作物を認識した上で生成する事は著作権侵害に該当するということを SNS を用いて周知徹底する、またこういったケースの通報があった場合に対応する為の窓口を開設する等、既存のクリエイターがこれ以上不利益を被らない環境を作ることが大切だと考えます。

また、コンテンツを誰でも簡単に表現できるということは、裏を返せば「対価を払わずに自分で生成すればいい」という思考にもなり得る為、各種市場価値の低下や著作物そのものに対する不信に繋がる可能性があることも危惧しています。

独占禁止法との擦り合わせも兼ねて、AI 利用者側の利益の発生に関する法整備も検討していただきたい。

●受付番号 185001345000000091

現在、日本の企業も導入している生成AIの学習データはほぼ海外の物が用いられており、潜在的に個人のプライベートな写真や情報、病床に付した人々の流出した写真及びその状況、ダークウェブなどの犯罪の温床となっている場から入手されたと思われる児童ポルノ等が含まれていることを聞き及んでおります。

学習されているデータの解析も進み、海外でも多くの企業、個人、クリエイター等が問題の提起を行い、上記のように非常に忌避すべき内容を学習させたAIを制作した企業に対して大人数での訴訟も起きています。

個人、企業に関わらず著作物、または商標権を持つ物もその学習対象に含まれています、昨今ではプロンプト（目当ての画像を出力するために入力される文字情報）を打ち込むだけで完全に一致したロゴやキャラクターの生成が可能となっており、海賊版や偽物、偽造品などが容易く出来てしまう可能性がございます。

L o R Aと呼ばれる少量の画像を追加学習させるファイルを導入することにより、その制度は飛躍的に上がり、享受目的で様々な個人、企業の著作物を学習させている人物もS N Sで多く見られます。(X(旧Twitter)、画像生成AIをメインに収益を目的にしたサイト等)

写真を学習させたものに至っては、芸能人や著名人、各国首脳に加え、一般の人々の写真を勝手に撮るなどし、ポルノを生成利用している人物の存在もSNS等で話題になっております。

例) au(KDDI)が行っていた生成AIサービスでは、「任天堂のマリオ」、株式会社アイビスが提供してたAIお手本機能などでは「SEGAのソニック」等、誰が見てもその企業のキャラクターであるという判別が可能なレベルになっています。また、直接的にマリオや、ソニックといったワードを用いらざとも出現可能なものであるため、これらは著作権違反の防止措置を怠っている例の一つになるかと存じます。

画像生成AIをメインとしたイベントでは、日本や海外の紙幣をAIに学習させ、それにより出力されたものを販売していた人物も居り、現在の画像生成AIのクオリティでは咄嗟な人間での判別が難しく思われます。

また、画像のみならず、音声や動画といった媒体でも同様の事柄が懸念され、昨年に起きましたニュース番組の映像を用いて、ニュースキャスターと現総理の音声を学習させた音声AIを用いた投資を促すような詐欺広告も作られており、海外のAIを用いて詐欺などの犯罪を行うような集団にとって、現在の日本のAIに関する法律では容易に何の咎もなく行えてしまう犯罪の楽園のように思われてしまっていると海外の有識者の方々はおっしゃっています。

生成AIによるフェイク動画、画像は今年起きました石川県の地震に関しましても散見されており、総理がこのことについて発信していただけたこと誠に感謝申し上げます。

この生成AIが自由に、誰でも、何の罰則もなく学習させ、使える、という状況は何としても改善されるべき事柄だと思われます。

生成AIはその性質上、著作権法で保護される著作物の範囲には含まれないものと思われます。

まず、画像生成AIについては多くの学習された画像に紐づけられたプロンプト用のタグ（属性や状況、何のキャラクターであるか、人物であるかなどの情報）を拾い、それらを混ぜ合わせた結果得られる画像のみを検索し合成する検索エンジンの様な物です。

そのため、単なる事実やデータに留まる物に該当すると思われます。

ですが前述しました通り、LoRAと呼ばれる追加学習用のデータが入ることで、思想または感情を創作的に表現したものを強く反映したものを出力することも可能になります、そしてそれは学習されてしまった著作物への思想や感情の侵害に他なりません。

それらは著作者の物であり、大衆に提供するものに至っては正当な対価、あるいは著作者の許可なく学習させたものに対しての罰則が発生してしかるべきと考えます。

私的利用の範疇を超えて、著作者への誹謗中傷やなりすまし、業務の妨害、享受目的で使用している人物も増えているのが現状です。

以前の会議資料でも拝見いたしましたが Nightshade や Glaze について誤解が生まれているようなので記載させていただきます、こちらは著作者の著作物を保護することを目的として制作されたものであり、現状の無作為な学習、上記のようないやがらせ目的の学習などへの対抗手段として考案されている物です、またこれらが適用されるのは著作者がこうじたAI学習のための著作物の複製防止策などを突破し、学習を行うような悪質性を伴うものに対して設けられている物です。シカゴ大学の研究チームが制作を行っている物であり、悪意を持って制作されている物ではないと断言できます。

●受付番号 185001345000000092

個人

「5 各論点について（1）学習・開発段階」に関する意見です。

オープンデータセット「LAION-5B」に数千件の児童性的虐待画像が含まれていることが、スタンフォード大学のインターネット天文台の調査によって明らかとなっています。

「LAION-5B」は、Stability AI が開発した Stable Diffusion 画像生成アプリなど、多くのA I アプリケーションのトレーニングに使用されています。

児童性的虐待画像を含む学習データセットである「LAION5-B」とその亜種を利用した生成A I を日本が世界先駆けて利用を率先推進することなど決してあってはならず、この判断は決して技術的進歩や経済的利益と比較して行ってはならないものです。

児童性的虐待画像が含まれる学習データセットの利用に対しては厳然たる法規制での対応が整うまでは現状の生成A I の利用を促すいかなる類の法的庇護も与えられるべきではありません。

万が一、これを押し通すのであれば国際社会からは侮蔑の目で見られ国益を損ない先祖末代までの汚名となることは必定でしょう。

かかる重大事項をただの一言一句も触れずに国民にパブリックコメントを求めるることは極めて遺憾であり厳重に抗議したい。

委員会諸氏ならびに関係各位には日本国憲法前文を良く思い起こされ何が眞の日本国民と日本国の益となるかを熟慮頂きたくお願い申し上げる。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

以上

●受付番号 185001345000000093

他社の著作物を合成し出力する AI イラストが本当に出力者の著作物といえるか非常に疑問です。トレースは著作権上問題となるのに他者の著作物を元に合成したものが法律上問題ないとなる理屈が理解できません。

この素案に反対です

●受付番号 185001345000000094

自身の作品、写真等を使わないで欲しいと拒否する権利よりも機械学習に無断使用する権利が優先されることはおかしい。オプトインのみの生成 AI をつくる方向で、人の権利を守って技術が発展することを望む。

●受付番号 185001345000000095

生成・利用段階についての考え方(28~34 頁)著作権侵害の有無について
そもそも AI の生成に利用される画像やデータについては、多くの製作者がその著作権を放棄しておらず、そのような学習に利用されるべく作成したものではないことは念頭に置いてもらいたい。

また、製作者が製作した内容についても正確に選り分けることが出来ないため、児童ポルノなどの違法性を排除しきれない問題がある。これは著作権と別に忌避される問題点であると言える。

クリエイターの仕事を奪う以外にも、上記のような出典が不明な画像やデータを利用するのだから、AI を利用し生成を行った側の責任問題も問われるのではないか。

手軽で簡単に理想的なものが産み出せる一方、長い目で見たとき国内外問わず信用を失うことになるのは避けた方がいいのではないか。

以上の事から私は AI による生成、利用を許容することはできない。

●受付番号 185001345000000096

生成 AI はクリエイターの著作物を無断で学習させ、生成物を商業的に利用するという悪用の仕方を多くされているのが現状です。著作権的な問題があるというのは当たり前ですが、このままではクリエイター達が蔑ろにされ、クリエイターの卵が育つこともなく、日本のポップカルチャー文化が失われる可能性すらあるのではと考えております。

今や日本のポップカルチャーは国内のみならず国外にも愛されており、この文化を損なうのは日本にとても痛手なのではないでしょうか。私は今、クリエイターの卵として日々励んでおりますが、生成 AI によって私が目指したポップカルチャーの世界は乱され、憧れのクリエイター様のイラストも悪用されているのも何度も見ました。今の状況は決して許されるものではないと私は強く思っています。どうか生成 AI の規制を迅速にお願い致します。

●受付番号 185001345000000097

集中的に特定著作物を学習させた場合（故意に特定の著作物と類似した生成物の生成を目的としていることが明らかである）のみを除き、学習データに著作物が含まれていたとしても、生成物それ自体をもって現行法と同様に判断すべきです。

以下理由となります。

著作権侵害の有無の考え方について、”AI 利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識していなかったが、当該生成 AI の開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合については、客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められることから、当該生成 AI を利用し、当該著作物に類似した生成物が生成された場合は、通常、依拠性があったと推認され、著作権侵害になり得る。”について、AI 利用の文化的発展を強く阻害すると考えられます。

学習データに著作物そのものが含まれていた場合に依拠性があったと判断すること自体は一見不自然ではないように見えますが、生成 AI の学習データは数億枚といった画像と文書のセットによって構成されているわけで、生成物それ自体に著作物がどの程度影響したかを正確に特定することは仕様上非常に困難です。

また、仮に著作物が生成されないような技術的対策がとられていたとしても、類似する生成物自体は仕組み上発生しうる現象であるため、やはり萎縮させる効果が強いだけで、実効性として現実的なようには受け取れません。

もし依拠性を認めるような文言を入れるのであれば、どの程度類似するのかどうかを明確に定義づける必要があると考えますが、これは結局のところケースバイケースによりますし、つまりは現行法通りで問題ないと判断出来ます。

まとめますと、依拠性があるという部分については「削除」ないしは、「依拠性があったと推認されるものの、生成 A I の仕組み上単純に依拠性があったとは認められず、生成物と類似する著作物双方の個別具体的な事情を踏まえて判断される」といった文言に変更願います。

法において故意か過失かというのは非常に重要な要素であり、明らかに故意と認められる事情が無い限りは、新規技術の利用を制限するような文章は提示すべきではないのではないでしょうか。

●受付番号 185001345000000098

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

(ア) 平成 30 年改正の趣旨

AI 開発において個々の許諾を不要とするのは、著作権者の利益に関わらず不当だと考える。

検討の前提である平成 30 年改正の趣旨が令和に適していない。

●受付番号 185001345000000099

5.各論点について

(1)学習・開発段階

「ア 検討の前提」について、そもそも著作物を無断で学習することを禁止にするべきだと思います。具体的には、著作物を学習させるためには本人からの明確な明示が絶対に必要にし、また学習データの開示も義務化することで「エ(オ)」の海賊版の問題にも対処しやすくなり今起きている多くの問題の解決にも繋がると考えています。

理由としては意図的であれ、意図しないものであれ著作物を学習している以上著作物に類似するものが生成されることは既に明らかになっており、更に大量生産が可能という点において様々なものが陳腐化し著作者に大きな被害を生むためです。つまり AI 学習されることそのものが「エ」の著作権者の利益を不当に害することになると考えています。そもそも生成 AI は技術のフリーライドであるというのも理由の一つです。

(2)生成・利用段階について

該当する項目が見つからなかったものの、AI によって生成された生成物については、「AI 生成物であることの明示」「どの AI を使用したのかの明記」「部分的に AI を使用した場合はその部分の明記」は義務化されるべきだと考えております。

理由は AI 生成物と AI を使用していないものの区別がつかないためです。これらは区別されて然るべきであり、区別されないとディープフェイクやデマに繋がってしまうためです。

(3)生成物の著作物性について

「イ」について AI による生成物はいかなる加工、試行、加筆、修正をしたとしても著作権は生じないものにするべきだと思います。

なぜならば AI による生成物を生成した当人は、例えば絵であれば生成したのは AI であり当人は創作を一切していないためである。また加工や加筆については程度を具体的に定めるのが困難であるため一律著作権が生じないとするのが、前述した技術のフリーライドという考え方からも一番丸い案だと思います。

現在生成 AI は数え切れないほど悪用されており、著作者に対する嫌がらせやディープフェイクも多く見られます。このままだとそうしたものの増加はもちろん人の技術の低下やクリエイターの減少や廃業が危惧されます。世界的にも大きな問題になっているので日本が生成 AI への規制を先駆けて行い、声優やイラストレーター、アニメーター、作家など人の技術力と著作物を守ることが大切だと思います。

●受付番号 185001345000000100

(3) 生成物の著作物性について「イ」への意見です。

現状の生成 AI へのプロンプト・指示は単語程度のもので以前より正確な結果が得られる ことから、検索に近いのではないかと感じています。

「生成 AI に対する指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には、当該 AI 生成物に著作物性は認められないと考えられる。」とありますが、表現に至る指示・アイデアというものの具体例を知りたいです。

現在世に出回る生成 AI システムのほとんどが、特にデザイン・イラストレーションの分野においては素材（学習元）になるデータの肖像権や著作権などのあらゆる権利を侵害している可能性が高いと疑われるものばかりです。

しかし、悪意ある利用者にその権利が侵害されたとしてもその立証はひどく困難に思えます。

資本力や知名度のある著作権利者の場合は、権利侵害をされた場合の訴訟なども比較的容易ですが、個人の場合は悪意ある利用者への対処は不可能では無いかと思います。

またこれは権利侵害をされた者だけでなく、意図せず他者の権利を侵害してしまった利用者も同様です。

AI によって生成されたモノの著作物性をめぐるひとつの指針として、公的に「安全に利用可能な生成 AI」と「違法性が高い生成 AI」を企業・団体名など一度明確にして欲しいです。

●受付番号 185001345000000101

私は現時点の AI 技術は著作権の侵害、及びクリエイターの心身を害すること、日本の文化を衰退させるものとしてもっと厳しく取り締まるべきだと考えています。

資料では AI は「切り貼りしたものではない」と書かれていますが現在の AI は膨大な作品を無断で取り込み、一度分解して再構成しているものと認識していますが出力されたものが明らかに著作権侵害に当たるようなデザインになってしまふことから

- ・AI 技術そのものがまだクリエイトなものに適さない
 - ・技術者も知らないところで誰かの作品を模倣してしまい著作権の侵害に該当してしまう危険性
 - ・クリエイターの絵柄を模倣した作品を大量に出力することにより容易に嫌がらせ・攻撃ができてしまう
- ことを懸念しています。

また、膨大な数の作品を無断で使用していることについてもクリエイターの作品を「材料」としか見ていない人間が多くいることを感じています。

以上のことから、多くのクリエイターやそれらを目指す人が悲しまないためにも AI 技術が進化するまで

- ・AI を使用した際に取り込んだ作品を提出する義務
 - ・無断で作品を取り込むことの禁止
 - ・AI を使用した作品で個人が害された場合の罰則の強化
- (現に AI に無断で作品を取り込まれたクリエイターがそれについて言及したところ、AI 使用者に殺人を予告されるようなことが発生しています)
- ・性的なものを目的とした AI 使用の禁止・罰則
- を取り入れていただきたいです。

●受付番号 185001345000000102

どのように意見を綴ってよいかわからないので挨拶から失礼いたします。

初めまして、1年ほどゲーム会社でキャラクターデザイン、カードイラスト、武器デザイン、2Dエフェクトデザインを担当していました。

現在はフリーランスのイラストをメインにクリエイターとして活動している個人事業主26歳です。

AIについては1年半前から研究と意見を述べてきました。

この度AIと著作権に関する考え方についての意見募集とのことで意見を失礼します。

言葉足らずで至らない点もありますがご了承ください

生成AIについては職種上携わるイラスト絵画についての意見になります。

AI生成のソフト、サービスは現段階で数多く存在しています。

有名どころでMidjourney、niji journeyなどが挙げられます。

現在において既にたくさんの著作物、イラストなどがAIの学習において生成AIによってイラスト、絵画が生成されています。

どれほど精密かというと絵柄、描き方見せ方、構図などをキャラクターを変えて制作時間50時間かかる作品をものの一分で生成をしています。

あまりこのような意見募集に記載をしたくはないのですが、生成AIによって絵柄をトレースされイラスト絵画をあまり見たことのない方から学習されたしまった作者に「AIを使用しているんですね」といわれる始末です。

有名な方だったのですがAIによって書き方を学習されました。

その結果命を絶つ人も少なくありません。

AIの学習においても元の著作物は何かをしっかりと明記できない以上、AIの使用、学習については現段階では反対します。

AIの制作したものがAIと完璧に判断できるものがあるのであれば大丈夫ですが、そうでない限り最悪な未来しか訪れないと考えています。

AIを使用することによって何が起こるのか

・今までにAIに学習されたものがさらに新しいAIに学習されるということ

著作権を伴う作品>AIによって学習「今までのもの」>AIによって学習したものをさらに学習させる。

この時点でねずみ講のようになっている中、生成AIの学習元となった著作物を追跡することができるのでしょうか？

・創作するスキルを持たないものまたは反社会的勢力などの財源になりうること

現在アートにおいてNFT イーサリアム、ビットコインなどの仮想通貨が世界的に広まっています。 NFTでもすでにAI作品が出ています。 それをAIが生成したことを知らずに購入している方も沢山います。

生成 AI はスキルをもたないものでも高クオリティのものを作り出すことができる事が問題です。

PDF に記載されていた

・また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。

こちらもどこまでが加筆修正になるのか明記されていない以上生成 AI は危険なものと考えています。

わかりやすく線を一本、色を混ぜた。だけでも加筆修正にあたります。

すでに海外では AI の使用を禁止している国も出てきています。

ChatGPT に関しては米では差し止め要請が出ています。

AI を最先端に研究を行っているものでさえ AI の成長に研究が追いついていないと業界では聞いています。

専門の方たちでさえためらっているものを使用するのは効果のわかつていない新しい新薬を専門の方でない一般人が万能薬として使用するのと同じです。

結果感染が広がる場合も金融崩壊もあると考えています。

生成 AI に対応した完璧に対抗できる AI が開発されるまでは生成 AI の使用を禁ずる、もしくは制限したほうが良いと考えています。

日本の未来の為、そしてアニメゲーム業、制作者さんたちを守ることのできるように AI については慎重に考慮をしてください。

また今まで不可能と言われていた絵を学習して生成する AI が出たということは現在日本中にあるほとんどの職業が AI にとって代わることができるという証明になったと考えています。その時、仕事がなくなった一般の国民はどのようになるのでしょうか？

AI 開発が進むにつれ私たちは自分自身の首を絞めていくことになるとを考えます。

0 から 1 を創造する才能のある方、これから様々な分野で学んでいく子供たちの将来の可能性をつぶしたり悪いことをしたもの勝ちの社会にならないように今の日本を動かしている私たち大人がしっかりと現在の AI の問題を対処しなければならないと考えています。

将来の日本がやりがいや生きる意味を持たない国ではなく、創造に満ち溢れ皆がやりがいを持ち、どの国よりもクリエイティブな国になることを私は祈っています。

●受付番号 185001345000000103

ビッグテック企業が開発している生成 AI の学習データ内にも自動ポルノや非道徳的な情報が多く含まれている事から、既に世界では生成 AI=違法と見做される風潮が出来あがりつつある。

AI という道具自体が罪を内包しているので、まともな倫理観を持った人ならば AI を使うという選択肢自体が有り得ない、といわんばかりの現在の状況下で、日本がタックスヘイブンならぬ AI ヘイブンとして世界から認知されるような法整備を進めることは、国益を損ねる判断に思える。

技術の進歩は止められない。決して AI も無くなりはしないだろう。

ならばせめて AI に無断で成果物を使用されることのない、AI に使われたなら必ずその利益が還元されるようなシステムの整備が必要最低の条件と考える。

しかしそんな絵空事が実現できるとは思っていないので、AI に対して非常に厳しい反対の態度を取らざるを得ないのが現状である。

また最先端の技術者・研究者がいかに高尚な考えで AI 開発を邁進しようとも、末端の利用者たちはそうではない。単に生成 AI を便利な道具としか見ておらず、他者の権利を侵害し悪用する事例が毎日のようにネットで散見されている。こんな様子では AI に対してポジティブな意見は持てない。

そもそも、多くの国民の権利を脅威に晒す犠牲を強いてまで AI 開発を優遇する特例措置を設けたとして、OpenAI のような、ビッグテックが開発している世界の最先端の AI に追い付き、追い越し、シェアを奪えるような展望を、今の日本に描ける目処がついているのか？具体的なロードマップを示せるくらいでなければ、とても賛同はできない。

●受付番号 185001345000000104

慎重な対応を求める。

特に今は存在していない規制を作ったり既存の権利を拡大強化することは創作への萎縮や権利ヤクザによる混乱を招くだけです。

十分に理解されているように思えていますが、数を増やすため意見提出します。

●受付番号 185001345000000105

容易に悪用できる現状、悪用されると泣き寝入りするしかない現状が一番の問題。
AI 技術の進歩に対しては良い面も多々あることは理解しているが、
現在の著作権法では学習 AI に対して、著作物が無防備過ぎることが問題だと感じる。
対人間であっても、著作物を無断で商用利用されるケースも少なくない。AI を利用する
と、より手軽により効率的に利益を得られる。悪用する人間にとって大変都合が良い。
AI は人間が学習、模倣するのと同じことをしている。だから問題ない という意見を度々
見かけるが、人間であっても他者の著作物を無意識に或いは故意に盗用してしまうことがある。
これに対して、悪質なものであれば糾弾され訴訟される。問題ない ということは人間で
あっても決してない。
踏み越えてはいけないライン、婉曲させるべき境界線の判断を AI は持ち合わせていな
い。
AI を悪用する人間はこれを無視した上で、AI は人間と同じことをこなしているだけなの
で問題ないとしている。AI が盗作を生み出した場合、誰が罪に問われるのか？
AI は人間ではなく、ただの道具であるため悪用した人間が罪に問われるべきである。
しかし現状では飽和する AI 悪用者に対する圧力が皆無に等しい。
そもそも AI の学習と人間の学習が同じ という点も同意しかねる。ここを明文化する必要
もあるかもしれない。是でも否でも。
また画風に著作権は無いとされるが、学習される最初の著作物には著作権が働くべきだと
考える。他者の著作物を用いて、無断で商用利用しているという点で明らかに著作権法を
侵している。
手軽さへの牽制として、読み込むデータ数に応じた対価の義務化。読み込んだ素材のデー
タ履歴の記録。出力したデータを利用して発生する利益への税金。 など
AI 規制は AI の可能性を狭めると言う者もいるが、AI の可能性よりも人間の可能性を狭め
る方がよほど不利益になるように思う。

●受付番号 185001345000000106

特定のイラストレーターの画風やキャラクターデザインなどを少数の画像で追加学習する手法がありますが、画風については著作権では保護されないアイデアと見做されるのが一般的かと思います。実際手描きをする際にも誰かの画風を真似したり、パロディとして表現に取り入れる事はままあり、それらと生成 AI を使って同様の事をした場合との差は本来はないものと考えています。手描きも含め、それぞれどこからが違法と判断されるのかについては、もっと具体的な例を出して周知してほしいです。

●受付番号 185001345000000107

2.(1)従来の著作権法の考え方と整合性について

現状、法が追いついておらず無法地帯です

既存の著作権法とは別に AI に特化したものが必要であり

技術の発展に伴い柔軟に対応できる新たな制度が必要です

3.(1)生成 AI について

ウ.学習データの切り貼りではないというが写真、イラストなどをデータとして分解し再構成しているわけですよね？

人ではできないやり方で大量の写真、イラストなどを細かく切り貼りして加工しているとされます

無から有を生成できない時点でどこまで行っても学習データの切り貼りでしかないと思われます

5.各論点について

(1)ア.既存の法は人間に対してのもので新たな技術である AI は想定していないものです
今後 AI 関連に対応していくためには人間とは別に AI を想定したものが必要であり、技術の進捗とともに柔軟に対応できるものが求められる

既存の法を弄ったものでは抜け穴を探され解決には繋がらないと思われる

イ.非享受目的と享受目的が併存する場合について

現状の生成 AI は無断転載サイトや SNS など、あらゆる所から無断で写真、イラストを収集している

無断で素材と称して収集している限り議論の余地すらないと思っている

各社、著作権フリーなクリーンな生成 AI を謳っている物もあるが膨大なデータゆえ完全に把握できず少なからず違法なものが混じっているのを止められていない

この問題が解決できない限り議論にすらならない

エ.著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(イ)アイデアが類似しているのは無許可で膨大な数のイラストなどを収集されているからだ

無許可で収集されたデータが使われている時点で利益は不当に害されていることは疑いようがない

(オ)そもそも海賊版や無断転載サイトなどを根本的に規制すべきだ

そもそもデータ収集において海賊版と知らずにという言い訳は苦しい
議論の余地もなくそのようなものは発展すべきものではない

【侵害に対する措置について】

オ.すでに出回っている生成 AI はほとんどが著作権侵害が生じたものばかり
話にならない

AIを扱うのを免許制にして徹底的に管理すべきように感じる

カ.学習済みモデルも学習データを廃棄すべき

すでに法の穴をぬけやったもの勝ちとなっている

このようなことが認められるのか?

法がAIという新たな技術に対応しきれていないことが浮き彫りになる一例だ

【その他の論点について】

キ.人間に対する法をAIに当てはめるべきではない

(2)生成・利用段階

生成AIを利用するのであれば個人利用の範疇に収めるべきだ

商業利用や配布、SNSなどへの投稿の制限を求める

【著作権侵害の有無の考え方について】

そもそも勝手に素材としてとりこまれているものばかりで議論にならない

無断で取り込んでいる時点で著作権は侵害されている

既存の素材を使わずに類似したものが生成できるAIは存在していない

【侵害に対する措置について】

数が膨大すぎて対応できるのか?

被害にあった場合泣き寝入りするしかない未来しか見えない

罰則は厳しくして欲しいものだ

現状のAIを開発する側、使用する側のモラルの無さを痛感し初めてパブリックコメントを提出してみたが非常に書きにくい

本当に色々な人間から意見を募集する気があるのかと思うくらいお粗末な入力欄だと思う
この意見も反映される気はしていない

現状AIを開発する側、使用する側にモラルがないのは目に見えて明らかだ

技術の発展という建前で日本を支えてきたクリエイターの蔑ろにしないこと願うばかり

生成AIは徹底的に規制しない限り悪用され続けるだろう

生成AI開発者、使用者はクリエイターが守ってきた破ってはいけないラインというものを簡単に超える相容れないものだと思われる

利用者に悪意が有りすぎて徹底的に潰してほしいという気持ちしかわからなくなってきたいる

●受付番号 185001345000000108

4.関係者からの様々な懸念の声について

生成AIが誕生してからイラストを描いてる人の悲痛な言葉がツイッター等で溢れています、勝手にその作家の絵を取り込んで悪びれない所か煽り倒す奴も大多数いました。生成AIが出来てから一年半ほどたちましたが有効利用される所か詐欺、嫌がらせに使われる事がほとんどです、こんなバカみたいな物厳重に規制してください。

5.各論点について

(4)その他の論点について

AI関連の問題について政治家が会議をしてるらしいですが生成AIの使用者を呼んで都合のいい流れを作っているらしいですね、そんな茶番してないで生成AIで被害に合っている人達も呼んでもっと合理的な会議をして下さい、こんな子供じみたやらせ恥ずかしくないんですかね?。

加えて税金の無駄遣いもやめて下さい、反対の人達が多いうえに増税されて苦しいのに追い討ちかけるの酷すぎます。

●受付番号 185001345000000109

昨今の技術の発展につきましては大変望ましい限りなのですが、私としましては AI の学習段階で著作物を無断で使用される事こそが問題だと思っております。

深層学習と表記がありましたが、インターネット上に存在する著作物をそのように著作者の意図していないところで無断で使用されていることにより、現在創作サイトなどでは作品の削除などが相次ぎ自由な創作の場所が AI によって荒らされていると言っても過言ではありません。AI に学習されたくないから消しているのです。そういう問題もあります。

生成された物よりも、生成される前の段階で問題があると自分で作品を作る側の者として言わせて頂きたいのです。

AI に学習させた結果、生成されたものが全くの別物になっていようといまいと著作者側としては自分の努力の結果を榨取されたのと同じなのです。

著作物は作者の人生です。それを生み出すまでに膨大な時間を消費しています。

1 枚の絵や 1 ページの文章を生み出せるようになるまでにどれだけの時間を要したか。

それはただ紙を置いて完成するまでの時間ではありません。そのレベルの物を生み出せるようになるまでの努力の時間です。それを生み出せるように数百万円数千万円かけて学校へ通う人もいるのです。

その努力の結果を生成ツールをインストールして数行のコマンドを入力しただけの人にそのように簡単に利用されたい人なんていません。

ですから、学習させる段階で著作者本人の許可がなければ使用されるべきではないのです。SNS に載せたものでも、創作サイトに載せたものでも全て本人に許可を得るべきであると思います。必要ならば契約書でも交わすべきです。となれば、深層学習自体が間違った行為であるとも言えます。インターネット上にあるものをなんでも学習させてしまうのです。

その結果、生成 AI が広まらないのであれば人間はまだその段階ではないだと諦めるべきではないでしょうか。

それから生成 AI で作成した画像などを販売する場合、必ず明記して販売することを法律で定めるべきとも考えます。一般の人々にも本人の手で生み出された著作物と生成 AI で作成されたものははっきりと分けて考えて頂きたいのです。

●受付番号 185001345000000110

AI 生成物に著作権は必要ないです。AI 生成物の学習元が無断無償で盗用されたのか、そうでないかの証明をすることは不可能だからです。

●受付番号 185001345000000111

生成 AI を使い絵や文章を出力する行為は創作活動とは呼べない。

創作活動というカテゴリーに含まれる行動は、主体となる人間自らがインプットしたものを自分なりのやり方でアウトプットすることであると考える。

生成 AI の場合、このインプット、アウトプットを行うのが AI 自身であるため、これを創作活動と呼び創作性を見出すことはできないと考える。

インプット/アウトプットを行う主体が人間となるような在り方の AI が実用化されない限りは、これのみを利用した経済活動には一定の歯止めがかかるような規制が必要だと考える。

●受付番号 185001345000000112

学習段階での著作権と出力段階での著作権を分けて考える事に全面的に賛成します。

著作権という物は一市民の私から申し上げますと、遺伝的才能を持った一部の特権階級の為の既得権益でしかないと思っております。

2022年頃から今日まで話題となっている生成AIの登場で、今まで遺伝的才能が無い為に創作活動を諦めていた私含め多数の持たざる人たちに夢と希望を見せてくれば、もしかしたら諦めた夢を実現できるかもと思いながら日々を過ごしております。

しかし、そんな中でイラストの創作界隈を中心に『才能を持った俺たちの既得権益を壊すな』と、遺伝的才能の特権階級の地位を守ろうと才能の民主化を妨害する勢力が旧Twitterの中で隆盛している現状、やはり既得権益は怖いなあと思うと同時に才能の民主化の火を絶やさうとする勢力の存在に内心憤慨しています。

このパブリックコメントにも、おそらくですが『才能の民主化』を妨害する目的のコメントが多数寄せられている事は容易に想像できます。

これを読んでいる文化庁の職員の方々に思う事は一つです。

どうか、才能の民主化の火を絶やさないでください。

私は男性として生まれたので、女性としてのゲーム実況配信者にはなれません。

しかし生成AIの技術があれば、女性の声になってゲーム実況等ができます。

私は生まれつき手が震えて線がまっすぐ引けないので漫画やイラストは描けません。

しかし生成AIの技術があれば、表現したい世界観がビジュアルで表現できます。

私は音楽のセンスが無いので、歌を歌ったり曲を作ったりは出来ません。

しかし生成AIの技術があれば、自分だけの曲を作りゲーム実況動画に色を出すことができます。

私みたいな、生まれつきどうしても叶えられない希望を沢山持ってる人々の為に、どうか遺伝的才能の特権階級の要求に折れて、才能の民主化の火を絶やすような事だけはしないでください。

●受付番号 185001345000000113

1. はじめに

「著作者・本人（オリジナル）に被害を出さない」AIの使われ方を望みます。単なる趣味や参考にするためだけの個人用のデータ生成なら良いのですが、悪意のある使われ方、偽装行為、なりすましなどが現状かなり目立ちます。

5. 各論点について

（1）学習・開発段階

- ・インターネット上にアップロードされた絵、曲、音声などを無断で学習材料としないこと
 - ・漫画、アニメ、ゲームなどの著作物から抽出したデータを勝手に学習材料としないこと
 - ・実在人物の声を無断で学習材料にしないこと
 - ・実在人物の顔写真を使って偽の写真や動画を作らないこと
- など、あらゆる媒体において「学習材料は明確に著作者・本人の許可が得られた場合に限る」ようにする。ただし、個人の私的利用については例外でも良いと考える（現状の著作権と同じ扱い）。

（2）生成・利用段階

学習データの著作者・本人の許可が得られている場合、その許可の下りた範囲まで利用可能。許可のない学習データを使用した場合は、私的利用の範囲まで。

（3）生成物の著作物性について

学習データの著作者・本人の許可が得られている場合は著作物として認められる。それ以外は認められない。

（4）その他の論点について

著作権と同様、著作者・本人から申告があった場合は積極的にデータの削除もしくは罰金などの罰を課してほしいです。

●受付番号 185001345000000114

【「非享受目的」に該当する場合について】イ（ア）について
現在の生成 AI においては、大学の研究などで内々に消費するのではなく
著作物を学習させ、その結果をプロンプト入力によって選別し「出力する」 = 「享受」し
かつ「発表する」不特定多数の人間が必ず発生する性質上、

「表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的」とした設計と
考えられ、

著作権法 30 条の 4 からは外れると思われます。

3) 生成物の著作物性について ア、イについて
生成物の著作性の前に、

現在の生成 AI は大問題を引き起こしています。

- ・著作権侵害
- ・犯罪への利用
- ・ブラウザの検索結果の AI 出力物汚染とそれに伴う正確性の失墜
- ・上記危険性を避けるための検証の時間の増加、結果作業効率の急速な悪化
- など...

まずこれらの問題を解決しない限り、今後も生成 AI が出力されるたびに問題が発生して
しまい、

さらに出力結果の著作権を付与すれば余計に問題が拗れ、関連する人が疲弊し発展に支障
をきたすでしょう。

まず、既存の問題を解決することがなにより大前提に思います。

その上で、生成 AI による出力物の著作権について、審議が可能なのではないでしょうか。

個人的には、

検索エンジンの検索結果が急速に AI 生成物によって汚染され、
すでにどの絵や写真やブログが本物なのかを見極めるのに時間がかかるようになってい
て、

迅速かつ広範囲なデータ収集という、ネットの利便性を活かした作業が困難になってきて
います。

また、音声や映像ではバイデン大統領や岸田総理などの公人の偽装なども既に横行し、大
問題となっています。

これらを解決するウォーターマーク、あるいはウォーターマークでなくても、生成 AI の
出力物を判別できる機能の付与義務化は、

国内にとどまらず海外に対しても生成 AI をつくり安全に発展させていくためには、必ず
必要な機能と思います。

義務化を強く推し進めていただきたいです。

また、学習元データの著作権を守らない限りは、出力後のデータの著作権は当たり前に認められないとも考えます。

もし公共の利益という観点で大規模なデータをタダで無許可収集しているタイプのAI、例えば stable diffusion などの活用を維持したいのであれば、

その結果もまた公共の利益を担保する必要があると思います。

また、stable diffusion や midjourney、付随する既存の生成 AI はすでに訴訟問題に発展している国もあり、

もし生成 AI を活用したい場合は、やはりイチからクリーンなデータセットで作ることが求められていきそうです。

訴訟問題をなるべく避けるためにも、例えば、

「学習元の情報の概要をあらかじめ公開し、かつ、もし学習元の創作物に著作者や所有者がいる場合には、

その者が生成 AI への商用利用を許諾し、生成物に確実に AI 出力によるものだとわかるウォーターマークやサインを付与することを義務づける」

あらかじめ上記のように取り決めをしていれば、各々の問題を解決できるように思います。

(欧州では学習元の情報の概要公開義務化の検討がすでに始まっているようです。)

イの 1 「指示・入力（プロンプト等）の分量・内容」について

既存 AI においてプロンプトはブラウザ検索機能に近いです。

プロンプト（呪文）の例：midium hair, cute, girl...

確かに理想の画像を出力するには工夫が必要ですが、

検索エンジンにどんなにオリジナルな検索ワードをいれてもその結果に創造性があるとは考えにくいのと同様に、

プロンプトのオリジナリティが出力結果の創造性にあたるとは考えにくいように思います。

もし仮にプロンプトに想像を絶するような創造性があったとしても、著作権を与えられるのであればそれはプロンプトの文そのものであり、

生成物ではないように思います。

(逆に、場合によっては、プロンプトは著作権で保護されてもいいかもしれません)

設計を見ると、既存の生成 AI の出力物は生成 AI 自身と、生成 AI の製作者と、学習元の 3 つが関与して生まれ、違いもその 3 つに大きく依拠しているように思われます。

ゆえに上記 3 つについては著作権等について慎重に考える必要があると思いますが、

プロンプトはあくまで無尽蔵なデータから適切に情報を引き出すための「お題」として捉えるのが構造的には矛盾がないように思います。

イの 2 「生成の試行回数」について

もともと人間の著作物ですら、一つの創作物に対しての試行回数は千差万別です。
すぐに発生する場合もあれば、10年以上試行錯誤する場合もあります。回数は創作性に関
係ないと思われます。
乱文失礼いたします。
ご検討の程、どうぞよろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000115

私は漫画家として、画像生成 AI を仕事に活用したいと考えています。しかし、インターネット上で「画像 AI を使用するクリエイターは盗人」という誤解と誹謗中傷が広がっています（こちらのサイトが特に酷いです→ [REDACTED] 3)。これらの意見は、法的に問題のない技術に対する不当な同調圧力であり、創造性の発展を妨げるものです。

国に認められた画像 AI の利用は、現行の著作権法に則って適切に行われています。AI を使用する際の盗作や著作権侵害は、法律によって防ぐことができます。大多数のクリエイターは、法的枠組みの中で正当に AI を活用しています。

しかし、一部の不適切な使用例が全体を代表するかのような誤解が広まり、正当な利用者までが批判の対象となる現状があります。このような状況は、創造的な活動への萎縮効果をもたらし、文化の発展を阻害する恐れがあります。

画像 AI の正しい理解と健全な使用促進を目指し、誹謗中傷や誤解を減らすための取り組みが必要です。素案にもこうした前提や、著作権者以外が画像生成 AI の利用者を誹謗中傷する問題が広がっていることを明記した上で、こうした悪質行為を抑止することができるような文面を盛り込んでいただきたいです。

●受付番号 185001345000000116

生成 AI は著作権法に反します。日本の文化を守るためにも生成 AI を推奨しないでください。著作権違法で厳しく取り締まるか、著者に使用料が回るような体制を整えてください。そのような体制が整う前に生成 AI を許してしまうと著者が不当に追い込まれ、文化的な廃退が始まります。AI は確かに「便利なもの」ですが、同時に「文化を廃退させるもの」であることを十分ご理解いただけますと幸いです。利便性を求めて文化が廃退しては本末転倒です。

●受付番号 185001345000000117

・学習・開発段階

著作権者の利益を不当に害することとなる場合においても権利者の利益を害する場合のただし書で考慮される範囲が狭すぎるため、実質権利者の権利が守られていないようなものである。SNSを利用して portfolio を公開、作品の展開を行うことがクリエイターにとって必須ともいえる時代、生成 AI 時代に適合した範囲を明確に設ける必要がある。

学習の拒否を無断学習されたクリエイター側が利用規約として設定していたとしても確かに生成 AI 利用者には認知できない項目ではあるが、そういった著作物を学習している可能性のあるツールを利用しているのだからツールの規約に則った責任が生じるべきであり、利用者がその責任を全うできないのであれば、いくら利用規約で AI 開発者側が責任を負わないと記載してあったとしても学習された人間の利用規約を遵守していない以上開発者や国が責任を負う法律が必要である。極端な例ではあったがクリエイター側が求めているのはクリエイター自身の権利が正当に保護されることであり、そのことを念頭に置いた法改正が必要である。

海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のために複製することが問題視されているが、そもそも権利者の著作物を無断で学習させる行為そのものが規制されるべきであり、AI 開発に原則無断で著作物を学習できる状況は生成 AI 時代に適合していないため法改正が必要である。

前回のパブコメで削除されたと話題になった児童ポルノ問題も孕んでいる、既に海外ではデータセットに児童ポルノが含まれていることが確定したことも記憶に新しい。

・生成・利用段階

生成 AI 利用者が既存の著作物の存在を認知していない場合に類似作品、複製を行ってしまった場合であっても生成 AI 利用者は責任を負うべきだ。生成 AI 開発企業が生成物によって発生する諸問題の責任を取らないと規約に書いてある事例が多数存在することが現状であり、そういった危険性を孕んだツールを利用している以上利用者は責任を負わなければならない。そういった危険性を度外視してもなお日本という国が生成 AI を推進するのであれば、利用者が行った権利侵害に対する責任は国が責任を持って負うべきであり、我々クリエイターに対して被害に応じた金銭を支払う必要がある。当然その際に発生する精神的被害に対する医療費等も支払われるべきだ。

完全な複製を行えない人間であっても罪に問われるのに生成 AI による類似データの作成が複製として扱われるのは理解できない。生成 AI の利用を促すために都合良く解釈しているとしか思えない。そういった生成 AI 利用者の特権ともとれる特例を設けることは日本における他者の権利侵害を助長するうえ、各種業界を支える人間のインセンティブを損なわせる。これはリスクがあるといった次元の話ではなく、既に発生している問題で

あり早急に対処しなければならない。

生成 AI による児童ポルノが国内 SNS 「pixiv」 に投稿され続け、アングラなサイトへの誘導の場としても利用されるなど、日本の規制の緩さに付け込まれて日本のサイトを利用した犯罪行為が増える懸念がある。これについては既に pixiv や AI イラスト投稿サイトといった事例がある以上懸念では済まされない重大なリスクといえるだろう。既に BBC に名指しで取り上げられるような国と国内サイトになっている。

生成 AI 利用者が悪意を持って他者の著作物、肖像権を侵害する生成物を公衆に掲載した場合、30条の4を盾に AI の学習という名目で著作権等の責任を回避する所謂著作権ローダリングの俗称で行われている問題行為が横行しているため、日本の著作権法が問題になっていることは明白である。

過学習の問題においても言えるが、権利者を守るための法律ではなく悪意を持って生成物で他者を攻撃する生成 AI 利用者の言い逃れに使われる抜け道にしかなっていない。

他人の人生を容易に壊せる道具としての側面がある以上、厳しい免許制が必要である。便利だからと推進だけに留まる時期は既に過ぎている。今は AI に対する悪印象を払拭し、開発段階におけるクリーンさと利用段階における諸問題に対処することを最優先に行うフェーズに入っている。

●受付番号 185001345000000118

インターネット上には作者や出版社等の著作物を扱える立場の方々が投稿してはる以外にも格言を見せたり反論する為に漫画の一部を投稿してはる有象無象の人らがいるが前者は何かしらの設定を設ければ学習しないようにできると思うが後者は有象無象の人が投稿するので学習しないようにするのは難しいと思うがそのへんを踏まえて議論してほしい。

●受付番号 185001345000000119

「4.関係者からの様々な懸念の声について」

現在公にされている画像生成 AI は問題点が複数あり、一つ目は先述した学習元に無許可で学習させていること。二つ目は SNS に投稿されている実在児童の写真や、同じく SNS に投稿された性的虐待などで裸にさせられた実在児童の写真も学習させていること。つまり児童ポルノ問題。三つ目は学習元に無許可で画像生成 AI に学習させることは違法ではないため、自分のイラストを学習させないでほしいと言っているクリエイターのイラストを学習させても問題がない、つまり画像生成 AI を用いた嫌がらせ行為をされても大きな被害が出なければ対処できないということです。

一つ目について。例えばイラストだと、学習元のイラストを描いたクリエイターに許可を取っていないため、その学習元と酷似したイラストが生成されたら著作権侵害にあたるのではないかと考えています。勝訴敗訴に拘らずクリエイターが裁判を起こすことは可能ですがお金も時間もかかるため、可能であればそもそもそのような出来事は起きないほうがいいと思われます。つまり学習元を生み出した人に許可を取ったイラストや写真などだけを学習させるということです。

二つ目について。現在 SNS では実在児童の写真が大量に投稿されています。その写真的被写体の児童も大量にいます。そのため、画像生成 AI を使用した際に学習元の実在児童の一人に酷似したもののが生成される可能性があります。その生成物を SNS に投稿されたら、内容によっては学習元の実在児童やその親などに被害が生まれる可能性があります。例えば投稿されたのが「実在している幼稚園児に酷似した人物が深い川に近付いている生成物」だったとして、学習元の児童の親が「小さい子供だから危険な目にあうかもしれないのに目を離すなんて。この親は虐待をしている」というような誤解をその生成物を見た周りの人から受け、批判をされるという事態が起きる可能性があります。画像生成 AI で生成した生成物を SNS に投稿する人の中には、画像生成 AI で生成したものと明記をしていない人も大量にいるからです。実際に起きている事例として、正月に発生した地震の際に、画像生成 AI で生成された地面がひび割れたりしている悪質なフェイク画像を SNS に投稿した人がいて、その投稿を見た被災していない人が信じてしまい、「ここは危ない」という誤解をして広めてしまう人が多数現れました。被災した人を少しでも助けたいという善意を踏みにじる最低な投稿です。

三つ目は、現在 SNS では自分のイラストを画像生成 AI に学習させないでほしいと明言しているクリエイターが、自分のイラストを AI に読み込まれ SNS に投稿されるという嫌がらせ行為をされています。また嫌がらせ行為をしている人と同一人物かは不明ですが殺害予告もされています。相手は過去にも同じクリエイターのイラストを画像生成 AI に読みませ、クリエイター本人にやめてほしいと言われていました。ですが相手は画像生成 AI を批判している人を嫌っているため、嫌がらせとしてその後もこのクリエイターのイラス

トを読み込ませて、クリエイターに誹謗中傷・人格否定・差別発言をしていました。またこのクリエイター以外にも、自分のイラストを画像生成 AI に学習させないでと言っているクリエイターが、嫌がらせとして画像生成 AI 利用者に自分のイラストを読み込まれるという事案が複数発生しています。画像生成 AI を用いた嫌がらせ行為をされたクリエイターは複数います。

その他にも、特定のクリエイターの絵柄にとても酷似した絵柄の下品なイラストを生成し、画像生成 AI の生成物と明記せず SNS に投稿してそのクリエイターに悪いイメージを植え付けたり、「あのクリエイターはこんな下品なイラストを描く人だったのか」という誤解をされファンや仕事が減ったりして金銭的な被害を受ける可能性もあります。幼児向けの本に携わっているクリエイターであればイメージは大切なためより問題です。

クリエイターやモデルや実在児童などを守るために

- ・イラストや漫画などを描いた人、写真を撮影した人と被写体両方に許可を取れたものだけを学習させる
- ・先述した人に「これは学習させたくないなったからデータセットから取り消してほしい」などを言われたら、その画像生成 AI をリリースする前でもリリースした後でも従い取り消す（その度にどのイラストなどを取り消したかというのを公式 SNS や公式サイトで発表する）
- ・学習に使用されているもの（データセットの中身）を常に誰でも見られるようにする
- ・生成物のどこかにマークが入る仕様にして、そのマークを消して SNS に投稿したら規約違反でアカウント BAN や裁判などの対処をする

画像生成 AI にはこの 4 つを求めます。不可能なら出来るように法改正を。

●受付番号 185001345000000120

まず、3.（3）の技術的な措置について、「生成物が著作権侵害になる場合があるというリスクについて懸念の声があり、（中略）著作権侵害の防止に資する技術的な措置を導入している事業者もいる。」とあるが、一方で5.（4）にて「学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように、（中略）現状ではその実現可能性に課題があることから、将来的な技術の動向も踏まえて見極める必要がある」としている。これは技術的な措置の導入が実質無意味と認めていることに他ならない。

つまり、5.（1）エ（エ）にて「当該データベースの販売市場との競合を生じさせないために講じられていると評価し得る例がある」とあるが、そもそも完全な措置を講ることができない以上、あらゆるデータについて著作物を含む可能性があると判断すべきであり、潜在的販路を阻害する行為に当たると解すべきではないか。

また、5.（1）エ（イ）の「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、（中略）既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」とあるが、現時点で発生している問題として、特定のクリエイターの作風を真似て性的なイラストを作成し有料頒布されている事が挙げられる。

これは元の著作権者が性的なイラストを描かない場合であって、生成物が性的であることにより学習元著作物の創作的表現と共通しない場合、作風を学習されたことにより本来クリエイターが受注して得られるべき報酬を得られなかつたことで損害が発生し得るため、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当すると解すべきではないか。

3.（3）において「現存するアーティストの氏名等を指定したプロンプト等による生成指示を拒否する技術。」について、現状、特定の氏名等を入力せず細かく指定したプロンプトにて作風を学習させ、生成したイラストを有償頒布することも可能である。

そのため、5.（2）イ（イ）にて「AI利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識していなかつたが、（中略）客観的に当該著作物へのアクセスがあつたと認められ」とあるが、そもそも当該著作物へのアクセスがなくとも類似する作品の生成が可能であることは留意する必要がある。

よって、その後に続く「このような技術的な措置が講じられていること等の事情から、（中略）生成・利用段階において利用されていないと法的に評価できる場合には、AI利用者において当該評価を基礎づける事情を主張・立証することにより、（中略）依拠性がないと判断される場合はあり得ると考えられる。」については、繰り返しになるが（1）「技術的な措置」は無意味であること（2）当該著作物へのアクセスがなくとも類似する作品の生成が可能の2点によって、依拠性がないと判断されるべきではないのではないか。

上記に基づくと、5.（2）イ（カ）の「当該データセットから、当該侵害の行為に係る著作物等の廃棄を請求することは可能と考えられる。」について、廃棄を請求しても

5. (4) にあるように「現状ではその実現可能性に課題がある」と認めている。

また、侵害の予防に必要な措置として挙げられている 2 点についても、そもそも特定のプロンプトがなくとも作品の模倣は可能であり、性善説に立った結果現状の著作権の侵害を許している以上 AI 利用者の善性に期待すべきではないと考えられる。

よって予防の措置は個人の努力ではなく、あくまでも法的に強制力のある制限をかけるべきではないか。

またここには記載されていなかった問題を挙げたい。

(1) AI 利用者がクリエイターを訴える可能性について

これは、短時間で多くのデータを作成する AI 利用者が AI に特定の作風を複数模倣させ、いずれクリエイターが制作するであろう作品を予め作成しておくことで、実際にクリエイターが作品を発表した段階で AI 利用者が著作権の侵害を受けたとして、クリエイターを訴えることが可能になるというものである。

先に述べたように、特定のプロンプトがなくとも特定の作風を真似た類似作品を大量に作成できるため、実際には AI が模倣しているにも関わらず依拠性がないと判断されると、クリエイターが一方的に不利になることが考えられるが、これに対する措置はあるか。

●受付番号 185001345000000121

「AI 事業者ガイドライン案」

別添 1 第 1 部関連/P13/20 行目「AI によるリスク」

について、

5 海賊版等、違法にアップロードされているものも学習されてしまうこと

海賊版サイト上の違法にアップロードされている著作物を学習することは、当該著作物に係る著作権侵害を助長する状況を生じさせるものといえるか。(⇒ (1) エ)

違法にアップロードされている著作物の学習を回避することは、技術的に可能か。

また、これを踏まえて、海賊版等、違法にアップロードされている著作物を学習することは著作権者の利益を不当に害するといえるのか。(⇒ (1) エ)

について、AI を使用したリスクについて、現状おこっている問題について十分に把握されていないように感じる。

インターネット上での著作物のアップロード先として、Pixiv が有名だが、アップロードされた画像をもとに、イラストレーターの A さん風といった AI 出力が行われるようになっている。

これによりオリジナリティを失ったイラストレーターが断筆したり、

精神的にも金銭面的にもダメージを受け、これまで継続的に作っていたコンテンツがストップしたり、これからも今までのペースで描き続けていたら得られたであろう利益をふくめ損害を被った事例がある。

A さん風と言うものを人間が学習するには、手癖もあり、必ずしも同じ作風にはなりにくい。しかし、AI を使ってしまうと、そっくりな乱発粗造が可能になり、アイデンティティを奪われたと感じる作家が多い。さらに言えば、そういった AI に模倣をさせた画像を作者本人に見せつけ、精神的ダメージを負わせるような嫌がらせが頻発している。

日本で勢いのある分野の一つとしてサブカルチャーがあげられるが、AI 利用者のモラルのなさは悪化の一途をたどっており、法で規制しなければ、歯止めが効かず、衰退が免れ得ないだろう。

さらにいえば、AI 自体が学習もとが非許可の画像をネットから拾ったものだということも明らかになりつつある。生成された画像だけでなく、とりこまれて AI 出力の元となっているデータ自体が、違法ではないかと海外では問題になっている。

また、業界でクリーンなものを作りたくても、各種アセット（ゲームや漫画等の背景や小道具のパーツとなるものや、一部の装飾などに使って良い、販売用として作られている品）の AI 生成での模倣や盗作が話題になっている。

クリーンなアセットだと思って購入したら、実は AI による模造品だったと後に判明することが問題になっている。これは一種の詐欺であるが、証明が難しく、そのようなものが

紛れ込んだせいで、正式に販売できなくなり利益を得られないとなると、泣き寝入りとなりかねない。

他人のイラストや3D作品を学習したAIで汚染されてしまえば、全体の効率を押し下げるばかりでなく、違法に金銭を得ようとする団体の資金源となってしまうことも考えられる。

海外では生成AIで作ったものには著作権を認めないと法的化が始まっている。

参考・ロイター/AIが生成した作品、著作権認められず 米裁判所が判断との記事等
事実、著作者が、不利益があるため、AI学習はしないでくださいとはっきり拒否し明記しても、現段階の法では規制できないため、多数の人が泣き寝入りしてしまっている。

参照元には個人の写真もあり、

盗撮写真、児童ポルノやインスタグラムなどの個人写真を用いて、

ポルノや顔をすげ替えた写真風のものなどが作られ、出まわっている。

普段、自身のポートレート作品を作っている人が、AI出力で自分の顔そっくり、かつ作風もそっくりのものが回っていて困惑しているというケースもある。

こうなると、パスポートや各種証明書の写真の偽造などにも使われるだろうことは想像に難くなく、法が遅れを取っているのではないかと感じる。

個人の尊厳や肖像権と言ったものを守る法が不備だと思う。

これらをふまえて、

- 1 作った作品や、写真などを、無断で学習に使わせないための法整備を希望する。
- 2 無断で使われた場合に、速やかに生成画像が削除されるような法整備を希望する。
- 3 コンテンツで稼いでいく人々の権利を守るために、アメリカのようにAIで作ったものには著作権を認めないなどの人間の権利を優先的に守る法案を成立させてほしい。
- 4 現行法で対応可能なものだけではないので、AI利用に関して法を新設してほしい。新設の際には各種専門家だけでなく幅広い意見を募ってほしい。
- 5 各事業者を始めとし、最終的には国民全体に分かりやすいように周知してほしい。
- 6 証明書に使用したり、生成画像をもとに各種他人に成りすました場合（私が作者ですといったような）は厳罰が必要。

と考える。

●受付番号 185001345000000122

<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>について

画像系のクリエイターに相当する仕事をしている者です。ここではクリエイターや実演家からの生成AIの引き起こす可能性のある諸問題に対する懸念点がいくつも書かれています。

ですが逆に過度のAI規制が進んだ場合の懸念も書かせてください。

過度に感情的な生成AIの排斥が進むと、本来近い将来クリエイターが甘受できるはずのAI技術のもたらすメリットを大きく損なう危険性があります。

昨今、物価高・少子化に伴い、クリエイター周辺での人的リソースの不足は深刻なものです。おなじ報酬額でも物価に対し相対的に低くなっていく中では、スタッフ数を減らし工数を減らしながら成果物の品質を維持しなくてはなりません。

(補足) 業界で多少の報酬アップ事例は散見されるようになりましたが、依然多くは変わらずといった状況です。他業種と同様、おそらく今後もこの価格の問題、人材不足のは継続・悪化すると思われます。

その中で、たとえば画像であれば作画補助といった使い方にAIは大きく貢献します。クリエイター本人の作風を学習させるのであれば、現在の中途半端なデジタルツールでのデータ素材の流用よりも、より効果的にクリエイターをサポートすることができます。大幅な生産力の向上にもつながると思います。

しかし生成AIの技術そのものを禁忌のように扱ってしまっては、その機会をすべて失います。

知的創作分野でのオートメーション化に近いものと考えます。当然デメリットもあるとは思います。それでも物価高・少子化に直面する中で、この可能性を閉じてしまうことはあまりに危険です。

起きる可能性のある諸問題に対処しつつ、生成AIを含むAI技術全体は前に進めておかないと、本国の文化活動に大きく後退させることになると思います。クリエイターは過敏な方も多いと思いますので大変かとは思いますが、将来の発展のために、個々人の権利保護に手を施しつつ、よきバランスでAI技術の発展を推進していただければと思います。

●受付番号 185001345000000123

韓国が ai を使用する際のガイドラインを作っていたり今後そのガイドラインをもとにして法律を作ると約束していたり EU が ai 規制を行うようだと報道されているのにも関わらずわざわざ著作権で保護する範囲を少なくし ai の利用を推進する理由がわかりません。日本1国だけで世界の意向を変えられるわけでもないと思いますし

●受付番号 185001345000000124

Web 上から集められた研究用の大元の何十億枚の中の学習データは、クリエイターが機関に申し出すれば簡単に削除ができるような仕組みが欲しい。

LoRA など学習を引き出すデータセットについて、音楽業界の JASRAC のような権利を守るための団体がクリエイターサイドにも必要。音楽の JASRAC の仕組みは音楽をリリースして作品としての形を固定した時から著作権が発生するが、AI の登場に伴い、意匠性を担保する新しい概念でのクリエイターの保護や恩恵の循環の仕組みが必須。

●受付番号 185001345000000125

現在の画像生成 AI のあり方において、私は反対していますが、存在については全く否定的ではありません。

昨今の生成 AI におけるトラブルは、クオリティの高い AI があまりに早く一般化されてしまった為に起こってしまったと考えており、

特定の作家を学習したなりすまし行為、加えて嫌がらせ行為によって活動を停止、筆を折ってしまう作家が居る事を大変嘆かわしく思っています。

しかし、生成 AI はこれから技術発展には必要であるとも考えており、極端な規制や全ての生成 AI の使用を違反とするのは安直で新技術の未来を閉ざしてしまうのではないかとも考えています。

よって、今後 AI によって生成された作品、又それらを使用したものに関しては特定のマークを表示義務とし、非表示や、加工またはトリミング等切り取りによってマークを排除した物を使用する行為を違反とする等、

消費者が一目で AI を使用したものか判断できるような配慮が必要ではないかと思います。

又、AI に学習された画像は AI ソフトのホームページなどから誰でもアクセスし確認することができるよう義務付けたりと、クリエイターも消費者も安心して使用できるようにする工夫も必要であると考えています。

クリエイター、消費者、そして AI を使用する全ての人が安心できるような世になればと思います。

●受付番号 185001345000000126

専門家ではないので法的な視点での意見は出せませんが、イラストレーターとしての肌感覚で記載いたします。

AI 生成イラストについては、例え既存イラストレーターに作風が似ていても、具体的な表現までが似ているとは限らないので、現在の著作権法では侵害とできないケースが多いと思われます。

そこにそもそも問題があると思います。

著作権法が「作風」「画風」を保護しないのは文化の発展のためだと思いますが、それはあくまで「人間が人間にに対し学習」する場合と思われます。

人間も既存の作風から学習しますが、人間による学習は素質が必要なうえ労力や時間が大量にかかるため、学習元のイラストレーター達とは直接的に競合する可能性が低いです。

また人間ならばどこかでその人の独創性が加わり、学習元とは別方向へ新たなオリジナルとして枝分かれしていき、それが発展につながります。

しかし、これが AI になると、一瞬で過去のイラストレーター達の努力の結果を奪い取り、大量に出力することが可能になります。これは当然学習元イラストレーター達と競合し、人間のイラストレーターを淘汰してしまう可能性があります。

実際、人気のイラストレーター達の作風・画風をミックスしたようなイラストが、AI 出現後に大量にネット上にばらまかれ、結果的に学習元になったイラストレーターたちの作風・画風が、一年ほどで陳腐化されてしまい、「大量の AI 達による作風の使い古し・陳腐化」という現象が起きています。

これは人間による学習では滅多に起こらないか、起きるとしても何年もの時間をかけじわじわと起きるものです。それが半年や一年で一気にきました。

「人間による学習」と「AI による学習」は同様に考えてはいけないものです。

こんなことが続いては、AI が人間のイラストレーターを淘汰してしまいます。

これは、イラストやデザインが、手作業から CG に変わったのとは全然別の変化です。その場合、PC はただの道具で主体はあくまで人間でしたが、AI 生成の主体は AI と「人間から無断で盗んだ過去の学習データ」です。

人間のイラストレーターが淘汰され AI だけが残っても、もはやそれは人間の文化ではありません。

これは著作権法の目的と相反していると思います。

著作権法が守るべきは人間であり、人間が生み出す文化だと思います。

これを防ぐには、まず「人間から盗んだもので、人間を淘汰できる」というシステムをなくすべきだと思います。

そのため、AI 生成イラストについては、「学習段階」「生成物利用範囲」最低でもいざれかに厳しい制限が必要と思います。

学習段階の場合は、許可なき著作物を勝手に学習データとしてスクレイピングするのを禁止すること。また過去に無断スクレイピングして作られた AI モデル使用の禁止。

生成物の利用範囲については、著作権物の「私的利用」と同等範囲のみでの利用あるいは研究分析など、一般公開されない範囲での使用に留めるべきです。

「非享受目的」というならば、それくらいに制限されるべきだと思います。

また、そうでないと、上述の「人間のイラストレーターを淘汰」につながります。

著作権等については、生成者にいかなる権利をも認めないことが大切だと思います。

生成物の著作権について、「単なる労力にとどまらず、創作的寄与となり得るものがある場合は、これがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮」→全て認めるべきではないです。

どんなに指示内容に創作性があるにせよ、それはあくまで「指示内容（プロンプト）文章自体の著作権」であり、「生成物の著作権」にはなり得ないと思います。

人間のイラストレーターもクライアントの細かな指示に従いイラストを制作しますが、どんなにクライアントの指示が細かくても創作性があつても、それに従って描かれたイラストの著作権は「制作したイラストレーター」に属します。クライアントには属しません。

クライアントに属するとしたら「指示に使用するためにクライアントが制作した文章や図柄の著作権」です。AI もそれと同じと考えます。

「指示をした人間に、指示を受けて制作されたイラストの著作権がある」という考え方には、イラストレーターの存在を非常に軽視した見解だと思います。

人間がどんな指示を出そうとも、制作しているのが AI である以上、著作権はどこにも存在しないと考えるのが妥当だと思われます。

>AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。

こちらについても、「加筆修正部」が全体の 7~8 割を超えるなど、明らかに加筆修正部の方が主とされるような場合には認められるべきだと思いますが、そうでないならば認めるべきではないと思います。

●受付番号 185001345000000127

生成 AI を厳しく法律で取り締まって欲しいです。苦労して描いてきた絵を簡単に盗まれてボタンひとつで生成できる AI に利用されるなんて意味不明です。私は今美術系の大学に通っていますがなんのために技術を磨いているか分からなくなります。

●受付番号 185001345000000128

日本でだけ規制しても他国に AI の開発がおいつかなくなるだけです。まだ流行し始めたばかりで不満の声が目立ちますが、au 等の大手企業も既に利用しているしすぐに当たり前になると思います。車も便利だけど排気ガスを出し事故を起こしますが今や誰もが当たり前に使っています。生成 AI も誰もが使うようになります。

●受付番号 185001345000000129

自分では作り出せない人にとってはとても便利なものであると感じます。一方で生成 AI を使った著作権侵害や人のものを使ってお金儲けをする人が散見される現状だと思います。このままでは批判的な意見が多く生成 AI に対する偏見を持つ人が増えるのではと懸念しています。人のイラストを AI に読み込ませて作り出した絵を自身の作品と言い張る、売買するなど見られておりそれはどうかなと思うところです。著作物に対する権利は守られるべきものであって欲しいです。よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000000130

AIと著作権に関する考え方について（素案）に一通り目を通しました。
現役の研究者が入っているのでしょうか、機械学習を研究で扱っている私から見ても違和感のない内容でした。
少数データによるファインチューニングで特化したモデルを作ることに対しては、概ねこの内容で良いと思います。
1点だけ、私の理解不足で頓珍漢な疑問になっているかもしれません、28ページにて
「生成物の生成行為（著作権法における複製等）と、生成物のインターネットを介した
送信などの利用行為（著作権法における複製、公衆送信等）について、既存の著作物の
著作権侵害となる可能性があり」
との記述がありますが、生成に使われるモデル・パラメータについてはどのように扱われる
のかが気になりました。

●受付番号 185001345000000131

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
2の内容ですが、創作者が拒否してアクセス拒否するサイトに画像を投稿したとしても無断転載サイトにイラストを転載され、それが学習された場合はどうするのでしょうか？
実際に自身のイラストを <https://danbooru.donmai.us/> に勝手に転載されていることを確認しています。

また、上記のサイトは生成 AI の学習元にされていると開発者が発言した記事も拝見しているので確実に素材として扱われています。

また、仮にこちら側が学習を拒否するサイトにこれから作品を投稿したとしても 2023 年以前に投稿した画像は勝手に学習される事になりますがこちらはどうするのでしょうか？
生成 AI に学習されたくないから創作者側が画像を削除しなければならないのですか？なぜ後出しの画像の権利も持っていない AI に配慮してそのような事をしなければならないのでしょうか？

そもそも勝手に学習するほうがおかしいのになぜ前提が学習されるような話になっているのかがわかりません。

世界各国で生成 AI と権利について訴訟や問題が起こっているのだから許可を得た画像だけ学習した AI を使えばよろしいのではないかでしょうか。

権利者に許可を得て使用するというのは至極当たり前の事なのになぜ AI だけが許されているのかが甚だ疑問です。

人間が行えば訴訟問題になることが機械なら許されるのですか？

素案以外について、イラストレーターとして活動していて感じた実際の被害についても記載します。

1.商業活動している立場で感じた現状の生成 AI の問題について

- ・生成 AI を使用し効率化、イノベーション等と素案や概要に記載されているが、そもそも著作権についてきちんと考慮している大半の企業の案件では生成 AI を使うなという制約があり（案出しあり）、そもそもどの工程でも生成 AI は使えないで何の役にも立たない。

- ・実際にあった事だが、ラフを生成 AI で企業側で用意するので線画～完成までを制作してほしいという依頼があったが、生成 AI で出力されたものはあくまで参考程度にしかならずラフとして使えないでこちらで 0 から書き直す必要がある。それでも企業側ではラフ工程の工数は発生しないという認識になり相場より安い金額で依頼がきた。AI の出現により理不尽な値切りが発生している。

- ・生成 AI が登場する前は SNS で頻繁にイラストレーターの募集が行われていたが、現在では殆ど募集のポストを見なくなってしまった。大多数の駆け出しのイラストレーターはまず最初に SNS での公募から少しずつ実績を増やしていくパターンになるが、現在だとその実績

のチャンスが奪われている。

2.趣味としての創作活動をしていて感じる問題点

・一切 AI を使用していないのに、AI を使用しているという言いがかりを
これについては指摘をした人ではなくそもそも生成 AI だと一目みてわかるようなシステムがない事が問題であり、（例：絶対にトリミングや修正ができないウォーターマーク、
生成 AI だという表記の義務化）生成 AI 画像だと分かる明確な線引きが必要。

クリエイターにとって自分が人生をかけて勉強して表現した作品に対してクリック一つで
なんの努力もしていない画像と同じだと言われる事がどれだけの侮辱か考えてほしい。

・イラストレーターとしてトレンドを抑えるために日々様々な作品を見ているが、生成 AI
が登場してから大量の AI 画像が表示されて、とてつもない検索のノイズになっている。

・手書き、実物のものだと詐称している AI 画像ばかりでまず最初にこれが本当に手書き
なのか、写真なのかをチェックしなければならないので非常に手間。

生成 AI に求めるラインについて最低でも下記の条件を求めます。

・ウォーターマーク、画像の内部情報などで生成 AI だと一目でわかるようにしてほし
い。トリミングや画像修正をして詐称した場合はなんらかの罰則をしてほしい。

・生成 AI を使うには実名、住所登録を必須にしてほしい。享受目的、誹謗中傷などに使
用した場合は二度と使えなくなるようにしてほしい。

・生成 AI を一部にでも使用した場合はかならず使用した事を明記しなければならないよ
うにしてほしい。

知識がなくても簡単に事実を捏造して人を追いつめることのできるツールが誰でも簡単に
使えるこの現状がそもそもおかしい。使う人間にリスクを背負ってもらわないと話になら
ない。

SNS を見ていて特に思うのは AI について推進しているのは大体クリエイティブな事にか
かわっていない人間ばかりだなという事です。

もっと被害者側である現場のクリエイター側の意見に耳を傾けてください。

今のままだと目先の利益ばかり追う事により、もっと先の素晴らしい日本の文化が衰退し
ます。

●受付番号 185001345000000132

「非享受目的について」

生成AIの生成物が学習元の享受目的がないとするのならば、学習段階のタグにおいて『作品名』『キャラクター名』『作者名』『企業名』等は必要でないのだからこれらのタグが使用されているものプロンプトとして使用できるものについては享受目的であるとみてよいと思います。

ようは、探偵の画像を出すために『探偵』や『鴨撃ち帽』は使っても、『アーサー・コナン・ドイル』や『シャーロック・ホームズ』は必要ないはずです。

3. 生成AIの技術的な背景について

(1) 生成AIについて

ウ 生成AIが生成物を生成する機序の概略

生成AIでは、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成AIが学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

上記において画像生成AIにおいて『切り貼りではないとされる』という表現は正しくはありますが正確ではありません。

まず前提として、学習データは元のデータから劣化や欠落があるものの凡そ復元ができるノイズデータです。

プロンプトによる指定に合わせて、指定した条件に合ういくつかのノイズデータを呼び出し、そこから部分的な要素（背景、物体、色、等）を抜き出して切り貼りします。

切り貼りしたうえで、さらに部分的に類似するノイズデータを複数重ねて中央値を取ります。ここにさらにランダムなノイズデータを重ねることでブレを出することで似ない様に処理をしている物もありますが、切り貼りと重ね合わせ（合成）であることに違いはありません。

新規で生成しているわけではないです。

過学習という言葉で学習元が再現される理由がこれで、抽選されたノイズデータの多数が元が同じの学習元の別ノイズデータとなったとき中央値が元データに寄ることで出力されます。

Aという学習元があり、これを学習するとA1というノイズデータができ、Aを複数回学習（Aの解像度違い、トリミング加工後等も含む）させるたびにA2、A3とノイズデータが蓄積されます。

ここで、Aという学習元にフィットしたプロンプトを入力したとき、A1の背景、A2の物体、A3の色...と抽選されてしまうわけです。

完璧にフィットするプロンプトというのはまず存在せず、乱数で関係ないノイズデータを引っ張ってくることもあるので、確率の問題になりますが。

5. 各論点について

(3) 生成物の著作物性について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
指示・入力（プロンプト等）の分量・内容において創意的寄与があるとは到底思えません。

文章はコピペーストでいくらでも増やして使いまわすことができます。

そもそも、生成AIはツールであり、ランダムでふわっとしたイメージを出力するシステムです。

具体的なイメージがあるなら無理をして使うツールではなく、料理をするのに包丁ではなく鍼を使ったからといって、鍼を巧みに使う技術自体は評価されるべきではありますが、完成品の料理そのものの評価は調理過程ではなく見た目と味です。

それこそ、今はi2iという技術があるので、下手でも手書きをしてAIで変換するとか（この時もAI任せの量が多いと問題ですが）手書きでなくても加工可の素材を切り貼りして形を作ればプロンプト任せのランダム生成でイメージ通りの者が出るまで待つより確実なはずです。

それをしない、という事は具体的なイメージがなく、出てきたものに後付けでイメージ通りと言っているだけに思えます。

●受付番号 185001345000000133

資料の全体に言えることだが非常に総花的になっており
一般人相手のガイドラインとしては複雑すぎるように感じる
例外規定についてはバッサリ切り捨てて単純化する
若しくは単純な資料を別に作ったほうが良いのでは無いかと思う
例えば、

学習段階においては基本著作権が問われることは無いとか
生成後の絵については手書きと同様に著作権が問われるとか
(例外については書かない)

これぐらいに単純に言い切るべきだと思う

(1) 学習・開発段階

学習データについてどの元データーがどれだけ寄与しそれが独自の特徴部分を意味するか
を把握することは不可能に近く元データの著作権違反を問うべきでは無いと考える
実質、元データーを作るような物の場合についてもパブリシティ権や不正競争防止法で規制すべきだと思う

>当該クリエイターの作風を共通して有している場合

以下の記述は作風を有しているが個々の作品の特徴を有していない場合という話でそんなケースがあるのか?あるとしてそれはそれで独自のものを作ってるのでは無いかと思われる
ので

少なくとも記述するべきでは無いと思う (レアケースが抜けてるのは当たり前の話)

(オ) 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

これについても非常に記述が多く分かりにくい、基本違法ではないが今後回避努力は望んでいる程度の記述では駄目なのだろうか?

(2) 生成・利用段階

2.AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI 学習用データに当該著作物が含まれる場合

当該著作物が該生成 AI の開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合に依存性が認められるというのは

数億にも及ぶ学習数を考えるとまったく把握も意図もしてないのにそのような生成物が生まれるのはありえるので暴論である

キ 侵害行為の責任主体について

これに関しては侵害行為の責任主体はあくまでツールを使ってるユーザーにすべきと考える

ペイントソフト等の既存のツールにおいても著作権侵害は容易に可能であり
又それに対して防止策を取るというのはナンセンスだからである

同様にツール上で防止策を取るというのは使い勝手や自由度をそこねツールや文化の発展を阻害する要因なると考える

(3) 生成物の著作物性について

これについては手描きと生成 AI で生成したもの区別はつかなくなると考えられ

そうした場合同等のものを手描きというか生成 AI で作ったいうかで著作権の有無が変わってくる考えられ

これは非常に不合理と考えるので基本的にはあるものと扱うべきと考えている

また創意的表現といえる加筆・修正についても全面に渡って非常に簡単に行えはするので

(例えば額縁的な表現を付けて絵画の絵とするとか、明暗を弄って昼夜の表現を付け加えるとか)

あまりそこにこだわっても意味がなく混乱がおきるだけだと考える

●受付番号 185001345000000134

現行の生成 AI は多くの著作物を無断で使用している点に問題点があります。無断で著作物を読み込ませることを規制し、許可されたものだけで構成された生成 AI を使用することで著作者、消費者共に安心して創作物に触れられる文化を形成していただきたいです。

●受付番号 185001345000000135

現行の AI 技術は著作権を解体するものであり、包括的な知的財産権の価値を損ないかねず、技術や文化の向上・存続の妨げとなりかねません。しかし *glaze* や *nightshade* といった対学習技術も生み出されており、危険なものであると同時に知的財産の保護装置としての価値も見出だせるものと思われます。

本来国として負担すべき部分を知的財産所有者という「個人」に負担させる現行法のあり方は夜警国家としての機能すら持たず、租税の論理が崩壊しかねないものです。

現行の AI 技術に対し知的財産の所有者の保護を行いつつ、技術の発展を妨げない取り組みを目指していただきたいです。

●受付番号 185001345000000136

3. 生成 AI の技術的な背景について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

学習データの切り貼りではないとされるとあるが、映画の場面をほぼ正確に再現する事象は既に以下の記事内にたくさんの実例が存在する。

『Midjourney』と『DALL-E 3』の実験が示す著作権の地雷原

<https://spectrum.ieee.org/midjourney-copyright>

<https://www.hollywoodreporter.com/business/business-news/studios-sue-ai-companies-over-ip-deal-1235785627/>

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【「非享受目的」に該当する場合について】

(イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合について

そもそも現状の生成 AI は追加的な学習に限らず、既存の文章やイラスト、音楽などを学習に利用しながら、絵画やイラストのような画像の生成や音楽の生成など享受目的で出力、生成されており、

明らかに情報解析から外れ、「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に該当しないのではないか

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

既存の文章やイラスト、音楽などを学習データとして利用しながら、それぞれの市場に生成された類似品を大量に氾濫させる行為が「著作権者の利益を害する行為」でなければなんなのか、新しく作品を発表したところで対価もなく類似品を生成され、氾濫せられ、陳腐化される、その中で新しい物を作り続けろというのはクリエイターを奴隸か何かかと思っているのだろうか

人が作った文章やイラスト、音楽などを許諾なく学習データとして利用しながら、生成物を同じ市場に出せる事が異常としか言いようがない。

生真面目に成果物を制作する事が報われないそんな環境でクリエイターが育つわけもなく、制作技術の空洞化が目に見えている。

【著作権侵害の有無の考え方について】

(ア) 類似性の考え方について

既存の判例を例に出しているが、人の創作と現状の教師データありきの機械のアルゴリズムによる出力を同一視している点はおかしく感じる

既存の類似性判断に変更が必要に感じる。どこの、何のデータを使ったのか記録やデータセットの開示も必要に感じる

（3）生成物の著作物性について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

1 指示・入力（プロンプト等）の分量・内容・2 生成の試行回数

具体的な、詳細な指示をした所でそれは発注でしかなく創作にあたるとは到底思えない。

リテイク、いわゆる修正指示も同様に指示、発注でしかない。

教師データありきのデータセットから当たりが出るまでクジを引く指示をするのが創作なのだろうか。

明らかに情報解析から外れている、データセットに利用したデータの類似品を出力できる現状の生成 AI を無理やり使おうとしている印象がぬぐえない、

海外の議論を見ていると、著作物を訓練データとして利用する場合、事前同意や対価を必要とする意見が見られる(1)が

それが当然であり、それを踏み倒し利用を促そうとする日本が異常に見える、こんな当たり前のこと書かなければならぬ事に虚しさと腹立たしさを感じる。

(1)

イギリス政府の諮問機関、文化・メディア・スポーツ委員会 AI による著作権で保護された作品の複製は、ライセンスまたは例外で許可されていない限り、著作権を侵害することになるとの報告書を政府に提出

<https://musically.com/2024/01/12/uk-government-rules-out-broad-copyright-exception-for-ai-training/>

米議会、テック企業に AI 訓練データへの支払いを求める

<https://www.wired.com/story/congress-senate-tech-companies-pay-ai-training-data/>

他にもデータセットに利用したデータの類似品を出力できる故に、スクレイピングでデータを集めることの問題点もしっかりと認識してほしい。

画像生成 AI の訓練に「児童ポルノ」が使用されていたことが発覚

<https://forbesjapan.com/articles/detail/68355>

●受付番号 185001345000000137

- ・特定のイラストレーターの画風やキャラクターの容姿を模倣する LoRA やプロンプト(タグ)の学習または利用について、それぞれどこからが違法になるのか、もっと具体的に例を出してほしいです。
- ・他人が作った LoRA が違法な学習によって作られたものだった場合、それを知らずに利用したユーザーの法的責任がどうなるのか知りたいです。
- ・既存の著作物と類似性のある AI 画像を生成・SNS 投稿してしまった場合に、どのような法的整理となるかを場合分けで示してほしいです。
- ・ウェブ上では生成 AI を利用した創作であることを明記しない投稿者を攻撃したり、AI を使っていないのに使っていると言いがかりをつけて中傷したりする行為が散見されます。

AI 利用を示すタグ付けをめぐり、国内法上義務があるかどうかや、こうした行為にどのようなリスクがあるかについても明記してほしいです。

画像生成 AI の利用者や利用企業に対する悪質な嫌がらせや中傷を抑止する観点から、こうした行為にどのようなリスクがあるか等も盛り込んでほしいです。

特に酷似しているイラストが存在しないのにも関わらず、抽象的な理由から犯罪者扱いされるケースに対し、どのような対抗策があるか明確化してほしいです。(不十分な場合は、防止できるような法整備を希望します)

●受付番号 185001345000000138

生成 AI による画像生成は大きな問題を抱えていると思います。

ディープフェイク、偽画像による写真の情報ソースとしての価値が大きく損なわれている点がまず挙げられますが、

イラスト方面においてもフリーライドと機械的な大量生産による価値の毀損、および絵を描く人への誹謗中傷が起こっています。

生成 AI によるイラスト作成は人間がペイントソフトを用いた場合と比べて

技術を伴わず極めて短時間で作成が可能であり、各創作コミュニティにおいて AI イラストの投稿で埋め尽くされるという事態になりました。

さらに LoRA の使用や作家名をプロンプトに打ち込む事で特定の画風を再現する事も可能になります。

画風に著作権は無いという著作権法 30 条の 4 を悪用する形でイラストの価値を毀損し続けています。

絵描きにとって画風とは俳優で言う容姿や声と同じような個性であり、画風を変えようとするのはプロの絵描きですら簡単な事ではありません。

ましてや人力での特定の画風のコピーは容易ではなく、真似たとしてもその人特有の作風に変化することが殆どであった為、

画風に著作権は発生しないという点が今まで問題にはなりませんでした。

しかし生成 AI の場合は誰でも素早く機械的にデータ処理して再現する事が可能であり、さらに生成 AI による人間を遥かに越えた高速生産によってオリジナルの価値が毀損される事態にまで至っています。

特に AI によるイラストの生成は精度が高く、文章などと比べて完成品の状態で出力するため問題が起きやすくなっています。

今後この流れは技術の進歩により音楽、漫画、アニメーションあらゆる創作物へと波及する事は確実であり、

この状況を放置しておくとより深刻な知財の毀損とフリーライド問題に発展すると思われます。

これらの問題の対策には生成 AI を用いた旨の表記義務付けと

データセットを許可を得たデータのみで構成する事を法で定めるべきです。

また、上記のように技術がなくとも簡単にプロの作品に近いイラストを生成できるようになった事で、

特定の絵描きへの誹謗中傷だけでなく、絵を描く人全体を対象にした嘲笑や誹謗中傷がインターネット上で広く見られるようになりました。

フリーライド問題について言及するだけで AI アレルギー、ラッダイト運動などと揶揄する向きが SNS のインフルエンサーだけでなく

新聞社の記事や企業経営のネットマガジンなどからも見受けられ、

SNS では生成 AI に苦言する人を [REDACTED] と同一視して嘲笑したり、

特定個人に対して集団で誹謗中傷するだけでなく殺害予告にまで発展する例すらありました。

フリーライド問題はこのように創作分野の従事者や趣味の延長で活動している人達への分断も生んでいます。

また創作活動はメンタルヘルスにおいてハンデを抱えた人が

比較的活躍しやすい分野でもあり、生成 AI の問題は人権侵害の側面すらあります。

先程も申し上げた通り、この問題は今後技術の進歩によって他分野へも広がり、ますます深刻化すると考えられます。

海外では生成 AI の規制を検討する向きもあり、遅れを取ってはならぬと日本だけ緩い状態を維持するのは

返って諸外国から日本の信頼を失う場合も充分に考えられます。

ラッダイト運動とは産業革命時代の機械打ち壊し運動ですが、

産業革命当時は労働者の人権など皆無に等しく、

ラッダイト運動は労働者達による搾取への反抗でもありました。

2024 年の現代に産業革命時代の搾取を肯定するような過ちはしないようお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000000139

はじめに

検討の前提として

1 「生成 AI によりクリエイターが不当に利益を害されているため、著作権 30 条の 4 の改定を求める。著作権の本来の目的、著作権の不当なコピー、利用から守り、インセンティブを高めるためのものであることを考慮してください。」

2 「コンテンツの権利の範囲が一定ではないインターネットから無差別に収集、学習しているので、従来の著作権法を適用するのは間違いだ。」

生成 AI の技術的な背景について

1 「生成 AI を推進したいのであれば、まず正しい規制、悪用などが出来ないよう機能制限を設けるべきだ。」

2 「既存のデータを焼き増ししているだけなので新たな技術発展はない。」

3 「AI で作られた物はそうだと分かるようにするべきだ。(ウォーターマークを強制的に付与など)」

関係者からの様々な懸念の声について

「関係者だけでなく一般の人も容易に利用できるため、デマ情報、詐欺行為、学習拒否を表明しているクリエイターへの意図的な嫌がらせが発生している。」

各論点について

1 「著作権者から許可を得たものののみ学習対象とする。インターネットからの無断学習は論外。」

2 「AI 生成物には表記義務を設けるなど、それが明確に生成 AI によって作られたものだと分かるようにするべきだ。画像媒体や音楽が犯罪証拠として成立しづらくなっているのでこのままでは犯罪を助長する。」

3 「企業以外の一般利用の際には AI 利用免許、定期的な学習データ検閲の義務付け、違反者は罰則。」

4 「開発企業で保持している現状の学習済みデータは全て抹消するべきだ。」

最後に

「生成 AI でいたずらに電気と水を浪費すべきではない。可能なら生成 AI のサービスを凍結させて欲しい」

●受付番号 185001345000000140

AIによって作成された画像のネット上への送信の制限と強制的な削除に関する項目が必要だと感じます。

理由の一つとして述べますと、既存の生物の画像が AI の流行後に検索結果汚染が行われ、その名前を割り振られていた元々の生物が一般的な検索エンジンでの検索結果上位から排除され、似た様な全く違う別の存在が結果として出力されました。

これに近い検索汚染だけなら過去に fate シリーズの歴史上の人物や艦隊これくしょん等で既に行われています。

異なる点は素人目では一目で分からぬという事です。

また、既存の作品を基に構図から衣装まで全体的に似せて AI で作られた物もオリジナルと一緒に並べないと、その作品に詳しい者でもない限り誤認させられる事を体験しました。

この事から規制は必須です。

実写や既存の作品に似せた AI 産の画像には必ず AI 産と分かる印を入れなければ公開してはならないという法整備が国内外問わず全体で必要だと感じました。

同時に初見の相手を誤認させるレベルで作成結果を出力出来る以上、個人で一から素材を収集して学習データの作成、結果物を生成して外部に公開せず楽しむという個人使用限定の例外を除いて。学習元のデータの公開及び、素材にされるオリジナルの作品の学習への使用制限が必要です。

●受付番号 185001345000000141

まず確認ですが、簡単にまとめると、

- ・学習開発段階

Midjourney 等のように、意図的に著作物に似せたものを出力するような仕組みがなければ問題なし。

- ・生成利用段階

人間が描いた物と同じで、著作権等に違反していなければ問題なし。

- ・生成物の著作物性

配信動画と似た感じで、創作的表現が加わっていれば生成者の著作物となる。

という方向性で合っているでしょうか。

その場合は、この案に賛成します。

よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000142

(1)ア(ア)について

そもそも生成 ai による無断学習"が許容されるのには問題がある。30 条の 4 の正当性を説明する理屈によると、「著作権者が著作物から得る利益は、消費者が著作物の享受を通して知的・精神的欲求の充足という効用を得ることにたいして支払う対価から生じるものである。したがって裏を返せばそのような効用を得ることなく、非享受の目的で著作物を利用した場合は対価を払わざとも著作権者の経済的利益を害することはない、なので著作権を制限して著作物を許諾なく情報解析等に利用してもよいだろう」ということらしい。この理屈自体に破綻はない。しかし、生成 ai は"学習"のため無数の著作物をとりこみ、その表現のみを利用して生成物を生成し、利用者にそれをコンテンツとして享受させることで知的・精神的欲求を充足させているわけである。たとえ個別の当該著作物に表現されたそれぞれの思想または感情そのものを受け取っていなかったとしても、こうした表現を利用して知的・精神的欲求の充足を目指しているわけで、「欲求の充足という効用を得ようとして著作物を利用しているわけではないから無許可で利用できる」という先ほどの理屈にあてはまるケースにはならない。人の表現を素材にして消費のためのコンテンツをつくつておいて、知的精神的欲求を満たす目的の利用ではないって主張するのはちゃんとややかしいというごく簡単な話である。創作の世界においては、コンテンツ生成が目的である以上、ai による"学習"に際して"学習"と享受（知的精神的欲求の充足）がセットにならざるをえないわけで、その他の情報解析のための"学習"と生成 ai による"学習"を一緒に考えるのは無理がある。いいですか？1.消費者は知的精神的欲求を充足させたい 2.作家は多大な時間とコストをかけて表現力を磨き作品を作る 3.消費者は作品を消費し、知的精神的欲求の充足の対価を払う 4.作家は表現力を磨いて良い作品を作る努力に見合った報酬として対価を受け取るっていう創作における単純な価値の循環を理解できないのはやばいですよ？生成 ai は人が死ぬほど努力して創り上げた表現を一方的に利用して知的精神的欲求を充足させておきながら払うべき対価を払ってないという極めて歪な構造の上で成り立ってんの。だから歪な権利問題が大量発生してんだよ。根本が狂ってるから全部狂う。払うべき対価を払わずに一方的に利用してその価値、便益を享受する、こうした行為は窃盗とよばれている。生成 ai を推進している者は一度胸に手を当てて自分が何をしているのかを見つめなおした方が良い。多数の著作者が著作の無断使用へ拒絶の意思を示し、アーティストによる集団訴訟も相次いで行われている現実をさっさと受け止めな。これが正常な感覚。彼らは自分らの立場が弱くなることに対して短絡的に反対しているのではない、窃盗のような行為に対して不当だと訴える、ごく普通の権利主張をしているだけだ。推進派は「もう皆がものを盗みまくっちゃってるから盗むの合法化していいよね？技術も発展♪」とかいうばかげた感覚のもと生きていることを自覚し反省しろ。既存の著作物を自分の損得のための無料の養分だとみなす腐った根性をどうにかしてくれ。。以上より生

成 ai のための無断"学習"は現行法において違法と解釈すべきだと言え、非享受だと言い張ってこれを肯定するのは法解釈を捻じ曲げすぎである。この根本部分が誤っているから死ぬほど大量の気持ち悪い問題が今いて出てきているわけ。こういった状況の中生成 ai による無断"学習"を現行法の範疇で強行していくのは乱暴が過ぎる。日本の著作権法の理屈で考えていく限り生成 ai は完全に詰んでいる。無断"学習"を合法的に行うとするなら現行の著作権法を大きく超えるような新たな枠組みでもないと認められない。生成 ai の利用は現行法で対処可能とか言っちゃうのはちょっと控えめに言って頭が悪すぎる。表現だとか学習だとか享受だとか文化だとか技術発展だとかの抽象的な言葉に翻弄されて実情が見えていないのだろう。非享受目的であるという形式的な言い分の下あらゆる問題を生成利用段階に押し付け開発段階での無断"学習"をとにかく肯定しようとしている現在の文化庁、世間の姿勢は、知的財産をなめているとしか言いようがない。現状況で生成 ai を作りたいのなら著作者の許可を得たデータセットのもと作るしかない。それができないなら新しい制度を作つてから出直してこい。まあどうしてもやりたいなら技術先行で法律ガン無視して戻りようがないとここまで社会を変化させちゃって黙らせるのもいいんじゃないですか？その場合推進連中が今必死で主張している理屈に正当性が全くないことを認めたも同然なんすけどね。"

●受付番号 185001345000000143

生成 AI は許可なしに著作物を学習されたものであるため、学習元のデータがそのまま出てきてしまう事もあり、AI 生成物を出力したものに著作権を与えるなど言語道断です。AI が自分で思考して生み出したものなどではなく、学習元のコピー品でしかありません。AI 生成物が凄いスピードで大量に生み出されてネット上にゴミデータが溢れ、一般人には迷惑です。

そもそも AI 学習する前に著作者に全て許可を取って学習すべきです。

許可を取らないで作られた AI は全て規制してください。

●受付番号 185001345000000144

生成 AI のネットに上がっている画像全てを学習元としてイラストなどを生成するシステムは十分著作権の侵害にあたるかと思いますし、特定の誰かの絵を読み込ませてその画風でイラスト生成をする事例が沢山上がっています。やられた方はもちろん不愉快ですし心的金錢的被害を被る事になります。また生成 AI の是非はともかくとして、悪用する人間が多すぎる為、生成 AI を推進していく行為には反対です。

あまり生成 AI に明るくない人たちが著作権も何も考えずフランクに使ってしまう現状はとても健全とは言えませんし、脅威でしかありません。

また生成 AI に肯定的なのが既に有名な作家であったり昔名を馳せた絵描きなどある程度の年齢層の方に多いように見受けられます、生成 AI に対する不勉強もあるとは思いますが、彼らは良いかもしませんが若いまだこれからの中の創作者達の芽を摘む原因に生成 AI はなり得ると考えます。どのようにプロンプトを書き込み簡単に複雑な絵を出力出来る、安易に著作権侵害をする者がいる現状を見て心を折る人たちは現在でもいる状況です。海外からの信頼も無くす行為だと思われます。生成 AI を容認している国だと思われれば、その国の作家たちも著作権に関して大変無頓着であり、仕事の依頼にも生成 AI を使われかねない、使われている可能性を考えられ海外からの仕事も激減する可能性も大いにあるかと思います。

クリエイターを大事にしている国であればあるほど、生成 AI を容認する国を警戒するでしょう、そのような事になっては日本のクリエイターの活躍の場が狭まり、不名誉なレッテルを貼られ、やはり筆を折らざるを得ない状況に追い込まれてしまいます。それは日本の経済的な損失でもあると考えます。

■■■■■ が AI を上手に使っていくなどと生成 AI を前向きに捉え推進していく姿勢を拝見しましたが、やはりお年を召された方ほどそのような傾向にあるかと見受けられます、若い世代、現在現役の作家、目指す人それを支える人達の意見にきちんと耳を傾けて頂きたい限りです。

日本のクリエイター達の信用を落とし、悪用する者たちが少しでも減って行くよう生成 AI の規制をいち早くお願いしたい所存です。

●受付番号 185001345000000145

AI の無断学習に反対します。

AI に学習したい場合、必ず著作者の許可を取り、相応の対価を支払うべきです。

現在無断学習の被害に遭っているクリエイターのほとんどが無断学習される事を嫌がり、しないで欲しいと表明しています。

そう言った被害者の声を無視しないで下さい。

著作者、クリエイターに寄り添った法整備をお願いします。

●受付番号 185001345000000146

AIはただの道具なので、これまでどおりの著作権に照らし合わせればよいと思います。
ペイントブラシが勝手に描いたから訴えるならペイントブラシを、という言い訳は通用しないわけで。

そもそも、AI以前に盗作等が横行している状況ですので、それらに対して掲載の取り下げや使用料の徴収をもっと簡易な手続きでできるようにする仕組みが必要ですし、盗作の基準も統一されていないように思えます。

これを機に法とその手続きが整備されることを望みます。

●受付番号 185001345000000147

(1)カ(イ)について

現在、直接盜用指示をださずとも gpt4 が new york times の記事をほぼそのまま生成してしまう事象が確認されている。midjourney ではいとも簡単に既存のキャラクターを出せてしまうことが確認されている。これらの事例から、少なくとも今あげた生成 ai サービスに用いられている生成 ai モデルにおいては、内部パラメータに一部の学習元著作物の複製に相当する情報が内在しているのは明らか。著作権で保護されたコンテンツの複製情報を内在させるような情報解析の上での生成システムが著作権侵害にならないのは非常に不自然である。これは開発学習段階が一とか生成利用段階が一とかいう話ではなく、あまたの学習”の末作られた、複製情報を持つ生成 ai モデルのデジタルデータそれ自体が複製権侵害組成物だろうがって話。圧縮ファイルと一緒に。なぜ開発学習行為と生成利用行為のみに著作権侵害の有無を問い合わせ、デジタルデータである ai モデルそのものに複製の有無を厳格に問おうとはしないのか、理解できない、ai モデルだってデジタルデータなんだから複製の有無が厳格に監視されるべき。制限規定も用意せずにそれができないなら著作権法は破綻している。それともあれか？これに關しても非享受目的って言い張るつもりなのか？そんなこと言ってたらなんでもありになっちゃうぜ？さらに、上記の生成 ai モデルのような、複製を生成するときがあるモデルではない場合についても、同様のシステムを使って情報解析を行っている以上、内部に学習元の複製に相当する情報が内在している可能性は十分あるだろう、もしそうであれば、著作権の侵害を認めるのが妥当、ただし、ここはブラックボックスであり安易な決めつけは不適切ではある”

●受付番号 185001345000000148

5. 各論点について（1）エ（イ）。著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるもの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。

この項目について、強く異議を唱えさせていただきます。何よりも「アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されること」が生み出す弊害の規模と深刻さを文化庁の方々は全く理解しておられないと言わざるを得ません。画像生成 AI は「技術や知識を持たない者でも高品質な画像を手軽に大量に生み出せる」ということを利点として掲げていますが、同時にそれは非常に深刻かつ多くの問題を生み出しているとも言えます。

まず、イラスト界隈では「マスピ顔の陳腐化」というのが深刻な問題となっています。これはマスターピース（傑作・名作）という名の通り多くのユーザーに好まれる絵柄が、生成 AI によって手描きではありえないほどの速度で膨大に生み出されるため、市場に溢れすぎて消費速度を一気に加速させ飽きられ始めているという状態です。飽きられたオリジナルの絵柄は AI によって無断で学習されて類似物を大量にばら撒かれ、相対的に市場価値を下げられるという、非常に一方的で理不尽な仕打ちを受けている、と言う状態です。

また一時期 PIXIV などでも問題となりましたが、金銭目的で AI を利用する者は無節操に生成物をばら撒き、他者との差別化を図るために二次創作の規約で禁じられたアダルトコンテンツや実写に限りなく近い児童ポルノなどの生成といった、モラルや良識の一線を越えた非常識な行為をいとも簡単に、児童ポルノでプラットフォームが埋め尽くされるといったおぞましい事態にまで発展したため規約変更によってほとんどの商用利用が禁じられるといった運びとなりました。

さらに、市場に溢れすぎた AI 生成物は相対的にその価値を大きく下げ、需要もごく僅かとなつたため、規約に違反しながら手描きのように偽装、僭称してグッズ販売したりイラスト制作を請け負うような輩が後を絶ちません。

またクリエイター御用達の素材販売サイトにも AI 生成物が紛れ込んでいたり、手描き詐称して AI 生成物を企業に売り込む輩もいるため、尋常ではない手間と労力を AI のために負担させられている、といった声がクリエイターの方々から上がっています。

これらの問題は全て、生成 AI が何の法的規制もなく野放し状態にあることが大きな要因の一つであると言えるのではないでしょうか？AI を推進したい方々は現行法で対処すればいいと仰いますが、モラルや良識を欠いた者が、誰でも手軽に大量に生み出して悪用できる生成 AI の被害を、世間に浸透すればするほどさらに膨大に増えていくと予想される問題を、一つ一つ訴訟などして解決することが果たして現実的と言えるのでしょうか？

さらに根本的な問題として、画像生成 AI は著作権侵害などの懸念によりほとんどのクリ

エイターに必要とされていません。クリエイターに対価を支払いたくない、個人の消費者や企業などがしがみついているという状態です。言うまでもなくこのような状態で創作文化の発展や経済的成長につながる見込みなどありません。「勝ち筋」などどこにもなく、深刻な問題ばかりが浮き彫りになってくる生成AIを、これ以上推進する意味がどこにあるのでしょうか？

これらの点を踏まえて、厳しい法的規制も視野に入れながらAIに対する姿勢を今一度見直していただくことをお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000000149

素案 p37／6.最後に／ AI の開発や利用によって生じた著作権侵害の事例・被疑事例について

画像生成 AI の違法性を問う発言を SNS でしたイラストレーターに対して、AI 利用者・開発者が LoRA を配布するという嫌がらせが続きました。

この個人を狙い撃ちにした LoRA はローカル環境下で動作するため、一度配布されてしまえば権利者や開発者ですら回収することはできず、

今後永久的にそのイラストレーターの対価回収の機会を奪うことができてしまいます。

公開されてしまえば自身の人生を脅かされるにも拘わらず、公開されるまで LoRA を作られることすら知覚できず、

また公開されたとしてもそれを訴える土壤すら整っていませんでした。

そしてこの状況は一年以上経った今でも全く改善していません。

それどころか、LoRA を必要とせずプロンプトに作品名や作家名を入れることで LoRA のように動作するサービスまで提供されてしまっています。

当素案でも LoRA 等への著作物の利用は権利制限の対象外の可能性に触れていますが、

この条文は実質形骸化しており、AI 開発者や利用者が違法性を無視して AI を使用できてしまっています。

この問題の根本的な原因は学習に使用した素材を開発者・利用者が秘匿できてしまうことだと考えられます。

学習素材の開示義務がないため、訴訟を起こすためには権利者が自身の権利物を素材とされたことを証明する必要があります。

しかしその証拠は開発者・利用者のローカルにしか存在せず、また消去することすら容易にできてしまいます。

そのため権利者は現状泣き寝入りを強いられており、今後もその状況は続いてしまうと考えられます。

したがって学習素材の開示義務に関しては今後早急に法改正が必要だと考えます。

●受付番号 185001345000000150

昨近の生成 AI の話をずっと見聞きしていますが、他人の作品を「無断」で「無償」を当たり前に機械へ学習させ「自分の作品」として世に出している方がたくさんいらっしゃいます。

中には生成 AI 使用者がイラストレーターや一般の絵描きさんへの嫌がらせとして無断学習をし、画像を生成して世に発表するという事も起きています。

これを見るに生成 AI 使用者も「無断」による「機械への学習」が良くないことだと分かってるのは明白です。

私個人としては AI 自体への反対よりも、この「無断」で「作品作成をした著作主へ対価を払わないこと」が何よりの問題だと思っております。

今の状態のままで生成 AI の存在を容認し社会へ浸透させていくことは「クリエイター軽視」に繋がると考えています。実際意見を言っているクリエイターへの嫌がらせや誹謗中傷も見受けられているので、生成 AI 推進者・使用者にクリエイターへの敬意は無いものと思っております。

こちらの誹謗中傷や嫌がらせについてはかなりの数言及されているので、少しでも調べていただけたら分かることかなと思います。

何よりこの「無断学習」による弊害は現行のプロのクリエイターへの阻害に留まらず、未来のクリエイターを阻害する事でもあります。

現状プロアマ問わず生成 AI に反対しているクリエイターの皆さんは作品の発表の場をかなり奪われている状態です。中には生きる意味は何なのかと考えていらっしゃる方もいます、クリエイターは人生をかけて作品を作つてらっしゃる方が多いので当たり前かなと思います。

目先の利益だけを考えたら現行の生成 AI はいいかもしれません、長い目で見た時にクリエイターの消滅に繋がる重大な出来事であると思っておりませんので、生成 AI を禁止というよりも、クリエイターへの対価をしっかり支払う形で許可した作品のみを学習させ、生成 AI で作成した作品の著作権は放棄すると言うことを取り決めて頂けたらクリエイターを長期的に守れると思っています。

クリエイティブ事業で日本は有名になり地位を獲得していると思っていますので、作品を生み出すクリエイターを是非とも優先的に守っていただけたらと願っています。

クリエイティブ事業はテック企業が大きくしたというよりも、クリエイターが大きくしていったと認識していますので、どうかご一考ください。よろしくお願ひ致します。

●受付番号 185001345000000151

2. 検討の前提として／（1）従来の著作権法の考え方との整合性について

>AIについての議論が、人がAIを使わずに進行する創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある。

私はこれを「AIによる機械学習」と「人間による学習」を同一のルールで扱うべきことを示すものではない（「機械学習」と「人間の学習」とを明確に区別して法的に別々の扱いをすることを否定するものではない）と読み取ったが、そうであるならば、勘違いされやすいので注釈が必要だと思う。

また、もしそうでないならば、そのような前提是不適切であると思う。両者は社会に与える影響力がまったく違う（例えば学習した人間の脳を複製・販売することはできないが、生成AIのデータセットはそれが可能）上に、法的に明確な線引きをすることも不可能ではないのだから、同じルールで扱うべき必然性はないはずである。

5. 各論点について／（1）学習・開発段階

これまでの著作権法の考え方は「生成AI誕生以前の社会を前提として」著作権者保護とそうした保護によって失われる利益とのバランスを考えて設計されたものであるはずである。そのような旧来の著作権法の理論や考え方を、生成AIの機械学習に対しても無批判に準用すれば、不適切な結論を導くことになりかねない。

特にイラストレーターの著作物と画像生成AIとの関係について。画風や作風はアイデアとして扱われ、それ自体に著作物性は認められないとする考え方には、生成AI誕生以前の社会を前提にすれば妥当だと思う。しかしその考え方を定めた当時は、あるイラストレーター（Aさん）の著作物をまったく関係ない第三者が機械学習に無断利用して、その絵柄を反映させた画像生成AI（データセット）を複製・販売するようなケースは想定されていなかったはずである。

本来、Aさんの著作物を学習利用してその絵柄や特徴を反映させた画像生成AI（データセット）を販売する権利は、著作権者であるAさんに帰属すべきであると思う。またAさん、Bさんの著作物を利用して二人の絵柄を融合させたような画像生成AIを作成・販売するようなケースも、その権利はAさん、Bさんの両方に帰属すべきである。生成AIの機械学習に著作物の無断利用を認めることは、このような権利を侵害することになるので原則として認められるべきではないと考える。あるいはそのような侵害のおそれがないケースのみ例外的に無断学習が認められるとするべきである。

この学習元が100人や1万人になっても同様だと考える。著作物の作風や技術や特徴の一部であれ生成AIに取り込んで利用する行為は、著作権者との契約に基づき両者合意の報酬を支払って行われるべきである（そのように法整備を行うべき）。生成AIによる機械学習は、人間による学習の場合とは影響力のスケールが何桁も違う。長期のトレーニングを積むことなく即席的に作風や技術の模倣が可能で、学習内容の複製・譲渡・販売が可

能で、生成物の量産性も人の手で描かれる場合とは桁外れに違う生成 AI の機械学習に関して、人間の学習と同様のルールを適用するべきではないと思う。

●受付番号 185001345000000152

私が各国や各企業、AI事業者及びその利用者達に求めたいことは簡潔です。

・クリエイターの活動及びクリエイターの意見の尊重と各権利の保護、作品の各権利の保護。AI生成イラストに関する厳しい取り締まりと刑法の追加です。

もっとクリエイター達の活動を保護して欲しい。クリエイター達が正当に得るべきだった対価を悪意ある者達に不当に搾取されないよう保護して欲しい。

クリエイター達にとって作品とは、お腹を痛めて産んだ子供達も同然。AI生成イラストは、そんな子供達を勝手に集めてミキサーにかけて好き勝手に抽出しているようなもの。

更にはそれで利益を得ようと言うのですから。許されて良い訳がありません。

多くのクリエイター達の声を毎年聴いて受け止めて規約に反映してください。私は多くのクリエイターや企業が提供する作品達の幸せを願います。

関係各所の皆々様に、心よりお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000000153

「創作関係者の精神的負担が甚大な点について(2000字じゃ足りないので3回に分けて提出いたします(1/3))」創作文化、創作市場というものは元来、若手が現存のクリエイターの著作物を対価を払って消費、享受しながら学び、時間をかけて技術を磨き、リスペクトをもって新たな表現を生み出し供給を引き継ぐことで回っていくシステムの上に成り立っていたものであり、そういう認識を共有しているからこそ、学習、参考、インスピアイア、パロディ、二次創作などが温かく受け入れられて来ていたのである。しかし、非享受だと言い張り対価を払わず無断で強引に特徴を抽出し、非常に短い時間で表現力を獲得し、人知を超えた速度でコンテンツを量産し続ける機械を誰しもが利用できる環境というのは、そのような創作システムを完全に無視することになり、現在こうした環境に一方的に利用されている創作界隈の人間は強烈な違和感と嫌悪感を抱いている。生成aiによる無断"学習"に関して「盗用」「盗作」「強奪」「食いつぶし」「搾取」「割れ厨」などと呼ばれるのにはこうした背景が存在しているからでもあるわけで、創作界隈の精神、文化、システムを一方的に踏みにじっておきながらこれらの声を無視し、情弱とレッテル貼りする現状の推進ムーブは多くの創作者にとって極めてストレスフルなものである。盗人猛々しいとはのこと。

現状の生成ai情勢に懸念を示すクリエイターが多い。それは先行きが見通せないなどの曖昧な不安からくるものではなく、1で述べた問題を抱えた状態で無断学習"を続行することは学習元となった著作者に対し経済的にも精神的にも大きな負担を強いることになるからだ。実際、自分の作品を無断"学習"しないでほしいという旨を記載している者、某生成aiサービスの学習元リストに加わっていたことに困惑している者、無断"学習"が横行する現環境に心を痛める者など、自らの著作物を無断"学習"されることに嫌悪感を抱くクリエイターは無数にいる。また、多くの人が生成aiによって生成されたコンテンツや、それを利用したコンテンツに不快感を感じるケースをよく目にする。象徴的には、企業等がaiを利用した際に海外を中心に炎上するケースがわかりやすい。例を挙げればWacomの広告やアイビスのai機能、スクエニの生成ai利用ゲームなど、無数に存在する。生成aiを利用したコンテンツが不快感を与える理由は様々であろうが、aiイラストにおいては私が見る限り、「強引な無断"学習"を経て生成されたコンテンツを認めることができない」「クリーンでないデータセットを利用した生成aiから生成されるコンテンツを認めることができない」「人が作ったコンテンツにしか興味がない」「新しいツールが出たわりには新たなクリエイティビティや感動を感じさせるような優れた作品が見当たらない」「aiによるコンテンツからは熱意や凄み、作者の感性を感じ取れず、萎える」「やたら綺麗なくせに中身がないものが多くて萎える（表情やポーズ、シチュエーションの作りこみがなく何を表現したいのかが意味不明）」「やたら綺麗なくせに細部が破綻してて萎える」「量産したかのように同じような絵が大量にあってうざい」「いろんな人の表現の表層をかすめ取ってごち

やまぜにしたような絵柄がキモイ」「検索結果が ai 製ばっかになってるのうざい」「他人の能力にただ乗りしちゃながらクリエイターを気取ってんのキモイ」「ai 製かどうかわかりにくくなってるのうざい」「特定のクリエイターの作風を狙い撃ちしててキモイ」「手描き詐欺しててキシヨい」などが確認できた。なんにせよ、こうしたコンテンツ生成のために一方的に著作物を無断利用されているクリエイターの心労は計り知れない。"

●受付番号 185001345000000154

現行の画像生成 AI は様々な場所(有償、無償問わず)から無断で収集された画像を元に、データセットが作られています。その中には商業漫画の海賊版や児童ポルノなども大量に含まれており、存在自体がアウトなものになっております。そして AI がそれらの画像を学びながら画像を生み出す技術を習得しているわけではなく、大量のデータセットの中から指示に合う画像を選択し、つぎはぎして画像を生成する形となっております。これにより、元の画像と全く同じような画像が生成されることもあります。その結果、本人の知らないところでフェイク画像やポルノ画像などの画像が生成され、被害を受ける可能性があります。また、漫画やイラスト、雑誌の写真等が利用されたとしても画像の権利を持つ本人には何の還元もありません。それどころか、それを元に生成された画像に問題が生じた場合、被害だけはその本人に及びます。現行の画像生成 AI は著作権の搾取で成り立っています。データセットに使われた画像が本人の了承を得た上で妥当な対価を支払った物のみで作られたものが、クリーンな AI と言えると思います。このことから、現行の画像生成 AI を使用することは禁止すべきだと思います。

また、違法で権利を搾取したものでありながら、アニメや漫画、イラストなどの分野の市場に競合してくるのも問題点だと思います。完全クリーンな AI に淘汰されるとしたなら、それは時代の流れと言えるかもしれません。しかし、先程述べた通り、現行の生成 AI は今までの著作物を無断で取り入れたものです。これでは、搾取されることが前提とされた創作物は誰も作らなく、作れなくなると思います。結果、アニメや漫画といった文化は衰退していくことになると思います。

●受付番号 185001345000000155

「創作関係者の精神的負担が甚大な点について(2000字じゃ足りないので3回に分けて提出いたします(2/3))」

クリエイターを志す若手をめぐる環境はさらに深刻だ。創作技術を身につけるには強い熱意を持ち、果てしない時間をかけて創作に取り組んでいく必要があるが、現環境では生成ai技術のもと現存の高品質コンテンツを（無断）利用して、若手が数年を積んでも作れないようなものを全くのど素人が努力なしに人知を超えた速度で大量生成できてしまう。その反面若手はaiよりはるかに劣るスピードではるかに未熟なものをちまちま作り続けて惨めな思いをしながらほんの少しずつ技術を磨いていかなければならないことになる。イラストであれば、15時間とかかけて一枚描き上げて、それでやっとちょっと成長できるかでできないか、それを何百回と繰り返して、本も読んで練習も積んで、ようやく技術が少しずつ身についてくる、といったペース感でやっていかなければならない。そうした何千時間もかけた技術を磨いていく過程においても生成aiに「無断学習」され続けるのにもかかわらず…である。その状況に加えて、ai触ってるだけのずぶの素人がわかつた風に作品作りを語りはじめたり、中途半端なクリエイターは不要という風潮を作り始めたり、著作者を養分呼ばわりしたり、イキって生成物に自分のサインを入れ始めちゃったり、しまいにはしたり顔で特定絵師の絵柄を集中的に模倣したりしているわけで、ひたむきに頑張る若手にとってこれ以上ないような地獄が広がっている。正直言って、吐き気がするくらいきしょく悪い。気持ち悪すぎる。努力せず他人の研鑽に不当にただ乗りしといてよくそんな調子に乗っていられるな。このような状況下で果たして若手が明るいモチベーションをもって創作に取り組んでいいけるのだろうか。私は病んだよ。やる気失せた。負の感情にまみれて体が動かなくなった。不快の極みだ。世界が嫌いになった。絶望。自分や自分以降の世代はこんな世界で創作に取り組んでいかなければならないのかという絶望におしつぶされた。胸糞。なんで私はただ好きでものを作ってくれのをちょっとずつ楽しみたいだけなのにこんな気持ちの悪い寄生連中を視界に入れたままやっていかなきゃならないんだ。本当に反吐が出る。ただでさえ創作活動はメンタル的に負担が大きく、病みがちな中でも精魂こめて取り組み続けてその先のよろこびを追い求めるような世界。1万時間以上かけて取り組んでもプロになれなかつたりする世界で、それでも熱意ややりがいをもってなんとか続けていってる人たちの目の前で、その思いを踏みにじり意欲をそぎ落とすような活動が繰り広げられる状況に、問題がないわけがない。生成ai大好き連中の、一方的に界隈を荒らしておいて、しかもその界隈に一方的に寄生依存してるくせにその界隈をるにして意気揚々としていられる精神が理解できない。正気の沙汰じやねえ。某国会議員による「初心者中級者イラストレータからの不平不満が多い（裏を返せば上級者からの苦情は少ない）」という発言を目にしたことがあるが、これは当然の現象であり、上級者からの不満が少ないから問題が小さいということには決してならない。すでに絵を描ける自負があ

り、自分の絵という武器を持っており、フォロワーや収入などの数字を確保することができているプロのレーターに比べて、自分の未熟さ、弱さをいやというほど自覚している若手の方が現環境で感じる不安、ストレスは大きくなるに決まっている。それに借用の世界で生きているプロはどうかつに発言するわけにはいかないという背景もある。文化の発展を考えるならむしろ次世代の担い手となる未熟な若手の状況に注目するべきである。にもかかわらず若手が苦しむ現状を考慮せず、困っているのは一部の弱い人間だと切り捨て、自分が時代に取り残されちゃった人にならないよう必死で新技術にしがみ続ける態度をとる者は、自分が良ければそれでいい精神で後進や全体のことを考えられない心の貧しいクズである。"

●受付番号 185001345000000156

イラストの話になるのですが、AIで生成されたものは様々なオリジナル作品を単に混ぜて出力したもので、著作物の侵害にあたると思っています。

こういったものを推進しておられる方は消費者に多いためか、生成AIを推進した先に起きる問題についてあまり深く考えていないように見えます。

先程言ったオリジナルの作者の侵害もそうですが、去年ニュースにもなったに岸田総理のディープフェイクなどもそうです。法もまともに整備せずに推し進めるようなことがあれば、こういったことが横行する無法地帯になりかねないと思います。

最近では学習したイラストレーターのリストを公開するポストがXで話題になっていたり、クリップスタジオやワコムも生成AIの件で揉めているのを見ると、多くのクリエイターは生成AIに対し、良く思っていないのがわかると思います。

クリエイターは時間を犠牲に様々なコンテンツを生み出し、日本の文化を支えています。

消費者の目線ではなく、クリエイターの目線でこの問題を見ることができない限り、生成AIの使用を制限する方向に舵を切るべきだと思っています。

●受付番号 185001345000000157

せっかく頑張って絵を勉強したのに、どこの誰とも知らない人によってAIに食われるの
は、絵を描く人が報われないと思った

●受付番号 185001345000000158

生成 AI はクールジャパンに必要ありません。

生成 AI の全面禁止を要請します。

日本は何故は生成 AI を使いたいようですが、海外では規制に向けて動いています。

実際にストライキも起きています。

無断学習の被害に遭っているクリエイターたちが創作をやめたらどうなると考えていますか？

既存の著作者をずっとこねくり回す価値のない生成物で溢れ、価値のあるものは消え、日本は終わっていきます。

心血込めて創作した著作物を泥棒されてしまうとなれば、クリエイターを、辞めるしかありません。

生成 AI の全面禁止、若しくは著作者の無許可での学習の禁止、そして学習素材には著作者への金銭の還元を法によって定めてください。

●受付番号 185001345000000159

「創作関係者の精神的負担が甚大な点について(2000字じゃ足りないので3回に分けて提出いたします(3/3))」

こういう技術が出てきてしまったんだから、もうai無使用にこだわって意欲をなくす必要はないだとか、生成aiを使いつつクリエイティブスキルを身につければいいだろうとか、中レベル以下の仕事は全部aiに任せて、生成aiを使ったうえでの高レベルのクリエイティビティを競えばいいだとかほざくバカもいるが、的外れにもほどがある。まず、生成aiを使おうが使わなかろうが、どんな道具をつかおうが使わなかろうが、創作技術というのはいくつかの本質的な能力を必要とする（「作りたいもの、魅力的なものを思い描く力」「思ったものを形作る力」「何が微妙で何が良いのかの感覚的理解」「なんで良くてなんで良くないのかの経験的理解」「より良くしていくにはどうすればいいか見極める力」など）。そしてこれらの能力は例えばイラストで言えば、自らの手で平面上に一つずつストロークを引き、形を作っていくという極めて濃密な学習体験をもってですら何千時間もかけてたくさん試行錯誤して、失敗も繰り返して、何度も何度も挑戦、失敗、後悔、反省、改善を繰り返すことによってやく手に入る能力である。肝心の作画をさぼり、あそこまで自動化した工程を繰り返しているだけでは残念ながらどれだけやったところでそうした能力が鍛えられるわけがない。時間の無駄。だから生成aiに依存した創作体制では高レベルのクリエイティビティは身につかないわけで、文化の発展を維持するためには若手に生成aiを使わず創作に取り組んでいってもらわねばならない。中レベル以下の仕事をaiに任せるのも、若手が力をつけたり発揮したりする場を破壊することになってしまいとても有害。すでに創作技術が極まったクリエイターが生成aiを利用する分には、無断利用であるという点を除けば短期的には文化的な支障をきたすことはないだろう。しかし、もしその後若手クリエイターが力をつける意欲をなくし新規の担い手が大きく減ってしまったたら人間による表現は停滞し、人間の創作物に依存する生成aiによる表現も停滞し、文化は完全に廃れる。生成aiが創作境界を一方的に荒らしつくす現状を私が徹底的に糾弾している最大の理由はここにある。重要なのは生成aiは人間の著作物に完全存しているという点。依存してさえなきや私の主張はただのお気持ちラッダイトやお気持ちアナログ信仰のようなものにすぎないかもしれない。しかし、依存しておきながら依存元を縮退させる現在の構造は発展の持続性をつぶす、これは見過ごせない。一方的に創作境界に寄生依存し、大量増殖して宿主の機能を停止させた後、自らも共倒れする生成aiは創作界にとってがんそのもの。どう考えても害悪。私はツールの発展や省力化、新しいメディアの登場は基本的に歓迎している。表現の拡張につながり創作機会を増やし文化が発展する、良いことだ。

しかし榨取的に既存の著作物を利用し過度な自動化を図る現状の生成aiは今見てきたようにクソである。

文化の発展を守るために、aiを使わずに頑張るクリエイターが意欲を失いかねないこの地

獄のような環境をどうにかしないといけないことは明白である。

生成 ai 技術によってまともに創作に向き合う人の創作意欲は間違いなく削がれる。生成 ai はみんなの創作意欲を促進することになるなどとのたまう頭お花畠ピクニックな方々もいらっしゃるが、他人の能力にただ乗りして薄っぺらく遊んでいたいだけで本格的に創作に取り組む気もない部外者寄生連中が生成 ai によって苦しむクリエイターを横目にみながら ai によって皆の創作意欲が増すとか適当にほざいていても全く説得力がない。ばかばかしいわ。当事者に目を向けろ。

この問題、ただ新しいツールが出てきたなどというのんきな認識で話をすすめると破滅する。人知を超えたペースとスケールで一方的な学習”と生成を行いつづける存在の到来を、もっと深刻にとらえていかなければならないはずだ。こうした問題を野放しにしたまま生成 ai を礼賛していっては創作の世界に未来はない。頼むから目を覚ましてくれ。文化の発展のために、必要な分の創作活動者の利益とインセンティブを保護するという知的財産法の根本理念を絶対に忘れてはいけない。”

●受付番号 185001345000000160

1. はじめに

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成 AI の技術的な背景について

昨今はフェイクニュースや実在する人物へのなりすましなどのサイバーテロの危険も生じており、その技術によって著作物や肖像権を利用したスパイや破壊工作活動などにも悪用される国家の安全保障問題にまで拡大しつつあります。

(1) 生成 AI について

(2) 生成 AI に関する新たな技術

その都度可能性や利用に関する検討や法整備を行っていてはイタチごっこになるので、まず民間で不特定多数の誰にでも利用できてしまうという状態から見直す必要があると提言します。

後述する「(4) その他の論点について」にて記載した当方の意見を参考ください。

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

上記 (2) の意見と同文。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

これらの懸念は共通して AI の学習能力とその内容を利用者や開発者ですら把握・管理しきれていないという欠陥的な状態がもたらしているのであり、AI 全般に関連した様々な問題の根幹的な因子であるのは明白なので、AI の学習内容の把握と管理が課題として後述する「(4) その他の論点について」にて記載した当方の意見に至ります。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】(エ)

著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難であるが、前述の『5. 各論点について (1) 【「非享受目的」に該当する場合について】(イ)』における享受目的の有無や「作風」の懸念など、昨今の AI の進化の速さを鑑みると予防策として著作者が AI の学習を拒む意思表示をするのは必然であり、今後更にこの問題とその検証が複雑・深刻化して事態収束の難航を考慮すると、AI などの機械学習に対する著作権者の意思表示に実効性を有する必要的余地があり、抜本的な法整備の必要があると提言します。

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

(2) 生成の試行回数

回数を著作物性として関連付けるのは短絡的である。

意図的に回数を多くすることで著作物性を生じさせる不正が横行する可能性がある。

それによる著作物者との不毛な論争が横行する環境は望ましくない。

創作とは、作り手自身の創意工夫の過程や結果が評されるものであり、AI利用者にAI生成物の著作物性は帰属せず、投稿などによる発信で生じた違反行為のみが適用される。

これは利用者がAIに求める生成物を要求するクライアントの立ち位置であることに基いている。

(4) その他の論点について

現状の創作活動における生成AIの存在とは、創造性や芸術文化の発展といった期待とは裏腹に誰でもプロの著作物を学習利用して高品質な生成物を短期間で大量生成し、それを用いた金銭やインプレッションを合法的かつ効率良く稼いで私腹を肥やす享受目的のための低俗なツール状態です。

更にはAI生成物を自らの手で描いたと詐称したり、クリエイターへの誹謗中傷行為などにも用いられており、利用者のモラル低下が著しい。

芸術文化並びに国家安全保障の保全として、AIは国によって定められたリテラシーと用途の限定に基いた有資格者のみが運用を認められた仕組みを設ける必要があります。

学習材料は有志や行政などから提供され、審査によって公的に認可されたコンテンツのみを専用サーバーで利用できる仕組みを構築し、AI生成であるという表記を義務付ける環境整備が必要です。

ネットから不特定多数の情報を無節操に学習利用できる現行の仕様が様々な問題をもたらしています。

使い方次第で一人の一般人でも国に大きなダメージを与える脅威を有しているAIの民間への普及は、その用途や学習利用できるコンテンツ全般を行政や然るべき組織によって管理・規制しなければ安全に運用する事はできません。

6. 最後に

その用途が商用だけでなく、思想・政治活動、犯罪行為などにも利用できる仕様は学習利用される著作者達にとっても意図せず自らがその悪用に貢献してしまう可能性を有してしまっている痛恨の極みと言わざるを得ません。

これらAIにおける全ての問題は総じてAIが誰にでも、どんな用途にでも自由に使えてしまうということが原因です。

AI技術の進化の速さが著しいことや渦流のように殺到する不特定多数の利用者一人一人に向けた整合性を検証するより、まず利用できる人間を選定することが最優先であることが安全と国益を保つ上で必要不可欠な大前提であると結論付けます。

●受付番号 185001345000000161

去年から個人事業主としてイラストレーターを始めた者です。

正直他国のクリエイターなどは A I について良い印象がないです、なぜか先人たちが凄まじい時間と知恵を持って作り上げた物を無断で使用し、あたかも自分で作り上げたかの様にしているから。

ゲームで例えるならチートの mod を使いそれを自分の能力だという様な物です。

Ai は新しいものは作れない、既存の作品を、どこかで作られた作品をオマージュしている様なものだ。

これからクリエイターを目指す人は何を目標にしたら良い、作った作品は無断で搆取され、金儲けの材料にされる。

その様な世の中になってしまったら日本のアニメ、漫画の文化が廃れ先進国唯一取り柄のない国になり果ててしまう。

国のトップは頭が弱い、若い人の方がよほど柔軟な発想をしている。

人が嫌だと言っている行為をしていることでそもそも素行がしれている。

早めの法整備を行わないと手遅れになってしまう。

Ai 技術は良いものだ、ただ生成 AI は必ず争いが起きてしまう。

生成 AI を行っている人から、イラストレーターに「殺害予告」がでた。

その様なことを知らないことがもはや罪になってしまう。

絶対に放っておいていい問題ではない。

法整備を進め、生成 AI を作る会社に正しき処置を。

●受付番号 185001345000000162

海外のイラストレーターさんが、他人に勝手に絵柄を AI 学習生成されそれを商用利用されて泣いていました。

そのイラストレーターさんは全ての絵を消してしまいました。

AI イラストや AI 創作などただの泥棒でありクリエイターの尊厳を破壊するものです。

全面禁止してほしいくらいです。

人間のクリエイターを守ってください。

●受付番号 185001345000000163

あのさ、素案(1)エ(イ)に

「画風などのアイデアが類似するにとどまる生成物が市場で取引されたとしても、これによって直ちに市場によって競合する関係にはならない」「そのため」「アイデアが類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、自らの市場が圧迫されるかもしれない」という抽象的なおそれのみでは著作権者の利益を不当に害することにはならない」的なことが書いてあるんだけど、

バカなの？なにがどう「そのため」なの？1個生成されて取引されるのと、大量に生成されて市場に溢れかえるのではわけが違うんですけど、。

著作の作風は著作権で保護されない。しかし、特にイラストにおいては個人の絵柄が著作の強みとなり、商業的なアイデンティティ、ブランドを持つ基盤となる。もし生成 ai によって特定の絵描きの絵柄が模倣され、それを利用した作品が大量に量産されてしまうと、学習元の絵師と完全に競合することになる。そして生成 ai は人知を超えた速度で模倣と生成を繰り返すことができるため、既存の絵描きに勝ち目はない。イラストレーターは不要になる。どれだけ新しい物を生み出しても即座に模倣、量産されてしまっては新規クリエイターの創作意欲も消え失せる。このように生成 ai による集中学習を野放しにしておけば担い手が減って人間による創作の発展が止まる。生成 ai が人間の作品に完全依存している以上、新しい表現を生み出す担い手が消えると生成 ai による表現も発展しなくなる。担い手が消え、発展も止まり、創作文化は腐り果てる。

これはもう学習元に不当に直接的な不利益をもたらしているので完全アウト。

そして現在、クリエイターが嫌がっているのにもかかわらず、合法と言い張って特定のクリエイターの作品を集中学習し、作風を模倣したコンテンツを量産する性根の腐ったゴミくず人間が無数にのさばっている。これが合法は論外。現状の生成 ai は悪質な問題だらけで、解決すべきことがたくさんあるが、これはとりあえず最優先でガイドラインを敷くべき問題である。

しかし、アイデアでしかない個人の絵柄を保護することになれば、それは著作権法で表現以外のアイデアを保護するという前代未聞の状況に瀕することになる。アイデアを保護なんてしてたらなにもできなくなりますからね。無理して無断学習を合法にするからガタがきてるんすよ。現行の著作権法で対処可能とは笑わせてくれますね。根っこから考え直すことをおすすめします。

●受付番号 185001345000000164

5、各論点について

(1) 学習、開発段階

現在画像生成AI利用者は「著作物を学習に使うのは違法ではない、個人が拒否しても学習には利用できる（拒否する権利はない）」と主張し、創作者が学習に使うことを禁じていても利用するケースが非常に多いです。

なので、いくつか提案として

1、著作物を学習に使う場合対価を支払う

創作者から協力を申し出る場合はこの限りではない

現状享楽目的を含まない学習を行う利用者は少なく、創作者の利益を阻害する可能性が高いので、先に対価を支払い不利益にならないようにする必要がある

創作者は数ヶ月から数年掛けて研さんし現在の作風を確立しているので、それを開発者側の都合で無料で利用するのは無駄飲食と同じようなものだと考える

学習するために教科書を買わないといけないのに、一般人の描いた絵だから学習目的でも金を出さないというのはおかしいと思う

2、創作者は学習目的に複製することを拒める、無許可学習は違法とする

研究目的で特定の創作者の作風などが必要になるとは考えにくく、特定の創作者の著作物を使用する場合享楽目的を含むものと考える

享楽目的の複製をする場合創作者は拒否する権利がある

無許可での複製は総じて海賊版とみなすべきだと思われる

3、全ての画像生成AIは学習元を明らかにする

画像学習元を明らかにしても仕組みまで公開しているわけではないので、技術の秘匿は出来る

論文などでも出典を明らかにする必要があるのに生成AIのみ非公開というのはおかしい

創作者が自身で学習されていないか調べることができ、偶然似たものが生成された場合も誤解を解きやすくなる
などが挙げられます。

生成AIにより出力された画像に著作権を持たせる場合は特に学習元の創作者の許可が必須だと思います。

特定の創作者を学習した生成AIの生成物に著作権を適用した場合、創作者がそれを真似ていなくても利用者から著作権侵害だと訴えられるケースが出てくる可能性があります。
なので、生成AIの生成物の著作権は利用者ではなく生成AIの開発者にあるとする方が個々のトラブルは防げるのではないかでしょうか。

これは利用者に著作権を認めないわけではなく、責任の所在を明らかにするという点に重

きをおいています。

●受付番号 185001345000000165

現在、生成AIはルールや倫理を無視し人の権利を軽視する人間の手にも渡るようになつております。本来本人の手にあるべき「著作権」が疑われてしまうような状況にあります。使用する人間によっては意図して特定の人間や企業を貶めるような道具になっており、ルールで制約をしなければ権利の所在を歪めたり歴史などの捏造にまで発展してしまう状況にあります。

本来著作者が持つはずの権利が、全く関与していない第三者にいたずらに脅かされているという状況は、利便性よりも重要視されるべきものだと考えます。

現行のルールでは確実に文化の崩壊を招きます。

使用する人間を限定できるようなルールの制定を求めます。

●受付番号 185001345000000166

生成 AI について早急に規制するべきです。人のイラストを勝手に使って出力するなんて盜作行為と同じです。それによって被害が出ているイラストレーターも多くいます。そんな最悪な行為を野放しにしていたら、今まで築いてきた文化が廃れるのは目に見えています。なので是非生成 AI についての規制の実施をお願いします。

●受付番号 185001345000000167

「生成 ai の社会的立ち位置、影響力について」

人間の学習が許されているんだから同様に ai による"学習も許されるべきないし同様に扱われるべきという主張が見られるが、これは完全に間違っている。なぜなら、今まで社会制度は人間中心に設計されてきたからだ。つまり、近代以降の社会ではあらゆる概念設計においてヒトか、モノ（ヒト以外）かが大きな意味を持つようになっている。著作権保護に関していえば、法的に「複製」という言葉を使うとき、その対象になるのは有形物体か、デジタルデータのみであり、人間の記憶や能力、アイデアは決して「複製」にはあたらない。しかし、物理的な人間の脳活動だって脳みそというデータ格納庫とプロセッサーを用いた信号処理プログラムにすぎないわけで、学習や記憶の過程で既存の著作物の複製情報を作成していることは間違いない。絵描きが何も見ずに特定のキャラクターを描けることがその証左である。しかし、人の場合脳内の複製情報それ自体では法的な「複製」にはならず、それを表現としてモノに落とし込んだ場合にのみ「複製」と見なされる。こうした現象は、「複製」という概念においてヒトとモノ（ヒト以外）の区別が根底部分で意味を持っていることから生じている。さて、このような議論において生成 ai による"学習"やその結果作られる ai モデルはどのように考えられるだろうか。これは、デジタルデータなので、どっからどうみてもモノであり、既存表現の複製情報を内包した ai モデルは法的な「複製」にあたる。いくら神経系を模したメカニズムで動いているからといって、どう考えてもヒトではないだろう、道具だし。というかあんな化け物技術を人間と同列に置こうとしている人たちはなんなの...。"学習"行為についても、デジタルシステムである性質上開発学習段階では"学習"元データの複製を必要とするわけで、人間の学習とはその実態、法的扱いが何もかも違う。よって、"学習"という言葉を強引に振りかざした理屈で人間になぞらえて生成 ai による特徴抽出を正当化する主張は明らかに間違っている。悪いけどお話にならない。もし生成 ai による"学習"を人間による学習と同じように扱いたいなら、「学習」「複製」などの概念をとらえなおし、現行著作権法を超える新たな枠組みをもって人間中心の法体系を抜本的に作り直していくかなければならないだろう。それをするかもしれないかは、生成 ai という前代未聞の技術が到来した今、重要な議論であり、近代から成立してきた制度や諸概念を相対的に見つめなおす必要もあるだろう。だが、少なくとも現行の法体系や社会制度設計に準拠していく限りそのような暴論は許されない。今までコンテンツを学習し、新たにコンテンツを生成する存在は人間以外いなかった。社会のあらゆるシステム、文化、精神は人が時間をかけて学び、時間をかけてものをつくりていき、時間をかけて継承、変化していくという人間中心的なルールを前提にして成り立っていった。しかし、人知を超えたペースとスケールで学習と生成を続ける生成 ai の登場によってそうした前提ルールは崩壊した。生成 ai は今までの新技術とは明らかに異質で、世界の前提を塗り替える前代未聞の存在である。今までの提出意見で述べたように、生成 ai を普通

のツールとして自由に扱わせた場合に生じうる問題の大きさは、少なくとも創作界隈においては非常に深刻で、もともとあったあらゆるシステム、文化、精神を崩壊させ得る。ツールを使っているだけで業界全体の文化発展が詰み得るなんて現象は今までのツールでは起こりえなかった。今まで学習が人間だけのものであり、人間中心でいられたからだ。生成 ai 技術を野放しにしたときにもたらされるインパクトは生半可なものではなく、現社会システムは生成 ai による自制のきかない「学習の代替」によって生じる構造上の歪みに耐えられるようにはできていないだろう。"

●受付番号 185001345000000168

もしもこれを読んでいるあなたが、半年間かけて作った卒業論文を盗まれ、1分も経たずに似た作品を作られたらどんなお気持ちですか？

自分の文章を模していると分かるのに、決定的な証拠がないからと自身が蹴落とされたらどう思いますか？

生成AIがやっているのは窃盗です。

これ以上人の努力を汚す事は辞めてください。以下の項目を提案します。

- ・生成AIで生み出されたモノには必ずウォーターマークをつけてほしい。
- ・生成AIでの作品の販売、利益化は一切禁止。
- ・生成AIで作ったにも関わらず表記がない場合は、詐欺と同等なので罪を与えるべき。

クリエイターの命を奪わないで。

●受付番号 185001345000000169

(1)エ(オ)海賊版利用について

「盗品倉庫からもってきたものを使ってもの創ってオーケー、盗品倉庫さまさまです」つて、頭大丈夫か？治安悪すぎ。何のための統治権力。こういう明らかにおかしい行為が許されるかもしれないって状況になってる時点ではじめから何かが根本的に間違ってるんだよ。窃盗を許すな。

●受付番号 185001345000000170

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」に対し、以下の通り意見を提出します。

・著作権者の利益を不当に害することになる場合について（19 頁 11 行目）

学習用データの収集・加工等の場面において、既存の著作物の利用が生じ得ると言うのならば、下記の懸念点を解決しない限り、生成 AI を認める事はクリエーターやデータ元の人間の権利を剥奪しているのと変わりありません。

データ元に対する使用の許諾がなく、AI 学習の禁止を表明しているクリエーターのデータでも無断で使用している。

AI の学習である事を盾にして、データ元であるクリエイターに正当な報酬を渡していない。

データ元に依存し、過学習をする事でクオリティーを元データと変わらないものにさせ、既存の市場と競合している。

学習させるデータに SNS の顔写真などを無断利用し、プライバシーを侵害している。

事業者はデータセットの中身にどこから入手し、どういったデータが入っているのか公表していない。

実在する人間の画像を無断で学習し、本人にそれを送りつける、性的な画像を作る、誹謗中傷に使用するといったケースもあり、安全性が全く考慮されていない。

特に無断学習における元データの絵師、作家などが被る不利益に対しての見返りのなさについては、日本がクールジャパン文化を推進するというのなら、この先育つ未来を潰しかねません。

今のような状況を突き進んだ所で、学習元を学ぶだけ学んだ生成 AI には進化はないと考えます。

また、X（旧 Twitter）では、AI 規制に声を上げた絵師に対して、生成 AI 推進者による誹謗中傷や殺人予告もありました。

規制を緩めてしまう事でこういった行為が加速し、ディープフェイクの蔓延や差別、犯罪行為を助長させる可能性がある以上、生成 AI に学習させる場合には、以下のような規制を行なって欲しいと考えています。

データを学習する場合、著作権者に許諾を得る事。

AI 生成物にはウォーターマークをつけ、一目見て生成物とわかるようにする。

事業者のデータセットの公開、定期的な監査を行う。

不正なデータを利用した場合の罰則。

・生成物の著作物性について（34 頁 29 行目）

AI 生成物はデータ元に依存し、過学習をする事でクオリティーを元データと変わらないものにさせている為、現状はコピーと変わらないもの、もしくは圧縮されたデータから検索して排出しただけの劣化コピーと考えられます。

現に、プロンプト入力の際、既存のキャラクターの名前を入力していないにも関わらず既存のキャラクターと類似する画像が生成されてしまう、生成された画像にデータ元のロゴや著作権者のサインが出ている、といった事が起こっています。

その為、生成物に著作権があるというのは妥当ではありません。

また、人間が AI 生成物に創作的表現を加えたものに著作権が認められるというのは、現在のデータ元の権利を無視した無断学習のデータを利用しないという事が前提であるべきです。

こうした現状から市民を守る為にも、政府が正しく規制を行ってくれる事を心から願っています。

●受付番号 185001345000000171

生成 ai 開発規制による国際競争力低下への懸念について
過剰な規制を施してしまっては技術の発展を停滞させ、外国に後れを取ってしまう。特に、生成 ai のような革新的な技術は今後あらゆる領域で利用される可能性があり、研究開発が遅れてしまっては国際競争力を失うだけでなく、社会問題の解決能力も失いかねない。実際、かつて IT 普及の段階において我が国では諸外国よりも強い規制を施した結果後れを取ることになってしまった。これはその通り。だが、だからと言って生成 ai をめぐる深刻な問題を無視して規制を緩めていいことにはならないし、外国でも慎重な議論が続けられていることを忘れてはならない。なお、海外の方が生成 ai 規制の声は大きい。国際的な環境差やパワーバランスにも目を向けつつもそれらを抜きにした ai に関する議論を深めていくことも重要。インターネット時代における失敗は諸外国に比べて相対的に規制を強めてしまったことであって、絶対的に規制をしなければよかつたというわけではない。議論を進めつつ、諸外国と足並みそろえて最適な規制体制を設計していくことが大事である。

●受付番号 185001345000000172

まず、生成 AI を使用することを進めるのは様々なクリエイターを潰す行為であり、クリエイター達への侮辱にもなるかと思います。

現在の生成 AI では著作物の無断使用がありふれており、多くのクリエイターが活動をやめざるを得なくなっています。

フリーとされるものを使っている生成 AI も、実際には著作物が無断で使われていることがほとんどであり、そもそも生成 AI は盗作するのが前提と言っても良い目的で作られており、それを使用するのは政府としていかがなものかと。

更に、生成 AI は絵などの創作物だけではなく俳優や声優にも使われており、それを進めるということは、あらゆる所に損失が出てしまいます。

現在でも多くの著作物が無断使用され、クリエイター達が創作活動をやめていく中、国民からの反対意見が多く出ているのにそれでも進めるのですか？

進めるということは、政府が盗作などの違法行為を認めることになると思います。

素案はすぐに撤回してください。間違っても進めるることはしないでください。

●受付番号 185001345000000173

・意見対象箇所

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」<AI 利用者の懸念>

「5. 各論点について」(2) 生成・利用段階

以上2ヶ所

・意見の概要

今、現在、生成AIの利用に拒絶感を持ったり、自らの利益が阻害されると考える立場の人物が、著作権者本人ではないのにも関わらず、AI利用者や利用企業を一方的に権利侵害者と指弾し、集団で中傷することが繰り返されることにより、AI利用者や利用企業のなんら社会道徳や法律を犯していない自由な創作活動や経済活動が阻害される事態になっている。「AI利用者の懸念」欄にこうした問題があることを詳しく明記し、同様の行為を防止、抑制するための文章が必要。

意見

画像生成AIの利用者や利用企業に対する悪質な嫌がらせや中傷により、本来提供されるはずだった作品、商品、サービスなどが利用できなくなることは将来にわたり、日本の経済発展また文化の発展を大きく阻害するものと危惧している。

このようなことが起こることの背景には一般的に著作権で保護されるものとそうでないもの具体的な事例が身近なものとはいひ難く、社会常識として理解定着していないことが原因だ。

そのため、現行の著作権法の運用により保護される事例と問題にならない事例などをくわしく明記し、理由なく誹謗中傷が行われないようにしてほしい。

また、同じ理由から

AI開発のためのデータ収集を大きく萎縮させる原因となる「30条の4ただし書」に該当するとされる事例については慎重かつ具体的にどのような事例がそれに当たるのか精査し、AI開発のためのデータ収集は可能な限り広く保護されることを明記するべきだ。

●受付番号 185001345000000174

本気で絵を描く理由なくなったわ。

●受付番号 185001345000000175

関係者からの様々な懸念の声について、でしょうか.....

画像生成 AI の学習素材として Danbooru 等の無断転載サイトや
イラスト投稿サイトであろうはずの pixiv が使われていることを知ってから
いち絵描きとしてイラストを投稿すると生成 AI に無断学習として
描いたイラストが盗まれる、という悪循環となっています。
そういういった問題が起こらなければ開発されることは無かったであろう、
『Glaze』や『NightShade』といった画像保護ツールが広まっていますが、
これを「AI」の技術で復元などと、同一性保持権侵害まで起きています。

根本的解決案として生成 AI を排除しろ、とまでは言いませんが、
せめて例えば『自分で描いたイラストのみしか学習教材として使えない生成 AI』をですね
.....

●受付番号 185001345000000176

AI と著作権に関する考え方について（素案）

4. 関係者からの様々な懸念の声について

1 著作物等が AI 開発・学習に無断で利用されている

>>写真と異なり、著作権で保護される程度の独自性を持ったイラストが、「新規生成」の材料として利用されることに違和感を感じます。作家はイラストを AI 素材として作成したわけではなく、またそれに同意した覚えもありません。

AI が参考するデータに「著作物」を生成物の参考にするために許可出してアップロードした覚えもありません。

あくまでインターネット上の閲覧に限る形で出している方がほとんどだと思います。

AI 学習に使用するならば、「不特定多数の著作物」を下敷きにするのではなく、「許可を得て組み込んだ著作物」のみを使用する方向でお考えいただければと思います。

3.生成 AI の普及により、既存のクリエイター等の作風や

特定の作家のイラストを AI に大量に取り込み、読みこんだデータにより作家本来が創作しないであろう思想のものを生成され、作家の性質そのものを毀損する行為が見られます。（18 禁を描かない作家のデータを読み込み、裸のイラストなどを大量生産する等）イラストを学習したうえでの模倣、または加工ソフトを使ったコラージュに類するものが、AI の導入によりあまりにも容易（高品質で大量に）に達成されてしまい危機感を覚えます。

暴力団体・及び政治団体による AI の使用で、作風を模倣された作家の名誉が毀損される可能性もあります。

棄損された名誉により、作家のその後の商取引等に影響が出た場合に回復は容易ではなく、弁償させるための裁判費用も高額となります。

インターネット上参照データからの AI 生成についてはリスクが大きく、また現クリエイターに多くの不利益をもたらすものため、AI 使用については法改正をお急ぎ戴けますと幸いでございます。

●受付番号 185001345000000177

○現状の生成 AI については同意の無い、もしくは明確に拒否を示す全ての人から強制で著作物や個人情報を収集して作成されたものであり、技術進歩のみを考え人々の意思を無視するやり方はとうていフェアと言えるものではないと考えます。

したがって全ての人に学習を拒否する権利を付与し、それに反した AI は排除すべきでしょう。

○こういった主張に対してよく言われるのが「人間の学習は良くて AI の学習がダメなののはなぜなのか」という反論ですが、私個人としては最も問題があるのは利益を享受する対象についてです。

従来の社会的通念における学習とは知性を持つ個人が先人に倣いさらなる発展を目指すものであり利益を得るのはあくまで個人、後継が一人増えたからと言っても影響は少なく、先人達も「我々も通った道だから」とそれぞれ様々な思いはあれ許容すべきという社会的契約があります。

しかしながら昨今問題になっている生成 AI は知性があるとは甚だ言い難い代物でただの生成プログラムでしかなく「知性ある個」が学習して利益を享受しているとは考えられません。

ではその利益を享受する対象は誰なのかと言えば、個人とは比べるべくもない圧倒的な力を持つ企業です。

機械学習は学習と銘打ってこそいますが実質は企業の製品のための情報収集にすぎず、それは「学習」ではなく民間人からのデータ「搾取」に他なりません。

以上により人の学習と AI の学習（データ収集）が同じものであるという主張は詭弁に過ぎず、本質である企業による全ての人への搾取行為を問題視して頂きたい。

○さらには現状の生成 AI のデータベースの問題についても忘れてはなりません。

現行のほぼ全ての生成 AI は倫理的に非常に問題のあるデータを元に訓練されており、それは世界中が知る所になっています。

児童ポルノデータ問題や、現在話題になっている大手ニュースメディア関連の裁判、無料公開されているわけではない著作物の原文を書き出す AI。

このような問題のあるデータで訓練された現行の生成 AI は全て違法とすべきです。

○またまだ疑問でならないのは海賊版を学習すれば有料コンテンツすら無断学習してもかまわないという国の異常な考えです。

百歩譲って今後の世論の動きによりインターネット上に上げたコンテンツは無断学習してもよいと、それがスタンダードになったとしてもです、有料コンテンツが海賊版サイトを通せば無制限に学習してもよいなどというのは異常と言う他ないです。

そのようなデータベースを扱う AI は存在すべきではありません。

○著作物や個人情報の無断利用の問題も深刻ですが現状の生成 AI を取り巻く環境が非常

に犯罪行為を助長するものであるというのも問題視すべき点です

昨年の事ですが某大手少年誌を刊行する出版社が AI グラビアアイドルなるものを発表しました。

一見、問題無く見える事柄ですが、何が問題かと言えば生成されたモノが実在の人物に非常に似ていたという事です。

故意であるかはとうていわかりません、しかしモデルになったと思われる人物はどう感じたでしょうか、部外者でしかない私でも悍ましさしか感じなかったソレを野放しにすべきではありません。

現状で問題になっている AI 以前からディープフェイクは存在しますが、「誰にでも」「簡単に」使える生成 AI がリリースされて以降、悪意ある人間にとて「技術が無いからできない」というハードルが限りなく低くなつたと言って間違ひ無いでしょう。

それは昨年起こつた数々のディープフェイク事件が実証していますし、なんなら直近の各國大統領選において生成 AI が悪用されているのを見ても明らかであります。

生成 AI を肯定する方々は現行法で対処可能であると言いますが、問題は「取り締まる事が可能かどうか」ではなく、行為を行うハードルが下がり従来であれば諦めていた人間が犯罪やハラスメント行為にはしる事による「犯罪の増加」であり、取り締まるキャパシティを圧迫するのではないかという事、そしてなにより未然に防ぐことを考慮していない事です。

誰でも簡単に生成 AI に手が届くという非常に危険な状態は絶対に変えなければなりません。

取り扱うにあたつて国が使ってもよい AI を認定しそれ以外を違法とする、免許制にして利用者を国が把握できるようにする、などの対応は必須でしょう。

まつとうに使うにあたつて免許制は何の障害にもなりませんから AI の発展の障害になることは無く、認定 AI は現状でディープフェイク対策として掲げられる電子すかし等の有効性を高めることになります。

○文章制限がありますので重要視する順に書かせていただきました。

現状の技術の発展のみを重視し人々の意思を無視し有料で販売されるものすら守る気のない異常な状態が変わることを願います。

●受付番号 185001345000000178

「5.各論点について」の「(2)生成・利用段階」について、特に「イ」の「(イ)」に意見を送ります。

内容には強く同意するものであり、特にマル2について広く周知がなされるべきと考えます。

現在の画像生成AIは利用者の意図とは異なる形で既存の著作物が出力されるケースが多く見られます。

- ・[]氏が「魔女」「炎上」のキーワードで「この素晴らしい世界に祝福を！」の「めぐみん」に酷似したイラストを出力した。(本人は当該キャラクターを知らないかった)
- ・[]氏のMidjourneyに関する記事内で「日本のヒーローロボットのリアルな写真」というキーワードで「機動戦士ガンダム」らしき画像が出力された。(記事内では本人の判断でモザイク処理がなされている)
- ・生成AIを利用したAUのサービス「イマジナリメーカー」にて「ピーナッツのパイロット」というキーワードから「スヌーピー」に酷似したキャラクターが出力された。
- ・アイビスペイントが一時期提供していたi2iタイプの生成AI「AIお手本機能」において、ユーザーの手描きの女性キャラクターイラストからSEGAの「ソニック」のイラストが出力された。

上記のように出力結果が入力したキーワードや画像と近い場合もあれば、遠い場合もあります。スヌーピーの例で言えば、ピーナッツ(落花生)を擬人化したようなイラストが出てくることが想定されますが、まるで異なるビーグル犬が出力されたのです。

また入力内容と乖離があれば、ユーザーとしても何らかの著作物に大きく影響を受けているのではないか?と考えることが出来ますが、「めぐみん」や「ガンダム」は入力内容に準拠するものであり、利用者が気付かず著作権侵害となるリスクがあります。

このリスクは軽視すべきではないはずですが、利用者の多くは「著作物が出力されても、その画像は破棄(あるいはぼかしなどで対応)すれば良い」と考えている状況です。

AIを使わない場合であれば、制作者が既存の著作物を認識していなければ権利侵害とはなりませんが、生成AIの場合はデータセットという利用者の認識外の要素が含まれるため事情が異なるということを、利用者の多くがリスクとして認識していないのです。

このリスクを正しくリスクとして認識すれば、余程の著作権チェックを入れないと商用利用など出来るものではないと考えます。

Vtuberの業界ではファンアートに生成AIの使用を禁止する傾向にあります。([]

[]、[]、[]など、他多数)

これは本人のイラストの著作権を守ると共に、異なる著作物が意図せず含まれる場合も懸念されています。たとえ生成AIを使用したファンアートが投稿されても、Vtuberとしてそのファンアートを取り上げると商用利用に繋がるため触れることが出来ないのです。

また、ワコムが広告で使用した有料素材サイトのイラストが生成 AI を利用しているのではないかと話題になりました。この有料素材サイトは投稿制ですが生成 AI イラストの投稿は禁止しています。にも関わらず紛れ込んでしまうと、サイトのユーザーは意図せず生成 AI イラストを使うリスク(=意図せず著作権侵害画像を使うリスク)に晒されます。素材サイトの信用性も落ち、商業的なダメージや、クリエイティブの衰退にも繋がります。

もしも生成 AI 利用者が「既存の著作物に酷似している」と気付けずイラストをフリー素材サイトに登録し、他者がフリー素材であるからとそのイラストを使用してグッズを作り、それを「既存の著作物である」と誤認した他者が購入し、さらに「〇〇(既存の著作物)のグッズ」という名目でメルカリなどで販売したら...?

それを購入した人にとっては海賊版と変わりないですが、果たして誰が悪いのでしょうか?大元の生成 AI 利用者は著作権を侵害しているとしても、そこまで遡れるのでしょうか?利用者は収益を得ていませんが、訴えることが出来るのでしょうか?

現在の素案はこのリスクが想定されていません。

生成 AI の出力物には全てウォーターマークをつけることを強く義務付け、事業者にもそういう対策を行なった生成 AI を提供する責務を負わせるなど、強い対応を求めます。これは生成 AI によるディープフェイクの防止にも役立ちます。

生成物の芸術性が、権利と安全・安心を犠牲にした上に成り立ってはいけないと考えます。

- ・利用者が認識していない既存の著作物が出力され、その著作物がデータセットに含まれる場合は著作権侵害になるというリスクの周知

- ・生成 AI を利用した画像であるということが明確に分かる処置の義務付け

以上 2 点が強く求めるものであります。

ご検討を何卒よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000179

拝啓、総務省及び経済産業省の皆様

私は、AI技術の進展に伴う社会的影響について深い関心を持っております。特に、生成AIに関する現状の問題点とその対策について、以下の点を指摘し、改善を求めるもので

す。

クリエイターの権利侵害: 現在の生成AIは、クリエイターの作品を無断で学習し、その成果を無料または低成本で提供しています。これにより、クリエイターが適切な報酬を受け取る機会が奪われています。

商業利用の問題: 生成AIは容易に商業サービスに組み込まれ、利益を生み出しています。しかし、その過程で特定のクリエイターのスタイルを模倣し、本来クリエイターが得るべき利益を損なっています。

不適切なコンテンツの生成: 生成AIが実在の児童ポルノなどの違法な素材を学習し、不適切なコンテンツを生成する恐れがあります。これは法的および倫理的に許されるべきではありません。

著作権の問題: 生成AIで作成された作品については、その作品が他のクリエイターの資産を基にしている限り、著作権を主張することは困難であると思われます。AIによる創作物が元の作品の創造性や独自性を著しく依存しているためです。

その他の懸念点:

プライバシー侵害: 個人の顔写真やプライベートなデータが無断で学習に用いられる可能性があります。

偽情報の拡散: 生成AIによるリアルな偽ニュースや偽情報が社会に混乱をもたらすリスクがあります。

雇用への影響: AIによる自動化が進むことで、特定の職種の雇用が脅かされる可能性があります。

これらの問題に対処するため、私は以下の提案を行います。

法的規制の強化: 生成AIの利用に関する明確な法的規制を設け、特に著作権やプライバシーの保護を強化する必要があります。

クリエイターへの報酬システム: AIによって利用される作品に対して、クリエイターへの適切な報酬が支払われるシステムを構築することを提案します。

倫理基準の確立: AIの開発と利用に関する倫理基準を設け、不適切なコンテンツの生成を防止することが重要です。

透明性の向上: AIの学習プロセスとその出力に関する透明性を高め、公正な利用が保証されるよう努めるべきです。

生成AIは、社会に多大な利益をもたらす可能性を秘めていますが、それに伴うリスクと懸念に対処するための適切な枠組みの構築が急務です。本件に関するご検討をお願い申し

上げます。

敬具

●受付番号 185001345000000180

生成 AI の一刻も早い法規制による使用停止を求めます。現在の生成 AI は著作権侵害の温床になっています。

生成 AI の著作権について、現行法では作風が似ているだけなら著作権侵害にはあたらなかったため、特定個人の著作物を学習させた生成 AI は違法ではないという解釈をしました。またアイデア出しに生成 AI を使うだけ、明確な著作物にあたらないプロンプトを入力しただけなら侵害にはあたらないという認識もしました。

では明確な著作物にあたらないプロンプトを入力しただけにも関わらず著作物が出力される状態についてご説明いただけませんでしょうか。アイデア出しとそうではない例の違いについてどのように線引きができますか？できないと思います。

既に作風を意図的に真似された生成 AI によって商売に悪影響を及ぼし実害を受けているクリエイターが数多く存在しています。生成 AI をアイデア出しに使用した企業は軒並み否定され強い非難を受けています現状をご存知でしょうか。

生成 AI はクリエイターを雇わずに金を浮かせたいだけの一部の人間だけがありがたがる歪なシステムです。諸外国では既に激しい法規制が敷かれ使用できない状態となっている悪意ある存在でしかありません。

生成 AI には実在する人物の写真も無差別に取り込まれています。実在する人物にたまたまそっくりなポルノ写真が生成された時、顔が似ているだけで著作権は存在しないと言えるのでしょうか。ポルノ写真を生成した人間に悪意がないので実在する人物の評判を落としても問題ないと判断されるのでしょうか？イラストも声も文章もどの分野だろうと同じです。作風が声質が文章がたまたま似てしまっただけで著作権は存在しないというのはあまりにも暴論です。

生成 AI は全く新しいアイデアをだす画期的なシステムではなく、今まで無数のクリエイターが築き上げてきた無数のアイデアのうちのどれかをそのまま出しているだけのただの検索エンジンです。生成 AI を推進し諸外国との差別化を測りたいようですが、法規制が進む中時代に逆行しているだけしかありません。

クリエイターの仕事を奪い、新たな物が生まれない環境を生みだし、日本の宝であるクリエイター産業を衰退させ、全てを最悪な方向に持っていく生成 AI を決して許さないでください。いちクリエイターとして生成 AI 使用停止レベルの強い法規制を望みます。

●受付番号 185001345000000181

●著作権法が保護しようとしている著作権者の利益

感情や思想の享受以外にも「創作物」自体として様々な価値があるため、許諾無く複製を作ることは制作者に対して害を為す可能性があります。

「創作物」に対しては「権利限定」ではなく「基本的に許諾が必要」なものです。

本来は「A Iに対する学習のために」著作権について「学習に対して著作に蓋をしていく」という認識でしたが、

A Iが「創作物」を学習して出力した「二次複製物」に対しての「表現思想」や「感情享受」や「利益享受」の例が多く見られます。

「創作物」と「二次複製物」に全くの違いが見られない「コピー複製物」を生み出すことができているからです。

また、その「著作物制作者の個性」をA Iアルゴリズムを介して模倣擬態し「害を為している」事例も多く見られます。

「A I生成物による著作権侵害が生じるのではないか」ではなく「既に侵害が為されて」いる状況です。

「学習のみ」に制限したはずの「著作物」に対する「二次複製物」を商用に転嫁して「利益享受」している事例も多く、

A Iに対して「教師付き学習」をする段階で、「商用利用」なのか「研究目的」なのかを明確に分ける必要があります。

「商用」と定義しているA Iから「著作物」をいくつか掛け合わせた特徴を持つ「二次複製物」を出力利用している事例も見られます。

また「使用してはいけない」とされる「C S A M／児童性的虐待コンテンツ」等を内包したものもあり、

その「コピー複製物」や「二次複製物」が氾濫しています。

よって、生成A Iによる学習素材は基本、「オプトアウト」ではなく「オプトイン」形式にするべきだと考えます。

また、「AIと著作権に関する考え方について（素案）」の8ページ目にある

「プログラムの著作物のリバース・エンジニアリングや、（～中略）を「享受」を目的としない行為としている」

の規定は「ただし書き」が上位である「著作権法」を上書きする事態になっています。

商用として制作された「著作物／デジタルデータ」の改変にも、著作者の許可が必要なはずですが・・・

（著作者に無断でプログラムを改変すると、著作者の有する同一性保持権の侵害／著作権法第20条2項3号）

これを許してしまうと「生成A I」による「著作ロンドリング」の穴を開ける結果になり

ます。

「法第 30 条の 4」の対象を広げる規定が「更なる混乱」と「害を為す」元になります。

「ただし書き規定」を広げるのではなく、

「A I を使用した際の、学習段階や生成段階など、入出力に対する」項目を新たに追加するほうが望ましいです。

まだまだ、沢山ありますが・・・「著作配慮」を前提とした、健全な A I 技術の進化を求めます。

●受付番号 185001345000000182

AI 絵の学習の悪用として

特定の絵師の絵柄を狙い撃つような学習データーをその絵師の名を付け配布する悪質な嫌がらせが散見します。

本人の同意もなく蓄積された長年の技術の価値を陳腐化される様はあまりにも残酷です。

この様な状況を放置して AI を使うイコール盗用のイメージのまま

まともな発展はしていくのだろうか疑問です。

クリエイターの権利を侵害しないような法律作りをよろしくお願いします。

●受付番号 185001345000000183

・意見対象箇所

「5.各論点について」>（1）学習・開発段階

>情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例

・意見

法第30条の4による権利制限の対象とならない場合として、

「技術的な措置が講じられ」「将来～推認される」という条件になっている点が極めて危険に感じる。

まだ存在しない著作物の権利を「推認」で保護することは、

今後の学習・開発のみならず、著作物の創作自体に著しい萎縮を生んでしまうのではないか。

●受付番号 185001345000000184

生成 ai による一方的な搾取を規制してください。

現在の生成 ai は作者が学習を禁止しているのにも関わらず、無断転載サイトなどを経由して好き放題、餌にしています。そして法的には問題ない一点張りです。

もはや、出力物が既存の作品に似ているかどうかの問題ではありません。この考え方では、より、たくさんの作品を無断学習するほど有利になってしまいます。

出力段階と学習段階では分けて考えるべきです。

作品を発表すれば、するだけ泥棒に餌を与えててしまうこの現状は余りにも理不尽です。そして、生成 ai により出力したもの堂々と売ってます。もちろん勝手に学習された作家には1円も入ってきません。これが不当な搾取ではない理由はなんですか？

また生成 ai による表現の陳腐化も進んでいます。元は高度な技術を要する人にしか作れなかった作品が ai により大量に学習、出力されたことで、この作風は ai みたい、見飽きたなど、という声も上がっています。これを受け、学習された側は仕方なく表現方法を変えるとします、そしてまたこれを ai に勝手に学習され、必死で身につけた技術が陳腐なものにされるのです。こんな事をされてまた新しい作品を作りたいと思う人がいますか？

生成 ai には新しい表現は生み出せません、既存の作品からそのまま貼り付けているだけです。人間のクリエイターがいなくなれば生成 ai は何も生み出せません。

求める事はただひとつです。全ての著作物の無断学習の禁止です。

そんなに生成 ai が使いたいなら作家ひとりひとりに許可を取り報酬を払った上でユーザも安心して使える、クリーンな ai を 1 から作るべきです。

これから日本の文化を恥ずかしいものにしないで欲しいです。

●受付番号 185001345000000185

生成 AI に対しては 2 つの意見があります。イラストについてです。

一つは使用している人々の多くがデータ元となった人間へのリスペクトを欠いているなあと感じたことです。

AI を用いてなんらかの成果物を出力する際にはデータ元となった人間が数多存在します。くわえて出力の際に特定の個人の絵柄に近いものを高い精度で模倣する場合がございます。

絵柄というものは商売道具です。この人の影響をめちゃくちや受けました！などとはあまり主張しないのですが、生成 AI を用いる人の「〇〇の絵柄を出力した！完璧にコピーした！」のような露悪的なコメントを見た覚えがあり憤りを感じた記憶があります。相手に対するリスペクトを感じないという個人的感情で申し訳ありません。

二つ目は学習元の不透明性です。

生成 AI はインターネット上のあらゆるデータを学習することによって成長していますが、そのデータの出所が不明では知らず知らずのうちに例えばですが実在女性の児童ポルノを学習してしまっている場合、そしてそれを用いたデータを世間にアップロードした場合、なんらかの犯罪に加担してしまうといったケースにはなりえないでしょうか？一刻も早くデータ元を明確にする強制力のあるルールが必要だと思われます。

●受付番号 185001345000000186

AI 生成物の著作物性については、認識を改めていただきたいです。

どんなに詳細な指示を出そうとも、何度生成やりなおしをしようとも、「AI を操作すること」は「制作」ではなく、ただのコマンド入力です。

クリエイターのオリジナルの制作物が学習され、AI を通して似たテイストのものか生成され、生成者がそこに対して権利を主張してくることは今も起きています。これでは元の制作者の権利が侵害されます。

あくまでも生成物は模倣されたものとしての立場としていただきたいです。

●受付番号 185001345000000187

規制が絶対に必要です。

たとえ便利だらうと知識も決まりもなく包丁を振り回せば危険なように、いかに AI が便利であろうとも、規制がなくては市場やクリエイターを破壊する危険なものとなってしまいます。

現状ではイラストを始めとした他人の作品を無断で盗みとて商売するような行為が目立ちます。

- ・原作者の許可なく学習素材として使用してはならないこと
 - ・AI 生成物はその学習元になったものを全て公開しなければならないこと
- などの規制を検討お願い致します。

●受付番号 185001345000000188

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

現在の著作権法では、ほとんど生成 AI に対応できていない。著作権法を改正するか、生成 AI ように追加で法律を作るべきだ。

(1) 生成 AI について

生成 AI には問題点が多すぎる、データセットには海賊版や児童ポルノや無許可の著作物、無断掲載の画像などが多く含まれているし、著作権者の権利を明らかに侵害している。

生成 AI で特定のアーティストの絵柄などを集中して学習し、二次創作ガイドラインで禁止されているコンテンツの生成や、自作発言など、明確な損害も発生している。

さらにオープン AI は著作権で保護されたものを学習できなければ ChatGPT は作れないから、無断で学習させると主張している始末、許可を取り、対価を払えば問題ないのにそれをしない、おかしな話だ。

そもそも生成 AI は倫理的に問題しかないし、こんな他人や他社の権利侵害の恐れがあるものを商用になんて使えたもんじやない。

現行の生成 AI は単なる窃盗ツールでしかないし、Winny と同じだと思う。

(1) 学習・開発段階

無断学習は非享受であれば合法になっていますが、使用者が生成したものをネットに UP したり、商用利用している時点で享受になりますよね？。あと、学習を拒否している人のものを無断できるのはおかしい、学習する場合は学習に同意している人だけに限るべきだ。

(2) 生成・利用段階

生成 AI が既存の著作物に類似したものを出力しても、利用者が知らなかつた場合は依拠性は問われない可能性があるというのはおかしいですね、AI を通せば依拠性が問われなくなるのは異常です。生成 AI が道具なのであれば、使用者には責任があるべきだ。

既存の方法だと違法なものが、AI を通せば合法になるのも、異常だ。

生成 AI で生成されたものは、学習したものの切り貼りではないと、文化庁は言っていますが、であれば、なぜ既存の著作物がそのまま出力されているのでしょうか？

生成 AI で生成したものは、必ず AI 表記、元データやプロンプトの開示を義務付けるべきだ。

(3) 生成物の著作物性について

生成 AI で出力されたものは、著作物性は認められないし、認めるべきではない、加筆や修正をしても、基本は認めるべきではない。

版権物がへいきで、生成されているのに、AI 生成物に著作権を与えるのは危険だ。

(4) その他の議論について

海外では、生成 AI の規制に動いていますが、日本はいまだにどうやったら生成 AI を合法にできるかしか考えていない。生成 AI による被害者を無視し続け、議論の場でも生成 AI 推進派しか呼ばないのは、どうかと思う。

日本の文化を守るためにも、しっかりととした法整備や規制、ルール作りをしていただきたい。

●受付番号 185001345000000189

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

現状、生成 AI の学習機能による作品の盗用が多発しており、むしろ現状はほぼ全てが盗用による学習である。本来ならば著作権法により守られるべきであるが、従来の著作権法はそれに追いついていない。改正を強く希望する。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

現状存在する多くの生成物はほぼ全てが盗用と認識してほしい。本来の作者に無断で AI 学習し、さらに生成したもので金銭を得る事例が多発している。これは著作権の失効していない著作物を許可なく営利利用したと言え、著作権違反に値する。

(3) 生成物の著作物性について

生成物には著作権性は与えてはならず、その著作権性は学習元の著作物とその作者が保有するべきである。

(4) その他の論点について

既に盗用により生成された生成物に対しても、著作権違反による罰則が与えられるべきである。

●受付番号 185001345000000190

生成 AI は 1 度禁止すべき、著作物を無許可で使用する技術を流行らせるような国になるのなら世界から孤立し、クールジャパンは死ぬでしょう。日本も死にます。努力した人間を蹴落とすような行いをする推進派は数多くおり、別の国では既に訴訟問題や禁止法が検討されたりなどしています。生成 AI の大部分が日本から流出しており、著作者が AI 使用者に批判を投げれば推進派や使用者に暴言を吐かれ、著作権や人権を無視した行動を起こしています。あなた方のような上に立つ立場の人間はたかが絵が、文章がって思う人もいるでしょう。その考えが日本を堕落させていることに気づいてください。さっさと禁止にして著作権違反や名誉毀損しての推進派をこの国から追い出してください。

●受付番号 185001345000000191

2.検討の前提として

(1) ウ 「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（法第30条の4）」とあり、「これらの権利制限規定の要件を満たす場合は、権利者の許諾を得ることなく著作物等を利用することができます。」とあるが、この条文には問題がある。現状SNS等で見かける生成AIによって生成されたイラスト、写真、曲などは元々の著作物の作風、画風、魅力を大いに利用しており、「思想又は感情の享受を目的としない利用」とは言い難いものばかりであふれている。元々の著作権者が長年の努力によって画風、作風などを磨いてきたのに、その努力の上澄みを掠め取って自分のフォロワーや登録者の増加や、曲や動画の再生数の増加など利益に繋げている一方で、元々の著作権者には1円たりとも利益が還元されないのはどう考えてもおかしい。イラストの生成AIの利用者の中には、支援サイトで利益を得ている者もいる。このような努力を掠め取るフリーライドが許されているのはおかしいし、まじめに絵を描いても生成AI利用者に利益や活躍の場を奪われたりするとアーティストを目指す人も減るので業界の先細りにつながる。

結局は元々の著作権者が努力して創作した作品を大量に無断学習しなければ成り立っていないという現状の生成AIとそのデータセットに非常に問題がある。現状のStable DiffusionやNovel AIは海外産のAIだが、非常にクオリティの高い画像や、人気作品と画風がほぼ一緒の画像が生成できてしまっている。元々の著作物にこめられた「思想または感情」がないというのは無理がある。そのような生成AIの利用は海外製か日本製かに関わらず禁止にすべきだ。生成AIのサービスを新たに日本で始めるならば 1.許可なしの無断学習の禁止 2.データセットの開示（データに元々の著作権者の著作物が含まれていれば対価を払う、もしくは著作物を著作権者がデータセットから削除を求めることが出来る仕組み） 3.生成AIでつくったものかそうでないかが誰でもすぐに分かる仕組み これらの条件をクリアしたものだけにすべきだ。

5. 各論点について

（1）学習・開発段階

イ（イ）「なお、生成・利用段階において、AIが学習した著作物と創作的表現が共通した生成物が生成される事例があったとしても、通常、このような事実のみをもって開発・学習段階における享受目的の存在を推認することまではできず、法第30条の4の適用は直ちに否定されるものではないと考えられる」とあるが、これはおかしい。「創作的表現が共通している」時点で元の作品の作風、画風などの魅力を十分に享受しているのは明らかだ。そのような画像等が簡単に大量に生成できてしまう生成AIを、一般の利用者が利用出来てしまっている現状は明らかにおかしい。元々の著作権者に許可を得たデータだけを学習した生成AIのみを利用できるようにすべきだ。

エ（イ）「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似

性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」とあるが、これはおかしい。作風や画風こそがクリエーターにとってアイデンティティそのものであり、それが似ている時点でクリエーターの利益を害しているのは明らかだ。明確に依拠性や類似性が認められなくても画風が似すぎていて問題になった事例は生成AIと関係なく起きている。生成AIはそのような似た画風、作風のものが短時間で大量に生成できてしまうのだから、生成AIがなかった時代以上に元々の著作権者の権利に十分に配慮すべきだ。

（2）生成・利用段階

ア 「人間がAIを使わずに進行する創作活動の際の著作権侵害の要件と同様に考える必要がある」「既存の著作物との類似性と依拠性の両者が認められる際に、著作権侵害となるとされている。」とあるが、生成AIがなかった時代であればこの考え方で問題ないが、現状の生成AIは物凄い短時間で大量の、クオリティの高い画像等が生成できてしまう。よって従来の考え方のように依拠性と類似性がないからこれは著作権侵害ではない、というやり方では、似ているけど微妙に違う画像等を大量に生成されて利益や活躍の場を奪われたクリエーターを守ることが出来なくなってしまう。自分と似ている画風や作風の作品がどこで生成されるのではないか、大量に生成されても著作権の侵害を1件1件指摘するのは難しいのではないか、というクリエーターの不安を払しょくするには、事前に生成AI事業者が無断で学習をするのを禁止にするしかない。無断学習を禁止にして元々の著作権者の許可を得たデータのみを学習した生成AIのみを利用可能にするべきだ。

●受付番号 185001345000000192

AIによる学習精度は日に日に向上しており、全然違う絵柄の物でも1枚他の著作物を学習に加えただけで学習させた著作物に近似した画像や映像を生成出来てしまう程です。

私は絵が上手くなく、生成AIによって自分の好みに合わせて手早く画像を作れるのはメリットに感じる一方で、学習元にされたクリエイターの今までの努力、工夫に対して胡座をかいいてタダ乗りしている様な違和感を感じています。

SNS等で公開した絵を勝手に学習元に使われ、トラブルとなっている事例も多く見られます。

生成AIに指示を与えたのは自分=著作者と考えている方が多いですが、学習も無しにAIは物を生成出来ません。

その学習元にされた絵柄は別人の著作物を使って作られている事を理解すべきです。

インターネット上に公開する以上、悪意ある人物によって無断で学習に使われてしまう可能性は高く、対策をしてもそれを回避する手立てを用意されるイタチごっこになってしまいます。

クリエイターや著作物を守る為にも、AI学習に使う事の出来る物を制限し、その生成した物を使用する事に関しても規制すべきかと思います。

利用を許可してない画像を学習元にする事は著作者の労力や利益を侵害する明確な著作権法違反です。

今はまだAIの不自然さが目に見えているので判別ができるが、今後長い期間で見た時に、精度が向上した生成AIによるデマ画像、映像、音声によってより大きな犯罪へ繋がると感じています。

●受付番号 185001345000000193

(3) 生成物の著作物性について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
指示・入力（プロンプト等）の分量・内容、試行回数を鑑みて著作物になることはな
い。生成 AI 自体が一種の高精度なネット上にある創作物に対しての検索ツールであり、
既存の著作物の再利用に他ならない。

生成 AI を利用しない通常の創作においてネット上でインスピレーションを受けるための
資料を探すことはあるがその過程において、発想が固まるまでどれだけ試行錯誤しようと
そこになんらかの権利が生じることはない。それより後の過程に著作権が発生するのが普
通であり、そこをカットした生成物に対して著作権が生じ、既存の著作物と競合すること
は合ってはならない。

●受付番号 185001345000000194

生成 AI について感じている点は 1 つで、データセットをできるだけクリアにした方が良いという事です。少なくとも、どういったものを学習したかという明確な表記は必要とするべきだと思います。企業や多くのクリエイターが今後日本の文化や経済に寄与していく時、生成 AI を利用することでより日本に貢献できるかもしれません、しかし、それは生成 AI に対する信頼があった場合に限ると思います。この AI はクリーンで使っても良い AI だ、というような認識が必要だと思います。

●受付番号 185001345000000195

まず大前提として AI 学習に他人の著作物を無断利用している時点でありえない事である。

万引きをしてその商品を転売しているのと何ら変わりない悪質さである。

他人の著作物を利用するのならば許可を取り利用料を著作権所有者に支払うのが当然である。

特に特定の人物に見た目を寄せて本人かのように振る舞い本人への評判を落すなどの悪質な AI 使用者が増えており倫理観も崩壊していく法的に罰する整備も必要である。

●受付番号 185001345000000196

現状の無断学習生成 AI の使用を一切やめさせてください。たったこれだけのことがいま
だできず、合法合法と倫理無視の悪意でしかないタダ乗り生成 AI を押すのをやめてく
ださい。人の物をタダで盗んで勝手に使いたいだけですよね。

いかに著作権侵害の責任を逃れる方法を作る前に、まず最初にやるべきことは無断学習
データが使用された AI を全て禁止にすることです。盗むのを禁止にし、使用された制作
者の作品に対価を払う。いちいち文字にしなくても当然の事じやないですかね。私たちは
今までそうやって生活してきたわけですが、なぜ生成 AI という窃盗ツールが開発され
た途端、やけに遠回りで細かいルールのような窃盗回避方法を考え出しているのでしょうか。

イラストレーターとして活動している私も、集中学習に無断で使用された一人です。自
身の作品の利用、使用、加工は一切許可していないにも関わらず、勝手に学習データに使
われ勝手に生成 AI に使われるこの現状は絶対に許しません。

作品には使用料を取ります。ただでさえ無断転載で悩まされている中、無断転載をさらに
勝手に使われたら合法になる頭のおかしい考え方のせいで制作は苦しくなる一方です。直
接作品を無断学習されるのも当然許されない行為です。まだこれが許されているこの現状
が信じられないです。文化庁はどれだけ日本のクリエイターを搾取したいのでしょうか。
ただの道具として見ているのは明らかです。絶対に許しません。

本来なら犯罪行為になるものが、AI を通して無断学習させたら合法になる。これからも
無断学習海賊割れ AI が許されるというのなら、万引きも複数混ぜればセーフにしましょ
う。無断アップロードも複数の作品を分けて入れればセーフにしましょう。海賊版漫画も
複数作品があれば読み放題にしましょう。漁業権も廃止にしましょう。そんな無法地帯は
最悪ですが、クリエイターだけが搾取されどつかの誰かが人の物を盗んで得をするのなら
こうするしかないと思います。無断学習 AI を使うのに人の著作物を共有資材に使いたい
のなら他の物も全て同じような考え方にしてもらわなくちゃ不公平ですよね。

もちろん被害にあっているのは私のようなイラストレーターだけでなく、声優、写真
家、俳優、モデル、あらゆるところで被害が起こっており、「やめろ」といっても「合法
だから」と誹謗中傷と合わせながら AI を使用して嫌がらせをしてきます。そもそも「合
法だから」という言葉が出ている時点で悪意のある行為だと自覚しているはずですが、
「合法」にしているせいでこの悪意の塊が許されています。

文化庁も著作権回避法を作つて嫌がらせをしたいのが目的だったりするんでしょうかね?

犯罪は駄目という常識的な日本で生活してきたので、生成 AI を使用した犯罪、詐欺、
偽造を推奨し窃盗物に著作権を与え、元の搾取された著作者は無視してお金を儲けるル
ルはおかしいとしか思えないんですけど、全部丸め込んでみんなで AI を使用した犯罪行
為を合法的に使いましょう！という歪んだ国にすることが目的みたいですね。

現状絵柄に対する著作権はないですが、あるイラストレーターの絵に類似する AI 生成物を生成し、それを使用し成人向け二次創作を公式が禁止している作品の成人向け画像を生成し投稿するという悪質な行為が実際に起こっているのですが、被害にあったクリエイターは一体どうやって守るのでしょうか。対価も払われない上に勘違いで信用すら落としかねない。成人向けが禁止されてる二次創作で悪用されてしまったイラストレーターは、自分がやっていないにもかかわらず本人のせいにされる可能性がありますし、これは全てのイラストレーターにも起こりえることです。窃盗生成 AI が一般の方でも自由に使えるようになつたこの一年、見てきた窃盗生成 AI の使用方法はこういう悪意のこもつたものばかりです。大手企業の窃盗生成 AI 使用もこれと何ら変わりません。勝手に使用し学習元は軽視する。腹立たしいです。これがまかり通る世の中にしたいのならどれだけ狂っているか考え直して下さい。

既に起きてる被害はクリエイターだけでなく、陸上選手の肖像を無断で生成 AI で使用してヌード画像を生成して SNS に投稿した事件、他人の肖像を無断で生成 AI で使用して AV 動画を作成するサービス、女子高生の写真を妊婦姿にするなどすべての人間が被害者になる環境になっています。偽物の生き物の写真も出回っています。こんなことが許されいいわけないです。

どうにかしてクリエイターを搾取しながら生成 AI に権利持たせたいがための支離滅裂な資料を作るぐらいなら、さっさとその窃盗 AI を切り捨ててまともな判断をして下さい。そんなに使いたいのであれば一切無断使用のないクリーンな AI を作ればいいだけです。著作権者にはきちんと使用料を払いなさい。

●受付番号 185001345000000197

AIのせいで筆を折った作家が多く存在し現状何も対策されずコンテンツを素材として利用され踏みにじられているのを感じます、人が創らなければAIも創れません何よりも優先すべきは人だと守られるべきなのは人だと思います。

●受付番号 185001345000000198

ベルヌ条約に批准していることを踏まえ、日本から他国の著作物データへの機械学習は基本すべきで無いと考える。翻って、他国から日本の著作物データの機械学習もされるべきではない。検索技術とは違い、大量のデータから共通性を抽出する系統の生成AI技術は学習ではなく「剽窃」と言うべきものだと考える。

極めて限定的な利用としては、医療などの症例から疾患を予想するなどの著作権から外れる事項に対しての「学習」は大勢に利益として供すると思われる。

しかしながら、既存の著作物に対してのAIの機械学習と呼ばれるものは、最終的な利用形態を想像するに著作権者の利益に反すると言わざるを得ないと考える。

特に、映像や画像など、空間芸術に関する方面については、「個人による創造性」がほぼ全ての作品に備わっていると考えられる。それを「機械学習」と称して蓄積し、容易に出力可能なものとして万人が安易に利用可能なものとするのは問題である。

もし、上記の利用をするのであれば、全ての著作権者へ利益還元（使用料など）をする仕組みを構築すべきであると考える。そのような仕組みを構築できないのであれば、軽々に機械学習データを利用したAIによる各種サービスを行うべきでないと考える。

現状を見るに、社会全体の利益のために今まで相当の努力をしてきた創作者が搾取され、更に創作者の将来の利益や社会的地位を不当に貶めるものであると言わざるを得ない。

また、新たに創作や開発をする意思を持つ者の意欲や意義を奪うものになりかねないと考える。

新たな発想や視点など、ヒトの発展に寄与すべきものであるはずの技術としての要件が現状のAIには欠けており、かつ文化的なものを衰退させる可能性まで内包していると考える。

従って、既存の著作権法から解釈される事項以外にも、新たな技術（ハードウェア・ソフトウェア含め）が生まれ運用されるたび、新たな解釈や追加事項を都度考慮すべきである。現状のAIについては、機械学習や運用（主に生成）について元データ（著作物）への利用を制限すべきだと考える。

以上

●受付番号 185001345000000199

いかなる理由であっても、生成 AI で生成した画像や動画に対して著作権の付与は行われるべきではありません。

プロンプトの複雑さ等を根拠に権利を付与する事も認められるべきではありません。AI に使用されるデータセット元となった画像の作者への利益の還元は行われなければなりません。

もしも AI による生成画像や生成動画に著作権が付与されてしまった場合、デザインのアイデアを作っても、大きな資本を保有する企業や個人がデザインを搾取する事が可能となってしまいます。資本による格差が理不尽に拡大してしまう可能性が高いと考えます。

また、利用しているデータの公表は必須です。

児童ポルノや殺人画像などの違法画像や、実在する個人の個人情報を特定可能な画像データが使用されている可能性がある場合、AI を使用した個人または企業等が、犯罪被害者本人あるいはその親族から法的責任を問われる可能性も否定出来ません。

データの健全性と市場の公平性を保つには、生成 AI が生成した画像や動画に著作権を付与しない事が重要であると考えます。

●受付番号 185001345000000200

私は現在、イラストレーターとして活動しており、その視点での意見を提出させていただきます。

最初に結論としては、現状の生成 AI はイラストレーター業に多大な負の影響を及ぼす、滅ぶべき絶対悪のような存在だと認識せざるを得ません。

ただ、生成 AI の素材収集が作者本人から許可されたもののみを扱う場合は問題は解決されると思います。

以下詳細な意見となります。

生成 AI については、まず生成 AI を完成させるための第一段階として多くのイラストをネット上から収集する段階が発生すると思われますが、多くのイラストレーターが活動する X (旧 Twitter) 等の SNS において、プロフィール欄に自分のイラストを AI 利用に禁止の旨を記載している場合がほとんどであると認識しております。

私自身も無断での使用を禁じており、生成 AI の素材収集であっても使用を禁止するようプロフィールに記載している状況です。

生成 AI を使う側の思考はまったく理解できませんが、イラストレーターにとって、無断で自分のイラストが使われるというのは、それが他の人間に使われたか、AI に使われたかに関わらず、殺意が芽生えるほどの状況であることを認識する必要があります。生成 AI であれば無断使用は許されるのか? そんなわけがありません。

私のようなイラストレーターからの視点では、この生成 AI の素材収集の行為はイラストが盗まれているような感覚があり、法律が禁止していないからイラストを勝手に使っていいよということには絶対なりません。

また大量の素材を収集するということで、イラストを描き上げた方々に対する敬意がまるで感じられないのも拒否感が増大される原因だと考えます。

現在は、生成 AI という名の「無許可イラスト収集マシン」に対して、法律が追いついていないのをいい事に、道徳に反するようなイラストの利用が散見されているのが現状であり、その状況でイラストレーターが取れる対処は「ネット上にイラストをアップロードしない。」という対処しかなく、その対処は同時に今後の自身の商売に非常に打撃をもたらすものであります。

また生成 AI の存在によって、筆を折るイラストレーターが増えることもまた問題です。私の知り合いには生成 AI の無断イラスト収集によって心を壊され、退場していく方がおりましたが、このようにイラストレーターが生成 AI の素材収集を忌避し筆を折ることを選択した場合、それによってイラストレーターの数が減りレベルが下がり続けると考えます。現在、日本の誇るアニメ、漫画は世界でもトップ技術であると認識していますが、生成 AI を許容することはそのトップ技術を自ら投げ捨てる暴挙に他なりません。

生成 AI は責任が取れないという点も問題です。もし生成 AI があまりにも別の既存の似た

イラストを生成してしまった場合、それは訴えることができるのでしょうか？そして訴えたとして誰が責任を取るのか。これは車の自動運転で事故を起こしたときに誰が責任を取るのかという話と似ている気がします。

人類で未だ正解が出ていない問題だと思いますが、それと同じように生成 AI は現状、人間が抵抗なく扱える段階にはありません。そんな状態であるにも関わらず現状生成 AI に對して全くの無法状態なのは、この 2024 年に完全自動運転の車を公道で走らせているのと何ら変わりないのでしょうか。

もはや當時玉突き事故のようなものが起きてはネットで毎日のように炎上する始末。平和とはあまりにもかけ離れています。

事実イラストレーターの心中は常に生成 AI という盗人がちらついて、陰鬱と過ごす日々です。盗人が常に自分の隣の席にいるのに気持ちよく業務ができるでしょうか？できるわけがありません。

残念ですが今の生成 AI は百害あって一利なし。

ですがこの生成 AI を許せる場合があると思います。

それはとても簡単で、素材収集の際にクリエイターに許可を貰う。ただそれだけでう。

「このイラストを生成 AI の素材に使用していいですか？」それを聞いて許可をもらうだけでこの一連の問題はすべて解決します。

効率がどうとかそういうことではなく、これはすべての日本人が習ってきた道徳の問題であり、守るべき社会のルールになるべきです。

今回はイラストレーターとしての視点で生成 AI がどれほど邪悪なのかを意見させていただきました。

公的な機関に送付するにはあまりにも不適切な文言がございましたこと、申し訳ございません。

ご確認のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

●受付番号 185001345000000201

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

※私はプロを目指して活動しているアマチュアです。主にイラストで活動しているので、画像生成AIに絞った意見を述べさせていただきます。

生成AIの出力物は学習データへの依存度が高く、最近は学習した画像に酷似したほぼコピーと言えるような出力結果がネット上に共有されるケースが見受けられます。これでは実質的に海賊版と変わらないため、学習データ提供者が一方的に作品を奪われ続ける状態になります。

AIの利便性と生産性を考慮すると、ケースバイケースで対応できるような規模ではない数の侵害が発生すると考えられますし、既に発生している可能性が少なくありません。

実際に研究目的の学習データが営利サービスに転用されており、現行法が有効に機能しているとは言い難いため、新たに明確な罰則などを設ける必要があると考えます。

上記に海賊版と変わらないと記述しましたが、その理由としてAI出力物の多くが（全ての出力物を見たわけではないので“多く”と表現しています）、学習元となったオリジナルの作品と比較して劣化していると感じることが挙げられます。

この劣化についてですが、実際に絵を描かない方や、そもそも絵自体に興味が薄い方は気にしないかもしれません。しかし、こうした一見わからない箇所の積み重ねが技術の本質（氷山の本体のような）であり、これらを欠いたAIの出力物では模造品の再生産が繰り返される状態になり、新しい絵は生まれない可能性が高いです。

加えて、従来の海賊版よりも類似性が高いものを容易に量産できる点、本物と誤認するような精度で著作権者が望まない消費者が望むような改変を行える点などから、生成AIの悪用は海賊版よりも深刻です。

また、絵を情報伝達手段の一形態と解釈すると、画像生成AIの出力物は観賞者に対する伝達内容が“ない”のに“ある”かのように誤認させてしまう点も憂慮すべきです。

現在の生成AIは人間のように思考しているわけではないので、学習した絵を単純に画像データとして認識し、その絵に込められた意図までは汲み取れません。結果として、単語がバラバラに組み合わされたような不自然さが出力物の違和感として表面化していると考えます。

そして、「整ってはいるけど、なんとなくおかしい」という絵の供給が当たり前になると、絵に対する苦手意識が生まれる恐れや、ひいては絵を見る人間の、絵という分野全体への興味を削いでしまう可能性も危惧されます。

では、絵に意図を込められるクリエイターが生成AIを使えば生産性が向上するのではないかと思われるかもしれません、前述したように海賊版まがいの出力物が出る以上、ア

マチュア目線で見ても現在の生成 AI は危険すぎて使える代物ではないです。安全かどうか分からぬ材料が混じった料理を食べるようなもので、ましてやそんな危ないものを消費者に提供できるわけがありません。

単純な技術面では、出力物に意図を反映させるための修正を繰り返すなら自分で描いた方が早いし正確だと考えます。

ですから、クリエイターの立場で考えるなら、レイヤー管理や塗り残しの修正など、絵を描く行為に伴う作業を補助する AI の方が望まれていると思います。

これらを踏まえ、単純に作家を AI に置換してしまうと、絵を描く人間も絵を好む人間も減少し、絵を生み出す土壌が失われると思います。

アニメーションや漫画など、日本は世界に通用する作品を生産し続けてきましたが、それらを成立させる土台のひとつが絵という表現であり文化です。生成 AI を導入すれば短期的に人的コストを減少させられるかもしれません、長期的には絵が成立する文化基盤を破壊し、コンテンツ産業が空洞化して衰退すると考えます。

かつて工場排水などによる公害が深刻な被害を招いたように、安全性を欠いた現在の生成 AI はデジタル公害とも呼べる問題だと思います。

最近は大手企業すら生成 AI を導入して物議を醸していますが、ルール整備がなされない状態での普及は悪用や乱用が加速するため、早急な対策をお願いします。

●受付番号 185001345000000202

3.生成AIの技術的な背景について

生成された画像は細かな面では不気味に見える。

なぜなら、いろんな作画を取り入れ、見た目だけはいいものの、基礎的な部位しか学習されてないからである。結果、人のイラストを生成されたときに、わずかに歪んだり、指がかけていたりあらぬ方向に曲がるなどの不気味さがある。

人のイラストを勝手に学習し、作り上げる姿はさながら、マッドサイエンティストのキメラ生成と同じではないかと思っている。

〈クリエイターや実演家等の権利者の懸念〉

イラストレーターなどが描いた、イラストなどをAIで無断に学習ができ、著作権侵害は勿論、性的被害などの被害者もある。人の努力を盗むこととも言える。

公式のキャラクターが一般のAI生成によって悪用の可能性もある。

時間をかけて作り上げた努力そのものを盗むことすら可能。

6.最後に

AI技術は進歩してきてはいるが、AI生成が許されてしまえば今後昔ながらのイラストレーターや、技術者はAI生成によって、仕事を奪われ、筆を折り、パソコンを閉じ、絶滅するだろう。大げさに言うが、実際にそれは起こっている。趣味でイラストを描く人が生成AIに自身の絵を学習されるリスクが起きると理解して、ネットに挙げなくなったことや、絵描きそのものをやめた人もいる。これがこのまま続けば数々の素質ある人々は、筆を取ることをやめ、アニメ大国と呼ばれた日本は衰退し、いつかはつまらない呆れた世界になると思っている。

このまま生成AIは許されるべきか?否、規制でもしないと許されない範囲に落ちぶれてい る。

●受付番号 185001345000000203

AIは創作ができないのでAIのアウトプットは著作権に保護する必要はありません。
それよりAIによって利益を損したクリエイターの方が保護するべきです。
短期的に見るとAIはたしかに魅力的に、利益が生み出しそうですが、
日本の強みはクリエイターと彼らの創作です。
AIを推進、クリエイターが生きていられない環境になれば、
日本の文化影響力もそのうちなくなります。

●受付番号 185001345000000204

私は音楽制作を生業としております。

昨今、音楽の生成 AI が大きな進化を遂げていることは記憶に新しいと思います。

私が思うに現状、音楽生成 AI が人の仕事を奪うまで発展するというのはまだ先のようを感じますが、そんな中で AI で制作された音楽が海外のサブスクリプションサービスに大量に投稿され、ユーザーのプレイリストが荒らされるという事件がありました。

サブスクリプションサービスは再生数に応じて収益が発生するので、AI で大量に楽曲を生成すると市場の崩壊を招き、国内でもこういう事象が起こると我々の収益にも影響があるのでないかと懸念をしております。

また、文化庁の見解の中に AI 制作物の独自性が認められた場合、AI 制作物であっても著作権が認められる可能性があるという一文がございますが、我々音楽業界の場合、作詞、作曲、編曲と制作過程が分かれるのですが、例えば最近話題となった Suno AI のように作詞した歌詞を入れると AI が曲を制作してくれるというようなサービスを利用し、その出来上がった楽曲を編曲家に依頼しブラッシュアップした物を製品としてリリース、著作権登録するというようなことは可能になってしまふのでしょうか？

これが可能になってしまふと、まず作曲家という職業の仕事が AI に置き換わってしまうのではないかという懸念、そして AI で制作した楽曲を第三者が作曲者であると自称し著作権登録が行えてしまうという所謂ゴーストライターのような状況が法的にまかり通ってしまうという懸念が生まれます（作曲者が AI であるというクレジット表記をしてしまうとレコード会社や出版社、著作権管理団体が著作権登録を拒否してしまう可能性があるため）

また、昨今問題となっている画像生成 AI のように、既存楽曲の無断学習を行うような AI サービスが確認された場合、それらに対する制作者への許可の有無、金銭的補填、オプトイン制の導入等の知的財産保護の動きが今後政府からあるのかという部分も話し合って欲しいと感じております。

私は生成 AI は 0 から 1 を生み出しそれで金銭を稼ぐ物ではなく、知識や技能がある人間が 1 から 2 にクオリティアップを図れる過程を補助する物だと考えております。

故に現状の生成 AI に関しては使い方を誤ってしまっている方が非常に多いというのが正直な所であり、それが賛成派、規制派というような派閥の論争を産んでしまった原因のように感じています。

私個人としては将来的に認可された事業者登録をした者だけが使える商業用 AI （もしくは運転免許のようなライセンス制など）と一般の方でも自由に扱える非商用のみで利用出来る AI に差別化した上で AI 産業が成り立つべきだと考えており、これが誰でも金銭を稼げるから無法地帯でやってしまおうとならないようにするのが、様々な分野の知的財産を有する日本が歩むべき道なのではないでしょうか？

●受付番号 185001345000000205

例え AI 生成画像が出回っても、ただただ無償で公開されてる程度なら騒ぐ必要はないかと。

AI に学習された程度で騒ぎすぎです。

著作権を持つクリエイターがもっといいもの作ればいいだけ。それが出来ないならその人も AI 生成に頼ればいいだけです。

AI に勝てない,AI が憎いクリエイターが騒いでるだけの問題にしか見えません。

●受付番号 185001345000000206

著作権法 30 条の 4 のオーバーライドについて

平成 19 年 1 月の文化審議会著作権分科会報告書によれば、今回の検討の対象としたソフトウェアや音楽配信、データベース、楽譜レンタルに関する契約にみられる条項について言えば、著作権法の権利制限規定に定められた行為であるという理由のみをもって、これらの行為を制限する契約は一切無効であると主張することはできず、いわゆる強行規定ではないと考えられる。これらをオーバーライドする契約については、契約自由の原則に基づき、原則としては有効であると考えられるものの、実際には、権利制限規定の趣旨、ビジネス上の合理性、ユーザーに与える不利益の程度、及び不正競争又は不当な競争制限を防止する観点等を総合的にみて個別に判断することが必要であると考えられる。"とある。 30 条の 4 において、以下の点について不明であり判断が困難であるため、考え方等を示すことが望ましいと思う。 第一に、30 条の 4 は任意規定なのか強行規定なのか。第二に、「生成 AI モデルに学習させることを禁じる」などの、相手方の権利を制限する条項を規約に設けることの有効性。 第三に、「必ずしも享受目的が併存しないとは言い切れない目的、或いは必ずしも著作権者の利益を不当に害さないとは言い切れない目的のために情報解析の用に供することを禁じる」などの、条文の内容に反しないものの過失によって或いは確率的に享受する或いは但し書きへ該当する可能性が十分考えられる行為を制限する条項を規約に設けることの有効性。 第三については、出版業界等の業界団体が AI に対する声明を出しており、また様々なイラストレーター、声優などが AI 学習禁止を表明しており、規約ではなく慣習法として法の適用に関する通則法第 3 条による適用の可能性もあるのではないかと思われる。"

●受付番号 185001345000000207

【「AIと著作権に関する考え方について（素案）」5.各論点について/P34/(3)生成物の著作物性について】

本題に入ります前に、前提といたしまして念頭に置いていただきたい事例が2点ございます。

1.現在世界で主流となっている「Midjourney」「Stable Diffusion」「Lora」を始めとした生成AIの基礎となっている学習データセット「LOAION-5B」内に児童ポルノ画像1000枚以上が使用されていることがわかり、当データセットは削除となった事例

2.アニメイラストの生成をメインとする画像生成AI「NovelAI」は学習元のデータベースとして画像投稿サイト「Danbooru」を使用しており、該当サイトは投稿作品の多くが「作者以外により無許可で転載された作品」との指摘が多くある事例

上記2つの事例から、「現存の画像生成AIは基礎部分から違法物の疑いが大きいこと」

「画像生成AIは違法画像が学習されたものである可能性が高いこと」がお分かりいただけるかと思います。

以上を踏まえまして表題の件に移らせていただきます。

私は「生成AIにより作られた画像および動画または音声」「特定個人の作風のみを学習したLoraモデルAI」は著作物性を持たず、著作権侵害に当たると考えるべきであると考えています。

まず、前提として述べました通り生成AIはその存在根幹にかかわる学習データベース自身が著作権侵害に当たる、違法である可能性が高いとの声が多く上がっている物であります。そのようなツールを使用して作られた物が著作物性を持つてしまっては本末転倒であることは明白ではないでしょうか？生成AIによる生成物の著作物性を問うと同時に、生成AI自体の合法性も問うべきではないかと思います。

さらに、現在流通しているLoraモデルAIはその多くが作者本人からの許可を得ない物であることが明らかとなっています。

その一例といたしまして、2023年末とある有名イラストレーターのLoraモデルAIが第三者によって大々的に配布されSNS上で大きく話題となりました。といいますのも、この「第三者によって配布されたLoraモデルAI」は本人に許可を得ず制作されたものであることがイラストレーターご本人より明らかにされているのです。その後当LoraモデルAIを制作した第三者はイラストレーターを批判、殺害予告メールを多数送るなどの問題行動を数々起こしています。

これはLoraモデルの学習データベースが著作権法違反であることを示す一件となっており、また生成AI使用者の倫理観についても問わねばならないと感じさせる事例です。

これは私自身イラストに関して専門学校で学び、SNSを通して活動する中で経験したことですが、イラストに限らずこの世界で著作物を生み出し公開・販売する人々の間には「生

み出したものに対し責任を持つこと」「他者が生み出した著作物を手にする際相応の対価が支払われるべきであること」が暗黙の了解であり常識となっています。ですから、全員が 10 年 20 年、あるいはそれ以上の年月をかけて必死に技術を磨きお仕事に対して真摯に向き合い、きちんと値段をつけて取引するのです。

実際にイラストや漫画を描かない人からは「ささっと描けるもの」「ボタン一つで出来上がるるもの」という認識があるようですが、それは大きな間違いです。

全員が、文字通り血のにじむ努力をしてきましたのです。

生成 AI はこうして長年かけてクリエイターの間で培われ築き上げられてきたものを無許可で使用し作られた、倫理観のないものであると考えられます。

以上から、私は「生成 AI により作られた画像および動画または音声」「特定個人の作風のみを学習した Lora モデル AI」は著作物性を持たず、著作権侵害に当たると考えるべきであると考えています。

●受付番号 185001345000000208

現在の状況を例えるならば「大企業の飲食店経営企業が世界中の果物農家から無断で果物を盗んで、自身の飲食店でフルーツサンドとして販売する」ような状態であり、さらに深刻なのは盗まれた農家は盗まれたことすら気付くことができないのです。

現在利用されている生成AIの多くは、インターネット上に存在する無数のデータを許可なく学習するという点において共通しています。そしてAI技術の成長に対して人間の対応速度が間に合わず、既存の仕組みで生活をしている世界中の人間に不安と不利益が生じています。私の職業はライティングなので、今回は文章生成に関して意見を提出します。まず、現在の生成AIの仕組み上、生成物の学習元が特定できない点が大きい問題です。出力された文章の中には有料購読者しか見ることのできない文章がそっくりそのまま出力されるという事件や、作家の固有名詞やセリフなどが変わらずに生成されるというような著作権に抵触するような事案が多数発生しています。これらの問題は世界中のいたるところで発生しており、著作権侵害を受けた個人や企業がその都度対応するのは量的に不可能です。

上記の問題点はまとめるなら、

生成物への貢献に応じた金銭を含めた還元の仕組みができていないことです。著作物の学習元を確認できる仕組みや学習内容に従った報酬等支払うことであったり、そもそも学習を許可なくすることを防止する等を含めたAI規制が必須であると考えます。

●受付番号 185001345000000209

現在、絵を描く全ての地球人が、AIを利用して画像を生成してる人たちから価値も何もかも全てを奪われています。

例えば、それぞれの利用規約に違反したセンシティブな絵をAIで作り出し、世の中に出す人。

例えば、絵師が描いた絵を勝手にAIに学ばせ、違法に商売をする企業や個人。

現状、AI周りは本当の意味で無法地帯となっています。

今の日本のやり方は、著作権など最初から存在していないようなものです。

著作権は守られるべきものでは無いと、国が推進してる状態です。

今絵を描いてる人達の中で、AIによる被害が少ないのは、絵を描くだけで食べていける人たちのみです。

AIには著作権は存在しませんが、AIを利用する人々は、我々に著作権があると主張するほどまでになりました。

国民に技術を盗ませ、悪用してもらうのが国のやり方ですか。

先日、岸田総理を辱めるような動画がマスメディアで大々的に報道されました。

AIを利用する人々は、著作権を侵害し、クリエイター達を貶めるだけではなく、全く関係ない第三者をも辱める始末。

即刻AIには規制が必要であり、画像生成AIや動画生成するAI、声を扱うAI、人を自由にアニメーションのように動かせるAIを利用した商売は、出来ないようにするべきです。現状、文化庁は現状、AIを利用してる人々が、いとも簡単に他の他人を辱め、貶め、侮辱できるような状態を改善すべきです。

●受付番号 185001345000000210

32 項【侵害行為の責任主体について】

キ 侵害行為の責任主体について

において、生成 AI を用いたサービスの提供者に対し、国による監査を行い、認証を得た企業、及びサービス（ツール）のみ国内で利用を許可するといった措置は難しいのでしょうか。

私はイラストレーターであり、主な観測範囲としては画像生成 AI についての情報となります。企業の提供する画像生成 AI サービスが全てではなく、当該サービスのデータが流出したものから発展したスタンダードアローン式の生成ツールが出回っている現状を考えると、生成物に発生した諸問題を利用者のみではなく提供者にも解決させるという方法が適切に効果を発揮するとは考えづらく感じます。

また、認可制にすることで画像生成のような直接的に利益を得られる生成物に対し情報の埋め込みやウォーターマークの義務化などにより、学習データの営利・非営利目的の明確化など現在いわゆる「グレー」と言われる状態を管理下に置き、既存の著作物の権利者と利用者間での問題が発生した際の判断をより明確な基準を基に行うことができると思います。

個人の、さらには感情的な意見ではありますが、仮に画像生成 AI が非営利目的の学習という条件のもと許された結果であるのならば生成物にウォーターマークなど非営利である証明が付くことに不利益があるとは考えられず、現時点ではサービス提供者及び利用者の双方が営利目的のために生成物であることを隠そうとする面が強く感じられます。

生成 AI であると公表することで不利益になる利用方法に生成 AI を用いること自体が不透明で既存の著作物の利益を損なう行為であると私は考えており、また、生成 AI であることを公表し生成物にも見て分かる形で明記されていたとしても利益を損なわない利用方法であれば、それは正しく使われている用途なのではないかと考えます。

つまり生成 AI を利用していることを公表することが生成 AI を利用する為にもっと重要なことであり、サービス提供者は利用者に対してもその公表義務を課す責任を果していただきたいと考えました。

●受付番号 185001345000000211

2. 検討の前提として(1)

生成 AI の生成物は学習した作品の質に大きく左右される、にも関わらず、人間とは比較にならない速度でそれを模した作品を量産し、元となったクリエイターの需要を代替してしまう。

クリエイターが代替され、人の手による新しい作品が生まれなくなった場合、AI の性質上どれほど精度が上がっても現時点の人間の上限がそのまま AI の上限である、それでは文化の発展は望めない。

現代にあふれる文化はすべて、人間が互いに切磋琢磨し、発展させてきた賜物だ。

例えば浮世絵の時代に生成 AI が登場し当時のクリエイターが代替されてしまっていたら、人間が積み上げてきた絵の文化はそこで終わり、誰でも手軽に浮世絵を生成できる便利な AI が現代まで受け継がれただろう。

これでは焼き畠商法と変わらない。

文化の発展には AI と人間の共存が不可欠である。

クリエイターが印刷技術のような複製と共存できたのは著作権法が作られたからであるが、著作権法は生成 AI を想定して作られてはいない。

現在の法律は、人間の手の遅さ、あいまいさ、学習速度など、人間の性能を前提に考えられているからだ。

著作権法の理念である文化の発展を目指すには、生成 AI を想定した新しい決まりが必要である。

●受付番号 185001345000000212

画像生成 AI について「権利者に許諾なしで作品を使う」行為。AI や技術の進歩は歓迎しますが、著作権など既存の権利を蔑ろにする進歩はおかしいです。

さらに、無許可で権利者に対価を支払わず著作物を生成 AI 学習に使用し、対価を支払わずに製品開発をする。また、特定のイラストレーターの絵柄を集中学習させ、二次創作ガイドラインで禁止されているコンテンツの R-18 画像生成などをされてしまい、学習元となったクリエイターが誹謗中傷される等の被害も実際に発生しています。

無断学習の規制や罰則がなければ、無制限にモラルの無い行為を続ける者が増え続けて努力を重ねてイラストのクオリティを高めてきたクリエイターはやる気を失い創作活動をやめてしまう。結果業界全体の損害、衰退につながる危険があります。

著作権を軽んじて対策を後手に回した結果、漫画村という大損害を出した過去がまた繰り返されるかもしれません。

●受付番号 185001345000000213

現在商業漫画家として活動している者です。

現在主流で使われてる生成AIには問題があると思います。

現行の生成AIは著作者の努力にフリーライドしており、正当な対価を支払わぬ違法なコンテンツ（海賊版など）を含んでおり、とても使えたものではないにも関わらず、使うハードルが低いことから市場は荒らされ、元となった著作権者の利益すら掠め取っている現状です。

具体的には音声作品のパッケージイラストには生成AIのものが増え、本来イラストレーターに依頼されるはずだった利益は生成AIによって得られていません。また、元々イラストを描いてた人たちが培ってきた信頼や土壌に侵食してきており、絵柄を無限に生成され、イラストの価値を一方的に貶められているのが現状です。実際、いわゆるAIっぽい絵柄とされるマスピ顔の絵柄の人はAIっぽいなというだけで言いがかりをつけられたり、誹謗中傷を受けたり、絵としての価値を下げられたりしたりしています。

これをなくすためにはやはり学習する段階で許諾を得て、それらの不利益を何かしらの対価を与えることによって均衡を保つべきだと思います。

今の生成AIは一方的に著作権者が搾取され、不利益を被り、なんの恩恵も得られていない構造になっています。これが許される世の中が續けば、創作をしようなんて人は後に続くとは到底思えず、衰退していくことでしょう。

実際若いクリエイターは生成AIの脅威に怯え、創作をしたとしても無断で生成AIに搾取されるんじゃないかと不安な声も上がっています。

許可なく勝手に作品を使われることに対して、創作者は不当に感じたり、理不尽に感じる人が多いとおもますし、世界的に搾取構造が問題視されています。

どうか日本のクリエイターが守られて、世界的にも誇れるアニメーションやエンタメを発信できるそんな国であって欲しいと思います。これから出てくる若い芽を摘んでいては発展はないとおもいます。

●受付番号 185001345000000214

2(2)について

現状、生成 AI を用いて生成された画像の殆どが、その学習データ元となった画像の著作者に無許可である以上、画像を生成することで何らかの利益を享受することは認められないと考える。前述した利益とは金銭的な利益だけでなく、特定の絵師の作品を集中的に学習させることでその絵師の社会的信用を下げる行為や、その絵師が描く作品そのものの価値を下げる行為も含まれると考える。そして、既に生成 AI によってここに書いた行為が行われている以上、これらの行為が起こらないとは既に言えず、よって生成 AI によって前述した利益を得る行為は全面的に禁止しなければならないと考える。

それに伴って、画像生成によって前述した利益を享受しようとした、もしくは享受した人物に対して、著作権者が訴訟を起こせる様に、画像生成 AI の開発側は AI がどのような画像を学習元として画像を生成したのかを全て開示する義務を課す必要があると考える。それによって生成 AI によって利益を享受しようとする行為の抑制を狙うと同時に、著作権者が前述した利益を享受しようとする行為によって受けた被害を泣き寝入りするのではなく、しっかりと訴訟という形で自身の社会的信用や金銭的被害を取り戻す仕組みも必要であると考える。

著作権者を無視した形で生成 AI によって画像を生成し、それによって前述した利益を得ようとする行為は将来的に、日本のイラスト業界や写真業界の衰退を急激に進める可能性もあり、日本国内のそといった業界を守ることにも繋がると考える。その為、早急に著作権者を無視した生成 AI を用いて画像を生成することで利益を享受しようとする行為に対して明確に違法であるという指針や法整備を進めていくことが求められるのではないかと考える。

●受付番号 185001345000000215

他人の著作物を利用して、不当に儲ける、嫌がらせをする、模倣して本人より利益を出す、本人に攻撃をするなどをクリアしてから前に進んでください。

●受付番号 185001345000000216

画像生成 AIについて、現状出ている画像生成 AIに対しては著作権を認めるべきではないと考えます。

今後出てくるかもしれない、ゲーム会社やアニメーションスタジオなど、自社の素材のみで作成した AIは著作権を認めるべきと考えます。

学習データセットに使われた画像の著作者と契約、もしくは著作権を保持しているかしていないかに焦点を当てるべきと考えます。

現状出ている画像生成 AIについては、無断で著作物を学習できるようになっており、著作権を与えると以下のようなことが起こりえると考えます。

・個人の画家を学習させた学習モデルを使用し、パトロンサイト等で制作販売

→すでに pixivFANBOX などでそういった事が多数発生しましたが、作家性や品位を貶めるような作品が AIによって大量に作成されました。

著作権を認めるということは更にそういった事案が発生することを考えます。

・SNS や写真集などを学習させディープフェイクなどを作成。

→海外でも日本でもすでに被害が出ており、著作権を与えててしまうと販売されてしまい、2次被害 3次被害などが容易に想像できます。

→芸能人やインフルエンサーに関わらず SNS に投稿した自撮りなどを学習し、詐欺など犯罪や、アダルトなものとして販売されるなど被害が出るものと思います。

学習データとしては人が混ざり、分からなくなっているかもしれません、自分の家族などのデータがいつの間にか使われ、販売されているというのは怖いことではないでしょうか？

最後に

現状の画像生成 AI 技術については、クリエイターに対するリスペクト、契約や交渉が足りない考えます。

普通の会社であれば、他社の成果を研究する場合は、交渉や契約などがあっしゃるべきではないでしょうか？

そういう事をめんどくさがり成果だけを学習販売し利益を上げるというのは、人間社会として魅力的とは思えません。

●受付番号 185001345000000217

著作権者に許可を得ず無断でデータを学習し、そういういた無断データでデータ元と競合する生成 AI を開発するのは不当な権利の侵害行為に該当すると考えます。

また、「著作物となるための要件としては 1.思想又は感情を、2.創作的に、3.表現したものであり、かつ、4.文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものである」とされていますが、生成 AIにおいては生成者はアイデアを AI に入力しているだけであり、これは表現に至らないアイデアにあたり要件 3 を欠いていると考えられ、生成 AI による作品に著作権は認められないと考えます。

●受付番号 185001345000000218

生成AIには全面的に反対です。学習元を完全に明確化されたもの以外で生成されたデータは著作権の侵害をしていると感じます。

許可の取れたあるいは自作のデータ以外で生成されたものはたとえ原型が無い程加筆されていたとしても、著作権は元の著作者に帰属するものだと思います。

●受付番号 185001345000000219

今回の素案においては、RAGについて30条の4の権利制限規定が原則認められず、47条の5の権利制限規定が適用されることも「軽微利用」を除き認められず、現状のRAGの使用方法では権利制限規定が適用されるのが難しい状況であるかと思われた。

一方で、日本は生成AIで米欧に対して大きな後れを取り、現状GPT4やGemini等に対抗できる生成AIを自前で作ることは難しく、既存の生成AIをどのように活用するかが肝要となっている。

そのような中で、テキスト系の生成AIの応用事例としては多くはRAGを利用し実装がなされているところ、今回のような解釈は日本企業の生成AIの利用や応用に大きく水を差し、イノベーションを阻害する状況となっている。

今回のRAGの解釈は、「機械学習パラダイス」と言われた日本を一気に「生成AIディストピア」に転落させ、グローバルでの地位を減退させる。権利制限規定を柔軟に解釈し、RAGの活用を促進させ、日本の生成AIのキャッチアップを促進させる解釈とするべきである。

●受付番号 185001345000000220

・個人

項目からは外れますがまず大前提として、著作物を奪われまいと抵抗しているクリエイターを差し置いて、絵や音声に対して上辺だけの知識しかないような有識者"のみで構成された会議を行うのをやめるべきです。実際に演じ、描き、著作物への愛着を持ったことのある人間がその感情を持ったうえで技術の発展の為には仕方ないなどと著作物を差し出すのならまだ筋は通りますが、いまその有識者として選ばれている人間はただ完成品を安価あるいは無料で手にしたいだけの消費者です。そんな人々があげる意見など、生成 AI は素晴らしい！推進すべきだ！クリエイターのちっぽけな感情など気にする必要はない！となる以外に何があるでしょうか？とともに AI に対して法整備を行うのであれば、著作物を守るため声を上げたいクリエイターの代表を含めるべきです。ただしそれは決して「漫画家の皮を被った楽したいだけの消費者」でも、「自分で絵のひとつも描かないがメタバース等の新技術を推すことでクリエイターのような顔をする消費者」でもありません。心を込めて表現をゼロから形にしている人々を忘れないでください。政府が推す「クールジャパン」とは、そういったゼロから何かを生み出す人々が形作ったものに名前がついただけの文化です。いくら表現しても生成 AI に成果を奪われ改変され、「人間がやることなんて効率が悪い」「機械が改変したもののほうが早く綺麗」などと罵られる世の中で、自らの手で創作がしたいクリエイターがどこにいるでしょうか？まずは法整備や基準づくりの場に、自らの手で創作物を生み出し、そしてそれを守りたいと真に考えるきちんとしたクリエイターの参加を求めます。"

●受付番号 185001345000000221

現状、AIを悪用して様々な界隈で問題が起きてることを踏まえるとテコ入れが必要を感じています。

●受付番号 185001345000000222

個人の意見となります。

企業所属で絵を描いたりチェックをしたりする仕事をしているのですが、AIがあると「AIで手軽にできるでしょう」と上から指示を出されることがあります。大変困っています。

AIは直接的に色々な作家さんの権利を侵害しているわけではないということも理解はしているのですが、現状AIを利用して他の作家様へ加害を行う方、積極的にAIを使う側の方のモラルが非常に低い現状があると認識しております、それを利用して本当に良いのか?と使用を強制される度に悩んでしまう現状がありました。

また、AIは今活躍している作家さんの仕事をすぐに奪うわけではないと思いますが、モチベーションを著しく下げる部分があるのではと思います。

それはやはり、どれだけ勉強して上手くなろうとしてもAIの方がパッと見て良い印象の物を出してしまった現状があると思っています。

AIよりも良いものを描かないといけない、という心理的ハードルも大変高くなっていくと思いますし、将来的にクリエイターがどんどん先細りしていくのではと思います。

現状としてAIがあることのメリットよりもどうしてもデメリットの方が大きいように感じておりますし、AIを使う際のモラル向上が何よりも急速に求められていると思いました。

合わせて、学習素材になっている作家の方が拒否できることや、その作家の努力をかすめ取るような印象となる行為が減り、学習素材がもっとクリーンになることなどを強く望みます。

●受付番号 185001345000000223

現状の本国での法律は他国(ここでは US, EU, 英, 中国)と比較しても俗に言う生成 AI に対しての規制が曖昧で権利に対する保護が不十分だと感じる。

生成 AI の技術的進歩はここ 1 年で飛躍的に上がり続け、他国では都度法整備が行われているが、日本では現状曖昧な解釈に留まり続けている点に私共民間企業で働くものとしては潜在的なリスクを抱えている状態が続いている。

私の業界及び所属している企業では日本国内に留まらず、グローバルに商品を展開しているが国ごとに規制法が違う為日本では問題ないとされている場合でも他国では規制法の対象となり得るケースがある事も事実として受け取ってもらいたい。

仮に業務の一部を予め既存の生成 AI(ChatGPT や StableDiffusion、MidJourney 等)の使用を控える旨を伝えた上で下請けに発注した場合でも、こちらでは納品物の一部に AI を利用しているかの有無を検証して確認する術がない。

後に製品の一部に AI が利用されていたと露見した場合は、金銭的リスク社会的リスクが発生してしまう。

リスク発生の理由として、US では AI の生成物を加工した場合でも原則として著作権は認められない判例がある点などが上げられ、権利が認められない場合ライセンスが発行されないリスクが生じる可能性があるからである。(判例は漫画を制作した際に AI 画像の加工等に対してであり、台詞等 AI を利用していない箇所については権利が認められている)

また EU の現法の規制内容に関しては所感ではあるが、言葉を粗くして言うと EU 圏の匙加減で数千億円規模の賠償金と市場からの締め出しを行える土壌が整いつつあるので、この生成 AI を取り巻く環境は日本国内だけで完結する問題とは考えてほしくない。

更に生成 AI のデータセットに関して取分け画像生成に関しては、販売されている大手データセット販売業者 (StableDiffusion や NovelAI が利用している LION 等) のリソース内容の 4 割に日本の IP や作家の作品が含まれているといった記事もあり、これらの企業は第三者の著作物で利益を享受し、本来の著作者の権利と利益を不当に侵害しているものと考えられる。

●受付番号 185001345000000224

マンガ家・イラストレーターです。AI が著作権を侵害すると思っています。

5. 各論点について（2）生成・利用段階について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

- ・指示・入力（プロンプト等）の分量・内容
- ・生成の試行回数
- ・複数の生成物からの選択

これらがあっても AI 生成物に著作物性はないと思います。

店に並んでいる商品を見比べ選んだからといってそこに著作権は発生しません。

既にある作品の著作権すら軽く見られているのに、なぜ AI 生成物は保護されるのでしょうか。

そもそも AI への学習が非享受目的だから著作物を学習することは可能とのことですが、AI を使用することは出力し享受することもセットとなっているため、この時点での享受目的の著作権侵害に当たるのは明らかではないのでしょうか。

またウォーターマーク等生成 AI を利用したという印は、著作物性の有無に関わらないとしても、必須としてほしいです。

既に SNS や SKIMA などのコミッショナリーサイトでは手書きと偽った AI 生成物が販売されています。

●受付番号 185001345000000225

既存の作品を無断で使用したデータでデータ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する

●受付番号 185001345000000226

○生成 AI を利用したイラストについて

人が学習する事と機械が学習する事を同じ事として扱うべきではないと思います。AI が学習する場合は学習元の絵を描いた方の許可が必要だと法律で定めるべきです。

これはイラストに限らず声優さんの声、音楽なども AI の学習元に使う場合は許可を必要とすべきだと思います。

また AI イラストの学習元には児童ポルノの写真や違法アップロードされた物も含まれています。これらが学習元に含まれた AI で生成されたイラストは法律的にどうなるのか？ 犯罪となるのかも定義してほしいです。

日本では生成 AI を推進する方向だと思います。しかし海外では生成 AI を規制する流れが強いと思います。となると今後日本のアーティストの作品は AI の学習元に使い放題となり世界中から日本のアーティストの権利が AI により蹂躪されるのではないかと心配です。アニメやイラストなど日本のすぐれた技術が AI により世界への流出、世界へのアニメやイラストなどの経済的売り上げなども減少するのではないかでしょうか？ そうなると税収面の減少などもあると思います。このまま AI を推進するのは悪い影響が大きいと考えます。

●受付番号 185001345000000227

AIと著作権に関する考え方について（素案） P4、2．検討の前提として、（1）従来の著作権法の考え方との整合性について、ア 著作権法で保護される著作物の範囲、につきまして、意見提出させて頂きます。

特定のデータについて、法第2条第1項第1号で定義されている「思想又は感情を創意的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」に該当する「著作物」に該当するかどうか、認識齟齬が発生した際には、データ作成者へコンタクトを取る必要があるかと考えます。

従いまして、該当データが「著作物か否か」で認識齟齬が発生するケースを考慮に入れ、以下のようにルール改善できないかと考えました。

- (1) 「AIのプログラム」部分と「データセット」部分を分けることを義務付ける
 - (2) 「データセット」部分で利用されているデータ作成者の一覧を公開することを義務付ける
 - (3) もし該当データが「著作物」にあたるかどうかで意見相違がある場合は、該当データ作成者へのコンタクトが確実に取れるようにする
 - (4) もし該当データが「著作物」にあたると判定された場合は、該当データを取り除いた「データセット」を新たに「AIのプログラム」に読み込ませるようにする
- 一般的な研究論文において、参考元資料を「引用／参照文献」として記載する行為は必須です。また、オープンソースにおいても、参考元のプログラムを「引用／参照文献」として readme に残す行為は必須です。さらには、ビッグデータ学習においても、どのようなデータを参照にして学習したのかを（個人情報を含まない範囲で）明記することは、ほぼ必須となっています。

この世間一般的なルールに「AI」も従って欲しいと考えます。しかしながら、AIのプログラム部分まで公開しろというのは現実的ではありません。従いまして「学習元データ」の部分のみを、一定法則に従い、公開（あるいは確定申告書類のように特定年数の全データ保持義務）するように改善していただけないか、という意見となります。

以上となります、ご一考ください。

よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000228

現状の生成 AI は学習元になった人の財産、利益を盗んで利益を得ています。

学習されたものは描いた本人に「無断で」取り込まれたものばかりです。

「多大なお金がかかるからできない」から「人の物を盗んでもいい」にはならないと思います。

とても行儀の悪い行いだと思います。出来ないなら進めるべきではないです。

現状取り締まる法律がないことを盾にして、本人に無断で行なっています。

絵を描く人にとって絵柄は大事な個人を特定する、商売道具です。

今現在一番被害を被っているのは努力して高い技術を持っている方々です。

その人の心を傷つけ、利益・時間を奪った上、被害を訴えたら批判や殺害予告まで受けている人もいます。

技術自体は真っ当な利用方法をすれば万人に受け入れられると思います。

ただそのために「人の物を盗む」行為があれば批判があるのは当然です。

作者本人はもちろんクリエイターの方々が怒っている理由はそこだと思います。

あと生成 AI は学習元をそのまま出しているものもあります。

○○さんの絵柄だ、タレントの [REDACTED] さんだ、一目でわかるものです。

AU が利用している AI は任天堂のマリオなどの顔をそのまま出してきます。

出してきた物が著作権の侵害として利用者が訴えられても不思議じゃない。

「同意のない著作物の学習自体を禁止」まずここから始めないといけないと思います。

最初の学習時点で「同意のあるもの」しか学習していなかったらここまで批判はなかったと思います。

技術そのものはクリエイターも大いに利用できるものですから。

お金や時間がかかるかもしれません、学習元さえクリアにすればたくさん的人が安心して利用できる素晴らしいものになると思います。

まずは権利元である出版社やクリエイターなどの意見を聞いて欲しいです。

利用開発のためにどうしていくべきか、まともな有識者と話し合いをしてもらいたいです。

●受付番号 185001345000000229

ご意見送らせていただきます、■という者です。

仕事・娯楽でイラスト、個人制作で作曲・シナリオ・ゲームを作っています。

【生成 AI による身近な被害】

受けた被害は大きくはありませんが、

- ・私の制作中ゲームが完成したらそれを割って生成 AI で差し替えて販売するという脅迫

体験版やデバッグ募集の妨害

- ・私の SNS を「AI のエサ」というリストに入れる

遠まわしな活動の妨害？

- ・私の父親の企業ホームページの写真・講演の写真が生成 AI に使用されたかどうか見
れるサイト (Have I been pwned?) に実名検索で貼られていた（削除済）

現状勝手に父親の顔から生成された画像は発見できませんでしたが、講演の写真は父
親の知らない所で撮影されていました。

- ・友人の知人達が共通の友人既婚者に対し、「離婚させゲーム」と称した生成 AI による
不倫の捏造画像をポストに投函

友人は現在の彼女と結婚する為、被害が向いたら怖いとの事ですぐに他県に避難しま
した。その知人らが実行したかは不明です。

今クリエイターとそれを使用する AI 利用者との対立が目立っておりますが、
外側で「これを写真と見分けがつかない様に加工するには？」といった話がされているよ
うです。

【意見】

現在はまだ表に出てきてないですが、写真・画像・音声の証拠能力が失われると

イジメ・DV・不倫等の加害行動の証拠に対し「捏造による名誉棄損」と加害者側が主張
出来る様になり、逆に加害者をしてあげ、「偽証拠で慰謝料を手に入れる」という混乱
を招きかねないと思っています。

とくに被害者と同性が一人、異性が二人で簡単に美人局が成立しそうだなという印象があ
りました。

イジメ加害者が逆に被害者になりますし、被害者を追い込んだり、

DV 加害者が音声は捏造だ！と言いつ張り被害者を逃がさなかったりといった事も想定でき
ます。

- ・創作系に使用される生成 AI 関して

技術向上や作品作りといった労働への対価としてお金を支払いたいのにそれを詐称して物
を売られたり、市場氾濫させられるのを見ると最低限住み分けしてほしいとは思います。

個人能力による商売でない以上、AI 使用により発生したお金や時間の使い道が分からない

というのは客にとってもリスクであると思います。（相手がただの一般人か、反社会的勢力か不透明）

【規制】

AI 使用の透かし必須 破った場合の罰金刑（抑止力）は必須だと思います。

今はクリエイティブ関係が標的になっていますが、今後証拠能力の消滅により生身の人間なら誰でも標的になりうると思っています。

- ・商業での使用を不可
- ・生成 AI を免許制にする
- ・インターネットと個人情報を紐づける
- ・完全禁止にする
- ・利用データの公開を義務付ける

上記の何れかをも導入を検討してほしいです。

技術向上への努力・それに発生する時間や金銭というハードルを破壊すると悪用者や詐欺師等の参入が手軽になるのは問題だと思っています。

まだクリエイターに留まっている被害が一般人全体にまで広がる前に対応してほしいと願います。

乱文ですが長々と読んでいただき有難うございます。

最近寒くなってきたので皆様お体に気を付けてください。



●受付番号 185001345000000230

個人で画像生成 AI 技術を用いてゲーム制作活動を行っている者です。

浅学の身であり的外れな意見かもしませんが、ご確認のほどよろしくお願ひします。

【各項目と具体的な意見】

4. 関係者からの様々な懸念の声について

【3 生成 AI の普及により、既存のクリエイター等の作風や声といった、著作権法上の権利の対象とならない部分（以下、「作風等」という。）が類似している生成物が大量に生まれ出され得ること等により、クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われること】

クリエイターの仕事を奪うほどの脅威は感じません。現状の生成 AI によって表現できる幅は狭く、たとえ特定クリエイターの作風等が類似するイラストを作れたとしても、それが商品として高い価値を持つかと言われたらそうではありません。

その一方でこれから先、AI の進化によって高い価値を持つものが生まれる可能性が高いのも事実です。しかしながらこれらは止めることのできない技術発展の流れでもあり、機能不全や拡大解釈による暴走を起こしかねない歪な法で無理やり止めるよりかは、これら技術がクリエイターに幅広く浸透していくための「準備運動」を今から行っていく必要があるのではないかでしょうか。

【4 AI 生成物が著作物として扱われ、大量に出回ることで、新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の委縮につながること】

私自身は画像生成 AI のおかげでゲーム制作という新しい分野の創作に挑戦できるようになりました。その一方で画像生成 AI の登場によって創作から身を退く方も出てくるはずです。新たな流れの登場によって創作を始める人、辞める人、両方が出てくるのは当然のことだと感じています。

幸いなことに現状の生成 AI の技術、世間的な感情やクオリティに対する認識、個人の価値観からして既存のクリエイターの創作物のほうがはるかに市場価値が高いといえるでしょう。この関係性が容易に逆転するとは思えません。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【非享受目的と享受目的が併存する場合について】

特定のクリエイターの「作風」の模倣について、それを定義して周知させることが困難であると考えます。取り締まるとするならば、特定クリエイターの作風を模倣したうえで「あたかもそのクリエイターの創作物と誤認させて利益を不当に得ている」ケースなどであり、それ以外は各々の商圈における自主的な規定によって制限されるべき事柄ではないでしょうか。

学習データ（Lora など）の制作にあたっては、特定クリエイターの名前を出しているこ

とが大きな問題であると感じております。仮に学習データが販売されるようになった場合、特定クリエイターの名前を使うことは上記の誤認や利益の不当獲得に該当する可能性があるとも考えています。

●受付番号 185001345000000231

4 関係者からの懸念の声 について

実際に AI 機能を利用し他人の創作物を無断で学習させた挙句、販売し
著作者からの意見に対し脅しや殺害予告をしている一部利用者をよく目にします。
無断で他人の創作物を学習させてしまうようなシステム、いくらクリエイター側で気を付
けていても知らぬ間に自分の作品が盗用され、あまつさえお金稼ぎに使われてしまう
そして、クリエイターなんて居なくてもいいなどという声も上がる。
無闇に学習させられる機能はない方がいいと思いますし、なんなら AI 画像の商用利用禁
止とか、策は有ると思います
少数の問題のある利用者かもしれません、自身も 1 人のクリエイターとして正直なところ、他人の作品を好きに弄れてしまう機能はクリエイターの心を痛めるものになっている
のがとても残念

●受付番号 185001345000000232

5. (1) 学習・開発段階について

現在、生成 AI による”無断での”学習が問題を引き起こしているものと考えられる。

それゆえに、AI の学習目的での著作物の無断使用と、画像掲載サイトや SNS に掲載された画像を学習目的の第三者に許可なく譲渡することを禁じ、またそのような譲渡を行うサイトであることを規約の一部に記載するだけではなく、誰の目から見ても一目で判別がつくように掲げなければならないこととするのが、互いの意に沿わない結果になりにくいのではないだろうか。

享受目的でさえなければ著作権の侵害とはみなされないというのが現状の判断であるが、著作物についての「思

想又は感情を創意的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」という定義と AI を用いる目的とは異なっており、考えられる目的としては、研究、生成物を用いた商売、ある人物の著作物に酷似した「作風」の生成物を用いての悪意を持った嫌がらせ等が一般的の視点から見られる例として挙げられる。

検討の前提として著作権法の範囲（概要）について確認する必要があるとしているが、議論すべきは生成 AI を使用する際の定義であり、AI を用いた生成物を「著作物」として考えていない者の存在も考慮すべきではないだろうか。

●受付番号 185001345000000233

AI での生成した絵について

トレース元の絵が類似しているものが多く存在しました〇〇作者風など多く見受けられており

絵を仕事にする人間に対して支障が出ているものまた SNS などを通じトレース元の作者が意図してない絵または許可されていない物も生成されているのも見受けられております。

画風についてはもうトレースの類似がみられるようなら禁止または制限した方が今後の為だと思われます。

●受付番号 185001345000000234

私自身が、イラスト・漫画を普段描いており、
本意見は主にイラスト・漫画に関する意見になります。
生成 AIについて、
成果物を許可無くそのまま使用している、
著作者が拒否できない
事が大きな問題だと捉えている。

○製作 AIに対する認識

生成 AI は通常の技術（工場の機械や計算 AI など）とは異なり、
成果品を作る補助とならず、
他者の著作物をそのまま混ぜて出力している。
人間が他者の著作物で学習することとは異なり、
明らかに学習対象の著作物と同様の
イラストが生成されるといった
事例が度々 SNS で散見される。
著作物をそのまま切り貼りして作成した
コラージュに近い。
他者の著作物を無断使用し
生成 AI 利用者が利益を得る
一方的な搾取構造になっている。

○生成 AI の規制はイラスト・漫画発展の妨げにならないのか

イラストや漫画の下地として
生成 AI を利用するといった意見もあるが、
現状、商業利用可能な素材集やフリー素材、3D モデルが多くあり、
生成 AI を導入する※デメリットを無視して
わざわざ使う必要性は無い。

よって発展の妨げにならないと考える。

※生成 AI を使うことで生じるデメリット

- ・データセットの中に CSAM を含んだ児童ポルノが混入している
- ・他者の著作物がそのまま生成される場合がある
- ・海外では生成 AI の規制が進んでおり、

将来的に海外展開できないようになる可能性がある

○生成 AI 被害について

現在、特定のイラストレーターを狙い撃ちし、
その方のイラストを集中学習するといった

使われ方もされている。

同じ絵柄、クオリティのイラストを

世界中の誰でも生成でき、大量生産できるうえ、

それを規制したり、罰したりできない状況なのが現状である。

以上の点からクリエーターを守るために、

生成 AI について、何かしらの規制が必要だと考える。

○規制案

強めの規制案

- ・著作者が拒否した著作物を使った生成 AI ツールの規制または厳罰化
- ・著作権に問題がない（著作者からの許可を得た）データセットを使用した生成 AI ツールが製作されるまで、生成 AI の使用を規制

弱めの規制案

- ・生成 AI を使用したという印を付けることの義務化
- ・使用されているデータセットを公開することの義務化
- ・特定の著作物を集中学習させた生成 AI ツールの規制または厳罰化
- ・個人間の利用にとどまり、商用目的の利用を規制

●受付番号 185001345000000235

『AIを純粋な創作に利用するのではなく、悪意を持って利用し他者に迷惑をかける人を裁けるような法整備をお願い致します。』

私はイラストレーター兼、漫画家を生業としてます。

私はAIイラストを悪だとは思っておりません。

鉛筆と紙で仕事をしていた時代からデジタルに移行し、ベタ塗りも修正も楽になったように、絵を描くという文化において重要な一歩だと考えてます。

しかし、X (Twitte) にてAIイラストを用いて特定の作家の絵柄に似せ、その作家に嫌がらせを行い、被害者は病み、加害者は「何が悪いの」風な態度をとられてるポスト（ツイート）が見受けられます。

私は、法律や裁判に関する深い知識はありませんが

「絵柄には著作権は無い」とよく聞きます。

しかしながらAIを用いると、作業者の個性が全く反映されず学習元のイラストに瓜二つの絵柄でイラストを出力することが出来ます。

私は経験ありませんが、そのAIイラストを用いて嫌がらせを受けた際のショックは計り知れないものだと思います。

もしかしたら現状でも優秀な弁護士を雇えば勝てるのかもしれません、フリーのイラストレーターは大金を持ってる方が少ないと思います。

誹謗中傷の案件のように

『AIイラストを用いた嫌がらせ』は訴えれば勝てるという水準まで法整備をして頂きたく存じ上げます。

●受付番号 185001345000000236

・個人。漫画原作者。

・氏名／[REDACTED]

・電話番号 [REDACTED]

・メールアドレス [REDACTED]

【項目名】

1. はじめに

漫画、ゲーム原作者、イラスト付きライトノベル作者として、生成AIによって出力された絵の使用に疑義を呈します。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AIと著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成AIの技術的な背景について

(1) 生成AIについて

(2) 生成AIに関する新たな技術

(3) AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について

4. 関係者からの様々な懸念の声について

生成AIにより、既存の絵柄が安易に模倣出力され、原権利者にまったく利益還元されない形で商用利用されることを強く懸念します。現行の著作権法30条の4但し書き部分の実現が簡易化されるようなガイドラインの制定を望みます。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

生成AIの成果物が、原著作物とかけ離れた表現として出力されれば、著作権上問題ありません。生成AIを駆使することによって、新たな絵柄、図案を創出することは不可能ではないと考えます。が、それは現時点ではAIの技術進化によって起こるものではなく、入力や手直しをする個人の技術力に依るところが大きいです。いずれAIのみで、無限にトライアンドエラーを繰り返し、新たな絵柄を創出することも可能になると考えます。

(4) その他の論点について

『生成AIに学習されない権利の実現』

少なくとも商用利用に関しては、生成AI成果物にはウォーターマークの掲示を必須と

するような一定のガイドラインの制定を望みます。技術的に安易にウォーターマークを外せてしまう問題に関しては、事後に従来の著作権法にて類似性、依拠性を争うものとします。著作権法30条の4の範囲を超えて学習された成果物を、『公表、商用利用されない権利』の保全を強く望みます。

6. 最後に

殊に海外で日本のアニメゲームなどのイラストが大量にAI学習され、無断で商用利用されていることにも、国益の保護を目的とした強い対応を望みます。

●受付番号 185001345000000237

全体的に、非常にバランスのとれた現実的な素案と感じました。

29 頁 5-(2)イ(イ)について、

「生成 AI を利用して当該著作物の創作的表現を有するものを生成させた場合は、依拠性が認められ、」とあり、例として Image to Image (I2I) が挙げられています。

I2I はパラメーター変更によりかなり自由に元画像との類似度を変化させられます。

著作物の創作的表現を有さないものも生成可能であり、I2I の利用そのものが即座に著作権侵害を意味する訳ではない事の念押しがあると良いかと思います。

32 頁 5-(2)カ

「侵害物を生成した生成 AI について、当該生成 AI による生成によって更なる著作権侵害が生じる蓋然性が高いといえる場合には、生成 AI の開発事業者に対して、当該生成 AI による著作権侵害の予防に必要な措置を請求」できる事について、研究的な AI 利用において、出力結果の偏りを測定するなどの目的では技術制限措置のない「プレーン」なモデルがある事が有意義になります。

現状、画像生成分野では stable diffusion モデルがその目的で活用されていますが、国産のものを含む様々なモデルを比較することで、文化的な知見を得ることや、著作権保護技術の発展も期待できます。

利用者が責任を負う等の契約を結んだ場合などで、「プレーン」なモデルを合法的に入手する権利を維持できますでしょうか。

●受付番号 185001345000000238

【項目名】

1.はじめに

2.検討の前提として

(1)従来の著作権法の考え方との整合性について

(2)AIと著作権の関係に関する従来の整理

(3)生成AIの技術的な背景について

(1)生成AIについて

(2)生成AIに関する新たな技術

(3)AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について

4.関係者からの様々な懸念の声について

しがない絵描きをしておりますが、文化庁PDFの

「生成・利用段階においては、生成と利用の場面それぞれで故意又は過失の有無について判断は異なり得ると考えられる。また、生成時の複製については私的利用等の権利制限規定の範囲内であったとしても、生成物の譲渡や公衆送信(SNSへの掲載等)といった利用時には、権利制限規定の範囲を超える行為として、著作権侵害となる場合があるため留意が必要である。」

が引っかかっております

現在SNS上では生成AI等のタグ付けをしていない、生成したイラストの投稿が多くある事はご存知かと思います

しかし、絵描き、またはそれに関する人間以外には、生成AIが出力した物と容易に見分けられないものばかりなのが現状です

見紛うような生成した物が容易に投稿が出来る環境下で、どのように人間が描いたものか、AIによるものかを見分けるおつもりでしょうか

企業のファンアートコンテスト等でも、AIが出力したものが受賞するなど問題になっております

確実に迅速に第三者が判断する機能もない状態で、利用者の善意頼りな考えを示すのは些か軽率ではないでしょうか

また、どの論点に書くべきか迷ってしまった為こちらにて書かせて頂きますが、

現状、特定の作家の画風を学習させ、類似品を大量に出回らせるユーザーが出てきております。中には自殺教唆を含めるような物や、ガイドラインにて許されていない二次創作を作成したり等悪質性が高いものがあります

ここ数年で生成AIの精密性が上がり、人体やペースの狂いでやっと見分けている現状です

悪質な生成AI利用者に特化学習され、知らない場所でイラストをばらまかれた場合、第

三者には見分けがつかなくなるでしょう。悪魔の証明をする羽目になれば、クリエイターの作業時間は奪われるため、業務妨害に等しい所業です

クリエイターが全ての制作画像や動画などを保存している訳ではありません。容量や預け先の問題もありますが、万が一「自己責任で自衛しろ」となった場合、国がデータバンクを用意して下さるんでしょうか?

5.各論点について

- (1)学習・開発段階
- (2)生成・利用段階
- (3)生成物の著作物性について
- (4)その他の論点について

PDF 全て拝見しましたが、13 ページ、4 関係者からの懸念の声、3 AI によりクリエイターの仕事が奪われることについて

この点が特に書かれていないことが気になります

日本のアニメ産業史上は 3 兆円に迫る 2 兆 9277 億円と過去最高額となっています(引用:アニメ産業レポート 2023)

クリエイターは一握り程度しか大成できませんが、アニメーションや背景などを支えているのは中小のクリエイターです

アシスタント等の技術や文化の発展などが、生成 AI により空洞化するように思えてなりません

また AI による生成は膨大な学習データからの復元であり、そこからの独自性の発展は無いと考えています。例え利用者がどれだけ指示を出そうと、AI が出力できるのは学習したデータからのみです

6.最後に

●受付番号 185001345000000239

「(2) 生成・利用段階」における「(イ) 依拠性の考え方について」において「一方、生成 AI の場合、その開発のために利用された著作物を、生成 AI の利用者が認識していないが、当該著作物に類似したものが生成される場合も想定され、このような事情は、従来の依拠性の判断に影響しうると考えられる。」とありますが、そもそも学習段階で第三者の著作物を許可なく学習しなければ、このリスクもなくなるのではないでしょうか？

無許可の著作物を学習する事自体、問題があるのではないでしょうか？既存の著作物に類似した物が出てくるのもごくごく自然な事では？

また、「3. 生成 AI の技術的な背景について」の「ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略」の「生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」とありますが、「5. 各論点について」の「(イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合について」において「生成 AI に関して、享受目的が併存すると評価される場合について、具体的には以下のような場合が想定される。

追加的な学習のうち、意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現をそのまま出力させることを目的としたものを行うため、著作物の複製等を行う場合。」とあります。

何故「通常、学習データの切り貼りではないとされる物」から「意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現をそのまま出力させること」があるのでしょうか？この矛盾についてもご教授願います。

また、「2 AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI 学習用データに当該著作物が含まれる場合」において、

「ただし、当該生成 AI について、開発・学習段階において学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることはないといえるような技術的な措置が講じられているといえる場合もあり得る。

このような技術的な措置が講じられていること等の事情から、当該生成 AI において、学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において利用されていないと法的に評価できる場合には、AI 利用者において当該評価を基礎づける事情を主張・立証することにより、当該生成 AI の開発・学習段階で既存の著作物を学習していた場合であっても、依拠性がないと判断される場合もあり得ると考えられる。」とありますが、これ言つたもん勝ちですよね？非常に不公平で、AI 利用者側に圧倒的な利点しかないように見えますが、違いますか？

違うのであれば具体的にご教授願いたいです。

●受付番号 185001345000000240

生成 AI については非常に有益なシステムであり、クリエイターの補助、作業効率アップなどに使えるものと思ってますが、使用者のアンモラルな状況に非常にイメージが悪いのが勿体ないと常々思っております。

そのため、以下の点について然るべき対処が取れるようにご検討いただきたいと思います

- ・不正な方法で入手・学習されたものについて、著作権者が不利益を被るようなことがないよう、法律制定を進めていただきたい

⇒ネットワーク上の画像のスクレイピングやゲームなどのデータ抽出を行い、学習されたものを生成しているという事象があるようです。著作権法には著作人格権というものがあったかと思うのでそのあたりから何か著作権者を守れる方法はないでしょうか？

- ・AI 生成が不正利用され、イメージ悪化が進むと AI 生成システムを作った方に矛先が向かないようにしていただきたいです。過去の Winny 事件のようにシステムエンジニアの方が処罰を受けることになると、システム開発者の萎縮が進み、結果的に IT の後進が進む懸念がございます。システムの使い方のルール化がやはり求められます。

善意のクリエイターの方が AI 生成に不信を持ったり筆を折ることも散見されております。作った方々もこのような未来を望んで作っているわけではないと思っておりますので、どうか良い方向へ活用できる形を目指して下さい

●受付番号 185001345000000241

人の絵を学習して、画風をそのままにキャラクターの生成をすることなど、盜人猛々しい行為だと思っております。

良識に従って、法整備などを敷いていただき、クリエイターなどの救済を計っていただけると幸いです。

●受付番号 185001345000000242

AI の学習データに、著作権者の許諾のない画像を利用することは、著作物の同一性保持権を侵害するものであると考えられる。(midjoueneyなどの) 画像生成 AI がランダムに出した画像の中にも、オリジナルデータに酷似するものが出てきたというケースが言わわれているように、少なくとも類似性がある場合は、同一性保持権の侵害である。しかし、類似性がなかったとしても、学習データを模倣する以上、同一性保持権を侵害したとみなされてもいいくらいに類似した画像を出力することは考えられるうえ、そうでないことを人の目で証明するにはデータセットをいちいち参照する必要があるため、かなり難しいだろう。また、データセットには (Dandooruなどの) 無断転載画像を含むサイトから学習されているものもあり、それ自体が違法ダウンロードなので著作権法第 119 条第 3 項に違反している。もとのデータがネット上で無償で見られるものになっていたとしても実際には有償で発売されているもののサンプル（いわば試食のようなもの）であることも多いため、無償で公開されているからといってそれを勝手に利用していいという意味にはならない。／さて、私は必ずしも AI の技術自体に反対するわけではない。というのも、パブリックドメインになっている古い画像や文章を利用することや、画像や文章のうち著作権者が許諾をし彼らが継続して十分な利用料を受け取っている場合においては、AI 学習に問題がないと考えるからだ。しかし一方で、同時代のイラストや漫画、アニメなどの作品を無断学習するのには基本的に反対である。そもそもそれ自体が「個人的利用とはいえない無断転載」でもあるし、AI 企業が”営利目的で”動いている以上は個人が黙認されている二次創作の範囲でもないからもあるし、特にこれらの業界を潰し日本文化を亡きものにするだけの力を生成 AI が持っているからである。クリエイターたちは、この日本国内において、スキルに見合うだけの十分な対価を受け取っているとはいえない。漫画の原稿料だって、1枚に1日かかっても1枚 7000 円だったりする出版社も普通にあり、ネームや原稿のリテイクではお金をもらえない。10 年や 20 年ずっと描き続けているような人間ですから、それくらいの報酬で仕事をしていたりすることもある。それに、たとえどんなに有名なすごいクリエイターであっても基本的には、下積みのお金がない時代もあったわけで、今の画像生成 AI は特にお金をあまりもらえない発展途上の若手クリエイターを潰す脅威になっている。これにより、画像生成 AI を多少なりとも規制しないと、おそらく、今後数年間で日本の漫画やアニメなどの技術が完全に、中国・韓国やその他のアジア諸国に超えられ、シェアを奪われる事が懸念される。これらは日本の重要な輸出産業でもあるため、これらの業界の若手を潰すことによって、おそらく少子高齢化によって少数精鋭にならざるをえない日本の、外貨を稼ぐ能力は今後かなり落ちるとみられる。かつて、とある漫画家が、同じような仕事でも中国のほうがギャラが 30 倍高かったという話をしており、少なくとも優秀な人材は今後数年で海外へ流れていくとみられる。このような状況の日本において、クリエイターの作品に対して持つ権利を多方面から脅かすのは、かなり危ういと考える。

えられる。「自らの作品を宣伝のためネットに上げたとしても AI に学習されないことを選択する自由・権利」を保証しなければ、ますます優秀な漫画やアニメの人材は海外流し出すであろう。そのため、もっとクリエイターの声に耳を傾けてほしい。先端の科学技術は一瞬で古びる徒花だが、芸術作品は長くミーム（文化的遺伝子）を受け継いで残るのだから。／生成 AI は現在進行形で、現代のクリエイターたちの仕事を奪いつつある。私の知人である同年齢の元イラストレーターも、AI の台頭で廃業した。彼はとてもいい絵を描いていたので、個人的に悲しかった。私自身も自主制作漫画の制作や、漫画アシスタント（※AI を使わない手描きでありこの仕事で AI を使っている人を知らない）を仕事としている以上、今後、自分の絵柄が自分の仕事を奪う脅威にならないようにと、書かせていただいた。

●受付番号 185001345000000243

生成 AI と著作権について

生成 AI は元となるデータがあり、使用者が入力した文章や単語に対して適したものを探すというものであるが、元となるデータが不透明な以上は使用する度に既存の著作物の一部を盗作しているようなものだと考える

例えばあるイラストレーターが自分のイラストのみを学習させた AI であるならば自身の活動のために使っているものと断定できるが、現状の使われ方は他者が特定のイラストレーターの作品を学習させ、作っていないイラストを学習元のイラストレーターの作品のようにして活動の妨害をしたり、または不特定多数のイラストレーターを学習し生成したものを販売する行為が見られる

これでは既存の著作者にとって不利益であり、創作活動の縮小に繋がる恐れがある

また、イラストでなくとも、音声の学習も可能であり、上記に類似したようなアーティストが歌っていない楽曲を歌わせたような動画も見られる

著作権というのは独自性を持たなければならないと考えるため、生成 Ai が関与する作品に対して著作権を認めないことを願う

しかし、全てを規制するのも難しいと思われるため、独自性を持たせる何か、例えばゲームのイラストに使用する場合はゲームの独自性が認められれば容認するなど、いくつかの販売が可能な例も必要と考える

先日の芥川賞を獲得した生成 AI を利用した文学作品の例もあるため独自性が認められればそれも技術の発展の結果かもしれない

しかしながら、SNS で頻繁に見られる生成 AI を使ったイラストというのは単体ではオリジナリティの欠片もなく、こちらは厳しく規制してもらいたい

●受付番号 185001345000000244

技術自体は素晴らしいのですが、現状多くの創作者の創作物が無断で学習に使用されさらにそれを使用した AI 生成物自分の著作物であると主張し金儲けをするという心情的に許し難い行為を行なっている人達が多く、またそれを指摘されても法的に許されてるから！嫉妬だ！嫌ならお前も AI 使えば？などと論点を逸らされるという悲しい事態に陥っています。

出来上がりの類似性や実際の被害の大きさに限らず、無断学習だけは何としても止められる・法に触れるような形になってほしいです。あまりにもひどすぎます。

●受付番号 185001345000000245

人が人生をかけて習得したものを奪い取って勝手に使うなんて酷い。

アニメ画だから許されるのか。

洋画家や日本画、一般的に芸術と呼ばれるもので同じ事をしたらどうなると思っているのか。同じことだ。

●受付番号 185001345000000246

私は人が作ったものに対しても、AI が作ったものに対しても、現行の著作権法に基づく従来通りの取り扱いを望みます。現行の著作権法は「文化の振興」という目的においてとても良く機能しており、「クール・ジャパン」として高く評価される日本の芸術文化における搖るぎない礎です。この事実は生成 AI の登場によって一切損なわれるものではありません。確かに、生成 AI の登場によって人類が生み出す創作物の総量は爆発的に増えます。しかしそれを理由に創作活動を律する規則自体を変更する道理はありません。人がやってはいけないことは AI を使ってやってはいけないし、人がやっていいことは AI がやってもよいのです。

むしろ現行の著作権法を今後も厳密に運用するために、貴庁も AI の導入を積極的に進めていくべきであると考えます。生成 AI の登場によって人類が 1 年間に生み出す創作物の総量が仮に 100 倍になった場合、著作権に関するトラブルも 100 倍になることは容易に予測できます。そうして増加した問題のひとつひとつを手作業で対処していくことは現実的ではありません。つまり変えるべきは法律そのものやそれについての解釈ではなく、法律を従来通り執行するためのシステムなのです。

なお、一部世論では生成 AI 自体の規制を求める声がありますが、これは全くのナンセンスであると考えます。そもそも規制を訴える層の多くは法律やテクノロジーに対する見識が著しく浅く、社会不安に駆られてこのような活動を行っている者も多く見受けられます。もちろん生成 AI を完全に禁止することが出来れば、今までと変わりなく著作権法を運用することは可能です。しかしそれは「文化の振興」という目的に大きく反します。文化の振興には良い作品の数を増やすことが重要であり、良い作品は生み出される作品の総量に比例するからです。生成 AI を取り締まれば生まれてくる創作物の総量が本来の 1/100 に減少し、結果として文化の発展速度も 1/100 になることでしょう。

むしろこうした社会不安を煽る活動を沈静化していくことは今後の文化振興において欠かせない視点になると思います。こうした活動家は生成 AI の適正な利用に対しても批判を行い、AI を用いたクリエイターの活動を現在進行形で萎縮させているからです。例えば生成 AI を用いた著作物に対して「盗作」「パッチワーク」などと揶揄する行為は断じて許容してはなりませんし、「無断学習」という用語も（遍く学習という行為は無断であるのが当然であるにもかかわらず）生成 AI を用いた著作物のイメージを大きく毀損しています。こうした不適切なネガティブ・キャンペーンを沈静化するためにも、貴庁が生成 AI を用いた創作活動に対して、明快かつ明確なガイドラインを示すことは重要なのではないでしょうか。また、反対派によって醸成されつつある生成 AI のアンダーグラウンドな印象を払拭するために、官庁の広報物に生成 AI を用いた創作物を登用することはひとつのオプションになると思います。

●受付番号 185001345000000247

23 頁～25 頁にあるように、そもそもイラスト生成を行う AI 生成サービスが不恰當にネット上に点在するイラストデータを無断学習している点は非常に大きな問題である。

またそのような学習を経た AI サービスを利用者が理解していない点についても問題である。

AI、ないし AI 生成サービス自体は今後の技術発展において必要なものであるとは認識しており、提供元が正当な方法で作成した AI を利用者に提供すべきである。

そのためには国が決めたルールにのっとった AI にのみ与えられる「認証」のようなものを発行し、それが発行された AI のみ利用者が利用できる形にすべきである。(ISO 規格的なもの)

またそういう認証を得られた AI は外部からの不正利用(システム改竊等)をされないように徹底し、28 頁～34 頁にあるように著作権の侵害をされないようにすべきでもある。

●受付番号 185001345000000248

A. 現状の問題

1 既に亡くなった作者の絵が無断で学習され出力されている

NAlv3（イラスト生成AI）のデータがリスト化されています→ [REDACTED]

例→ [REDACTED]

「無くなった作者のイラストを見たいから」という思想や感情を享受を目的としており、法第30条の4にはあたらないと考えます

2 インターネット上に投稿した絵が無断で学習に使われる

例→ [REDACTED]

3 既存のキャラクターにそっくりなイラストが出力されている

例→ [REDACTED]

なおアイビスペイントは機能を停止しました→ [REDACTED]

B. 考える解決策

1 著作者に許可を得た絵のみをAIイラスト学習に使う

インターネット上にある投稿された絵を許可なく使うことを禁じる

X（旧Twitter）では2023年9月に規約変更されましたが、それ以前の投稿もあります

また、第3者に許可が出された訳ではありません

2 AIで出力したイラストには、出力した者が著作権を持つこととする

その場合、既存の作品と類似性が認められた場合は出力した者が責任を負うこととする

●受付番号 185001345000000249

イラストレーターの方々が努力をして書いたものを無断で生成 AI が学習をし、似た絵柄を出力できるようになるのは盗作や著作権法違反では無いかと考えられるため、生成 AI への規制や使用者への罰則を導入して頂きたい。

また、生成 AI によって、日本が今まで培ってきたアニメやイラストの技術が他国特に中国に盗まれ、日本のアニメ残業が衰える危険性もあると考えられる
生成 AI については厳しい規制が必要ではないか

●受付番号 185001345000000250

生成 AI 利用者は思想や感情こそあれど、結局のところ表現するに至ってない。

表現してもらったうえで自分の思想や感情に一番近しかったものを流しているに過ぎない。

誰に表現してもらっているかは明白で、今まで作品を作り上げてきた数多のクリエイタたちである。

それをあたかも自分で表現したかのように騙って利益を得るなどしていることは到底許されることではない。

表現してもらったと書いたが、当然ながらクリエイターたちの著作物がなければ生成 AI は成り立たないのでからそれを基として作られた生成 AI は表現者のためのものではない。

●受付番号 185001345000000251

5. (1) エ (エ) の第3項目についての意見

「他方で、AI学習のための著作物の複製等を防止するための、機械可読な方法による技術的な措置としては、現時点において既に広く行われているものが見受けられる。こうした措置をとることについては、著作権法上、特段の制限は設けられておらず、権利者やウェブサイトの管理者の判断によって自由に行うことが可能である。」の例として

「ウェブサイト内のファイル”robots.txt”への記述によって、AI学習のための複製を行うクローラによるウェブサイト内へのアクセスを制限する措置」

が挙げられているが、robots.txtの設置を行ってもそれ自体に強制力はなく、AI学習用や検索エンジンのインデックスなど用途を問わず robots.txt を無視するクローラーは多数存在する。したがって、アクセス制限の措置として例に挙げるには効力が乏しい手法ではないか。

●受付番号 185001345000000252

思うよりずっと他人の絵を悪用した悪意ある作品が蔓延っているのでコレを食い止められるようにしてほしいです

●受付番号 185001345000000253

5.(3)

生成物の著作権について

他人の絵を見て学ぶこと、及びその生成物が他人の絵柄と似てしまうこと、は人間においてもおいても同様に行われることであり、生成物の著作権は人間が描いたものと同様に考えるべきである。生成したデータの著作権についてはAIの監督者とも言える使用者が監督を行うべきで、AIだからといって特別な対応をすべきでは無いと考える。

つまり全く同じものでない限りは故意にではなく似てしまうことは許容し、問題がある場合は親告罪として扱うべきである。

●受付番号 185001345000000254

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

そもそも著作権を有している者が利用・学習許可していないデータを無断学習させて作られたツールが流通していること自体が大問題であり、すでに著作権の侵害をしているものと考える。著作権がない、もしくは著作権者より学習許可されたデータのみを生成 AI 学習に使うべきで、生成 AI 関連のソフト開発者は学習に利用したデータセットをすべて開示することが必須と考える。著作物であっても AI のための学習は可能とも読み取れるような現在の著作権法自体を見直すべき。よって、

(3) 生成物の著作物性について

に関して言えば現行の無断学習が懸念されている生成 AI ツールを利用し生成されるものに著作権など存在しないしさせるべきではない。

●受付番号 185001345000000255

3. 生成 AI の技術的な背景について

重要な事が書かれていません、それは生成時のブラックボックス化です。実際にどのような根拠で入力に対する回答を行っているのか開発者ですら不明な状況であり非常に重要な問題であるのにも関わらず何故検討すらしていないのですか。

5. 各論点について

大前提として学習開発段階に分割する意図が不明です。

ただし書に該当するか否かは、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から、最終的には司法の場で個別具体的に判断されます。"と立法時の答弁に書かれており学習開発段階に分割して個別具体的に司法が判断するとは書かれていません。自然な解釈を行うのであれば"学習開発利用全ての状況を総合的に鑑みて但し書きに該当するかを司法が判断するため学習開発段階と分割せずに包括して法解釈を行う"となるはずです。開発、学習段階に分割する明確な法解釈の根拠を述べてください。前提となる考え方の根拠が明確且つ正確でなければいけません。5.

(1) エ、(4) 著作権者の利益を不当に害することとなる場合について The Short-Term Effects of Generative Artificial Intelligence on Employment: Evidence from an Online Labor Market という論文では UpWork と言う海外の人気フリーランスプラットフォームにおいて、ChatGpt の登場前後におけるフリーランサーの収入等を比較検討し登場後において登場後における収入の減少を ChatGpt によるものであると結論付けています。無論それに足り得るだけの統計学的根拠があります。つまり ChatGpt とフリーランサー達の市場の衝突を正確に理解するためには統計学的知見が必要だったということですね。それでですが、著作権者の利益を不当に害することに該当する市場の衝突について考える際には、この様な論文や経済学や統計学の専門家を呼び実際にどのような影響があるのかを個別具体に多数比較検討を行い論理的な結論を出していくと考えていました。しかし、実際には他専門家の意見無し、該当する論文引用無し、該当する判例引用無しとこれでは根拠が一切無く意見の妥当性が見えません。私が言っている事に難しいことはありません。経済学、統計学的知見が必要な"市場の衝突"という事象に対して、それらの専門家を一切呼ばずに既に存在する論文を引用することも無く結論を出すことは、意見の妥当性の密度を著しく下げるという至極単純な話です。

5 (2) ケ 権利制限規定の適用について

これに関しては何故ベルヌ条約の話が出てこないのか?という話になります。ベルヌ条約が定めた権利制限 A を逸脱する権利制限 B を条約参加国は設定することが出来ません。ですので最も重要視すべきはベルヌ条約の権利制限条項なのですが、当該項目ではベルヌ条約のべの文字も出てきません。立法時の答弁においてもベルヌ条約のスリーステップテストを通過するための但し書きであることは明示されており、立法意義を遵守するのであれ

ばスリーステップテストを前提に権利制限適用範囲を考えるべきです。前提条件が正しくないものが多いと感じます

5 (3)イ 生成 AIに対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

2 生成の試行回数 にて非常に面白いことが書かれていますねこの意見を踏襲するのであれば、ゲームにおいて"ランダム"を用いて"A"というイメージを目的に"特定箇所をロック"して作ったキャラであれば著作権性が発生することになりますね。これに対する国内外の判例は存在するのでしょうか?"

●受付番号 185001345000000256

5. 各論点について

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
生成 AI で特定のクリエイターの作風等に似せたものを生成することは、盗作と何ら変わ
りなく、それによる被害を防ぐことができないのは問題だと思います。

●受付番号 185001345000000257

生成 AI の学習に使われてる素材のほぼ全てが海賊版や SNS から作者に無断で引っ張って
来た作品という現状は重く受け止める必要がある

●受付番号 185001345000000258

現時点での生成 AI の諸問題に対しては、私個人以下のような疑問を抱いております。

- ・生成 AI の学習内容がブラックボックスになってしまい、確認のしようがないこと
- ・特定の著作者に対する、過学習をさせたモデルの配布や、そのモデルを使用した生成、またその著作者を直接使用するプロンプトのようなものが存在し、それらすべてがそのもともとの著作者に許諾なく行われている問題、そしてそれにたいして著作者が問題解決にアプローチできる方法がないこと

・現在の著作権法案が、時代に追いついていない、かつ、このままでは生成 AI にデータとして取り込まれた元データの権利を有する者の意思が無視されてしまう可能性

ブラックボックス状態、というのはそのとおり、学習したデータに何が入っていたのか、というものを確認できなくなってしまっている、という問題です、生成 AI のデータセットは、研究目的であれば許諾は必要ない、といったことはよく言われているものだと思いますが、残念ながら、生成 AI 使用者の中には、出力されたデータを用いて経済活動を行っている個人も存在しております。

それらの個人においては、明らかに研究目的でなく、利益の享受を目的として生成 AI での生成物を販売している行為も散見されます。

その場合は、販売する、ということを目的とした場合、また主たる目的が販売でなくとも、販売という形を取ろうとする場合には、学習データの許諾について著作者に確認をするという過程を経ねばならないことでしょう。

しかしながら、現段階ではそのような仕組み、許諾を得て、生成 AI でのデータセットにそのデータを使用する、という行為がされているとは言えない現状があります。

多くの著作者が、無許可に、データセットに自らの著作物をデータとして使用されている現状です。もちろん中には許諾を得たという人もいるとは思いますが、少なくとも許諾を得ていないのにデータセットに使用されたと思われる事案が見られます、しかしながら、これはデータセットがブラックボックスになっているため、確認の仕様がない。

生成する側は無許可かつ、その学習データの中身を開示しないで済むのに、元の権利を有する著作者がそのデータの中身を見れずに、自分のデータが使用されているかわからず、自分が学習に使用されたくない、と主張すらもできない現在の状況は、明らかに元の権利者が搾取されてしまっているような形になっているといえるでしょう。

生成 AI は、すべてデータセットの上で成り立っているにすぎず、もともとの権利者が作り出したものがなければ、ここまで発展や進化もありませんでした、しかしながら、現在の状況は、あまりにももともとの権利者を無碍にするものであって、権利者からデータを搾取するようなツールにしか思えません。

どうにかこの部分を明確にし、著作者は自分の著作物を守れるような仕組みを作るということ、著作者が指をくわえてみるとしかできないような状況が変わること、変えていた

だけることを願っております

●受付番号 185001345000000259

AI学習というものは、作家・クリエーター・声優等の著作権もしくは人間個人の肖像権が存在しているものを本人が認知しない無断の窃盗行為の上で成り立つ代物だと考えております、作家はその絵柄がその作家としてのアイデンティティであり、命と言っても過言ではないです、声優さんの声帯も同義であり、その人物を表すまた為の仕事道具である筈です。それを自身の利益や承認欲求の為だけにその固有の特徴を奪い去り好き勝手に世に出することは大変許し難い行為そのものです。事実既に何百何千ものクリエーターの無断学習セットが公開されてしまい、表面化されていないだけで相当数の被害が出ています。実際特典のクリエーターの絵だけを学習し、そのご本人に報告した後に、やめてくださいと声を上げたにもかわらず止めるどころか包丁を添付したメールを送信した殺害予告や誹謗中傷されたと言い張り一方的に怒りを露わにし、更にはそのクリエーターの無断学習セットを使い自殺を仄めかすイラストを作成し脅しております。作家が仕事をする上で命とも言える絵柄や特徴をこのように扱われ、既に精神的苦痛を味わい実害も出ております。本人に全く身に覚えのないポルノ画像がネットの海で撒かれてしまい、事実無根であるにもかわらず見ず知らずの人間の手によって意図しない情報を作り上げられ、泣き寝入りすることにも繋がります。自身の知人や親族がこのような被害にもし遭ってしまったと想像するだけでも悍ましく、違法ではないと言われてしまうと感情論で何を言っても意味がありません、このような野放しの状態から更にAI学習が容認される世の中になってしまっては、学習元として使い捨てられる作家やクリエーター、個人の人権も守られず仕事も失うことになりますねません。日本には留まらず、海外でも同様にAI学習についてはかなりの批判が寄せられており、使い方やモラルにもかなりの疑念があります。明確な法整備がなければいくら声を挙げてもAI学習は止められません。どうか利益目的の有無も関係なく、学習を拒否している物や写真に対しては一律学習禁止という扱いにして頂きたいです。

●受付番号 185001345000000260

享受目的とされる範囲と市場と衝突、あるいは潜在的販路を阻害する とされる範囲が狭いです。このままでは事実上の無法地帯を招くことになりかねません。

●受付番号 185001345000000261

まず日本では生成 AI の推進をしたすぎて、AI に関する多くの問題がおざなりになっていると思います。

私が感じた問題点は以下の通り

1 元データ使用の著作権問題、2 元データ著作権者アーティストへのなりすまし、3 法律をすり抜ける AI ロンダリングの問題、4 著作権データの社会主義化、5 アイデンティティの完全模倣による文化の衰退、6 AI 作品による市場の競合、7 AI 自体がもたらすコスト、8 AI 利用作品に対しての SNS 等の一般ユーザー・消費者の拒否感情の問題、9 AI 規制を通じて AI 分野をより使いやすくする方法論、思考の欠如

123 の元データ使用による問題は現在あらゆる分野で起こっているように感じる

ここ 1 年間で SNS サイトの X では AI を使用したユーザーが特定のイラストレーターや歌手、声優等の作品データを勝手に取り込み、自身のオリジナル作品として X に投稿している

その投稿された内容は取り込まれたアーティストのオリジナリティを模倣して自身の作品としており、本人の許諾もなく、まるで元データ本人の作品にそっくりな内容であった

4 著作権データの社会主義化について

これは許諾なく AI にあらゆる作品が使われており、もはや著作権のある作品、ない作品関係なく取り込まれ使われている

誰でも構わず元データを使って AI 作品になり代わっている

データとは本人の所有物であり第三者が勝手に使用していい訳ではない

5 アイデンティティの完全模倣による文化の衰退、6 AI 作品による市場の競合について
先述したように誰でも模倣をしていいという世界になるならば努力をし、研鑽しながらオリジナルの作品を生み落とす者は少なくなっていくだろう

6 は AI 作品が同市場へ大量供給されるのでもちろん市場の競合へつながる

模倣された競合作品によりオリジナル作品の売上は下がり、大量供給の物量には抵抗できない

その中で誰が時間と労力をかけて作品を生み出すのだろうか

7 AI 自体がもたらすコスト

生成 AI が仕事をカバーし、人手不足を補うという効果をよく目にする
しかし、権利問題をはらむため人による再チェックが必要な点、AI を生成するためにかかる電気エネルギー、二酸化炭素の排出量の多さも現在研究されており、手放しでコストなく運用できるかは疑問である

8 AI 利用作品に対しての SNS 等の一般ユーザー・消費者の拒否感情の問題について

生成 AI が登場してから AI を作品に使用する企業も増えている

しかし、AI 生成ツール自体の問題点(大量の著作権データの勝手な使用、児童ポルノ、病

院の患者データ、一般人の顔写真データ、戦争での被害者写真、声、テキスト、プライベートな動画など倫理上問題のある画像やプライバシーデータが何百億と入ったモデルデータを使用している)、先述した通りの AI がもたらしている問題点を嫌悪している人も多く存在しており、X でも AI を使用した作品のポストに非難する声が多数見られている
反対の声が多すぎて AI 作品や企画自体を取り下げたり、不買運動が起こっている動きも見られた

作品全体の数パーセントしか使用していないと公言している作品についても非難の声は同様にあった

このように AI を作品に使用することでネガティブな意見が多く見られており、AI を使用する企業や個人も現状使えたものではないと思っているのではないだろうか
むしろ生成 AI を使用したことにより、価値を下げているものとも考えられる
同時にクリーンなデータで運用している AI であればここまで問題は起きなかつたようにも思う

私も仕事で AI 使用を検討しているが現状のままだととても使用できないと考えている

9 AI 規制を通じて AI 分野をより使いやすくする方法論、思考の欠如

こうして生成 AI がもたらしている問題は多く目にしており、使用する現場はとても混乱している

にも関わらず、推進一辺倒になっている日本政府や企業にはとても疑問を感じる
諸外国ではこうした問題をマスコミ、国で考えるタームに早くから入っており、規制することが AI をより活躍させる鍵として考えているように思える

事実、アメリカでは上院議員、FTC による問題の究明、大企業による AI 開発会社への訴訟など多く始まっている

イギリス、EU に関してもリスクを考えた上で活用の道を模索している

こうした AI がもたらす問題に触れて初めて AI 使用による未来を描くことができるのではないか

このままだと AI を使用して倫理等を度外視したやつたもん勝ちによる無秩序な世界を招く恐れがある以上、使用する現場の声、元データ使用の問題点、起きるであろう問題点をこれまで以上に多くすくい上げ、クリアしていくほし

●受付番号 185001345000000262

現状、AI 生成物に対して著作権は【発生しない】ものと考えています。

私は商業イラストレーター、商業漫画を生業にしており AI、反 AI 論争に対しては 1 年間ずっと見てきました。

イラストを仕事にしている以上、最も困るのは仕事(収入)がなくなることです。

そして現行 AI はかなりの再現度でいわゆる絵柄(作風)というものを的確に抽出します。

人間が好きな作家に憧れて作風を真似するのとは比べ物にならない、まさにコンピューターならではの精密さで模倣されます。そうなった場合、とても人間の技術やスピードでは再現できないようなスパンで作品を発表/販売できてしまい、もとの作家は食いつぶされてしまいます。

作家の優位性、もとい芸術と文化を守っていくためには著作権というものは必ず保護されなければならないと思います。

AI に著作権を認めてしまえば、販売も OK になりますよね？

AI 生成物に著作権を認めてしまえば、あらゆるクリエイターが培ってきた創作物、それが絵だろうと、文だろうと、声だろうと映像だろうと、作品ではなく素材に成り下がってしまうと思います。私達は作品を作っているのであって、フリー素材を作っているわけではないのです。

こんなことを逐一言うのも馬鹿馬鹿しいのですが、

料理を作らない人を料理人とは呼びません。

ペンを持って描く動きをしない人を絵描きとは呼びません。

AI 生成物を作る人は、パソコンに向かって文字を打っているだけですよね？

文章でもなく、文体でもなく、呪文やプロンプトと呼ばれる単語を入力して出てきたものに何故【著作権】など発生するのでしょうか？？

何を著作したのでしょうか？？文字を打っている本人すら、どんなものが出来上がるのかわからないのに、偶然の産物に著作が発生するのでしょうか？それも本人ではなくコンピューターが抽出したそれらしいドットの塊に、なんの著作権が発生するのでしょうか？

現状 AI 学習という言葉は著作権を消してくれる魔法の言葉にしかなってませんよね。

AI 生成物に著作権を認めてしまえば世界的に評価されている日本のアニメも漫画もゲームも全てその時点でフリー素材になりますよね。どこの国にどれだけ模倣されて使い潰されても「AI 学習させたうえで抽出させたから」といえばなんの権利も保証されないようになるでしょう。というか現状なってますよね。イラスト界隈は壊滅的で有名クリエイターの作風はほぼ学習てしまい世界中の誰もが手にできる状態です。

そもそも海外が開発した AI 技術に乗っかってる分際でなにが「クールジャパン」なのでしょうか？？

AI に著作権は不需要です。

著作権とは、人間が手に汗握って、培い、学び、想像し創作したものにだけ与えられるものだと思います。

ここは人間の社会です。

心をわからない感情のないコンピューターに権利は必要ありません。

数式をもとにただそれっぽいものを算出しただけのものに権利は必要ありません。

●受付番号 185001345000000263

他者の著作物を無断で保存、出力したものが現在の生成 AI でありデータ上のコラージュに近く、その生成物は数多の著作権を持つ生成物の同一性保持権を侵害しております。ですので、AI 生成物に著作権は認められないという法改正を行っていただきたいです。自分の作ったものを無断で保存され、無断で改変され、挙句の果てにそれで楽にお金を稼がれる現状は到底将来に希望を持てるものではなく、イラスト・漫画・音楽などの文化が潰える可能性があります。独自性を持ったものを作り出してもそれが無断で盗み出され凡庸化する状況で新しいものを作る意思が出てくる人は少ないと思います。また、特定の人物への誹謗中傷や肖像権侵害のツールでもあります。厳重な処罰と使用禁止、もしくは使用の免許制を求めます。

●受付番号 185001345000000264

創作は作り手の人生そのものです。

線一本から全体の比率、色彩、シルエット、すべてが勘と経験によってひとつにまとめ上げられ、描かれます。

生まれてから今まで目にしてきた情報を元に練り上げられ、自分の経験そのままを描く人から、この世に無い物を想像して描く人まで様々です。

絵は人の人生が詰まっているからこそ魅力があるわけです。

生成AIが嫌われる理由の本質は、そこにあると感じています。

著作権法だけに留まらず、学習データを収集する時点から著作者の人生を盗んでいますから、AIの性質そのものが人権侵害をしているのではないでしょうか？

■2.検討の前提として

学習データにされる著作者の人権への配慮を記述

●受付番号 185001345000000265

4. 関係者からの様々な懸念の声について

懸念されている様々な事柄について、そもそも侵害される状況が従来よりはるかに容易に行われてしまうことが問題であると考える。

生成 AI を不特定多数の国籍も年齢も問わずに広く一般市民が誰でも使えてしまう違法か合法か使用することで他者に不利益を振りまくという可能性も十分に検討されないままに、生成 AI をしようできてしまう。

そしてクリエイターでもない一般の人々や法律に関してもそれほど造形は深くない方が自分たちが何を使って、それが生み出せあろう不利益を考慮も責任もとれないままに使用できてしまうことが問題であると考える。

学習に用いられるデータは、ウェブサイトなどから無断に許可もなく法人個人問わずに使用されている。それらの中には明らかに違法にアップロードされたものも含んでいる。そして、それらを用いた生成 AI なのかどうか。この事に関して、容易に判明できないのも問題ではなかろうか。学習に際して、学習のもとのデータの権利者たちにも使用量が支払うようなこともしない。著作物に非常に酷似しているものが 출력されているにもかかわらずだ。

しかしながら現状、懸念事項に記載されている事柄や新たに生じるであろう生成 AI に関する不利益について、データを学習されるという行為を止めるすべがない。インターネット上に流れたデータすべてに学習させないことなどほぼ不可能にちかいだろう。学習されることで不利益を被る可能性があろうというのに。

そもそも一般の人々にとって、絵などの著作物は誰が描いたのか？作ったのか？ということを見分けることなど、意識しなければできないことである。そのように何も知らない人々が、何が使われているかもわからないデータを使い既存のクリエイターたち侵害し続けている。

生成 AI を使用した場合、既存のクリエイターの心身や事業に少なからず悪影響を与える昨今、これらを取り締まる法律もリテラシーもまだない。

生成 AI が使用しているデータも許可があるものではないし、そもそも使用したかどうかとも自己申告でしか知りえないこともある。

クリエイターが自己の不利益に関して何もできない現状を黙って受け入れろという現状はいかがなものかと考える。

(3) 生成物の著作物性について .

生成物の著作物性はないと考える。それらによって得た利益があったのならば元なったすべてのクリエイターに還元される仕組みもない。そもそも許可もしていない。無断に不当に作り出されるものに関して、いかに個人のために使用されたとしてもそれらがネット

などに掲載され多くの人間の目に触れたならば、それはもう個人で楽しむ目的ではないだろう。生成 AI によって生み出されたものをそもそも認めることは非常に難しい。

(4) その他の論点について

そして個人的に問題視しているのは、これから新しいクリエイターである。新たに何かを作ったとしてもそれらは生成 AI によって似たようなものが瞬時に出来上がる。無から有を作ることがどれほど難しいかを理解されないままに、クリエイター本人をないがしろする。これでは日本のみならず世界中のクリエイターの卵は還ることなく終わってしまう。仮に生成 AI でデータを使用したのならば、全てのクリエイターに多額の報酬を一つ生成物を作るたびに支払っていけばいいのでは考える。それも会社と使用者両名が。生成 AI がクリエイトできない人間の助けになるツールと考えている人間もいるようなので。

また、生成物によって得た利益も隨時支払っていけばよいのでは。努力も時間もかけずに得たものであるし、大元のクリエイターたちに還元させなければ市場も崩壊しよう。ただ、ネット上から無断に使った全てのクリエイターに還元など到底不可能である。生成 AI がクリエイターを害し続ける構造が完全に打開できない限り、認めるべきではないと考える。

また、一般の人は生成 AI の何が問題かをよくわかっていない人もいる。論じるべき点が多すぎるが故と思われる。生成 AI を推進したい派閥の方々はデメリットの部分を隠す面もある。ニュースでもあまり報道はされないし、取り上げられても深刻に扱われない。クリエイトする内容以外にも、フェイクニュースにつながる点もあるというのに。生成 AI のメリットだけでなくデメリットに関する点をもっと国民に周知させなければ、よりよい意見や議論に発展しないと考える。

●受付番号 185001345000000266

生成 AI 反対です。

以前、岸田首相のディープフェイク動画を見て、

本物と見分けがつかない制作物は

誤解を招く恐れがあり、

早急に取り締まってほしいと考えています。

生成許可が降りた素材や作品ならともかくですが。

これは首相に限らず、

オリジナル作品を作っているクリエイターも同様で、

本人の制作物と誤解を招く作品は

冗談では済ませません。

作品のイメージに傷がつく恐れがあり、

今までと同じ様には見ることが出来なくなってしまいます。

今まででは「個人でディープフェイク等々に気をつけよう」と注意喚起がなされていましたが、

ここまで量が増えてしまうと、

個人で気をつけるには限界があります。

「表現の自由」という言い方は聞こえはいいですが、

本人・作家の想像を超えて悪用されているのを見ると看過できません。

作家の作品を無断利用して自殺教唆を行っているのは、

もはや表現の自由ではなく犯罪です。

(リンク先は被害を受けたクリエイターの告発)

この作家の絵が使われてなかったら広まることもなかつたかもしれません。

重ねてにはなりますが生成 AI は反対です。

●受付番号 185001345000000267

自殺教唆などの他の犯罪にもつながっているため、AI そのものには文句は言わいが、使う人間に關しては、罰則があると思った。

しかし、罰則を画像をダウンロードした者全員に罰則など与えても、逆にクリエイターの一人一人にダメージを与えるような行為となる。

丁度いい塩梅が見つからず、決め所が難しいものだと思う。

実際クリエイターの 1 人 1 人に実害があるのなら、害を与えた人に何かしらの罰がないと、いつまでもせせら笑っていると思う。色々ある中大変だと思うが、最低限いつも通りの、住所開示請求、脅迫罪、などの AI による創作物が関わらない部分などは、やってほしい。

●受付番号 185001345000000268

まず、生成AIに対しては「AI（人工知能）が学習した上で画像を生成している」訳ではなく、「取り込んだ画像から入力された要素を合成している合成ソフト」であると認識しています。故に「学習のためなら著作権侵害に当たらない」というのも腹立たしく思います。

全く新しいものを作り上げるわけでもなく、既存のクリエイターが年数をかけて培ったものをそのまま引っ張ってきているようにしか見えないので。既にイラストレーターの方々そのものの絵や、映画のシーンなどがそっくり出力されていることが国内外問わず問題になっています。

生成AIが生み出すものは悪質なコピー品です。

また、その学習データそのものの違法性も問題です。児童ポルノの写真や全く許諾を得ていない大量のイラストや画像を使っているのです。しかもそれを使って実在する人のポルノや、本人が書いたと見間違うほどのイラストを出力し、公開や販売などをしていることはあまりにも創作者などの権利を侵害しています。

そのような無断データで、データ元と競合する生成AI開発をするのは不当な権利の侵害行為に該当すると思います。

さらに、アニメやゲームなどから声優の声を勝手に使用して、AI音源を作ろうとしているものもいます。享受目的のある複製行為は著作権法30条の4の適用を受けません。無許諾である以上、違法な複製権侵害に外ならないです。

このような複数の件で共通しているのは生成AIを使用している人間のモラルがあまりにも低いことです。許諾を得たもので作ればいいものを違法性のあるものでも平気で使う。自分のイラストを勝手に使われたことに対して不快感を示した著作者に心無い言葉をかけたり脅迫をするなどのことが起こっています。

文化を守るためにこれからも文化を作り出す著作者と著作者の権利を守るために法整備を行ってほしいと心から願っています。

●受付番号 185001345000000269

該当箇所：5. 各論点について / (1) 学習・開発段階 /イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

上記項目についての意見です。

こちらについて触れられていた特定のクリエイターの作品のみを学習させ作品を生み出すような使い方により、クリエイター本人が活動を辞めてしまうことも起きています。学習させた AI が販売されているのも散見されます。

これはアーティストのこれまでの努力を無視し活躍の場を奪う行為です。著作権は著作者や著作物を守ることで文化の発展を促すものだと認識しております。生成 AI によって新しい文化の担い手がいなくなってしまうことも懸念しております。

現在の著作権法では AI による学習のために著作物を利用することは認められていますが、問題が現れ始めた今、著作者へ許諾を得ることを必須とするなど一度改めるべきだと考えます。

●受付番号 185001345000000270

生成 AI 推進には反対です。

なぜなら現在使われている生成 AI にはほぼ全て第三者の作品が無断で使用されており、さらにはその生成 AI を使っての精神的加害が多発しています。

●受付番号 185001345000000271

4. 関係者からの様々な懸念の声について

>海賊版等、違法にアップロードされているものも学習されてしまうこと

この点について、違法アップロードされたものを学習した上で違法な実在の人物と区別をつかないポルノ画像（児童ポルノ含む）を精製出来る上、さらにそれを誰かに送り付ける等の犯罪にも使える。

AIによる学習を禁止するアップロードサーバー等でゾーニングしても流出すれば同じ事なので、AIに学習を禁じる方法等を作る必要がある

●受付番号 185001345000000272

1.はじめに

私の意見においては、生成AIに対する意見のみを記述する。

私は、生成AIの推進に反対である。

2.生成AIについて

(1) 生成AIについて

現状の生成AIは、元となるデータやその運用状態、利用者の利用法や態度に至るまで問題が多く、多くのクリエイターが著作権侵害や嫌がらせの被害にあっている。また、創作物の児童ポルノでなく実在する児童の児童ポルノ（以下実在児童ポルノ）が訓練に使用されていることが発覚し、生成AIの問題点が更に浮彫となっている。このような技術を国家として推進することに重大な問題があり、今すぐにでも方針の転換が必要である。

問題点 1.無断学習と無断利用

クリエイターの著作物が無断で学習に利用されており、それによって生成されたイラストがクリエイターへの嫌がらせに利用されている。特に、成人向けのイラストを描かないクリエイターが自身の著作物を集中的に学習されて成人向けのセンシティブなイラストを生成されている件は非常に悪質な営業妨害である。

子供向けの、例えば絵本等を創作しているクリエイターは、成人向けのイラストを描いた時点で「ふさわしくない」という理由で仕事が無くなることも珍しくない。

こういった例に限らず、自身の望まない創作物を創作しない権利の侵害というのは、多様性の根幹である自己決定・自己実現に反する重大な人権侵害であり、法律で例外規定を作ったとしても許されることではない。

学習は、人間が行う場合、その人の認知や重要度、優先したい表現や何らかの理由で認識できない要素等で学び取る範囲や質、量が変わってくる。それに対し、生成AIは画像や音声ファイルを保存し、それらのファイルに付けられたタグから似た作品を選んで合成しているだけであり、人間の学習とは違う。

文化庁は人間の文化を守る為の存在であり、生成AIが出力した画像を保護するための存在ではない。そのことをまず認識してほしい。生成AIで著作権が認められるのはせいぜいプロンプトまでであり、出力された画像はその対象ではない。

欧米におけるフェアユース法を始めとした、創作を保護するための法律は、人間の創作を保護するためのものである。日本政府にも文化庁にも、生成AIでなく人間の創作を守ってほしい。

問題点 2.実在児童ポルノ

スタンフォード・インターネット・オブザバトリーの調査で、膨大な量の違法な実在児童の性的虐待画像、つまり実在児童ポルノが訓練されていることが判明した。

当然ながら実在児童ポルノは本邦においても犯罪であり、警察も相応のリソースを割いて

捜査を行っている。

生成AIはその児童ポルノを生成可能である。所謂アニメ調のイラストでなく、限りなく実在児童ポルノに近いものを、さらに言うなら実在児童ポルノを学習している以上実質的に児童ポルノそのものである。当然それらが生成されることも問題だが、別の問題として警察の捜査の為のリソースが生成AIによる児童ポルノに割かれることも問題である。

海外では、イラストの児童ポルノを違法にして警察のリソースがそれらにも割かれた結果、実在児童ポルノ捜査や児童保護のリソースが削がれ、結果的に児童保護が疎かになった事例もある。本邦においても同様に、生成AIによる児童ポルノの氾濫で捜査が困難になったり、生成AIで生成した児童ポルノに実在児童ポルノを混入して販売する等、捜査の妨げになる方法は簡単に実行でき、児童の人権が侵害される状況が発生しかねない。

生成AIが実在児童ポルノを学習しそれの生成を可能としており、さらに生成AIの放置で実在児童保護のリソースが割かれる可能性が非常に高い以上、法的な規制は当然である。生成AIを現状のまま放置することは、本邦が実在児童ポルノを許容・推進していると国内外に表明するのと同義である。

生成AI提供者は、「児童ポルノを削除した」と発表しているが、数十億枚の無断学習された画像の中から実在児童ポルノを全て削除するのは困難と考えるべきである。

問題点 3.そもそも日本の技術でない

生成AIはその殆どが海外の企業である。よってここから仮に発展しても、日本の技術になるわけでも無く、生成AI開発企業が税金を全て日本に納めるわけでも無い。自国に収めるだろう。現在、クリエイターが自身の創作物を無断利用され、世界中の人の肖像権が侵害されているだけである。日本にメリットが無い。

(2) 生成AIに関する新たな技術

そもそもコラージュや合成の技術は以前から存在しており、それらを駆使しても一次権利者の権利は守られていた。なぜ生成AIを通すと権利の問題が無くなるのか、元となった権利者の権利は剥奪されるのか、意味が分からない。

一件の権利侵害は訴えられるが、数十億件の権利侵害は問題ないというのは理解不能だ。

●受付番号 185001345000000273

AI と著作物の考え方について

AI 作品は既存の著作物の切り貼りしてつくられたようなものです。

他の製作者の著作物を許可なく学習させ、AI に命令を出して抽出したものは、大勢の著作物の著作権を侵害しているものだと思います。

著作権を侵害しない AI の使用方法はフォントのように著作物の製作者と契約し、報酬を支払うことで著作物を学習させてもらう権利を得ること、更に、AI に学習させ、命令することで抽出した AI 作品はやはり著作物の製作者との契約し、報酬を支払うことで使用する権利を得なければならないと思います。

●受付番号 185001345000000274

個人事業主としてイラスト制作を仕事にしております。

まず、AIによるイラスト生成は人間が行う作画とは次元の異なるものであると考えています。

人間であれば模写でも自ら手を動かさねば絵は完成しません。ペンに「花を描いてほしい」と言ってもペンは勝手に描いてはくれないからです。

これはコンピュータの各種作画ツールについても同じです。

この前提で以下のように考えます。

AI生成によるイラスト等については「著作権は発生しない」「商用利用は行えない」とするのが現時点では良いのではないかと考えます。

またAI生成利用者は「使用する権利を有する」が「生成物に対する責任が伴う」というセーフティーが必要なのではないかと思います。

AI生成によるイラストは既存の作品群を取得し、パーツを抽選的に組み合わせる手法で任意のイラストを生成する仕組みと理解しています。

この取得を学習と解釈するかは議論がある部分だと思いますが、著作権が失われていないイラストを学習元にして生成されるものである以上、営利目的での生成物の使用には常にグレーな問題を残してしまうと思います。

現状、以上のグレーな部分をどうしても含むために業務でのAI生成の使用は行っておりませんし、行なうことが出来ません。また、取引先の出版社・ゲーム会社も明言やルール化はしていないものの、AI生成物の提出には否定的です。

現行のイラスト生成AIの「学習」手法が抜本的に違う仕組みにならない限り、このグレーな状況はあり続けると考えます。

●受付番号 185001345000000275

今の生成 AIにおいて一部の生成 AI 利用者による SNS における手描きイラストの無断学習・i2i 「image to image」による手描きイラスト製作者への著作権侵害及び無断学習させた生成 AI イラスト営利目的に利用の他の被害が相次いでおり

さらに昨今では X などの SNS 生成 AI イラストを利用して手描きイラスト製作者への殺人教唆及び脅迫行為の他、今年元日に発生した石川県震災に便乗して作られた震災のフェイクイラストによる悪質極まりない迷惑行為や犯罪に繋がりかねない行動が目立ちます
このまま野放しにしておけば、個人写真を生成 AI に無断学習させ、それで生成した AI 画像を利用したプライバシーの侵害や誹謗中傷、最悪の場合生成した AI 画像を利用した金銭などの強請・恫喝・ニュースでやってた岸田総理の写真と AI に学習させた音声を使っての成りすましによる名誉毀損などの犯罪につながる可能性があります

この最悪の事態を回避し手描きイラスト製作者と我々市民の著作権と安全を護るためにも、現在問題となってる生成 AI に対しうっかりとした法整備と規制を設けるべきだと考えます

具体的には

- ・生成 AI イラストで使用されたキャライラストが著作権に侵害してるかの審査
- ・生成 AI イラスト利用者による生成 AI イラストを使用した殺人教唆・名誉毀損・強請・フェイクイラストなどの犯罪行為や迷惑行為に対する刑罰
- ・生成 AI を安心・安全に利用する為に i2i 「image to image」による著作権イラストや音声の無断学習・無断複製をさせない生成 AI の発足
- ・生成 AI で著作権があるイラストや人物画を使用する際に手描きイラスト同様の手続き等を定める規制等

以上です

●受付番号 185001345000000276

生成AIは学習可能のデータのみで学習されるべきです。

人間と機械の学習は違いますが、人間も本を買って学習もします。

声や画像はそこに至るまで人の努力も有りますので、それを簡単に泥棒出来るのはおかしい。

ゲームで例えると生成AIはチート行為してるようにしか見えません。

世の中努力しない者の方が有利の世界になると、人は努力をしなくなります。

●受付番号 185001345000000277

(5)各論点について

2.(イ)享受目的と非享受目的が混在する場合において、複数の目的の中に一つでも享受目的が含まれていた場合、同条の要件を欠くものとする、とありますが、こちらの意見に賛成いたします。

現状生成AIは誰にでも使えるものであり、その結果特定の作家の作風を模倣し、出力したもので収益を募るような使い方をされている方、あるいは嫌がらせ(例:その作家がどうてい描かれぬいような過激なイラストを出力し、公開する)のために用いている方を多く目撃しています。

そのような使い方をされる方の中には、取り締まる法が現状存在しないのを、合法だと主張される方も存在しております。

生成AIが学習するにふさわしいような作品を作られる方が泣き寝入りし、享受目的でのみ技術を用いる方が蔓延る未来はきっと誰にとっても喜ばしいものではないと考えられます。

何卒、生成AIに強い規制をかけることを求めます。

●受付番号 185001345000000278

AIの絵が作成できるより前に専門学校のAO入学を決め、本業にすると決意した者です。
AIの絵により現在絵の相場が下がっており、本業として、絵を描くだけでは生活出来ない
と思っています。

AIの絵を見分ける事や簡単に絵を取り入れて本人確認等なしに取り込む事には何も対処の
仕様がなく、もっと厳しく取り組めるかの確認をするべきだと思います。

個人の著作権の侵害を簡単に出来てしまうものだと思っています。

●受付番号 185001345000000279

現在政府が推進している生成 AI のデータセットには、世界中のアーティストの作品が無断で取り込まれており、作品が取り込まれている作家たちのリストも実際にインターネット上に公開されている。その上で正当な被害を訴えただけの被害者たちは、なぜか蔑称として [REDACTED] の名前で呼ばれている。人のものを無断で盗んでいる犯罪者も同然の者達から、なぜか犯罪者呼ばわりされているのだ。

また、単に犯罪者呼ばわりされているだけならまだマシで、実際は被害者たちのもとに生成 AI 推進派たちから住所を特定してやる、メンタルを破壊して筆を折ってやるなどの脅迫や殺害予告が届く、被害者の絵柄を用いて自殺教唆を仄めかす画像を生成するなどの過ぎた嫌がらせは日常茶飯事だ。

生成 AI 推進派たちが言うには「日本の先端技術の向上に貢献するためならお前らの苦しみなど知った事か」とのことだが、実際はその先端技術向上すらどうでもよく、単に自分たちが他の者に力を誇示するための道具を努力せずに手に入れたいだけにすぎないのだ。「絵が描けない人にも配慮しろ」「絵師の特権意識」などと支離滅裂な発言をしている人物たちが、友達と遊んだりゲームをしたりのんびり休憩したり惰眠を貪ったりすることに人生を費やしている間にも、アーティストたちはずっと作品制作に時間を注いできたのだ。つまりアーティストにとって自分の絵は自分の人生そのものである。絵を描くために何の努力もしていない人間が絵を描けないのは至極当然の事であるのに、自身の努力不足を認められず、努力もせず、それでも栄光は欲しい、だから努力をした人間から成果だけ奪えば自分も栄光が掴めるはずだ、などちゃんとやらおかしなことである。

政府が推し進めている生成 AI 事業の政策によって我々アーティストが受けたのは決して恩恵ではなく、殺人予告や名誉棄損など多大なる被害のみだ。それでいて政府は我々アーティストを苦しめるだけ苦しめておいて、アーティストたちが今までに作り上げた恩恵だけは掠め取ろうとクールジャパン戦略など訳の分からない事をほざいている。そのようなことがまかり通るはずがない。しかし、これほどまでに矛盾した非人道的でおかしな状況にも関わらず、生成 AI 推進派は「絵師の感情論」などと言って問題に向き合おうとしない。では、児童ポルノ問題に対してはどう言及するつもりなのだろうか。

現在政府が推進している生成 AI のデータセットには大量の児童ポルノが含まれている。この事実はある程度生成 AI の情報を追っている者からすれば周知の事実だが、前回のパブリックコメントではデータセット内に児童ポルノが含まれている点に言及している箇所だけ綺麗に削り取られているという SNS での投稿があった。つまり政府も、己が推進している生成 AI 事業が大量の児童ポルノで成り立っている事実を知った上で黙認し、その事実をもみ消していることになる。言うまでもないがこれは「絵師の感情論」でもなんでもなく、立派な犯罪である。日本でも近年児童への性加害が問題視されているが、海外ではそんなものは比にならないほどに厳しく規制されている。

そのような犯罪の事実を政府がもみ消しておいて、海外向けにクールジャパン戦略などを進めて成功すると本気で政府が思っているのなら、それは大きな誤りであると言わざるを得ない。

●受付番号 185001345000000280

普段趣味で絵を描いている者です。

これまで何千、何万時間と絵に向き合い続けた者の技術を一瞬で模倣してしまうのが AI イラストです。描き手のかけた想いや時間が一瞬にして AI に奪われてしまうと、もし自分が当事者であれば、これ以上描く理由を見出せなくなります。絵で生計を立て生きている方も、絵を生き甲斐としている方もたくさんいます。どうか、その人たちを生かすために、AI イラスト生成を規制していただきたいです。

●受付番号 185001345000000281

現在の AI についての規制は控えめに言ってなんの効果も持たないと思う。オプトアウトではなくオプトイン方式にし、AI に対して関心があり協力したいという人間からのデータを募る方式を取るべきである。現状の AI に必要なのはデータの透明性とそれの開示、そしてデータの提供元の個人情報をもってデータの管理をするべきである。

●受付番号 185001345000000282

AIによる画像生成について、データセット内に犯罪(児童ポルノ等)に抵触する画像が含まれていたとのニュースを拝見しておりますが

私自身、学生時代に盗撮をされ、撮影された画像を、違法サイトにて売買された経験があります。

そのため、そういうデータセットを、利益が出る形で使用させることを国が許可する流れは、国家ぐるみでの犯罪の助長が行われていると受け止めております。

個人的な感情を抜きにしても、そのような画像データを使用され、出力された画像が、仮にフィクションであったとしても、画像の元データにされた犯罪の被害者は実在するということは事実です。

(私が含まれて居ようが居まいが関係なく、現状、犯罪の被害者のデータを利用することを国が推進しております)

また、それらの被害者を含めた、実在する人物のディープフェイク生成によるトラブルや犯罪の発生、冤罪が増える可能性も含めて、危機管理ができていないと判断しております。

(起きてから考えようという状態で押し通すのは、不祥事を起こす企業の体勢と同じです)

特定絵柄のコピーによる文化の停滞も危惧されていることは事実ですが

このまま画像生成AIに支援をするのであれば、クールジャパンの本質は犯罪の被害者を利用したビジネスを国家規模で推進するものとなります。

日本が、犯罪者を支援し、被害者を使って利益を得る国であって欲しいとは考えておりません。

皆様の身近な人も、同じ被害を言えないだけで

被害にあっている可能性もあります。

何卒宜しくお願い致します。

●受付番号 185001345000000283

生成 AI により、クリエイターの新規創出が容易になる反面、既存の著作権者の権利が容易に侵害される危険性を危惧している。

例えば、通販サイトで自社商品を販売するメーカーが、自社製品の無断転売を見つけた時、その商品画像が、生成 AI を用いて微妙に違う角度から撮影されたように見える場合、著作権法違反として、告発できないのか？

●受付番号 185001345000000284

現在、ゲームに収録されていた声優の声を収録した 343GB ものデータが無許可で販売・配布されている事象が確認されています。AI 学習用という名目であれば平然とこのようなことが行われているのです。現状ではこのような行為も増えていくでしょう。学習元の権利者の許可、対価の支払い等しっかりと整備した上で AI の運用が必要だと考えます。他人の著作物にタダ乗りし、補助金まで貰って納得できるわけがありません。せめて補助金を使って権利者に還元されることを前提とした補助金の使い方をさせるべきです。文化庁として、守るべきものを見誤らないでください。

●受付番号 185001345000000285

・意見対象箇所

4. 関係者からの様々な懸念の声について

<AI 利用者の懸念> (主にマル2とマル3)

・意見の概要

正しく AI を利用している AI 利用者が、現状謂れのない誹謗中傷やバッシングを受けていることが散見されます。

また、そこから口論に発展してお互いがヘイトを高め合うような状態となることもあります。

こういったことが AI 利用者の現実としてあることを AI 利用者の懸念として取り上げて頂きたいです。

・意見及び理由

既に、AI 利用者の懸念マル2とマル3で少し触れられていますが、SNS 等で起こっている実情と温度差を感じてしまいます。

AI を使用しただけで、個人であろうと団体や企業であろうと、根拠のない理屈によってまるで犯罪者のような扱いをされることも珍しくありません。

根拠のない理屈の例：

AI は著作権違反で作られたもの

AI は誰かの創作物を盗んで創作物を作っている

AI はクリエイターの利益を掠め取っている

上記のような理屈で、AI 利用者を

AI 利用者は著作権法違反者

AI 利用者は「盗人」

AI 利用者はクリエイターのことを考えられない性格破綻者

などと名指しで誹謗中傷することもあります。

また、個人の場合は特にそういった AI を否定する人たちに対するヘイトを募らせており、逆に AI を否定する人たちを誹謗中傷するようなこともあります。

基本的には無知からくるものが大半ですが、AI の否定する人たちは積極的に AI の情報を集めていません。

また、理屈を説明しても感情で受け入れないという人もいます。

そういった、根の深い問題が既に SNS 等で発生していることを AI 利用者の懸念として取り上げて頂きたいです。

また、可能であれば、AI に否定的な層への正しい知識や情報の啓蒙などについても AI 利用者への偏見の防止として、検討いただければと思います。

●受付番号 185001345000000286

著作物を無断で AI が読み込み出力することを違法としなければ、創作者たちの権利がなくなってしまいます。これはおかしいと思います。AI イラストは違法、犯罪とすべきです。

●受付番号 185001345000000287

【項目名】

4. 関係者からの様々な懸念の声について

現在政府が推進している生成 AI のデータセットには、世界中のアーティストの作品が無断で取り込まれており、作品が取り込まれている作家たちのリストも実際にインターネット上に公開されている。その上で正当な被害を訴えただけの被害者たちは、なぜか蔑称として [REDACTED] の名前で呼ばれている。人のものを無断で盗んでいる犯罪者も同然の者達から、なぜか犯罪者呼ばわりされているのだ。

また、単に犯罪者呼ばわりされているだけならまだマシで、実際は被害者たちのもとに生成 AI 推進派たちから住所を特定してやる、メンタルを破壊して筆を折ってやるなどの脅迫や殺害予告が届く、被害者の絵柄を用いて自殺教唆を仄めかす画像を生成するなどの過ぎた嫌がらせは日常茶飯事だ。

生成 AI 推進派たちが言うには「日本の先端技術の向上に貢献するためならお前らの苦しみなど知った事か」とのことだが、実際はその先端技術向上すらどうでもよく、単に自分たちが他の者に力を誇示するための道具を努力せずに手に入れたいだけにすぎないのだ。「絵が描けない人にも配慮しろ」「絵師の特権意識」などと支離滅裂な発言をしている人物たちが、友達と遊んだりゲームをしたりのんびり休憩したり惰眠を貪ったりすることに人生を費やしている間にも、アーティストたちはずっと作品制作に時間を注いできたのだ。つまりアーティストにとって自分の絵は自分の人生そのものである。絵を描くために何の努力もしていない人間が絵を描けないのは至極当然の事であるのに、自身の努力不足を認められず、努力もせず、それでも栄光は欲しい、だから努力をした人間から成果だけ奪えば自分も栄光が掴めるはずだ、などちゃんとおかしなことである。

政府が推し進めている生成 AI 事業の政策によって我々アーティストが受けたのは決して恩恵ではなく、殺人予告や名誉棄損など多大なる被害のみだ。それでいて政府は我々アーティストを苦しめるだけ苦しめておいて、アーティストたちが今までに作り上げた恩恵だけは掠め取ろうとクールジャパン戦略など訳の分からない事をほざいている。そのようなことがまかり通るはずがない。しかし、これほどまでに矛盾した非人道的でおかしな状況にも関わらず、生成 AI 推進派は「絵師の感情論」などと言って問題に向き合おうとしない。では、児童ポルノ問題に対してはどう言及するつもりなのだろうか。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

現在政府が推進している生成 AI のデータセットには大量の児童ポルノが含まれている。この事実はある程度生成 AI の情報を追っている者からすれば周知の事実だが、前回のパブリックコメントではデータセット内に児童ポルノが含まれている点に言及している箇所だけ綺麗に削り取られているという SNS での投稿があった。つまり政府も、己が推

進している生成 AI 事業が大量の児童ポルノで成り立っている事実を知った上であえて黙認し、その事実をもみ消していることになる。言うまでもないがこれは「絵師の感情論」でもなんでもなく、立派な犯罪である。日本でも近年児童への性加害が問題視されているが、海外ではそんなものは比にならないほどに厳しく規制されている。

そのような犯罪の事実を政府がもみ消しておいて、海外向けにクールジャパン戦略などを進めて成功すると本気で政府が思っているのなら、それは大きな誤りであると言わざるを得ない。

●受付番号 185001345000000288

生成 AI のイラストを盗むとこはやばいでしょ

●受付番号 185001345000000289

データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する

●受付番号 185001345000000290

生成 AI は、学習で作品を一から創造するのではなく、データセット内のデータを指示に合わせて合成するだけのものになっているように思います。生成 AI の精度が上がるほどそれが顕著になり、最近では学習した元画像を殆どそのまま出力しているようなケースや、敢えて個人の画風に似せた AI を作って嫌がらせをするようなケースをネット上でよく見かけます。

これらのケースは著作権法でも同一性保持権や複製権に違反するのではないかと感じますし、AI 利用によるものであっても創作者の権利を害するものであると感じます。

また、学習と言えば聞こえは良いですが実際はデータをデータセットに取り込むだけで無断保存と変わりがないですし、生成 AI の生成物はそうした無断保存したデータを繋ぎ合わせて作ったキメラデータ過ぎないのでないでしょうか。やってる事は非合法な方法で入手したデータを合成しているだけなのに、それに AI と名前が付くだけで合法になるのはおかしいと感じます。

あと、本来なら創作者を護る為の著作権法の穴をここまで心ない人達に悪用されてしまうのは残念でなりません。どうか、創作者の権利を守る為にも著作権法の AI に関する規定や罰則などを掘り下げて頂きたく思います。

●受付番号 185001345000000291

4 〈クリエイターや実演家等の権利者の懸念〉 -2

既に問題が起こっています。経済的にも精神的にも追い詰められているクリエイターがたくさんいます。早急に対処してください。

5(3)ア

AI 生成物にはウォーターマークが必須です。

5(3)イ

AI 生成はあくまでも指示であり、いかなる場合も創作的寄与はありえず、AI 生成物に著作物性が認められるべきではありません。

●受付番号 185001345000000292

生成 AI の普及に反対します。

特に現状の画像生成 AI についてはそのデータセットの内容がブラックボックスとなっており、元のデータの著作権問題がクリアになっておらず、生成された画像に明らかに児童ポルノなど不適切なデータが含まれていないと生成されない画像が作成されるなどの問題が多いです。特に著作権の問題については画像だけでなく音声や音楽生成についても同じ問題を孕みます。

また、海外では上記理由により生成 AI は反対、使用しないという声が大きく、最もだと思います。こういった声や問題が明らかに見えている中、日本のみ推進の流れになるのはおかしいと感じます。

●受付番号 185001345000000293

そもそもなぜ人間の娯楽にもなるイラストというジャンルを学ばせようと思ったのか。とても不思議でなりません。公園を奪うように。子供たちの遊びの場やジャンルを奪うのでしょうか。

仕事になれば。なんでも効率化を目指すのでしょうか。

学習技術は、モノそのものを作るのではなく、作る過程でサポートをする役回りであると考えています。サポートに回れば著作物は人間が作ったもので守られ、本来こういった形で作品そのものを濫用せずに済んだと思います。

技術自体は素晴らしいのですが。扱うのは人間。法の整備をしないと見えないところで製作者の作品が悪用されます。NFTではないですが、作品を何らかの追跡できるもので結んでおかないと悪用されかねません

ですがそのようなものを整備したとて突破される日がきて、再び著作者の見えないところで悪用され、あられもない評価を著作者にあびせられ、作品のブランドを汚されます。

イラストと言うものは歴史を作ってきたと思います。夢を作ってきたと思います。

無機質な学習や生成にあつかわれるべきではないと思います。

●受付番号 185001345000000294

生成 AI は学習元作家への許可制が義務になるべきである。

●受付番号 185001345000000295

学習・開発段階(ア)について、最近の生成AIは従来の人工知能とは違い表現物を出力するもので、学習に膨大な数の著作物を使うことになり、現状はそれが全て合法であることに非常に違和感を覚えます。人間の学習と人工知能の学習は完全に違うものであり、生成AIに限っては学習の際になんらかの規制を設けたほうが良いと感じます。

●受付番号 185001345000000296

著作権法30条の4と文化庁について

無断学習を合法にする条件である「享受目的でない」「著作権者の利益を不当に害さない」が機能していない。

学習データを開示してもらわないと、著作権者は訴えたい状況でも訴えることすら出来ない。

(例：自分の絵そっくりの絵で商売されて利益が減っても

「あなたの絵を学習に使っている証拠があるのか？」と言われたら何も出来ない)

文化庁はAI開発業者に忖度しすぎてフェアじゃないと思う。

享受目的のAIを作りたいなら許可をもらい利用料を支払うべき。

法律の解釈を捻じ曲げてAIの味方をしないでほしい。

海外で活躍している日本の著作物はAI製じゃない。なぜ活躍している作品を応援してくれないのであるのか。

AI製というだけで反発される、訴えられる可能性が高いという現実から目を背けないでほしい。

ディープフェイクについて

個人に自由にAIを使わせるとフェイク画像の蔓延は防げないと思う。

自制心も責任感もない子供でも使えてしまう状況は良くない。

せめてAI開発業者や提供者にAI生成マークの表示義務をつけて

AI生成マークを外す行為を違法にする必要があると思う。

目立てれば金儲けができれば他人が傷付こうが混乱しようがどうでも良いという人が一定数いる

その前提で法律や規制を設けてほしい。

性善説に基づいたルール作りは悪人が得するだけなのでやめてほしい。

無断学習について

海外のアーティストは関係者であり権利者です。

捕鯨とは違います。無関係の人間が文句を言ってるわけではない。文化の差ではないのです。

日本が屁理屈こねて合法にしても海外のアーティストの作品が学習データに入ってたら
日本国に無断で榨取されていると言われても仕方ないでしょう。

被写体になっている人たちだって関係者です。

声を使われている人もそうです。

海外の声は権利者の声です。無視しないで下さい。

AI開発業者やユーザーは何故自分の姿や声を学習させないのでしょうか。

何故他人のものを使うのか？自分の姿や声に価値がないからですよね？

何故価値のある姿や声を持った人が無断で無料で利用され搾取されなければいけないのか。

何故財産である作品を無断で使われてA I開発業者やユーザーが勝手に商売されないといけないのか。

何故利益を奪われないといけないのか。

こういった人権侵害を推奨しているのが文化庁であり日本政府です。

A I関連では本当に恥ずかしい国だと思います。

日本人はA Iで起きる人権侵害に対して「面白いからいいじゃん」で許してると海外の方に言われる。

いい加減して頂きたいです。

A I開発自体をやめろという意見ではありません。

搾取をやめろという意見です。

是非完全にクリーンなA Iを国主導で作って下さい。

よろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000000297

主にイラスト等のAI生成物で収益を得て、元となったと思われるイラストの製作者に対し、誹謗中傷を行う方が目立っています。

明らかに構図、絵柄、癖等が似通っている、又は一致している作品に対しての著作権が、現状の法整備では対応しかねている現状に、多くのクリエイターが被害を受けています。

数百名の声優の音声データを収集し、AI学習にて声優の音声を作り収益を得ようとする動きすら現れ、一刻も早く対策を取っていただくことが現在存在しているクリエイターの方々の権利、創作力、意欲を守る事に大いに繋がります。

AI生成物であり、一目で解る程一致している物には厳しい対処をし、一刻も早い法整備をお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000000298

5.各論点について

(3)生成物の著作物性について

ア

AI 生成物はそれとわかるようウォーターマークを義務付けるべきである。

創作物は誰が作ったものであるかが重要視されることも多いので、作者が誰か、あるいは AI 生成物なのが一目見てわかることは重要である。

イ

指示は創作物とは見做されない。

AI は人間の脳内の画像を正しく写しとっているわけではなく、言わば質問に回答するような形でそれらしいものを出しているのであり、AI 使用者が「作成」したとは言えない。

そもそもこの世に画像や文章としてすでに存在するもの(学習データ)から新たに作品のようなものを抽出したところで、それは剽窃である。

また、学習データの数が膨大なので、それがどれだけ学習元に似てしまったとしても確かめることは難しく、AI 使用者が知らないだけの有名作品とほぼ同一のものを生成する可能性も存在する。

SNS では名前だけで有名キャラクターのイラストが生成できた、自作のイラストを AI に修正させたら色が同じだけで似ても似つかない有名キャラクターになった、などの話題が度々出ている。

それを、AI 使用者の生成したものだからと著作物性を認めてしまうのは、元のキャラクターの作者に対する著作権侵害だ。

●受付番号 185001345000000299

- ・学習元が不明瞭なため、著作権が曖昧になる
- ・上記が曖昧なまま、有償として利用する者もいる
- ・現状元の作者が許可していないにも関わらず合成されている
- ・企業作品も無許可で学習元にされている
- ・自己で制作したもの、許可が取れているものに関しては自由に生成して構わないと思う。但し現状、それを見分ける技術が一般的にはない為問題になっている
- ・AIに対する法が確定しない限り無法地帯になる

●受付番号 185001345000000300

デジタルイラストを描く者として、まず AI に無断で学習させることに問題がないのか多くの方に考えて頂きたいと思っています。

作風の模倣は人であれ AI であれ問題があるのはわかりやすいと思いますが、学習とはいえ無断使用であり野放しにしておいていいものなのか是非多くの方に考えて頂きたいです。

自分の成果物が無断で使用されることがわかつていたら、だれも本気で作ろうと思わなくなると思います。

●受付番号 185001345000000301

無断使用したデータで、データ元の制作物と競合する生成AIを開発するのは「不当な権利の侵害行為」に該当するのではないか。

が、無断で使用しているかどうかなんて第三者から見たらわからない
ので全面禁止にして欲しいところが本音。

他人の才能、努力、センスに乗つかっておいて合法？

盗人猛々しい。

事実現在インターネット上に載っている創作物(著作権で保護されるべきもの)を入力しよ
うと思えばできてしまうのが恐ろしい。

AIを使った制作物(しっかりと著作権法にのっとった)とクリエイターへの嫌がらせの比率
を考えたら後者の方が圧倒的に多い。

このまま放置していたら未来はない。

映画、漫画、イラスト、音声作品の海賊版と同じなのでは？

今後のクリエイター業界の未来はない。

人の手による技術と文化の発展・継承に基づいた経済活動の意義を失わせ阻害する為、そ
の技術の空洞化を招きかねない。

生成AIは既存の工程を踏まえた発展形ではなく工程が全く別で、データ元(著作物)を元に
している(イラストを使ってイラストを生成する等)

元データを特定できないほどAIにかけて創作物とすれば合法みたいなことは辞めてほ
い。

殺人犯が遺体を元がわからないほど細かくし遺棄して見つからなければ罪はなくなるの
か？

「人間」が「時間」をかけ、「努力」をして得た「技術」を「赤の他人」である「AI利用
者」「AI開発者」が霞めとて良い道理はない。

こんなものがまかり通っていたら現在筆を取っているクリエイター、未来筆を取るクリエ
イターがその道を閉ざしてしまうかもしれない。

権利を持つものを排除し権利を持たぬものを蔓延させて良いものなのか
著作権法がただの置物にならないことを願う。

著作権所有者を第一に考えてほしい。

■今後臨む対策

- ・生成AIの開発の全面中止
- ・現在使用可能な生成AIツールの使用中止
- ・開発企業で保持している学習済みデータは全て削除(国外企業相手には、ベルン条約を理
由にどうにかできないものか)
- ・開発企業+AIユーザー企業に対しては [REDACTED] 氏の立ち上げた生成AI企業認

定取得< +定期的な監査実施義務付け。違反には罰則。

- ・企業以外の一般利用の際には AI 利用免許 + 定期的な学習データ検閲の義務付け。違反には 罰則。

●受付番号 185001345000000302

主に生成 AI に関してです。

結論として、生成 AI は無断収集されたデータを元に開発された生成 AI ツールは違法とするべきと考えます。

現在、生成 AI では無断で収集したデータを元に画像、音楽などの海賊版データが生成され続けています。

データセットに利用された本来の著者には、対価はおろか、許可すらも得ていない状況です。

さらにはデータセット内に児童ポルノを含む違法なデータも複数含まれています。

問題は海賊版データの生成だけにとどまりません。

個人を攻撃するツールとして今現在も利用されています。

何の罪もない人間が生成 AI を利用する人間たちによって殺害予告や人格否定など集団リンクを受けています。

このような状況にあっても、生成 AI は規制なく利用できて良いのでしょうか。

人道的に問題があるほか、コンテンツ産業にも多大なダメージを与える懸念が多くあります。

このような模倣品を放っておけば、海外からも評価されている我が国のコンテンツが形骸化し、やがては低品質な模倣品で溢れてしまうことが考えられます。

緩やかではありますが、徐々に低品質で無価値なデータが量産されて、本来価値のあるものを蝕んでいます。

短期的な利益を求めて、国の未来を潰してはいけません。もっと視野を広く持ってください。

勢いに流されて長期的な利益や信頼を失おうとしています。もっと冷静な考えを持ってください。

世界的に現在の問題しかない生成 AI を利用するのは日本の勝ち筋ではありません。

ましてや、違法まみれの生成 AI は全て海外サービスです。

今こそ、日本の技術を持ってして、潔白な AI サービスを打ち出すべきです。

AI 大国を目指すのであれば、技術者やクリエイターを守る法律を改めて整備するべきです。

このままでは全ての信頼や技術が地に落ちてしまい、日本という国は静かな終焉を迎えてします。

私腹を肥やすために現在の生成 AI を受け入れようとしている勢力に、日本のコンテンツを壊す権利はありません。

素晴らしいコンテンツや技術を持つ日本にならば、世界に認められる潔白でフェラな、人々の生活に寄り添うような AI 作りができるはずです。

もう一度言います、もっと広い視野と冷静な考えを持ってください。
目先の利益に飛び付かず、将来的な信頼や利益を求めてください。
このまま現状の生成 AI を受け入れてしまうと、日本はさらに地に落ちてしまいます。
決して日本の勝ち筋ではありません。
日本の素晴らしいコンテンツや技術を守るために、どうか現在の生成 AI の規制と法律の
整理をお願いします。

●受付番号 185001345000000303

著作者に無断で情報を収集し学習する AI を用いて出されたイラストや文章を、データ収集に関わっていない利用者が自由にできるというのは、収集元の著作者に還元される要素が少なく、むしろそうでない人間に利益が集まる構造に思える。

私は大学時代に心理学を専攻しており、状況に応じて被験者がどのような感情を抱くか試験紙を用いてデータを収集したが、その際にはデータは研究にしか使わないことや外部に漏らさないことを誓約し、被験者に協力いただいた。

しかし、世の中に跋扈している AI イラストや文章はそういった誓約がなく、自由に使われているように感じている。つまり、いくらでも悪用される可能性が高い。

そのため、データ収集もそうだが出力した結果をどのように扱うかには慎重になるべきだと進言したい。

●受付番号 185001345000000304

絵を描くものです。漫画も描きます。今では漫画すら、ストーリーを入力するだけで出力できるようになりましたが、やはり人間が考え、手を動かして描くものには叶わないと感じています。

人気な方からそれほど知られていないようなイラストレーターさんまで生成AIに取り込まれ、しかもそれをやめて欲しいと言っても聞いてくれない。煽るような言葉まで言われたり誹謗中傷をされる方までいます。

自分の創作物が盗まれ傷ついているのにさらなる追い打ちをかけられ、それによる精神的、に期待的な負荷は計り知れません。

AIを使ってもいい、今後の発展に期待しているという人はどんどん使っていくのがいいと思います。しかし「やめてほしい」という創作者さんを守る方法が現在においてただの一つもないこの状況はあまりにも酷いです。

やりたい放題の状況は絶対に変えるべき、なんらかの罰則や措置を設けるべきと考えます。

日本はイラスト、アニメ、漫画文化が発展し、それらに誇りを持って創作を続けている方々が大勢います。そんな方々多くいるのは日本の強みだと思います。

AI産業、AI事業はまだまだ発展途上で始まったばかりだと思います。

なので遅くならない今のうちに法を整備し、時代に合わせてアップデートしていくべきだと思います。

お願いですから、このことを甘く見らず、できるだけ創作者さんに寄り添った計画を練ってください。

日本はもっともっとこれらの文化を発展させていけると信じています。

ただ努力もせず人のアイデンティティを攫ってゆく人たちがこれ以上増えませんように。

●受付番号 185001345000000305

声優の皆様が声を上げているように演じられたキャラクターボイスなどをゲームから抜き取り、声優様のコピーを作ろうとするのでは飽き足らず、ばら撒きを行い無断データを使い競合を目的とした生成AIを開発するのは不当な権利の侵害行為に該当します。

同じようにイラストレーター様のイラストを無断で生成AIに組み込み、作風を模倣したりします行為などが昨今見受けられます。イラストは個々人がそれぞれの試行錯誤の末に生み出された物であり上記の例のような権利侵害がまかり通っている現状を重く受け止めさせていただきたい。

「生成AIの規制を行えば時代に取り残される」だの「AIができるなら誰でもできる」だなんて言葉は世迷言にすぎません。

日本のアニメやゲーム、漫画は先人の方々や現在活躍されているクリエイターの経験によって培われた特殊技能と試行錯誤により生み出されています。

ただ上っ面だけ真似た紛い物は不要です。

生成AIを必要としている表現者などいません。

どうか現在とこの先に生まれてくる表現者の皆様を守っていただきたい。

●受付番号 185001345000000306

(1) 従来の著作権法との考え方の整合性について。

AI 画像生成技術は法整備が行われる前に急速に発達、発展したものであり、現時点での著作権法は AI 生成画像を想定されたものではありません。

著作権法で保護されたものである画像を学習させる、また複数の画像を学習させて生成させた画像を悪用する(児童ポルノなどの学習元となった画像の著作者が本来想定しないものを悪意を持って生成する)など、著作権法で保護された画像の権利が侵害されているように感じます。これを防止する為に許諾を得ない状態での学習及び、AI 画像生成を規制する方針で著作権法を改正するべきです。

●受付番号 185001345000000307

生成 AI に関してですがデータセットの学習元の絵や写真
文章など著作者の財産であるものを無断無償で使用され
著作者に拒否権が無い上に
無断利用された学習元の著作物と非常に近しいものが生成され販売されるなど学習元の著
作者に不利益を与えていたりする状況はおかしいと感じる。
例 Twitter 上で集中学習を行い元絵の作者への嫌がらせを行う生成 AI ユーザーがあり元
著者が警察や弁護士等に相談しなければならない事態になっており
無断利用される側の精神的金銭的な負担となっている。
現状データセット内に権利上法律上問題のあるものが含まれていても生成ソフトウェアを
通せばロンダリングできてしまうことも問題。
利用する側として考えるとデータセット自体がブラック
ボックスで何を学習しているか明かされていないものはセット内に違法素材などが入って
いないか確認できないので使用することには躊躇する
無断無償での学習は研究目的としてはある程度認められるべきではあるだろうが
あくまでも無断利用が許されるのは研究中であって一般に公開するものは無償であったと
しても他者の権利を無断利用している状態のものは許されるべきではないと考える。

●受付番号 185001345000000308

生成 AI によって、無許可に数多の個人の画風を学習させ、生成したものは、個人のアイデンティティを無断に利用し、また改悪しているものと捉えられる。

個人が自身の画風のみを学習させ、自身のスキルアップまたは創作の手助けとなるように使用する分には問題ないが、他人がそれを他人のもので行い、あまつさえお金を稼ぐというのは、元の個人の努力や才能、そういったことをすることなく奪う窃盗行為に違いない

●受付番号 185001345000000309

生成 AI の規制をもっと厳しくすべき。所持することさえ取り締まりの対象になるような違法なデータで作られた技術を個人や企業が自由に使える現状は明らかにおかしい。なぜ生成 AI を通して生成すると合法になってしまうのだろうか。生成 AI は学習したデータをそのまま出すこともあるのに、どうしてそんな解釈がまかり通っているのかが理解出来ない。

また、委員の生成 AI に対する知識だけでなく、3DCG、イラスト、写真加工等の知識も一切無いことが会議から見て取れて気になった。生成 AI はプロンプトと呼ばれる文章を打ち込むことで勝手に画像が生成される。それにたいして、後者 3 つ等は人が手を動かして作るものだ。この違いを委員は理解しているのだろうか？後者も人間が何もせずに出来るものだと勘違いしているように見える。実際に手を動かして、違いを知って欲しい。その手のプロを複数人呼んで議論をしてほしい。少なくとも文章を打つだけでそれっぽいものを作れる技術とは同じにしないでほしい。

著作権侵害になる範囲は人間と同じにしてはいけない。人間と AI の学習方法は異なる。生成 AI は学習したものを使う復元しようとする技術であるため、生成する物は学習したものを使っているものもある。それを現状の著作権法で対処するのは不可能だ。あらたに生成 AI 法を作るべきである。

生成 AI で海外を出し抜くという考えにも疑問がある。海外では生成 AI を規制する方向に向かっているのにも関わらず日本は推進しようとしている。日本だけ違法なデータを学習したものを合法として推進すると、海外から忌み嫌われて返って日本は負けるだろう。日本が文化を引っ張っていきたいのであれば積極的に規制を行って、皆がなんの心配もなく自由に利用できる生成 AI を開発するというのが良いと思う。少なくとも今の問題だらけの生成 AI を推進するのは自分から文化を衰退させていっているようなものだ。

最後に、私はプロのイラストレーターだが、生成 AI が出てきてから描くことが怖くなつた。何を描いても学習されるかも、自分の画風で変な画像を生成されるかもと思つてしまふからだ。実際に画風を真似された記録も残つており、このまま規制されないのであれば、そう遠くない未来筆を折るだろう。私は現在でも仕事をいただいているものの、アマチュアのイラストレーターたちはそもそも行かない。日本はアマチュアのイラストレーター等は切り捨てて AI 推進をしているように見える。本当に腹が立つ。未来の文化を作り上げるのは数多のアマチュアクリエイターである。ここでそれらの人達を苦しめ続けたら、日本のクールジャパンなどというものは失くなるだろう。文化を守るための文化庁が、文化を作る人達を蔑ろにしているからだ。

生成 AI は生活を便利にするものではない。あくまで豊かにするものである。他人の著作物を利用してまで推進させなければいけない技術なのだろうか？賛成派だけでなく、否定派の方も議論に呼んでほしい。もう少し否定派の意見にも耳を傾けてほしい。今の推進派

一辺倒の委員会ははっきり言って異常だ。議事録まで目を通しているが、無理やり推進に持っていこうという姿勢が透けて見える。

●受付番号 185001345000000310

・生成物の著作物性についての考え方について(34~36 頁)

「また、人間が、AI 生成物に、創意的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる」

とありますが、加筆修正を加えただけで著作権を認める事になってしまうと

例えば漫画のネームを出版社に持ち込む、イラスト完成前のラフ画など提出する、

→入手した後に連絡を断たれてそれを流用された場合、製作者側としては対応できなくなる

という事態が起きることで、どんどん創作しづらい環境が生まれてしまうのではないか

どうか。

AI の生成物に関しては「金銭が発生する事案や大衆広告への利用は不可」とするべきと考えます。

●受付番号 185001345000000311

私は生成AIを認めることは文化全体の衰退を認めることになるとを考えている。

生成AIの仕組みは既存のイラストから学習し新たなイラストを生み出す、という仕組みであるがこれでは既存のものに類似したものしか作れない。

しかし、人間の場合はどうだろうか。人間も基本的には既存のイラストから学習して新たなイラストを生み出すがこれは本当に新しいものを生み出すことができる。確かに既存のものと類似しているかもしれないがAIとは違う。このことをよく表しているのは絵柄や画風だ。

AIは新たな絵柄や画風を生み出すことはできないが人間は新たな絵柄や画風を生み出すことができる。これが大きな違いである。

人間の創作活動を新たな物を生み出せる前向きな活動と表せるのであれば生成AIを用いた創作は後ろ向きな活動と言える。人間の創作活動は文化の発展に貢献できるが、生成AIはその人間の創作活動を辞めさせる要因にもなり得る。そうさせないためにも新たな法整備が必要だと思う。

●受付番号 185001345000000312

1.はじめに

生成AIの普及について、私は全面的に反対です。

5.各論点について

(1)学習・開発段階

一部の生成AIは学習段階において、既存の創作物を著作権法が許す範囲を超えて利用していると考えます。勝手に学習されるデータを著作権法で守るべきです。

(2)生成・利用段階

生成AIは簡単に既存の創作物と遜色ないものを生成できるので、利用する人のモラルが足らず、既存の著作権が簡単に侵害されてしまっていると認識しています。

(3)生成物の著作物性について

生成AIの生成物に著作物性は認められないと感じます。

●受付番号 185001345000000313

現状、生成 AI 技術のほとんどは不当、不法に収集されたデータを用いてのコラージュに等しいものであり、そちらの考えているような新規かつ芸術性を有するものを作するには能わない技術だと考えています。

また、その生成 AI を悪用することで実際に創作や芸術作品の発表を行う人物に対して様々な危害を加えている事例も散見され、何らかの籠を作らなければ今後、AI は確実に人間の創作活動を衰微させるものだと考えています。

そしてそれは、今後のクールジャパン政策にも暗い影を落とすものだと思っています。なぜなら AI の学習する作品は常に人間が生み出すものであり、そうでなければひたすら劣化していくものだと既に様々な分野で証明されつつあるからです。

どうか、暴走する心無い AI 使用者による、文化の担い手たる創作車の方々への技術の暴力"を抑制していただければと思います。"

●受付番号 185001345000000314

リソースの開示(学習元の絵を公開)、並びに、AI イラストで利益を得た場合、学習元に支払いをする義務が発生すれば権利元と公開して利益を得たい人両方が得をすると思います。

●受付番号 185001345000000315

AI 推進派による嫌がらせによりイラストレーターの精神は激しく損耗しています
なぜこういった人権さえ脅かす状況を放置しておくのか
無断学習を合法のまままでいるのか
他人の著作物を無断利用し
悪用できる環境を用意してしまっているのか
AI 生成物の著作権は守られるのに
なぜ無断学習されたクリエイターの著作者人格権は無視されるのか

●受付番号 185001345000000316

AI と著作権に関する考え方について(素案)

P.10

3.生成 AI の技術的な背景について

(1)生成 AI について

昨今では生成 AI ソフトウェア技術があがり人間が手書き、デジタルで描いたクオリティに変わらず画像生成が可能になった。しかし、絵を描く側の人間や技術者でないと違和や破綻は気付く事が出来ない。一般人が生成 AI で生み出した作品を「普遍」と感じれる人が増えれば、日本文化は AI が前提となる。

また AI によって偽物の浮世絵日本画や偽物の古文書など日本の歴史を覆すような作品が出れば、専門家がいないと偽物と判別出来ない。

AI が導き出した回答に対して、これは嘘、矛盾、不可能であると判断できるのは識者や専門家である。AI 技師を扱えるのは専攻した学者、技術者や国家資格を持った専門家のみを指定した方が良い。運転免許のように資格制にする。使用適任者を選ぶ必要がある。

物事の正解や回答や選択肢を AI に頼る事によって、国民の思考力、学力、読解力の低下が発生する。

AI に触れる年齢が早い程、自分で思考、試行錯誤に挑戦、繰り返し行動して経験する能力が身に付かず、人間としての能力が低下し何をするにも AI に頼るようになり、恒常的な国力低下に繋がる。言語もろくに身につかないまま、簡単に外国人からの指示に従ってしまい、日本人の存在や国の資産や文化を失う事になる。AI とうまく付き合いながら、国民の思考力、学力、読解力など根本的な国力を増強するべきである。

●受付番号 185001345000000317

1. はじめに

生成 AI については著作権の侵害、岸田総理や日テレのファイク動画など特定の人物・企業への実害が既に多く発生していると感じるので現状のまま生成 AI 技術を推し進めるのは反対です。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

個人的な意見になってしまいますが

現行の著作権法では生成 AI との整合性を取るのは既に難しいと感じています。

例えばですが「生成 AI を扱う場合、

特定の資格を持ち合わせていなければ扱いを許可されない。」や

「AI 学習許可の降りたもののみ AI 学習させることができ」、「AI 学習させることは可能」、「AI 学習させることは不可能」などの制限を設けたほうが良いと感じます。

間違ってもクリエイターや技術職の方、またそれらに関係する方々に今以上の負担を強いるようなことが、あってはいけないと思います。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

(2) 生成 AI に関する新たな技術

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

現行の生成 AI は著作物の無断使用・海賊版等の違法使用によって

成り立っている面が非常に大きく感じ、それらが非常に大きな問題だと思います。

既に実害も多数出ている生成 AI を現状のままにしておくのは、

今後起こり得るであろう被害を大きくすると思います。

生成 AI の使用を「使用資格のある者のみにする」や

「AI 学習の許可のあるもののみ学習できる」など

なんらかの規制や制限が必要かと思います。

また生成 AI で生成されたものには

「生成 AI による生成物であるということが分かる印を

分かりやすい箇所に必ず掲載しなければならない」というような

処置も必要かと思います。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

私も漫画家・イラストレーターとして活動させていただいているが、

関係者や現場から確認作業の急増や嫌がらせの被害、

それらによる作業の停滞や費用の増加、値下げ要求等を実感しております。

現状ですとクリエイターは生成 AI を使用していないという証明も難しく、確認作業等にかかる時間と手間が増えるなどで実害が出ています。

また実際には使用していないとしても「生成 AI っぽい」という理由でお客様からの問い合わせの増加、証明するための材料の確保、信用問題等、非常に大きな問題になっています。

現状のままですると作業量の激増、新規参入者への不信感などで業務に大きな悪影響が出ていると非常に強く感じます。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

(4) その他の論点について

生成 AI に関する適用範囲等の再整理は絶対に必要だと感じます。

可能であるならば一度学習データをすべて破棄し、

「学習許可の確認ができるもののみ学習しても良い」とするのが今後、安心出来る方法であると思います。

生成 AI を扱う場合、特定の免許や資格、ライセンスといったものが必要とするべきかと思います。

生成 AI で生成されたもの、

生成 AI で生成されたものに人の手で加工を加えてたものに関しては

「生成 AI による制作物である」と分かる表記を必須にするべきだと考えます。

また生成 AI による生成物でのビジネスが発生するなどした場合、

学習元となった制作物への使用料の支払い等が必要だと考えます。

6. 最後に

生成 AI の技術自体は評価する場面もありますが、

海賊版や児童ポルノ画像などの違法使用の疑い、利用者による嫌がらせや詐称による被害、

クリエイターや各所関係者への負担の増加などの多さを見ると、非常に大きな問題を抱えた案件かと思います。

AI の開発や利用によって生じた著作権侵害の事例・被疑事例はすでに数えきれないほどです。

AI 技術の発展は望ましいですが、それによって多くの人に不利益や混乱、実被害があつてはいけません。

対等な立場での発展を望みます。

諸外国における生成 AI への対応を見ても

規制や制限、学習元になった著作物やクリエイターへの補填等が

ニュース等で見受けられるようになってきたように感じます。
最後に個人的な生成 AI への印象による意見になってしまいますが、
現状のままですと非常に悪影響が強いかと思います。
AI 学習に対する違法性への疑い、人の創作物に対しての不信感、
AI により模倣が増えることにより創作性・独創性の減少、
創作に関わらない人によるクリエイター軽視の増長、
全体の品質や信用問題に既に影響が強く出ていると感じますし、
更に大きくなっていくと思います。
どうか生成 AI の成立状況や現状の被害や問題を見つめ、
多くの人が安心して創作物に向き合えるよう慎重な検討を
何卒よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000318

イラストレーターになりたいと思う人間の夢を、奪わないでほしい。

人の絵を盗作した人間がでかい顔してのさばる社会はごめんだ

●受付番号 185001345000000319

デジタルイラストを描く者として、まずAIに無断で学習させることに問題がないのか多くの方に考えて頂きたいと思っています。

作風の模倣は人であれAIであれ問題があるのはわかりやすいと思いますが、学習とはいっても無断使用であり野放しにしておいていいものなのか是非多くの方に考えて頂きたいです。

自分の成果物が無断で使用されることがわかつていたら、だれも本気で作ろうと思わなくなると思います。

例え完全には抑制できないとしても、無断学習は問題があると定められるだけでも私は創作意欲を失わずに活動していく助けになると思っています。

●受付番号 185001345000000320

1. はじめに

生成 AI に対するパブリックコメントの収集ありがとうございます。これを受け生成 AI を規制する方向に動くことを願っています。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法との整合性について

「非享受目的に該当する」範囲が広いため学習元であるイラストレーターさんや作家さんが被害にあっても関わらず法では守りきれない状態になっています。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

「非享受目的」なら無断での学習も合法であると記載されていましたが、現在特定の作家さんを集中的に学習することで画風を模倣したものや、特定の名前などを指示してないにも関わらず人気なアニメやゲームのキャラクターの AI イラストが出てきてしまうなど、決して非享受目的ではないような生成 AI が蔓延っています。

そもそも、技術の発展だけならまだしも無断で学習した AI からイラストを生成するのは元データとなっている方々のイラストの思想等を盗んで享受する行為以外の何者でもなく、そういった観点からも規制に動くべきだと思います。

参考リンク

[REDACTED]

(2) 生成 AI に関する新たな技術

現在生成 AI に関する新たな技術は前述した「特定の作家の画風を模倣するモノ」ぐらいしか見受けられず、また生成 AI の利用者からも新たな技術を生む動きは見受けられません。生成 AI を許したところで新たな技術が発展し日本の文化が豊かになることはありません。むしろ、現在商業のメインである創作文化が廃れていくのみです。

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

現存する著作権法における処罰の後、生成 AI を規制、使用禁止に動くのが一番だと思います。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

3 の(1)に付けたリンクの通り、AI 学習禁止を記載しても関わらず勝手に学習して著作権が侵害されている作家さんや、その行為を訴えやめて欲しいと言った結果殺人恐喝が届いたり、自身の画風が自殺教唆に使われた方もいます。

また、生成 AI がゲームの広告に使われたり、YouTube のサムネや動画に使われたりすることは、学習元となった方々の著作権を侵害しているだけでなく無断の商用利用になっていると考えられます。

海外の方からも生成 AI に対する反発は強いです。そういった様々な観点からも考え、やはり生成 AI は規制するべきだと改めて提言します。

参考リンク

殺人恐喝について



自殺教唆について



海外の方の AI に対するコメント



5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

最初に、生成 AI を利用してどのように社会に貢献できるのか明確に提示できない場合は学習するべきでは無かったと思いますし、それを今も明示できてないにも関わらず許すべきではないと思います。

(2) 生成・利用段階

許されるものではありません。他者の著作物を利用して権利を踏み躡って自分一人のみが利益を得られている状況です。いち早く規制に動くべきだと思います。

(3) 生成物の著作物性について

ありません。生成 AI は何十億といった無断学習データによるコラージュと似た仕組みであり、それによって生成されたものの著作物性は元データの方のみにあると思われます。また、指示の仕方に個性が出ると思われていますが、現在生成 AI に対する指示のやり方を教えている場所が多数見られ、3 の(1)でも述べたように簡易な指示でも既存のキャラクターが出てきたり、既存の作家の画風に酷似した AI イラストが出力されることから、そこに個々人の個性や思想が反映されてるとは到底考えにくいからです。

6. 最後

今回はイラストに焦点を当てて述べましたが、文章も同様です。生成 AI は多数の被害者の上に成り立っている技術であると認識が広まり、いち早く規制へと進むことを願っています。

●受付番号 185001345000000321

学習、開発段階についての考え方 について

現在の生成 AI は多くのクリエイターの著作物を無断で収集、使用している。これによりクリエイターの作風に酷似した作品が生成出来てしまい、もしファンや購入者が生成 AI の生成物の方へ流れてしまえば、それはクリエイターが得るはずだった利益を失うことになり、権利の保護がなされているとは言えないだろう。さらに、それが原因でクリエイターが作品の制作をやめてしまえば、それは文化の発展に寄与することにはならない。現在、クリエイターが拒否しても生成 AI への無断利用を止めることが出来ていない以上、規制を引くことは厳しいと思われるため、生成 AI の全面利用禁止をするべきではないかと考える。

●受付番号 185001345000000322

生成 AI は今までの技術と違い、既存の工程を踏まえた発展形ではなく工程が全く別で、材料も完成品を元にしている（イラストを使ってイラストを生成する等）。

本来の技術と文化の発展・継承に基づいた経済活動の意義を失わせ阻害する為、その技術の空洞化を招きかねない。

生成 AI はその出力の材料になる学習データを拒否権もない他者から無断で収集して作られている。

生成 AI は出力結果の品質で評価されている。

データの量と質、アノテーションの仕方で出力結果が全く異なってくる＝学習データこそが成果の要である。

しかしその成果は生成 AI を作成・使用した企業や個人による成果にすり替えられ、当人らはそれにより投資や利益を獲得しており搾取的な構造になっている。

生成 AI の入出力の制限や規制が行われていない為、犯罪・悪質行為への帮助性が極めて高く、現に数多くの被害を生んでいる。

生成 AI の出力であると明記する義務や規制がない為、それらと既存の画像・文章データ等を区別する手段がなく、偽装・僭称・詐称行為に対して消費者や各市場運営者が判断コストの負担を強いられ、それら被害に遭うリスクも増大している。

海外では生成 AI による出力物はすでに忌避されている、日本の創作物の文化を海外に展開していくたいと考えているのならば、明確な規制と制限を設けるべきだ、もちろん AI を使う側ではなく元となる創作者を保護する目的でだ。

●受付番号 185001345000000323

生成 AIについて、以下の問題点があります。

- ・他者の描いた著作物を無許可で学習させ、生成されたものには著作物が多く含まれている。場合によってはかなり類似性のあるものを生成することもある。
- ・無許可で使用しているのみならず、著作物を使用された著作権者には一切利益が還元されず、むしろ不利益を被っている状態にある。
- ・現時点では一定のクリエイターの絵柄のみを学習し、生成 AI でその絵、絵柄を再現、または複製したものを生成し悪意を持って行っているケースが見受けられる。

それ以外にもたくさん問題点はありますが、これらのが重なり許されてしまうことは日本の高い水準を誇る漫画やイラストなどのアート文化が破壊され、衰退してしまいます。生成 AI は現時点でも非常に問題点を多分に含んでおり、国としてこれを許すことは絶対に避けるべきです。また、海外では既に生成 AI に対して否定的な意見がとても多い状態です。その為今すぐにでも日本でこの生成 AI の問題点を理解し、法の整理をお願いいたします。

●受付番号 185001345000000324

まずは本音と建て前に分かれると思います。

建て前は「生成 AI のデーターセット、学習元のデーターは出所が正しく、かつ著作の許可をきちんと取っている問題の無いもの」ですが、それは膨大な手間をかけても使用許可を得られず、偏った一部のデーターしか使い物にならない場合が多いです。かつ成果も低いです。

ただし著作の問題は守られると思われます。

本音は、パワフルな AI データセットを本気で進めるのであれば、著作は徹底的に無視し「とにかくデーターを集める」のが最良で最短だと考えます。

公的には許される行為ではありませんが OpenAI や Midjourney などがその有用性を明確に証明しています。

現在の Internet において AI 生成のための情報搾取を避けるのは難しいため「AI による生成物が、既存の著作保持者の製作物と類似（生成 AI に許可して無い）、かつ、無許可で商用利用される場合」を取り締まり、AI 生成物を制限するのが良いのではと考えます。

ほぼ、既存の著作権法です。

理由は、AI 学習は個人でも可能なため避けられないからです。

ならば成果物を規制するしかないと考えます。

個人的な意見としては、大学や企業へ大規模に資金を投入し生成 AI を含めた AI 技術を可能な限り推し進めて欲しいです。

理由は、アメリカが中国へ AI 用高性能ハードウェアの輸出を禁止しているため、今が技術を伸ばすチャンスだからです。

著作権も大事ですが技術が大幅に進歩する事を、まず望みます。

●受付番号 185001345000000325

日本が誇るべきカルチャーを生成 AI などに使われたら、2 度と日本のカルチャーは目の目を見ないでしょう。

クリエイターを大切にするなら著作権が絡む生成 AI はすべて禁止にした方がいいと思います。

●受付番号 185001345000000326

いわゆる画像生成 AI は、元の画像に児童ポルノや他者の著作物を無断で使用して成り立っているので、AI から生成された画像に著作権を認めるべきではないし、著作物を無断使用している現状の生成 AI そのものを取り締まるべきであると思う。

●受付番号 185001345000000327

企業が広告や企画として使う AI ですら、
無許可で他社のキャラクターが生成されたり
学習元のデータに関する保護が不十分だと思える。

●受付番号 185001345000000328

現状イラストレーターへの嫌がらせやフェイク等で使われている印象が強いから規制してほしい

ワクチンを作らずウイルスをバラまいて手に負えなくなっているようで、いざという時ブレーキをかけられないまま進めるのは危険ではないでしょうか？

誰が何の目的で生成したのか、それこそマイナンバー等で管理が出来る物にするべきでは？

●受付番号 185001345000000329

「5.各論点について」の(3)生成物の著作物性についてのイの文中にある、「創意的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示は、創意的寄与があると評価される可能性を高める」という部分は、「2.検討の前提について」の(1)にある、「単なる事実やデータにとどまるもの（要件1を欠くもの）、（中略）は著作物に該当せず、著作権法の保護対象に含まれない」という部分と矛盾すると感じました。

AIによる生成物は同一の学習モデルに同一の文言を入力すれば同じように出力されるため、単なる指示の文言であり、どれほど詳細であっても創意的寄与として認められない上、学習元のデータを踏まえた物でしかなく、元のデータの著作権を侵害していると思います。

●受付番号 185001345000000330

絵師様が時間と労力をかけて描いた素晴らしい絵を、AIに学習させ、さらにはそれにより利益を得ようとする行為は決して許されることのない著作権違反だと思います。

●受付番号 185001345000000331

結論から言えば、現在使用されている AI 生成物に著作権が認められるべきではない。

昨今問題となっているイラスト生成 AI の成り立ちを知っていたらそもそも議論に値しないものであることは明白である。

というのも、イラスト生成 AI と言えば近未来的で聞こえは良いが、現行の AI による作画はデータベースにあるものの継ぎ接ぎであり、それこそプロンプトに作者名を入れることで特定の作者のサインまで復元されるレベルである。

要するにイラスト生成 AI とは名ばかりでただの無断盗用コレージュである。

作者が許してデータベース化されたものであれば何の問題もないが、現状のデータセットは上述したように無断盗用である点が問題だ。

この無断盗用を議論せずに生成物への著作権だなんだと言っている時点で本質が理解できていないと考えられる。

他にも総理に猥談させるような動画など AI 利用は人の声帯を含めた音声、ディープフェイク動画などイラスト生成 AI 以外にも問題は多く、これによる著作権を保護する以前に、データベースに使用されるもの（この動画の例であれば総理の声と顔）に対して、保護や無断使用に対する罰則などが何も議論がなされていない以上はそれによる生成物に著作権など認められるはずがないということは明白である。

●受付番号 185001345000000332

2-(1)エ

2-(1)ウには「これらの規定及び考え方...」の箇所には、著作権侵害が発生した場合場所が日本であるなら日本の法が適応されるとあるが、そもそも著作権は著作権利者に帰属するものである。

著作権利者が海外であれば権利者の国の法が適応されるのが妥当で、日本で起きたから日本の法ではあまりにも無理がある。

2-(2)イ及びウ 5-(4)について 5-(1)(エ)

生成 AI への著作物の学習は「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」とされている。

しかし例えば芥川賞を受賞した「東京都同情塔」に生成 AI を使った文章を使われていたり、AI で生成した画像により他人からの共感を得ようと、また利益を得ようとするアカウントが SNS やイラストコミュニケーションサービスなどに多くいるのが現状(例:<https://painter-ai.ai/>)

これは明らかに 2-(2)「ウ」にある「著作物等の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為」であり、ある著作物等を「情報解析の用に供する場合」に反している。

また「享受」される場合であっても 47 条の 5 が適応されれば、とあるが後述するように「著作権者の著作物の利用市場と衝突」はすでに発生し、著作者が学習を拒否したことにより AI 利用者が誹謗中傷を繰り返し創作活動を行わなくなったり、裁判や調査などに費用や時間を割かざる負えなくなり不利益を大きく受けている。

(生成 AI 利用者による著作者への誹謗中傷の例 [REDACTED])

[REDACTED]
これらの事象は「著作権利者の利益を不当に害する」に接触している。

5-(4)には「また、著作権者等へ...」には「AI 開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することにより、著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されるものではないため」対価還元の必要はないとされるが著作物を利用するのに著作権利者がその対価を求めるのは当然の権利であり、それがない時点で権利者の利益を不当に害していると判断できる。

また文化庁の「誰でもできる著作権契約マニュアル」にも「著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り譲渡できません」とあり、「使用料の支払いについて規定するようしましょう」とも。

著作物の利用する権利はそもそも著作権利者が保有しており、無断で使用することが違反であることをすでに文化庁自身が示している※1。

(※1 https://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_manual/1_1_2.html)

また 5-(1)(エ) 「また、本ただし書への該当性を検...」にある「著作権者の著作物の利用市場と衝突」はすでに起きており、DLsite では AI 生成物を使用したパッケージや漫画が販売され通常著作権者による著作物を利用する市場と衝突し DLsite 側が対応する問題が発生している。※2

(※2 [REDACTED])

また AI 生成による創作物が増えれば「将来における著作物の潜在的販路を阻害」し著作権者の利益を不当に害する問題が多発することは想像に容易い。

5-(3)生成物の著作物性について

5-(3)

2 生成の試行回数の「すなわち生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められることも考えられる」とあるが著作権法 2 条 1 項 1 号「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」とあり、AI での創作に政府自身が「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない」と示しており矛盾している。

また AI は創作ではなく単なる学習の情報のアウトプットにすぎず創作とは到底言えないものである。

以上から生成 AI の著作物の学習、生成 AI 生成の著作物性に関し

- ・著作権者の使用許諾と著作権者に対する報酬を必須
 - ・生成 AI に著作物性が発生することは無いことの明記
- とする法整備の即時決断をお願い致します。

最後になりますが、すでに生成 AI による被害は多く発生しており海外では法整備や規制の動きが活発になりつつあります。

文化庁は「文化を守り、文化で未来をつくる、世界とつながる」を掲げています。

生成 AI を推進し既存の著作物の著作権を蔑ろにするのはこれに大きく矛盾している行為だとお気づきですか。

今回の素案を一通り見た所、今回書いたこと以外にも多くの矛盾点や法の強引な解釈が見受けられました。

もう一度文化庁が何のために存在しているか、何を守るべきで今は何をするべきかを考えるべきかと思います。

●受付番号 185001345000000333

AIによる無断学習は窃盗と同じように罪です。人間がパクったら罪なのにAIにやらせれば罪にならないのはおかしいです。料理人のレシピや作り方、農家の野菜や育てかた、声優の声や話し方、絵描きの絵や描き方、全部その人の財産です。AIを使って盗まないでください。

●受付番号 185001345000000334

AIは人類の科学技術に直接関係する、極めて重要な技術の一つです。

AIによる学習ならびに、AIによる著作権は全面的に認められるべきです。

最も重要視すべきは人類の科学技術であり、著作権や芸術は二の次です。

科学技術という人間の理性に反する主張は、それは全て感情論であると言えます。

よって感情論に従うべきではありません。人類という脳と知性を持つ種族である以上、我々が最も重要視すべきは理性です。

だからこそ理性の結集体であるAIは全面的に認められるべきです。

AIは人類を更に次のステージに押し上げます。

●受付番号 185001345000000335

AI ツールのトレーニングにインターネットからスクレイピングした大量の著作物を利用しており、それらの著作物に対して対価を支払っていないことや、AI ツールが著作物を表示する可能性があるため不当であり、権利の侵害だと考える

●受付番号 185001345000000336

学習元が不透明であり、且つそれにより権利侵害が行なわれている可能性がある以上、AIを用いて作られたものは全て著作権違反と判断すべきである。よって、AI作品に一切の著作権を認めるべきではない。AI普及・活用を推進するのであれば、まずは完全にクリーンなデータベース(学習ファイルの著作権がすべて明らかになっており、且つ著作者が同意しているもの)を用意すべきである。既に出回っている学習データは冒頭の通り著作権侵害であり、いかなる理由があっても利用すべきではない。

●受付番号 185001345000000337

2.ウ 権利制限規定の考え方

権利者の許諾を得ずに著作物を利用できる範囲に「営利を目的としない上演等」とあるが、無許可で学習した画像を利用したAI画像生成ツールを明確な営利目的として利用している事例がすでに存在しているため(1)、この考え方は適用されるべきではないと考える。

(1)<https://official.fanbox.cc/posts/5932126>

2(2)ア 「柔軟な権利制限規定」の制定に至る背景と経緯

「新しいイノベーションの創出の期待」とあるが、そのイノベーションの創出に至るまでに既存の創作者の創作意欲の低減、それに伴う関連技術の将来的な低迷と文化発展の阻害が懸念されるのではないか。

●受付番号 185001345000000338

現在の生成 AI の普及状態から見て生成物と既存著作物の類似性の検証が追いつくとは到底思えない。

著作物が守られるとは思えない考え。

●受付番号 185001345000000339

生成 AI は現状イラストや音楽などの創作者の権利を奪うだけでなく、利用者による著しいイメージの低下が SNS 上で見られます。

生成 AI を今後クリーンなイメージで発展させるために、明確な学習のための線引きが必要であると考えます。

AI 学習は今いるクリエイターの作品ありきで成り立っているため、クリエイターの権利や作品を守ることを第一に考えていただきたいです。

特にアニメ、マンガは世界から注目され評価される文化です。その文化を潰さないための法整備をお願いしたいです

●受付番号 185001345000000340

無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当するものだという意見が、SNS でとても話題になっています。

この意見から色々と調べていくと、意見提出をしなければ自分を含めて創作活動をする人が苦しい状況になるのだとわかりました。

イラストレーターが AI に絵を無断学習され、仕事が来なくなってしまった人もいます。

日本だけ生成 AI についての規制が緩く、海外のようにもっと厳しく規制をしてほしいです。

●受付番号 185001345000000341

4.

- ・ディープフェイクが簡単に作れる
 - ・既存のクリエイターに嫌がらせ目的で使われる
 - ・クリエイターの成果物を使わないと成り立たない仕組みなのに市場が競合する
- これが問題だと思っています。

5.

(2)

そのため、利用段階に規制を設定する必要があり、権利者が脅かされる場合は明確に訴えられる仕組みを作る必要があると思っています。

(3)

人には考えつかなかった発想を生み出した場合はAI使用者の著作物となると思います。既存のクリエイターの模造品でしか無い場合は著作物では無いかと思います。生成の仕組み的に違うのは重々承知していますが、生成したものが何人かのクリエイターのコラージュの様に見える場合は権利者として訴える権利が発生るべきだと思います。そうしなくては新しい表現を模索するクリエイターが居なくなります。

●受付番号 185001345000000342

その他の論点に関して

先ず、そもそもの話として、AI を利用したか否かを判断する事が難しくなっている為、
生成 AI を利用した事を表記する義務を課す法律を考えるべき。

●受付番号 185001345000000343

画像生成 ai に厳格な法整備を進めてください

例として、特定の人物の作品を大量に読み込ませて作ったと公言して投稿されている画像などがあります。公言されているのにも関わらず、オリジナルを製作している人はそれに對してグレーだからと泣き寝入りをするしかないというのが現状です。

また、公言していないとも類似性の高さから日本のアニメーションを無断で切り抜きその画像を大量に読み込ませて作られて生まれた作品も数々見受けられます。

本来こういったものは著作権違反に当たるはずなのに現行ではグレーになっており個人又は企業の著作物が合法的に搾取されている状態が続いています。世界に誇る日本のカルチャーの一つである漫画アニメ文化を守るためにも学習元のデータセットの公開を義務付けてクリエイターの方々が安心して作品作りができるような環境(制度)を整えてください。

●受付番号 185001345000000344

私は本業・趣味ともにクリエイティブ業です。昨今話題の生成AIについて、仕事用途で使うには不審な部分が多く、使いたくないと思っています。今回パブコメという機会をいただけたので意見をお送りいたします。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

- ・データセットへの不審感があります。

不当に入手されたデータ（いわゆる漫画村などの海賊サイト）や、児童ポルノ等の非人道的なデータが含まれていると聞きました。間接的に犯罪行為に金銭を渡すことになってしまわないでしょうか。

また、adobe、shutterstock 等有名企業もAIに取り組んでいますが、その会社が所持している画像ストックサイトそのものに権利的に不審なデータが多く含まれており、改善されません。

(2) 生成・利用段階

・「AIの学習方法は人間と同じ。だから問題ない」という意見がありますが、私は「私自身が学習していない情報を出し、それを自分の作品だと表明したくない」と考えています。万一他者に権利のあるデータを知らずに世の中に出してしまった場合のリスクが高く、責任を負いかねないためです。

仮にAIを作成した会社が金銭的補償をしてくれたとしても、ユーザー（クリエイター個人や、企業）の社会的信用度の損失、補償は誰が負うのでしょうか。ユーザーが負わなければいけないなら、わざわざAIなんて使いません。

・検索結果の汚染問題もあります。google検索で生成AIのものが混じっていたり（正確な情報を得られない）、写真素材販売サイトにAIと記載せず登録されるなど（クリーンな素材を購入したい）。

(3) 生成物の著作物性について

(4) その他の論点について

- ・そもそもAIユーザはクリエイターなのでしょうか。

これはクリエイターではないと思っています。しいて言うならクリエイターはプログラマ、あるいはAIソフトウェア自身を指すのではないでしょうか（例：囲碁のAI等）

・現状、AIを想定した法律になっていないと思います。賛成派や反対派、様々な視点から意見を集め、法律の更新がされることに期待しています。今まででは反対派の声は届いていなかった印象ですが、今回、広く意見募集をかけてくれたことには感謝しています。

・生成AIと技術史を論じる際に「写真の発明と同じ」という言い方がありますが、どちらかというと「シャインマスカットの種の窃盗」ではないでしょうか。当時の写真家は、例えばモナ・リザを撮影して「私が描いた」とは言わなかつたはずです。

・正直そもそも生成 AI がなくてもクリエイティブ業で困ることはないです。むしろ消えて欲しい。すみません、本音が出ました。

終：

技術的には面白いものだとは思っていますが、あまりにも現クリエイターをないがしろにしたり、無断で作品を使用して技術開発するなど、AI ユーザーや開発者に良い印象がまったくもってありません。心情として AI には消えてくれとは思っていますが、現実、出てしまった技術がなくなるとも考えにくいです。せめて現クリエイターに敬意をもって開発・法整備してくれませんか。

いずれにせよ、前半で申し上げた通り感情論を抜きにしても仕事では使えません。

ご検討宜しくお願い致します。

●受付番号 185001345000000345

日本のコンテンツ産業は、今守っておけば、良い意味で長期的に成長産業として持続できると考えています。ある意味経済資源と言っても良いと考えます。

しかるに、アニメや漫画といった日本のコンテンツ資産を、AIによって他国に篡奪させるのは、いわば石油や食料資源を他国に奪わせているに等しいように思います。

かつて、20世紀後半から、自動車工場の産業の空洞化と言った指摘が相次ぎました。（今はもう政府も経済的敗北を認めたのか、どうも「産業の空洞化」という単語自体殆ど聞かなくなりましたね。）

そう考えれば、コンテンツ産業はぜひとも日本に残したい国内産業である...ように見えます。

もちろん、政府として、「そんなに才能があるのならアメリカでもどこでもいって創作すればいい」というスタンスもありとは思いますが、

そんなことを20世紀に言って居た結果、GAFAMにあたりに全部持っていくかれたようになるので、このまま行くと日本全土が香川県のようになるのではないかと思います。

●受付番号 185001345000000346

生成 AI のデータ学習は窃盗と同様のものである。

SNS 及びインターネットにクリエイターが投稿したものは展示しているだけであり、それらを使用することは許可していない。クリエイターが自由に使っていいと言っていない限り、使用を許可しているのはその創作物を作るよう依頼した人のみである。

クリエイターにお金を支払って依頼する人もいる中、「奪ってもなくなるから」という理由で展示しているものを勝手に使用されることはまかり通つていいものではない。

マジックコンピュータという前例がありながらここまで法規制されないのは甚だ疑問である。生成 AI による生成物を個人的に使用する場合や、生成のために打ち込んだプロンプトを公開することはマジックコンピュータ同様問題ないが、生成物を SNS 及びインターネット上に公開することは認められるべきではない。

生成物を SNS 及びインターネット上に公開する場合は学習のためのデータは許可を取ったものやクリエイターに相応の報酬を支払った場合のみに限定するべきである。

●受付番号 185001345000000347

AI と著作権に関する考え方について

AI とは人工知能でありこの AI によってより私たちが出来ることの補助ができます昨年から AI によるイラストや音声も作られるようになり、創作系が苦手な人でも創作を作られるようになりました。しかし、創作においては必ず著作権が付き物であり必ず創作を行う際は注意を行うようにしないと行けません。この AI によるイラストは悪い方向へと繋がるのではないかと危惧する製作者がいます。これはほぼ当たっており、創作において自分が苦労して創ったものが他人によって多く出されたら創作意欲を失い製作者がやめる事態にもなり大きな悪循環を生み出しまいます。これを防ぐには著作権を上手く使いこなさなければ行けません。ただし著作権を厳しくすると今度は製作者自信を首を絞めることにもなり著作権を厳しくするのではなくどう上手く使いこすかです。海外でも AI にたいして厳しいところもあるのですが上手く調整しないと製作者の成長が止まってしまいます

●受付番号 185001345000000348

まず前提として、今後も A I による画像生成技術等は進歩していくことが考えられる。そうなると A I 生成画像であるか否かの判別はどんどん難しくなっていくだろう。そうなれば学習元として使われたにも関わらず、判別がつかないから訴えも出来ないということも起こりうる（すでに起こっている）であろうことから、早急に対策が必要と考える。

個人的には、A I によって生成した画像は A I によって生成した旨を明示することの義務付け。

および、A I 生成した画像の学習元となった画像（実写・絵画にかかわらずその権利者）の許諾および生成した画像への許諾者の名前を記載またはデータ上に付与（作家名などでも可、ゲームなどに使用した場合スタッフロール等への記載も可）というのが絶対に必須なことだろうと思う。

●受付番号 185001345000000349

1 に対して。

作品を作ると言うことは、個人が個人の能力を高め表現を出力するのであって、その成果物を学習させ類似の作品を出力するのは窃盗と同じではないか。学習するのならば権利がフリーの作品に限らなければいけないと思う。人が学び自分の色を出力する作業と AI で画像を学ばせそれを真似する作業は違うように思います。

●受付番号 185001345000000350

私は特に生成 AI について意見があります。生成 AI を使用した際は必ず記述が必要、そして使用する前の段階でもう少し制限をかけるべきだと思います。すでに今出回っている生成 AI のソフトを使用するには許可(資格や学習元への許諾)が必要にすることや、これから作られたり、学習させたりする AI に関しては、世間一般に共有をしないことなど厳格な体制が必要だと思います。さらに今までの出回っている生成 AI について、すでに何十億、何百億もの創作物が使用されていると聞きます。声や画像など様々なものがデータとして学習されているので、できれば規制していただけたら嬉しいのですが、規制できなくとも、AI を使用したかの判別ができる状態にしてほしいです。判別ができないものにつきましては処罰があると多少は判別できるようにしてくれることを願っています。

●受付番号 185001345000000351

イラストを生業にしてる者です。

現実的なラインで AI 学習を防げない以上、各種生成 AI は全国民が好き勝手使用可能にしながらも、個人が被害を受けた際に裁判所へ駆けこめる状態が良いと考えています。

G7 でお話してルール作りをしようと、EU 圏巻き込んでルール作りしようと、確実に中国や中東あたりには無視されることが目に見えすぎるのはわざわざ書くまでもないことだと思いますが、現状の AI 学習無法地帯はそういった国を跨いだ際の自衛という面ではそこそこ機能していると思うのでこれは維持しながらも、個人が被害を受けた際に起訴してそれが通れば該当作品などを削除できるような状態であれば良いと考えています。

●受付番号 185001345000000352

イラストなど他人の作品を無断で元にして AI で画像を作り、その画像を売るなどの行為が多発している。これの何が問題かというと、AI で作った画像の元になったイラストを描いた人からすれば、自分のイラストを他人が使っているにも関わらず、自分には一銭も入ってこない。著作権のある画像を無断使用されていることと、変わらないからだ。料金を支払われないで無断で自分のイラストを使われている。そして、もっと酷い話になると、自分のイラストが勝手に AI に学習されて、その AI を使用し画像を作り、その画像を販売されるということも今まさに起きている。こんなことが、あってはならない。それを防ぐ為、幾つかのルールを作るべき。まず、大前提として「他人のイラストを無断で AI のデータに利用してはいけない」というルールが必要だ。このルールを作らないといけない理由は、使用禁止されている他人のイラストでも、AI でアレンジすれば使って良いということになってしまうからだ。

そして、「AI で作られた画像はハッキリと AI で作られたことを明記する、明記しなかった場合は罰則がある」「AI で画像を作る際は元になったデータを公開する必要がある。それを拒否することは出来ない。」「AI で作った画像に他人のイラストが元になっているにも関わらず、自分のイラスト又は許可されたのみを学習させているという嘘をついた場合は罰せられる」というルールを作る。これは、AI を使って他人の作品を使用しているにも関わらず、自分の作品だけを元にして作ったという嘘をつく人が存在するからだ。冒頭でも書いた通りその中には、嘘をつき金儲けする外道も存在するからだ。

私の知人には、自分のイラストを無断で使われて金儲けに利用された者、勝手に配布された者、それが原因で鬱病を発症したり、自殺未遂した者までいる。それにも関わらず、彼ら、彼女らは泣き寝入りすることしか出来ない。

どうか、こんなことが二度と起こらないよう、新しいルール作りを頼みます。

●受付番号 185001345000000353

例えば、AI 推進派の先生方の声や発言・思想を無断で学習させた AI があったとして、これまでの発言を撤回・否定する声明を別の作成し公開したとして、おそらく先生方はすぐに否定の声明を出すでしょう。

しかしながらも知らぬ第三者から見れば、それが AI によって作られたものであることは関係なく、先生方が自らの発言を撤回しただけにすぎない。

おそらく作成し公開した人物は、「無料あるいは購入した素材を利用しただけ」というでしょう。であれば推進派の先生方は AI に学習させた人間を探すでしょう。

その間にも、同様の方法で愉快犯あるいは模倣犯による声明が先生方だけでなく他の議員の先生方、ひいては内閣要人の言葉や思想が勝手に公開されるはずです。

…そうなった場合、事の発端となった AI 推進をされた皆様の処遇はどうなっているでしょう。

とても、楽しみにさせていただきます。

自分は関係ないなどと、思わないことです。

●受付番号 185001345000000354

私は生成 AI に関して、著作権侵害の可能性があるため、推進反対です。

生成 AI は、1 から絵や音楽を作り出せるものというように見えますが、実際はインターネットの中にたくさんある完成品のデータを元に作り出したものです。

特定の作者の作品を元にして生成 AI を使えば、その作者の絵柄そっくりの作品ができるかもしれません。これが作者の意を反した、つまり真似されたくないものであれば著作権を侵害しているのではないかでしょうか。

実際、生成 AI を利用したイラスト作成により、有名クリエイターの成りすましをして不^正当に金銭を稼いだり、有名クリエイターを誹謗中傷の的にしたりするような出来事が起こっています。しかし、それを罰する法律もなく、AI を推進するという名目で無法地帯となっている状態です。

有名クリエイターだけでなく、一般クリエイターもそれに巻き込まれている状況は異常なものでは無いでしょうか。泥棒をされて被害者泣き寝入りするようなものです。

生成 AI はこの先、確かに企業システムなどを助けていく技術ではあるのでしょうか、このままでは、イラスト、音楽、漫画、日本が世界に売り出すコンテンツが衰退していきます。

クールジャパンを継続していくためには、クリエイターの著作権が守られるように生成 AI の学習源を制限するべきだと思います。

●受付番号 185001345000000355

AIはクリエイションや、著作権などが関わるコンテンツを利用する価値がありません。医療、研究など未来をつくるためのツールにするべきです。価値のない利用方法は考えるだけ無駄です。文化の崩壊を促すのはやめにしましょう。発案に倫理観が無さすぎてどうしたいのか、方針も何も見えてきません。末恐ろしいばかりです。

●受付番号 185001345000000356

著作権を持ち、漫画家として仕事をしている者です。

ライセンス料金を支払い、当該サービスの規約に従って生成 AI を背景や素材として活用しながら創作を行っております。

商用利用できる AI 生成作品において、私個人も過去数千枚のイラストデータを web に公開してきたこともあり、過去の自分のデザインやイラストも AI 学習されているだろうと認識しております。

ですが「集合知のひとつとして感性や技術が死後も残る」ことをポジティブに捉えており、AI 技術のよりよい形での発展を願っています。

「特定の作家の絵柄」を集中学習し、あたかも本人が描いたように見せかける形での生成 AI 利用、また商用利用は深刻な問題だと考えています。

NFT 対応と並行になると思いますが、今後学習元となったアーティスト（LoRa 等）に権利や報酬が発生するシステムができると期待しています。

学習されたくないアーティストは学習防止ノイズを乗せる web サービスや、画像をアップロードしない等の対策をとるなどして、生成 AI を利用する側としても気持ちよく利用したいと思っています。

●受付番号 185001345000000357

はじめに、イラストの生成 AI 利用や画像生成といった内容に偏ることをお許しください

他の分野の生成 AI についても同じような意見を持っています

3, (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

1 の案について

- ・部分的に賛成です

・生成 AI を使用し、イラストなどの画像を生成するソフトウェアの中には、特定のアーティストの作風を学習し、アーティストそっくりの作品を出力できるものがあります。そういったソフトウェアを使用し、「こんなもの何秒で作れる」というように元のアーティストへ攻撃するために画像を生成するユーザーや、悪意を持ってアーティストの作品を学習させるユーザーなど、悪質な使い方をする人が少なからず存在している昨今では、こういった技術を作るだけでなく、生成 AI ソフトウェアに技術の導入することを義務化すべきであると思います。

2 や 3 についても導入を義務化すべきだと思います。

4、関係者からの様々な懸念の声について

・全体的に申し訳ありませんが、作品をネットにアップすれば学習され、似たような画像が大量に生成される。そんな世の中で誰がクリエイターを目指そうと思うでしょうか。現在、生成 AI をいわゆる商用目的（販売目的のイラスト生成、アニメや広告、ゲームなどに生成物を利用するなど）で使用する、またはそれが疑われると多くの場合ユーザーから批判を受け、発表した物の取り下げになるなどして、生成 AI を使ってお金儲けをするのは難しくなっています。そんな中で、生成 AI の利用を推進しても、経済的な効果は薄いのではないでしょうか。

5、各論点について

・クリエイターの不利益になる場合やどこからが著作権侵害かを定義するのは大変困難で、そういった法律ができたとしても、結局はお金をかけて裁判で争わなければならぬ事になりそうで、クリエイターが声を上げにくい現状は打開されないと思います。なので明確に、著作権のある作品の無断学習は禁止、せめて AI 学習禁止を公言しているクリエイターの作品は法に守られて然るべきだと思います。

・また、クリエイター達の中には glaze や emamori、nightshade 等、自ら作品を守る対策をしている方もいます、自分の著作物を守ろうとしているだけの行為を絶対にコンピュータウイルスをばらまくといった行為と同列に扱い法で取り締まるなんてしないでください。著作物を勝手に使って生成 AI を作る、使用する自由があるなら、生成 AI の学習を拒む自由だってあっていいはずです。

最後になりますが、サブカルチャー、いわゆるオタク分化を世界に発信している日本という国の、第一線で活躍しているクリエイターの権利や若きクリエイターの芽を守るために

も、慎重で正しい判断をお願いしたいです。

そして、生成AIの悪質なユーザーによって、心を壊してしまい精神疾患にかかってしまった方、そして自ら命を絶ってしまった方がいることを心に止めていただけすると幸いです。

●受付番号 185001345000000358

AIで生成される文章であれ絵画であれ、もとは人間が作り出したものをデータとして抽出収集して、無断でAIで再生産するものであり、データ元と競合する生成AI開発するのは不当な権利の侵害行為に該当します。欧米諸国では創作者、芸術家の権利を守るためにAI生成を規制するよう動きがあります。クールジャパンを謳い、日本を諸外国へアピールする為の重要なオブジェクトだと考えているのなら、創作者（漫画家、小説家、作曲家、作詞家など）を保護しなければ筋が通りません。今、創作者を保護しなければ日本の文化、クールジャパンはお題目だけの張りぼてになり、いずれは滅びます。

●受付番号 185001345000000359

AI 全面禁止にしろ

●受付番号 185001345000000360

生成AIの学習段階に関して、そもそも学習ではなくデータの無断利用であると認識して欲しい。絵で言えばそこまでに至る努力と時間を盗まれているし、人の顔写真であれば人権を侵害している行為だ。

学習と言えばAIが知能を持ちAIが考えて勉強し、絵や写真を生成していそうだが実情は違う。AIの画像生成にはデータセットが必要だ。それには絵の投稿サイトやSNSからスクラピング等の手段で無断転載された画像達が入っており、一般人の顔写真や絵、アニメや漫画のスクリーンショット等もある。そして生成物のクオリティを更に上げるために追加で画像を無断利用している人もいる。これを人間がやつたら権利侵害なのに何故AIだと許されるのか。

生成AIが出てきてから絵描きの絵柄を狙い撃ちで無断学習してR18画像を生成、成りすまして金稼ぎをする、俳優の顔写真を学習しディープフェイクポルノを作成、AIデマ画像や動画の増加、音声を無断利用して詐欺に使われたりと、とにかく悪用ばかりされている。画像検索や画像素材サイトではAI製の細部が破綻した画像が溢れて検索の邪魔をしていることやそれで稼ぐAI利用者もおり不便になっている。

AIが出てくる前からこれらは可能だったかもしれないが、技術がなくてもAIで誰でも容易に出来てしまうようになった。そして明らかに享受目的の利用にも関わらず、それらに苦言を呈しても合法だからと突っぱねられてしまい、法で規制出来ていないのが問題なのだ。

現在普及しているAIは海外製と日本製どちらもあるが、日本のクリエイターの著作物が海外に無断転載され、無断転載サイトから画像を収集、AIサービスで高クオリティの絵が生成可能になる、日本人がそれらに金をはらう、という構造が多く、やはり前提として画像の無断利用がされ、元絵の作者には還元がされていない。クリエイターの意見ももっと聞くべきだろう。

海外ではAI規制の流れが進みつつある。AIは人権侵害ツールだからだ。日本の誇るアニメ漫画カルチャーを生み出しているクリエイターの著作物を盗用しているAIを日本が推進し続けたら、日本の作品はAIが使われているのでは?と海外からの信用も落ちてしまう。日本はそんなものを容認しないで欲しい。

今いるクリエイター、俳優、声優等の権利を侵害しているツールを何故政府は推進するのか。嫌がらせや脅迫をされ、自殺までしたクリエイターもいる現状をどう思っているのか。

大してまだまともな使い方もされておらず、犯罪や嫌がらせ、金儲けやディープフェイク等悪用ばかりに使われるような現状の生成AIはさっさと規制した方がいい。

何か有効活用したいのなら海外製のAIツールや無断転載サイトを利用していない許可を得た画像のみのデータセットを日本が作り、データセットの中身は開示し、その上で活用

すれば日本はA Iで優位に立てるかもしれない。絶対に現状の人権侵害データセットは利用してはいけない。

またA I生成物の著作権に関してだが、A I生成物には著作権を付与すべきでは無いだろう。こういう画像を作りたい、というプロンプト、命令をA Iに入力し、データセット内の画像につけられたタグから画像を引っ張り出して合成しているというのが大まかな仕組みだが、A I利用者はプロンプトを入力しただけで、その合成を何回も何回もガチャガチャのように当たり画像が出るまで繰り返しているだけだ。アイディアは本人のものが出力はA Iだし、そもそもデータセットが盗用物で成り立っているのだから権利で保護するのは元画像だろう。

改めて言うが現状のA Iは人権侵害ツールだ。悪用が容易に出来てしまう。

人間がしてはいけないことが、A Iを通したのから許されるなんてそんなこと通るはずがない。

議会にA I推進したい人ばかりでなく、A Iに懸念を抱いている人や規制を求めるクリエイターも読んで話を聞くべきだろう。

これは人権問題だ。現在普及しているデータセットは海賊版でしかないとため、早急に削除の義務付けと所持の禁止をして欲しい。せめて許可を得た画像のみでデータセットを作成する、生成物にはA I製と自動で明記される仕組みと、公表時にもA I生成物という表記を義務付けを願う。

A I活用でどうしても日本が有利にたちたいとしても、成り立ちのおかしいデータセットでは著作権的な意味でも海外からの目線という意味でも問題が生じる。

まず著作物を無断利用しているデータセットの利用と所持禁止、クリーンなデータセットの作成、活用の仕方はそれからだろう。悪用と犯罪ばかりに使われている今のA Iは早急に規制すべきだ。

●受付番号 185001345000000361

クールジャパンを大事にするというのに、創作を大事にしないAIを擁護するのは最悪だと思うので、きちんとAIを取り締まってください。
AIを擁護するような意見は必要ないです。

●受付番号 185001345000000362

生成 AI で特定の版権物や特定の人の作風といった少数の学習元から作品を生成することは著作権侵害あたると考える。また特定の版権物や作風を生成することが目的でない生成 AI も、AI を用いない創作の需要の低下などから間接的に、著作権者の利益を不当に害するものに当たると考える。生成 AI のように学習したデータが直接 AI の利用結果にかかわるものは、同意を得ていないデータを学習することは禁止すべきだと思う。

●受付番号 185001345000000363

画像生成 AI についての意見

画像生成 AI で無断でイラストを利用するには良くないです。

無断で使用し、収益を得ることも許されることではありません。

現状、sns で無断でイラストを利用した挙句、イラストを描いた本人に侮辱とも取れるような発言をしたりしているような人も見ていています。

そんな事をされてしまっては、絵を描くことが楽しくなくなってしまう方もいると思います。嫌がらせ行為でしかありません。

たくさんの絵描きの方から作品を盗んで混ぜて、自分に作品ですみたいなのは不愉快極まりないでしょう。

たくさんの努力で培ってきた絵描きの方達の技術・知識はそう簡単に得られるものではありません。

多くの絵描きの方が画像生成 AI を否定しているにも関わらず、それも無視して使用しもっと素材を寄せさせと言うのはおかしな話だと思います。

私は画像生成 AI 自体に反対しますが、今後も使う人はいなくならないと思うので、使う場合は、無断で使用を許可されているフリー素材のようなものを作り、その中で個人で楽しむような利用法が現状の画像生成 AI 技術には適切だと思います。

sns にその画像を投稿するならば、AI 仕様と明言する事を決まりとする必要があると思います。

●受付番号 185001345000000364

AI と文章に関する著作物に関して意見を述べます。今回の [REDACTED] のような部分的にでも chatgpt の文章を丸々用いた場合、絶対に著作権を認めるべきではないと考えています。そもそも、著作権における創作の意図とは、著作物の表現に表現者の個性や独自性が反映されていることが重要となります。丸々用いた場合、表現者の個性や独自性が反映されているとは到底言えません。そのような行為はコピー＆ペーストであり、個性につながると考えるのは無理があります。確かに、別の表現ではなく AI の用いた文章を選択したという個性はあるかもしれません。しかし、その選択を行なった主たる選択者は AI と言わざるを得ないでしょう。その場合、人間が創作したとまでは言えないかと思われます。著作権の保護範囲に含まれるとは言えないと思います。

またどの程度 AI の内容を文章に用いたら著作権が認められなくなるかの線引きも難しいです。5%程度なら良いという人もいるかもしれません、少なくとも用いた部分は明記すべきで、その範囲は一切著作権を認めるべきではないです。しかし、文章は著作内の他にも影響を及ぼすので、結果的に著作物全体の著作権を認めるべきではないと思います。加えて、著作権を主張する作家が著作権侵害につながる AI をそのまま活用するなど言語道断です。権利には責任が伴うため、著作権を求めるのであれば著作権を侵害する AI を使うべきではないという市民感情があります。AI を使う場合は著作権フリーで創作活動を行えば良いと思います。

●受付番号 185001345000000365

生成 AI は明確に著作権違反だとするべきです。

完全に許諾を得た著作物のみを対象として学習した生成 AI であれば話は別ですが、そんなものはありません。

また、生成 AI を利用してうまれたものを著作物として認めるかどうか、その線引きについてもなるべく詳細にかつ、厳しく判断していくべきだと考えます。

今後に大きく関わる非常に重要な法律になっていくことは確かなので、中長期的に検討していくことには賛成します。

●受付番号 185001345000000366

法律や条例・命令を作る時に、作る側の人がそれを許すとどうしてみんなが困るのかを自身に置き換えて分からぬといけないと思うので少し書きます。

現在創作界隈では純粋な全年齢イラストやファンアートを取り込んだAIにそのイラストの成人向け描写差分を作らせ公開するという悪質なことが起っています。

これはイラストに限った話ではなく、現実の写真でもコスプレイヤーの写真をその人の顔やポーズはそのまま女体の裸と合成するなどの倫理観のない迷惑行為が発生しています。

これは被害者は女性に限られるだろうなどと思って軽く考えないでいただきたいです。コスプレイヤーの件は女装コスプレイヤー、つまり男性です。

見知らぬ人から見たらそれらの画像を本人が描いたり撮ったりしたものなのかな否か分かりません。それが1度出て広まると完全な削除は出来なくなります。

性別や年齢など関係なく被害に遭う可能性は十分にあります。議員の人達も例外ではありません。若い女性や子供だけではなく、見た目が男なのに歳をとってるのにとか、ルールを決めるあなた方が興味なくてもそんなことは関係なく身近な人が被害に遭う可能性は十分にあります。現に音声や映像を加工されて首相に下品なことを言わせる変な動画が出ていましたよね。自分の姿や声がそういうものに消費され世界中に出回り一生消さないことを良しとする人がどれだけいるでしょう。イラストなどの作者も同じ思いです。

ああいうの害悪な物を増やさないよう強い規制を敷いてほしいと思います。

AIの規制が緩いことは表現の自由を守ることにはなりません。自由には責任が発生します。AI生成を好んで使う人達の大半は面白そうとかいう軽い気持ちでそれらを生成し、素材にした人やイラストに実害や損害が起きても責任を持とうとしません。規制をすることで、法できちんと裁かれる形で強制的に責任を取らせてほしいと思います。

●受付番号 185001345000000367

5. 各論点について

いずれも現行法で概ね対処可能なのではと考える。

しかしながらAIと著作権というテーマから逸脱した論点とは私も理解しつつ、一点論点の追加・その解決策についてご提案がある。

そもそも生成AI論争は、「皆は『著作権』を言い訳にして言い争っているだけで、実際は感情論や印象論によるヒステリーから始まっている」「したがって法制度を整えたところで、社会混乱は収まらない」点を心に留めておく必要があると考える。

法制度の徹底によってAI生成物を定義していく試みは必須で、司法の場においての問題解決に一定の効果はあるものの、この生成AI論争は感情論や印象論による『ヒステリー』が大半で、それによる現状の社会混乱は法制度徹底によって解決するものではないと思われる。なぜなら今巻き起こっている論争はすでに現行法で概ね対処できそうながら、大半の人間はそれを理解するに至る論理的思考力を持ち合わせるのが困難で、実際は「著作権のラインが不明瞭で、侵害されていると思うから怒っている」のではなく「感情的に気に入らないのを、それらしく見せかけられる理由をつけて正当化している」に過ぎないケースも多い。

その感情的論争の根底は人間産か生成AI産かコンテンツによって不明瞭で責任の所在が曖昧、それゆえに余計な詐索と邪推と不安を招くことにあると考える。

そこで「免許制ないし許可制にして、国や司法がAI使用者を個人法人問わず把握できるようにする」ことを提案したい。

AIを操作し、生成できる人間は国が許可した者のみと限定することで、責任をAI生成物とその行為に紐付ける。例えば許可した者に管理番号を発行し、その管理番号を入力しないと生成AIをアクティベートできないような法制度にし、建前上は『生成AIを使用できる者は許可した者だけ』という構図を作る。仮にその管理番号を使用して第三者が生成AIを操作しても、責任はその許可した者に向くような形となる。したがって許可を受けた者は第三者使用に慎重になり、結果としてそれなりの確度で『生成AIを使用できる者は許可した者だけ』という車の運転免許証と似た構図ができるのではないかと考える。

その上で「生成AIにブロックチェーン技術などを使用・紐付け、生成履歴（日時、使用者名、生成内容等）をネットで検索すれば国も個人も関係なくいつでも誰でも把握できるよう、可視化を法で義務付ける」ことも提案したい。「誰がこの生成物をAIを使って生み出したのか」「そもそもこの生成物は人間産なのかAI産なのか」が把握する目的である。これは「フェイクコンテンツ生成への牽制」「極めて本物に近いリアルティストの絵柄を生成することによる脱法的非実在児童○ルノ生成への牽制」「人間が作成したと偽ることで不当に利益を得ることへの牽制」等が可能になると考える。

実際には別にブロックチェーン技術である必要はない。生成者の名称（事業者なら企業名等）ないし管理番号、生成日時、そして具体的な生成内容（イラストならイラストそのもの、動画なら動画そのもの、文字なら文字そのもの）が、国から一般人までいつでも簡単に検索すれば確認できる形であれば何でも良い。当然「色塗りだけに使用した」「ラフだけ作成した」「セリフの一部のみ書いてもらった」だけでも履歴に残す。あらゆる使用履歴が可視化されるようにしたい。

一方で事業者であれば、履歴内容は企業秘密公開に等しいのでダメージになると考える。例えばアニメ・漫画・ゲーム業界としてはキャラクターのイラスト等を発表前に公開した場合、発売後の損失になる懸念もある。したがってこの場合を想定して、履歴開示の段階は最低二段階に分けることで回避する。生成者の名称（事業者なら企業名等）ないし管理番号、生成日時は生成段階で履歴として公開、生成内容の開示は作品の発表ないし発売のタイミングで公開されるという仕組みである。そうすることで、企業秘密の公開は回避できると考える。

想定される問題点としては、生成履歴回避策や無許可な生成AI——つまりは『闇AI』が出現することは避けられない。しかし基本的に免許制で規制を行えば責任が発生するので、既存の無秩序な生成AIの使用に個人法人問わず一定の秩序は生まれる。特に法人であればリスクを避けるため、しっかり管理の伴うAI使用を行うことが期待できる。

一方で、闇AIの使用を厳罰化することが必要である。特にフェイクコンテンツの生成は容易な上に、社会秩序を強く乱すものであるため影響範囲が大きく、法による大きな牽制が必要。闇AIの使用にはとてつもないリスクが生ずるという意識を、民衆に植え付ける必要があると考える。

以上、提案になります。現状起こっている問題の解決策として、何かしら取っ掛かりになれば幸いです。

●受付番号 185001345000000368

現状では著作権侵害に当たらないAI生成物は無い、また誰でも容易にディープフェイクが作成できてしまうことや、限りなく本人に近いポルノ画像等を作成できてしまう問題もある。クリエイター保護だけではなく、実在する全ての人物の肖像権保護の観点からも生成AIそのものに全面的な規制をかけるべきだと思う。

●受付番号 185001345000000369

3. 生成 AI の技術的な背景について (1) 生成 AI について

新しい技術の進化による人間社会の発展は望ましいことではありますが、実演家の表現の模倣や盗用を安易に促し、職域を侵害する可能性があるものは規制する必要があると考えます。無断で音声データや肉体の外見のデータを学習させ、生成されることに懸念があるからです。

あくまでも、主体は人間であって、その補助を AI が行うという趣旨に基づき、新たなガイドラインや法律の制定をする際には日本だけでなくアメリカや EU にも識者から助言を貰って、しっかりと検討を重ねたうえで決まるこことを強く望みます。

●受付番号 185001345000000370

当方ギャラリーを運営しております。生成AIに関する進化は著しいものがありますが、基本的に制作者個人が自分の作品を読み込ませ利用させる方法以外での利用は明確な機会損失に当たる事や、ギャラリーなどで作品の写真撮影をするお客様がAIへの学習材料へと使う懸念があります。これは当方だけではなく、町中にある広告などでも該当するかと思います。複雑な部分はあるかと思いますが、ここを容認することは画像、図像以外に文章やその他媒体でも文化の原動力となるプロの活動が金銭的な面で削れて行く可能性があり、強い規制、あるいは住み分けをしていかない場合は、そのジャンル自体の衰退が起こると考えています。慎重に検討し既存の著作者や一次制作者の権利が保護されることを強く要望します。

●受付番号 185001345000000371

1. まず第一に、生成 AI について要求する事は以下の 4 点です。

学習データセットの開示。学習するにあたって著作者への許諾を求め、拒否された場合には学習を禁止する事。また著作者が許可する場合は、相当の利用料の請求。生成 AI を使っていることを明記する事を義務化。

4. 生成 AI を使用していることをわざと明記せず、手づくりのものだと偽装する方も増えてきています。

更には、声優や歌手などの声を無断で学習し、本人が発してもいないことを音声として SNS 上で散見されます。

これは詐欺行為を巧妙にさせ、アーティストやクリエイター以外の、一般人にまで被害が広がる可能性が高いと予想できます。また、そういう無断データでデータ元と競合する生成 AI を開発するのは、不当な権利の侵害行為に該当すると思われます。

他にも、俳優やモデル、一般の顔写真や風景写真などを無断で学習し、ディープフェイクや性的搾取による被害が増大しています。

これらの問題は、肖像権侵害や詐欺行為などに値する事になっていると思います。

また、このまま規制や義務化を定めなければ、既存の画像・文章データ等を区別する手段がなく、偽装・僭称・詐称行為に対して、消費者や各市場運営者が判断コストの負担を強いられます。現に、それら被害に遭うリスクも増大しています。

5.

(4) 最近の生成 AI を使用する人々には、SNS 上で見るだけでも、モラルが欠けている人が増えてきています。著作者への誹謗中傷、差別的発言、殺害予告までする人がいます。

このような問題は、著作者への精神的な攻撃として、名誉毀損罪や侮辱罪に値する事になっていると思います。

6. 今現在の生成 AI は、間違った使い方・開発が多くされております。搾取的な構造にするのでは無く、しっかりととしたモラルや常識を持ち合わせ、著作者へ被害をかけず、利用者に罪を背負わせず、正しく使う事が、生成 AI のみならず、AI 全体に貢献できることではないのでしょうか？

最初に明記した通り、生成 AI はこのまま規制を曖昧にさせるのではなく、はっきりとした規制が必要です。

このまま規制や義務化が定められなければ、クリエイターやアーティストが築いてきた本来の技術と文化の発展・継承に基づいた経済活動の意義を失わせて阻害する為、その技術の空洞化を招きかねないことになるでしょう。

その為にも、AI に対する規制や義務化をお願い致します。

●受付番号 185001345000000372

関係者からの様々な懸念の声について

私も第三者が AI を使って私の製作したイラストを学習し YAHOO オークションで商品化され販売されてました。加害者には相応の罰が下されない限りこの行為は収まらないと思います、現状はっきり言いまして法が追いついていないと判断しております。実例も少なく法律で定められててもいないので裁判も難しいです。

危険視しているのが絵に限らず実在する人間にでも AI 生成が可能ってことです。

AI グラビアとか一部の出版社がやっておりましたが、顔写真さえあれば素人でも誰でも生成が出来る、児童ポルノも大量に生成されており、悪意があれば家族、友人の顔を使ってポルノ画像やグロテスク画像も生成可能ってことになります。学生とかだととんでもないイジメ問題にもなる可能性もあります。

以上のこと踏まえまして非常に危険視しており生成するにあたっての罰則や法整備を速やかに行って欲しいことを願います。

●受付番号 185001345000000373

現状の生成AIは、その殆どに無断使用された著作物がデータセットとして含まれております、利用するには他者の権利を踏みにじることを余儀なくされる。例えば実在するタイトルロゴが生成された例からもわかる通り、非常に危ういものであると言わざるを得ない。また、利用者に関しても、上記の危険性を理解していない、或いは理解した上で著作権を侵害する、権利者と誤認させることで不利益を被らせることを目的の一つとして利用している者が多く、利用を推進するには性急であるように感じる。

●受付番号 185001345000000374

現状の AI と呼ばれる物に対して、あれは機械学習などではなくネットで違法に収集した生成物を合成して任意に作り上げられたものであります

単なる著作権ローダリングに過ぎず、決して保護できるものではありません

著作権を無視して人間の創作物を無許可で使用し、その結果出来た生成物に著作権を与えるという行為は矛盾したものであり、法治国家として許されるものではありません

現状、AI 合成物を作るツールは海外製ばかりで日本の実益とは程遠いものであります

日本は世界有数のコンテンツホルダーであるにも関わらず、日本のコンテンツを食い荒らし、損をする一方です

昨今、EU では AI 法が成立しました

アメリカや中国ですらそれに追従する形になっています

著作権は人権であり、日本だけがそれをないがしろにするのは世界の秩序に反するものであります

ChatGPT を有する OpenAI は無断でニューヨーク・タイムズの記事を使用し、裁判となっています

StableAI も様々な方面から裁判を起こされています

なぜなら、著作物を無断で使用してそれを元に制作物を合成しているからです

そして、現状の AI 生成物と呼ばれる物は作家が作ったものを瓜二つに合成する事が出来ます

それを盾に作家を脅し、殺害予告までされいるのが現状です

このような無法が許されいる現状やこの国のやり方に憤りを感じます

一刻も早く作家を守る為の法を

これは許されるべき事ではありません

●受付番号 185001345000000375

A I 生成に関しては技術向上に当たって賛成ではありますが
絵師の中には無断転載やA Iへの無断学習禁止と掲載されているにもかかわらず無断でA I 生成に使用されている現状は法整備がされていない為に起きてる由々しきことだと思います

例えば企業が独自に生み出した技術を勝手に持ち出して類似の商品を売り出すことは知的財産の侵害や特許権侵害などにあたるのではないかと考えます

A I 学習も絵師や漫画家がこれまで培ってきた技法や技術で生み出したクリエイティブなところがあり今後法整備をするに至って絵師や漫画家も自身の作画を守るために特許の所得が必要かと問われたらそれらも作風が変わっていくこともあり特許の所得は難しいと思います

S N S に絵師や漫画家が自身の絵を掲載したりするのは宣伝や売り込みとして必要な事であると思います

そしてS N S に上げられたからと他の人が無断でA I 学習に使われても文句が言えないになるのは違うと思います

そして絵師や漫画家が自身の絵をA I 学習で読み込み作業効率を上げるために使うことに関しては問題ないと思います

背景や下書きや構図の割り当て等でA I 技術を用いれば作業を効率化してもっと多くの作品を世に送り出すことも出来ますので

そういう意味でも最初に技術向上の当たって賛成と述べました

更に声優や有名人や政治家やアナウンサの声などもフェイク記事に悪用されております
漫画や絵のみに関わらずA I 学習での無断使用が横行しておりますので無断利用者の方には何かしらの罰則を与えてパソコンのIPアドレスやメールアドレスを使用して登録しているS N S の永久凍結や罰金や無断使用で得られた金額や使用された絵師の方の数によつては執行猶予や実刑判決等の刑罰も与えてほしいと考えます

そして提供したサイトや企業にも同じく違法利用を放置した罪として罰則を与えてほしいです

●受付番号 185001345000000376

創作物をAIに学習させ、それを操作することを「創作している」とすることや、「著作権を有している」と主張できるようにすることは、沢山の創作活動に携わる方々にとってリスクが高いことだと思います、彼等の権利を守る為に考えていただきたいです。

日本の文化は世界でも通用する文化であり、

文化を守ることは日本の歴史と未来両方を守ることに繋がることだと考えております、しっかりとルールが定められることを注視して見守りたいと思います。

●受付番号 185001345000000377

現在、生成 AI では、幼児、子供、少女の実在の写真から AI によって裸体を生成し、本人の知らないところでの擬似レイプが発生しています。

本人のみで楽しむだけでなく、それを LINE などで拡散し楽しむグループなども存在しています。そして、それは秘匿され続ければ、摘発することができません。

これは「無料」で「誰でも」行えることで、その気になれば誰でも性犯罪を犯せる状況です。

イラストレーターの問題だけでなく、女性、子供が被害を受ける状況が深刻化しています。

まずは、女性や子供が性被害に遭わないための法整備から検討していただきたいです。

実際にアメリカの高校でクラスメイトの少女の裸体を拡散して逮捕された事例もあります。

そういう犯罪を取り締まるためにも、生成 AI の扱いには慎重に、厳重に法整備をしていただきたいと思っております。

ご検討のほど、よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000378

生成 AI によって若手芸術家の未来が潰える可能性がある。現時点では十分な生活費を稼いでいる者は、生成 AI を自身のスキルアップと思うかもしれない。しかし、将来芸術家を目指す若手や今後芸術に興味を持つ者にとって生成 AI は、自分の作品が学習材料に使用されるのではないかと懸念したり仕事 자체を奪われる恐れがあるなど迷惑な存在でしかない。そのため、いかなる分野においても生成 AI は使用されるべきではない。

●受付番号 185001345000000379

生成AIに著作物を学習されることを嫌う著作者が多く見受けられます。
そういう方々は、生成物の類似はもとより、学習データにされることに怒っています。
長い月日をかけて培った技術なのですから怒るのも当然でしょう。
学習データの中に著作者の許諾のないものがあれば、どんな場合であっても罰するべきだと思います。

●受付番号 185001345000000380

現在フリーランスでイラストレーターをしている者です。

生成AIに関して、特に画像生成AIに関する意見を述べさせていただきます。

まず作家性の模倣について、現状ですと問題ないという方向性で話が進められているかと思いますが、問題があるように思います。生成AIによって安易に作風を真似できてしまうことにより、類似した作風で溢れてしまい、他社が生成AIで生成した画像なのにも関わらず自分が描いたイラストなのではと疑われる。あるいは品を下げるようなイメージを他者へ与えてしまう懸念があります。

また学習という面において、アメリカなどでは学習に利用されたデータが生成時に検索されていた場合、使用料が発生するといった案があると聞きました。そういうアーティストも大切な感覚だと思います。

さらにAI生成されたデータには必ずメタデータを保存するべきだと考えております。現状ではAI生成されたものなのか、人の手によって作られた作品なのかの区別を付ける方法が確立されておりません。そのため生成AIの作品には利用されたモデルやプロンプト、LoRAデータやImage to Imageを利用した画像といった様々なデータを必ず保存しておくべきだと考えております。

特にImage to Imageなどは性質上かなり似た画像が出力される傾向が強くあり、作品を利用しているという認識であります。そこでLoRAデータやImage to Imageといった少數の追加学習データなどは、現状の著作権法におけるAIへの学習といった範囲から逸脱し、著作物の利用や、著作者人格権の侵害といった認識になることを理想と考えております。

少々手前勝手な意見を述べさせていただきましたが、何卒よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000381

自分の好んでいる、度々拝見している絵師の方が実際に被害にあっており、この機会に実際に行われている著作権への法的措置、そしてAI関係についての措置について改めて知ろうと考えました為、このような形で意見を述べさせて頂きます。

リンク先のものを拝見するに、論理的な話し方は難しいため端的に話すと、AIと著作権は密接な関係にあり、それもAIに変換し、SNSという公共の場において許可なく投稿することは確実に違反である、それこそ著作権侵害に当たると感じました。

直接では無いものの使用して元のものをねじ曲げている時点でそれは違反の対象であり、創作者への侮辱行為に当たります。こうなると著作権以外の法律にも違反してくるものでは無いでしょうか。

申し訳ありませんがまだ学生故あまり法律に関して理解が深いわけではありませんが、自らが創作者の側である以上、不快以外の何者でもございません。

その為、創作者が不快に感じたAIに関して、全て著作権侵害として良いと思います。
一意見としてよろしくお願いします。

●受付番号 185001345000000382

生成 AI に現状使用されているブラックボックスな学習データは全て放棄すべきであると考える。

著作者の許諾無く学習されたデータは全て技術の発展のためであるという理由で法で守るべきではなく、国を挙げて現行法で規制されていないからと不当行為を推奨して完成させるなど、この不信感は今後永遠に拭われることはない。

このような行為を許すことは文化・技術醸成の弊害でしかなく、文章・絵画その他文化・芸術の衰退を招く行為である。

また生成 AI を使用して作成された作品に著作権を与えるにあたり、これを認めるにはそこに使用者の技術の介入の有無を重要視すべきであり、生成に当たるプロンプト及び試行回数を判断基準に入れるべきではない。

加筆修正を加えていないって出しのままの部分が一部でも残っていればそこに著作権を認めるべきではない。

生成 AI とはあらゆるデータの塊を彫刻のように切り出して形を作るものであり、その構成要素は全てデータとして取り込まれた誰かの著作物であることから、生成 AI によって出力されたものは取り込まれたデータ元の著作者に本来著作権があるものである。

胸を張って技術の発展を行うためには、協力者により提出されたデータかつそのデータが他の何者かの著作権その他の権利を侵害していないことを精査したクリーンな物のみで開発を行い、またデータ使用に当たってはそのデータ元の提供者への権利使用料支払いなど、使用者のモラルハザード防止や市場の保護のための整備を徹底すべきである。

●受付番号 185001345000000383

(2) 生成・利用段階について

まず懸念すべきは音声による犯罪の増加および偽装のクオリティが上がること、以前より電話越しに身内であると騙り金銭を要求する詐欺行為がありましたが AI 使用により小規模で大規模な詐欺行為を行うことが可能になります。

また、事件の証拠として用いられた音声データの偽装も可能であり横行すれば音声データそのものが証拠として認められなくなることも留意するべきです。

●受付番号 185001345000000384

生成 AIについて、特に侵害に対する措置について

画像や映像の生成 AI が利用できるようになるまでには不特定多数のイラストや写真、動画が必要ですし、それらの学習元になった全てのデータには創作者たちの権利があります。それらの権利を無視して学習させ、出力させた結果は新しい創作の形などと呼べるものでは到底無いと思います。

生成 AI 利用者の投稿する画像、映像の数以上にその犠牲になった『創作者と創作物』があります。仮に今後生成 AI を認め広く活用するような展開になった場合、犠牲になることを恐れた創作者たちは自分達の創作物の公開の停止、もしくは創作を辞めることもあるかもしれません。人間の創作文化を停滞させてまで生成 AI を使用したい、広めたいとは創作をする個人としては全く思いません。もし生成 AI の利用を取り締まらないならばより一層の著作権や創作者と創作物の保護を求めたいと思います。生成 AI 利用者の中には、法にさえ取り締まられなければ生成物を自分の創作物だとして投稿し、元となった創作者や創作物を見下すような態度を取り蔑む人間までいます。

これらは創作活動を行わない人間からは見えにくい、感じにくい問題だと思いますが、今後の『人間の』創作文化の発展の為にも、ぜひ生成 AI そのものや利用者への規制、取り締まり方を厳しく見直してほしいと思います。

●受付番号 185001345000000385

イラストなどを描くクリエイターです。

AIによるイラスト学習のせいで自分の絵が脅かされる、悪質な利用をされることに不安、不快に思っております。

自身の磨いた努力や技術を冒涜する行為を嘲笑するような行為を主に見受けられるため、厳しく取り締まって頂きたく思います。

イラストのみならず多種多様な方面で侵害行為を許してはいけないと感じます。

簡単だから、で済ましてはいけないものと思いますので、安易に決めず厳粛に取り扱ってくださいますようよろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000386

・AIと著作権について、著作物・創作物の生成過程において重視されるべき「自由」と「創作性」の規定をより明確にしていただきたいと感じます。

創作における「自由」とは何をしても許される、ということではなく、創作者同士が互いの創作性・著作権を尊重した上で成り立つものであるためです。

「AIを使用して多数の創作物を解析し、データ化し、AIで出力する」際に、出力された創作物の独自性は、必ずしも否定されないかと思います。

しかし、「AIを使用し、他人の創作物を無断で解析し、データ化する」という点においては、規制の余地があるかと思います。

創作者には、自身の創作物を他人に侵害されない権利があります。

まず第一に優先されるべきは、「自分の創作を無断でデータベースとして利用されたくない」という創作者の意思であり、その権利は守られるべきだと考えます。

必ず、「著作権を有する創作者がAIによる収集を禁じた創作物を、無断でAIに収集させ、データベースとして利用した」場合、その行為を違法とし、罰する手段が存在してほしいと思います。

●受付番号 185001345000000387

学習に使用するデータセットは「オプトイン」されたデータのみで生成されるべき。
また、学習拒否については「作者が学習拒否を明言する」、「作品内に学習拒否の旨の但し書きを入れる」と言った単純な方法でも適応できるよう、条件を簡素化すべき。
現状は開発者の都合に沿ったオプトアウトシステムしか存在しておらず、身勝手すぎる。
現在のような、一次データ作成者への相応の対価なしで活用者のみが利益を得る状況は、
データと作者の将来の価値を搾取されているも同然。
日本の創作文化が支持されるのも、一次創作の強靭な土台があって成り立っているもの。
AIにこじつけてそれをないがしろにすれば文化自体が足元から崩れるのは明白。
一次データ制作者をどう尊重し、持続的な共存関係を構築できるかを中心に考え、技術者
や企業側ではなく、創作者にとって有益となる学習ルール制定、著作権法調整を行う必要
があると考える。

●受付番号 185001345000000388

pdf ページ 7 にて、2(2)ア の、

「特に、今日では、デジタル化・ネットワーク化の更なる進展により、著作物の利用等を巡る環境は更なる変化に直面している。具体的には、IoT・ビッグデータ・人工知能(AI)などの技術革新とともに、情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化が進んだことを受け、大量の情報を集積し、組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されている。」

とあるが、低コストで量産された作品に価値を求めるのは間違っている。過程を省いた作品にはどれだけ付加価値を加えたとしても、価値ある作品にはならず、過程を踏んだ作品は何であろうと価値がつく。よってこれを背景、経緯として AI に「適切な柔軟性を備えた規定」を課すのは間違っている。より厳重で悪用を完全に防ぐための規定を課すべきであり柔軟性は必要ではない。

pdf ページ 20 にて、「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」とあるが、著作権は創作した時点で自動で付与され、作品を他人が無断で「」することを防ぐための権利であるため、AI が既存の著作物を利用して生成・利用した時点で著作権侵害である。

度々、AI 使用者が十分に配慮したうえで、や、「」を目的として利用、と述べられているが、それらが適切に守られていないから今問題になっている。AI 使用者に配慮も考慮も求めたところで一部が少しでもそれを破れば一気に無法地帯同然の状況になる。

制作者側からすれば全く信用するに値しない。

pdf ページ 35 にて、また、「AI 生成物の著作物性は、個々の AI 生成物について個別具体的な事例に応じて判断されるものであり、単なる労力にとどまらず、創作的寄与があるといえるものがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる。例として、著作物性を判断するに当たっては、以下の 1～3 に示すような要素があると考えられる。」とあるが、生成 AI を使用した時点で、創作的寄与は全く無いため、それ以下にある、1 の「AI 生成物を生成するに当たって、創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示は、創作的寄与があると評価される可能性を高めると考えられる。他方で、長大な指示であったとしても、創作的表現に至らないアイデアを示すにとどまる指示」は、創作的寄与の判断に影響するし、2 の「1 と組み合わせた試行、すなわち生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合」だとしても著作物性は認められない。3 で「要素として選択行為があるものもある」とあるがそれは創作ではない。そして、「人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」とあるが、これも認められない。生成 AI を使用した時点で、著作物性も創作物としての価値も皆無であり、生成

AIを用いても文化は全く発展しないどころか衰退するだろう。

●受付番号 185001345000000389

[REDACTED]
こちらのリンク先の X の投稿を見てください AI を悪用している人がどんな事をしているのか良く判ると思います

今の法制度では悪用する人間をどうすることもできませんし

これを国が何もせず AI の活用という名のもとに何もしないのであるならば

これから新たにクリエイターを目指す人がその道を辞める未来が見えます

政府はこれが正しいの言うのですか? この現状に何もしないで AI を推進するのは

政府のクリエイターに対しての圧政にしか見えません

リンク先の概要

加害者がイラストレーター [REDACTED] 氏の絵を無断で盗用して AI に学習させて AI 生成の絵の販売が禁止されてる Skeb での販売を開始居ています

それだけでなく [REDACTED] 氏の絵を悪用したモデルで自殺教唆を行っている事等

悪質な行為をしています

●受付番号 185001345000000390

一個人の経験を通しての意見一

私は昨年、日本語とスペイン語対訳の詩集を自費出版した。出版した書籍 X は、私の思想と感情を創意的に表現した文学なので、私が産みの親であり著作権は私に帰する。書籍 X は現在、とある大学のスペイン語のゼミで使用していただいている。

仮に、書籍 X を読んだ学生が、日本語とスペイン語の翻訳についての卒論を書くために、書籍 X を使い生成 AI で論文を書いても、私は著作権を侵害されたとは感じないだろう。なぜなら、論文を書くために生成 AI を使うというのは、そもそも言語に対するリスペクトが著しく欠如した低俗な人間がすることなので、そのような学生に目くじらをたてることもまた低俗だからだ。

書籍 X が営利目的で使われた場合はどうか。例えば、書籍 X、他の既存の詩文等を AI に入力して、書籍 X に類似・依拠した詩集 Y を「生成して」、それをコンクールに応募したら優勝して、のちにベストセラーになった。作った当人はよく稼ぐことができた。

この場合、私は彼がお金持ちになって羨ましいとは思うかもしれないが、著作権侵害を訴えることはしないだろう。なぜなら、そもそも生成 AI を使ってしか文学を創造できないという、しごく貧相な精神の持ち主と争うということは、時間に対する侮辱である。

わたしは書籍 X の文章、一文字一文字を、自身の確固たる精神活動の現れだと認識している。それは何があろうとも揺らがない。生成 AI 「ごとき」を使って、「クリエイトしている」と喜んでいる人間は、もはや自分たちの精神活動を放棄してしまったのか。

●受付番号 185001345000000391

特定の権利者の作品を集中的に学習させ生成を行うことは、
現行法でも違法として対処可能と言われているが、
現時点では被害にあっている人からは泣き寝入りになっている意見しか見受けられない。
国会議員もいわゆる大手権利者が不満を述べていないので問題無いなどという、
権利者一人ひとりの声を聞く気がない発言があったのもあり、非常に不愉快である。
模倣やコピーから文化の発展があることは理解しているが、
被害が起こっていても被害ではないとされることが感情的には受け入れられない。
それ故に現行法以上の規制を求める意見を提出する。

●受付番号 185001345000000392

本来作風とは特定の作品(人物)から強く影響を受けていたとしても、作者の来歴や過去が入り交じった結果多少のオリジナリティが生まれ異なる作品になるところ、AI生成によつて生まれる作品は学習元を特定の作品(人物)に限定することであるで同じ作者から生まれたかのような作品になり、これは所謂トレスやアイデアの盗用となんら変わらないものである。

著作権者から明確に「学習に使用することの許可」が出ていない作品を学習させることは、このアイデアの盗用になる可能性があると認識しているのと相違のない行為であり、学習させたAIを公開し第三者が自由に使用できるようにすることは盗用を助長する行為と変わらない行為である。

「学習に使用することの許可」とは作者が作品を公開するにあたって名言していることであり、「使用してはいけないと言っていない」「自由にダウンロードができる」状態は「許可を出した」と判断してはいけないことは明白である。

ただし、個人的に使用する(AI及び、AIによって作成した作品を世に公開しない)限りはその限りでなく、誰の権利も害さないため個人の自由が尊重されるべきだ。

●受付番号 185001345000000393

小説・ライトノベルの出版社の代表を務めている者です。

イラストを中心とした生成AIサービスが普及し、しばらく経ちましたが、状況として生成AIのリヨウにおけるクリエイターの利益を阻害し、国家におけるクリエイティブ分野の発展を阻害する要因になりかねないという危機感を抱いています。

まず現行の制度では、生成AIの研究過程において著作物を著作者の承諾を得ずに研究することが可能ですが、生成AIを開発することにより利益が生じる以上、実態としては著作物の無断利用であり、フェアな形にはなっていません。

また、実際の利用においても生成AIにおいてイラストなどを抽出した場合、学習元の著作物と酷似したもの生成できることは学習元となった著作者の利益を阻害することであり、またそれらの利用においてトラブル等を引き起こした場合の責任の所在など様々な問題が発生します。

また、出版社を運営する立場としましても、現状これだけクリエイターの方々から反発がある状況で、生成AIの活用を商業において行うことはできず、制度と運用、双方において整備していただく必要があると考えています。

現状では生成AIを利用する個人や法人においても、著作権に対しての理解がなく、一部の知識のみでトラブルを引き起こしています。

少なくとも、生成AIを利用することにおいては学習元となった著作者への許諾の義務化と、生成されたものが既存著作物と酷似している場合においての罰則などの整備は不可欠かと思います。

ご検討いただければ幸いです。

●受付番号 185001345000000394

素人ながら、シンプルに申し上げます。

生成 AI による無断学習は、著作権侵害と同等に思えます。

「生きている人間」 = 「創作者の声・イラスト・小説・ゲーム」といった数多の作品が、それら作品の権利、活躍が「生き物ではないもの」 = AI によって陽の目を浴びる機会をも奪われる事は、あってはならない事です。

よって、私個人は、生成 AI による創作全般に反対です。

生きている人間の可能性を、創造性を機械によって阻まれるのは耐えられません。

●受付番号 185001345000000395

AI 生成はアニメ、漫画だけではなく声優やモデルにも著作権を無視した動きが見られます。

アニメ、漫画イラストではその人が何十年もかけて得た物を勝手に AI 学習に使用し、そのデータを配布するなど制作者の誇りを無視した残酷な現状です。中には嫌がらせのためにその人の絵柄だけを学習させ、本人の目に触れるようにイラストを投稿したりと非人道的な行いも増えてきております。

声優に関しては自分の膨大な声のデータを AI 学習に使用され誰でも同じ声を出せてしまう、ストレートに仕事を失わされる恐怖を感じています。

音声データは声優だけが危険なわけではなく、一般市民や、国のトップの音声も学習し、フェイク音声を簡単に作れてしまうため、かなり危険度が高いとわかります。

どうか、しっかりととしたモラルに基づいた AI の法的整備をよろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000000396

声優を職業としている人の声を無断で 449 キャラ、36 万音声ファイル、合計 581 時間、3 43GB ゲームから学習し、AI を利用して声優のコピーを作ろうとしている動きがありますが、そういった無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当します。そのような酷い行為は平然と行われています。また、絵を生業としている人の作品を学習し、そっくりな絵柄でセンシティブであったり、他殺・自殺を仄めかすような嫌がらせの絵をアップロードするなど悲惨な行為も行われております。絵柄には著作権がないとはいっても、その絵や声の持ち主が望んでもいない、不利益を被る、営業妨害にも当たるような行為ができてしまう機械にそのまま学習させて偽物のを簡単に作り出してしまう現在の法律は早急に見直されるべきです。また、俳優の写真を学習させ、スキンシップな写真を作り上げる、他国でも陰謀論などでも用いられているかと思います。学習までは合法とされておりますが、学習されること自体望んでいる人はほとんどおりません。AI 学習可能と表記されているもの以外を学習することは違法であるとしていただけないと、安心して日常も過ごせません。ネット上に自分の写真を上げたが最後、成人向けの画像を生成されてしまうという恐怖に怯えなければなりません。クリエイター業に関わっている人間として、今の AI 学習について早急に、許可なく学習すること自体が違法。取り締まりも厳しく。としていただけないと今後安心して暮らせません。実際 AI 学習されて殺人予告までされてしまっているクリエイターの方も話題となっております。どうか早急な対応をお願いします。

●受付番号 185001345000000397

AI で問題になっているのはユーザーのリテラシーの低さと明確なガイドラインがないことから来るクリエーターの権利の侵害です。

今後の問題としては、クリエイターや IP 作品市場そのものの価値の低下や消滅です。

現在、AI ユーザーによるクリエイターへの殺害予告や誹謗中傷が相次いでいます。

また、集団での SNS 上での付きまとい行為や嫌がらせや通報行為も行われています。

嫌がらせの例とし最も一般的なのは

クリエイターのオリジナルの作品や絵柄を模倣した LoRA を使い、クリエイターにオリジナルの絵にわいせつ要素を加えた AI 模倣作品を送りつけたり、それをインターネット上に画像、AI 双方を大量にあげるといったものです。

悪質なのは主な被害者が、18 禁作品を作っているクリエイターではなく、全年齢を対象とした作品を作っているクリエイターに行っている事です。

クリエイターはプランディングイメージや担当する作品のすみわけを行っている方も多いので、全年齢が対象な作品を作っているクリエイターの LoRA でわいせつな作品を作り誰でも観覧が出来る状態にするのは、クリエイターのイメージやプランディングがダウンし利益や機会損失に繋がります。

また、さらに悪質性の高いユーザーは上記の行動に加え、LoRA AI や生成した画像を”販売”しています。

LoRA の販売においては「クリエイターナン風 AI」などの名称がつけられており、本人が描いたような画像が出力される程クオリティの高い AI も存在します。また、クリエイターの名称がつけられているのに現在の LoRA は勝手に作られているだけなのでクリエイターには一銭も利益は入って来ません。それどころか、誰でも安価に大量生産ができる点において機会損失や作品の価値が勝手に下げられてしまいます。

現在のイラストは一点物で制作時間にかかる時間を元に考えられている値段で価値が決まっているので、AI ユーザーもクリエイターも収益を上げることが出来ていますが、誰でも大量に生産が出来ることによって画像の数が増えれば絵の値段もその限りではなくなり、AI・クリエイター双方が利益を出せなくなる事が予想されます。

次にこれから起こりえる問題としてあるのは、クリエイターと市場の価値の低迷及び消滅です。

アニメや漫画やゲームといった IP 市場は著作権の保護が念頭にある状態で伸びて来ました。

既存の作品におこる問題としては、似た海賊版の大量生産です。例としては ジブリ風 ポルノ映画などが作られる恐れがあります。現在の著作権保護法では絵柄までは保護されないのでジブリの絵柄を模倣し本来ありえないような映画を別の会社に作られる恐れが大いにあります。

突拍子の無い話に聞こえますが、現在海外ではディズニーの絵柄の AI を使いポルノ映画などのポスターを再現するというのが若者の間で流行っています。ですので上記の事態が起こる可能性は大いにあります。

IP 作品の著作権が守られないと IP 作品が模倣し放題になってしまって、作品そのものの価値がなくなってしまいます。いずれは市場そのものの価値がなくなってしまいます。

また、未来の作品やクリエイターに起こる問題としては

資本力のある企業に作品を潰されることと作った作品の利益の消滅です。

AI のクオリティは年々高まっているので権利を保護する取り組みが無いと、作品を発表した時に資本力がある企業に IP 作品の絵柄などを模倣したものや同じ会社のシリーズと勘違いさせるものを作り本来得るはずだった利益を奪われてしまいます。これが国内市場だったらまだいいものの、現在主力の生成 AI が海外産のことや、有名なアニメなどの IP 作品が少ない無いことも踏まえると海外で日本で本来作るはずだった作品のシリーズを作られてしまう可能性も否定できません。

この様な状況では、企業は勿論個人は更に作品を作りづらく、収益を出すことも難しくなってしまいます。

また、現在の誹謗中傷の被害や LoRA の販売、画像が大量に出回ることによる価値の低下も、現在のままでは更に悪化するので、精神的にも新たな作品の発表はしにくくなっています。

クリエイターが居なくなっても 5 年は問題が無いかもしれません。しかし、10 年たつたら確実に問題が生まれてくると思います。10 年前の作品と今の作品は大きく違うからです。AI はクリエイターの作品を元に画像を生成しています。ですので、クリエイターが居なければそもそも作品は出力できません。このままだとクリエイターは AI によって居なくなってしまいます。クリエイターが居なくなると AI が学習できなくなります。AI とクリエイター仲良く共倒れになってしまいます。

AI を守るためにもクリエイターの権利と絵柄の著作権の保護をして頂きたいです。

●受付番号 185001345000000398

3. (1) ウについて

現状の生成 AI が生成する物の内容は学習データに依存し、学習データに存在しない物を生成することはできず、学習データと全く同じ物を生成することがある。

5. (1) について

生成 AI に著作物を学習させる時は、どんな場合でも著作者の許可を必ずとり、対価を払うべきだ。

5. (3) イについて

生成 AI が生成した物は、人間が自分の思想や感情を自分で表現した物ではなく、AI や学習データという自分以外の力を使って表現した物であるため、指示がどれだけ具体的であっても著作物性はない。

●受付番号 185001345000000399

AIに著作権は認めてほしくないです。

AIによる出力結果を個々人の試行錯誤の積み重ねや成果と同列の権利をもたせることはおかしい

●受付番号 185001345000000400

全体的な方向性はとくに問題ないように思える。

AIの仕組み自体もいろいろだし、機械学習による自動翻訳機能を生成AIとみなすのか、あるいは人間が模倣したものを学習した場合どうなるかなど、学習過程で問題にするのは色々な不都合が考えられる。

特に大規模な事前学習については、著作権法上のありふれた表現を感得するためで必要で、ここにあまり制限をかけるのは全体として不利益の方が大きいと思う。むしろできるだけ大規模にした方が、ありふれた表現に近づくものと思う。

ありふれた表現を感得したAIに対して、細かく指示すれば、既存の著作物と同じものが出てきうるが、それは当たり前の話で、それができないのはツールとしてむしろ不自然。通常の画像編集アプリなどを使用した場合と同じで、公開されたものを見て、故意であるかどうかなどの判断するのを原則とすべきだと思う。

有料でしか入手できないデータを学習をした結果として、○○という漫画の何ページ、といった簡単なプロンプトで出力できてしまう場合、それは実質的な海賊版サイトになってしまふためよくないと思う。

AIによって職を失う人が出るという理屈だと、他者が自分の絵をAIに学習させて仕事に使うことも出来なくなるし、デジタル化もできなくなるので、その感情を法律に反映すべきではないと思う。

ただしいわゆるLoLAと言われる仕組みのような、Aさんの成果物を集中学習することでAさんの仕事がなくなる、あるいは風評被害を受けるという直接的な因果関係が明らかな場合、その学習モデルを差し止める手段はあった方がよいと思う。

AIをどのような形で使ったか、という点で万一争いになった場合、AIのバージョンが違うとおなじ手順でも再現できず、故意の著作権侵害ではないことが立証できない場合が考えられる。特にネット上で使うAIだと、ある時点のAIを保存しておくということがユーザー側には出来ない。

できればAIの特定バージョンが一定期間使える措置をして欲しいが、他者の権利侵害などがあった場合の変更など、それもむずかしいかもしない。せめてどの人（アカウント）が何月何日に、どのような文言や画像を使って生成したか、というような記録を残すようにして欲しいし、検索や裁判の必要に応じて開示できるようにして欲しい。

●受付番号 185001345000000401

個人

5 各論点について

(2)生成・利用段階

その他の論点

ケ

これは著作物の生成 AI への私的利用・教育機関での利用を従来の著作権と同じ様に制限されない文と解釈しましたが、それらの状況ではインターネットで著作者が記載する「AI 学習禁止」などの言葉も無視してその著作者の著作物を生成 AI に活用することが可能ということでしょうか？この著作者の言葉は学校の校則等と同じ様に他者の行動を制限できないのでしょうか？

また著作物を利用し AI が生成した物は、従来の著作権の二次的著作物として扱えない物なのでしょうか？二次的著作物は著作物から創作される著作物のはずです。AI が個人、又は複数人の著作物を元にして生み出したものは二次的著作物からそう外れた物ではないと考えます。また、二次的著作物は作成・利用において著作者の許諾が必要とあります。今回の案で生成 AI は二次的著作物より緩くされているように見えます。これらの違いはどこにあるのでしょうか？

●受付番号 185001345000000402

著作権者の許諾無く AI に取り込む事が可能になれば、漫画やアニメ、絵画等が悪用され、想像分野の著作権が無きに等しい事なると考えます。
又、作者の方々の創作意欲も低下し、芸術分野が発展しなくなると危惧します。

●受付番号 185001345000000403

1.はじめに

私は生成AI反対派です。高校生なので拙い語彙力で申し訳ありませんが、この思いが伝わると嬉しいです。

2.検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について、現在の著作権法は甘いと思います。絵師さんが無断転載、無断使用禁止と宣言していても、されてしまったら結局泣き寝入りするしかない。

(2) AIと著作権の関係に関する従来の整理、AIにより著作権はほぼないものとされている、無断で学習されればもう終わり、二度と取り返せない。複数人のデータを取り込めばお咎めなしとかも聞いたことがある。殆どの生成AIは無断で複数人のデータを取り込んだものなのに、これはおかしい

3.生成AIの技術的な背景について

(1) 生成AIについて、殆どが無断で人のデータを学習したものであり、盗んだものであるのはおかしいと思う

(2) 生成AIに関する新たな技術について、なにも素晴らしいところなど一つもない、規制すべきだ。

(3) AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について、人のデータを無断で盗んだ人たちなので罰せられるべきだ

4.関係者からの様々な懸念の声について

私はしがない高校生の絵描きですが、とても将来が不安です。絵の仕事に就きたいと思っていた矢先、生成AIが流行し、絵師さん尊厳や著作物が盗まれるような事案が多発しており、このまま生成AIが野放しにされるなら絵師を目指すのを諦めた方がいいのではと諦めかけています。

生成AIによる過度な供給は需要をはるかに上回り、人間たちの努力の結晶である作品たちを破壊します。つまり生成AIに仕事を邪魔される人たちは、現状何もかもを諦めるしかないのでしょう。

どうせここに意見を描いても、規制がめんどくさいからと結局野放しにされる気がしますが、生成AIが蔓延る今、生成AIに自分の著作物を侵害され放題なままなら、もう夢を諦めるしかありません。

絵を描くのを諦める人が増えれば、新しい芸術は生まれなくなるでしょう。

生成AIは既存の著作物から無断で絵を学んでるだけにすぎません。つまり既存の技術に酷似したものしか生み出せません。完全に新しいものは生み出せないです。

生成AIが規制されなければ、芸術は廃れていくのみです。どうか、規制を考えてください。

5. 各論点について

- (1) 学習・開発段階について、生成 AI の殆どは無断でデータを学習しているものであり、AI に自分の絵を無断で学習されたらもうそれは自分の長年の努力で身につけた技術をなんの努力もしない怠け者に奪われることになる。
- (2) 生成・利用段階について、そういう無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する。たまに特定の人だけを狙い撃ちした嫌がらせのようなものも見る(例、「○○さんの絵を 29 秒で生み出して金を稼ごう！」など)
- (3) 生成物の著作物性について、生成物の著作権はデータ元にあるべきだ。
- (4) その他の論点について

6. 最後に

生成 AI は著作物を無断で学習し、データ元著作権を侵害し、競合する。不当な権利の侵害行為に該当する。これは芸術家たちの尊厳を踏みにじるのと同じです。私は生成 AI に断固反対いたします。

●受付番号 185001345000000404

私は、人工知能(AI)の学習手法から法的な制限を制定することは得策でないと推測している。なぜなら、複数の研究者が AI の定義について述べられているが統一されているものではなく曖昧なものであるのが実情であるからだ。また、学術的でない場面でゲームなどの対戦 bot も AI と称されることが少なくなく、研究者を含めた多くの人間にとって曖昧である。そのため、司法が専門的な知識を正しく理解し適切な判決を下すことは難しいだろう。

また、多くの生成 AI はニューラルネットワークによる学習モデルの活用から開発されているが、それ以前から古典的機械学習による文章の生成などは数十年に渡り研究されている。

他には、ニューラルネットワークでない新しい手法から学習元に似た既存にはないものを生成する技術が開発される可能性もある。

そのため、著作権による「電子計算機器による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用」の例外規定の見直しを行うことが適切であると考える。

また、SNS や投稿プラットフォームから学習データセットを構築している可能性がある。大手 SNS の一つである「X」は規約に

「ユーザーは、ポストまたは共有する自身のコンテンツに対する所有権と権利を留保するとともに、自分のコンテンツを世界中で利用できるようにしたり、他のユーザーがポストまたは共有できるようにしたりするための非独占的ライセンスを当社に提供するものとします。」

と記述されている。そのため、GDPR のような複数の国でのサービスにおける著作物の取り扱いに関する取り決めを制定することも生成 AI による生成物の営利的な使用に関する問題がある程度解決されるだろう。

●受付番号 185001345000000405

現状の生成 AI は成り立ちからアーティストのあらゆる権利、尊厳をおかしており、極めて悪辣な脱法ツールだと認識しています。

AI はとても便利な物ですが、現在の画像生成 AI は人間や芸術がもつ唯一性を破壊し、人々を害し、文化の発展を阻害することしかできません。

権利者の許可なく集積されたデータは正しく盗品であり、著作権だけではなく肖像権までもが踏みにじられ、名誉毀損や誹謗中傷、セクストーションまで数多の犯罪に活用されていることが犯罪ではないのなら、法とはいったい何なのでしょう。

アーティスト独自の絵柄や描画スタイルは現在の著作権では守られません。

しかしそれこそが彼らの財産であり芸術です。人間の手でなされる模倣や贋物よりなおぞましい「コピー」が AI には容易くできてしまう今を、どうか正してください。

●受付番号 185001345000000406

昨今 AI による作者への嫌がらせや著作権侵害が多発しています。

特定の作者の絵を学習させた ai を使い二次創作が禁止されているコンテンツを生成し第三者者が公開したことによって、学習元にされてしまった作者が弁明しなければならない事件などが既に起こっています。

日本の漫画アニメは独特なバランスを持ってその体系をなしています。

それを ai によって破壊されるのは歴史の軽視、文化への侮辱です。文化庁がそれを推進するのは納得しません。

国内 ai には学習内容が明記させる法律を作ってください。また絵の作者が学習を拒否の声明を出している場合は、一切の AI 学習を禁止できるようにしてください。

●受付番号 185001345000000407

生成 AI は全て規制すべき。存在を許してはならない。

●受付番号 185001345000000408

著作権や特許というものが何故あるのかをもう少し考えた方がよろしいかと思われます。

便利というには生成 AI はあまりにも仕組みに問題があるツールかと思います。

まず学習といって他人の著作物を無断に使用するという時点で、問題があるかと思います。

現に生成 AI を使用したフェイクニュースや偽造行為、クリエイターに対しての嫌がらせ、なども起こっております。

これでは犯罪行為が増える一方です。

今はまだそこまで大きな問題にはなっていませんが国際問題に発展するのも時間の問題かと思われます。

海外では規制が入り始めているのに少し認識や危機感が日本は甘いかと思われます。

正直クリエイターからすると良い話は全く聞いた事がありません。

まともな人はそんな著作元がわからないグレーなツールは仕事でも使用しません。

さらに、ネット画像で動物を検索しても生成 AI で作られたキメラのような画像が出てきたりなど情報の混乱を招いているのも問題かと思われます。

どうして著作物や特許があるのでしょうか。

法というものがどうしてあるのでしょうか。

世の中善人ばかりではありません。

他人の産み出したものを丸パクリして自分の利益にする恥ずかしい人達がたくさんいる事、犯罪行為やクリエイターへの還元、市場問題などほんとうに現状を理解し、もう少し危機感を持って対応していただきたいです。

●受付番号 185001345000000409

昨今の AI 生成技術は成長が目覚ましく、技術の進歩に法整備と使用者の倫理観が追いついていないように感じます。

イラストレーターの絵柄や画風は、個人が多く時間費やして身に着けた技術の結晶です。現在の生成 AI は、個々の時間投資や努力の結晶を無許可で掬い上げ踏みにじるものになりつつあります。

人生をかけて磨き上げてきた技術がボタン一つで生成した画像と同等と評され、矜持をもって制作してきたイラストを無許可で読み取られ無修正の R18 画像に変換され、筆を折るイラストレーターもこの半年間ほどでたくさんいました。

DX を推進する現代、AI は生活においてもや必要不可欠なものになり、画像生成分野にも影響することはもはや避けられないと考えます。しかし、学習データとして無許可で他者のイラストを利用すること、生成 AI を利用している事実を伏せて利益を得ること、制作者を侮辱する発言をすることは、著しくイラストレーターの権利を侵害し、断じて許されてはいけません。

- ・イラストを学習データとして無断で利用することに罰則を設ける
- ・全学習データの一般開示
- ・AI 生成画像は誰にでも明らかに判別できる形でその旨を表示することを義務付ける
- ・生成 AI を利用して利益を得る場合、学習データ元のイラストレーターに学習データとして使用した割合に応じて利益を還元する

以上の法整備が必須と考えます。

生成 AI とイラストレーターが共に納得して共存できる DX 社会を望みます。

●受付番号 185001345000000410

生成 AI の学習、開発段階について生成 AI は学習元のデータを無断で収集し、利用されている。しかし、その成果は生成 AI 利用者の成果に差し替えられ、学習元のデータの著作者に還元されていない。現在のそのような搾取的な構造を改善する必要があるのではないか。

●受付番号 185001345000000411

3. 生成 AI の技術的な背景について

- (1) 生成 AI について
- (2) 生成 AI に関する新たな技術
- (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

- (1) 学習・開発段階
- (2) 生成・利用段階
- (3) 生成物の著作物性について
- (4) その他の論点について

上記全てについて。

まず、現行の全ての「～生成 AI」と名前の着くものについて

これを使用可能にする為には 膨大な量のデータが必要となります

現状その元となるデータは 作者の意思に関係なく、インターネット上から勝手に「盗まれている」状態です。

そこには既に クライアントとクリエイターの間で「取引」「商売」として売買契約が完了した「商品」も勿論含まれており、

製作した側、その製作を依頼し、金銭を払った側には

何のメリットも無く、他者利益の為の踏み台とされているのが現状です。

生成 AI の全てを否定しては文化の進展は望めないかもしませんが

無条件で全てを肯定し、推し進めるなら 元となる「データ」及びそれを造り出す人間は居なくなり、

全てのコンテンツは無くなるのが目に見えています。

AI 技術の発展を願うのであれば

「作った側の許可なく、いくらでも無尽蔵に」データを引き抜き続け、

元データとなる者の作った側の意思にそぐわぬ ポルノ、その他の

データ生成 は規制するべきではないでしょうか？

また 規制が無い事を理由に、ディープフェイク、児童ポルノ画像等も大量に生成され、販売されています。

児童ポルノ画像に至っては 実際の子供達の水着姿や顔体等が 生成 AI にプリセットとして設定されている事も確認されています。

全ての人の権利を護る事と 犯罪抑制。

この為に「AI 使用の為の明確な基準、ルール」の制定 をお願いしたく思います

●受付番号 185001345000000412

海賊版を許さず徹底的に法律を制定し排除を行っている一方で、生成 AI を野放しにしている現状にはとても違和感を感じます。

AI を通せば権利関係、法律関係全て効果がなくなっているように見えるので最低限法規制を行うべきではないでしょうか。

また生成 AI を使用した作品に著作権を与えるのは断固反対します。

海賊行為を行うことを正当化するように見えるので。

他人の権利や利益にフリーライドする世界が健全には全く見えません。

生成 AI はきちんと規制しないとやりたい放題になる力があるため、世界基準の法規制を考えるべきだと思っています。人が行って違法になる行為を AI を通せば大丈夫、と言わ^れて納得できるわけがないと思います。

現在日本は世界から見ると AI 学習パラダイスと言われ、権利関係にだらしない国と見放されグローバルな舞台での発言力や立場を失いかねないと思います。

この点からもアメリカや EU のように規制すべきところは規制すべきであると思います。

●受付番号 185001345000000413

現状 AI イラストが嫌がらせに使われているので、早急な法整備を望みます。

●受付番号 185001345000000414

生成 AI はすでに世界中で発展と研究が続けられており、日本は学習データの取り扱いなどでアドバンテージを有している。

こうした過去から積み上げてきた準備を手放すことなく、今後もさらなる生成 AI の発展に尽力して欲しい。

同時に、法的に問題のない生成 AI の使用について、暴言や中傷を行う行為についての取り締まりや注意喚起も行なって欲しい。

企業などがキャンペーンで生成 AI を使っても、そうした活動を行う者の存在で、問題ないはずの生成 AI 使用が取り下げられたり、中止に追い込まれるケースが過去に散見される。

こうした妨害行為は、日本社会に生成 AI の使用を根付かせる上で有害であり、何かしら公的な働きかけを要求したい。

●受付番号 185001345000000415

- ・声優の声を無断で 449 キャラ、36 万音声ファイル、合計 581 時間、343GB ゲームから無断でぬきさり、ばら撒いて声優のコピーを作ろうとしている動きがあるが、「そういう無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する
- ・イラストレーターが長時間かけて研鑽した“絵柄”を公式非公式問わず無断使用し学習させ、さらに無断で有料無料問わず生成 AI を開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する

●受付番号 185001345000000416

5.各論点について

1 学習段階について

2 生成・利用段階について

学習元に無断で AI 画像を生成してしまう点が良くないと考えます。SNS の顔写真から生成したポルノ画像やフェイク画像は特に恐ろしいです。嫌がらせ、フェイクニュースなどがとても増えると思います。

また絵を職業とする人の不利益は特に大きく、生活に関わります。画像生成 AI がなくとも業界は発展して行けると思います。

学習元を全て開示し誰でも見れるようにする、作品に生成 AI である事を明記する、などのルールがあれば良いと思います。

●受付番号 185001345000000417

現行法で問題がなく、学習 AI も生成 AI も原則適法とするべき。そもそも生成 AI に対して著作権への無意味な拡張を適応させる以前に、現在盗用文化を助長しており、原作者に対しての経済機会の損失を拡大させ続ける一方である二次創作を刑事罰含め、強く規制するべきである。二次創作による同人誌の販売は経済市場を鑑みて、既に「趣味」「ファン活動」の域を大きく超え、事業活動として行われているのが現状である。このような活動を「文化だから」の一言で見て盗用を見ぬふりをするものではなく、適切に管理する必要がある。

●受付番号 185001345000000418

*制作向けに配布されたフリー素材

*著作者本人が本人の使用のためだけに AI に学習させる

これ以外の AI 学習は他の著作者の権利を侵害する恐れがあり、

今後無用な著作論争を悪化させると考えています。

例えていうなら、弁当屋 A.B.C があるとします。A.B.C より販売予定だった弁当から 1 つずつ弁当のおかずを盗んで弁当屋 D が弁当を作成し販売すれば、悪質な転売となります。AI 学習は画像そのものを学習し合体して出力するため同じような事が成り立つ恐れがあります。

有料描画ソフトの AI 学習機能を使い画像を出力したところ、大手ゲームメーカーの有名キャラクター画像が出力されてしまった事件がありました。

これは上記のゲームメーカーの権利を侵害していると考えられます。

幸い商用利用はされませんでしたが、もし悪意を持ったユーザーが使っていたらと考えると、AI 学習先にはある程度の規制を設けるべきかと考えます。

●受付番号 185001345000000419

生成 AI に関する様々な問題を黙殺し、ただ徒に推進する今の政府のやり口は常軌を逸しています。

クリエイターの作り上げた知財を盗用し劣化版で埋め尽くすことのどこに国益があるというのか。

既に世界では生成 AI を開発した会社に対する訴訟、生成 AI 規制の法案の提出などの動きがある中で、

我が国は白痴のように生成 AI で勝ち筋を夢に見、その下で苦しんでる人々の声には一切耳を傾けません。

およそ先進国のするような政策ではありません。

そもそも推進している生成 AI は日本産ではないうえに全世界のクリエイターの知財を盗用して作られています。

そんなものを日本だけが活用するなどという妄言が世界に通用するとお思いですか？

現状をすると長引かせた分国益が失われ、我が国が誇るクリエイター達が傷つき、損なわれていくだけです。

クリエイターの代表として政治の世界に入った赤松健ですら

生成 AI を推進しクリエイターを使い捨てにしようとしています。

著作物を好き勝手に奪われ、

国と政府に家畜のような扱いを受けているクリエイターを守ってくれるものはこの国にはありません。

このような異常な状況、断固受け入れるわけにはいきません。

既に市井の怒りの声は黙殺できる段階にはありません。

過ちを認め、生成 AI の真っ当な規制を敷く以外に日本の勝ち筋などありはしない。

中韓は生成 AI に対して厳しい目を送っています。

韓国に関しては著作権の強化を図っており、それが国益を守ることに繋がると判断しているということです。

なのに日本だけ知財の垂れ流しを止めることもない。

このままでは日本が沈みます。

政治家は日本を破壊したいのですか？ 賢明な判断を切に望みます。

●受付番号 185001345000000420

AIと人間の違いは学習後に準オリジナルを作れるかどうかです。AIは模倣の組合せしか作り出せないので、人間の創作物の著作権はしっかりと保証されるべきで、AIとは切り離してほしい。

●受付番号 185001345000000421

「この絵柄が好きだから、この絵描きさんに依頼して絵を描いてもらおう！」という客がいる中で、第三者が絵柄を模倣したり、生成したイラストを不特定多数が見られる場所に置いた場合、客がそっちを頼ってしまうとその絵描きさんが得られるはずだった利益が失われ、営業妨害になります。また高速でイラストが生成される仕様上、イラストの市場にAI イラストが流入すると、いくつかの客は雪崩れ込んで、人力で描いている絵描きさんは放逐されかねません。直に文化が無くなるでしょう。現に、X（旧 Twitter）や DLsite では、AI イラストを載せて収益を得たり、その分人力の絵師さんはランキングから外れてしまって売れ行きが悪くなっています。

古代から、美術は芸術家の作風を取り入れて研究して自分で作り上げてを繰り返して発展していました。しかしそれは、人間が時間をかけて自分だけの芸術を成し得ていくものであって、AI イラストが行なっているのは、大多数を吸ってコラージュして吐き出すという、作品の裏を無視した仕事です。苦労、努力、思いを AI に取って代わられたら、私たちには何も残りません。人間だから苦労するし、人間だから努力するし、人間だから思いを込めてているのに、その表面(成果物)を剥ぎ取って弄って作品と言ってしまうのは、人間の人生を盗んでいるのに他なりません。

しかし、AI イラストには問題点があるも、それを一概に否定して排斥するのは、技術の否定、それも人間の歴史の否定になってしまいます。AI イラストは悪ではなくただの技術であり、禁止するのは発展に繋がりません。今は絵描きの市場に巢食っている AI イラストですが、どこか別の市場を新たに形成し、絵描き市場に関わらず完全に別居することができるこれが一番好ましいな、と思います。

結論といったしましては、AI イラスト、またはそれを加筆したイラストに置いては、個人利用や不特定多数の人間に認識されない場面においての利用が好ましいと思います。

●受付番号 185001345000000422

4. (1) エ

クリエイターが自分の制作物を無許諾で生成 AI の学習に用いられないためにはどうすればよいか、具体的な対抗策を示してほしい。現状の法律では対抗策がない場合は、クリエイターが自由に制作物の AI 学習利用を回避できる法整備を希望します。

●受付番号 185001345000000423

aiによる情報収集に人の創作分野である芸術(人間の描いた絵や小説、音楽)などを学習させる行為について、aiを用いた作品を人間の創作した作品と混同する行為、または人間の作風をわざと真似てほぼ相違のない作品を作り出し人の作ったものと偽ることは違法として取り締まるべきだと思う。

aiの作品も共存しつつ、とりあえず人間の作ったものとaiの作ったものの虚偽だけはあつては良くないと思い、それらの区別がされる方法があればaiを受け入れたいと思う。ないのであればaiの学習や利用は禁止して欲しい。

●受付番号 185001345000000424

現状の生成 AI は、著作権上の問題があると考える。

或いは解釈によってそれを「問題が無い」と言えるとしたら、それは法の条文を変更する必要があるだろう。

公正な競争と文化の発展は著作権法が持つ目的の一つであるが、生成 AI は競争も発展も促さない。一方的に著作物を利用し、消費する存在になっている。

そもそもが『表現の自由』ではあるにも関わらず著作権法によって規制されているのは「創作物の著作権を侵害する表現の自由が認められたら、創作者側の活動を委縮させてしまう」ことが理由に挙げられるのではないか。

創作者は著作権によって自身と著作物を守られる。

創作物からそれに影響された新しい創作物が生まれ、誰かがそれに触発されてより良い創作物を生み出していく。

この保護と発展が著作権が持つ本来の役割であり、果たさなければならないものである。

だが、現行の生成 AI は

- ・著作権を侵害することが容易で、
- ・その膨大な出力数によって、本来の著作者は侵害されていてもそれを知りうることも困難であり、
- ・それによって創作者からモチベーションは奪うことはあれど、多くの場合、与える事はしていない

という問題がある。

創作者がいないと成立しない物でありながら、悪意によって創作者への攻撃に用いるものも存在する。

勿論、発展することを思えばこそ生成 AI を完全に禁止することは現実的ではない。

だが、例えば容易に人を傷付けることの可能な「自動車」を売るには満たさなければいけない設計上のルールがいくつもあり、またその上で自動車によって人を傷付ければ犯罪となる。

同じ様に、生成 AI のシステムについても、設けられるべき基準が必要であり、「健全な」システムであることを義務付ける必要性があるだろう。

例えば、生成 AI への学習に用いて良い/悪いの認証の導入。

手間がかかるれば誰も対応しなくなるため、Pixiv や X (Twitter)等の大きなプラットホームと連携し、『AI 学習を許可する』チェックを用意するなど。

特定のサーバーを運用し、そのサーバー内の画像は全てパブリックドメインのように扱うことで、学習者はサーバー内のデータを自由に選んで学習する。

出版社と連携することで、サンプル数は必要十分に達すると考えられる（出版物の著作権は出版社にあるため、個人のクリエイターよりは許可されやすいと考える）。

「健全な」生成 AI はそこからの学習のみが可能なロックのついたシステムであり、それを強引に外せば犯罪行為とする。

そのロックを怠るのは、生成 AI の提供元の怠慢であり、ブレーキのついてない自動車を販売するのと同じで、犯罪である。自分でブレーキを壊して車に乗れば、壊した者の犯罪である。

生成 AI を利用している者も、（一部を除けば）既存クリエイターの権利を侵害したいわけではないし、彼らを不愉快な思いにしたいわけでもない。

権利上クリーンな「健全な」システムの構築は、AI を用いた活動を広めたい人間にとっても必要なものである。

一一

少なくとも現状、著作権と AI の関係は不安定であり、『認める』『認めない』どちらにせよ、定義が必要である。

創作者は自身の権利を訴えても「権利上問題はない」「いや、ある」の水掛け論になってしまふ。権利を主張する創作者は勿論、AI 利用者もまつとうな人物であれば自身の使用している物がグレーであることを良しとはしない。

企業や組織が AI に参入しようにも、否定的な意見の多さからそれを躊躇されているのが実態としてあるだろう。

或いは上記の私の見解全てが的外れで「今の生成 AI は何一つ問題が無いため、著作権法は生成 AI による著作物の無断学習、それによる生成物の公開を全面的に許可する」とするとしても、定義が必要なのは間違いない。

その上で、上記の通り、公正な競争や文化の発展を考えれば、現行のシステムは制度上破綻しており、規制が必要なものであると考える。

創作物が新しく生まれにくくなること、生成 AI=創作者の敵、という構図が確定することは、日本がクール・ジャパンを名乗る観点から見ても、全く好ましいものではない。

例えばイラストの生成 AI を用いることで、イラストではなく「ゲームを作る」といった発展性のあるものに進もうというのなら、その学習元となるイラストの権利者に個別にアポイントを取れば良い。「あなたの過去のイラストを学習して、弊社のゲームにしたい。どうだろうか？」と。それが『作風』を持つに至ったクリエイターへの経緯であり、『そういう交渉が来る創作者になりたい』と、発展に至ることを期待できる、一つの形ではないだろうか。

今の方的な搾取に近い形が、早く良い状態になるように願っています。

●受付番号 185001345000000425

「5.各論点について(2) (3) (4)」についての意見となります。

私はフリーランスのイラストレーターです。

直接依頼を受けて作品を制作するだけではなく、作品の販売を書店に委託する事もあります。

生成AIが出回ってから書店に生成AIによる作品が大量に登録され、クリエイターの作品が埋もれてしまう状況が続いている。

生成AIは短時間で大量の作品を生成できるため、人間の手で制作可能な量を遥かに上回る量を市場に氾濫させてしまいます。

また、データセットには無断でクリエイターの作品が使われており、勝手に作品を収集され競合させられるという非常に不当な競争を強いられています。

このような事態が放置されれば、オリジナルの作品を制作するクリエイターがいなくなってしまいます。

また、無断でクリエイターの作品が使われている事から、仕事の現場で使用するのは非常にリスクが高く納品物に生成AIの使用を禁止している企業も増えてきています。海外市場では生成AIへの反発も強く使用した作品を輸出しても評価を得ることは非常に厳しいです。

生成AIはクリエイターにとってはリスクが大きくメリットはありません。

生成AIの利用段階においてはクリエイターを保護するための強い規制が必要だと感じております。

また資料等を拝見すると、こういった現状が公的な議論の場では触れられず、メリットばかりを主張するごく一部の少數のクリエイターの意見ばかり採用されているのではないかという不信感があります。

生成AIの利用段階において被害を被っているクリエイターも既に多数おり、そういったクリエイターから具体的な被害状況を聞き取ると言った取り組みも必要なではないでしょうか。

●受付番号 185001345000000426

AI のイラスト学習について「同意するイラストレーターからのみ」の学習がなぜできないのでしょうか？

似たような作風のものが作れてもいいというのはその AI がなければイラストレーターとしての仕事が得られた作家が AI で安く使えるからそれでいいと切り捨てられて職に迷うことをお望みなのでしょうか。

日本の産業がどんどん海外へと流出している中残された数少ない日本の財産であるイラスト、漫画などの産業を潰されるおつもりでしょうか。

そもそも写真やイラストを許諾なく勝手に利用されてうれしいわけがありません。

海外では現在使われている AI 技術は性被害にあっている子供の写真などが使われているとニュースになったこともご存知ありませんか？

これから先新たに用意するとしてどのようにクリーンさを担保されるおつもりでしょうか。

私は絵をインターネット上に公開していますが AI 学習に使用されたくないありません。ですが一々許可をとってもくださいませんよね？

「AI 学習への使用に同意する人のみ」に搾ったとしてその提供されたイラスト、写真が本人からでは無い可能性もあります。

お仕事としてかかれたアニメや漫画ゲームからの学習なども明確に著作権に違反しているではありませんか？

AI を合法としたい方々が 1 から自分たちで描いたもののみで学習を行うクリーンな AI であれば共存の可能性もあると思います。

インターネット上で許可が降りていないイラスト、写真などを使用した AI を合法とされることは、絵を描く者として耐え難い苦痛です。

●受付番号 185001345000000427

現行の生成 AI はインターネットにて掲載されている人による作品をデータ元としており、権利関係の問題が不透明なままとなっている。

また一部においてはアーティストへの個人攻撃手段としてこうした AI を使用する事例も発生しており、こうしたトラブルは今後の人による文化活動を著しく阻害するため、前提として権利がクリアなデータ元を用意するほうが、使用者もアーティストも安全に生成 AI と向き合うことが可能であると考えられる。

●受付番号 185001345000000428

生成 AI イラスト及び画像の使用を推進したいという傾向がとても強いように思います。恐らくコストパフォーマンス重視やマーケティングやコンサルタントで利益を出したいという思惑が強いのでは?と思います。しかしこういったアニメゲーム漫画映画の分野でそういういったものが全く利益を産まず文化の形成に一切良い影響を与えないといふことは理解できると思います。ちゃんと時間をかけて勉強し良いものを作ろうとするクリエイターやお金を投資して技術開発をしている制作会社によって世界に影響するコンテンツなのにも関わらず、目先の利益に目が眩みクリエイターを侮辱し、詐欺まがい行為で利益を得る、そもそも法整備がされていないがために違法ではないというだけの、明らかに利益を侵害している行為を推進しようとしている事に大きな疑問を持ちます。これから先より大きく世界に影響していくだろうコンテンツになるものと思われる所以ぜひクリエイターは制作会社を守り、不当な利益を得るものを徹底的に罰していく方向で生成 AI に対する考え方改めてほしいと考えます。

●受付番号 185001345000000429

・意見対象箇所

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>

「5. 各論点について」(1) 学習・開発段階

・意見

特定のクリエイターの作風を模倣することは、そのクリエイターの需要を代替しうるものだと思っています。実際に、特定のクリエイターの作風を学習した生成

AIで出力した生成物や、学習したモデルそのものを販売している例もあります。

そのような事例を<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>に実例として記載し、どのような対応をするのかを盛り込んでほしいです。

●受付番号 185001345000000430

AI の使用に反対します。無断データで、データ元と競合する生成 AI を開発するのは不当な権利の侵害行為に該当すると思います。

●受付番号 185001345000000431

創作の人権まで奪わないで下さい。

●受付番号 185001345000000432

私は医療従事者をしながら、企業・個人の方からイラスト・漫画の制作依頼を頂いている者です。

今回A Iと著作権の問題について意見を募集されているとの事で、現状問題とされており私自身も懸念している事項についてお伝えしたいと思います。

1. 画像、文章、音楽等を生成するA I（以下、生成A I）がその生成物を出力する過程で、無断で世に出ている作品（正規品・海賊版問わず）を作者の意思や許可関係なく学習している事、また実在の人物が被害にあっているポルノ・暴力的画像や動画など倫理的に問題があるものも学習元としている事

2. 生成A Iの利用の手軽さにより、一見して現実のものと区別がつかないフェイクニュースの画像、映像、音声が生成される、対象の作者と似た作風の作品をわざと作り嫌がらせ行為をする、等の倫理的な配慮が無い・悪意を持った行動が簡単に出来てしまう事
この2つが特に大きな問題だと考えています。

1に関しては、出版社や音楽レーベルが商業的に売り出しているものはもちろんですが、個人がネットに上げているイラストや自分の写真、動画であったり、
実在の人物・児童が被害にあっているポルノ画像・動画を共有する違法なサイトや、
医療現場・教育機関での限定的な使用を前提に患者が共有を許可したレントゲン撮影等の
病理画像が流出したもの等

本来生成A Iに使用される可能性を、著作権を持つ本人が全く想定していない物や
極めて倫理的・社会的道義に反するものも生成A Iが学習元としています。

（以下は大手の画像生成A I Stable Diffusionが児童ポルノ画像を学習元としていた事を報じる記事です）

<https://forbesjapan.com/articles/detail/68355>

このように現状の生成A Iは、使用者が希望するものを出力する過程においてネット上のあらゆる画像や音声を、それが倫理的に問題があるかどうかを関係無く自動的・機械的にピックアップしており

それが実在の人物の不利益に繋がっていて、現状で防ぐ有効な手段が存在しない事が問題だと考えます。

また、現状の生成A Iはそのジャンルや文化に精通していないと見極めが難しいほど出力したものが既存の作品と酷似していたり、高精度である事と、誰にでも簡単に扱える特性から

2の問題がとても深刻になっていると感じています。

フェイクニュースについては、生成A Iによって岸田首相へのインタビュー映像が捏造されたり、災害時に実際には起きていない津波の画像が作られるなどの事態が起きています。

また、上記のように公的な機関がすぐにそれがフェイクだと否定できたり、発信者を罰する事が出来るものであればそれほど深刻な事態にはならずには済みますが、

インスタグラムに一般の女性・児童が投稿した自身の写真を、第三者が生成AIに読み込ませて性的なコラージュ画像を生成しているという、個人が被害に遭った時に対応が難しい事例も存在しています。

さらに、
[REDACTED]

こちらのように、特定のクリエイターの作品を生成AIに読み込ませ、対象のクリエイターが意図しない表現を持った生成物をわざと生成するという嫌がらせも発生しています。このように、本来であれば画像・音楽を制作するためのソフトを買い、操作の仕方を勉強し、時間をかけて作業をしなければ出来なかつたような事が生成AIによって簡単に出来てしまう事で

それまで前例が無かった・少なかった、対応が難しい事態が発生するようになっており、問題だと考えています。

言葉を選ばずに言えば、今まで手間と時間がかかり勉強が必要な手段だったから、その過程で配慮の無い人が振り落とされていったけれど

それが数分・数秒の簡単な入力で出来るようになったので生成AIの悪意のある使われ方が多くなったという事だと感じています。

最後に生成AIが抱える上記の1, 2の問題に対して、現状で日本が実施可能だと私が考えている対策を記載します。

1. 安易に生成AIの利用を促進しない事

2. 現状の生成AIが抱える問題について公表し、問題のある生成AIモデルの使用を拒否する事

現状の生成AIは高精度な反面、その仕組み自体に著作権周りを始めとした多くの問題を抱えており、また生成AIを作っている会社自体も問題に対して有効な対策を打てていない状態であり、このように不安定な状態なものの利用を国が安易に促進する事は現在起きている被害を助長する可能性が高いと考えます。

以上、意見となります。よろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000000433

生成AIは他者の絵画を不正に入手し、入手元の合意なく合成する悪意のある技術です。現在生成AIによって、子供の顔と裸体を勝手に合成した児童ポルノ画像の生成も行われています。また、画像の入手元が児童ポルノであることもすでに立証されています。生成AIは著作権や肖像権を侵害します。これを規制してください。すでに他国は危機感を持つて対処に当たっています。いつまでも児童など立場の弱い者から搾取するだけの国でないでください。絵画も同じくです。他国に誇れる国であってください。

●受付番号 185001345000000434

現在 AI を扱う方々の中には AI を悪意を持って他者へ攻撃するための道具として扱う方々が少なくありません。AI という技術そのものに悪意はなくとも、どれだけ便利であろうとも、技術を発展させる一助になるとしても、人の感情や権利、命を蔑ろにしてまで必要なものではありません。

人の心を失ってはいけないと思います。

誰かを傷付け、尊厳を踏み躡り、生み出してきた価値を奪い、精神を追い詰め、死に至らしめる可能性のあるものを、何故野放しにしたままでいるのでしょうか？

AI の規制は必要なものであると思います。

●受付番号 185001345000000435

私はイラストや漫画を制作し、金銭を頂いている者です。

・生成 AI について、以下がクリエイター側の実害だと考えます。

1. 作風を模倣され、クリエイター側の仕事が減ること
2. 作者の許可なく作品を生成 AI に学習させられること
3. 生成 AI の制作物を SNS 等にアップされ、クリエイターの価値や市場が圧迫されること

・また、私が何よりも懸念しているのは、

「生成 AI の制作物が市場に蔓延する→消費者がそれを歓迎する→クリエイターになるよりも生成 AI で制作したほうが労力が少なく、利益も容易に出せる→創作活動に励む者が激減する→クリエイティブ界隈全体が衰退する」ということです。

そうなれば、生成 AI に学習させるデータも激減するでしょう。

創作活動は苦痛です。大変な努力と孤独と苦悩を要します。そんなものは御免だという者が生成 AI に逃げる。制作物を生成して快感や喜びを得たいのなら、生成 AI なんかに頼らず自分で創れば良い。それから逃げてる人間の権利を守るというのは理解しかねます。

・素案について

こちらは生成された制作物について主に述べられていると感じているのですが、

AI と著作権の考え方について、私が最も問題視しているのは「許可なく作品を AI に学習させられること」です。

ですので、「作者に無断で AI の学習に作品を利用する」という時点で処罰の対象にしてほしいです(特に画像やイラストについて)。その時点で著作権侵害みたいなものではないですか？自分の培った技術やアイデンティティを無許可でコピーされるリスクが発生するんですよ。AI そのものに創作性なんてありません。所詮はコピーです。

生成 AI の将来性に期待する創作者だけが、生成 AI に作品を学習させることを許可すればいいんじゃないですか。

生成 AI のデータベースを監視する AI みたいなものを作り、生成 AI に学習させられると困る作者が、その監視 AI に作品を都度学習させるとか。

企業が生成 AI を開発したのなら、監視 AI との提携を義務付けるとか。

企業としても、「監視 AI と提携します」とか、認可済みのクリーンな生成 AI ですというのを売り込みポイントになりますし、生成 AI を利用して広告を打ちたい企業なんかも安心して利用できますよ。

あるいは開業届とかみたいに、生成 AI に無断で作品を学習させることを反対する作者(実名)というリスト(一般に公開されるのは実名ではなく活動名でも可...など)を作り、そこに申請・登録している作者は、生成 AI について裁判などになった際、「生成 AI に無断で作品を学習させられた」事実が確認された時点で、有利になるとか。

そういう制度を取り入れてもらわないと、創作界隈、本当に衰退すると思います。

- ・この提出意見窓口の趣旨とはかなり違うと思いますが、私が思ったのはとにかく「作者に無断で生成 AI に学習させる時点で最悪」ということです。
その時点で作者のアイデンティティや市場価値を奪っていることを利用者に周知すべきです。

生成 AI に好意的な者だけが学習させる許可を出せばいいです。本当に。

じゃないと、創作界隈は本当に衰退しますよ。

必死で何十年も苦しんで培ったアイデンティティが、自分の市場価値が、一瞬で奪われるんですから。バカバカしくもあります。

以上です。

●受付番号 185001345000000436

現在 AI 生成で作られたものはすべてこれまでに努力と研鑽と時間を費やして描かれた

ものでそれには著作権という権利が存在するはずです、

現在の AI 生成技術は扱う人間がその重大な権利を無視しており、

これを無視する事は現在のクリエーターの衰退を招き、

AI が学習するものが無くなる事で更なる日本の創作界の衰退と絶滅を招きます。

著作権を侵害する現在の AI 生成物の環境は一度立ち止まり、権利の侵害が行われない

形と問題が起こった際の生成者への責任を厳重に追及できなければ、

使用するだけで信用を落とす技術になってしまふと思いますので、

過度な AI 技術の推進には断固反対します。

●受付番号 185001345000000437

現行のままだと悪用し、学習元イラストレーターをおもちゃにして遊んでる人が野放しになっている状態のままだと思う。

ただでさえ特定イラストレーターに対しての嫌がらせ目的で悪用を繰り返している人がちょっと調べただけでも出てくる現状なので、現行 AI 生成ありきで考えるのはどうかなと思います。

●受付番号 185001345000000438

悪意を持って特定の絵師の絵柄をコピーして、R18などの画像を出すような人たちが罰されるようにならない限り、AIは人類に早すぎると思います。

またAI使用時にAIと明記しないのも罰するべきです、実際今イラストを検索すると明らかに生成AI使用者なのに”愛を使ってます”などばかして表現してる人がいます

●受付番号 185001345000000439

（1）生成 AIについて

前提として、生成 AIへの学習を拒否しているクリエイターの著作物を無断で生成 AIに取り込んだうえ、アダルト画像やイラストを生成し、それらを販売し利益を得ているモラルのない人間が多数出現している現状があり、あまりにも悪質性が高い。

クリエイターが何年もかけて培ってきた努力の成果が作品であり、その人特有の画風である。それらを無断で搾取したうえ、我が物顔で利益を得ている人間がいる、クリエイターの著作権が守られていない現状から都合よく政府が目を逸らすのは許されない。

被害に遭ったクリエイターがやめるよう声を上げても、生成 AIで利益を得ている界隈から人格否定・脅迫・嫌がらせなどが頻発し精神的苦痛を受け、生活を脅かされているような状態で法案が推し進められること自体ありえない。

このまま推し進めたとして、確実に日本の芸術文化が発展することはないし、衰退していくばかりなのは目に見えている。

●受付番号 185001345000000440

既存ものをランダムに抽出しただけの結果は「作品」ではない。

また、作成者は抽出結果の使用方法に責任を持つべきである。

少し前に岸田総理大臣の映像等を悪用したディープフェイクの動画がネット上に上がったことがあるが、あれがだめなら生成 AI によるイラストが他者のさまざまな権利を侵害しうるものであることは自明なはずである。

●受付番号 185001345000000441

日本における現行の生成 AI は、法によって規制すべきだと考えます。生成 AI の多くは、権利が不透明な著作物を学習し、改変した後、出力しています。また、特定のクリエイターを狙い撃ちして学習することで「特定のクリエイターの絵柄」で画像の生成をすることも可能です。中にはこのように「絵柄」を盗まれ、児童向けの案件を受け持っているクリエイターの絵柄で、成人向けのイラストが大量に生成されるという事案が確認されました。これらの行為は、信用、信頼が基盤のクリエイターには甚大な被害を与えるものです。また、生成 AI の学習データの中には、児童ポルノや遺体の画像が大量に含まれていることも確認されています。生成 AI 自体は悪いものではありません。しかし、現在の日本では生成 AI を扱う人間の倫理観が、技術の進歩に追いついていないように感じます。よって生成 AI は、「まだ」法で規制する必要があると考えます。

●受付番号 185001345000000442

「5. 各論点について」内容

「(3) 生成物の著作物性について」についての意見となります。

「指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には、当該 AI 生成物に著作物性は認められないと考えられるが、単なる労力にとどまらず、創作的寄与となり得るものがある場合は、これがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる」とありますが、

現状における生成 AI による技術の概要は、入力された指示を元に学習されたデータを参照し、複合的に検出され出力されるものであると認識しています。

即ち、AI 指示による生成はいかなる場合であっても創造的なものではなく、「検索によつて資料を同時かつ複合的に参照した行為に近いもの」であり、「引用物」の扱いとして捉え、その範囲にとどめておくのが妥当であると考えています。

故に創作的意図や創作的寄与、そしてその労力積み重ねに関わらず、創作的表現といえる直接的な加筆・修正がなければ、基本として「著作物性はない」という認識として捉えるものにすべきと考えており、「AI 生成物はあくまで引用物であることを徹底すること」こそが今後の AI 技術研究の発展と既存のクリエイターへの配慮の妥協的な方針ではないかと考えています。

●受付番号 185001345000000443

AI イラストに著作権が発生した場合、無断学習されたイラストレーターに不利益があるのではないかと心配です

無断学習を違法化しろと言う訳ではなく、学習した AI が出力したイラストを販売した場合、何かしらの処置をして欲しいです

AI が無断学習したイラストを学習元のイラストレーターの名前で販売している問題が 1 部であるそうです、それで泣きを見るのがイラストレーターだけで詐欺紛いのことをしている人には何も無しというのは流石に無法すぎるかと思っています

●受付番号 185001345000000444

創作系の文化圏における AI による自動生成は「創作しない人間」が金銭的な利を得るためのツールと化しています。

今行われている AI 自動生成による絵画はこれまで生まれた文化的作品の個々の「使用許諾」を得ずに学習された「データセット」を無許可で利用している

これは重大な問題です。本来利益を得るべき場所に還元されないことを意味しています。

実際に作家が作品を制作しても、無言・無断で利用する人々に搾取され、自分が生んだ作品がどこかでお金を生んでも本人には還元されません。

小説であれ絵画であれ漫画であれ、すべて作り手への経済還元をはらんで動いていかない限り、文化のダイナミクスは消失し、規模は縮小し、国際的な広がりも消え、日本の文化はますます縮小します。聖地巡礼と言われ日本を訪れる海外観光客など、本来の創作においてはこうした広がりがありますが、あれらはすべて「個人のオリジナリティ」から生まれたけん引力によってのみ生まれてきたものです。

AI は「誰にでも利用できる」点がメリットだとうたわれていますが、文化がひとつのデータセットに内包され、その権利と罰則をはっきりとさせず誰にでも濫用可能な状況が続けば、以下のようなマイナスが生まれていきます。

「誰でも似たようなものを作り出して、平べったい文化になってしまう」「それを生み出した場所に行く意味がない」「創作者とその人を生んだ文化圏・地域へのリスペクトを持たない」「個性・個人の埋没による新しい世代への刺激の矮小化、それによって失われる次世代の創作性」「経済的投資が行われない創作活動によってメディア関連の国際的競争力の零落」

枚挙にいとまがありません。

AI 生成ツールは、一見美麗なもの・わかりやすいものを生むかもしれません。

でも、それらはすでにある文化の再生産を誰もが生成でき、それらは一瞬で消化され、文化の価値をどんどん下げていきます。

私は漫画家ですが、漫画の背景ひとつとっても人の手で作成される情報精査のいきとどいた背景画を AI は可能としません。生成 AI は意図を汲むこともままならず、現場では実用性に欠けます。AI による技術寄与は現在「無い」といって過言ではありません。現場は AI を必要としていません。これについて、偏りのない調査をお願いします。少なくとも漫画の現場では AI は要りません。

人の手が生むものにこそ人は感動し、情熱にリスペクトを持ちます。

その背景を持たず、ごった煮にして制御できない倫理観において短絡的に金銭を得ようとしている生成 AI 推進者は、文化にまったく寄与しないと断言します。

この点について、政策を作る側は、創作の現場の人間にヒアリングを行いましたか？私は少なくともそのような事例を聞いたことがありません。

日本における文化の規模を縮小させ、国際競争力を失わせ、本来得るべき作家への対価を横に流し、一時的な剽窃者に都合のいい政策を推進させないでください。

これはたとえ話ですが、AIは、すべてのアルファベットを学習させても新たな意義のあるアルファベットを生み出さないように、今あるものに対して革新的なものを人類にはくれません。

今あるアルファベットに似せた、機能しないアルファベットのようなものを作ることしかできません。これに対して反論はないと確信します。

今あるものに対してリスクがない人間が乱用するAI生成ツールとその濫用に対し、適切な規制をしてください。

●受付番号 185001345000000445

ただのしがない絵描きですが、AI に自身の画像を喰わせるのを許容している訳ではない上に、こんなガバガバな、ちゃんとした法律もない、クリエイターを守る気もない状態で話題にする時点でのクリエイターをバカにしている。

なぜ我々描き手に著作権があるものを「無断で」「改変」され、「利用」されなければならぬ。

なお、許可を取れば良いという話ではない。クリエイターの多くは生成 AI に対して忌避感を持っている。

AI に関する問題点をもっと調べてはどうか。様々な場所で問題が起きている。

●受付番号 185001345000000446

生成 AI の法整備をクリエイターの方々から意見を得て早く行うか、使用を禁止して下さい。

●受付番号 185001345000000447

29 ページ

そこで、従来の人間が創作する場合における依拠性の考え方も踏まえ、生成 AI による生成行為について、依拠性が認められるのはどのような場合か、整理することとする。

30 ページ

AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI 学習用データに当該著作物が含まれる場合

ここに関して、現状では海賊版のウェブサイトでの学習が主であるため認識しているしていないに関わらず入っているものとして作成をしなければならないので含まれた場合、それが指摘された場合は著作権侵害になると思います。

●受付番号 185001345000000448

生成AIの大きな問題点は

- 1.他人の創作物をデータとしていくつか混ぜて出力している点
- 2.そのデータの内容が不明瞭

であることかと思います。

1について

生成AIは「様々なデータを高速でかつ高精度で出力するツール」と認識しています。

データがなければ生成できないもの、かつそのデータの元となっているのは他人のデータであることで、(意図せずとも)勝手に使用された・される可能性がある人にはかなり抵抗があるものと考えます。

2について

データの内容がはっきりし、「誰のどの作品をもとにして」が第三者が見ても分かるようであれば(またそのデータ的にも許可を取っている場合に限る)まだ理解ができますが、現状ブラックボックスとなっています。

どここの誰のデータかもわからないものを混ぜ込んで創作というにはあまりにもお粗末かなと感じます。

「真似る」という行為が問題というよりは、他人のデータを無断で使用していることが大きな問題かと思います。

●受付番号 185001345000000449

現在 AI 生成賛成派は、反対派の絵師・クリエイターに嫌がらせを行っています。AI 生成は既存の絵や絵柄や写真などから要点を抽出するに過ぎず、新しい表現や試行錯誤的な試みは行われません。そればかりか、生成 AI に職を奪われ表現を奪われたクリエイターは生業としての表現を続けることが困難になり、筆を折ることは想像に難くありません。結果として、新しいものを生み出すはずの生成 AI によって日本のアート・イラスト文化は衰退の道を進んでしまうのです。

●受付番号 185001345000000450

AIが発展し、最近は無断転載を無断転載では無いように見せるために使われる事が多くなってきました。

●受付番号 185001345000000451

5. (3) 生成物の著作物性について

生成 AI の学習に使用された画像は著作物であることが多く、実際に被害を訴えているクリエイターの方も存在する。生成 AI の学習はブラックボックスとなっていることが多く、無法地帯と化しているため、法整備による厳重な管理を求める。

例えば、国認可の生成 AI は許可する、それ以外の生成物は著作権違反とする、といったものである。国認可の AI に関しては、学習に使用された画像の公開も求めたい。

技術の発展は喜ばしいことだが、クリエイターの方々の努力の結晶である創作物から無秩序に創作物が生成されることはクリエイター産業の衰退にも繋がりかねず、望ましくない状態にある。生成 AI はクリエイターの筆を折ってしまうきっかけにもなりかねない。

また、個人利用だけでなく、営利目的の利用も散見される。さらには、一部ではクリエイターの方への誹謗中傷(※)が発生しており、AI 使用者のモラルも現段階では怪しいと感じるを得ない。クリエイターの方々の著作権が尊重された対応が早急に行われることを願う。

※参照ポスト :

●受付番号 185001345000000452

声優の声やイラストレーターが作成したイラストを元にを無断で利用した場合、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する
今や人が作ったのか AI なのかわからない状態となっているため、厳しく取締り、元の持ち主への還元を無くさないようにするべき

●受付番号 185001345000000453

著作権が個別の「著作」に係る権利であることを前提にすると、AI 生成物が既存作品の単なる切り貼りでない以上、現時点での権利を侵していると断じることは難しい気がする。著作権という概念自体を、作風、手法まで含んだものに変えるしかないのではないか

●受付番号 185001345000000454

現状の素案では「享受目的とされる範囲」と「市場と衝突、あるいは潜在的販路を阻害するとされる範囲」があまりにも狭すぎ、事実上の無法地帯を作り上げることに繋がりかねない。

無断で学習した膨大なデータで、データ元と競合する生成AIを開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する。

著作権は著作者の保護のために存在するものであり、生成AI利用者は著作者ではなく「著作物の利用者」でしかないように留意すべきである。

●受付番号 185001345000000455

AIに学習させるのは許可されたもののみに限定し、利益を得ようとする場合はなにを学習させたかなどのデータを公表せるよう義務付ける事にした方がよろしいかと思います。もし公表されたデータに嘘が入っていたり無断学習がされていた場合は勝手にデータを使われた被害者に罰金を払った上で、利益の何割かを国が徴収するなど無断使用によるデメリットを強くしていただけると嬉しいです。

技術とはその人の宝であり、無碍にされて良いものではないと思いますし健全な使い方ならデータを学習させてくれるはずですので、今の無法だからと好き勝手にしている方々が増えないよう法による罰則は必要だと考えてます。

●受付番号 185001345000000456

生成 AI には何も期待していません。

一昨年 9 月から生成 AI の登場してからずっとこの話題を追ってきましたが、丸一年過ぎても私の大好きな絵の世界が汚されたとしか印象がありません。

こんなゴミ劣化コピーロボットから新しい創造物なんて作れません。コストカットがしたい、色んな美女混ぜて合法(今のところは)ポルノを楽しみたい、自分には審美眼があると勘違いしてる努力しない馬鹿(個人や企業)がゴミを量産し続けるだけのツールであり続けると思います。

海外諸国と同じ様に日本もすぐ規制する方向に話をすすめて動いて下さい。アトムやドラえもんじゃなくて道徳のないのび太を日本に量産してするようなものです。これ以上 0 から努力して人間が損をする日本にしないでください。

というかこんなツール使ってドヤってる虎の威を借りる狐みたい奴等が目立つ世の中にしたいんですか? 私よりよっぽど賢くて先見の明のある文化庁や政治家の方々がわからないはず無いですよね?? このまま規制せず放置したらどんな世の中になっていくのか。

創作の世界というのはたくさんの国の違う人達と平和的に繋がれる大事なコミュニケーションの場だと思います。そんな大切な場所を畠の違う人間が一時の利権や金で食い荒らすことが許せません。それを黙って知らない顔をしてやり過ごすのも狡くて嫌な人間だと思います。この意見を見ての方はわたしの拙い文章で笑っていると思います。でも私の生成 AI を規制してほしい気持ちは真剣です。

だってほんとに気持ち悪いんですよ! 生成 AI を使ってる人達一人残らず気持ち悪い。こんな気持ち悪い(絵を描く努力をしてこなかった、生成 AI というおもちゃをたまたま与えられた)人達が偉そうに絵や AI の技術を語ってるのが信じられないくらい気持ち悪い。日本に限らず一生懸命努力して正規の技術を身につけてる人間が人の上に立てるそんな世の中にすべきです。そういうかないと良い人類は滅びます。わたしのほうが賢い皆さんより先見の明がありそうですね。

●受付番号 185001345000000457

AI 生成物は著作権侵害のものが数多く上がっておりま。

技術そのものは革新的ですので、著作権を守るため法規制を強く希望します。

このままではオリジナリティ溢れるクリエイターがどんどん少なくなってしまいます。

●受付番号 185001345000000458

他人様の人生の上澄みを掬って
さも自分の作品の如く発表しそれを指摘されたら
あろうことか元の作品の描き手に対し
殺人予告をするような輩が増えていきます。
一部分だけを使用禁止にするのではなく
根本から AI に対する法案を作り直すべきです。
尊厳破壊をされた作家の中には
もう立ち直れない方もいます。
今後我々が触ることのできた文化を殺されたも同然です。
個人で楽しむツールとしてならまだしも
他人の足を引っ張って潰しておいて
金を稼ぐ行為が罷り通るのは違和感しかありません。
少なからず AI を使用して出力したゴミに関しては
作家名や AI を使用した旨の記載を
確実に明記する規則を設けてください。
ルールが圧倒的に足りていません。
数少ない日本が誇れる文化が
少数の才能のない努力もしないカスに
殺されていっているのを毎日見ていて
精神的にまいっています。
厳格な基準を作ってください。
よろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000000459

絵を描いた人が嫌だ、やめてほしいと言ってるのに生成 AI によって模倣した画像データが作成され、悪質な場合嫌がらせやデータの販売が行われているのが現状です。

表現者の権利の犠牲の上で成り立つ技術なら、必ず先細りしていき、日本の漫画やアニメの文化は滅びてしまいます。

私はそんな世界には反対です。

日本という国には、各個人の権利や主張や意見が保護される国であってほしい。

●受付番号 185001345000000460

生成AI技術については規制ではなく、むしろ推進・発展させるべきと考えます。

理由は、仮に日本が規制したとしても諸外国で推進されれば意味がなく、将来的に生じた技術格差により一方的に搾取されることになる危険性があるためです。

クリエイターの萎縮につながるので規制すべきという意見については、そう主張している人たちも翻訳や会計処理にAIを利用することには特に反対していないことから、要はクリエイターだけを特別扱いしているに過ぎないように思います。

普段着ている服が手縫いであるか、ミシンで作っているか、プログラムによる自動縫製であるかは消費者にとってはどうでもよいことです。大事なのは質と価格です。

●受付番号 185001345000000461

クリエイターはAIの餌にするために創作をしていません。

ネット上の作品を無許可で収集するようなAIは違法にするべきです。

収集されたデータの開示をクリエイター側が行えるようにしてください。

●受付番号 185001345000000462

4. 関係者からの様々な懸念の声について

私はいちクリエイターとしては、

生成AIと仕事上可能な限り共存したいと考えております。

しかしそれは正しく利用すること、されることが前提であり、

例えば現在も被害にあわれている方がいるように

実在のクリエイターに成りますますレベルの模倣に対しては

何かしらの取り締まりが必要だと考えております。

理由といたしましては、そうして模倣した者が

元のクリエイターのイメージを侵害するような言動をしたとき、

第三者からの誤解や誹謗中傷を招きかねないことが挙げられます。

個人事業主も多く存在するクリエイターにとって、

クライアントや消費者からの印象は一朝一夕で作り上げられるものではなく、

AIを正しく利用できない人物からの悪意ある攻撃に対処する法整備が

まだ十分に行われていないように感じます。

●受付番号 185001345000000463

AI 生成による著作権の侵害は断固として認められるものではない、と考えます。

クリエイターは長年のスキル習得により今の仕事を手にしています。それらの技術を無断で収集、生成に使用するのは倫理観が欠けるものだと思います。そういう問題により、今までクリエイターから声が上がり廃止されてきたシステム、サービスがあると言う事実が AI 生成について物語っています。

特定の人物の著作物を集中的に学習させ、模倣品を生成しそれを販売するという悪質なものもあります。さらに最近はネット検索（画像）における汚染も広がっています。誤った情報を多くの人に与えることも懸念されます。

作品を購入する側への影響も計り知れません。

現在、SNS をはじめネットで作品を発表することがお仕事につながることが多く、自衛だけでは賄いきれないです。

AI 生成にしても、学習元をクリアにする、そのような仕組みであればまだ問題になることは少ないのではないでしょうか？

AI が悪いわけではないです。使う人に悪質な考えを持つ方が多いように感じます。そのような方を規制することはクリエイターとその関係者、作品を見てくださる方々を守ることになります。

どうか懸命なご判断をよろしくお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000000464

他者の著作物を土台にしないとデータを生成できないのであれば、生成されたデータは誰かの犠牲の上でしか成り立たない。

●受付番号 185001345000000465

そもそも著作権元が分からぬ画像を学習させて出力できるのは、おかしいことだと思いますし、規制するべきだと思います。

生成 AI は文字や画像を読み込むだけなので、創造性はほとんど無いと思いますし、AI のみで画像を作成する人をクリエイターと呼ぶのはどうかと思います。

また、生成 AI で画像作成する人たちの中には、学習させる画像の著作権を持っている絵描きさんに殺害予告したという人もいて、問題となっています。

絵描きさんたちがたくさん努力して身につけた画力を、生成 AI に一瞬にして奪われ、それを利用して利益を得る行為がまかり通っていることはおかしいことだと思います。

早く規制されることを願っています。

●受付番号 185001345000000466

AIによる学習は現行通り問題ないと考えています。

特定個人を中傷するような使い方は現行法で対処できるはずです。

現時点でも法律を曲解して誹謗中傷を繰り返す

自称クリエイター集団が散見されるため、問題ないと明言してくれることを信じております

●受付番号 185001345000000467

5. (2) イ (イ) 「依拠性の考え方について」 2ならびに3について

人の手による著作物に関して作者の認識または意図しない類似性が疑われた際、「知らなかつた」事の立証は非常に難しく、法的な責任を免れたとしても社会的な責任を問われる場合が少なくない。

にもかかわらず、AIによる出力に限っては「偶然の一致」として問題とならないとする立場は、法を超えた制裁を求める社会の無思慮を抜きにして考えても、常識的に受け入れがたい。

5. (3) イ 「生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性との関係について」について

人が人に作品の依頼を行う場合においても、作品の提出とそれに対するフィードバックが繰り返されることがあるが、この記述にのっとって考えるのなら、それら依頼者の要求自体が著作物として認められることになり、同じく、常識に照らし合わせて非常に受け入れがたい考え方である。

●受付番号 185001345000000468

【項目 1】

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

【意見内容】

本項において学習データの切り貼りでない、という論があるがこれは都合の良い解釈に見える。「その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき」というのであれば、これは人間が自身の手で複数の絵をトレースして繋ぎ合わせる行為と同一と考える。また、「通常」という但し書きも意図的に抜け道を作る文に見える。具体的な例を示すなどして更なる意見を求めてほしい。

【項目 2】

5. 各論点について

(4) その他の論点について

【意見内容】

「著作権者等への対価還元という観点からは、法第 30 条の 4 の趣旨を踏まえると、AI 開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することにより、著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されるものではない」とあるが、現在一般に利用される生成 AI は特定個人の作風を出力できるものなど、むしろ利益を害しているものの方が多い。これについても「通常」という言葉で逃げず、生成 AI 推進派・非推進派双方を含めてきちんと現市場の AI に関する調査を行ってほしい。

また、「コンテンツ創作の好循環の実現を考えた場合に、著作権法の枠内にとどまらない議論として、技術面や考え方の整理等を通じて、市場における対価還元を促進すること」については賛同したい。現状ではほぼ全ての創作者が多寡問わず利益を損なっていると言ってよい危機的状況であることを知ってほしい。

●受付番号 185001345000000469

4. 関係者からの様々な懸念の声について

生成AIを利用するだけで中傷される事例が相次いでおり、生成AIを使いづらい状況が続いている。

生成AIを使ったあらゆる表現が「盗作」と見做されることも少なくない。

下記にあるような生成AIを悪用するような使い方もあることは事実であり、生成AIの悪用と生成AIの使用者への嫌がらせの双方を防止するような内容を盛り込んで欲しい

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

「著作権者の利益を不当に害する」の基準が非常に曖昧であり、生成AIを開発する側にとっても、著作物を学習される側にとってもどのような事例が該当するのか判断が難しいので、ある程度明確な基準を示して欲しい。

特定のクリエイターや声優、作品を集中学習し模倣する生成AIが開発される事例が多数確認されている

このような行為が「著作権者の利益を不当に害する」かどうかを明確化してほしい
また、「将来データベースとして販売される予定のあることが推認される著作物」というのは簡単な技術的措置を施すだけで該当する可能性があるため大きな萎縮効果が懸念される

(2) 生成・利用段階

上記の集中学習の件に関して、特定のクリエイターや作品、声優の特徴を模倣した出力物が法的にどう判断されるかを明確化してほしい

また、模倣されたクリエイターへの嫌がらせに使用するような悪質な行為も散見されるため、これらへの対抗手段も明記してほしい

●受付番号 185001345000000470

生成 AI は、著作権（著作者人格権等も含む）の明確な出展が必要で、侵害されない形での利用が必須です。生成 AI に著作権者の同意のないものが 1 つでも含まれているのであれば、全てが著作権違反になり、法的な責任を負うことは当然です。

クールジャパンとして日本が推進しているアニメや、マンガ、イラストなどについてはそれぞれのクリエイター（著作権者）が生涯にわたって積み上げ、研鑽してつくりあげられるものです。それらを著作権者などの同意なく、または同意がなくとも利用できるように仮に法整備を行った上で生成 AI に読み込ませ、第三者が新たなものを作ることは言語道断で許されることではありません。

刹那的には利益が出ることもあるかもしれません、自らの努力を他人に行使されることが当たり前になり、生きていくための資金が得られず損をする（稼げない）となれば衰退していくしかなく、長期的に見れば損失にしかなりません。

●受付番号 185001345000000471

5.各論点について

(1)学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

・「著作物の利用市場において著作物に類似する AI 生成物が大量に氾濫し、著作物の販売や著作物の作成の請負業務が阻害される事態は、著作物の対価回収の機会を損ない、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得る」ことを明記すべきです。

著作物の利用市場において著作物に類似する AI 生成物が大量に氾濫することは、著作権者にとって海賊版被害による機会損失と同様の事態であり、著作物の対価回収の機会を損なうものです。

著作権法第 30 条の 4 ただし書の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は、「著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的市場を阻害するかという観点から」判断されるとしています。

著作物の利用市場において、著作物に類似する AI 生成物が大量に氾濫することは、著作物の利用市場と衝突し、著作物の販売や著作物の作成の請負業務が阻害されることは自明でしょう。

今後の実態調査により、著作物に類似する AI 生成物が利用市場に大量に氾濫することにより、実際に著作権者の著作物の売上や著作物の作成の請負業務の報酬が減少し、著作権者に機会損失の実害が発生したことが明らかになる可能性は十分にあり得るでしょう。

このような状況において、著作権者の許諾なく著作物を使用して類似する生成物を生成し、著作物の利用市場に氾濫させる行為は、著作権者の利益を不当に害していると言えるでしょう。

これらのこととは、著作物が違法にアップロードされた海賊版サイトによる著作権侵害の被害において、「海賊版サイトが存在しなければ著作物が購入されたであろう金額」等を算定して、著作権者が被った機会損失の被害額を推計する方法と同様の考え方であり、この方法を用いて、AI 生成物が著作物の利用市場に氾濫することにより著作権者が被った機会損失の被害額を推計することも可能でしょう。

データベース云々は著作権法第 30 条の 4 の条文には存在せず、あくまで文化庁の解釈による例示に過ぎないのであって、データベースの存在を「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の前提とすることは明確に誤りです。

海賊版被害における著作権者の機会損失の推計の考え方を用いて、「著作権者の許諾を得ずに著作物を生成 AI で使用して生成された類似性のある生成物が著作物の利用市場に氾濫することによる著作権者の機会損失の被害額」を推計し、著作権者が実害を被っていることを明らかにすることが必要です。

著作物に類似する AI 生成物が著作物の利用市場に氾濫することによる著作権者の機会損

失の被害を認定することを前提として、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の法解釈を再検討すべきでしょう。

実際に、イラストレーターの著作物を無断で生成 AI で使用して類似性のある生成物を生成する学習済モデルが学習済モデル配布サイト上で無断で配布されている事案が発生しており、もし、この学習済モデルによる生成物を享受することで、学習データ元となる著作物を購入せずに済ませることになった場合には、本来は著作物の購入に支払われるべきだったはずの対価を著作権者が受け取ることができなくなうことになります。

これは海賊版被害における著作物の違法ダウンロードによる著作権者の機会損失と同様の機序であり、著作権者にとって明確な機会損失であり、著作物の対価回収の機会を損ない、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するものでしょう。

また、ゲーム会社の広告において漫画家のイラストに類似するイラストが使用されており、多くの人々が類似性を指摘する中で、漫画家が弁護士に対応を相談し、広告の取り下げで和解に至った事案も発生しています。

もし、著作権者の著作物のイラストを無断で生成 AI で使用して著作物に類似する生成物を広告に使用した場合には、当該広告のイラストの作成において本来は著作権者が著作物の作成の請負業務によって受け取るべきだったはずの報酬が支払われなかったことになり、これは著作権者にとって明確な機会損失であり、著作物の対価回収の機会を損ない、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するものでしょう。

上記の事例のように、著作権者の許諾なく著作物を生成 AI で使用した生成物を、著作物の利用市場で配布して著作権者が著作物の販売で受け取るべきだったはずの対価を支払わずに済ませる行為や、著作権者が著作物の作成の請負業務によって受け取るべきだったはずの報酬を支払わずに広告等に使用する行為は、著作物の対価回収の機会を損ない、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するものでしょう。

●受付番号 185001345000000472

受付番号 185001345000000471 の続き

(承前)

著作権者には自らの著作物を無断で使用した生成 AI から不利益を被らない権利が存在し、機械学習により著作権者が不利益を被らないことを前提として著作権法第 30 条の 4 における例外規定が条件付きで認められているのであって、上記のような事例においては、機械学習により著作権者が不利益を被らないという前提が崩れている以上、著作権者の許諾なく著作物を使用する行為は著作権の侵害となり得ると言えるでしょう。

著作権者には自らの著作物を生成 AI で使用されて不利益を被ることを拒否する権利（オプトアウト権）が認められるべきです。

著作物の利用市場において著作物に類似する AI 生成物が大量に氾濫し、著作物の販売や著作物の作成の請負業務が阻害される事態が発生し、著作物の対価回収の機会が損なわれ、現に著作権者が不利益を被っている事実がある以上、この事実に基づいて法解釈を構築すべきであり、

著作物の利用市場において著作物に類似する AI 生成物が大量に氾濫することにより、著作物の対価回収の機会が損なわれ、著作権者が機会損失を被っている被害を認定することを前提として、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の法解釈を再検討すべきでしょう。

5.各論点について

(1)学習・開発段階

・「オプトインやオプトアウトは技術的に不可能」などという説は明確に誤りであり、「オプトインやオプトアウトは技術的に可能である」ことを明記すべきです。

これまで、文化庁等により「生成 AI のデータセットで使用される著作物の数は膨大であり、事前に著作権者に許諾を得るオプトインや事後的にデータセットから著作物を除外するオプトアウトは技術的に不可能である」などとする説が流布されていますが、これは明確に事実誤認です。

実際に、オプトインやオプトアウトに対応した、権利的にクリーンな生成 AI を標榜する企業が複数登場しており、オプトインやオプトアウトが技術的に可能であることは明確な事実です。

今後は権利的にクリーンな生成 AI が業界のトレンドにもなろうかという情勢であり、「オプトインやオプトアウトは技術的に不可能」などという説は明確に誤りであり、「オプトインやオプトアウトは技術的に可能である」ことを明記すべきです。

5.各論点について

(1)学習・開発段階

キ AI 学習における、法第 30 条の 4 に規定する「必要と認められる限度」について

・実際に、「必要と認められる限度」を超えて必要のない大量の著作物が生成 AI の学習に使用されており、このような行為は著作権侵害となることを明記すべきです。

2024 年 1 月にスイスで開催された国際会議において、アメリカの大手生成 AI 企業の最高経営責任者が、大手新聞社の大量の記事データを無断で生成 AI で使用する行為をめぐり著作権侵害で提訴された事件に関連して、「実際には、当該大手新聞社の記事データの学習は必要ない」と明言しました。また、「今後は少量のデータに基づくようになる」とも明言したとされています。

生成 AI の学習において必要のない著作物を無断で使用する行為は、著作権法第 30 条の 4 の「その必要と認められる限度において」の要件に抵触し、明確に違法となるものでしょう。

素案では、

「キ AI 学習における、法第 30 条の 4 に規定する「必要と認められる限度」について

○ 法第 30 条の 4 では、「その必要と認められる限度において」といえることが、同条に基づく権利制限の要件とされている。

○ この点に関して、大量のデータを必要とする機械学習（深層学習）の性質を踏まえると、AI 学習のために複製等を行う著作物の量が大量であることをもって、「必要と認められる限度」を超えると評価されるものではないと考えられる。」

と解釈していますが、これは上記の事実を反映していません。

大手生成 AI 企業の最高経営責任者が、「実際には、必要のないデータが AI 学習に使用されている」「少量のデータでの AI 学習は可能である」ことを明言した以上、

実際に、「必要と認められる限度」を超えて必要のない大量の著作物が生成 AI の学習に使用されており、このような行為は著作権侵害となることを明記すべきです。

●受付番号 185001345000000473

5 (2)

AI 作品の商業利用は全面的に禁止するべきです。

学習元を開示せずそのまま商業は利用することによる学習元とのトラブルを避けるため。

●受付番号 185001345000000474

AIによる機械学習においては全て元となる人が作り出した創作物があります。その創作物から少しづつ要素を抽出してオリジナルをつくりました、としてもそこには元となった作品、いわば著作権に守られた作品があるはずで、それを1要素であるから生成されたものは違反ではないと言われると原作者はAIを恐れて創作をしなくなるのではないでしょうか。

AI出力は数分で完璧と言えるレベルまでに進化しています、しかしそれは元となった創作物のオリジナリティを模倣しているだけです。

海外で評価されるアニメや漫画などの素晴らしい文化は原作者のオリジナリティやそれを保護する著作権があるから、今の日本であると考えます。

●受付番号 185001345000000475

受付番号 185001345000000472 の続き

5.各論点について

(1)学習・開発段階

・「憲法で保障された人権である知的財産権で保護された著作物を生成 AI で使用する場合には、著作権者の許諾を得る必要がある（オプトイン）」ことを明記すべきです。

知的財産権は憲法に保障された人権である財産権の一部であり、他人の著作物を無断で使用する行為は人権である知的財産権の侵害であって、「原則違法」となる行為です。

著作権法第 30 条の 4 においては、他人の著作物を無断で使用する行為は「原則違法」であるところ、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とせず、著作権者の利益を不当に害しない場合に限って、条件付きで例外的に機械学習のための複製での著作物の使用を認めているに過ぎないのであって、正当な引用や私的使用等と同様の例外規定の一項目として条件を満たせば合法となる場合がある行為の一つに過ぎないのであって、「原則合法」などという説は本来の筋道から逸脱した本末転倒であると言えるでしょう。

現状、文化庁等により「他人の著作物を無断で生成 AI で使用する行為は原則合法」などという説が流布されていることは大きな問題です。

実際に、事前に著作権者から許諾を得た学習データのみを使用する、「権利的にクリーンな生成 AI」を目指す事業者がすでに複数存在しており、「権利的にクリーンな生成 AI」が業界のトレンドにもなりつつある現状があります。

文化庁等においては、「他人の著作物を無断で生成 AI で使用する行為は原則合法」などという説に固執し続けるのではなく、「権利的にクリーンな生成 AI」を目指す事業者を後押しすべきでしょう。

・「憲法で保障された人権である知的財産権に基づいて、著作権者は自らの著作物が生成 AI で使用される行為を拒否する権利がある（オプトアウト権）」ことを明記すべきです。

実際に、2023 年 10 月にフランスの音楽著作権管理団体がフランスの知的財産権法に基づいて、生成 AI から音楽データを除外する権利（オプトアウト権）を行使すると発表しています。

「憲法で保障された人権である知的財産権に基づいて、自らの知的財産が生成 AI で使用される行為を拒否する権利（オプトアウト権）」は、将来的な生成 AI に対する知的財産権制度のあり方において重要な位置付けの権利となるでしょう。

また、上記の権利を保護することにより、写真や音声等の著作物、すなわち、他人の肖像や音声等を無断で生成 AI で使用する行為を防止することができ、知的財産権のみならず、肖像権や人格権等の人権も同時に保護することができます。

実際に、アメリカ議会等では、他人の肖像や音声を無断で生成 AI で使用する行為を禁止する法律が提案されています。

日本においても、現行法の法解釈のみで対応することには限界があるならば、著作権法の改正や生成 AI 関連法の制定も必要になるでしょう。

「知的財産権および肖像権や人格権等の人権を保護するために著作権法の改正や生成 AI 関連法の制定等の法整備が必要となる」ことについても明記すべきです。

●受付番号 185001345000000476

生成 AI の技術自体は素晴らしい技術であるが、その反面法整備が整っていないために、AI の学習に無断でクリエイターの作品が利用されることに問題があると踏んでいる。

そのため、利用をするなら必ずどのデータを利用したのか等学習元を開示できるようにするべきだと思っている。

また、その学習に利用される作品は、公式に著作権を有する人、組織から利用を許可された作品に限るべきである。

それ以外のものを無断で利用、使用、学習させた作品には罰則、もしくは、その作品を用いられたクリエイターに利益を還元できるよう運用することが必要だと思われる。

もはや生成 AI 技術は一般人では、それが AI が作成したのか、オリジナルのクリエイターが作成したのか、見分けることも難しいぐらい制度が向上している。

それほど技術は素晴らしいのに、その技術を悪用され、法的にも罪に問われない者がいる現状、性善説で技術を運用することは多大なリスクを孕んでいると言わざるを得ない。

あくまでも現行の生成 AI は 1 を 10 にするものであり、0 から 1 を作り出すものではないと判断できる。

しかし、悪意を持って利用するものが後を絶たない以上、速やかに取り締まれねば、クリエイターと言う 0 から 1 を生み出す人が甚大な被害を被ることになり、ひいては未来の生成 AI 技術の発展にも悪影響を及ぼすと思っている。

●受付番号 185001345000000477

【はじめに】

わたしは個人であり、何らかに属しての意見提出ではなく、また法律ごとに関しても素人でございます。そのうえでの文言であることをご理解ください。

わたしは『生成 AI』と呼ばれる名称をいたく嫌っていると自負しております。なぜなら、これがそもそも人工知能を名乗る器ではないからです。他所からそれらしいものを検索し、コピー&ペーストするしか能のないものが、知とされるのは気に入りません。何かを生成するにも、条件に合うものを、わからぬままデータ頼りに混ぜているに過ぎず、そこから良性の独創性は生まれません。生物的プログラムにミスを残したまま産まれてしまった奇形児をアイデンティティであると言える大馬鹿者でもいるのでしょうか。この検索・合成技術も、自己の頭で考えるに至らない作者・使用者も所詮その程度です。何が知能か、何が変革か。自らで過程を成すことのできない奴らの妬みが集い、創作文化・フィクションに対する一種のテロ行為を作っている。同じ人間種であるとするなら、とても不愉快で、進化途中にかき棄てられるべき種の恥とさえ言えます。このようなもののために、なぜ寛容でなければいけないのでしょうか。思想までならどう考えようと自由ですが、他者に危害を与えたならば罰せられるべき対象です。間接的であれば一考の必要がありますが、故意的であれば、被害者から指を差されて然るべきなのです。わたしはそう考えます。故意か否かは、次に続きます。

【生成 AI の技術的背景及び各論点について】

巷では、「収集される画像情報内に、違法となりうる児童ポルノ関連が存在する」と聞きます。しかしその話は問題の根本ではなく、結果としてそれが混じただけと考えます。では根本とは何なのか、それは、そもそも情報収集です。

インターネットには数多くの著作権侵害、いわゆる無断転載が蔓延っています。サイトに広告を載せることによる金稼ぎも閲覧されなければ意味がなく、注目度欲しさの行為だと思われます。本・テレビ・映画・写真・またアダルトビデオ等々も、個々の著作権や肖像権を無視し、第三者のそれが為に利用されます。生成 AI とはそんな違法的な部分から情報を収集し、作者様・出演者様・それを取り巻く多くの人々の権利を侵害するのです。最低限の教育を受けた者であるならば、もしそうであるならば、インターネットの公式『外』に転がる権利物が違法性を孕むというのは当然理解するでしょう。しかし故意的に犯すものというやつは納得せず、権利者が権利物を独占できるなんて至極真っ当な話を敵とするらしいのか、今この結果があります。蛙の子は蛙、ならば利用者も利用者、教育が行き届いていないわけではないとするなら、悪意の上に今は成り立ちます。必要な時に話を聞けず、いつも手遅れ、もはや日本の悪しき伝統芸とする人間を見るのも致し方ないと思ってしまいます。それほど、あまりにも愚か。将来の見えない人間が増えたとでも言うのでしょうか。『Z』世代と呼ばれる存在が高等な皮肉として光ります。本来、そうあって

はいけないはずなのですが。

【最後に】

生成AI技術そのものの存在は良いと考えますが、まず名称変更を考慮すべきです。本件でAIに対する嫌悪感を示す意見も少なくありません、実際はAIと呼ぶに足りないのに。同時に、技術の使用方法を強く制限するべきです。使用者のモラルを、性善説信じてはいけません。信じたせいで今このように面倒な大きさまで発展したのです。

そして、生成物が著作者等の権限を侵害する象徴・権化であるうちは、その著作権が保護されてはいけません。合意の上で学習元となった人の意見に沿うのは当然です、合意があったと聞いたことはありませんが。犯罪者も人間と言いますが、危害を加えられたのも人間なのに、やったもん勝ちの無視できない格差となるのはおかしいでしょう。

最後に、法律でこれらに『許可』を生むのは未だ危険です。議論の的になる話が鶴の一聲で良しとされれば、法の下の不平等、民主主義の終焉となります。鳥の頭が悪いなどの俗説がございますが、鶴が聰明であることを祈ります。読み難い意見文書であり申し訳ありません。しかしこれもまた意見のひとつであること、当然なことを言う必要はないと思いますが、今一度ご理解いただけるならば幸いです。

●受付番号 185001345000000478

受付番号 185001345000000475 の続き

5.各論点について

(1)学習・開発段階

・「音声の著作物を無断で生成 AI で使用してほぼ同一の音声による偽の合成音声を生成する行為は著作権侵害となり得る」ことを明記すべきです。

音声の著作物を無断で生成 AI で使用してほぼ同一の音声による偽の合成音声を生成して SNS 等で配布する行為が大きな問題となっており、多くの声優が所属する団体が生成 AI に関する声明を発表しており、音声の著作物の権利保護は喫緊の課題です。

音声の著作物の権利保護は、知的財産権のみならず、いわゆるフェイクニュース対策や声の肖像権、人格権等の人権の保護において重要であり、音声の著作物の権利保護により声の肖像権や人格権等の人権をも保護することが必要です。

実際に、アメリカ議会等では、他人の肖像や音声を無断で生成 AI で使用する行為を禁止する法案が提案されています。

日本においても、現行法の法解釈のみで対応することには限界があるならば、著作権法の改正や生成 AI 関連法の制定も必要になるでしょう。

5.各論点について

(1)学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(オ)海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

・「著作物が違法にアップロードされた海賊版サイトから意図的に著作物をダウンロードして生成 AI で使用する行為は、違法ダウンロードとして違法行為となり得る」ことを明記すべきです。

生成 AI のデータセットにおいて、著作物が違法にアップロードされた海賊版サイトからダウンロードしたと思われる漫画の中身や実在する児童の写真等が大量に使用されていることが判明しています。

著作権法第 119 条において、違法にアップロードされた著作物を意図的にダウンロードする行為は私的使用目的であっても著作権侵害となると定められており、また、侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等（いわゆるリーチサイト）および侵害著作物等利用容易化プログラム（いわゆるリーチアプリ）の公衆への提供を行う行為は著作権侵害となると定められています。

違法にアップロードされた著作物を意図的にダウンロードする行為は私的使用目的であっても違法となると定める著作権法の趣旨においては、私的使用目的であっても違法となるのであれば、生成 AI に使用する目的であっても違法となることが当然でしょう。

そのような行為は、「厳に慎むべき」という指摘では足りません。

違法ダウンロードやリーチサイトは著作権侵害の違法行為であり、「違法にアップロードされた著作物を意図的にダウンロードして生成 AI で使用する行為は違法となり得る」ことを明記すべきです。

(1) 学習・開発段階

カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について

(イ) 学習済みモデルの廃棄請求について

・「生成 AI において学習データをほぼそのまま復元・出力する行為は著作権侵害であり、低確率であっても学習データをほぼそのまま復元・出力する学習済モデルは著作権侵害として廃棄請求が認められ得る」ことを明記すべきです。

「著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する学習済モデルは著作権侵害として廃棄請求が認められ得る」と明記されたことは一步前進であると評価しますが、現状では、生成 AI において学習データがほぼそのまま復元・出力される事案が頻発しています。

アメリカの大学の研究チームの調査で、生成 AI のデータセットの中身において実在の児童の性的画像が存在することが確認されて大きな問題となっていますが、その場合、生成 AI における学習データの復元・出力において実在の児童の性的画像がほぼそのまま復元・出力される可能性がある状態であると言えます。これは知的財産権のみならず肖像権や人格権の侵害ともなる重大な問題でしょう。

著作権法第 30 条の 4 では学習データをほぼそのまま復元・出力する行為は認められておらず、そのような行為は違法であることを明記すべきです。

そもそも、他人の著作物を無断で使用する行為は本来は違法であるところ、著作物の表現の思想又は感情の享受を目的とせず、著作権者の利益を害さないという条件付きで例外的に機械学習のための複製を認めるとした著作権法第 30 条の 4 では、データセットの中身をほぼそのまま復元・出力する行為は認められておらず、高確率で著作物と類似性のある生成物を生成する学習済モデルはもちろんのこと、生成 AI が無尽蔵に高速に大量の生成物を生成することを鑑みれば、「低確率であっても、他人の著作物を無断で複製してほぼそのまま復元・出力する場合がある学習済モデルは著作権侵害となり得る」ことを明記すべきです。

●受付番号 185001345000000479

生成 AI は面白い技術ではありますが、AI の学習元にされた人間が困っている状況は良くないと思います。

AI は銃と同じだと思います。

猟師に持たせれば獣を撃ちますが、バカに持たせたら人を傷付けます。

今ではイラストレーターの絵を AI に学習させ、AI で生成されたイラストを売って稼ぐ人間もいます。

こんな状況ではイラストレーターは筆を折る(絵を描くのを辞める)でしょう。

それだけでなく、文章の質の低下も起きます。

そして、モデルやアイドルの仕事も、声優の仕事も奪われる危機に陥っています。

なぜアニメや漫画の創作文化を潰す動きしかしないのですか？

なにがクールジャパンですか、こんなのクソダサ大日本帝国です。

このままでは日本は唯一の取り柄の創作文化が潰れて何もかもダメになります。

AI は便利ですが、事実かのように嘘を言います。

AI の生成したデタラメな文章を真に受けてしまう人間も出てくると思われます。

なぜなら AI は不特定多数の誰かの絵や文章などの創作物をミキサーにかけてグチャグチャにし形成し直しているに過ぎないからです。

生成 AI は学習元がはっきりしていて、誰が、誰の著作物を基に、どのように出力したのか？をわかるようにすべきです。

そうでない AI は全て「違法 AI」もしくは「違法著作物」として規制すべきです。

●受付番号 185001345000000480

AI で生成されたものに著作権等が生じることは如何様な利用があっても認めてはなりません。絵を含め表現物というものは、そこに至るまでに積み重ねた製作者の経験や時間、努力などの結晶であり、だからこそ所有者の財産として認められるべきなのです。現在、そういういった本物の創作物を無許可で AI に学習させ、それをあたかも自分が作り出したかの様に発言し、利益を得ようとする人達がいます。仮に、そのような人達が AI によって生成したものに著作権などが生じるようであれば、今よりもっとひどい状況になることは明らかです。本来の表現者である人たちの権利を守るためにも、AI 生成されたものに著作権を与えないだけではなく、AI による無断での学習を法的に禁止する必要があります。

●受付番号 185001345000000481

受付番号 185001345000000478 の続き

(承前)

実際に、アメリカの大学等の研究チームの調査で、生成 AI は約 3300 回に 1 回の割合 (0.03% の確率) で学習データとほぼ同一の生成物を生成する場合があるという研究報告もあります。

生成 AI の 1 日あたりのアクティブユーザー数は 1 千万人を超えていているという報告もありますので、1 人あたり 1 日数十回以上の生成を実施する可能性を考えても、約 3300 回に 1 回の割合で学習データとほぼ同一の生成物を生成する場合があるという研究報告が事実であれば、1 日あたり 10 万回以上の学習データとほぼ同一の生成物が生成されていることになり、決して無視できる確率ではないでしょう。

具体的に上記を裏付ける事実として、イラストレーターの著作物を無断で使用した学習済モデルを使用した生成 AI において、当該イラストレーターが著作物に施した署名がそのまま生成物の中に出力された事案や、ゲームのキャラクター画像と類似性のある生成物の中に当該ゲームのロゴマークがそのまま出力された事案等が多く発生しています。

追加的な学習を行うまでもなく、当該生成 AI 自体が高確率で著作物と類似性のある生成物を生成したり、作者の署名やロゴマーク等の学習データをそのまま復元・出力する事例が頻発しており、

また、複数の企業が提供する生成 AI を使用したサービスにおいて、特定のゲームや漫画等のキャラクターの画像がほぼそのまま復元・出力される事例が頻発しています。

このような問題については多くの人が SNS 等で指摘しているところです。

「著作物の創意的表現の全部又は一部を生成 AI で意図的に出力することを目的とした追加的な学習は著作権侵害となり得る」として、生成 AI の学習段階における著作物の表現の思想又は感情の享受を目的とする追加学習の違法性について指摘していることは、一步前進であると評価しますが、

「追加的な学習の有無によらず、生成 AI において学習データをほぼそのまま復元・出力する行為は著作権侵害であり、低確率であっても学習データをほぼそのまま復元・出力する学習済モデルは著作権侵害となり得る」ことを明記すべきです。

●受付番号 185001345000000482

下記項目について、意見を提出させていただきます。

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ（イ） アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
素案では、作風や画風やアイデアが類似するにとどまるものは、著作権侵害とはならない
とあります。

創作物を、AI を介して作成する際の強みとして挙げられるのが、「見本に対する再現性の
高さ」にあると考えています。これは、特定の個人の作風や画風を精密に再現できるもの
であり「あたかも特定の個人が発言/発信/作成/関与した、と思わせる能力が非常に高い」
ことを懸念しています。

その場合、素案では作風/画風に規制をかけないとありますが、「AI を使用しない創作者
が、AI を使った」「公共の場に相応しくない作品を作成した」と「大衆に錯覚させ、結果
的に名誉を毀損する」頻度が、AI の導入により増加すると考えます。

したがって、AI の導入をきっかけに、「作風や画風についても著作権を発生させ、錯覚さ
せる機会を抑制する」ことが必要になると考えます。

作風や画風の計測については、AI 生成物（または非 AI 生成物でも）と、類似作品の作者
の既存作品の両方から統計を取り、「2つ以上の物体の間隔」「配色、明度、彩度、線の大
きさ」「生成にあたり使用した元データに、その特定の個人の作品が大量にあったかどうか」
などを計測することで数値化し、比較します。

その後、生成物が各数値において特定の個人に限りなく近い場合は、たとえ既存作品に構
図的な類似物がなくても、その個人の表現を無断で参照/改造したと言えます。

この仕組みは、非 AI 生成物や既存作品に与える影響は大きいながらも、我々が AI と共存
するにはどうしても必要な事項と考えます。

上記のような無茶な仕組みでなくとも、「作風や画風が保護されること」と、「特定の個人
の作品と錯覚させるような事象に対する規制」を、お願いたします。

このままでは、事実無根の情報が流布されるリスクが高まります。（あまり相応しくない
例かも知れませんが、岸田総理の顔によるディープフェイク動画がより過激な形で展開さ
れる可能性、またはそれに類する可能性を危惧しています。創作物にとって、創作物とは
特徴から個人を結びつける、言わば顔である、と考えます）

●受付番号 185001345000000483

「AI と著作権に関する考え方について」

当方は現在、イラストレーターとして SNS を通して活動をしているものです。

現在、ほとんどのクリエイターが所謂「生成 AI」によって不利益を被っています。

作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。

→確かに文面ではその通りだと思います。実際クリエイター側も誰かに憧れて自らの手で少しづつ個性を磨いてきました。

しかし、「生成 AI」というものは、インターネットにある全ての情報を使用して生成されているものです。その中にはもちろん「転載禁止」「商用利用禁止」作品自体の「著作権」というものが含まれています。しかも作品のほとんどは著作権は放棄しておりません。正直言ってしまうと、「生成 AI 作品」は誰がどう見ても、著作権を放棄していないあの作品だなど、作り手である我々は分かります。

基にされたクリエイターさんならなおのことでしょう。これだけでも不快な思いをするのに、「生成・利用したとしても、既存の著作物との

関係で著作権侵害とはならない。」と言いかけるのでしょうか？

生成 AI を個人で作成するのは 100 歩譲って良しとしましょう。

しかし、人間誰しも同じ人間ではありませんよね。

それをあたかも「自分の作品だ」さらに言えばデータのもとになった本人をパクリだなんだと言われるわけです。しかもそれを商売にしようとする輩もいます。

それを言われたクリエイターはどうなるでしょうか。

クライアントとの信頼を失うかもしれません。

じゃあ、我々の創作活動は？クリエイター自身の個人の尊重は？人権は？著作権は？

安易に「生成・利用したとしても、既存の著作物との

関係で著作権侵害とはならない。」といわないでもらいたい。

私たちを何だと思っているのですか？私たちは AI ではありません。一人の人間であり、繊細な同じ人間です。

「AI 利用者が既存の著作物を認識しておらず、かつ、AI 学習用データに当該著作物が含まれない場合」

生成 AI を使用している者の殆どは著作物を認識しています。

SNS 上では悪意をもって行っていることがほとんどです。

AI に関してもっと厳しく取り締まってください。

馬鹿が増えます。

●受付番号 185001345000000484

私は、「生成 AI は学習元作家への許可制」が義務になるべきだと考えています。

私は現状の生成 AI、生成 AI を支持してゐる人達に反対してゐます。

絵は絵描きが培ってきた努力や経験で描かれた「財産」です。その財産を無断・無償で学習使用し、自作発言、しまいにはお金儲けをする人達がいる事に憤りを感じてゐます。

全年齢向けの絵(絵本等)描かれる作家さんの作品を AI を使って成人向けイラストを生成し、お金儲けをする人がいました。学習元の作家さんのイメージを著しく変えてしまい、作家さんの活動にも支障が出てしましました。これは立派な営業妨害だと思いませんか? この件で私は完全に生成 AI に拒否感を覚えてしました。生成 AI という単語を聞くと気分が悪くなるくらい嫌なのです。

もちろん AI を使って迷惑をかける人が 1 番悪いとは思いますが、生成 AI が生まれなければこのような悲しい事件は起きなかつたと思います。

感情的な文章になってしまい申し訳ありませんが、これが私の今の生成 AI に対しての気持ちです。

お気持ちの長文失礼致しました。

どうか、いち早く生成 AI に対しての法整備が整いますように。

●受付番号 185001345000000485

5 の各論点（2）生成・利用段階についての意見です

自分の絵を許可なく AI 学習されたあげく商用利用された場合、不利益を被るのは自分なのでそのような行為をしつかり取り締まる法改正を求めます。

●受付番号 185001345000000486

声優さんの声などの無断データで、データ元と競合する生成AI開発するのは不当な権利の侵害行為に該当します。

●受付番号 185001345000000487

日本が世界に負けない唯一の分野がアニメや漫画、ゲームなどといったカルチャー文化だと思います。その中でたくさんのイラストレーター、漫画家、アニメーターがいるわけですが、その方々が血が滲むような努力をして公開した作品が AI 生成によって取り込まれ別の作品になるのは著作権侵害だと思います。最近増えている AI 絵師と名乗る方々がいますが、完成された作品をただ取り込むだけで作ったイラストでお金儲けをする、それは窃盗と同じです。泥棒です。犯罪です。

このまま生成 AI を見逃せば日本のアニメ漫画文化は衰退していくだけでしょう。新しいものが生み出せるのは人間だけです。生成 AI では人間のコピーしかつくれません。

イラストだけではありません。ネット上に公開されている芸能人や一般人やまたその子どもたちも生成 AI で合成され望ましくない形で赤の他人によって画像がネット上に公開されることもあります。(岸田首相のフェイク動画など)このまま放ってしまうとこれ以上大きい問題に繋がると思います。

生成 AI を使用するにあたって、ネット上にある画像全てを使えるのではなく、決められた素材、または自分で用意した写真やイラストのみ使用可能にして欲しいです。それ以外の画像を生成 AI に取り込んだ場合は罰則される法律を作つて欲しいです。

世界では既に生成 AI による法改正や規則もあるというのに日本が生成 AI の使用範囲が無法地帯になっていることがとても恥ずかしいです。

早急にご対応、ご検討の程お願い致します。

●受付番号 185001345000000488

現状、AI 絵師と呼ばれる者が、他の普通の絵を描く絵師のイラストを簡単に真似させて、しかもそれで収益を得ているという状況があり、明らかに絵師の生活や権利を侵害している。

他人の AI イラストで収益を得ることを制限するべきです。

そうでないと、イラストレーターが収益を失い、簡単に著作権を侵害され、彼ら彼女らが生きていけなくなり、人権を侵害されることになります。

●受付番号 185001345000000489

5.(1) 学習段階について

生成 AI の学習・開発段階において、個人が作成したイラストが無断で使用されていることに問題があると感じている。イラスト制作側の権利が十分に守られておらず、生成 AI 利用者はイラスト制作側の労力に「ただ乗り」している状態であり、現状ではイラスト制作側にばかり負担がかかっている。生成 AI の根底にイラスト制作の権利を踏みにじる過程が存在する限り、生成 AI の使用を認めるべきでは無いと考える。イラスト制作側の権利として、明言しない限り学習に利用されないことや、生成 AI が出力したデータには必ずそうわかるよう注釈やマークをつけることが義務化されるべきだと考える。

●受付番号 185001345000000490

人間が生み出す芸術より AI を優先するのですか。この先、イラスト等を描いたら、AI に学習のための餌として使われる可能性があるということですか。これはおかしいと思います。

AI を使用してのビジネスを開拓することで、オリジナルを生み出してもそれの二番煎じが生まれることを懸念しながら生きなくてはいけないのですか。どうして、苦労して生み出したオリジナルのものを守らず、またそれを生み出した人を苦しめるのですか。

人間が生み出した芸術活動を機械に取られるのは嫌です。

それに、一消費者としては、AI が生成したものからは、人間が作り出したものと同じ良さを感じられません。誰かの犠牲の上に成り立つ生成物など見たくありません。これに価値があるとは思えません。

●受付番号 185001345000000491

- ・現行における一部のA I利用者による著作権侵害を始めとした今後のあらゆる分野に影響を及ぼす可能性がある現状に関しては由々しき事態だと受け取るべきだとは思います。ですがだからと可能性を閉ざす危険性のある規制を施行するのは別の意味で今後に影響を与えるかねません。
- ・A Iプログラムの作成者及び利用者の方々には著作権に置いて抵触する可能性を考慮しつつ、多くの人々にA Iに関する正しい利用法や知見を周知すべきだと思います。ただ使用するだけでは、A Iそのものの技術発展とはいからず、多くの分野に関する知的財産としての権利侵害を招く行為や考えはあまりにも危険なものだと個人として判断しております。
- ・故にガイドラインの指定と同時にA Iに携わる全ての人々はA Iの危険性と可能性を同時に周知し、お互いの成長を促せる機会の場を定期的に設けるべきだと具申する次第です。無論それには政府の理解もまた重要かつ重大な役割が成されるべきだと思います。
- ・短絡的に法で縛るのではなく、お互いの意見を出し合い、お互いの意見を尊重しつつ、お互いの発展と進展に繋がるべき交流の場や時間などが必要不可欠であると思いここに意見を具申します。
- ・すぐに実行できない物など多々あるのは重々承知しておりますが時間を掛けて土台作りを念入りにしていただくと同時に現行に置いて侵害と見做されているA Iの利用法に関してはしっかりと利用者に説明して理解と納得をしてもらう様促して抱きたいと思います。
- ・現状の一部の人間の理不尽なやり方を容認するのではなく、多くの人たちに対してのプラスになる様に政府からもしっかりと意見と考えを纏めていただき、方々に置いて良き結果になるべきようお願い申し上げます
- ・最後にサブカルチャーにおいて多くの評価などを戴いている日本に住もう者として未来を暗く閉ざさないでいただきますよう、皆さまのご判断をお願い致します。

●受付番号 185001345000000492

ブランド商品のロゴをコピーし、本物として販売する事は法律違反であるのにクリエイターの絵柄という商品のロゴと等しいものを無断で使用し、販売するという行為は絶対に認めるべきではないと思います。今回の法案で文科省著作権課が日本が誇るクリエイターの方々をどう思っているか、どう守っていくかを国民に示す機会であることをよく考えて法を立案して下ることを願います。

●受付番号 185001345000000493

現在の AI 学習を利用した作品の問題点は、学習元となった素材全てとその責任を把握できない点にあると考えます。

「5.各論点について」の「(1)学習・開発段階」の「エ」では、著作権による利益を不当に害した場合などについて触れられています。禁止事項が設定されることはわかりましたが、その罪状や罰則は誰のものとされるのでしょうか。

既存の作品傾向を分析し、組み合わせて別の形として出力するシステム自体は素晴らしい、有益な発明です。

しかし現在一般に販売・配布・公開されている生成 AI は、ネットに接続され、利用者および公開者、開発者の誰にも把握しきれない範囲でデータ学習をしています。利用したデータが不明ということは、著作権の問題に限らず、何かしらの問題が発生した場合に責任や所在を問うことができません。現状の法律では、自動運転で学習を行うデータを罪に問うことはできません。

そのため、生成 AI を公開・配布・販売する際は、素材データセットを含まないさらの状態とし、学習元となる素材は全て利用者に用意させねばならなかったと考えます。

著作物を学習し、類似の新作を出力すること自体は罪ではなく、その行動自体による被害者はいません。

作者以外による利用を禁じている著作物が、AI 学習の素材として「利用」されていることが被害です。

また人間も、「これまでに見た無数の情報を学習し、それを再編することでオリジナル作品を出力している」という点だけ見れば AI と同じです。

しかし、このことを根拠として生成 AI を全面合法とする主張には 3 つ問題点があります。

1 つ目は、そもそも人間のそのような活動をモデルに作られたのが自律学習型生成 AI であり、類似性の因果が反対であるという点です。

2 つ目は、人間は情報を得る・解釈する・新たに出力する・公開することを全て 1 つの脳による自律活動として行いますが、現在の生成 AI には、指示を書き込む第三者や生成物を公開する第三者が存在している点です。

3 つ目は、AI を個体として罪に問うことができない点です。

人間は学習し、出力することを全て一個人の活動として行うため、問題があればその一個人が罪に問われ、問題行動を禁じることができます。

しかし現在広く普及している生成 AI は、類似もしくは同一の学習システムを大元とした無数のコピーです。その末端の 1 つが問題を起こし、例えば使用が停止されたとしても、全く同じ動作を行うシステムは無数に存在します。学習に使用するデータセットやアルゴリズムすら大元で共有されていることがほとんどのため、「問題」とされた活動を完全に

停止することはできません。

これでは、「禁則事項」「罪状」「罰則」等が設定される意味が全くありません。

責任の所在が確認できないこと、問題があったとき罪に問えないこと、全く同じ活動をするシステムが無数に存在することが、生成 AI を著作物の分野に持ち込む際の問題点です。

少なくとも、著作権の発生しうる分野で、誰にでも触れられる形で公開されることはあつてはいけなかつたと考えます。

とはいえた現状としてはすでに生成 AI は公開されてしまっているため、以下のような点を考慮して規約を定めてほしいと考えます。

- ・責任の所在をどこに置くかを明文化する。開発者、配布者、利用者など、どこかの地点の人間(あるいは組織)であること。
- ・現状公開されている学習済みデータセットが著作権的に問題がある(問題があつた際に責任を問えない)ことを認め、利用を禁止または制限する。
- ・上記に付随し、新たに公開する学習型 AI は学習元データセットを含まないものとし、利用者または配布者が自己の責任によってデータを入力するものとする。学習データセットを含むものを公開する場合は、追加学習などの際も含め、各段階各問題について責任の所在を明文化する。

よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000494

近年、生成 AI を悪用し、学習元が不明な生成 AI を利用した生成物を、自身の作品として発表する事例や、自身の商品として販売する事例が増えている。この事態を放置すれば、創作者の技術が AI に無断で学習され、それが学習元の作者に無断で、AI の使用者に著作権を主張されたり、また販売されたりすることに繋がり、結果として創作者の立場が盜作行為同然の作品に奪われ、創作行為の衰退につながる懸念もある。

よって、私は以下の通り、意見を提出する。

著作権について

生成 AI の学習には、必ず元となる学習元が存在するはずなので、”学習元の明記を必須とすること”と、”AI で生成された作品の著作権は、全て学習元の作者にあること”が求められるのではないかと思う。

(学習元と AI の利用者が完全に一致する場合のみ、著作権は利用者にも発生する)

学習元の明記が行われていない作品については、学習元の作者に無断で行った生成であり、AI を利用した盜作である可能性を捨てきれないため、著作権の侵害として訴えることが可能になるとよい。

ただし、AI が生成した作品の中には、学習元が複数存在する場合（例えば、イラスト投稿サイトの中の、特定のタグのイラストを全て学習させたもの）や、学習元が不明のものも存在する。これらに該当する作品については、全員に著作権を発生させることは現実的ではないため、著作権は発生しないことが望ましい。

なお、著作物等の利用行為が国境を跨いで行われる場合も、学習元の作者が日本に属するのであれば、または生成技術を日本国内で利用するのであれば、日本の著作権法が適用されることが望ましい。そうしないと、日本製の生成 AI ではなく、国外製の生成 AI で同様の行為が繰り返されるだけで、AI を利用した盜作が行われる可能性があるという事態は全く解決しないからである。

また、AI が生成した作品をそのまま使用するのではなく、そのデザイン、フレーズを元に創作を行った作品については、AI の生成物を参考にしたことと、その生成物の学習元の明記の義務付けを行う必要性があると考える。

AI の生成と制作の違いについて

AI は、イラスト作成用のツールとは異なり、大まかなテーマを入力すれば、自動的に作品が生成される。この行為は、あくまでも”大まかなテーマと学習データを元に、創作物を擬似的に再現する行為”であり、”創作物を作成すること”とは全くの別物である。よって、AI による生成物は、創作物とは言えないのではないかと考えている。

同時に、AI を利用した作品の生成も、同様に”作品の制作、または創作”とは言えないと考えている。

営利利用について

AI の生成技術を使用した作品には、全て営利利用を許可しないほうがよいと考える。学習元の作者と AI の利用者が一致する場合も同様である。ただし、学習元の作者、AI 開発事業者、AI サービス提供事業者の三者全てが営利利用を許可している場合は、その限りではない。（いわゆる、”フリー素材として提供されるイラストやサウンドと同様の扱いにする”ということである）また、AI 開発事業者、AI サービス提供事業者が、自身の AI 技術の販売やサブスクライブを行うことは可能にすべきだと考える。（AI 技術の販売やサブスクライブは可能だが、そのツールで生成された生成物の著作権は、あくまで学習元の作者のみに発生し、学習元の作者が複数いる場合や特定できない場合は著作権が発生しない）

AI 開発事業者、AI サービス提供事業者の義務について

生成 AI の開発事業者とサービス提供事業者は、学習元の著作権の保護のため、自社の AI の生成物であることを明確にするシステムの制作を義務付けることを求める。（例えば、”AI で生成したイラストの左上に、必ず AI の開発元の団体名または個人名を入れる””AI で生成したサウンドの波形の中に、AI によって生成されたものだとわかる共通の波形と同じ時間で入れる”など）そうしなければ、制作物が AI の生成物か否かが断定できなくなってしまうからである。

生成 AI の問題点は、著作権を無視した無断の学習が行われやすいということ、すなわち AI を利用した盗作に（故意であるかに関わらず）悪用されやすいことにある。その問題点を解決すれば、生成 AI はクリエイターのみならず、クリエイターではない人にも利益をもたらすものである。私は、生成 AI が、著作物を守りつつ世の中を発展させていくツールになることを望む。

●受付番号 185001345000000495

生成 AIについて

作家の仕事や、学習・被評価の機会を奪う。

有名作家のなりすましや捏造。

作品の思想や系譜、意味や文脈が霧散&混乱する。

粗製濫造&大量消費で、コンテンツの陳腐化が急激に進み、受け手も鈍化し、全体の作品
クオリティが劣化する。

などが懸念されます。

作家が馬鹿らしくなって辞めていけば AI に学習させるコンテンツも無くなるので、対 AI
では作家が許可したもの以外を学習させないなど、作品と作家の権利を最大限保護すべき
です。

●受付番号 185001345000000496

知人がイラストなどで子育てをしながらイラストなどを書いて家計の足しにしており、野放図で無法なAIに頭を悩ませている。また、他人の絵データを吸い取り勝手に18禁イラストに加工しネットにばらまかれ名誉毀損に悩まれている人もおり、アニメ漫画を自国の産業にしている日本としてはきっちり対策して著作権を守ってほしいと思うのでお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000497

現状の生成 AI に対しての普及や開発を促進させようという考えには反対です。
データセットの中身に違法なものが見つかったり、
特定のクリエイターに対するいやがらせ目的で使われているのも散見されます。
クリエイターになりたい人の助けになるという意見も見受けられますが、
現状を見ると現在活躍されているクリエイターの方に対して悪い影響の方が大きいと感じ
ます。
今使用されている生成 AI のデータセットの中身を精査し、
違法なもの、学習許可がないものを取り除き、
今後学習データとして取り込む際に学習元への問い合わせと使用時のロイヤリティ支払い
が求められる仕組みを作らない限り
現在の生成 AI に対する不信感はぬぐえません。

●受付番号 185001345000000498

プロアマ問わず、人が作った絵や人の声を AI に学習させ、生成させて世界中に公開することは違法としてください。人の努力の結晶を AI で模倣し、自作とする人も多いです。また、声優の声を AI に学習させ、声優のコピーを作り、そのデータを世界中にはばら撒く動きも出ています。これは人権侵害にもあたると思います。

例えば葛飾北斎やピカソなどの絵を AI に学習させればより偽物も多く出回りますし、存在しない作品を創造し、金を騙し取ろうとする者も必ず現れます。

はっきり言って、生成 AI は著作権違反のみならず、詐欺や人権侵害など犯罪しか生みません。

日本のクリエイターを守るためにも、より厳しい規則を願います。

●受付番号 185001345000000499

2(2)

無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する。

●受付番号 185001345000000500

AI 技術推進は必要かと思われます。

ネット上で創作活動をしている方々の、絵が奪われるなどの発言は気にせず、推進していただきたいと考えています。

しかし懸念点として、反社会的な方々による AI 創作物の販売、他の方が作ったものに対する著作権違反での裁判、その他盗作や技術の窃盗など、危惧すべき事柄も多いです。

そのため、著作権に関する法律を含め、技術並びに日本国民の利益のみを守るような法制定、見直しをしつつ、AI に関する法整備や推進策を願います。

●受付番号 185001345000000501

他人の音声や画像を許可なく学習させるのは著作権の侵害である

●受付番号 185001345000000502

生成AIに関するサービスやツールを一般個人単位で使えなくなる、利用・使用する場合は有償での提供にするなど、気軽に利用できないようになれば乱用及び悪用するユーザーは今より少しは減少するのではないか。個人が簡単に使えなくなる方法については、サービス利用毎に個人情報の登録、サービスやツールの利用登録時の身元確認、悪用が確認された場合の追跡方法の確立、生成されたAIデータが法に反していた場合のデータ作成者（この場合はAIの学習元ではなく実際に生成AIサービスやツールを使用した者）への対応の厳罰化、生成AIサービスやツールの利用理由の申告、AIデータ作成に使用した端末（パソコンやスマートフォンなど）の追跡など、一個人で気軽に利用できない環境に生成AIサービスやツールの開発・提供者などと協力してルール作りに取り組む必要があると思う。創作物の作成に携わって居ない、携わった経験が無い方には理解し難い問題かもしれないが、既存のデータの中から最適解を労せずして抽出したAIデータが、生身の人間が必死に創った渾身の作品より優れていることが容易にあってはならないと思う。生成AIは技術の革新であるし、便利なものであるが、だからといって創作を生業にしている者の生命線を簡単に断つような事があってはいけない。

●受付番号 185001345000000503

すでにイラストレーターなどの制作者に対して、生成 AI を使用している人からの中傷や自殺教唆などが発生しています。

創作物の著作権や、吹き替えなどの声などの権利を守ることがもっとも大切です。

生成 AI を推進する前に、権利を守るために法律を学び直してください

●受付番号 185001345000000504

人の創作物とそれを創作するに至るまでの長い年月と努力を盗み、あまつさえ金儲けの手段として利用し、創作者を萎縮させるAIは規制されて然るべきです。

国が「クールジャパン」を利用したいのであれば、その「クール」を作り出すクリエイターの権利と利益をまず守らなければなりません。

●受付番号 185001345000000505

2.検討の前提として3.生成AIの技術的な背景について両方に関してなのだがこの内容自体の周知度が足りないように感じる。またこの部分の周知不足が風評被害を生みその結果AI利用者の懸念が生じてるようにも感じる。広告などを行ってより一層周知を促すことはできないのだろうか。

4.関係者からの様々な懸念の声について内<AI利用者の懸念>内に「努力せずに作品を作つて世に出しているのではないかという同業からの冷評」とあるがSNS上で見かけるのは冷評などではなく誹謗中傷に準ずるものが多く、場合によっては殺害予告に近しいものまである。この部分は現状を把握しているとは個人的には思えない。

著作権侵害の有無の考え方について内(イ)内AI利用者が既存の著作物を認識していなかつたが、AI学習用データに当該著作物が含まれる場合に関してなのだがAIの学習に当該著作物を用いてた場合著作権侵害になる。要するに罪になるというのはAI利用者がAI学習用データの中身を必ずしも知ることができない以上不公平なように感じる。

AIサービスの公開者運営者に学習した著作物の開示(作品名やキャラクター名等)や学習した著作物との明らかな類似がないかとチェックするシステムの導入をサービスとしての公開者や義務付けさせた方がいいのではないだろうか。

●受付番号 185001345000000506

AI に自分の著作物を利用されたくない著作権者の保護がまずは一番してほしいと思います。

AI に利用されるデータベースは海賊版等の権利侵害複製物や著作権者の合意なく集められたデータを利用していることがわかってきてています。その中には実在の児童ポルノなどのデータも無差別で含まれています。そのようなものを利用して作られる AI 技術はとても気軽に使えるものではないし、法の整備も曖昧なままでは無法地帯になってしまいます。今もすでに一部の人々が悪用しているという情報がネットや SNS で伝わってきています。自分が一から作ったもの、絵、作品、写真等々、勝手に利用される恐れがある技術はやはりおかしいと思います。例えばこのパブコメの概要の説明の PDF だって例外ではないと思います。どんなデータも持っていくかになってしまうので。著作権とは?とわからなくなってくるような利用のされ方をしている今現在は AI に反対です。

●受付番号 185001345000000507

・一般に公開されている画像生成 AI は、学習元データに明らかに違法な内容（既存の映画・漫画・アニメ等の著作物、児童ポルノ等）が多分に含まれているが、そういった要素を無視して利用を推進するのか？

著作物は AI 学習させるために作られたものではない。

・昨年、岸田首相の声を学習させて卑猥な言葉を喋らせる悪質なフェイク動画が出回ったが、このような実害が既に出ている以上、現状のまま推進を続けても AI が犯罪に用いられるることは明白である。

先の例は悪戯動画の類であったが、さらに過激化し、公人や有名人になりすまして虚偽の情報を流布する等、社会を混乱に陥れる事態の発生を考えてはいないのか？

●受付番号 185001345000000508

学習元データセットになるのを著作者が許可していない場合はその著作物はデータセットに使用すべきでない

ai イラスト生成時に使用したデータセットはすべて著作フリーまたは著作者許諾済みのトレーサビリティを担保すべきである

●受付番号 185001345000000509

AIを用いて生成された創作物、特にイラスト分野において、「類似にとどまる」イラストが、すでに「クリエイターが本来持っていたはずの利益の可能性」を侵害する事件も発生しています。

イラスト、音楽などのAI生成物も、人がそこに手を加えれば著作権が発生してしまうのは、法律の性質上たしかに仕方ないことではありますが、このことは将来的にクリエイターにとって大きな損害をもたらすことになると思われます。

生成AIを用いたツールは発展し、さらに広がりすぎてしまったと考えられ、それに対してこの素案は少し生ぬるいように感じました。

過激な意見にはなりますが、クリエイターの著作権に安全性が認められるまで、生成AIを用いた出力ソフト（Stable Diffusion、Novel AIなど）の全面禁止をしても良い段階にきてしまったのではないかでしょうか。

●受付番号 185001345000000510

・指摘箇所

情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例（21～23頁）

指示の具体性と著作物性（35～36頁）

1 情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例（21～23頁）

現状は作風・表現の直接的な模倣を防止する策があれば違法ではないとする方向になっているが

著作物の全て（明暗表現・構図・グラデーションの加減・色彩選び）は「表現」から成り立っており、創作者の手によって作り出されたものから完成品から学習をしている以上は、いかなる措置をとったとしても「表現の模倣・複製」に該当する。

現状の生成AIは他人の表現によって生まれた著作物のパッチワークがベースになっている。

現状のものでは創作者の立場に立てば「自分の表現技法を直接素材として使用し、許可なく勝手に学習して「表現」を複製し続ける機械」である。

●提案

・学習は全て権利を有する著作者自身から、直接かつ明瞭に「学習に使用しても良い」と明記または販売したデータセットのみから行うこと

2 指示の具体性と著作物性（35～36頁）

プロンプトを書き指示を出すことは「創作」「表現」には該当しないと考えられる。

他人の創作物を使用したパッチワークを生成する機械にどれだけ労力をかけようとも、それは「アイデア」であり、生成物に含まれている「表現」の要素は全て他人の著作物からの借り物である。

●提案

労力を考慮することは必要なく、創作的寄与というものはAIにおいて認める必要はない。

また加筆修正においても

・小説の中に「生成AIが書いた」と明記されている表現が含まれているが、他は人間の創作である

・イラストの背景のみにAIを使用し人物は人間の創作である。

などにおいて、人間の創作した部分においての著作物性は認められると思われる。

しかし、生成AIを利用している以上その加筆済みの生成物自体は「他人の模倣を享受目的で利用している」と考えられる。

それらをSNSで発表したり販売した場合には、本人の加筆部分以外においては違法とされるべきである。

つまり、完成品を総合的に見た場合、その作品は違法とするべきである。

●提案

加筆・修正を加えた後の作品を合法とするべきではない。

加筆部分にのみ著作権を認めたとしても、その総合的な作品は享受目的での他人の著作物の悪用であり、違法物とするべきである。

●受付番号 185001345000000511

日本が誇る、文豪の作品、漫画物、そして歌舞伎をはじめとする演劇にいたるまで、全ての創作物に対する裏切りと言って過言ではない。

創作物とは、人が想像し得るものであるが、それが連綿と続いてきたのは、それを拠り所に金錢が発生し、生活が成り立ってきたからである。

それを金に汚いなどと眠いことは言わないでいただきたい。

金錢が発生する、故に人はより良いものを描き、他人を蹴落とそう、驚かせよう、あっと言わせよう。と、果てしない努力を重ねてきた。

誰よりも売れたいから。彼よりも認められたいから。そして何より、素晴らしいものを、後世に残したい故である。

生成AIは確かにあらゆるコストを削減する。しかしそこに、人間の醜い承認欲求と悍ましいまでに美しい作品への愛は存在しない。

故に、どこまでも素晴らしい裏表ない、陳腐なものしか生まれないだろう。

そして、クールジャパンと持て囃され、それ以外他国と渡り合える資源もない日本が行き着く先は、地獄である。

我が国は優れた創作物に溢れている。それを切り売りしようなどとは片腹痛く草も生えぬ土地が生まれるだけ。

日本の全ての創作物を、「いまは昔」などという語り口からはじめさせるわけにはいかない。

●受付番号 185001345000000512

イラストは描き手の努力と経験の結晶であり、それを無断でAIに学習させ商用利用する行為には、一描き手として強烈な不快感を感じる。

●受付番号 185001345000000513

「人間の創作物を学習した生成物」を AI に生成させ営利目的で用いることを認めるのは
芸術や創作の文化を途絶えさせると思います

創作物を学習した生成物による SNS 上でのトラブルはすでに多発していてこれを認めて
しまうと人間の創作物よりも AI の生成物が多く世の中に出回ることとなり、本来人の目
に止まり文化を発展させる一部となるはずだったものが埋もれてしまい文化の発展、果て
は存続を脅かすことになると思います

●受付番号 185001345000000514

A I は元に人の作品(著作物)使われています

A I は便利と思われているかも知れませんが

人の作品をごちゃ混ぜにし A I 生成されたものの責任の所在を有耶無耶にしているようにも感じます

それを逆手に取り、A I 生成で作った作品を金儲けに使われている事例もあります

今の A I の仕様について疑問に感じことばかりです

ネットに作品をあげれば学習に使われてしまうため

この先このままではクリエイターは自身の著作物を守るために作品の発表などができなくなっていく気がします

クリエイターが傷つけられないようになって欲しいです

正しいことに A I が使われるようになって欲しいと願っています

●受付番号 185001345000000515

私は趣味で絵画やイラストなどを描いている者です。昨今画像生成 AI が急激に発達していますが、それは今まで数々のイラストレーターたちが積み上げてきたものをすべて無下にする行為だと考えています。普段絵を描いている人間ならば生成 AI が作った画像と、人間の手で描かれた画像の違いはよくわかるかと思いますが、普段イラストに馴染みがなかったり、イラストを描かない人からすればあまり違いはわからないかもしれません。絵を描かない人ならそれでいいかもしれません。しかしこれからイラストや絵を売ってお金を稼ぐ人にとっては絶望的で、どれだけ個性的な絵柄だとしても生成 AI に使われてしまえばその個性は埋もれてしまうかもしれません。実際、人気のイラストレーターが描いた神秘的でその人でしか描けないイラストを生成 AI に使われてその人の絵柄のような画像を生成する AI も作られてしまっています。それは絵を描く人たちにとっては心底屈辱的で絶望的で絵を描くことをやめてしまえるには十分なことです。人気のイラストレーターがそうであったなら、これから個性を使って世にイラストを発表していく人々が志半ばでやめていく可能性も十分あります。それが何を招くかというと、日本の文化の損傷になると考えています。

日本には世界に誇れるアニメ、漫画、イラスト、様々な芸術の文化があります。それなのにこれから活躍していくであろうクリエイターたちの芽を生成 AI に潰されることはあってはならないと思います。

●受付番号 185001345000000516

AIで出力した画像を、金銭のやりとりが関わる取引に使用する場合あるいはパブリックに公表する場合に、その画像が生成画像であること及びどの生成サービスを使用したかの情報を受け手が容易に確認できる場所に明記するように義務付けることを推奨します。

これは

- ・利用者が意図せず著作権を侵害した場合、不可抗力であることを保証できる。
- ・自作と偽って生成画像を公表/売買する行為を予防する。

効果があります。

●受付番号 185001345000000517

生成物の著作性について

元となる作品から許可を得ずに不当に抜き出した無断データで、データ元と競合する生成AI開発するのは、不当な権利の侵害行為に該当する。

倫理的価値観を無視した内容ではクールジャパンのブランドに大きく数が付くことになるため、正しいAIの使い方と違法行為への規制を改めて議論すべきである。

●受付番号 185001345000000518

AIによる著作物の学習、出力に関して厳しい制限を設けることをせず、AIの出力する作品が世の中にあると物事の真偽を確かめることが非常に困難となる。

またアーティスト等創作活動に携わる者の仕事が減り、新規の作品数が減ることで発展性のない作品を出力するのみのAIも衰退する。

AIが出力したデータについては明確に人間の著作物とは区別すべきである。

●受付番号 185001345000000519

生成AIの問題点について、特に一番影響を受けるのが現状無名のクリエイター、ないしいずれクリエイターになるかも知れないアマチュアであると考えています。

生成AIにより、それらの創作者が作り出したものが素材として用いられ、それらを組み合わせて生成した明らかに元絵と酷似したものが世に広がることで著しくモチベーションを削がれ、創作を辞めてしまう人間が多数発生するものと考えます。

生成AIの生成元の素材にはモデルデータとして無許諾で大量の創作物が素材として取り込まれるのが横行しているのが現状であり、クリエイターが努力で獲得した技術が横から盗まれているに等しい有様です。

私自身もアマチュアではありますがイラストを描くのが趣味であり、そこまでクオリティの高い作品を作り上げられるものではありませんが、今後獲得した技術を横から盗まれていくような現状には不快感を感じており、努力により獲得した技術が理不尽に奪われる現状は非常に不健全であると言わざる負えないでしょう。

既に実績、地位を得ている、商業で活躍しているクリエイターだけで良いのではないかと思うかもしれません、それらの一線で活躍するクリエイターも何らかの要因で退く場合があり、人間には寿命があります。

その時に後進が育って居なければ後は生成AIに破壊された市場が残るのみであり、産業自体の壊滅に繋がり、現状の生成AIの横行は後進が育つ土壌を根こそぎ刈り取るような有様であると考えています。

悪用ばかりではないのかかもしれません、目立つ案件では非常に悪質であり、個人を狙った攻撃も目立ちます。

また、画像生成AIの素材には明らかに違法なデータ（実写を用いた実在の児童を撮影した児童ポルノ等）が含まれているとの話もあり、これらの透明性がクリアされないまま使われているツールの何処に正当性があると言うのでしょうか。

現状としては、許諾を得ていない素材・明らかに違法なデータを用いた生成AIの使用を制限する法を構築するほかないと考えております。国を挙げての対策を強く強く望む次第であります。

●受付番号 185001345000000520

私は絵を描くのが好きなので仕事になった今も楽しく描いています。

AIが台頭し蔓延して仕事がなくなったとしても、個人としてその絵を描くのが楽しいという部分はなくならないと現段階では考えています。

ただ私は依頼を私の絵柄や作風を気に入った方からもらっているので、私の絵柄作風を誇りに思っています。

その作風も私が尊敬する先人方々の絵柄作風から刺激され学んだうえで発想し生まれたものです。そしてそれは先人方々も同じようにさらに先人から学び自身の発想を加えて生まれた結果だといえます。

AIの構造で「発想を加える」ということが可能なのか疑問です。

現在のAIはこれまでに人間が連綿と受け継いで継ぎ足して来たものを効果的に組み合わせ出力しているに過ぎず、緩やかに縮小再生産を繰り返すシステムであるといえます。

今後以降も効率的にAIを利用するには人間の手で発想を加え続ける必要があり、そのためには人間の絵描きを生み出し続ける必要があり、そのためにはAIイラストが大変な障害になります。

現行のAIイラスト環境は、誰が使っても一定のクオリティですべて綺麗でどこか似た雰囲気のものばかりで変化の乏しい検索結果が返ってきます。

そういう一見すばらしくとも変化のないものばかり見て育つ子供に新しい発想は生まれるのでしょうか。楽しく絵を描く気持ちを持てるのでしょうか。

●受付番号 185001345000000521

AIを用いて生成されたものは一切の著作権が存在しないものと考えております。大きな理由として、生成されるために素材にされたデータ全てにおいて、そのデータを作るために制作されたものである可能性はほぼゼロに近く、全てにおいて著作権を有していることを証明できないからです。

また生成AIに著作権を持たせることによって、生成AIに関係のない一般の著作物が「生成AIのデータ制作に使用された=生成AIの著作権と紐づけされてしまう」という懸念があります。性善説で文化を守れると思っているのは同じ文化圏で同じ言語を使うものの間だけで、国を超えて悪用されてしまう可能性も十分に考えられます。

そのことを踏まえても、悪用されてしまうことを前提に著作権をはじめから有せず、良からぬものが意味もなく著作権を主張できない、しても意味がない土壤にする必要があります。創作文化を守り、法を悪用し自身では何も生み出さずにただ機械的に生成AIを商業利用しようとするものを排除することが大事です。

どうか選択を誤らないでください。

●受付番号 185001345000000522

現在、SNS 上で画像生成 AI を利用して特定のイラストレーターの作品を作るために無断で学習させ、作者の意図しないところで勝手にイラストを生成され販売されているところが散見されている。画像生成 AI は現時点では、イラストレーターの長年積み上げてきた作品を奪い金儲けのために利用されてしまっている側面がある。また、画像だけにとどまらず声優の声を勝手に AI に学習させ販売している者まで現れている。

その上、画像生成 AI のデータセット自体に児童ポルノや海賊版のデータが含まれている。そもそも児童ポルノや海賊版データが入っているような健全とは言えないものを推奨すべきではない。架空ではあるものの児童ポルノ画像まで作られている。

クリエイターたちの積み上げた作品をごちゃ混ぜにされ金儲けに使われる苦痛はとてつもない。また、AI に学習された作品がほぼ同じ形で出力されていることも散見されている。画像生成 AI を利用し金儲けをすることでイラストの市場を破壊している。

現時点では作者に無断で作品を AI に学習させることは違法ではないが、著作者の権利を害する行為は断じて許されてはいけないと考えている。

上記ではイラストレーターの作品についての例を挙げたが、SNS に何気なく投稿してしまった画像が勝手に盗まれ使用していくこともあり得ることだろう。私たちが知らないだけで、表面化でタレントや一般人の画像が勝手に学習に使われているかもしれない。こんなに恐ろしいものに著作物としての権利を与えてはならないと考えている。

AI 自体に反対しているわけではない。画像生成 AI や音声生成 AI などの著作権者がいて、著作権者に明らかに不利益を被らせ市場を破壊するような AI は許してはならないという考え方である。著作権者に明らかに不利益を被らせ、市場を破壊するような AI は開発の段階から規制されるべきだと考えている。

●受付番号 185001345000000523

海外の方も日本にデータを盗まれると怒っている方もいます。

早急に AI に対する法を作つて頂きたいと思います。

●受付番号 185001345000000524

- ・30条の4の「享受/非享受」判定についての懸念や、法整備（再改正）の要求
- ・30条の4の但し書きについての懸念、法整備（再改正）の要求
- ・自分の画風そっくりなAIイラストを繰り返し投稿しているアカウントを発見した場合、現状でどのような対抗策が取れるか明確化してほしい。（不十分な場合は、きちんと対抗できるような法整備を希望する）
- ・いわゆる「image2imageパクリ」について、どのような場合に違法となるか、投稿者はどのような法的責任に問われるか明確化してほしい。（不十分な場合は、きちんと対抗できるような法整備を希望する）
- ・自分のイラストを無許諾で学習できないようにするためににはどうしたらいいか、具体的な対抗策を示してほしい。現行法下では対抗策がない場合、学習回避が自由にできるような法整備を希望する。
- ・画像生成AIの利用者や利用企業に対する悪質な嫌がらせや中傷を抑止する観点から、こうした行為にどのようなリスクがあるか等も盛り込んでほしい。特に、酷似しているイラストが存在しないのにも関わらず、抽象的な理由から犯罪者扱いされるケースに対し、どのような対抗策があるか明確化してほしい。（不十分な場合は、防止できるような法整備を希望する）
- ・データベースの著作物に関する素案の記述には、イラストレーターが『この作品群は将来データベースの著作物として販売される予定がある』と主張し、robots.txtの記述を含む何らかの技術的な措置を講じているだけで、30条の4ただし書に該当することになるかのように読める部分がある。まだこの世に存在しないデータベースの著作物についても著作権保護の影響を及ぼせることになれば、AI開発のためのデータ収集に非常に大きな萎縮効果をもたらす恐れがあり、かかる記述の再考を求めたい。

●受付番号 185001345000000525

現状の AI が他者が著作権を持つ作品同士を繋ぎ合わせたキメラ作品である事によって、元の作品の著作権者の著作権を侵害している上に、AI に使用されたくないと表明している作者の作品も無差別に使用してしまうところに問題がある。AI 使用許諾の無い作品を勝手に使用するのは問題だ。

さらに同一の作者の作品を複数 AI に読み込ませる事で、その作者の作風をほぼ完全に模倣してしまえるのも問題である。作品の同一性保持権の侵害にもなると思うし、悪用してなりすましや、元の作者の作風を真似た上で公序良俗に反する AI 作品を発表する事で作者のイメージダウンや嫌がらせなども起きている。写真を読み込ませる事で実在の人物の肖像権の侵害や嫌がらせにも使われる危険もある

●受付番号 185001345000000526

現状の生成 AI で作成される情報には著作権者の存在する既存の作品の情報をすべて・ないし一部用いて作られる形式であり、従来の著作物の権利に関する利用の問題を適正にクリアできておらずこのまま利用について規制がないままであることは長期的に見てさまざまな著作物の権利侵害問題を表出させることを危惧します。また、それらを用いた研究物や流言飛語により必要な情報へのアクセスが滞ることは、社会活動に様々な遅滞をもたらすものと推察されます。

●受付番号 185001345000000527

2.検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

権利制限規定として、著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない利用とあるが、AI が著作物を取り込んで生成したものを人間が見た際に、元となった著作物に内包される思想や感情を感じ取ることがある。また、そのようなものが目的となっていないかどうかの判断は困難。

私的使用のための複製、ともあるが、昨今では SNS のインプレッション数に応じて金銭が発生することが多々あり、複製しインターネットに上げた時点で何らかの利益を得る可能性が高く、私的使用の場合は一切表に出さない、インターネットに上げたり、生成者本人以外の人にみせた時点で私的使用の範囲から逸脱するものと考える。

5.各論点について

(4) その他の論点について

現在、すでに企業が生成された AI イラストを広告などに用いている場面が見られる。このような場合、AI だと判明した際に生成者だけが不利益を被るのであれば企業が AI 絵かどうかを見定めないまま利益のみを吸い上げる構造が可能となる。AI 絵を用い、AI かどうかを判別しようとした形跡の無い企業についても罰則があつてしかるものと考える。

●受付番号 185001345000000528

(4) その他の論点について

正直な話、著作権法に基づいて既存の著作物、著作者を守るのはなかなか難しいことかと思います。

それよりも不正競争防止法などの観点から、既存著作者が直接的/直截的に被害を被った際に手厚く保護してあげる制度があればいいのかなと考えます。

(現在の AI による被害"は、悪質な利用者による既存著作者が育てた市場や名声などをかすめ取ろう、あるいは傷つけようとするものです.....) 生成 AI の悪質利用による被害を受けた場合のガイドラインであるとか、こうした民事に対応しやすいような働きかけであるとかを期待します。"

●受付番号 185001345000000529

AI 生成の創作物と、そうでないものの区別をつけるようにはして欲しい
例えば AI 生成イラストには、「AI イラスト」という透かしやウォーターマーク(技術によって除去できないもの)を必ずつけて欲しい
AI イラストをそのまま、または少しばかりの加工で手書きイラストだと偽ることを犯罪にして欲しい
AI 生成だと区別をつけられないもの、例えば声優の声を AI 学習させるのは区別がつきにくいから全面禁止か、利用して金銭を得ようとする行為を禁止して欲しい
AI 生成物を完全に止めるには、AI 生成利用者全員の命を脅かすか、システムそのものを根本から止めないと無理だと推測している
AI 生成の創作物を今まで沢山見てきたが、見ていて楽しかったことも否めない
AI 利用者がルールとモラルを守れば、クリエイターと AI 生成の共存は可能である

●受付番号 185001345000000530

「AI 開発事業者や AI サービス提供事業者が、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行ったという事実は、これにより開発された生成 AI により生じる著作権侵害についての規範的な行為主体の認定に当たり、その総合的な考慮の一要素として、当該事業者が規範的な行為主体として侵害の責任を問われる可能性を高めるものと考えられる。」とあるが、生成 AI により生じる著作権（に限らず権利）侵害と、学習元の素性は切り離すべきであると考える、なぜならば、ファインチューニングや偶然により既存著作物の本質や学習した写真の被写体が再現される事態を防ぐために、学習の量が多いことが望ましく、そのための合理的な努力を阻害しかねないからである。

●受付番号 185001345000000531

【項目名】 「6. 最後に」に対する意見

AIは非常に便利で大きな可能性を持っており、これからもどんどん発展させていかなければならぬ分野であることは間違いないが、イラストレーターや漫画家、作家などのクリエイターの成果物を許可なく勝手に学習させ、学習元を意図的に模倣するようなものをAIで出力して利益を得たり営業活動に使用したりすると、元の成果物を作成したクリエイターには全くリターンがなく、仕事を奪われて廃業などということになる恐れがある。そのようなことが起きてしまえば、クリエイター本人やファンのみならず、業界全体の縮小につながり、人力でオリジナルで検索する人がいなくなる、結果としてAIの発展にも悪影響となってしまう。学習に使われた際の正当な対価をクリエイターに還元することや、クリエイター自信の成果物を学習に使用させるか否かの選択権、AI側でどのような学習を行ったかがトレースできるようなシステムの導入などが必要ではないかと考える。今頑張っているクリエイターさんの創作意欲を一方的に欠くような事態なることだけは絶対に避けほしいと切に願うと共に、現行法制で対応できないのであれば積極的な法整備で対応すべきと考える。

●受付番号 185001345000000532

著作権は大切にしたほうがいいと思います。簡単に模倣できる技術があるからこそ引用元をきちんと記載したほうが良いと思います。

知的財産を守ることが日本の財産も守ることになると思います。

●受付番号 185001345000000533

絵を描いた側が許諾していないのに対し、現状 AI は無断で学習して画像を生成しています。少なくとも描いた本人の許諾していないデータの学習をする事が違法になるよう願っております。

●受付番号 185001345000000534

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

既存著作物はその性質上多くは享受目的であり、それらを生成 AI の活用を目的に収集・学習し、生み出される生成物は享受目的、もしくはその性質を持つものと考えられ、著作権法 30 条の 4 の適用を受けず、既存著作物の権利を広く侵害していると考える。

そのため、生成 AI への利用を目的として作成・権利譲渡された著作物以外の利用は規制を始点とするのが順当であると考える。

(2) 生成・利用段階

「AI 利用者が、自らが知りえない環境で開発された生成 AI を創作活動に使っていること」場合が考えられるのであれば、上記学習開発段階において他者の権利を侵害している学習データの開発・公開の可能性を排除すべきである。

つまり

(4) その他の論点について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について、生成 AI で作成されるものについて、また、作成時の指示・入力、試行回数、複数生成物からの選択などはすべて、著作権が発生しないアイデアレベルで留まっていると考えられ、著作物性が発生する様なものではないと考える。

●受付番号 185001345000000535

無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当します。

●受付番号 185001345000000536

AI の著作権に対する制度で最も危惧しているのは二次創作への影響及び創作活動の停滞です。

要望 1

～AI 規制案によって二次創作が萎縮しないようにしてほしい～

著作権から見た AI への規制は恐らく無断で行い暗黙の了解となっている二次創作にも波及する考えになると思います。AI への規制が二次創作文化にまで拡大し創作活動ができないになると多くのファンコミュニティは死滅するかもしれません。

それは私が愛するサブカル文化の終わりを意味します。

要望 2

～AI の全面禁止だけはやめてほしい～

AI は凄まじい能力です。それは同時に人間への力になったとき絶大な恩恵があるということでもあると思います。

ゲーム業界は既に背景や設定作りなどに利用して人員削減や労力の減少に成功しているようです。

慢性的な人手不足になっているアニメ業界なども AI が発展しうまく活用できれば変わっていくことができるかもしれません。

AI による恩恵もしっかりと考えてみてほしいです。

～AI による著作権に対する考え方～

個人的には「個人の認知外で使用されている」ことが大きな問題だと思います。

なのでソフトウェアを提供する企業には AI 学習に使用できる素材の選別の義務を設けるべきだと思います。

その選別は個別の契約によるものになると思いますがそこは企業に一任したほうが自由な発展につながると思います。

●受付番号 185001345000000537

現在の AI 生成ソフトは「違法」だと、強く言いたいです。

ネットに掲載されている作品を無断で学習させて作ったソフトなんて、泥棒です。

ただでさえ、今の日本に自国民だけでなく他国からも信頼されていません。

税金を取るだけとて、はい終わり。

ふざけるな。

対価はきっちり払ってもらいます。

AI 生成に全てのクリエイターが守られる法律を作らなければ、日本は今度こそ終わります。

この文章をスパイが消さなければ良いんですけど。(笑)

とにかく、現在存在する生成 AI は外国でも訴訟が起こるほどクリエイターの尊厳を踏み躡っているものです。

アニメや漫画で成り立っている国が否と唱えずしてどうしますか。

もう少し努力する人に目と耳を傾けなさい。

漫画家さんをはじめ、ヲタク文化にどれだけ救われましたか。

いい加減、金のある奴らの言いなりにならないでください。

あなた達だけが金持ちになっても、なんのメリットもありません。

むしろ憎しみが増すだけです。

早急に、生成 AI の禁止もしくはクリエイター技術を保護する法律を作ってください。

●受付番号 185001345000000538

個人の著作物（創作物、声）を、本人の承諾なく無断でAIに取り込むのは反対です。日本のコンテンツ産業の原泉は個人の豊かな発想とその創作物にあります。そして人間個人の存在自体に、海外からも憧れられる名前と作風がついています。また日本の創作物の豊かさは、無名な個人が他の作家から影響を受けて作品を生み出し、その連鎖によって作り出されるものです。

一方で、ゲームやアニメなどの集団作業で発生する単純作業、連続させるために必要な作業についてはAI導入も必要かと思います。個人の創作物というよりは作品の下準備的なものです。

個人の創造性やモチベーションをへし折る形での導入には反対です。

●受付番号 185001345000000539

- ・声優の声を無断で 449 キャラ、36 万音声ファイル、合計 581 時間、343GB ゲームからデータを抜き、声優のコピーを作ろうとしている動きがあるが「無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する」
- ・また、漫画の海賊版が違法サイトとして話題になっていたが、無断で転載された漫画・イラスト・アニメを無断でデータ収集していることも「不当な権利の侵害行為・著作権侵害に該当する」
- ・日本を代表する [REDACTED] のアニメデータを取り込まれたことが発覚したが、今後模倣作品や特異の技術を吸収されていく事は、国の技術の衰退を意味すると思う。クールジャパンとして、オタク文化を後押ししたいなら断じて生成 AI の今の現状を容認してはならない。

●受付番号 185001345000000540

ジェネレーティブ AI に関しては、創作者を擁護する立場からたくさんの意見が寄せられることが予想されます。

たしかに著作権をはじめ、権利者の利益を不当に侵さないことは重要なことだとは思いますが、今、過度に個人の利益ばかりに着目して規制を強める動きをすることは、AI 技術の発展それ自体にブレーキをかけることに繋がりかねません。それは国益、仁流にとっての利益を損なうことに他なりません。

SNS 等、他の方の目がある場所で声を大にして主張できるような内容でないのは承知していますが、今回はパブリックコメントをお送りする機会ということで、敢えて書かせていただきますが、個人レベルの利益などある程度までは度外視して AI の発展の方向に舵を切るべきだと私は思います。

個人の利益を守る動きは、個人から訴えが挙がった際に個別に対応していくのが現実的だと思います。実際に不利益を被ったと主張する方であれば、なんらかのアクションを起こすのが自然です。それを前提に、訴えが挙がった後の対処・制度を充実させていく方向で、AI 自体の学習や運用に強い制限を設けない方が良いと私は思います。

●受付番号 185001345000000541

AI の学習データベースは、著作権を持つ人の許可を必須にするべきだと思います。
無許可で学習された結果、類似品がAI に作成されるのは良くないと思います。

●受付番号 185001345000000542

A I でのイラスト等の画像、動画、音声生成には厳重な法が必要だと考えています。

A I は文字通り 誰でも 使う事ができます。

例えば、絵で言うと人が手間暇かけた作品でも A I で生成されたデータでも『イラスト』と言うカテゴリに属します。

A I 生成では長くとも 1、2 時間に 1 つのデータが生成出来ます。

A I でデータ生成をしている方は、現状とてつもない量のデータを今もなお作り続けています。

そうすると『イラスト』と言うカテゴリにインフレが起きます。

『イラスト』ひとつの価値が大きく下がります。

イラストに限らずアニメやマンガ、その他芸術作品は背後には人の『努力』が滲み出ています。

その作品を見る人は、その『努力』も込みで見ている人が大多数です。

その『努力』に価値を見出しています。

手間が掛かっているから美しい、手間が掛かっているからお金を出したい。

A I はその『努力』の部分、つまり作品の『価値』に値する部分をまるっと無視している事になります。

その『価値』のある作品と、A I で生成された『価値』の無い作品が、同じ『イラスト』と言うカテゴリに入るのです。

どれだけ製作者が『努力』をしても、A I 生成されたイラストと同一視されでは 価値が下がる一方で、日本のイラストやアニメマンガ文化の後押しなど到底出来ないように思います。

その為、特定のクリエイターの模倣A I 生成だけでは無く、老若男女問わず 努力 をしているクリエイター、作品を作っている人達の『価値』を守る法案を作つて欲しいです。

また、多くのクリエイターは自分の作品を勝手にA I に学習される事に酷く嫌悪感を感じています。

このまま生成A I に好き放題学習されたら、中には作品を作らなくなる方も出てくるでしょう。

そうすればお手製の作品よりもA I 作品の数が上回ります。

A I はA I の作品を学習し、同じような物が出回るでしょう。

それを見る人は同じ様な作品ばかりに飽き、作品自体を見ることすらしなくなるでしょう。

つまり誰もお金を出さなくなります。

A I 生成に厳重な法律を付けなければ、海外から価値を見出されている日本のマンガ、アニメなどのオタク文化は廃れ、日本から無くなる事は容易く考えられます。

●受付番号 185001345000000543

現状、生成 AI で生成した画像を使用した画集やゲーム等が多数販売されております。これは、売り上げによる利益を「享受」しているだけでなく、手描きの作品が生成 AI 利用作品に埋もれてしまい、消費者の手に届きにくくなってしまい、「損失」を与える形になっています。

販売サイト側が「生成 AI 利用作品を除外する」という設定を設けていることである程度は「損失」を防げますが、近年では生成 AI により出力される作品のクオリティは恒常しているため、出品者側が「生成 AI を利用していない」と嘘をつくことが容易になってしまっています。

また、生成 AI で手軽に作品を出力できることにより、権利者が禁止している表現を含む作品が投稿される機会が増えてしまっています。

権利関係が複雑な作品の場合、該当キャラクターが作品から削除される可能性がある等、非常に危険です。

近年は「特定の作者の表現に似せた作品」も生成できるようになっているため、キャラクター削除等が実際に発生した際に罪を擦り付けられる、作品を利用して成り済ます、作者が嫌う表現を含む作品を生成していやがらせをする、等が行われる可能性もあります。

また、写真や音声でも、フェイクの作成が簡単になっており、政治的な内容を含む発言の捏造による社会の混乱や、殺人や窃盗等の犯罪を犯す様子のフェイク動画による冤罪など、悪用の方法はいくらでも存在します。

また、これらの高精度な生成物は、権利者の許可を得ずに学習されたデータを元に作成されています。

著作権侵害をされるだけでなく作品販売の機会の現象、さらにはフェイク画像やフェイク動画作成に利用されるリスクを、本人が自覚しないうちに負わされてしまっているという状況は、非常に問題だと思われます。

生成 AI によって出力されたものには「生成物である」ということの指標になるものを含むことを義務付ける、学習元は権利者の許可を得たデータのみにする、といった施策が早急に求められると考えています。

●受付番号 185001345000000544

生成 AI を使って作られた作品はすでに創作したクリエイターがいるわけで、その試作や推敲などの過程を重ねて作られた著作物の成果を創作者の許可なく利用できる状況は良くないと思います。

●受付番号 185001345000000545

ケースバイケースであるとばかり記載されており、具体的な線引きが不明瞭かつ生成 AI 活用者の自認に依存している。

生成 AI の一つである NovelAI の学習元が pixiv からの無断転載 Danbooru であったこと、他の生成 AI においても「生成 AI の学習元にしないでください」と明言しているクリエイターの作品が取り込まれていると明らかであること。これらのケースを受け、クリエイター側が委縮し、自衛しなければならない現状は異常である。

AI の生成には著作者の同意を得ないデータが多数含まれていることが明らかでありながら、その AI が生成した画像に著作権が認められるか否か、時と場合によって異なるのはおかしい。

漫画家、イラストレーターに始まり、日本の全てのクリエイターが意欲的に活動してきた結果、日本の漫画、アニメは発展してきた。AI が生成したものに著作権を認めることは、全てのクリエイターが努力し試行錯誤を重ねて生まれた最良の結果だけをかすめ取り、あたかも自らが生み出した全く新しい独自のコンテンツとして発信し金銭を得ようとする者を認めるのことと同義である。先人が築いてきた「漫画、アニメの国」という日本の強みはなくなると思われる。

●受付番号 185001345000000546

5. 各論点について（3）生成物の著作物性について（イ）

・指示・入力（プロンプト等）の分量・内容について

AIの仕組みが単純なパッチワークではなく、パターンやルールを元に生成されるものであるとしても、出力されるAI生成物の根幹には学習元となる「作品のデータそのもの」が存在する以上、具体的な指示にあたる入力やプロンプトに創作的寄与があるとしても、入力の後に出力される生成物自体に著作物性が認められると考えるのは疑問を感じる。

・AI生成物への加筆修正について

上述の意見と同様に生成物の根幹に学習元となるデータが存在する以上、生成物そのものを直接加筆・修正したものを1つの著作物として認められるのかには疑問を感じる

クリエイターに無断で大量の作品が学習されているAIを個人が簡単に利用することができ、生成されたAIに対して後手の対応しかとれない現在の環境で、AI生成物の著作物性を認めるのは元データの1次創作者に対して大変不利なものなのではないかと思います。学習元データを確認しやすい状態で元データの1次創作者が生成物への意見を出しやすい環境が整って初めて著作物性を認めるかどうかを考えるべきなのではと思います。

●受付番号 185001345000000547

現状 AI は権利侵害無しで成立し得ない

悪意を持つ利用者も多い事から、厳しく法による規制が必要だと考える

●受付番号 185001345000000548

AI の著作物に関して、学習元となったものが無許可でインターネット上からサルベージ（無断学習）したものである現在、その著作物に対しては一切の著作権を認めるべきではない。たとえその過程に独創性があり、出力の仕方が独自であったとしても、アセットが権利侵害をしているものには著作権を認めてほしくはない。

その独自性は、おそらく決められた学習範囲のアセットでも同じく使えるだろうプロセスだからだ。そのプロセスにはアイデアと同じく権利があっても良いと思う。

性善説に従えば悪用するユーザーはいないはずだが、X 上だけですら少し探せば無許可学習、許可を取ったとしても創り手の意図するところと違う挙動で動かされたりもしており（性的な絵を書いていないのに性的な絵を描くために使われる、物語の作り方や独特の筆致を己の意図していない文面で使われるなど）散見されるところを見るに、そういう運用の仕方ではおそらく見切り発車の法案と同じになる。創り手が意図しない挙動で使用した相手にはライセンスが取り消せる、みたいな作りにできれば一番良い。親告罪と同じような感じにはなってしまうが

著作権が切れていない作品に対して行われた AI 学習に対しては、必ず創り手に還元がされるように。

アセットがないのが問題ならば、日本が先駆けて許諾型アセットを作れば良い。最悪、大手がそれぞれに許諾型アーカイブをダウンロード可能にするだけでも、AI 学習にはこの許可されたアーカイブを使っています、みたいな使い方はできる気がする。出版社たちが枠を超えて、大きなアーカイブなどを企画し、そこに提供した作家に関してはいくらかがライセンスまたは使用料としてサブスクが入る、という作りにするなど。ダウンロードする段階で契約が結ばれ、ライセンス料が発生し、毎月アーカイブ使用料の引き落としが行われる。アセットにその内容が含まれる限りは契約（続行）となる形で契約内容を作れば良いのでは？あくまで素人考えなので、もっと良いやり方とかはあると思います。ですが無償の呼びかけや強制をしてはいけない。あくまで提供してくれる相手を尊重すること、その創作物には価値があることを理解しているスタンスが見えなければ、協力する人は減ります。

AI 学習には膨大な経験値として情報が必要なことはわかっています。そうしなければ試行回数が稼げない。それでも、そのために今ある著作物を蔑ろにはしないでもらいたい。クールジャパンという触れ込みで自国の文化をせっかく PR してきたのでしょうか。著作物を守れなければ、この国で一次創作する気運は今以上に低迷します。AI 作品だらけとなり、人が 1 から書いた物語は声が小さくなる。創作だって無断使用されるのがわかつていれば、発表されることが減ります。自国の創作文化が衰えるような政策を取らないでもらいたい。大事なものだといいつつ AI 学習者にその創作の結果を投げ売りするような真似もやめて欲しい。AI 発展のためなら何しても良い、にお墨付きを与えないでください。最低

限の枷はつけるべきです。

●受付番号 185001345000000549

AIの使用は厳しく法で記載すべきであると考える。

悪用されることが目に見えているし、著作権は守られるべきであるのに軽視されがちだ。

現在ネット上では、既に他人のイラストや写真をAIにとりこんだ画像が作られ騙りに使われており、これはひとつの作品を作るまでに積み重ねた作者の努力や経験、ありとあらゆる全てを否定するものである。努力を他人が嘲笑い横取りすることなど認めてならない。

AIの技術の発展は目覚しく、活用すべき点は多々あるだろうが、やはり使用には慎重になるべきだし、日本の文化を守るためにも、国民ひとりひとりを守るためにも、AIは厳しく法規制すべきである。

●受付番号 185001345000000550

無断に作成したデータで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する。

●受付番号 185001345000000551

まず生成 AI による著作権の侵害として私は二つの懸念を上げたい。

一つは生成 AI による学習や創作を理由にした第三者による不当搾取だ。

生成 AI と言えど本来は元となった作品をつくった創作者やそれに携わった役者といった関係者の動きや声を学習し利用しなければ作品をつくることはできない。そんな彼ら彼女の労働成果を勝手に利用されて尚且つ報酬が支払われることなく AI を利用した個人または企業などが何らかの営利的な利益を得ることが野放しになるような状況が今現在の規約では完全に拭えないという点は利益の分配や経済的な利益循環の観点で非常に問題といえるだろう。

生成 AI を用いた作品を営利目的をもって利用する場合、それに貢献したと思われる著作者や関係のある俳優や声優をはじめとした表現者への報酬、悪用したものへの経済的に大きな賠償を考える必要はあるだろう。

二つ目は生成 AI の進化による人間が作った作品との遜色のない作品を生み出すことによって、個人が作り上げた作品が生成 AI による作品であるとされてしまうことへの危惧である。

現在でももう起き始めているが、生成 AI が作った作品に似ている。生成 AI っぽいなどといった理由によって誹謗中傷を受けて大きな不利益や創作活動を辞めてしまう表現者がいるということを耳にする機会があった。

生成 AI による作品作りは時に表現者の苦手を補ったり、今まで作品を作ることのできなかつた人が作品作りに携われる機会を与えてくれるが、それによってそれ以外の方法で作品を生み出す創作者が誹謗中傷を受けるような事態はあってはならない。

生成 AI を利用すること自体を断ずるようなことは必要ないと思うが、それが別の形で創作を行う人を傷つけるような事態を生むことは許されない。

AI による著作物のトラブルはそのほとんどを利用した人間による悪用や一方的な攻撃によって発生するものである。

それを避けるもしくは解決するためには、AI に対する日ごろからの教育と作品をつくりそれに携わっている人たちの利益や権利を順守することが大切だと考える。

そのためにも、政府や有識者は AI の利用に対してなるべく慎重かつ人に寄り添った運営をするための決まりや法をつくることをお願いしたい。

●受付番号 185001345000000552

(1) 従来の著作権法の考え方とその整合性について

これまで数々のクリエイターや技術者の作品が元データを無断使用→AIによる無断生成という被害に遭っています。従来の著作権法に則り著作主の著作権を守る措置を取るべきだと考えます

●受付番号 185001345000000553

現在クリエイターの意思を無視した、無断利用の生成 AI が多く出回っているように感じます。

生成 AI は画像、音声、動画、どれにしても使用された元データとデータの制作者をすべて明記した上で、制作者から許可が下りていないデータは著作権違反として、犯罪であるとしていただきたいです。

許可の出されていない作品を無断で使用することは、盗品に等しいと思っています。犯罪として取り締まって欲しいです。

●受付番号 185001345000000554

声優の声を無断で 449 キャラ、36 万音声ファイル、合計 581 時間、343GB ゲームからぶっこぬき、ばら撒いて声優のコピーを作ろうとしている動きがある
無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する

これは SNS での見かけたコメントです。

私自身の考えを上手く表すことが出来なかつたので引用させていただきました。

技術というものは素晴らしいものです、AI も上手く使えば創作の可能性を更に大きく広げてくれるものと思います。

ですが今の AI 生成物には悪意が溢れています。

信念も情熱も無く、他人の創作食い物にしようとする人々が多すぎます。

悪いのは技術ではありません、人です。

けれど人を止めるには技術を止めるしか道は無いのです。

創作はいつの時代も関わった人間が全てをぶつけて創り上げる芸術なのです。

それを踏み躊躇り、金になるものとしてしまっている今の AI 技術は早々に規制していただきたい。

法を整備し、正しい技術として使えた時こそ AI は世界を変えると私は信じています。

●受付番号 185001345000000555

5. 各論点について

(3) 生成物の著作物性について

こちらの概要に、

「人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」

とありますが、「海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行っているデータセット」をベースにした生成 AI (Stable Diffusion ベースの現在のほとんどの画像生成 AI)でこれを許してしまうと、文化の海賊行為を認めることとなる上に、加筆物のベースとされた著作者にとっては努力と尊厳の破壊そのものであり、文化の発展の阻害につながる行為だと感じられます。

こちらについては、

「ただし、海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行っているデータセットをベースにした生成物の加筆・修正においては認められない」

の一文は絶対に入れて欲しい、と 1 クリエイターとしては感じます。

どうか反映いただけすると助かります。

●受付番号 185001345000000556

生成 AI のインパクトは非常に大きなものであり、これから社会のありようを大きく変革するとともに、1つの新興産業が日本経済に与えるインパクトについても注目してもらいたいと思っています。

AI と著作権を考えるうえで視点は2つあります。

- ・深層学習機械学習を実行するための学習素材に関する課題

現在、機械学習においては日本が世界有数の Machine Learning Haven となっており、この恵まれた環境は諸外国にはないアドバンテージとなっています。今後、AI と著作権の議論が世界各国でなされる中で、日本が Machine Learning Haven であり続ければ、世界中の AI プロバイダーが日本法人を作り、日本国内で学習データを消化していくことになります。

この経済インパクトは計り知れません。高度技能人材の流入に伴う人流増加と経済効果のみならず、人口減少問題へのカウンターとしても機能し、また GAFAM のような高い利益率を誇る法人が誕生することによる法人税の増加も見逃せません。

どうか、倫理の面からだけでなく、大局的な見地からも AI と著作権の在り方について考えていただきたいと思います。

●受付番号 185001345000000557

生成行為の侵害主体についての意見となります。

生成 AI の作成の際に、義務として著作権の侵害を促さないようにするものを付け加えて頂きたいです。権利者の請求のみでは、やや弱いと感じられます。インターネットは広く、また死後など請求できない例が多数考えられるため、行為主体に対する義務、少なくとも努力義務等を作成するべきであると考えます。

本来はあまり、創作物の生成 AI を認めるべきでは無いのではありますが、こうした事実に対して悪用されないための義務を作成し、その義務に違反しているとして権利の主張が行いやすいように、ある程度制度を整えるべきではないでしょうか。

また、学習元として権利を主張しやすくするために、学習元のデータを一定程度(の期間など)保管しておく、あるいは公開を義務づけることも、侵害における裁判などの際に必要と考えます。こうした義務がなければ、学習した/していない、という水掛け論が起こる可能性があります。そんな水掛け論は不毛なので.....

●受付番号 185001345000000558

■ 2 検討の前提として (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理について
著作権法 30 条の 4 のによる規定を論拠に生成 AI における著作権の権利制限を論じようとしています。

新聞協会、日本雑誌協会、日本写真著作権協会、日本書籍出版協会らの声明より、
当該の法改正当時の議論では「生成 AI のような高度な AI の負の影響が十分に想定されて
いたわけではない」と指摘されている通り、
著作や画像、音声などの表現物を学習して表現物を再構成する生成 AI 技術についての論
拠とするには議論が不十分です。

■ 3. 生成 AI の技術的な背景について (1) 生成 AI について

生成については、通常、学習データの切り貼りではない、とありますが、
画像生成 AI では学習元の人物写真に酷似した画像や、著作者のサイン、ロゴなどが特定
可能な状態で出力される事例が既に存在しており、
また、代表的な画像生成 AI (StableDiffusion) の開発者は、画像生成 AI を差して「生成
型検索エンジン」と述べており、
これは教師データからプロンプトに沿った表現を検索してつぎはぎしていることを示唆し
ており、生成 AI に慎重な姿勢を示す人々の指摘の一つとなっています。
両論を併記ぎて吟味せず、データ利用者に利する主張のみを述べることは恣意的で不誠実
です。

■ 4. 関係者からの様々な懸念の声について <クリエイターや実演家等の権利者の懸念
> について

写真やイラストなどの著作物を生成 AI に無断で利用することは、明らかに著作者の権利
を侵害しており、社会実験の結果を待つまでもなく、既に数々の実例が存在しています。
これまで発注者であった立場の者が生成 AI を利用することで、仕事としてのイラストレ
ーター、写真家、声優が仕事を奪われることはもちろん、

特定の人物の顔、声を学習しての特殊詐欺やセクストーションなどディープフェイクの問
題、

特定の作家の作風を模倣し、名指しで著作人格権や名誉棄損、脅迫などを行い、
前例主義の日本の司法では彼らに対する有効な救済がなされておらず、著作権法 30 の 4
の但し書きが形骸化していること。

また、無断転載、禁止されたスクレイピングでサービスのインフラに負荷をかける行為、
被写体の同意がない暴力被害の証拠写真など、違法な手段で集められた教師データも多
く、

アノテーション段階での途上国からの労働搾取も指摘されています。

技術発展のためであれば人的被害を肯定するような姿勢には賛同できず、また、過去発展

のために犠牲を軽視した公害病問題が現在も影を落とすように、生成 AI 技術の未来に禍根を残すのは間違ひありません。

生成物の取り扱いに関しても、生成 AI の健全な発展のためにも、データの収集方法に規定を設け、また生成物は電子的に判別可能な状態にするよう、義務化するべきです。

生成 AI 物を学習したモデルの崩壊は既に指摘されており、また、学習阻害のためのフィルター技術も誕生しています。

提供者からの合意を得ていない教師データ、無断転載により取得したデータ、無差別な学習を制限しなければ、生成 AI モデルの作成にも悪影響を及ぼすでしょう。

■最後に、私は判定モデルおよび時系列予測モデルなどの作成に携わる、AI 技師です。

よりよい社会、人の豊かさの為にこの道を志し、励んできました。

AI を導入する企業の利益の為だけでなく、現場の人々の心身にかかる負荷の軽減や安全のために、取り組んできました。

AI 導入の一番の勘所であり、障壁でもあるのが、学習対象となるデータを生み出す技術者、職人の理解と協力です。

相手の領域への無理解、不遜を是正しないままでは、良い教師データは得られません。

生成 AI も、いかに無差別にスクレイピングが可能とはいえ、表現者の反感を招くやり方を続けていては、いずれ有効な教師データの枯渇を迎えるでしょう。

データの生み出し手から多くの疑義が出る現在の生成 AI の在り様は健全とは思えません。

技術を持つ人々の悲鳴を無視して構築したのではないモデルで、胸を張って新しい技術を使えるよう、今は適切な規制と、技術の悪用者への罰則の適用を、強く強く求めます。

●受付番号 185001345000000559

生成 AI のデータセットに制限がなければ、大なり小なり著作権侵害の問題は発生することとなります。実際すでに、特定の著作権の権利者が生成 AI を悪用して権利者になりすまし、名誉棄損などの著作権侵害以上の行為を行っている事例もあります。

データセットとして用いる著作物の制限を規定する、なおかつデータセットに含まれる著作物の内容を公開する(著作権フリーのものに限定する)などの対策が必要だと思います。そのため、データセットを著作権フリーのものに限定する、事業者にも著作権侵害の責任を負わせるという事になれば、著作権侵害に対する抑止効果は多少増していくと思います。

早急に法整備していただくようお願いいたします。

●受付番号 185001345000000560

著作権の侵害とされる法律違反の作品が誰でも簡単に作れてしまうことは大問題。難しい話はできないが、「これくらい被っても仕方なくね？」を「仕方なくない」と、一生懸命努力してオリジナリティとユーモアを突き詰めているクリエイターを侵害するようなシステムは作るべきでないと思ったので意見した。AIで他者の著作物を取り込み“パクリ”を生成することは、日本の素晴らしい文化や作品をパクって自作発言して問題を起こしてばかりの中国と何も変わらない。国際問題に発展すること待ったなしといった感じになってしまったため、著作権を守るためにもAIで作品を作ること自体は禁止すべきと考える。

●受付番号 185001345000000561

生成AIについて、生成後のデータの用途に関する同意を得ないまま、素材として無断学習し、個人の利用の範囲に収まらない利用(配布・公開・販売・譲渡)を行うことは学習元のクリエイターに損害を与える可能性が非常に高い。

ましてやAI生成物に著作権を付与するとなると、学習元に非常に酷似した生成物の著作権を認めるケースに発展し、学習元データ・生成プロセスの開示が義務でない以上、逆に学習元の著作者に対し権利侵害の疑いがかけられる可能性もあるため、悪意をもったAI活用を法で防ぐことが非常に困難となる。

そのためAI生成物の個人の利用の範囲に収まらない利用(配布・公開・販売・譲渡)についてはいかなる権利も付与するべきではないと考える。

●受付番号 185001345000000562

悪意のある生成画像によって個人のプライバシーの侵害や偏った情報生成が行われてしまいます。生成 AI が許されてしまうと実際の著作物であっても無断で変えられてしまい、著作物を制作した。作者自身が損をしてしまいます

●受付番号 185001345000000563

現時点での生成AIはインターネット上に存在する多数のデジタルデータを無断で収集した学習データで成り立っている上、デジタルデータの著作権保持者に対する金銭的補償も許可もなく、何らかの法的規制が必要であると認識します。

●受付番号 185001345000000564

「3)生成物の著作性について」においての「イ:3 生成物の試行回数」についてですが、この記述について疑問を覚えます。

これは「自分の納得いくものが出るまでAIに何度も出力させる」という意味に見えます、それは結局のところAIが出力したものに変わりはなく、単に「自分が好きなものが出了のでこれを創作物とする」と言うこともできます。それは別に何度も試行を重ねなくとも一回やれば出てきたものが自分にとってとても良い出来だったらそれを「創作物」として主張することができるのではないかでしょうか。そのような解釈をするとどうにもしっかりとと考えられていないように思えます。なのにそれでも本当にAI生成物には使い用によっては著作権があると主張するつもりですか。あまりにも杜撰に見えます。それにAIは既に在るものを見ただけで、直接元の作品の良さを自分の技術に取り入れることはしていない、その良さを取り入れた上で自分にとって唯一の創作物を作っているとはいえないと思います。AIで出力したものは所詮既にあるものをそのまま使っているだけです、そこに成長も何もありません。AIは人間の真似をすることしかできないのにそこに著作権があると言うつもりですか。

●受付番号 185001345000000565

素案 p 19 / 11 行目 / 【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

悪質な AI 開発者・利用者、また利害関係者が、この「利益を不当に害する場合」の範囲を矮小化し、

権利者の声を封殺しようとする動きがここ最近で見られます。

この但し書きは著作物の利用市場と衝突する場合や将来的な販路を阻害する場合などがあげられていますが、

現在の、特に広く流布されている画像生成 AI に関しては完全に利益を不当に害していると考えられます。

実際に特定の作家の著作物を AI に学習させ、それを使って生成したイラストを広告に使用するといった被害事例もあります。

本来であれば作家に依頼し利用料を払うべきところを、AI を通せば同じことを無断無償でできてしまう現状が、利益を不当に害さないとは到底考えられません。

但し書きには「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の様相に照らし」とあります。

画像生成 AI はその構造上、イラストを生成する場合にはイラストを、写真を生成する場合には写真を素材とするしかなく、

種類や用途、利用市場を鑑みても全く同じ市場で利用されていると考えられます。

このような現状があるにも関わらず、「利益を不当に害する場合」の範囲を極小範囲に狭めようとする動きは、

著作権法の主義に合致しているとは言えません。

仮にそれが罷り通ったとしても、今後 AI を免罪符に著作権法が形骸化するだけであり、それは AI 利用によって利益を享受するはずだった個人や企業ですら、将来的に知財のフリーライドを許してしまうことになります。

その結果は画像のみならず音楽や文章・ソフトウェア等の、市場と知財価値の崩壊でしかありません。

以上から画像生成 AI への画像著作物の利用など、同じ用途である著作物の AI への利用は広く権利制限の対象外とすべきだと考えます。

また現在の画像生成 AI は前述のような利用市場の衝突する画像を生成できる状態で流布されており、

その学習行為自体が権利制限の対象外となる目的の開発と考えられるため、実際の生成物の類似性関係なくこの生成 AI 自体が違法なツールと考えられます。

しかしこの画像生成 AI は既に個人の PC 内などの個人環境内で動作するようになっており、前もって悪質な利用を防ぐことは現状不可能です。

権利者からすれば、いつどこで利益を害する目的の生成を行われるか分からない状態であり、極めて不当だと言えます。

その為、利用したモデルや学習に使用した素材、プロンプト等生成に利用した要素を全て明記し、

違法な生成 AI が使われていないか等の適法性を外部から検証できるように法改正を進めることも最低限必要だと考えます。

●受付番号 185001345000000566

悪意を持って AI 生成を扱う人間やそれを支持する人間によって、既に名のあるクリエイターや将来産まれるクリエイターの権利や作品、それによって産まれる利益や名声が蔑ろにされている現状が我慢できない。

AI そのものではなく、あくまでも扱う人間のモラルの低さが招いた結果なので、他人の著作物を使って悪用したり、AI 生成である事を隠して自分が作ったもののように振る舞う人間が少しでも居なくなるようなルールを設けるべき。

●受付番号 185001345000000567

イラストレーターとしてゲーム制作に携わっているものです。

生成 AI を用いた現在の状況ははっきり言って無法です。

イラストの著作権を持つ人物に何の許可もなく使用された画像を AI 学習、ひいては画像の生成に使用されています。

また特定の作家のイラストのみを無許可、無断で AI に読み込ませ、その作家に似た絵柄でイラストを生成させ、SNS 等にアップロードし金銭的利益を得るなど非常に悪質な利用者も数多くいます。

昨今日本の外貨獲得手段として大きな役割を果たしている外国人観光客の確保という視点から見ても日本経済において大きな役割を果たしている観光資源の一つとしてアニメーションやイラスト、ゲーム文化があります。

AI の現在のような野放図な使用、無断での画像の利用などは作家の熱意や関心を削ぎ、今現在でさえ多大な不利益を生み出しています。

しっかりとした AI および画像による学習時に適応される法律の制定などの対応をしていただきたいと思います。

●受付番号 185001345000000568

項目その5：各論点について

(1) 学習・開発段階

においては「著作権を侵害していない証拠を出すことは悪魔の証明になるので出来ない」ため、法律の改正などを含めた抜本的な対策が急務化だと思います。

特に開発段階において児童ポルノのデータが入っており、それを基に画像を出力してポルノ画像を作成するという事も起きているそうです。

(2) 生成・利用段階

においては「ディープフェイク」という生成AIを悪用して詐欺を仕掛けることが既に現実で起きており、対策は急務だと思います。

また声優の声を学習させたAIで商売をする動きもあるので現段階の法律では対処しきれず、生成・利用にも大きな問題があると思います。

●受付番号 185001345000000569

生成AIのように、色んな人が描いた絵の一部をトレースして1枚の絵にした物等は現行の著作権法でも違法だとされているのに、最悪の場合学習元の絵がそのまま出力される生成AIを通すとセーフなのはどう考へてもおかしいと思います

生成AIを使っているならそれを明記するだとか、そもそも資格がないと使えない等規制をしないと最悪の場合反社会勢力の財源になる事も考えられ、既存クリエイターの権利を著しく侵害し、創作文化どころか日本が世界に誇るサブカルチャーのコンテンツが廃れると思います。

●受付番号 185001345000000570

無断で AI に取り込み・AI 生成を行うことは強盗や搾取と同じだと思います。
著作者に利益を還元しない・しなくても罪にならない・AI 取り込みに使われることを拒否
できない状況はおかしいです。

●受付番号 185001345000000571

AI 肯定派

- ・いたずらに規制をすることは2次創作 자체を規制することになりかねない
- ・AI がどんどん進歩していき、見抜けなくなった時にどうするのか？自己申告に任せるのか？AI 判定ソフトがでてきてるがイタチごっこである。
- ・また海外と合わせず日本だけ規制したところで裏でやるだけ AV の現状を知っているだろうか 利益が出て便利なものは必ず使われる

●受付番号 185001345000000572

A I は著作物を侵害する。著作物と A I を見分けることが難しいと思うから。詐欺など悪用されるのは嫌だ。

●受付番号 185001345000000573

自身で描いた絵や声を元に自分とは異なる主義主張をされる可能性がある、それを不特定
多数に使われると個人では收拾がつかなくなる。

●受付番号 185001345000000574

- ・30条の4の「享受/非享受」判定についての懸念や、法整備（再改正）の要求
- ・30条の4の但し書きについての懸念、法整備（再改正）の要求
- ・生成AIによる絵柄や画風の盗用が簡単に行えるようになった一方で、既存の著作権法の枠組みではそうした悪質行為に対抗できなくないことが素案でも明らかになった。誰が見ても自分の作風を模倣したと分かるAI絵を商用利用された場合、自分の利益が不当に侵害されることは明らかであり、こうした行為を取り締まるような立法の必要性についても明記してほしい。
- ・自分の画風そっくりなAIイラストを繰り返し投稿しているユーザーを発見した場合、現状でどのような対抗策が取れるか明確化してほしい。（不十分な場合は、きちんと対抗できるような法整備を希望する）

●受付番号 185001345000000575

AI 生成物はその元となった制作物の著作権を蔑ろにするものだと考えます。

また、AI 生成物に著作権は発生しないと考えます。

まず、特定のクリエイターを模倣・標的とした模倣生成物は明らかに元のクリエイターに悪影響を与えるもので、仮に他のクリエイターの作品がデータセットに入っていたとしても著作権を侵害しているといえるでしょう。

次に、特定のクリエイターを狙った生成物ではない場合に関して、現状 AI ではどのようなデータが利用されているか不透明であり、全人類が模倣元と言えるでしょう。特定の個人による著作物を弾けず、AI が一度学習したら全く同じものが AI によって理論上出力できます。これは著作物を複製する行為に当たり、問題であると考えます。仮にその中の 1 部分だけ利用されるとしても立派な盗用ではないでしょうか。

また、AI 生成物に関しては著作権は認められないと考えます。出力するためのプロンプトが非常に長く特徴的で真似できないものであれば、そのプロンプトには著作権が発生しうると思いますが、生成物はどのようなプロンプトを入れた場合でも全く同じものが出来上がります。生成物に著作権が発生するような唯一性や独創性は認められないのではないでしょうか。仮に生成物が独創的であっても、元となったデータに含まれた作品が独創的かつ利用した AI 自体が優れていただけであり、AI を生成した人物の意思はプロンプト作成以外に介在しません。

加筆修正、音階の調整など、AI 生成物を加工にしたものに関しては、現状の AI であればこれも著作権侵害と言えるのではないかでしょうか。例えば人の手が入ったとて、元の生成物に特定のクリエイターの作品が含まれていないと証明できず、また加工によって取り除いた証明もできないものです。データセットに含まれた生成物が透明化・明確化されない限り、盗用作品を加工していると考えられます。加工者の技術によるものとはいえ、修理や改修といった行為に近いと感じました。

以上より、AI 生成物は既存の著作権を侵害するものであり、また AI 生成者に関しては特徴的なプロンプトにのみ著作権が発生し、加工物に著作権は発生しないと考えます。

●受付番号 185001345000000576

AIによるイラスト学習に、他者が権利を持つイラストを利用することを合法化することに断固として反対します。

他者が権利を持つイラストから学習し、独自のAIイラストとして出力することは、たとえ出力されたものがもとのイラストからかけ離れたものであっても、行為としては、既にある複数の絵画を切り貼りし、そうしてできたものを自作であると言い張っていることと代わりありません。

絵柄を学習したAIを使い、特定のイラストレーターの画風に寄せた18禁イラストや政治的・宗教的・反社会的メッセージの強いイラストのような、画風を真似されたイラストレーターの名誉やイメージを傷付けるようなイラストが数多く作成され、トラブルになっているという話も既に聞きます。

クールジャパンの一環としてAIによるイラスト制作を推し進めていきたいようですが、自国のクリエイター、すなわちクールジャパンの根幹を支える人たちを守らずに地盤固めもしないまま海外に対して日本のサブカルチャーを発信したところで、自分の作品を発表してもそれに便乗してきたAIに名声を奪われることになり、クリエイターが創作をやめてしまい先細りするだけです。

また、海外がAIの無断学習から権利者を守る法整備を進めているという話も聞く中、風潮を無視するのは単純に世界情勢を読めない田舎者っぽく見えますし、日本ではクリエイターの権利が守られないと思われてしまえば、海外出身クリエイターは日本での活動を控えるようになるでしょう。

故に自分は、AIの無断学習から著作権を守ることは、未来の日本を守るために必要なことであると考えます。AIによるイラスト学習に、他者が権利を持つイラストを利用することを合法化することに断固として反対します。

●受付番号 185001345000000577

5. 各論点について

(1)学習・開発段階

【侵害に対する措置について】

(イ)学習済みモデルの廃棄請求について（文書 26 ページ目）

「AI 学習により作成された学習済みモデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる」とありますが、こちらは「今まで著作物として存在しているものにそっくりなものが出来上がったが、思考の仕方に著作権法の適用はなく、学習データには該当する著作物を利用していないので問題ない」という解釈する形でよろしいでしょうか？

そうなると、「すでに著作物として存在しているものだが、自分(もしくは AI)が新たに思考して作成したものだから著作権侵害にはあたらない」という判断を下される可能性があると思います。その場合著作物として存在しているものの著作権は保護されるのでしょうか。思考手順は著作物ではないかもしれません、それを利用して生成されたものについて著作権侵害の範囲にはならないのでしょうか。

●受付番号 185001345000000578

AI 生成の画像などは著作権に触れているとおもいます。

これを許してはならないとおもいます。

これを許すと、日本のマンガやアニメの文化が衰退していくことになると思います。

断じて許されないです。

●受付番号 185001345000000579

AI そのものは初心者がクリエイティブなものに携わる手がかりとなりうるものとは思います。

一方で、何十分から何ヶ月とかけて作り出した自作品を許可なく短時間で学習され、世に出され、お金や知名度で自分よりも優遇されかねない事態になりかねないおそれが現状では考えられますので、

- 1) AI に利用される作品は自作品に限る
- 2) 同一の個人または企業の作品を AI でクリエイトした画像、映像、文学作品他アート作品に該当するものとして無償有償問わず公開しない
- 3) 有名、無名、アマチュア、プロ問わず一切の作品も AI に利用することを禁止するのいずれかが妥当ではないでしょうか。

●受付番号 185001345000000580

生成AIは、作者が作品を完成させるまでにかけた時間、アイデアを奪うだけではないでしょうか。学習というには一方的で、作者に対してのリターン、敬意がない。完成品データと利益が欲しい者に有利な案は、創作文化そのものを破壊するのではないか。これまで築き上げた文化のリソースも食いつぶして、生みだすものがいなくなれば、アニメーション市場ほか、エンターテインメントそのものが打撃を受けると、危機感があります。使用を認めるならば、その責任は使用したものがすべて負うべきです。今、この世に存在している作品は、消耗品ではなく、まして、自由に使っていい無料素材ではないのです。

●受付番号 185001345000000581

私はクリエイターではありませんが、現在散見される
「既存の作品を AI に学習させて出力して作成された作品」をあたかも自分の作品とする。もっと言えばそれで商売をしている人がいるという状況を非常に危惧しております。
AI は様々な分野で活躍する可能性を秘めではおりますが、利用方法などをしっかりとルール決めしなければ無法地帯となってしまう恐れがあります。
このままではクリエイターがクリエイターとして生活できなくなり、日本のサブカルチャー全体に悪影響が出てしまうのではないかと思っています。
文化庁の方々には、日本のクリエイター、ひいてはサブカルチャーを守るためにも AI の利用について今一度厳正に考えていただければと思います。

●受付番号 185001345000000582

5.各論点について

(1)学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

法第30条の4のただし書への該当性にあたり、著作権者の利益を不当に害する場合についてを、著作物の利用市場の衝突や潜在的販路の阻害等として挙げられているが、金銭的利益だけでなく、様々な側面から不当な利益の阻害が考えられる。

あるイラストレーターの例では、無断で作品をAIへと入力され、似た絵柄で生成物の作成を行われていた。またAI生成者はこれを使用しイラストの販売などを行い、金銭的利益の阻害も行われていた。イラストレーター側はAIの使用、作成を停止するよう伝えたが聞き入れられず、AI作成側からは暴言、脅迫、殺人予告などが行われた。また、当該イラストレーター作品と似た、自殺を仄めかすような絵柄の生成物を投稿し、当該イラストレーターの評判を著しく毀損していた。イラストレーターは、今まで積み重ねてきた努力の結晶であり、自身の大切なアイデンティティのひとつであるイラストを他人に勝手に使用され、精神的に追い詰められ、現在通院治療を行っている。アメリカでは、有名政治家の音声を学習し、当該政治家の不利になるような電話を、その音声を使用して掛け、失脚を狙わされていた。

上記ながらAIへの学習・利用により、その学習元の人間、著作権者を著しく名誉毀損し、精神的負荷をかけ、最悪の場合は自死などへ追い込む危険性があることもわかる。

研究物、享受の目的の別を問わず、AIの使用・データ学習を行う際はそのAIの使用者やデータ元を明確に開示する事、生成物にはAI生成物であると分かるように表示を義務付ける事、データ元の著作物性の確固たる保護が必要と考える。

こういった法が機能しなければ、AI使用者は他の不利益や損害を考えず、私利私欲を満たす者の使用が増え、それに嫌気がさしたデータ元となる著作物を開示する人間はいなくなり…と悪循環となることが予想される。こうなった場合、創作活動は種別を問わず衰退し、AIも発展性は望めない。今ある文化の確固たる保護という土台無しにはAIの発展は望めないと考える。両方とも良い形で発展できる事を望む。

(3)生成物の著作物性について

アメリカでの判決でもありますように、AI生成物には著作物性は無いと思います。イ3に生成の試行回数、1(プロンプトの内容・量等)との組み合わせによっては著作物性が認められるとあるが、出力されたイメージは訓練により入力されたデータに基づくものであり、AIにより創出されたものでは無い。このため出力された生成物には著作物性は認められないと考えられます。

●受付番号 185001345000000583

著作権を犯した AI により作成された画像群を保護するような法案には反対です。

●受付番号 185001345000000584

このままでいいが自分達が投稿した自撮り写真が悪意ある生成 AI 利用者により無断で学習され性的描写やグロや残酷描写に使用されてそれを金銭等の強要・強請のネタにされ、更に上記の描写の生成 AI イラストによって身も蓋も無い誹謗中傷や批判の嵐のネタにされプライバシーの侵害や名誉毀損の被害に遭う可能性が大きくなると思います。

したがってこの素案に反対します。

●受付番号 185001345000000585

AI 生成物の著作性について

デザイン、絵、文章、音楽、ゲーム、写真すべてに言えるが、生成 AI で選択を繰り返し、加筆する行為については、創作とは言えないと思う。

生成 AI をベースにし、加筆を加えたものであればすべて著作物として権利が発生するということであれば、たった 1 筆でも、1 文字でも、1 音でも、追加すれば良いということにならないか？疑問に思った。

生成 AI で生み出されたものに加筆を行えば著作してしまうのは、オリジナルのもつ権利を侵害する。

生成 AI の前にはかならずオリジナルが存在する。生成 AI は、オリジナルの無限の組み合わせを選択する"行為であって、創作行為の中に入らない。定義できないと考える。少しでも加筆したものを著作物と認めてしまうと、オリジナルへのフリーライドが増え、結果として文化や技術の衰退を産んでしまうと思う。あくまで、ベースとなるアイディアを出す手段として使い、完成物という結果を生み出すものにしてはいけない。たとえば、生成 AI を使用したものについては、類似性が認められないものについては著作物として認められる等、加筆についての明確な定義を設けるべき。"

●受付番号 185001345000000586

素案は AI 作成の現状を理解したものとは思えない。

現行著作権侵害で成立する AI 作品の模倣を野放しにしていることで著作権者は大いに困っています。どうか AI による作成を認めないでほしい

●受付番号 185001345000000587

AI の利用について「どこまで可/不可」という線引きについてはあまり学がないで申し上げられませんが、「明らかに著作権を侵害している有害な利用」として既に多数散見されている事例について具体的罰が無い・軽いせいで悪化・加速が止まらない。生涯をかけて生業にしているものを何食わぬ顔で悪用している連中が何より許せないし、それで元のクリエイターが筆を折ればもはやそれは人生に重大な損害を与えた殺人も同義でいいとさえ私は思う。海外で散々問題になった「学習データに〇〇が入っていた」なんてのがその後結局「もうばら撒かれた生成データはどうしようもない」という爆発的被害を与えていて、当事者はせいぜい罰金を払うか払わないか程度なのでやはり甘く見られすぎている。飲酒運転だって悪化したら罰則の強化がされるのだから AI 関係はとにかく法整備、罰則が追いついていないのが一番気になっている。「それが正当な AI 生成品」であると詳しく証明できないのならすぐ首を差し出すくらいの覚悟を持って作らせるくらいにしておかないと性善説ではクリエイターが苦しむだけだと思っている。

●受付番号 185001345000000588

生成 AI 自体に良いイメージを持っていない者です。

検討の前提として、に AI と著作権法の考え方を文章にされておりますが、現在生成 AI はクリエイターの創作物を学習したかどうか絶妙に分からぬレベルまできており、判断が非常に難しいと思います。今まで自分の手で培ってきた技術を我が物顔で利用している悪質な生成 AI 利用者は SNS 上で山ほど見かける為、生成 AI 自体一般のユーザーの手に触れないように規制した方が良いかと思います。最近は人の声を学習して成り済ます事もできるようなので、著作権侵害だけでなく、多くの人権侵害に発展してしまいそうで、正直多くの人間が利用できる環境は危険だと思います。

●受付番号 185001345000000589

AIと著作権に関する考え方について（素案）/P12/21行目「<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>」

すでに無断学習され、金銭的や精神的な被害を受けているクリエイターなどが日に日に増えています。中にはAI生成利用者がクリエイターに対して殺害予告や自殺教唆をほのめかすAI生成物をネットに公開するなど明らかに害をなす人が増えています。その害をなしている人の殆どがAI生成は法規制されていないということで害をなしているので、クリエイターに寄り添った法規制を望みます

●受付番号 185001345000000590

とりあえず、クリエイター側に不利にならないよう、AI に限らず今後新たな技術についても柔軟な制度を作っていただきたいです。それを利用して大した苦労もしないでお金を儲けることが横行するのだけはやめていただきたいです。

役人だけではなく、有識者を交えた議論をお願いします。

●受付番号 185001345000000591

「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とした行為」という法律 30 条の 4 の定義が曖昧に思えます。曖昧と柔軟は違うと思います。現状では規定されたものとしていると言ひ張れば権利制限の対象となってしまうのではないか?思想又は感情の享受を目的としていると証明する事は非常に難しく、圧倒的に生成 AI を利用する側が有利になっていると感じました。もっと客観的な定義をお願いしたいです。

いくら生成 AI が便利だから、儲かるからと優遇してもそれは人間の能力を向上させる事にも守る事にも繋がりません。このままでは日本が世界に誇れる物は無くなるのではないかと危惧しています。守るべき物が何なのか、今一度ご一考ください。

●受付番号 185001345000000592

3-(1)

著作権侵害をしている生成 AI を使うべきではない
AI を使うなら著作権侵害をしないクリーンなデータのみで作られたものを使うべき
生成 AI で作られたようなパクリゲームみたいなものの存在も出てきている
日本は他の国に類を見ないほどコンテンツが豊富でそれらを守りそれらで利益を上げてい
くべきだから著作権侵害 AI を使うべきではない 著作権を守り人間の権利を守れ

●受付番号 185001345000000593

48歳、個人事業主として23年間イラストレーターをしてきたものです。

まず、私はAIに否定的です。

昨今、AIによるクリエイティブ分野の技術浸透は、良い面もあり悪い面も顕著です。

『イラストレーターとしての』私個人の見解を乱雑ではございますが如何にまとめてみます。

良い点

- ・単純作業の簡略化
- ・作業のスピード化

悪い点

- ・著作権侵害の可能性
- ・誰でも絵が作れる
- ・創作意欲の低下

良い点として上げた作業効率に関しては、AIを使用することにより、例えばいつも使い慣れたテクスチャ（柄）などを若干変形させる等の細かい作業を簡略化させることができます。また、そういった単純作業をAIに任せることで、時間の短縮が可能になります。

悪い点として上げた、著作権に関しては、AIはそもそもインターネット上から無作為に収集した既存のイラストを無断で学習することによって現在の表現レベルまで到達しています。中には特定の作家を狙い撃ちにし、その作品を集中的に学習させることによって、特定の作家が描くイラストと遜色のないような、あるいは完全模倣のような作品を作り出すことも現在は行われております。これは欧米で大きな問題を起こしています。

また、このように誰もが簡単にプロ並み、それ以上のイラストを簡単に作成することができ、それにより金銭利益を得る人間も存在します。

プロの絵描きは一枚の絵に何時間、何日も費やし、やっと完成させるのですが、筆にすら触れたことのない絵のノウハウなど微塵も理解していない人間が、たった数秒でプロの絵描きが積み上げてきた絵を勝手に学習させたAIによって、それを超えるような作品を入れ、さらにそれを販売し利益を得ているのです。

これは、良く絵描きの既得権益のように語られますが、まったく違います。

例えばプロ野球選手が努力してプロになることと同じです。誰もがプロ野球選手になれるわけではないのです。

こうやって、他人のイラストを収集し、勝手に学習させ、一定のレベルの絵を短時間で何枚...何百枚も出力する。さらに法律が許すからとそれを売って利益を得る。

もしこれをこのまま許せば、世の中に同じような絵が氾濫し、やがて絵を描く人間はいなくなってしまいます。描けば盗まれ、盗んだ人々によって仕事を奪われるからです。

日本はアニメ大国であり、世界でも日本ティストのイラストは大人気です。これは、長い

間日本人が努力の上に築き上げてきた文化と言う名の宝です。

このまま AI を野放しにすれば、この文化は必ず廃れてしまうと思います。

AI による著作権の問題は、日本だけで法律による規制をすればいいのではありません。仮に日本だけで法規制しても、他国の収奪を野放しにすればそれは同じことです。ですから、是非とも世界各国とよく話してほしいです。

しかしながら、AI を完全に止めるすることはできませんし、私としても共存していく時代を考えなくてはならないのも事実です。

そこで提案です。

AI によって出力されたイラストやその他作品には、AI ツールの仕様記載を義務付けるのはいかがでしょう。虚偽には罰則も必要です。偽ブランド品のような扱いになるでしょうか....。

また、AI 作成ツールを運営する会社に対して、DNA 鑑定のように、出力された作品には AI で作成された軌跡を義務化させる方針なども良いかと思います。

どちらにせよ、著作権の保護、クリエイターの利益、クリエイターをしっかりと守っていただきたいです。クリエイターは日本の宝のはずですから。

長々と失礼いたしましたが、日本が誇る文化、是非とも守っていただきたいです。

●受付番号 185001345000000594

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」(p.12～)について、意見を表明いたします。

クリエイターの懸念として挙げられているように、現状の生成AIでは、イラスト・文章にかかわらず、既存の著作物を許可なくデータセットとして用いるものが多く存在しており、著作権者が不利益を被る仕組みとなっております。

また、特にイラストの生成AIにおいては、影響元の作家が推測出来てしまうような形での生成物も少なくないことから、類似性が高く、既存のクリエイターの利益を侵害しうると考えられます。

生成AIと学習元との権利関係をクリーンなものとすることが必要だと思います。

無断学習の規制・無断学習による生成AI作品の販売規制・オプトイン（事前に権利者の許諾を求める）方式の義務化など、学習元の権利者を守る法整備を行っていただきますよう強くお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000595

AI の学習データ利用、訓練データの利用についてはあまり制限を設けるべきではないと思います。

また、ある程度の学習データを公共財としてあまねくアクセス、利用できるような共有財とできるようになるといいとおもっています。学習データを少数の企業に独占されるような事態は良くないので。

●受付番号 185001345000000596

新しい技術が発明し、人々の生活が変化するごとに、それに伴う法整備が不可欠となる。自動車が発明された当時、運転免許や交通ルールはなかった。ゆえに子供でも運転できたり、道路をどのように、どんな速度でも走って良かった。だがそれでは危険で、人も死ぬ。「自由な運転」と引き換えに免許や道路交通法の整備が行われ、人々は「安全な運転」を手に入れた。

写真についても同様のことが言える。発明された当初、肖像権や盗撮などといった概念は存在しなかった。だが、他人の、それも見られたくないようなものを勝手に撮影することは良くないことだと周知され、肖像権が周知され、盗撮は犯罪となった。1980年代までの国内の雑誌を読むと、平然と盗撮した写真が「読者投稿」として掲載されていた。写真が発明されたのが19世紀前半だと考えると、100年あまりも法整備が遅れていたことになる。

翻って、AIはどうであろうか。すでに多数のAIが違法なデータを学習元に含んでいるのは明白になっている。そして多くのクリエイター、日本文化を支えてきた先達たちが「自分の作品を許可なく学習させないでくれ」と訴えている。しかし、こうした訴えがAI製作者・利用者側から完全に無視されているのが実情だ。そして違法な、無許可なデータから作成した「違法で無許可な」AI作品が、安価なコストから跋扈し無法地帯となっている。

写真と同じ轍を踏んではならない。AIも今後、我々の生活に無くてはならないものになる技術であろう。だがそれは、適正で安全に使える法整備が伴つてのことである。特に日本文化を支えてきたのは、トップレベルから末端までのクリエイター層の厚みに他ならない。この層が、違法で無許可なAIの氾濫によって創作への意欲を失ってしまうのは、大きいなる損失である。

日本政府がAIに新たな可能性を見出しているのは理解するが、やはりそれは、適正な法整備と、クリエイターに害を為さない安全性を伴つて然るべきである。

●受付番号 185001345000000597

イラストや声、姿を生成AIに学習の目的で無許可に切り取り、学習させるという行動、発案には反対です。

イラストレーターなど創作活動を行う者たちへの冒涜と言って良いと思います。いま手軽に創作物を生成AIに学習させ、『AI絵師』を名乗り、それらを商品として金銭が発生するようなやり取りを実際にやってるものが非常に多くいます。

これらの活動家は創作家が創作活動を行って、周囲に認められる為の何千何万という時間・過程の数万分の1も理解しようとすらしていません。

いわば手柄の横取りです。そういった人間を作るような発案ならば生成AI自体に非常に重い制約を与えるべきです。

これら創作活動を行うものはプロとして金銭を受け取っています。

こういった軽はずみな言動は断固として却下されるべきです。

ワンピースの絵柄でドラゴンボールのようなストーリーを生成AIが作る事も可能でしょう。それらをグッズ化し、金銭を得ようとする事は極めて悪質なものです。

いち創作活動をしているものとして断固として「学習の為の切り取りは著作権侵害にはならない」という点に反対致します

●受付番号 185001345000000598

フリーランスでイラストレーターをしている者です。

生成AIの悪用により、悲惨な思いをされているクリエイター様を沢山目の当たりにしてきました。

このままでは、私たちクリエイターは創作活動を行うことができません。

どうか、意見に耳を傾けて一刻も早い法整備をお願い致します。

生成AIでの無断学習、生成物の販売行為は、クリエイターへの侮辱です。

クリエイターは研究や研鑽を重ね、長い年月をかけて技術を習得しています。

その努力の結晶ともいえる成果物を、生成AIに無断で学習させ、販売して収益を得る行為はどう考えても納得がいきません。

例え手直しを加えているとしても、それは盗作に他なりません。

生成AIは泥棒と同じです。他人のものを盗み商売をしているのです。

そして、法律が追いついていないことをいいことに目に余る盗作行為が横行しています。

中には作品を盗用、販売されたと訴える原作者様に暴言を投げかけ、殺害予告までする輩も見かけました。

生成AIによる無断学習を認めない法整備を早急にお願い致します。

日本が誇る大衆文化を創造し続けているクリエイター達をどうか守ってください。

●受付番号 185001345000000599

AI と著作権に関する考え方について（素案）

3. 生成 AI の技術的な背景について

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について内において、1. 現存するアーティストの氏名等を指定したプロンプト等による生成指示を拒否する技術。とあるが、それらの条件付けを実行する場合、学習に用いたデータセットの中に目的とするアーティストのデータが存在しなければ生成指示の拒否はそもそもできないのではないか。そうであるならば、拒否された以外の生成指示においてはどうアーティストのデータを使用していることになり、そもそも不正に取得したデータを継続して使用するための方便にしかきこえない。そうでないのなら、データセット内の明示、アーティストの同意の有無とその確認、取得先の参照を行えるようにすることは最低限必要と考える。

5. 各論点について

そもそも個人の作品を制作者の同意なく学習させ、生成に利用するのは窃盗に当たると考えられる。

窃盗罪は我が国においては

- 1.他人の占有下にある財物を窃取したこと
- 2.不法領得の意思のもと行われたこと
- 3.窃取の事実があること

によって構成されるが、製作者の同意なく学習に用いた時点でこれら 3 要素に当てはまると考えられる。

上の理由によって今回提示された案に関して反対を提言する

●受付番号 185001345000000600

クリエイターの著作権や著作人格権などを AI 生成による悪用から保護していただきたいです。

以下、SNS でこのような例を目にしました。

とあるイラストレーターの作品を、作者に無断で第三者が AI 学習に使用しています。

この第三者は、イラストレーターの作品に類似する AI 画像を使用して、実績を偽る、自殺教唆をするなどの行為を行っています。

クリエイターの著作権などが保護されなければ、このように AI 画像によってクリエイターの評判や人格が攻撃される可能性があります。

このようなことが起こらないように、保護していただきたいです。

●受付番号 185001345000000601

希望としては、AIで生成したものとそうでないものの区別が見る側にわかるようにしてほしいと思います。

懸念事項として、AIで生成したことを伏せて公表し利益を得ようすることや、個人で簡単にフェイク画像やデータを作ることが可能であり、技術の進歩によりそれらを見破ることが困難になる、などがあります。

今後、混乱を防ぐためにも厳しいルール作りをよろしくおねがいします。

●受付番号 185001345000000602

声優の声を無断で 449 キャラ、36 万音声ファイル、合計 581 時間、343GB ゲームからぶっこぬき、ばら撒いて声優のコピーを作ろうとしている動きがあるが、そういう無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する

●受付番号 185001345000000603

現在、イラストレーターの描きあげたイラストを勝手に学習させ
広告にしようしたり、売ったり、裸の画像を作るなど、やりたい放題です。
また、ヤフーオークションでは AI イラストを用いた
卑猥なキャラクターグッズが大量に売られています。（ポケモンや NARUTO のヒロイン
の裸体など）
もはや漫画村と同じです。
この問題は野放しにすればするほど手遅れになると考えております。
絵描きは減り、イラストを描くのもバカバカしくなり、いずれ日本のオタク産業は衰退す
るでしょう。現段階での AI 学習の危険性、早期規制は大事だと思っております。

●受付番号 185001345000000604

生成 AI が一般に使用されるようになって以降 X(Twitter) やインターネット掲示板等において、AI の学習元になった著作者が許可をしていないケース、AI 使用者の著作者に対する嫌がらせ、著作者が意図しない改変、表現が散見される。

学習元にされた著作者に対して権利の保護なく生成してきたコンテンツが、ただ乗りしてきた AI 使用者の便益になる事態は容認し難い。著作者に対してある種の強姦である。

AI 使用者の一部は悪質で著作物を作り上げる人間へのリスペクトもなく、大変腹立たしくさえ思う。

他人の作り出した著作物を無断で学習させ、著作権者本人の訴えに耳も貸さず他人の苦労にフリーライドしているような現状を国が追認するのは横暴だろう。

こうした事態が重なって筆を折った表現者を何人も見てきた。

AI 使用者の AI への指示と表現者の著作物の改変はかかる手間、時間において圧倒的に後者の方が多くなる。

AI への試行指示にまで著作権を認めるのは、創作行為の破壊にも等しく表現物保護の意味を考え直してほしい。

同じような反対意見も相当数上がってきてていると思うが、これまで、これからの中の反対意見を踏まえた上でこれからもスタンスが変わらないのであれば、指示するワード一つで柔軟に対応できる AI の方がよほど賢いのではないかと思う。

無能に税金を支払うくらいなら同じコストで AI でも使用した方がよほど能率的ではないですかね？

●受付番号 185001345000000605

現在普及している生成AI群はそのほとんどが学習元のイラスト等の著作権を持つクリエイターの許諾を得ず、またクリエイターへの還元もされない状態で学習が行われています。

それをよく思わないのは著作権者であるクリエイター各位のみならず節度とモラルを持つて創作物を楽しんでいる消費者側にも「その制作物がAIであるかどうか」の判別を強要する物です。

また、現在生成AIにより制作された画像が某投稿サイト等に大量に投稿される等があり、甚大な検索汚染が発生しています。

この検索汚染は学習元にされたクリエイターへの被害のみならず、インターネットを使用して画像資料を集めの場合に「その画像資料が正しい物であるか」の判断をしなければならず、誤った画像資料を引用してしまう場合があります。

また、悪質なユーザーによる金稼ぎの手段にもなっており、特定のイラストレーターの絵柄を模倣した画像等を大量に販売する等の行為が横行しており、またこれらはその特定のイラストレーターに対する明確な嫌がらせ行為等も含まれています。

私は「イラスト生成AI」という技術自体は素晴らしい物であるとは思いますが、元々誰かが作った物を学習元として使うのであれば、それは学習元の著作権者に対して適切な許諾を得るべき物であり、双方が納得を得た上で学習元とする必要があり、使用するユーザーも適切な節度、モラルを持って明確なルールを用意する必要があると考えます。

要約致します。

今現在普及している生成AIは節度とモラルを守っているクリエイター、消費者双方において非常に不愉快かつ有害な存在であり、悪質なコラージュ生成プログラムに過ぎません。

●受付番号 185001345000000606

現状でも AI 学習に使われることを拒否しているクリエイターの画像も無断で学習に使わ
れており、また、違法な画像も学習に使用されています。

学習に使用された画像が、その画像を作成したクリエイターに還元されるようなシステム
が作れない限り、一方的にクリエイターの権利が侵害されてしまいます。

クリエイターの権利が守られることを望みます。

●受付番号 185001345000000607

著作者の同意のない画像を生成 AI で学習元として取り込むことは違法とするべき。生成 AI への学習は個人利用の範囲を越えており、著作者の意志で拒否できるべき。
特定のイラストレーターの画像を学習させ、第三者から見て該当イラストレーターの作品と勘違いさせる画像を出力する行為は、該当イラストレーターへの加害行為である。
生成 AI への無許可学習とイラストレーターへの被害を止めてほしい。モラルと倫理のない AI 利用者が蔓延っている現状、生成 AI のせいで筆を折るイラストレーターは増える一方。クールジャパンなど夢のまた夢である。

●受付番号 185001345000000608

AI として取り込む情報が全て許可を得たものと証明出来るはずがありません。自身の利益を優先してたった一人でも許可がないものを AI が取り込んだ時点でそれは著作権が侵害されていると思います。

●受付番号 185001345000000609

AIを用いた技術を使っている人物、団体の学習元に対する倫理観のなさに危機感を覚える。

具体的には学習元の絵師に対する自殺教唆や、無許可でゲーム等からデータを抽出し声優のデータを得ようとする行為、賛否両論あるいは死んだ人物の歌唱データを作成するなど倫理観、ひいてはルールの作成が追いついていないことが問題である

そのため、学習元に対する人権、著作権などが確実に守られるようなあり方を求める

●受付番号 185001345000000610

そもそも誰かが作り出したものを切り貼りしたものを公共の場で扱うこと自体に問題があると思います。やれ、写真盗作に過敏だの、イラスト酷似に過敏だの言われているこの業界ですが、これ(AI)に限り自分のイメージを具現化していると錯覚している輩が多すぎるし、現にそれ(AI)による作り手への被害も多出しています。これも立派な盗作の類ですよ。そもそも、元(作り手)があってこそそのAIなのに元がおざなりになった先にあるものってなんなのでしょうか?かりに、この技術が広く普及した先にあるものはなんなのかをいまいち考てるようには思えません。なんのための線引きか、今一度考える必要が大いにあるかと具申します。

●受付番号 185001345000000611

特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」

こんな懸念のあることを推し進める意味がわかりません。日本が大事にしてきた創造という文化的価値が損なわれるようなことがあってはならないと思います。これを推し進めるに事によって誰かが不当に利益を得て誰かが大きな損失を被ることがなぜ分からないのか理解に苦します

●受付番号 185001345000000612

気になる記述が様々ありますが、特に気になるものを上げさせていただきます。

資料2 p10

ウ 生成AIが生成物を生成する機序の概略

生成AIでは、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成AIが学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

と記載があります。

しかし他人の絵を複数学習し、それを生成するにあたって学習データを複合させるのが生成AIの特徴です。(現に、手のパーツだけ、髪のパーツだけ、パーツごとに特定のアーティストのものに酷使して作成をされています)

よって、学習データの切り貼りではないとされるとの記述が、どのような根拠に基づいているのか分かりません。

その他の記載も含め、生成AIに対するリスク認識が、著作者と文化庁と掛け離れているように感じます。

また、許可なく生成AIの学習に使われないようにすることも大事ですが、無断あるいは悪質な手段で生成AIに学習させたユーザーの情報開示させる方式も取り入れるべきだと考えています。

生成AIの悪質な学習は、論文の剽窃や、著作権の侵害と同等に扱う事を求めます。また、悪質な学習の具体事例やそれに対するペナルティを明文化することも必要ではないでしょうか。

●受付番号 185001345000000613

生成 ai への法的整備をお願いします。

現状無制限で他者の作品を取り込み書き出すことができ、作品の盗用、悪用、著作権のロンダリングが行われています。

また、先日の岸田総理の動画のように有名人などの写真を加工しディープフェイクやポルノなども作成されています。

漫画作品を取り込み改変して書き出すことで内容を無料公開できる、映画など映像作品も同様で一次で創作したものが一手間 ai を加えその ai 作者のものに塗り替えられる可能性もあります。

他国では訴訟も進んでおり、アーティストや役者のストライキも起こっています。

いち早く法整備をしなければ、我が国の守るべき作家や企業の制作物が第三者に利用されてしまします。

●受付番号 185001345000000614

著作権を所持していない作品を AI に学習させて使用し、作品を作ることは著作権の侵害と捉えて問題ないと考える。

AI に学習させても良いものは著作権を所持しているものに限るべきだ。

●受付番号 185001345000000615

配布 PDF 10 ページ目後半、11 ページ頭に記載のある、

「学習データは切り貼りではないとされる」事について、すでに著作者に無断で使用し、また元の特定が困難なように切り貼りした悪質な例があります。

この一文を読んで、我が国のリテラシーは相当低い水準にあり、著作者や文化を継続して保護しようという気はないのではないかと疑ってしまいます。

まず国として、活動しているすべての作家、これから作家を目指そうという現実のクリエイターを手助けしようという姿勢をぜひ見せていただくたく思います。

無断使用したデータを用いて大量の模倣品を作り、著作者の業務を妨害しているとしか思えない使い方も SNS 上ではたびたび問題となり、炎上という形で目にします。

著名人の顔や音声を AI で置き換え、当人とは異なる主義主張を吹聴し、中には政治の中核にある人物になりすまし、国家間の混乱まで招きかねない悪質な例も散見されます。

著名人に限らず、写真や映像データを無断で使用された場合、身も蓋も無い誹謗中傷や批判にさらされ、プライバシーの侵害や身体に危害が及ぶ事件事故に巻き込まれる可能性が大きくなります。

技術の発展はめざましく、しかし、それを用いる一部の人間は非常に狡猾です。心血を注いで作り上げた作品を、文化を、無断で盗用されてしまう、なおかつ著作者になんの配慮もされない、作家も作品の安全も保証されない、そんな現在の市場はそもそも異常です。

さらに犯罪は多様化し、芸術・文化のみならず、現実の一般個人への攻撃も容易になってしまうと不安を覚えています。

●受付番号 185001345000000616

AI 学習機能の悪用(悪用と意図したものでなくとも)でクリエイターさんやプロの皆様が作った作品を無断で AI 学習に使ってしまう現状は早急に改善すべきです。生成物は切り貼りではないといった記載がありましたが一部が取り込まれた作品そのままだった場合(酷似レベルであっても)それは実質、従来アウトであるとされてきた「パクリ」に他ならないものであり、法律の言い回しを変えたところで本質は変わりません。素人ですが今回の内容は「パクリにお墨付きを与える」ものに見えます。法整備はまず現在活動しているプロ、アマ両方のクリエイターの皆さん的作品、権利が侵害されないようにする点から始めてください。クールジャパンと呼ばれるこの文化の土台は裾野の広さにあるんじゃないですか、クリエイターさんたちが皆筆を折るような環境を作ったらクールジャパン滅びますよ。

●受付番号 185001345000000617

(個人)

・ 5 (1) について

海賊版についてはAIや学習のみにかかわらず、その存在自体が問題であり、特にAIに限った著作権法での対策をするものではないのではないか。海賊版を規制していくべきおのずとAIの学習に関しても解消されるものであり、本ガイドライン案の検討には馴染まないのではないか。

・ 5 (2) について

AI利用者は学習段階の大量の画像の全てを把握することはできない。そのため知らない画像に類似しても気づくことはできない。ここでAIに学習がされていたことを理由に依拠性が認められて侵害を問われるとなると、AI使用者の注意で回避できない。

このためAI使用者は避ける手段がなく侵害を問われるリスクを背負うことになり、実質的にAIの使用が困難となる。このためAIに類似した画像が学習されていたことのみをもって依拠性があるとするのは問題があるのではないか。

・ 5 (3) について

AI生成物の著作物性について、指示・入力⇒生成⇒選択⇒加筆修正の過程が想定されているが、実製作現場ではAIを使わない創作と同じくある程度描き進めて、画像の一部をAIに加筆修正させるような使い方がされている。これは既存の画像フィルタやテクスチャとなんら変わらない使い方で、このような場合は著作物性があるといえる。

指示入力に自身による画像が含まれる場合は著作物性を認めるなどをガイドラインに記載すれば、そのような製作に無用な攻撃的な言葉が投げられることがなくなるのではないか。

●受付番号 185001345000000618

3.生成AIの技術的な背景について(1)生成AIについて(ウ)の、「生成AIでは、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成AIが学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる」とありますが、生成AI生成物に企業ロゴ、サイン、版権キャラクター等が意図せず出てしまう点で切り貼りである思います。

●受付番号 185001345000000619

学習に関しては学習されない権利の保証を強くお願いしたい。財産を奪うことは罪になるのに知的財産となると罪にならないのはなぜ？

クールジャパンを謳うのであれば、知的財産を保証する土台を作ることが大事。盗まれるのがわかっていて、研鑽する人はいません。

●受付番号 185001345000000620

AI の技術に人間の論理が追いついてないのでは無いと思います。悪用する人が目立つてるように感じますが、楽しませるような使い方をしてる人もいるので少し規制をかけたり高値にして簡単に手が出せないようにしたりしたら良いのでは無いかと思います。素人意見ですが 18 禁にするとか。

それとは別に AI のようなインターネットの技術や取り扱い方を学校で教えて欲しいです。

●受付番号 185001345000000621

生成 AI によるイラストや写真のデータ学習は著作権の侵害にあたると考えております。イラストに用いられる技法、写真の構図やアングルの工夫など、個人個人が修練を積んだ上で成り立つものであり、それそのものがイラストレーターや写真家の売りになります。生成 AI のデータとして提供する意思があるならば良いですが、そうでない場合はその売りが失われる事となります。

似た事例と考えていますのが、シャインマスカットで、その種子が海外に持ち出されて大量に育てられる事で、ブランド価値の低下、国外のものを同一視されて全体的な質の低下を招いています。勿論、国外にて勝手に栽培する事自体が違法となる訳ですが、生成 AI についても同様だと考えています。

技術の発展は素晴らしい事ではありますが、車が作られた頃に車に関する法律が無かったように、今は AI に関する法が無い状態です。生成 AI をクリーンに使えるようにする為にも、多くの意見の上で新たな法を作つて頂く事を切に望みます。

●受付番号 185001345000000622

今回、パブリック・コメントが出ていたので、意見を送らせていただきます。

学習元の著作物の保護を今まで以上に強化してください。

現在、日に日に AI と著作物における議論が苛烈になっております。

その理由は、AI を利用する上での、「学習元への配慮の欠如」が原因だと思います。

実際、海外では AI が原因でボイコットが起きる等のトラブルが起きており、また AI を利用してデマや不適切な捏造がインターネット上において拡散されてしまう事態も起きております。

この「学習元」というのは、著作物だけではなく、芸能人や一般人、果てにはまだ年端もない子供も当てはまります。

本人に了承を得て AI に学習をさせているならともかく、大半の AI 利用者は学習元になつた人物へ了承を取る、なんてことはしておりません。

実際、アニメ・ゲームのキャラクターボイスを無断で学習させて利益を得ようと企む者が通販サイト等で散見されます。

また、生成 AI の普及がされるまで、インターネットにおいて検索サイトで画像検索をした検索者が出所や利用規約を確認しないまま、無断使用をする場面が頻発していたように利用者が必ずしも「学習元」を考慮してしようするとは考えにくいです。

今後の利用を考えるのであれば、学習元の保護を今まで以上に強化してください。

そうでなければ、皆 AI に学習されたくないよう対処をし出して AI の学習すらままならなくなり、AI の発展そのものすらできなくなります。

発展を望むならまずは発展の源を保護してください。

●受付番号 185001345000000623

クリエイティブ系、その他問わず作者本人の保有する権利を全て無視し、無断で利用する行為

クリエイティブ界、ひいては日本を問わず世界の個々人の財産であるインターネット上の画像の数々を無許可で使用する行為

無断で利用し、排出される生成 AI により今後のクリエイティブ界、その他問わず市場の今後の利益を損なう行為

少なくとも上記の損失を伴う損益等が見受けられる生成 AI への法改正、もしくは使用を制限する措置を要請します

●受付番号 185001345000000624

生成 AI によって不利益を被っているイラストレーターの方々が多数いらっしゃいます
現状、生成 AI は倫理観に欠ける人間による不当な搾取の道具としか考えられない状態で
す
速やかな法整備と規制を求めます

●受付番号 185001345000000625

現在流通している生成 AI はどれも特定の絵師の創作的表現が共通する作品群として絵柄が再現される学習を行っています。30 条の 4 の享受目的ありの例に該当しており、この件についてほとんど触れられていません。

生成 AI の学習に対して「通常、学習データの切り貼りではない」と述べられているが、著作権元が許可を出でていないにも関わらず出回っており、無数のデータから特徴を抜き出しているため切り貼りにあたる。自分の手で一から生み出したものを無断で、利用料もなく、許可や相談も一切無しに利用されるということは、創作者の尊厳を踏みにじるような行為である。そしてまたそれを認める方針に反対する。

●受付番号 185001345000000626

技術的側面で言えば、凄いものだなとは思います。

しかしながら、例えば著作物、創作物等、個々人が生み出した作品は、それまでの努力や経験があつてこそそのものです。それを奪うように学習、出力して、自分の作品ですが？と言う顔をする人間が一定数いるのは事実です。

その各人達が血の滲むような努力をして来たものを、横からひょいと出て来て持っていくてしまう者がいる以上、規制は絶対に必要だと考えます。AIが学習したそれは、誰かが生み出した著作物なので。著作物を奪って生み出した著作物には、何の権利も与えられるべきではありません。

生成AIに於いては、学習用の素材のみ使用を可能とするなど、きっちりしたルールを設けるべきです。人の創作物に手を出すような真似をさせないでください。

●受付番号 185001345000000627

AI 学習を目的としてサーバー内で収集された作品の権利の所在について、学習元の作品の権利はあくまで製作者にあるとすべきであり、AI 生成作品の立場を優位にする解釈を可能にする制度は望ましくないと考えます。

望ましくないとはいっても、技術発展によって作品と AI の境界は明確に整うことがあるならば、その限りではないとも思います。

それまでどうか人のてによる作品の権利を守って欲しいです。

●受付番号 185001345000000628

3. (1) 生成 AIについて

生成 AI から出力されるものは学習データの切り貼りではないと記載されていますが、サインなどがそのまま出力されている例もあるためその記載は誤りです。また、厳密には切り貼りでないとしても学習元となったデータは無断で利用されている場合が多く、これは著作者の権利の侵害であります。その上学習元が記載されていないケースもある事が悪質であり、これは悪意ある盗作の隠蔽ではありませんか。

AI は先進技術であり今後の産業の手助けとなるでしょうが、イラストや漫画は我が国の貴重な財であり、世界の中でも抜きん出ています。慎重な検討をどうぞよろしくお願いします。

●受付番号 185001345000000629

生成 AI の規制チャット gpt の規制 AI を使った盗作などを取り締まる法律などを早く制定すべき

●受付番号 185001345000000630

前提となる著作権法の考え方は、著作物それ自体の存在に依拠しており、現代という時代状況に対応できなくなっていると考えます。例えば文章のファスティエーシュや絵柄の精密な模倣は、個人が時間をかけ習得する技術でした。AIはそれよりも数段正確に、そして何より高速かつ大量に模倣することができます。筆跡や絵柄は著作物ではありません。しかし、技術の習得すら必要なく、高度な模倣を可能にするAIはその絵柄や筆跡のオリジナルであった作者が著作から利益を得ることはおろか、原著作者としての存在も危うくされます。大量の模倣生成物に埋もれてしまうからです。

現に無断で模倣された「よく見かける絵柄」のAIイラストがイラスト投稿サイトに氾濫し、人間の技術によるイラストが埋もれてしまうという事態が発生し、多くのサイトでAIイラストを別枠にしたり禁止する動きが始まっています。サイト単体の話であればともかく、自分のイラストそっくりの絵が世の中にデッドコピーされ続ける作者の問題は何も解決していません。明確な被害者が存在するのに、著作権ではこれらの状況に対応できないのではないかでしょうか。それは人が、人のスピードで生み出す著作物が著作権の根底的な依拠先だからではないでしょうか。

これまで著作者はさまざまな技術を研鑽し、それにより著作物を生み出してきました。しかし、AI生成を利用する人の中には、そういった技術を全く持たないまま精製物を濫造し世の中に放流する方が少なくありません。明確に、元の絵柄を持つ作者を名指しでターゲットにして、害意を言葉で表現しながらAI生成を行う人もSNSでは表れています。この状況が繰り返されれば人間の作者と、あらゆる創作技術は絶えてしまうでしょう。

どうか、現在の状況に即した、新たな概念の文化保護を検討していただきたい。

●受付番号 185001345000000631

今回の AI と著作権の考えにつきまして。

直接的とは言い難くも似た例題として、今年 1 月にポケットペア社より発売された
パルワールドというゲームを上げさせていただきます。

日本国内でなく海外でも大きな反響を呼ぶと共に、大きな疑惑と騒動を起こす事にもなりました。

原因としては既存の有名ゲームのシステムを主軸にした上で、任天堂社のポケットモンスターに登場するキャラクターに著しい類似性を多数ゲーム内に登場させ、炎上商法まがいの方法でのセールを行ったことに寄ります。

本来であればそういった炎上商法は淘汰されるのが常ですが、世の移り変わりや若い世代のモラルの低下により「訴えられなければ問題ない」「デザインやアイデアの窃盗があっても面白ければ問題が無い」といったユーザーの声により問題はなし崩し的にされてしまっているのが現状です。

そんな中、今回のような AI の導入を行えばどうなるでしょうか？

多大な労力を払ってクリエイティブな成果物が保護されず、軒並み著作権ロングリングまがいの方法でコピーされてしまっては「0 から 1」を生み出すクリエイターは滅びてしまうのは火を見るよりも明らかです。

末席のクリエイターの一人として、賢明なるご判断を頂けると幸いです。

●受付番号 185001345000000632

5. (1) ア (ア)

平成 30 年時点では著作物市場への影響は少なかったが、現在は生成 AI を使用した企業が炎上するなどの問題が少なくなく、また著作権者の利益だけでなく名誉を害する生成物も多く存在している。これは著作物市場に大きく且つ歓迎されない形で影響を与えていているといえる。

(イ)

技術開発のための AI と生成 AI は AI が使用されているという点においては共通するが、使用目的や問題となっている事象においては別物である。その際たる証拠として、これまで技術開発のために使用された AI では起り得なかった「特定の人物への名誉毀損を目的とした行為」「デマの横行や民衆を混乱させる生成物の公開」「営業妨害になりうる生成物の公開」などが発生し、この意見募集もそれらを受けて行われていると判断する。よってこの 2 つを同列に扱うこと自体に疑問がある。

イ (イ)

生成 AI の学習のみなら思想や感情の享受に当たらないこととなるが、生成 AI が生み出した生成物は技術開発のための実験として扱われることよりも、思想や感情の享受を目的とする行為の方が現時点では想起しやすい。ChatGPT に対する民衆の反応がそれに値するを考える。これは 2. (2) の最終項にある「仮に主たる...適応はないものと考えられる。」の文章に当てはまり法第 30 条の 4 の適応対象外になり得る。

ウ

現在問題に上がりやすいのは無断学習という行為である。それは著作権者が公開した著作物を想定しない範囲での使用となり学習自体に不快感を覚える者も存在する（以前より想定外の使用法として無断転載が存在するが、その行為でも多くの著作権者は不快に感じている）。だが著作物を学習する際に著作権者が学習を許可すればこの問題は解消される。

そもそも著作物市場では想定範囲外の使用をする場合は制作者や著作物者に許可を求めることが一般的である（ただしこれは私見に基づく意見である）（市場外で行われる所謂二次創作などは許可を求めず著作権者に迷惑をかけないように留意し著作権者の厚意で成り立っている）。生成されたものを問題視することも重要だが、著作権者を保護することはより重要なことではないだろうか。

エ (イ)

類似するアイデア等が生成される際に、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまう事態を「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当する意に賛成である。加えて特定のクリエイターや著作物の名誉毀損が生じる場合も該当すると考える。

カ (エ)

学習済みモデルは学習データである著作物と類似しないものを生成すると仮定した場合においても、使用者の意向によっては学習データである著作物と類似性のある生成物を生成する。その場合は著作物の創作的表現が当該学習済みモデルに残存しているといえるのではないだろうか。

素案項目にないその他意見

生成 AI の台頭によって技術の進歩に感銘を受けた人も多い。だが同時にその技術に利用された、またはその技術を使用する人による悪質な嫌がらせや生成 AI に関連のない人までもが不利益を被るような誹謗中傷が飛び交うこともまた事実だ。生成 AI によって進歩した文化を歓迎することも重要かもしれないが、それ以上に生成 AI によって心を痛める人や特にクリエイターを保護することはより重要である。そして人の手によって生み出される創作物は他人を不当に害するものであってはならない。

●受付番号 185001345000000633

本業でグラフィックデザイナー、副業で漫画家をしています。

上記の仕事をするにあたってイラストや写真加工等において、AI生成は非常に手軽で便利な技術であり、これから「当たり前」になっていくものかと感じております。

実際、AdobePhotoshopなどで簡単なワードを入力するだけで必要な画像を生成できるようになり、これまでに何時間もかかっていた作業を大幅に短縮することができる等、色々な面で役立っています。

しかし、あまりにも手軽に精度の高い物が生成できることもあり、使用に関してルールの整っていない環境、私の身近でいえばSNSやイラスト投稿サイトにおいては、無断で画像生成の素材にイラストを使用されたり、イラストを描いた本人になりすまして仕事を受けたり報酬を得たりするなどの不当な行為を多く見かけます。

また、AI生成についてその利便性ばかりが先行し、著作権や使用ルールについての認識が無いまま使用する人が続出しており、「簡単に欲しいものが手に入る」という間違った常識が出来上がりつつあるように思います。

これはイラストや写真の製作者本人にとってはなんのメリットもないどころか、仕事や信用を奪われる、憂慮すべき事態です。

現状、AI生成について法的ルールが十分に整っていないため、無断で制作物を生成の素材にされた側の人はほとんど泣き寝入り状態です。

AI技術については全面的に禁止にする必要はなく、上手く付き合っていくべきではあります。

そのためにも、AI生成への利用の可否の確認、素材元への還元、交渉の場などの整備。AIの技術制作側も生成されたものがAI生成かどうか判別するための技術の開発。

何より無断使用等による明確な罰則を設け、AI生成の利用にはそれ相応のリスクがあり、慎重に扱わなければならないという認識を世間の常識として認知させるべきです。

手軽すぎるが故に、大元の製作者・クリエイターの努力や磨いてきた技術が軽んじられるようなことがあっては絶対にいけません。

現在の環境が今後も許されてしまうようであれば、文化は衰退します。

日本が世界に誇れる武器に漫画やアニメなどのサブカルチャーを推すのであれば、その文化を守り、発展させるためにも、早急に対応すべきと思います。

何卒、よろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000000634

生成AIが今後個人クリエイターの作品を模倣していく未来しか見えません。反対です。

●受付番号 185001345000000635

「(1) 学習・開発段階」について

AIに学習させる際に、他者の著作物のデータが勝手に収集される事が無いよう、制度的・技術的に確実な対策を施して欲しいと考えます。

●受付番号 185001345000000636

--
1. はじめに について

生成 AI は AI 技術の一部分というように読み取れるが、そもそも AI 技術とは何なのかが曖昧であるので、明確にしてほしい。（電卓プログラムは AI ののか？）

--
2. 検討の前提として

（1）従来の著作権法の考え方との整合性について について

「生成 AI の生成・利用段階において、インターネット上で提供される生成 AI サービスが、我が国内のユーザーに向けて既存の著作物等を含む生成物を公衆送信していること」

ここでいう「インターネット上で提供される生成 AI サービス」が提供されているサーバーは国内外を問わないかが分かりにくいので、明記して欲しい。

（2）AI と著作権の関係に関する従来の整理 について

ウ について

「享受」の意味を広辞苑ではなく判例から引用し、解釈して欲しい。

この「享受」は「5. 各論点について」内でも重要なとなるので、判例（できれば最高裁判例）に依るべき。

--
3. 生成 AI の技術的な背景について

（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について について

「プロンプト」という一般的ではない単語が突然現れているので、この段階で説明が必要。

「クローラ」等についても同様。

--
5. 各論点について

（1）学習・開発段階

ウ について

例えば、画像に特化した RAG において、RAG が著作物の内容をある程度縮小して表示する場合（例えば Google 画像検索の結果でサムネイルが表示される）はどう判断できるかを例示して欲しい。

エ について

（ア）について、「あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するか」だが、これは著作権者の利益の範囲としては広範すぎると考える。将来の潜在的販路を正確に推測することは極めて困難で、逆に見積もろうと思えばいくらでも多く見積もることができる。

せいぜい、観測可能な現在においてどの程度販路を阻害しているか(それも具体的なもの)だけを考慮すべき。

(2) 生成・利用段階

ウ について

「AI 生成物と既存の著作物との類似性の高さ等の間接事実により依拠性が推認される」とあるが、「AI 生成物と既存の著作物との類似性の高さ」以外にどのような要素があるのか?

また、AI 利用者にとって「当該生成 AI の開発に用いられた学習データに当該著作物が含まれていないこと」を証明することは極めて困難である。もし AI 開発者に対して学習データの開示を出来なかった場合、学習データにアクセスできず、依拠性を否定できない。仮にアクセス出来たとして、極めて膨大なデータ全てから当該著作物が無いか検索するのは極めて時間がかかる（さらに学習データは元のデータに追加の処理が施されて作られる事も多く、それを考慮しながら当該著作物が無いかを探さなくてはならない）。

もし「AI 生成物と既存の著作物との類似性の高さ」だけで依拠性が推認されるなら、依拠性の否定は事実上不可能であるので、AI 利用者は実質的に類似性のみで著作権侵害が判断されることになる。その場合、生成物が自身の全く知らない物と類似し著作権侵害となるリスクがあるため、生成 AI 利用それ自体が避けられてしまうだろう。

●受付番号 18500134500000637

4. 関係者からの様々な懸念の声について

- (1) SNS などで画像生成 AI を用いてイラストレーターの作品を学習し、公へ公開。を行う悪質ないやがらせ行為が散見されております。
また、影響は日本国内にとどまらず海外イラストレータも被害を受けていることが X (旧 Twitter) などで報告されています。

上記 2 点を踏まえ、今後生成 AI は個人ではなく国家へ向けて使用されることを危惧しています。

選挙活動や外交、戦争などで事実とは異なる実写とよく類似している画像、映像、音声が公開され、最悪の事態では個人が生成したものが国家崩壊を招くことが予測されます。また、国家崩壊だけでなく壊滅的な核戦争への発展も予測されます。

■意見

上記壊滅を避けるため、私は生成AIを国家資格とすることを具申します。

画像、高度文章、音声生成 AI を高度 AI と定め資格を持つ人のみが使用すること可能となります。

前提として、資格保有者が使用することができるデータセットはクリーンなものであることが大原則です。

生成 AI と国家資格を連携し生成物に電子透かしを付与することを義務付け

生成物の追跡を現在よりも格段に容易にし、警察機関の捜査も容易となります。

また、現在生成 AI を使用する人々は先の AI を悪用する人によって迫害まがいの状況にあります。

それらを打破するのにも国家資格として悪質な行為を行わないことを明言し、

データセットがクリーンであることをアピールすることでAI使用者=悪者といった構図をある程度緩和できると考えます。

クリーンなデータセットについて。

国を挙げてデータセットに必要なパラメータを投稿できるサービスを開始します。

投稿量、種類に応じて現金または相当するものを対価として支払うことで現在のクリエーターの保護を狙います。

資格保持者へは毎年又は数年ごとに資格保有料を支払わせることで対価資金の捻出も可能と推測します。

また、セキュリティに関しては強化されたマイナンバーや日本国籍を用いることで堅牢な

セキュリティとなるでしょう。

また、これらの活動を日本国内のみならず海外へ波及させ現状の保護と AI 使用者の保護を行うことが可能となるでしょう。

以上です。

お読みいただきありがとうございました。

●受付番号 185001345000000638

私の描いたイラストが無断で使われて私の絵とそっくりのイラストで他人がお金儲けするのは許せません。

私がたくさん時間をかけて利用者の方との案を擦り合わせて作った魂をいきなり来た AI なんかに取られて、それをでも規制する法律がないからで泣き寝入りなんて出来ません。 絵柄も著作権だと思います。何卒よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000639

学習データは切り貼りではないとされるとあります、
誰かが一生懸命、手を痛めながら睡眠時間を削りながら汗水垂らしながら描いたイラスト
が無断で転載、挙句の果てには金儲けに使われて傷ついているのが現状です。
A I 生成も手軽で便利かもしれません、傷ついている人の気持ちを無視してまで優先すべきものではないと思います。
その上写真も使われていると聞きました。プライバシーや肖像権の侵害にもなりますし、
やはり人の手を加えず機械で真似事だけで作ったものでは限界があるのではないかでしょうか。

●受付番号 185001345000000640

秋田県でイラストレーターとして活動をしている個人です。

AI 自体に大きな不満はありませんが、それを使用する側のモラルが欠如している(悪用ばかりしている)と強く感じる場面を X/twitter の投稿で多く見かけました。

特に、イラストレーター本人の価値を下げる AI イラストには憤りを感じます。例として、児童ポルノや自殺ほう助に該当する AI 作品を、あたかもイラストレーター本人が描いたかのように偽る、またはそれをうたい文句として金銭を要求する AI 使用者がいます。

私個人の意見としましては、AI を使用する人に対する法を主に整備していただきたいと思っています。

クリエイターが不利益を被らず、AI イラストを金銭目的で悪用する方が少なくなるルールを導き出してください。難しい内容である事は承知の上ですが、どうかよろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000641

AIによる無断転載はやめてください。立派な著作権侵害です。AIを利用する場合は必ず学習元に許可取るようにしてほしいです。

●受付番号 185001345000000642

私は個人的に絵を描いているだけの者です。

現状、明らかに AI 学習に無断使用されているとしても、それを証明するのがとても難しい現状があります。

何故なら AI 学習に使われるには通常何十枚もの絵を読み込んで学習し、そこから新しい今まで学習した絵と似たような絵を生み出すからです。

似たような絵と言っても全く同じではないため、「ただ似てる」というだけで作者を責め立てる事はできないし、証明のしようもありません。

現状では、多くの絵師の方が AI 学習禁止の旨を呼びかけていますが、そもそも AI が登場する前の絵を学習に使われてはどうしようもありません。

また、学習自体が悪かどうかも曖昧なため幾らやめて欲しいと言っても、「悪ではない」を免罪符に無断使用する方もいます。

そのため、まずは AI 学習が悪かどうか、そしてもし今後 AI に対する何かの対策をするのであればどのような方向性を考えているかを広報していただけるとありがたいです
私個人的には AI にはこういった悪用リスクやデマ情報を生み出す力があるため、AI を使用する際の著作権取締は厳しくなって欲しいです。

良い方向に進んで行く事を願っております。

●受付番号 185001345000000643

あるイラスト制作用アプリに「AIによるお手本機能」というものが実装された(批判により現在は廃止)際の個人(私)や同アプリユーザーの所感を一例として挙げる
その前に【AI お手本機能】についての仕様をアプリ公式サイトの紹介文を引用しつつ書いておく

AI お手本機能とはユーザーがキャンバスに描いた内容(線を引く、色を塗る、写真を取り込む等)からリアルタイムで別ウィンドウ上に AI 画像生成が行われる。生成されたお手本画像を参考にしながらイラストや漫画を描くことができる補助機能。

実際のユーザーの反応としては

- ・まず使用に耐えうるものではない

線を 1 本引く度に手本となるべき画像が大きく変化してしまう(2 頭身の丸いキャラクターを書いていたら鼠になってしまう等)、初心者の補助としては上手くお手本になるようにパラメータを調整する際の説明等も無い

おそらくアプリ提供会社(及びユーザー)がそもそも AI 生成アプリの仕様やデータの学習元について理解していないまま他者の著作物を無断でデータとして蓄積させたり流出させている

- ・関係ない画像から著名なキャラクターそのままに見える画像が出力された

ユーザーがデザインしたオリジナルキャラクターをキャンバス上に表示した状態で AI お手本機能を実行したところ版権物そのままと言っていい無関係な別のキャラクターが出力されるケースがあった

AI 生成物はその基礎学習データの内容上 違法な学習データ、猥褻物や児童ポルノ画像などが使用者の意図に関わらずそのまま出力されるケースもあり著作権、肖像権の問題だけでなく違法な画像の流出、児童の性的消費の扇動等を招くかと思われる

お絵描きアプリについては以上

以下は他に AI 生成の現況として見聞きしたものを書いておく

- ・生物や植物等を画像検索すると AI 生成物によって存在しない生物の画像がヒットする(生物的にありえない造形であったり別種の画像が表示されたりする)

児童のような AI 生成物について知識がない人がこの検索結果を正しいと思い込むのは教育に甚大な支障があるかと思われる

- ・声優、俳優などの声の無断使用

音声が収録された映像媒体等から音声を抽出し個人の AI 生成音声として配布する動きがある

本人でないことの証明が難しく意図しない発言(他者への侮蔑)や思想・宗教の表明などフレイク動画を作ることが容易になる

また声を 1 回提供したらその後は AI 生成物を使用すればよい、という動きもあり

声優、俳優個人の権利が奪われる恐れがある

●受付番号 185001345000000644

PDF 10 ページ目後半、11 ページ頭に記載されている
「学習データは切り貼りではないとされる」事について
無断転載に当たると思います。
文面通りに受け取る事は出来ません。訂正をお願いします。

●受付番号 185001345000000645

AI 生成では学習源が必要になると思いますが、その学習源の著作権に関して問題があるようを感じています。イラストレーターが描いたイラストに対して、自作発言やパクリと言った行為は違法であるのに対して、無断で AI に学習させることは合法になっていることが現状です。これだと AI を挟めばどの著作物も利用できてしまいます。ここの法律を整備していただきたいです。

日本にはアニメやイラストなどの文化が強く、海外の方にも親しまれている大きな文化です。この文化を絶やさず繁栄させる為にも、この AI と著作権の関係がクリエイターにとって安心できるものになるよう願っております。

●受付番号 185001345000000646

インターネット上に存在しているからと言って、全てのものが著作権フリーとは限らないから

著作権フリーですや学習可能ですが明記されていないものを AI に学習させるのは禁止すべきだと思う

創作物で生活してる人がいて、その人の作品を AI に学習させて、その創作物をまるまるコピーして勝手に販売されたら、創作物で生活してる人は生活ができなくなってしまう

●受付番号 185001345000000647

既存の「クリエイターが作る作品」は、人間が試行錯誤して作られるものであり、その過程においての創意工夫を学ぶからこそ人としての良識も得られます。

当たり前ですが「人のものを取らない」。これは技術も作品も経験も、人のものを奪ってはならないと学ぶのだと思います。

生成AIではその過程が抜けてしまい、良識を得られないまま、人のものを奪う罪悪感も持ちません。

●受付番号 185001345000000648

生成 AI による各専門職への被害はイラストレーター/声優/漫画家などに
留まらず写真集を出しているアイドルや顔を出している著名人にも広がっています。
(岸田首相が卑猥な言葉を喋っているような動画など最たるものです)
生成 AI は各専門職の方々が時間と研鑽を積んで作り上げてきた物を
無断で大量学習しておりそれらを利用して他人への攻撃や他人の著作物を使い金銭を稼ぐ
品性に欠けた人達が数多くいます。
既に閉鎖された漫画村運営に等しい行為だと個人的には思います。
明らかに前述した各専門職の方々への侮辱です。
生成 AI によって自分の絵柄を盗まれ、それに対して声を上げたイラストレーターに対する
SNS 上での殺害予告なども見られます。
あまつさえ特定のイラストレーターの絵柄をコピーした生成 AI モデルを使用して金銭を
稼ぎ、それを周囲に自慢する人もいます。
よって生成 AI を悪用する多くの人には他者が創りあげた著作物への敬意など微塵もない
事は明白です。
生成 AI を何のモラルも持っていない人間が何の制限もなしに使用できる今の状況は必ず
日本のサブカルチャー産業の停滞を招きます。
他人の著作物を横から盗んだ盗人のみが得をして
努力や成果を収めた人たちが蔑ろにされるような日本にはなってはいけないです。
1 イラストレーターとして生成 AI には必ず規制が必要だとここで声を上げます。

●受付番号 185001345000000649

イラストレーターも小説家も漫画家も、あまりに大事にされていないと感じます。現状、彼らの作品はただの素材として扱われており、その価値は本来高いはずなのに、ただ同然で消費させられています。

「データ植民地」と言われる現状は国家としてあまりに惨めであり、恥ずかしい状態です。

生み出し手を守ることができる法整備を期待します。

●受付番号 185001345000000650

本草案の「AI の技術背景」について、現在問題視されている生産 AI(特に表現、アートの分野において顕著)の多くが学習元に「現在市場に出回っている既存の創作物」を「そのまま」取り込み、学習させているものが多い。これは、出力したデータを見ても「データの切り貼り」とは言えないと考える。悪意ある生産 AI 使用者が既に行なっている例として「特定の創作者(以下「絵師」と定義)の作品だけを生産 AI に学習させ、データ学習元になった絵師が出している創作物と酷似した AI 出力物(以下「AI 作品」と定義)を市場に流布させることで、絵師の創作物の価値を落とし、絵師の創作物の価値を低下させる、絵師に対し AI 作品を使って誹謗中傷を行う」などの例が確認されている。これは生産 AI の本来の目的である「技術の進歩」とは全く異なるものだと考える。

これは、「生産 AI を使用した創作者に対する攻撃」であり、創作者の名誉や信用を手軽に失墜させることを目的とした新たな手段である。現状の生産 AI に対する審議では、現在進行形で被害者が出ているこの創作者に対する攻撃について、明確な法的措置を取れないと考える。

これについて個人の見解を述べると、国が主導して生産 AI に対する著作権を迅速に定義し「絵師が作成した制作物」を守るべきであり、「意図的に生産 AI を使用して作られた AI 作品」については盗作や名誉毀損などの現在ある法例に基づいて市場に出回る段階の前の時点で抑えられるように整備すべきだと考える。

●受付番号 185001345000000651

昨今の生成 AI の関連した問題や事件について、一創作者としてご意見を述べさせていただきます。

AI 技術やそれを利用する人に対してより厳重な法の整備とそれにあたった厳罰が必要であると私は考えます。

最近に問題視された大きな事件としては現内閣総理大臣である岸田文雄総理を模したフェイク動画が作成され、それがインターネット上に公開され、果てにはニュースに取り上げられるようになってしまったほどの事態にまで発展したことが記憶に新しいと思います、それを行ったのは大きな企業などではなく我々と同じ一般人です、現状 AI 技術というのは一般人が簡単に手を出せ、尚且つ世の中を揺るがしかねない虚偽の情報を作り出し得るものであるということが想像や憶測で懸念されるなどではなく、現実として事件起こってしまっているというのは、技術の発展に期待されるなどと言ってこの状況を看過することはあまりに危険であると考えます。

この例では生成された動画は側から見て、悪質ではあれど、一目で生成 AI であることはわかるもので、尚且つ犯罪教唆であったりするものではなく、また作成者も動画を見た人に笑ってほしかったと述べており、強い悪意があったものではなかったが為に大事には至りませんでした。

今では生成 AI の生成物の一部は現実にあるものと区別がつかなくなるものもあります、これは悪意のある何者かが生成 AI を手にした時に、一眼で区別できないようなものを作り、世を混乱に陥れる可能性が多大にありうるということだと考えます。

あくまで前例は大きく注目された話題ということで提起させていただきましたが、私自身が特に現行の問題だと考えるのは、主に創作者が生成 AI を用いた利用者から悪意をもつた嫌がらせを受け、商業や権利を阻害されているにも関わらず法整備が整っていない事を理由に、不当な対応をせざるを得なくなってしまっている事です。

SNS 等では度々生成 AI の利用者が悪意を持ちイラストレーター個人の絵柄をほぼそのまま学習させて、本人に被害が及んでいる事を理解しながら商業展開していることが話題に上がります。

現状それを断固として許さないと言った声が大きくはあります、それをどうにかする術はなくこう言った場で意見を述べることしかできない状態です。

従って、提案させていただきたいのは

- ・著作者が著作物を他人に侵害された場合かつ、侵害した人物がその著作物を AI 生成以外で自身が作成したものだと証明する手段がない場合、侵害した側に著作権は適用されないようにする

と言ったものです、現状生成 AI は与えられた情報に基づいた答えを出力できいても、その生成の工程を証明する事はできず、一方でイラストレーター等はそれを作成するにあ

たってタイムラプスや実物のイラストが残っているため、生成 AI を除いた創作者が自身の著作権を証明することができるが、生成 AI ではそれを証明することができないため不当な著作権関連の被害を減らすことができると考えます。

あくまで一介のイラストレーターでしかなく、法律や権利については文字通り素人程度でしかなく、稚拙で浅慮な意見であることは重々承知ではあります。

今や日本を代表するコンテンツとなったアニメやマンガが進行形で軽薄な意見と目に見えた悪意に蔑ろにされているのを見るのは創作活動に携わるものとしては許し難い事です。

より著作権の法整備が確実なものになる事の一助となることができれば幸いです。

長文お目通しいただきありがとうございました。

●受付番号 185001345000000652

画像生成 AI の問題点としては、多岐のサイト（イラスト投稿サイト、個人の無断転載サイト）から無断で画像をダウンロードしたのち AI で生成し、それを自著の作品として扱っているところにあります。

AI で画像を作成するにはたくさんの元データ（画像）が必要になります。これを AI に読み込ませたあと、線の長さ、色合い、色のバランスなどを学習させ、その学習データを使って画像を生成します。

AI 使用者が命令（作成コマンド）を指示すると、AI は学習データの中から注文に合うデータを持ってきて合体させます。画像の切り取りと貼り付けに近いです。

そのため、生成 AI に創作性があってもなくても、そもそもが元の著者の作品を無断使用している状態であるため、著作権の保持は難しい存在というのが創作者の中での認識です。

もちろん創作者も資料（画像データ）を元に作品を描くことがあります、これは個人の表現技術の不足部分を補うための参考程度でしかなく、生成 AI のように画像データそのまま貼り付けているわけではありません。レシピ本を見て作った料理を出すか、他人の料理を無断で持ち出してそれを振る舞うかのような格差があります。

その観点で見れば、作成 AI 使用者には創作性、独自性が著しく欠けています。

また、生成 AI の作成速度はある種の脅威であり、AI 作品が蔓延すると本来の創作者（イラストレーター、写真家など）の作品が閲覧されずらくなり、その作品が売れなければ廃業するしかありません。それを繰り返したあとは AI 作品しか残らなくなり、結果として芸術性を大きく落としてしまう懸念しております。

しかし AI 自体は素晴らしい技術です。データの収集方法を変える（AI 生成用画像の配布、販売サイトなど）仕組みを作れば新しいコンテンツとして扱うことができると考えています。

●受付番号 185001345000000653

自分達が投稿した自撮り写真が悪意ある生成 AI 利用者により無断で学習され性的描写や
グロや残酷描写に使用されてそれを金銭等の強要・強請のネタにされ、更に上記の描写の
生成 AI イラストによって身も蓋も無い誹謗中傷や批判の嵐のネタにされプライバシーの
侵害や名誉毀損の被害に遭う可能性が大きくなると思います。

●受付番号 185001345000000654

AI イラストに関しては、学習データが無断転載や切り貼りでないと主張されていますが、この表記は大きな誤りだと考えます。

製作者に無許可での学習や、元のイラストレーターに対する配慮のない状況は、創作者の尊厳を害する行為であり、芸術文化が衰退しかねない使用方法です。

●受付番号 185001345000000655

著作物の製作者や権利者の許可を得ず著作物を生成 AI へ学習させた人間に対し罰則を科すのが当然ですが証明の徒労や費用を考えると現実的ではないでしょう。生成 AI 使用そのものを規制、確実なのは使用に対する罰則を設けるのであれば容易であるかと愚考します。利用法を細かなガイドラインにしても無駄です、抜け穴が出来ない訳はありません。誰もが AI の取り扱いについて素人だからです。悪用する人間がこの世から消えない限りは製作者が損益を被り続けるだけです。速やかに規制を。

●受付番号 185001345000000656

昨今、人の描いたものでの無許可 AI 学習によるトラブルが散見される。
その中で AI 学習による著作物に関しては、厳しくみていくべきだと思う

●受付番号 185001345000000657

現状、生成 AI で他者の著作権を侵害しないものを生成するには利用者のモラルに任せるしかなく、現時点で悪意をもって特定のクリエイターの作品データを不正に入手(ネット検索等で表示されるものなど)、生成する利用者がいる時点で性善説は破綻していると思います。また、悪意なく生成 AI を利用する場合でも、生成に利用されるデータセットの多くはクリエイターから買い取ったものではなくネット上に表示されるものをそのまま使用していると思われるので、多くのクリエイターの著作権を侵害していることになります。AI 技術における「学習と出力」とは、人間がおこなうそれとは全く異なる性質を持つものです。人間にとつての「学習と出力」とは知識を取り入れ、咀嚼し、それまで積み上げてきた自らの価値観などと練り合わせ、培ってきた技術をもって人生と命をかけて作り上げるものです。一方、AI 技術における「学習」とは先に述べたような、他者が人生をかけて作った大量の作品からただパターンを抽出しパズルのように並べるだけのものです。AI 技術そのものに罪はありませんが、利用されるデータセットが著作権を侵害している以上、悪意をもってその技術を使用する者がいる以上、クリエイターを殺す兵器にしかなり得ません。日本は古来より創作者たちが素晴らしい作品を生み出し続け独自の文化を育んできていまの創作文化があります。生成 AI を規制しないことはこれまでの日本の創作の歴史を終わらせる引き金となる可能性があると考えます。どうか、歴史の積み重ねの上に成る現在の創作文化とクリエイターを守るための判断をしていただきますようお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000000658

AIによる無断転載が横行している中で素案10p~11pの頭までのようなことを言えるのは心底がっかりしました。

一次創作をしている身としては無断転載は到底許せない事であります。

AIの学習に盗用,模倣して「これは自分の絵柄だ」とすることがおきうります。

創作をするものに対しての尊厳を踏みにじるような真似をしないでください。

このままではサブカルチャーの衰退をおこします

●受付番号 185001345000000659

生成 AI により出力された作品に、著作権は存在しようがありません。
私も AI を利用しており、実際に AI の出力からインスピレーションを獲得したことがあります。
しかし出力されたものは、そもそも著作権が発生するような作品としてとらえていません。
AI は他者の著作物を記録し、それらを出力物の参考にしているにも関わらず、そのことに関する特別、記載を行いません。出力物は常に「引用部分の参照元を表記していない」状態であり、参考元を表記する義務を果たさないまま出力者が著作権を得ることはあり得ないと感じています。

●受付番号 185001345000000660

個人の意見でございます。

AI の発展によって社会がより良くなる可能性があるためすべてを NG とするのは間違いたと考へています。

そのうえで、一点のみ意見を提出させてください。

生成者には依拠性についてを明確にする必要があると存じます。

たまたま似てしまつたのであればそれは生成 AI でなくとも起こり得ることですが、モデルを用意して似せたのであればそれは著作権の侵害に当たるでしょう。

生成 AI を使用する際にどんなプロンプトを使用したか、どんなモデルを用意したかという情報を作品に関連する部分またはデータなどに明記する法律が必要ではないでしょうか？

この法律があれば悪意をもつた者を裁けます。悪意とは他人を貶める、他人の財産でお金儲けをするなどです。

私は数歩引いたところからこの AI 論争を眺めていますが、結局のところ、この悪意を持つ人たちが AI 問題を混乱させていると感じます。

素人の意見でございますが、ご一考頂けると幸いでございます。

●受付番号 185001345000000661

学習データは切り貼りではないとされるとあります、学習データには著作権があり無断転載で切り貼りです。

●受付番号 185001345000000662

AI 技術は推進すべきですが、AI 技術によって従来の創作活動や創作物が不当な扱いを受けることは避けるべきと考えます。

1.AI で生成された絵画、文章等の創作物には著作権を認めない

2.AI で生成された絵画、文章等の創作物を発表、公開する際は、AI で生成されたものであることを明記する

3.AI で生成された絵画、文章等の創作物で金銭を得ることを禁止する

少なくともこの 3 点を満たさないと、AI による犯罪等が増えると考えます。

また、特定の個人の絵柄を学習させた AI を使用して、性的あるいは侮辱的な絵を連続して公開する嫌がらせ行為も頻発しています。

AI による学習を望まない創作者を守るための方策も必要と考えます。

AI 技術の発展自体は個人的に楽しみにしています。

●受付番号 185001345000000663

海外ではその人の自撮り写真を生成 AI に喰わせて性的描写に作り変えたりして強請や脅迫などをした事例も出ているらしいと聞きました。

このままいけば自分達が投稿した自撮り写真が悪意ある生成 AI 利用者により無断で学習され性的描写やグロや残酷描写に使用されてそれを金銭等の強要・強請のネタにされ、更に上記の描写の生成 AI イラストによって身も蓋も無い誹謗中傷や批判の嵐のネタにされプライバシーの侵害や名誉毀損の被害に遭う可能性が大きくなります

●受付番号 185001345000000664

- ・関係者から様々な懸念について
- ・5各論点について（1）学習、開発段階について
に関する意見です。

現在の生成AIにおける問題点は著作物の無断学習にあると思っています。

著作者がAI学習に拒否したくともできません。すでに無断学習されているものを削除要請する事ができません。中身が明らかになっていません。

現在無断学習によって生成される画像はたくさんの著作権者の知的財産の融合物となっているのが問題です。許可の得た著作物だけを使用した生成AIにすべきです。今行われている事はただの盗作と無断使用です。それによって不当に利益を得ようとしているにすぎません。

また、人間の学習と生成AIの学習が違うことも考慮すべきです。生成AI利用者は学習しているからオリジナル制作物を生成している事を論じてきますが、コンピューターによる画像解析は人間が行うものと全く違います。

大量の収集画像データより最適なものを近似値として出力しているだけです。出力の精度が上がれば上がるほど、収集元の画像を再現する度合いが上がるようです。それは元々の著作者の知的財産です。著作者と著作権を守ってください。

現在出回っている生成AI、Novel AIやstable diffusion、midjourney、nijijourney等は学習元を明らかにしていません。

●受付番号 185001345000000665

「学習データは切り貼りではないとされる」事について、AIが学習するにあたり、個人が作成したを使用していることから無断転載にあたり、また、多数の個人データを使用することから切り貼りであると言えます。

AIの使用には著作権を遵守することを徹底するべきです。

●受付番号 185001345000000666

イラスト音声文章に問わず人が作った物を盗んでAIを生成及び販売する商売はおかしい
と思います。

人の作品で販売をしている物だしそれを盗んだ元の人が作ったものだと勘違いした人が殺
害予告をしている実害が出ているのでもうおかしい状況だと思います。

一刻も早くAI販売を規制する法律を作つて下さい。

●受付番号 185001345000000667

AI という技術は素晴らしいのですが使用者や使い道が最悪でコンテンツを作る人や体験する人に悪い影響を受けています

AI というのは人の変わりというより人の手助けをするようなイメージです。

相手の許可なく相手の絵柄を使って生成する人が凄く多い印象です。

最近では企業や行政が ChatGPT を利用していますが生成されたものを鵜呑みにしてるのではないかと思っています。

AI は人の変わりではなく人の手助けをするという意識にして欲しいです

●受付番号 185001345000000668

諸外国では、AI 使用の創作物は基本的に盗作、著作権侵害と見なされます。今の日本政府のスタンスではAI 亂用で心無い使用による無法地帯になるのではと危惧しています。
趣味・生計を立てる手段関係なく全ての創作を安心して行える制度になることを望みます。
無意識の内にAI 使用・著作権侵害に関わってしまったということがないようにしてほしいです。

●受付番号 185001345000000669

AIは任意の画像生成や、音声の操作などが可能なものが回っています。
しかし、最近出回っているもの多くが学習元が無断で利用された著作物であり、
人が手でそれらを切り貼りしてコラージュしたら著作権侵害が問われるのに、AIを介する
と著作物のロンドリングのような形になっています。

画像の例



音声の例



どちらにせよ、無許可です。

また、生成されたものも一見するとAI生成なのかわかりづらいものも多く、前置き無く
出されたものの真偽を全員が全員わざわざ確かめるとは限りません。

それなのに、細部は現実ではありえない破綻をしているため、それによって誤情報が拡散
される危険性を常にはらんでいます。

岸田首相のフェイク映像のようなものが一般層にまで多発し、それでもしも事故などの光
景が捏造などされれば、実際の被害が埋もれてしまう危険性があります。

全ての人が当事者です。

そして、今現在もweb上で写真を検索すれば「足がぶつ切りになった多眼のAI小鳥画
像」といった画像によって検索結果が汚染され続けています。

それに異を唱えた人は無断学習AIユーザーに集中的に中傷される被害が多発しています
が、無断AI生成物を取り締まる法律が無いために黙る事を強いられている人が多いです。

なので、こういったパブリックコメントが頼りです。

どうか、これらの危険な状態を防ぐ規則・取り締まる罰則を設けて頂きたいです。

どうか最良の選択をお考えいただければ幸いです。

●受付番号 185001345000000670

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AIと著作権の関係に関する従来の整理

上記内容は法律やこれまでの判例に基づいており、至極当然の事柄だと考えております。

一般的なAI反対派の方は「(1) 学習・開発段階」において、「既存の作品を勝手に収集・複製している」「個人の著作権を脅かしている」という認識を持っていますが、それは著作権への理解が乏しく、著作に関する複製の権利を人権のように捉えている為だと感じております。

イラストレーターなどのクリエイティブ職の広まりにともない、自分自身と作品とを同一視し、作品への攻撃を自分への攻撃と見なすどころか、他人の著作物に対しても自己と同一視するような、自他境界のあやふやな人も多くなってきたと感じております。

自作に対する愛着・執着が強く、自作そのものもまた、これまで多くの創作の歴史の中にある、模倣の末に存在するという認識も薄いため、AIを規制するために著作権を拡大解釈することによって、今後のクリエイティブを志す人々の試行錯誤や模倣による成長の道を閉ざす可能性があることも認識していないように思います。

そういう感覚・感情的で、法や理論に基づかない主張によって、超越的な法解釈をされはならないと、考えております。

段階を開示し、パブリックコメントを募集するなど多くの意見を踏まえて検討していくことで、より多くの人に正しい知識が広まるよう祈っております。

●受付番号 185001345000000671

2. (1) (ウ) AI が海外のサーバで動作し、日本国内からテキストや画像が送信されるケースは頻発しそうなので、その場合の準拠法決定についての情報があると良いです。

4. <AI 利用者の懸念>(3)について、画像生成 AI にプロンプトを渡したり image2image による改良を重ねる行為は訓練を要する部分もあるとは思いますが、自らの手で絵を描くことに比べると、努力の程度が著しく異なると思います。「冷評」という表現は、著しく程度が異なる努力を同程度に見るべきだという価値判断を推測させ、自らの手で絵を描くクリエイターを甚だしく軽視する表現に思えます。ここはあくまで寄せられた懸念を紹介しているだけだと思いますが、(3)の懸念を「対処すべき」というように扱うことには反対します。

5. (1) ア (イ) 「生成 AI 特有の事情について議論する」は重要だと思います。

5. (1) イ 全体的に同意しますが、「作風」と「創作的表現」の区別について、「創作的表現」の幅が徒に狭くならないように注意する必要がある旨を明言していただきたいです。

5. (1) エ (ア) 特定作家の絵だと誤認するような絵を AI で生成し、商品パッケージや広告に使用することで、当該作家に依頼料を払わずに当該作家の人気を利用するといったケースについて、「利益を不当に害する」に該当し得ることを明言していただきたいです。具体的には、[REDACTED] | [REDACTED] に関して起こった事態です。参考: [REDACTED]

5. (1) エ (イ) 注釈 20 「不法行為責任や～あり得る」について、非常に重要な点であり、本文や概要だけを読んだ人がこの点を考慮せずに作風が類似した生成物を使用することでトラブルに発展することが考えられます。この点について本文や概要スライドでも言及していただきたいです。

5. (1) エ (オ) 大量の漫画作品等は、特定の形式やまとまりを持つ大規模作品群という点で、整備されたデータベース相当の利用価値があります。海賊版と知りながらデータ収集をする行為は、本来は漫画出版社と契約を結んで利用すべきところを犯罪にフリーライドして使用料の支払い等を回避する行為です。SNS 等での単発的な違法アップロード画像の収集とは区別すべきであり、海賊版投稿サイトのデータを収集する行為はそれ自体を禁止すべきです。注釈 26,27 の意見に賛成です。

5. (1) カ (イ) 権利侵害に用いられた学習済みモデルが、侵害者によって、侵害のみを目的として追加学習等されたものである場合、非類似物を生成する能力があったとしても「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」に認定すべきだと思います。

5. (2) イ (イ) (2)注釈 37 に一定程度同意します。このケースは依拠性が無いのではなく、模倣の回避に失敗していると判断すべき場合や、模倣回避措置が意図的に失敗するよう仕組まれている場合もあり得るため、生成された類似物の数など状況に応じて判断す

べきと考えます。

5. (2) イ (ク) 画像を AI に入力して画像を生成させる場合、生成物が元画像の創作的表現を再現していくとも、元画像の創作的表現を活用して生成物を得ようとしていることから、30 条の 4 を適用すべきでないと考えます。物体検出等の画像解析や image to text なら権利制限が適用されて良いと思いますが、画像生成は全くの別物として考えるべきです。

5. (4) 「利益が通常害されるものではない」は画像認識等の AI について言えることであり、生成 AI はイラストレーターや写真家、演技者と利益の食い合いになるものです。さらに、本考え方では言及が少ない点ですが、イラストレーターの画風はその人が築き上げたブランドであり、画風を容易に模倣できることは上掲のビビッドアーミーの事例のような、ブランドにタダ乗りする行為が発生し、対価還元や創作意欲を妨げ、文化の発展に大きな悪影響を与えると考えます。

人間、好きな作家の画風を真似することについては、クリエイターの誰もが通る道で、努力の手段であり、模倣を経てオリジナリティを獲得していく成長過程の途中であると合意されています。また、自分の絵を好んで模倣してもらえることを嬉しく感じる作家もいると思います。自分の絵の模倣で練習し、オリジナリティを獲得し、活躍する作家が現れるところに思うこともあると思います。一方、特定の作家の模倣のみで商業活動しようとする人がいた場合、その人は高い評価を得にくいと考えられます。

AI はそのような合意が形成されていないものであり、「絵の上達を目指す人に真似されるのは良いけど AI に学習されるのは嫌」という感情は、至極真っ当なものだと考えます。そのような創作者の感情も考慮されることを願います。

●受付番号 185001345000000672

画像を生成する AI が登場した直後は海外で大量にイラストレーターが職を失ったり、国内でも仕事が減ったあるいは仕事の単価が下がったという意見を多々見ました。

SNS では、アニメやゲームのキャラクター、有名なイラストレーターや流行りの絵柄を元にした AI イラストが毎日大量に生成されていて、著作権で保護されている画像を使っていないとは到底思えません。

権利を侵害している AI で作成された商品を売っている場面にも遭遇します。

さらに、イラストだけでなく実在する児童の写真を AI でポルノにして販売するというおぞましいことも行われています。

学習や生成に使われたデータは全て公表されるべきだと思います。

ただ、自分でや自社で作成しているコンテンツの補助として使われる分にはよいものだと思います。

感情論になってしまいますが、人間が仕上げるのに 1 週間費やした作品があったとして、その作品を生み出せる実力になるまで積み重ねた技術は数年、人によっては何十年も努力した結果です。それらを蔑ろにされるのはとても悲しいです。

●受付番号 185001345000000673

AIによる学習と著作権に対して、
学習に対しても著作権侵害が発生する場合、
人間による学習行為にも著作権侵害を適用すべきと考えます。
つまり、人間が絵画などに「2つ目があり鼻があって口が付いている」そんな顔を描いた
場合に
その人がそれまでに鑑賞した絵画や映画などの著作権や、
出会った人の肖像権を含めて、
作者に対して請求する権利を適用できる制度を設けるべきと思います。
それとは別にAIによる学習と著作権の問題でキャラクタなどが現状話題になっています
が、
前衛芸術や感性を重視した作風を作り出した場合、
全く学習の要素に入れていない場合にも
「類似した雰囲気を持つ作品」
が生成されるような可能性が起こりえると思っており、
鑑賞者の感性に囚われる分野において、
白黒をつけることは不可能だと思います。

●受付番号 185001345000000674

「学習」と「生成・利用段階」についての意見です。

現状創作絵に対する学習ばかりが問題とされていますが。

実際には、将来に至る技術の進歩を見据えて幅広く考える必要が有ります。

例えば、ウェアラブルデバイスとしてそれを装着している「人間」と同じものを見聞き学習し

それを元に生成した画像や音声等によって人間に伝達する時期が目前に迫っています。

これは健常者の能力拡張や障がい者の支援デバイスなどが考えられます。

さらには、自立型ロボットにより人間と同じようにあらゆるものを見聞きして(以下同文)。

よって、生成 AI についての規制は「最低でも人間と同じ」にしておく必要が有ります。

もし何らかの規制が追加されてしまうと上記のことがほぼ不可能になってしまいます。

よろしくお願ひ致します。

●受付番号 185001345000000675

故買屋が得をして、真面目にがんばる人が損をするような社会にしないでください。

●受付番号 185001345000000676

昨今の AI 技術の発展は凄まじく、多方面の仕事にも使用できる精度になっているものも多数見受けられるようになりました。しかし、その下地には多くの人々が撮ってきた写真、描いてきた景色や人物の絵、書いてきた文章や研究成果などたくさんの頑張りがあります。多くの AI 技術はそれらの人々の努力を無断で吸収し、なんのキックバックもないままここまで来ているとそう感じます。

私はイラスト界隈の人間なので多岐に渡る AI について知っていることは多くありません。それでもイラスト学習の AI が他人の描いた絵から似た構図でイラストを生成したり、同じイラストレーターのイラストからこれでこのイラストレーターの絵が描けますよ！など、プロアマ問わず個人の努力で作り上げてきた画力や塗り方、絵柄等を勝手に有償で販売しているのが現状です。写真系の AI も人物を生成してフォロワー集めをしたり、性的な画像を上げたりも見かけています。もしその元がわかるような画像が性的だったり獣奇的で、囃し立てられてるのを女性や男性、子どもが見たらどう思うでしょう。それは今これを読んでいる方やその家族、友人に当てはめたら危険さが分かるのではないかと思われます。

背景に関しては、実際の建物が生成されることもあるようで、これが企業や文化財であると、それを生成側が知らずにゲームやポスターに使用、発表後に発覚等があると賠償や裁判沙汰になる可能性も否めません。もし普通の人の家だと訴えが握りつぶされるかもしれません。背景は作画コストも高く、描ける人間も人物イラストに比べると少なくなるので、使っていくことで負担が減ることやゲームや映画等の世界観を固める為に使うのも良いのかもと考えています。もちろんその界隈をしらない一個人の考えなので、こちらはその界隈の意見を読んで頂ければと。それでも知らなかつたで被害を被るのは双方なので、実際にある建物かを判別する用のシステムの構築も必要になってくると思います。

文章については小説や作文、歌詞を書くうえでの参考になるので、AI の中では一番良い距離感で付き合えています。しかし、既存の歌詞や小説で学習しているのは確実なので、自分が書きたいものがある、そこから自分の色を出したいという人や、今この課題を凌ぎたいという人向けで、全てを生成するのは控えた方が良いと感じました。本人が AI を使わずに書いたものをこれは AI だ！と決めつけて断罪しようとする事案もあるので、これも法整備しなければいけないという観点で、暇つぶしや妬みで断罪しようとする人が増えるかもしれません。

検索についてもネットの情報を集めてから再出力している為、実際には違う名前の動物が別の動物の検索で出てきたり、治療や病気についても正誤の判断がつかないものがこれですよ！と出されるので、情報収集したい人が惑わされて間違ったことを本當だと信じてしまう事がこれからさらに増えるでしょう。私もきっと違う事をそうだと信じることが増えているかもしれません。認知が歪められるのは怖いです。論文を書いたり研究をしてきた

ソースのあるものが検索の上位に来るように対応していかないとこれらの認知を歪めたい人々に検索欄を乗っ取られていきます。

長くなりましたが、私の知っているAI機能で著作権的に危ないと感じるものを書かせて頂きました。特にイラストについては日本の文化でもあります。絵柄については画家で考えると分かりやすいと思いますが、歌川広重の絵柄で販売物を生成、みたいなものもあり得るようになってくるということです。文化を守る上でもとても危ないと危惧しています。

文化庁の方々が著作権を守るよう、多くの人々の努力を踏みにじらないような規制を作っていくよう信じたいです。

物作りをしていないと理解が難しい部分もありますが、人が作り上げてきたものです。それを守れないと文化も廃れていくと、そう思います。

どの国でも本当に沢山の人の頑張りで文化が作られてきました。人にはそれを守っていく、そして伝えていく義務があります。

AIと著作権について今一度しっかりと考えてください。よろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000677

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について"へのコメント

・特に画像生成 AI プロセスサービス提供者・事業者は、サービスを提供（生成 プロセスをユーザーが使用した）際にトレーサビリティを目的としたウォーター マークやナンバーを画像そのものやプロパティなどに付与し、著作権者から 権利侵害の申し出があつた際は速やかに生成したユーザーの情報を開示するよう義務付けるべきと考える。 これは、特に社会生活に影響を及ぼすフェイク画像・フェイクニュース作成や 創作者より剽窃したデータを用いて卑猥・残酷な画像を生成し、当該創作者の 名誉・人格権その他を毀損することを目的とした悪意あるユーザーに対しての 懲罰として必要であると考える。 （現在、生成 AI によって権利・名誉を毀損された創作者側が多大な労力を もつてそれを拭わなければならず、”やったもの勝ち”を是とすることは あってはならないのである）

”5. 各論点について 一 (2) 生成・利用段階”についてのコメント

・生成・利用段階において、ユーザーを免許（国家資格）制とすることを 提案したい。 これは先のコメントと重複するが、国家資格としてユーザーを管理し 生成 AI の健全な運用と著作権者保護を目的とする。 現状、老若男女問わずスマートフォンさえあれば簡単に画像・文章・動画を 生成できてしまう現状で、思いがけずフェイク画像・動画などをネット上に 流してしまうことにより被る損害からユーザーを守る観点でも必要である。・現在、下記 URL の発信者がネット上にて彼の絵柄を集中的に学習（剽窃） されたデータをもって元の発信者への誹謗中傷・無断販売・自殺教唆・名誉 毁損、果てには殺害予告を行う（人間として未熟な）ユーザーを排除する 意味でも資格免許制は必須と考える。彼の願いが届くことを切に願う。

※被害者の X 投稿より

●受付番号 185001345000000678

AIと著作権に関する考え方として、一刻も早い法整備が必要だと考えています。例えば、AI生成画像の分野では、AI生成した生き物の写真を実在している生き物と言いつて、駆除対象の生き物の見た目を誤って認識させ駆除しそこねる自体が起きていました。(例:南京虫)

また、有名なイラストレーターの絵を学ばせ、本人が描いたと誤認させる形で不適切な絵を投稿、またメールアドレスからビジネス相手に嫌がらせ、そのことを指定されたらイラストレーターに殺害予告をする事件まで起きてます。([REDACTED])

AIの技術は素晴らしいものであり、今後の社会を発展させるうえで必要不可欠なものだと思います。しかし、人間が追いついていないから多くのトラブルが生まれているのです。そのため、既存の概念である著作権を用いて、人間側を少しずつでも統率する必要があります。

今の状況は、制限なく刃物を買うことができるから人を刺しても問題ない！！と技術に振り回された人間が人を傷つけ回り、周囲の意見にも耳を傾けずに暴れ続けているようなものです。

すでに、権利の侵害により精神的肉体的経済的に負担を受けている人は数え切れないほどいます。命を断ってしまった人もいるかもしれません。

このダメージは多かれ少なかれ必ず、日本のクリエイター産業にダメージを与えるものと思います。

一刻も早い、AI生成物と著作権にまつわる法律の制定、罰則の設定、また法整備をお願いします。

●受付番号 185001345000000679

美術業界の視点にて拝読させていただきました。著作権侵害に遭ったことはありませんが、クライアント様より AI から出力された資料を頂くこともあり、学習元の非開示や無許諾が(AI 利用者及び著作者の双方から見て)AI 利用における根本の問題と感じています。以下、目次の表題を拝借し、コメント致しました。

お手数ですが、ご確認ください。

▼ 2. 検討の前提として

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

▽ウ 「享受」の意義及び享受目的の併存

生成 AI において、著作物をデータとして扱う特性から一利用者の一回きりの使用ではなく、二次利用、三次利用と複数回に渡る使用が想定されるため、用途を主旨とした判断は難しく、生成 AI によるトラブルを減らすための基準として不適切と考えます。

例えば、後述の「5. 各論点について」(1) 内、「【「非享受目的」に該当する場合について】」に「享受目的が併存すると考えられる」という一文等にある通り、生成 AI においては「享受」を基準とした法整備をすることは難しいかと存じます。

▼ 3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

▽ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」について、SNS 等で散見される生成結果には切り貼りされたようなデータも見受けられます。

▼ 5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

▽ア 検討の前提

(ア) 平成 30 年改正の趣旨

同改正はビックデータを想定した改正であり、生成 AI を想定した内容ではない認識です。生成 AI の学習対象は個人を含む著作物が該当し、ビックデータではないため、本項を議論の前提に据えるのは不適切です。次項「(イ) 議論の背景」の通り、「生成 AI 特有の事情について議論することが必要」であり、生成 AI は独自の法による整備が必要かと存じます。

これは「検索拡張生成 (RAG)」についても、著作物を学習対象とする場合は同様と考えます。

▽エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

「アイデアと創意的表現との区別は、具体的な事案に応じてケースバイケースで判断」とありますが、人が他者の作品を参考にするのとは異なり、生成 AI は明確に学習元という概

念が存在するため、生成 AI に限り、本項は不適切な判断基準かと存じます。

例えば書籍の引用元"のように、生成 AI による著作物は作品と併せて学習元を提示する等、仕組みによる問題解消を目指すべきかと存じます。

(オ) 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
そもそも出典が不明な著作物を学習先に設定すること自体、権利侵害に発展し得る使用方法と想定できます。先述の"学習元の提示"にも関連しますが、生成 AI には、著作者の許諾を必須とする等、利用要件を設定すべきと考えています。

▽カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について

(イ) 学習済みモデルの廃棄請求について

「学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ」「通常、AI 学習により作成された学習済モデルは、学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられる」と明言できる根拠はなんでしょうか。根拠が提示できない場合、本項は削除すべきかと存じます。"

●受付番号 185001345000000680

配布 PDF の 10 ページ目後半から 11 ページ頭の、「学習データは切り貼りではないとされる」事についてですが、学習データは無断転載ですし、データは全て切り貼りです。

AI 使用者や開発者の意見だけを鵜呑みにして、AI の実態をご存知ないのですか？

AI(とくにイラスト画像生成 AI)の反対者の意見をよく聞いて調べてください。

AI は、学習した元データをそのままを出力し、それを AI 使用者がよく調べもせずにそのまま世に発表し商売にしていることもあります。これは切り貼りどころか、画像まるごとの無断転載になります。AI という名のコピー機です。学習元の画像やイラストの製作年に金銭は 1 円も入らないのに、AI を通して出力した無関係な人間がたくさんの収益を得ているという情報や被害を何十件も見聞きしました。X などでそういった被害を調べると、被害者(学習に使われた元データの製作者)の意見が多数出てきます。

また、画像生成 AI には違法ポルノ・児童ポルノの画像も多く学習に使われています。学習データは切り貼りでないのなら、違法なポルノ画像を使っていても何も問題ないと思っているのでしょうか。テキストから画像を生成する AI 「Stable Diffusion」 や「LAION5B」 などはまさにそうです。膨大な量の違法な児童の性的虐待画像を使って訓練されています。

そんな犯罪画像の学習も容易く行える AI とその出力物を、人が頑張って作ったイラスト・3D モデル・音楽などの著作者やその権利と同列に並べて考えないでください。クリエイターへの冒涜でしかありません。

●受付番号 185001345000000681

AIを使って使用する芸術、文章、絵画、音声といったものは既にプロの人が完成させたものである以上、盗作してしようするという状態が今現在含め起きているというのに、それを助長し推進させようとしている政府の稚拙な考えが透けて見えて、心から案を消して頂きたく思います。日本を壊滅させようとしているとしか思えないです。

多くの創作者を侮辱する案です。

●受付番号 185001345000000682

生成 AI は法整備されなくてはなりません。

自らの全てを使い努力している創作者全てを愚弄し、

熱量を損なう生成 AI 使用という行為を、国が合法と認めても良いのでしょうか？

イラスト技術は何十年とかけて会得するものであり、

イラストはその結晶です。

自分でイラストを描く全ての人を救ってください。心から、お願いします。

●受付番号 185001345000000683

長文の意見失礼致します。

現在の生成 AI というより

AI に関してですが

自分は生成 AI での学習に反対の意見を申し立てます

著作権法というように合法としてありますが

その結果反社に美味しい蜜を吸わせるような行いでもあるかなと思いますし

何より AI 絵は美術とも絵とも言えないと個人的に思います

あれはデータに過ぎずそれをあたかも自分が産んだ作品だと

言って描いた本人の技術を盗作してるのでしかないと思います

自分は絵描きさんという素晴らしい絵を描ける人の技術を

その人だけのものだと思います

AI 絵は素晴らしい絵を出せるけど

その人風になつたりしますが

楽してそれをやってることが気に食わないとかではなく

他人の頑張りを奪いそれだけでなく

今現状生成 AI を使ってる人たちは

筆頭 [] さんという人によって絵描きのメンタルを折ってやろう！

とか絵描きの絵を学習させたもので二次創作のアウトとされてる規約を破って

責任転嫁しようとする人また

AI だけに頼って自分の技量をあげようとしない

考えることがない人ばかりが多いと感じました。

描くことができないなら努力したらしいもの

なんならいままでの絵描きさんはその過程を超えてきた人たちだっております。

生成 AI に頼ってそれを売り物にするのは

個人的にどんなに現状合法と言われても不愉快でしかありません

最近の話になりますが

[パルワールド] という生成 AI でできたキャラクターデザインでできた

モンスターが某ポケットモンスターというゲームのキャラクターデザインを

生成 AI に学習させて作ったものというのもみて

ついに日本からも合法だからとモラルを守れない何より

バレたら後で消せばいいやのようにデータを盗用しての方々が出てしまったのかと
すごく悔しい思いです。

他の方々の努力したもの面白いからと

そして何より運営はその学習元データを劣化扱いや

糞扱いしてる社長さんがいます。

どうでしょう？

また他にも生成 AI を使ってる人たちの現状を

自分にできることだからと触れて

その結果ポルノデータが収録されてたり

何より禁止と言ってる方のを無断で学習してあります。

このような現状をみて日本の著作権というのは

AI というものに学習させたらセーフになるといって海外からも

嫌悪されております。

日本は昔はアニメとか良かったですが

そういうところを自ら生成 AI と言う

データで楽したもので

海外の方々から嫌悪されてるのを平気で見過ごすつもりでしょうか？

高い金とかありますが

目先のほんとに損を選びクリエイターを

ほんとの意味で頑張ってるクリエイターを

無碍にする今現状の生成 AI に関する法は

無くして

AI 自体をもう日本は一度無くすべきだと思います。

クリエイターがいたからできたものを

クリエイターじゃない人が得して

そのクリエイターさんや絵描きさんたちに

還元されてない日本の法律をどうにかしてください。

お願いします。

自分は生成 AI 規制または生成 AI を日本では全面禁止にしてほしいです。

このままでは海外のファンやクリエイターから合法だからって海外の絵を学習させても

オッケーっていって海外の絵を学習させるようなモラルがない法律を作らないでください

お願いします

クリエイターさんにしかできないことを

絵も描けない

技術もない

描く努力をしない

そのくせ楽をしようとする

そういう方々だらけです

自分は物書きのコメントを最近ネットでみかけますが

生成 AI 出力者は

誰一人クリエイターのためとか思っては人はいません
何より殺害予告等をしてくる方々もいます
だからお願ひします
生成 AI 出力を規制というより全面廃止してください。
二次創作という著作権法でちゃんとルールを守ってやってる方々の
絵を描いて努力してる人達やクリエイター
違法創作して規約を守らない生成 AI 出力者達
お願ひします。
ちゃんと頑張ってるクリエイターさんたちを守ってください
ほんとに好きな作品を AI で作られるだけで
その作品嫌いになってしまいます。
それくらいに AI 学習は考える力を奪うだけじゃなく
不愉快になるものだと思います。

●受付番号 185001345000000684

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

(イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合について

現在、SNS 等では「特定のクリエイターの作風を AI に学習させること」により、「特定のクリエイター個人への嫌がらせ、ハラスメントを行う事例」が散見されています。

「AI による学習に自らの創作物を使われることを好ましく思わないと表明しているクリエイターの画風を意図的に集中学習させ、模倣した AI 創作物を当人に見せ付ける形で公開する」、「AI 学習について特に言及していなかったクリエイターが自身の作風を模倣した AI 創作物を発見し、利用を好ましく思わないと発言したところ、『法に触れていないのになんの権限があって利用停止を求めるのか』等の反論がエスカレートし、人格否定に及んでいく」などの事例です。

このような、「営利目的ではなく、作風の競合によって該当クリエイターの競合他社となって利益を侵害したとまでは言えないが、『悪意を持った執拗な付きまとい』『誹謗中傷』などが確認できる」場合に「特定のクリエイターの作風を模倣した AI」の利用差し止めを求められる仕組み作りが成されなければ、本来期待されていた「クリエイターと AI 利用のポジティブな協調」は成されないのではないかと危惧しています。

また、需要の競合ではなく、「特定クリエイターの作風を模倣した AI 創作物で特定クリエイターが絶対に描かないであろうものを創作し、特定クリエイターのブランドイメージを下げる」、例えば「特定クリエイターの作風を模倣し、非実在児童のポルノ画像を生成する」などによるクリエイターへの営業妨害行為も見られます。

「このクリエイターの作風でポルノ画像を見たいが、依頼しても受け付けて貰えないと、該当クリエイターの作風を模倣した AI 画像を生成した」というコメントもありました。

上記はクリエイターの創作物における模倣学習の例ではありますが、同様の手法で「実在の人物の画像を集中学習し、未成年喫煙や暴力行為などのゴシップ写真を捏造する」などの行為も発生し得ますので、著作権と合わせて、肖像権や人権などにも憂慮する必要を感じています。

（現段階の技術でも、「AI を用いた画像の解像度向上」の結果、「顔がはっきり分からぬ状態で映っていた女性」が「特定の別の女性に見える形で AI によって補正される」までには偶発的に起こりうるかと思います。）

●受付番号 185001345000000685

3.生成AIの技術的な背景について

(1) 生成AIについての項目

で『学習データは切り貼りで無いものとされる』とあるが、昨今利用できる生成AIには学習データほぼそのままの画像を出力するものが多く散見されるため、この前提は間違っている。

5.各論点について

(1) 学習・開発段階

では「柔軟な権利制限規定」は著作権者の利益を通常害しないといえる場合を対象とする記載があるが、現在の生成AIのデータセットは様々なインターネット上の著作権があるデータを収集しており、著作者へのリターンもなく公開され、類似画像が出力されている。そのため前提として現状の法律で作られた生成AIの生成画像自体が著作者の利益を害していると考えられる。

正しく許可のあるデータからデータセットを作成し、作られた生成AIでなければ著作者の利益に害があると考えられる。

●受付番号 185001345000000686

- ・クライアントさんからお金を頂いた物であっても学習の為なら OK というのは良いのか
- ・選挙ポスターなども学習の為なら OK という事なのか？
- ・海外に著作権があるものはどうなるのか？日本では OK になるという事？
- ・グレーの状態ですら悪用が多いのに、法律的に OK にしたらさらにひどくなると思う
- ・AI の規制をしないとサブカルが廃る
- ・否定派、推奨派関係なく誹謗中傷の要因を作っている
- ・AI を使った詐欺も増えている
- ・AI 自体は発展に必要だと思うけど正しく使える人がほとんどという訳ではないからある程度の規制は必要だと思う

●受付番号 185001345000000687

なぜ、学習元にされたくないという人の権利が保護されないのでしょうか？

現在の環境では一方的にイラストレーターの作品の権利が侵害されるばかりです。

また、明確に被害者が存在する写真（性的被害・プライバシーの侵害）などが学習元に交じっていても気が付かず、利用者が知らないうちに実在の人物に不利益を与える結果になる可能性が0%ではない状況も非常に問題があると考えています。

画像生成AIの素材にしても良い、と許可を受けている画像のみを学習元にする。

学習元になった画像の権利者がいつでも確認できるようにする。

画像生成AIを作成した責任者が学習した画像に対する責任（著作権者に許諾を得たかどうかなど）を取らなければならない。

上記以外にも細かいルールは必要だと思いますが、せめて自分の作品をAIの学習元にされたくない、と考える人が対策を講じることができるルールを整備してほしいと考えます。

●受付番号 185001345000000688

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

ア 「著作権法で保護される著作物の範囲」について、法第2条第1項第1号では「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」に記載されている通り、「著作権法で保護されるべき著作物」は「思想」「感情」を表現したものということであればAIには「思想」や「感情」はないのだから、少なくともAIが生成した画像や音声は「著作権法で保護されるべき著作物」とはならない。よって、AIで生成した画像や音声は著作権が発生しない。

また、現在のAIで作成された画像や音声は、本来保護されるべき「思想や感情を創作的に表現した」人間たちの著作物を利用し生成したものである。

たくさんの保護されるべき著作物の同一性保持権が侵害されて改変された作品が世に出回っている。これは著しい権利侵害であると言える。

●受付番号 185001345000000689

内容を見る限り、ざっくりまとめると他人の画像を切り貼りする分には著作権の侵害には該当しないと仰っているように解釈しました。

イラストなどに限らず、人物の写った写真等でも同じことが言えるとするならば他人の写った写真を好き勝手に切り貼りする行為が取り締まられないということは、例えば昨今を騒がせているディープフェイクに近いことが出来てしまうのではないでしょか。海外では自撮り写真を生成 AI に学習させ、性的描写に作り変えるなどして脅迫や名誉毀損などの問題に発展いる事例もあるようです。

つまりは悪意ある生成 AI 利用者により無断で学習され性的描写やグロや残酷描写に使用されたり、それを金銭等の強要・強請に使われたり、更に上記の描写の生成 AI イラストによって身も蓋も無い誹謗中傷や誤解を招き、プライバシーの侵害や名誉毀損の被害に遭う可能性も否定出来ないと思います。イラストだとしても、もし政治的な内容や人権問題を匂わせるようなものを勝手に生成された場合、学習元となった著作者に被害が行くかもしれません。

もう少し慎重に、生成 AI 利用による影響や被害に対して罰則等の対策を講じるべきかと存じます。

●受付番号 185001345000000690

生成 AI は、すぐに規制、または使用を禁止するべきであると考えます。著作物の権利の所有者は必ず作者である必要があると考えます。

少なくとも、生成 AI によって生成された絵は、この世界のどなたかが生み出した作品などを学習したものであり、一次創作物であるとは考えられない。そのような生成物で儲けようとするものなど言語道断であると考えます。

AI が作った絵は生成物であり、創作物では決してあり得ず、生成物に対しての権利は与えるべきではありません。もしも A さんの絵を取り込み生成した絵で問題が発生した場合、A さんではなくその絵を生成した人間を厳しく罰する必要があると考えます。

また、声優が吹き込んだ声を AI に取り込ませ、出力することは盗作と同じであります。全ての権利は実際にそれを作り出した創作者ご本人に帰属するべきです。他人がその他人の権利を利用するというのはただの泥棒です。そもそも創作者の同意を得ず創作物を利用するという点が法律的に認められるということ自体がおかしいです。

規制を緩和するどころか、むしろ厳しく取り締まるべきです。悪用または無断で使用し利益を得たものに対して過去に遡ってでも直ちに罰金もしくは懲役などの罰則を与えるべきです。

所詮 AI は過去にあったものから学習して二番煎じのものしか生み出すことができません。それなら新しく自分で考えて生み出すことのできる人を国で守っていくべきです。

国を構成する要素は、国民です。日本の素晴らしいクリエーターを守ることができる仕組みをどうか作ってください。

また、生成 AI とは別になりますが、漫画の海賊版のサイトを厳しく取り締まっていただきたいです。可能かどうかはわかりませんが、そのサイトを使用し、閲覧したもの一度でいいので罰して欲しいです。罰を与えないことには改善は決して見られないと思います。

日本はアニメで有名なはずです。どうして創作者様や、出版社を経済的に追い詰めるようなことをするのでしょうか。常識に則った対策をお願いいたします。

●受付番号 185001345000000691

AI 生成物は元の著作物と同じ市場に投下され、模造品や海賊版の粗製濫造や不当廉売による著作物の価値の低下など、著作権者の利益を不当に害するものです。
合法ではありません。

●受付番号 185001345000000692

無許可の学習にもイラストレーターさんの努力・尊厳を踏み躊るような行為にも断固反対します。

現実に流通してる生成AI(NovelAI や Nijijourney が代表例、最近は SD や MJ も実質無数のLoRAの組合せなので同じ)はほぼ全部享受目的ありの例に該当します。

●受付番号 185001345000000693

生成 AI 自体は禁止すべきだと思います。

自分の書いたイラストが勝手に無断で AI に取り込まれるのは嫌ですし、イラストレーター やほかの芸術家の方々の仕事が奪われかねませんし、著作権の意味がありません。

しっかりと生成 AI に対する法律を作り、規制すべきだと思います

●受付番号 185001345000000694

現在稼働している生成AIの元となっているデータの出所が不明であり、他社の著作物を多く使用している。元となったイラストなどのクリエイターの著作権が正しく守られるべきである。

●受付番号 185001345000000695

生成 AI の技術的な手法については否定する考えはないが、画像生成 AI についてはすでに本来の著作者に許可を得ない形で投稿された画像が利用されていることがわかっている。

画像生成 AI の肯定は、それらの違法行為の肯定になっていると考えている。

イラストレーターが描かれた作品についてはみたいのであれば、それに対する正当な対価を払うべきでそれが行えていない現状では利用そのものが良しとされているのは間接的に描いてくださっている方への攻撃だと考えている。

また、仕事で WEB サービスの開発をしており直接的には関わっていないが、コンテンツの流出対策を聞いたりしていると各社で対策をしているがそれでもいたちごっこになっている。

画像生成 AI の利用はそうしたサービスが対策して根絶しようとしているサイトを助ける形になっていると考えている。

上記理由で画像生成 AI は利用すべきではないと考えているし、違法なものを利用していると言う点で問題があることが周知されていないことは問題だと考えている。

●受付番号 185001345000000696

AI学習に使用したデータセットは公開され、許諾されたものであるべきです。現在の創作物、ネット上に掲載された写真を無尽蔵に収集して出力するAIアプリは推奨されるものではございません。

●受付番号 185001345000000697

クールジャパンとか言いながら自国の文化を全て差し出そうとしてるとしか思えない素案。「著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではない」の文言で全ての創作者を守る気がないのが理解できた。最悪の素案

●受付番号 185001345000000698

現状の生成 AI(生成型検索エンジン)の使用について、無規制下での利用には反対です。利用や学習の規制強化、および権利者の権利を守るような法整備を望みます。

以下理由

- ・権利侵害の面

生成 AI の学習元となるデータセットに含まれるデータは、現状は以下のように著作者の権利が守られていないケースが多く見られる。

1：著作者が、生成 AI へのデータ提供に同意していない、あるいは生成 AI へのデータ提供を禁止しているにもかかわらず、勝手にデータを集めて学習元としている。

2：生成 AI へのデータ提供の際、AI ツール製作者から権利者に対してしかるべき報酬が支払われていない。

3：生成 AI 作成者およびデータセット配布者がそのツールやデータ配布で得た利益・生成 AI 利用者が AI 生成物で得た利益などが、学習元となった権利者に一切還元されていない。

4：生成 AI の学習元となっているクリエイターの創作物に対する価値毀損。

(例) 「マスピ顔」

「マスターピース的な顔の絵」の略。消費者から人気の出やすい(=金銭化しやすい)画風のため、生成 AI において多く学習され、画像生成時にプロンプト(生成時キーワード)として「masterpiece」と指定すると高確率でその画風の絵・キャラクターイラストが生成される。こういった事情により、逆に学習元となった「マスピ顔」的なクリエイターの画風が「生成 AI イラストでよく見るつまらない絵」「生成 AI 的なイラスト」として敬遠されるようになっている。

- ・クリエイター産業を破壊する面

生成 AI によるクリエイティブ産業は破綻している。

現状、多くの生成 AI(ここでは一般に認知されている AI 学習を伴う画像生成のツールなど)は、クリエイターの成果物のみを学習している。つまり、「結果だけを横取り」している状態である。

制作過程を省き、結果だけを生成するツールは一般層にとって気軽に富むが、産業としては破綻している。

1：生成物の内容が学習元に完全に依存していること、2：学習元のクリエイターと市場のシェアを食い合うこと…が主な原因。

生成 AI には学習元となるクリエイターとデータが必要である。しかし、上記「マスピ顔」に関する消費者の飽きにみられるように、生成 AI は“市場流行を加速させる傾向”がある。これは生成 AI 自体が市場流動を高め、生成物の価値を加速的に貶めることになる。

加えて、現状は多くのケースで学習元となったクリエイターの権利や意思が無視されてお

り、報酬の支払いも行われていない。学習元となるクリエイターに対する権利侵害により、クリエイターの作品・およびクリエイターの人口自体も減少し、市場の豊かさが失われることになる。

権利侵害によって成り立ち、学習元となる作家とシェアの奪い合いが必定となるために、生成 AI による創作産業は早い段階で破綻する。

・犯罪への利用

生成 AI による悪影響はクリエイターに限らない。同一人物の顔写真を学習すればディープフェイクを生成可能である。たとえば裸の格好をしている、縛られて捕まっているというような画像を生成することができる。前者は卑猥な格好の生成画像を出会い系サイトに載せる等の嫌がらせに使うことができ、後者は身代金の要求など犯罪にも簡単に利用することができる。

現状の生成 AI は簡単に悪用・犯罪利用ができてしまう。

上記の理由から、生成 AI の利用規制を望む。

●受付番号 185001345000000699

自分の作品を AI の学習に使われる事を嫌がる相手に「合法」といい搾取し、金儲けをしたり、罵詈雑言等の嫌がらせ、脅迫をしているのが AI 利用者の現状です
また、ゲームや DVD から音声に抜き出し、声優の声を合成した AI ボイスソフトを販売しようとする人もいます
正直日本人は著作権をあまりにも軽視していると思います
あらゆるクリエイターの著作権は守るべきです

●受付番号 185001345000000700

AIに関することについては今以上に厳しく取り締まった方がいいと思います。努力した人たちから摂取してそれを悪用することが容易になることそして、今の技術は顔だけ違う人に置き換えられたりして見ていて本当に怖いです。tiktokなんかで流れてくる有名人の顔を当てはめるAIの機能もアウトだと思います。AI機能を使用する人の目的を明らかにしてから高めの金額で使用許可をとるなどの使用人数をなるべく減らす対策をした方がいいと思います。

●受付番号 185001345000000701

1人のイラストレーターとして意見をさせていただきます。

大前提が間違っています。

大元を、あなた方は間違えています。

AI生成ですよ？

[AI]が、生成するのものですよ？

人が作り出す創作物を守るはずの、著作権が適用？

AIが人間と並ぶ意志を持った創作者であると貴方達は言うのですか？

著作権法で保護される著作物の範囲

著作権法で保護される「著作物」について、法第2条第1項第1号では「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されている。

このような定義から、著作物となるための要件としては思想又は感情を、

創作的に、表現したものであり、かつ、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであることが求められる。

創作的に、表現した 芸術が守られるべきものなんですね？

絵のデータが保存されたプログラムに文字を打ち込んで作られるイラストが、が創作物であると？

その保存されたデータの殆どは現在、多くのイラストレーターが人生をかけて描きあげたイラストを無断がほとんどです。

AIが作り出すのは、誰かの守られるべき創作性の略奪集です。

1人の人間が指先を動かし作り上げたのにもにのみ著作権を与えるべきであり、現在のトレース問題同様アップロードした時点で違法にすべきです。

個人の範囲でならどうぞいいでしょう。

「どうぞ！僕の絵をAIに学習させて沢山イラスト作ってください！」

なんて思うイラストレーターは存在しません。

AIは数々の発展をもたらすでしょう。

けれどAIは人を、創作者を支える物でなければならない。

人間の創作と努力と、仕事を奪う結果になってはならない。

AIを動かしているのは人間です。

それは決して行けない事です。

芸術におけるAI生成は許されざる行為です。

●受付番号 185001345000000702

私は現役で漫画家、イラストレーターをしております。
十数年この仕事で生きてきました。
生成AIで絵柄盗まれ簡単に出力できるようになり
絵を好きでもない人がお金稼ぎのために利用しています。
お金を稼ぐのはいけないことではありません。
ですが仕事として私達本業はトレース問題や使用禁止の素材に考慮したり
現実に存在する機械や生き物、建物や人間
この世界に存在するものを参考にないものを生み出したりあるものを正しく描いてきましたが
絵を好きでもない方が仕様する際この一切を考慮せず絵をただただ消費します。
また、AIを使用したことを隠す人も多く
その結果
AIを利用したイラストを企業が知らずに使用し著作権侵害となり取り下げが必要になるなど
被害が出るためAIで人のものを盗んで楽した結果余計面倒が増えます。
だって出力する人は絵のことを何も知らないから。
誰かの著作物がそのまま出力されても見抜く目を持ちません。
私は幼稚園の頃イラストを描いて周りの人が喜んでくれたことをきっかけにこの仕事につきました。
イラストは私の生き様です。
ですが今は誰かのイラストを見るのも AIなのか疑ってしまうし
自分の絵もAIと疑われてしまわないか余計な心配ばかりで描くのも見るのも億劫です。
政府がクールジャパンなどで盛り上げに使っている作品やクリエイターいますが
今後そのような素晴らしい作品やクリエイターが生まれてくる可能性を殺すことになりましたか？
クリエイターを守る選択をしてください。
著作権は絵柄にないと言いますが、だからといって明らかに無断でデータに利用されてそれを使ったAIがはびこるのはおかしいです。
絵柄になくとも絵にはあるのに ごちゃまぜにしてキメラにしてしまえば許されるなんておかしい。
そんなのゲロと一緒にです。

●受付番号 185001345000000703

素案に強く反対します。

AI 生成物は著作権を含めた多くの人権を侵害し、情報のノイズとなります。

例えば画像、音声の AI は、フェイクニュース・特定人物への誹謗中傷・猥褻画像と実在人物のコラージュ・すでにある作品の盗作等、既存の文化を大きく破壊し、今生きる人々の人権を侵害します。今インターネット上に掲載されている既存のすべての情報は、作った本人だけがその権利を有し、害されてはいけません。

AI 生成ツールの的確で有能な使い方は、調べ物です。

文章 AI 「bing」は出典元を併記し、正誤をユーザーに委ねるため、著作権に配慮されています。

技術を正しく使い、危惧されるリスクは回避するべきです。

以上のことから、AI 生成物を合法とみなす当素案に強く反対します。

●受付番号 185001345000000704

ai に対して私は断固反対です。あるイラストレーターとして仕事をしている方たちが生成 ai を使う人達によって、作品を素材にされてしまいその方達の立ち位置を奪われてしまう、という姿を何度かみました。著作権は元々そのイラストレーターの方達にあるはずなのに、ai を使う人達は何の苦もなく作品を ai で出しています。ai が全て悪いとは考えてはいませんが今の現状で ai を受け入れたくはありません。反対です。

●受付番号 185001345000000705

昨今の AI の発達と法的整備との間で整合性が取れていないと考えています。特に表題にもあります著作権保護の観点に対し、手が回っていない様子が散見されます。特定のイラストレーターの作品を AI に学習させ続けたのちにその AI を使用して性的なコンテンツを作成者販売されてたり、声優として活動している方々の音声を AI を用いて収集し、そこから更なる音源データを作成し利益を得ようとするなど AI を利用することでその学習もとである著作者の尊厳や権利まで貶められる可能性のあるコンテンツが多々見受けられます。

こうしたものに対する明確な違法性を認めないことには著作者の著作物に対する権利が守られないと考えます。

未熟な意見ではあるかと思いますが、どうか著作者が自身の努力から産み出したものが踏みにじられ利用されることのないような対策を国として講じていただければと存じます。

●受付番号 185001345000000706

私は個人事業主としてイラストレーターをしています。

生成AIの進歩により、AIが登場した当初よりも精巧なイラストが瞬時に出力されるようになってきて、私の仕事が今後少なくなっていくのではないかという懸念があります。

また、現在ある画像生成AIはいずれも、インターネット上の写真や画像の権利関係などを考慮せずに収集・学習した結果、成り立っているものです。

学習した画像の中には、児童ポルノに該当するものや、明らかに人権を侵害するものも含まれていると認識しています。

上記のような過程を経て生み出された生成AIを、「便利だから」「現行の法律に抵触しないから」という理由で普及させるのは危険だと考えます。

●受付番号 185001345000000707

創作物は個人が自由に出来る時間を割いて1から作成しているものです。

それらをA Iの学習材料にしようとは笑止千万です。

日本も終わったな。

●受付番号 185001345000000708

AIを利用するにあたって、著作権を有する人に対して無断でイラストなどが利用されるのは、不当だと思う。

著作物をAIに覚えさせる段階で、利用する許可を権利者に求めて報酬を出すのが妥当。技術をタダで得ようとしては、技術者は育たない。

●受付番号 185001345000000709

生成 AI が出てきてから絵の界隈はずっと嫌な空気があります。ネットにイラストをあげれば誰かの生成 AI の素材として扱われたり、それを使って攻撃したり。自分の絵を守るためににはこうしたらしいとか、素材にされたらこういう行動を取るといとかそんな話題ばかりで今の環境は本当に楽しくないし絵を描いている方々が苦しそうでしんどいです。私自身も趣味の範囲でですが絵を描きます。昔はネットにもあげたりして仲間内でいいねしたりと楽しんでましたが、生成 AI が出てきてからというものぱったりとやめてしまいました。

ちゃんと法規制を行なって素材にされたくないと明言した方々からは搾取しないようにするなど対策をとってほしいです。

●受付番号 185001345000000710

クリエイター側の意見になります。

素案を拝見いたしましたが、概要含め理解に時間がかかるので後に広く周知させることでしたらより視覚的にわかりやすいものや映像などが必要になるかと存じます。(著作権について意識が低い層は体感的に公的文書をよく読まない傾向にあると思われるため)

また、AI学習のデータセットから特定の創作物のデータの削除請求ができるとのことでしたが、「AI学習用に用意された創作物以外は学習データセットに含めないよう」に提供業者に規制させると創作者とAI利用者双方が安心して活動できるかと考えられます。

上記、特に下案の方ご検討いただけますと幸いです。

どうぞよろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000711

現状では画像生成 AI 使用者の多くが悪意を持ってクリエイターを加害しています。一部の人間が目立って悪く見えるのではありません。両手両足ですら足りないほどに、真っ黒な悪意でクリエイターを加害し、貶め、脅かす人間が大量に蔓延っています。

私自身もイラストを描いています。私はまったく有名なクリエイターではないため、標的にされたことはありませんが、インターネットにイラストを公開している以上、生成 AI および生成 AI 使用者にイラストを剽窃されていることは確かです。それだけでも不快極まりないですが、それよりも、尊敬するクリエイターの方々が迫害され、中にはイラストレーター業を廃業するという方も少なからずいることに毎日心を痛めております。生成 AI 技術そのものは科学の叡智の結晶であることは否定しません。ですが、現行法のまま、規制を進めないままでは、あまりにもこれまでのイラスト産業に貢献してきたイラストレーター、文章で人々を楽しませてきた小説家や記者、アニメや映画に命を吹き込み、いわゆる“クールジャパン”を醸成した声優など、すべてのクリエイターが、あまりにも報われません。そもそも画像生成 AI 自体、クリエイターの作品がなければここまで高い技術にはならなかつたでしょう。生成 AI を作成するにあたり、無断で学習されたクリエイターへの利益がまったくありません。規制はもちろん、学習元のクリエイターにも還元されるものがあつて然るべきです。大した地位もない、イラストレーターを本業にすらできていない若輩者ではありますが、あえてクリエイターとして言わせていただきますと、画像生成 AI に恩恵を感じたことはただの一度もありません。不快極まりなく、迷惑千万です。本当のことを言うならこの世から消してほしいくらいです。そう思うほど、生成 AI 使用者にはうんざりさせられています。生まれてしまった技術を消すことが不可能なら、悲しむひとが少しでも減る、権利を侵害されるひとが少しでも減る規制をしてください。現行法の今まで“クールジャパン”がさらに発展するともしお思いなら、それは大きな勘違いであり、そのような未来は絶対に訪れません。

●受付番号 185001345000000712

449 キャラ、36 万音声ファイル、合計 581 時間・343GB の声優のデータを無断で抜き、販売しているようなれっきとした犯罪者が、人間側の無知により肯定されてる世の中になっている。

一刻も早い法の制定を、罰則の強化を、国民への周知を。

●受付番号 185001345000000713

現在、漫画家を生業としております。

不特定多数の人のネットの作品や写真を学習して生成されたものを使って、

現在活動されているクリエイターを攻撃している人を多くみられ、問題になっております。

AIがクリエイターの制作補助になるのはとてもいい事ですが、自身や会社に著作権などの権利がないものを使用するというのは、いなくなればAIに学習された会社や個人事業主は商標登録した商品を改造されて金儲けされているようなものです。

これから希望として、AIに学習するために許可の申請と学習料金を支払わなければならない、また何が学習されているかAI会社は提示しなければならない法律を強く願います。

また、AIによるフェイク動画などは最悪国に信頼を落としかねない恐ろしいものなので、重罪になるよう法律を制定していただきたいです。

個人（または会社で）の使用権、著作権があるものだけをインターネットを通さず学習させて使うことに関してはAIに発達してほしいと思います。

●受付番号 185001345000000714

生成 AI が生成した生成物は学習データの切り貼りではないという旨の文章が書かれているが、この考え方は間違っている。また、現在流通している生成 AI のほぼ全てが著作権法における享受を目的の一つとしている例に該当する。したがって、生成 AI の使用は規制した方が良いと考える。

●受付番号 185001345000000715

将来創作に関わりたいと考えている学生です。

現在生成AIによって特定のイラストレーターや作品を彷彿とさせる画像が作られている問題をSNSで頻繁に目にします。

また、存在しない生物の画像による検索汚染や、実在する人物の顔を使った、またはイラストレーターの作品の特徴を模した所謂エロ画像を生成されてしまったというトラブルも耳にしています。

イラストや漫画などはこのままでは創作活動者の努力を踏みにじるような事態になってしまふのではないかと不安に思っています。

生成AIについてはAIで生成されたことが分かるような対処を義務付けるべきではないかと思っています。

日本には世界で認められるキャラクター文化があるからこそ、それらを生み出してきた人、これから生み出していく人を守る取り組みが必要だと思います。

●受付番号 185001345000000716

AIは創作者の職を安易な方法で奪う他、オリジナル性を失わせる行為

●受付番号 185001345000000717

規制は賛成ですが、32 頁の抑制は可能なものなのかと疑問が残ります
国産 SNS ならいいのしようが、主流 SNS は X(旧 Twitter)などがメインであり、国外
製のものです
その規約には AI 学習に使われる事がある事を了承して使ってくださいとある筈なのですが、国外製 SNS に国内法が適用出来るのかが疑問です
仮に国内で適法され国内の規約からは消えたとしても、国外言語ですとおそらく規約から
消えませんでしようから意味を為しません
諸外国との足並みを揃えて規制を段階的に行う事を望みます

●受付番号 185001345000000718

項目 5(3)について。AI で生成される物は無断で学習したデータを切り貼りしたものがほとんどを占めるのが現状です。それは何度試行を重ねたとしても AI 利用者の思想や感情を表現するものには成り得ず、著作性を認められないものです。

●受付番号 185001345000000719

例えば、例えばですが自分が作った物(仕事の書類でも芸術作品でも何でもです)とか、更に言えば自分の子供とか先祖が作った物。それらを生成 AI を扱う人間が学習させて、切り貼りした生成物でインターネット上で収益を受けたり、または商業行為を行ったら著作者への保護という観点からどう判断致しますか。

すみません、前述の例えが悪かったと思います。

クリエイターの作成物は、クリエイターやクリエイターが許可した者以外扱ってはならない物です。

生成 AI の生成物は、立派な切り貼り行為ですよ。切り貼りでは無い、そんなわけないじゃないですか。

自国の文化を誇れる国で在り続けてください。

感情論になってしまい申し訳ありませんが、AI が生成したものを日本の文化として出すのはあまりにもお粗末で、つまらないです。

●受付番号 185001345000000720

現在の日本での AI は著作権侵害を簡単に行えるツールとなっており、犯罪の温床になり得るといえます。既に多くの漫画家、イラストレーターなどの絵を AI で学習させ作り出したものを無断で売る行為が多く行われています。AI を使用する際の法案・法律を速やかに行って欲しいです。

●受付番号 185001345000000721

AIによって、自分の力で作品を生み出しているクリエイターの発展が虐げられていると感じます。私自身も文章を書く身ですが、今度の芥川賞にchatGPTを利用した作品が賞を獲得するなど、あまりにも冒涜的な行為としか考えられませんでした。AIの利用で収益を得ること、及び賞やコンテスト等に応募することを規制しなくては、今後もどんどん純クリエイターがその割を食い、文化の発展が見込めないと私は思います。私一個人では、どうしようも出来ない問題ですので、どうか国のお力添えがあればと思います。AIで物を作るのは文化の発展とは言えません。現状それを悪用している層も見受けられますので、どうか適切な場にはそれらが蔓延らないようにお願いしたいです。

●受付番号 185001345000000722

1 はじめに

判例及び裁判例の蓄積を待つべきではないという箇所に賛同します。

2 検討の前提として

の中で挙げられている、著作権法が適応される可能性のあるもの 3 点は現状規制のないままに跋扈しているものであり、速やかになんらかの規制が行われることを望みます。

3(3)及び 4

懸念はもっともなものであると考えます。

5 各論点について

本文中でも指摘されていますが、ある人の創作物を AI が学習して似せたものを作る。という行為はどうしても違和感があります。

一次生産物に対して敬意を払うとともに、生産者を守っていくべきです。

その手段の一つが法にあるのではないでしょうか。

●受付番号 185001345000000723

AI と著作権に関する考え方について素案

上記データの 10 から 11 頁目にかけて書かれている、

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

とありますが、この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないならば、

生成 AI は無から有を作り出しているということになるのではないかでしょうか？

実際生成 AI が生成しているものには、多かれ少なかれ既存の著作物が含まれている場合が圧倒的に多く、学習データの切り貼りでない状態などあり得ないはずです。

この素案をそのまま通すということは、学習データとして使われてしまう著作物、及び著作者の権利や尊厳を踏みにじって良いということになると思います。

既に多くの作家さんが生成 AI やそれを悪用した第三者の被害を受けて苦しんでいます。

それらを助長するようなものだけは生み出して欲しくないです。

ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000724

人間と人間同士の著作権の侵害の問題ですら満足な解決策がない今、AIによるデータの取得などによって出力された作品が言い逃れできる余地を与えてはいけません。AIが読み込むデータは人間が作っています。無から湧いて出てきたのではありません。芸術文化を蔑ろにし続けるこの国で、それでも命を賭けて作品を作ってきた人々の作品をほんの数時間、ほんの数分で奪うことはあってはならないと思います。

●受付番号 185001345000000725

声優の声を無断で 449 キャラ、36 万音声ファイル、合計 581 時間、343GB ゲームから取得し、ばら撒いて声優のコピーを作ろうとしている動きがある
無断に取得したデータで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する

●受付番号 185001345000000726

5. (1) 特定の作者の作品を読み込ませ、所謂「作風」を模した生成 AI 作品をつくり、作者本人にやめるよう言われてもやめない人を SNS 上でみたことがあります。もしそれが本当の事ならば、非常に問題だと思っています。

そのようなことをされる方がいると、作者の方は困りますし、作者さんの方に誤ったイメージがつくかもしれません。そういうことが重なると生成 AI を使う事自体が忌むべきことになり、使うだけで炎上してしまうかもしれません。

はっきりと、法律上でやってよいこととやってはならないことを決めなければいけませんし、著作権侵害問題が起きたときに通報できる先が必要だと思います。

画像生成については違法な画像が一部データベースに含まれているという話もあり、上記の問題もあるため、生成された画像について、どのツールが使われ、そのデータベースに何が含まれているかわかるようにしなければならないなど、使うときのルールを厳しくする必要があるかもしれません。

●受付番号 185001345000000727

生成 AI による著作物に対する著作権上の扱いについては時代に即したものになるよう慎重にご判断してくださるようお願い致します。

著作権は作風を保護しない、というのは模倣・偽造が脅威でなかった時代だから通用した概念であり、デジタルでのコピーが容易になった現在ではこの考え方はクリエイターの財産を守る助けにならず、むしろ盗作を助長していると言えます。

現在では「アイデア」「作風」が著作権で保護されないことを盾に、生成 AI を用いてクリエイターの作風を学習させた AI を用いて作品を乱造し、悪質なものだとクリエイター本人を騙つて金銭を得ようとするものさえ存在します。

私も画像生成 AI 利用者に「作風の模倣は著作権侵害にあたらないからお前たちが怒るのは間違いであります、俺たちが盗作していく様を黙って見ていろ」という旨の発言を何度も送りつけられました。

これは本当に我が国のクリエイティブが目指す未来だったのでしょうか?

著作権は「悪用」されている状態ではクリエイターを目指すものなど生まれようもありません。

どうか、クリエイターに寄り添った慎重なご判断をお願い致します。

●受付番号 185001345000000728

AIは正しく使ってこそそのものだと思います。

他人の作品を無断で勝手に使いあまつさえもそれで金儲けしようとするような輩のため
に、これまで自身の時間で最大限努力されてきたイラストレーターや漫画家、小説家、声
優や俳優その他諸々の方々の作品、魂の結晶などありません。

これから先、自分の手で何かを作る子供たちのためにも、他人の絵などを使ってのAI作
品を規制するようにしてください。

●受付番号 185001345000000729

生成AIを使えばイラストはおろか、政治家のスキャンダルの音声を生成することだって可能です。

使う人が悪い事に使おうとすればどんな悪いことだって可能なものだということを理解すべきだと思います。

●受付番号 185001345000000730

自分のトレードマーク・アイコン・この人だとわかる個性を無駄んだ使用されどこに使われるかわからないという状況が怖いです。

例:無断で絵や声などを犯罪関連・反社組織に利用されるなど

●受付番号 185001345000000731

画像生成 AI や文章生成 AI による無断学習によって創作者が不利益を被ることの無いよう
にお願いします

●受付番号 185001345000000732

AI学習については、著作者の許可がなければ著作権法違反になるようにしなければならないと思います。

誰かが作ったものを第三者が無断でAIに学習させ、その生成物を含む作品、またその生成物を加工したものを含む作品を自分の作品として投稿や販売などをするのは、間違いなくその作品の著作権を侵害するものだと思います。著作者が作品にかけた時間や創作的な工夫を盗んでいる事と変わりません。これがまかり通れば、あらゆるジャンルで、創作活動はAI生成物に荒らされ、めちゃくちゃになってしまうと思います。

どうか、AI学習は著作者の許可制にして下さい。よろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000000733

自身で絵や小説作品をつくっているクリエイターですが、線引きがあいまいすぎて勝手に使われてしまう可能性があるように思えます。AIはもっと慎重に取りあつかうべきものだと思います

●受付番号 185001345000000734

人工知能を用いた創作物に著作権を与えてはいけないです。また禁止すべきです
著作権の切れたものの仕様や許可を得たものを学習させるべきです。これらを守れない場合の処罰をするための刑法を求めます。

●受付番号 185001345000000735

生成 AI を推進する人たちは法律を拡大解釈させることで合法であると主張しているが実際の所はデータを無許可で取り込むことで成り立っているのでそのような他者のデータを無断で生成 AI の学習材料として取り込むのを違法化してほしい。しかしそれでも行う者が現れるのは分かりきっている事なので違法な生成 AI を広めない為にも AI によって作成された作品は作品の作成者、生成 AI 及びその開発者に著作権が発生しないようにしてほしい。又誰かが特定の個人の作風を意図的に再現した作品を公開した場合、その特定の個人が差止請求してきた場合にそれが可能になるようにしてほしい

●受付番号 185001345000000736

無断で既存のデータを利用したような生成AIの存在は著作権の著しい侵害であり、なおかつ犯罪の温床だと思います。反対です。

●受付番号 185001345000000737

AIの学習と言いましても、観測する人間にとって心地よい、好意的に見える作品の範囲はある程度決まるかと思います。

AIがその心地よい範疇のものを選別学習した結果出力されたものは結果として「観測者にとって心地よい作品を生み出すよう努力した創作者」の作品と類似するのではないかと思うか。

偶然の類似に対して著作権は行使されませんが、この創作者は己の努力でたどり着いた市場価値を「AIと似ている」「AIではないか」と判断され不当に低評価を受けることになります。また作風が類似するため他のAI作品に埋もれやすく、作成速度は(手作業のため当然ですが)AI作品に劣ります。

少なくとも私の観測範囲で、イラストレーターの方がこういったことから収入が落ちたと嘆いている場面がありました。

イラストは可視化されるためわかりやすいですが、これは文章、音楽その他創作物にも共通のことだと思います。

AIの学習そのものを私は否定しませんが、学習元となった多くの創作者の市場価値が担保できない現状AI学習、AI生成作品を肯定することはできません。

職業選択の自由行使し日々スキルを磨き就労の義務を果たしている国民の利益が不当に搾取されています。素案は「個人の数少ない作品から学習すること」を否定していますが、市場の流行を押さえ販売価値を上げる、いわゆる「流行りもの」を学習させることは否定していません。流行ですからもちろん多くの方がそのような創作をされますが、流行りものを押さえるのは個人の商業努力ではありませんか?それは守られるべき利益ではないのでしょうか。

また、創作とは写真や動画作品も含むと思います。

作者が変われば同じ被写体でもまるで違う作品になります。

素案を拝見しましたが、被写体の権利保護はどうなるのでしょうか。

例えば女性アイドルがいたとして、彼女はアイドルですから様々な写真、動画が撮られるでしょう。撮影者は著作権で保護されるでしょうが、その様々な撮影者から特定モチーフ(該当アイドル)を抜き出した場合のAI生成作品はどういう扱いを受けるのでしょうか。例えばそのアイドルの、出演していないAV作品を生成された場合彼女は保護されるのでしょうか。

以前岸田総理がAIでデタラメを話す作品がネットにアップされましたが、ああいった事態を防ぐための法案などはできているのでしょうか?

被写体が絶対にしない作品はその時点で高い市場価値があるでしょう。それはイメージ戦略だったり、期を見計らっていたりするかもしれません。そういう商業価値を保つための戦略がAI生成で破壊される可能性は考えておられますか。

技術として AI が素晴らしいことは理解していますが、使う人間の倫理、法整備が間に合っていない印象です。悪用しよう、乱用しようと考えた時を防ぐための土台がない状態で、どうして賛成できましょうか。

ご一考の一助となれば幸いです。

●受付番号 185001345000000738

創作をしている者です。

安易に生成AIの利用を推進してほしくありません。

生成AIを利用する上で、必ず元データ（画像や音声文章など）が存在しないと生成できないという点から、『著作権を害しない』と断言できるものではありません。AIに依存することは、自由に発想する力を奪う行為です。

ものつくりをする上で自分の経験したことや学んだことの中から頭を使って考えることが創作の楽しみであり、醍醐味だと日々考えています。

また、安易に生成AIを利用することは、創作を生業とする方の仕事を奪うことにもつながり、将来を担う子供たちの夢を奪うことにつながるのではないかでしょうか。

”海外に並ぶように”と幼稚な考えは捨てて、今この国を生きる国民の目線で物事をかんがえてください。

●受付番号 185001345000000739

生成 AIについて、特定の作者の絵柄を学習させ不正な利用を行ったり、声優の声を学習させ違法に販売したりするなど学習元になったクリエイターに不当に働く例を多数目にしています。

学習元への侮辱的、冒涜的な発言もあると聞きます。

一から作品を制作しているクリエイターに不利益になる技術を安易に容認するべきではないと思います。

AI生成物は生成させた人間の制作物ではなく、下敷きとしての誰かの作品をもとに成り立っているものです。

一からものづくりをしている人達にとって少しでも不当に生成 AI がはたらく限り、生成 AI の厳しい規制を求めます。

●受付番号 185001345000000740

AIに学習させるものがすでに他者の創作物だったら、それは他者の権利侵害になると思う。AIで出されるものはそのAIに学習させるものを扱う本人が自分の力で用意したもの、または著作権のないものに限るべきだ。ダ・ヴィンチの絵画を学習させたAIが「ダ・ヴィンチを学習したAIが出力するダ・ヴィンチ風の絵」を名乗るのであればまだしも、ダ・ヴィンチの絵と誤認されるものを学習元を明らかにしないで発表するのは問題である。小説などの文字類、音楽、立体物、人間が作るものはその権利を侵害されない権利がある

●受付番号 185001345000000741

生成AIはインターネット上の既存作品等を学習し続ける。そのため複数人の作品を学習し、その複合的な学習結果で作品を生成するため、元々の権利所有者の特定が困難になると考えられる。またオリジナルの作者が作品に署名等を行ったとしても生成AIが学習し出力した作品には影響がないため、生成AIによる学習を防ぐには学習されないフィルタ一等をオリジナルの作者がインターネットへのアップロード前に自ら行う必要がある。また実際に生成AIによって自らのオリジナルの作品を一方的に学習された場合も芸術作品の作文や特徴は科学的に証明することができないため学習されたことを主張するに際しても困難が生じる。これらの本来存在しなかった手続的、または心理的負担をオリジナルの作者が負うことになるために、生成AIを用いない作者は作品の創造を諦め、日本全体の芸術作品の価値の低下や、産業の衰退をもたらす可能性がある。そのため生成AIによる作品の生成には法的にある一定の制限を設け、学習されるリスクのある作者に負担がかかる制度を作る必要があると考える。

●受付番号 185001345000000742

5 (4)について

「A I開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することにより、著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されるものでは無い」とありますが現状生成A Iの技術が一般的に利用出来るものになっているため、利益を害している状態になっていると考える事が出来ると思っております。素人の勝手な意見ではありますがAI技術の開発や実験が目的なのであれば生成A Iを一般公開（開発企業以外がその技術を使い利益を得る行為等）する必要性を感じる事ができません。

また、著作権者等に対する補償金制度が困難であるのなら、ネットワークを通じた無差別な学習ではなく学習元となって頂けるクリエイター又は著作物を募り契約や業務提携という形で報酬の受け渡しをするという形で開発をする事も可能では無いのでしょうか？

生成A Iへの著作物の学習を望まないクリエイターの方々が不利益にならない著作権法になることを願っております。

●受付番号 185001345000000743

無断データでデータ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する
と思います

●受付番号 185001345000000744

AIは日本のアニメ業界を衰退させる麻薬だと考えています。AI利用は禁止にするべきです、

●受付番号 185001345000000745

AIによる無断学習、並びに生成

昨今問題として度々話題に上がるこの行為はイラスト文化を衰退させるものと考えます。

AIによる生成自体は寧ろまだまだ発展させるべきものだと思いますが、現在の法整備でのきていな時代には早すぎます。

正しく学習教材が用意され、正しく生成され、正しく公開され、正しく管理される場がなければ九分九厘衰退の道を辿ることと思います。

人の絵柄による生成は、いわゆる転載のような行為で稼ぎを生み出すだけでなく、「絵柄を盗まれたその人」を騙り悪意ある行動の濡れ衣を着せることすらもできてしまうかもしれません。

そういうことや、まだ開拓されていない悪意ある行為を起こさないためにまずはA Iそのものは全てストップし、最優先で法整備を行うべきです。

●受付番号 185001345000000746

切り貼りではない。とありますけど、規定されたデータの中だけのものしか受け付けないわけではないのなら、我々の創作物が切り貼りされる事もありますよね。創作者にバックも何もなく魂を込めて作った作品を易々と使うのは尊厳を踏み躡る行為です。断固反対します。

●受付番号 185001345000000747

AI 自体が普及するのは良い事だと思います

ただそれが多くの人の不快な事"や"困る事"に繋がりやすくなっている現状がおかしいのではと思います

私はイラストを趣味で描いており、それを X(旧 Twitter)で投稿しています

そしてそれは他の多くの方もしています

しかしココ最近では自分勝手な人間が絵描きさんのイラストを勝手に AI に取り込み、あたかも苦労したかのように、自分が描いたと言わんばかりの投稿をしています

もっとおかしな話で、特定の絵師様のイラストを勝手に取り込んで商用利用する輩もいます

AI 自体が悪いのではなく、そう言う考え方の足りない人達のせいで便利なツールである AI まで良くない認識に変わっていっていると感じます

AI の使用は個人では利用出来なくする様にするのが一番良いのではと思いましたが私にはそれ以外思い浮かばないので一つの案として書かせて頂きました

絵師様のように自分の手で何年と苦労して生み出された技術が奪われていくのは見ていて辛いですし、もし自分も同じ様にされたらと思うと不安です

小学生の頃から習ってきた道徳とは一体何だったのかと思うこともあります

どうかこれ以上悪化するような事態にはならないで欲しいです

それが出来るのが政治の力では無いのでしょうか"

●受付番号 185001345000000748

現時点でも多くのイラストレーターの方から意見が寄せられていると思います。
彼らの意見を尊重し、利益が損なわれないよう調整をお願いします。

●受付番号 185001345000000749

全てに目を通しましたが、正しい文章がかけずに申し訳ございません。

自身はイラストに関わる職業についています。

・AI学習による出力で、切り貼りでは無いとする

違います。意見を求めるのであれば、よく調べてみてください。

インターネット上で散見されるAI作成画像には学習元がクリアでないこと、また生成物が学習元とされる版権キャラクターとポーズや色がおなじ（指定しただけでキャラクターが生成されます）事などが問題点となりえます。

人々が同じような行動を起こした場合、それらは法で明確には裁けずともルールに基づいて否定されます。

それでありながら、生成AIはそうではない、とされる理由がどこにあるのでしょうか？

また、イラストや文章のみならず、簡単に有名人のフェイク動画を作ることも可能です。

「人物名AI」こう調べるだけで有名人の踊っている姿から裸で性的接触を行っている画像まで出てくる世界です。

法規制をしなければ、それで苦しむ人物は多く出てくるでしょう。

想像するだけです、貴方の家族や貴方自身のフェイク動画が出回った時、「切り貼りではなく創作物である」と、自身とは似ている“だけ”割り切ることが出来るのですか？

AIは人々の暮らしを助けるために使われるべき素晴らしい技術ですが、人々の不安感や怒りを産むだけの現状が悲しいです。

創作物を搾取され、ボタンを押すだけの人物が笑って得をする。海外にはデジタル植民地と評される日本の未来をどうか、考え直してくださいませんか。

●受付番号 185001345000000750

「学習データは切り貼りではないとされる」事についてですが学習元が WEB 等の出処と画像等の作者が紐付けされていない、出力後にそれを辿れない時点で透明性に欠けます。それに画像等の制作者が AI での学習を許可すると許していないものを学習した時点で無断転載であり、切り貼りを行っているに等しいと思います。

現に勝手に自分の描いた絵を学習され倫理道徳に反するものに使われて大変悲しい思いをされている絵を生業にされている方々がすでにいて、泣き寝入りにならないように抗っていらっしゃいます。

そんなことがこれからたくさん起きないようにしっかりと考えて反映していただけることを望みます。

●受付番号 185001345000000751

SNS などでイラストを投稿している方々が、生成 AI による盗用の被害に遭われているのを目撃しました。他人のイラスト等のデータを無断で使用する行為に対する規制が必要だと思います。

●受付番号 185001345000000752

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理について

趣味で絵を描いています。たまに SNS に載せる程度のものなので、私自身の作品が AI 学習に使われることは心配していませんが、私の好きな画家やマンガ家、イラストレーターの方々の絵が軽々しく AI 学習に利用されることを懸念しています。

実際に「〇〇さん(実在のイラストレーターの方)の絵を学習させて仕事を受けて儲けよう！」のような呼びかけをする人も拝見しました。このような行為が認められるようになるのなら、学習に使われた創作者は、これ以上創作する意義もやる気もなくしてしまうのではないかでしょうか。それが続ければ、いずれは自分で創作する人がいなくなり、行き着く先は文化の喪失だと思います。

AI 全てが悪とは言いませんが、創作者の著作権はしっかりと守られるべきだと思います。

●受付番号 185001345000000753

趣味で絵を描いてる者です。現在のAI生成ツールは著作権の盗用です。自由なアイデアではなく、無関係にデータを集めているだけです。特定の作家の作品があればあるほど、その作家の作品と偽ってデータを作り出せますし、盗用以外の何者でもありません。ですのでAI生成についてはさらに厳しく取り扱っていただきたいです。

●受付番号 185001345000000754

他者の創作物に用いられた表現や文体等を AI に学習させそれをそのまま自作に反映させ、それに少々手を加えた程度でも著作権が認められる場合があるというのは問題だと思います。人間によって行われる剽窃や盗作などとどう違うのかが分かりません。

●受付番号 185001345000000755

1.生成・利用段階についての考え方について

に関して

実在の人物のありもしない写真のようなイラスト(例えば芸能人のポルノ画像など)や非常に本人に酷似した音声で言ってないことをあたかも言ったように思わせる音声データの生成、

存在しない生物がまるで実在するような画像などが生成できてしまい、

誤解を生む、脅迫に利用されるといった問題があるため、

全くAIやイラスト、創作物などに興味・関わりのない素人目から見てもAI生成物であることがわかるよう自動的にその旨を示すマークなどが入るようなシステムのようなものが必要、

そのようなシステムがないものの利用や製造についてはチェックや罰則を設けたほうがいいと考えます。

2.学習・開発段階の「非享受目的」に該当する場合についてに関して

非享受目的に該当する場合においては無断での学習は可能という点については何も意見することはございませんが、

現に明らかに著作物への依拠性がありそうなもの、享受目的であるものがネット上で度々散見されます。

ですので、厳しい罰則を設ける、著作権侵害が疑われた場合、著作物へのアクセスの可能性があつたかどうかなどの情報開示がしやすい環境作りは必要不可欠になってくるかと考えます。

●受付番号 185001345000000756

イラストレーター様の描かれる絵は人それぞれの癖や美しさで構成されており、それらを表現しうるまでにたくさん努力を重ねた事だろうと考えています。

その努力を踏みにじるように、勝手に AI 絵に加工してしまうなどという事案が近年大量に増え続けております。

今までこれらは『人々のモラル』によって守られてきましたが、モラルに欠ける人々が増えに増え、抑えられなくなった今、『道義』では無く『法』によって、イラストレーター様の絵を守ってほしいと思っています。

AI によって勝手に絵を学習させ、アウトプットする行為が『盗み』と等しいと感じています。これ以上傷付くイラストレーター様が増えないためにも、生成 AI への正しい制御を求めます。

●受付番号 185001345000000757

5. 各論点について 3) 生成物の著作物性について に対する意見

生成 AI の学習元コンテンツには、クリエイターの著作権が存在する。

生成 AI には、学習元データが使用されており、

著作権は学習元にある。

生成 AI に著作物性は認められない。

クールジャパンとされる

各エンターテイメントのクリエイターから

著作権を奪う行為にも等しい。

既に多々起きている、生成 AI がイラストを盗用したトラブルを鑑みても

クリエイターが疲弊し、業界が衰退するのは明らかである。

●受付番号 185001345000000758

私は漫画家業を生業としています。昨今のAI技術の高さには驚きと共に脅威を感じます。そして使用する人のモラルの低さも懸念しております。

漫画を描く上で、AIはアシスタント代わりにもなるだろうし、経費の面でも浮くだろうなとも考えられます。しかし大手ペイントソフトや書籍ダウンロード販売の会社の多くはAIを拒否しています。その理由をお考えいただきたいです。

これを実際読まれているかは分かりませんが、あなたにとっての唯一無二なモノ。

物でも、人でもなんでもいいです。唯一無二なモノを他者が侵攻して奪っていって我が物顔で「これは自分のだ」って言ったらどう思いますか？

現状、AIの作品はそのような状況にあるため、AIを拒否するクリエイターが多いのです。

思想などが無ければという問題ではないのです。

使用する人がモラルなく無差別テロの状況で既に「やらかしてる」のです。

ここでAI作品に対する著作権まで認めるとかありえないです。

私たちは日に何枚もの絵を描きます。毎日毎日描き、何年も何十年もかけて自分の絵を昇華していきます。それを一瞬で他者にAIに奪われなければならない危険性は不要だと思います。

AIが進化している今だからこそ、法律も国もAIに右習えでなく、クリエイターを守るよう律して欲しいと思います。

●受付番号 185001345000000759

現在の AI は基本的に他人の著作物を許可なく利用して開発されている。また、海外では、AIへの命令の仕方によっては学習に使用した文章をそのまま出力する事案がある以上、現行の AI は使用するだけでも違法になったりする可能性がある。

AI 使用者を著作権侵害にて訴訟されるリスクから守るために機械的に情報を取得して学習に使用することをやめさせるべき。

私の個人的な感情としては、AI は他人からの搾取構造で成立している。そのため対価を支払わずに使用することはありえない。だがその対価を支払う方法はすでに存在しない。なぜなら世界中の情報を片端から使用したからだ。よって対価を支払えない以上使用すべきではない。

●受付番号 185001345000000760

【2,検討の前提として】

【(1)ア】

- ・生成 AI を創作物として認めないものとする
- ・該当は「誰でもありふれた表現になる」
- ・完全一致はありえない仕様になっているが作風を誰でも表現できる事は集中学習などで可能で、それにより成りすましながら簡単である事。
- ・その作風を大量に、高速に模倣可能である
- ・生成スピードがとても人の感情に表現するものに値しない機械的なものである

【ウ 権利制限規定の考え方】

- ・著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（法第30条の4）に違反している
- ・生成 AI は結果的に傍受を目的にするものに帰結している
- ・生成 AI は入手経路が使用者の認知されたものではない。
- ・その為、その保護すべき情報を保護できない。
- ・著作物も結果的に確認を取れないまま引用されている
- ・学習データは動的なコピーであると解釈できる
- ・生成 AI はクローラーで収集されたものを学習タグによって復元するものである
- ・その膨大なデータは単純所持禁止、プライバシー、非営利など人権を配慮されず収取し許諾なく使用される。
- ・よって著作権はおろかプライバシー、人権は容易に侵害され、学習データは機密性・保護性が保てない。二次被害の懸念がとても高い。
- ・現に CSAM が学習されていた事が発覚した。現在は削除を発表されたが、今後も秘密裡に収集されてしまう可能性が高い。

(出典：<https://www.gizmodo.jp/2023/12/stability-ai-date.html>)

- ・収集は海賊版、違法アップロードも含んでいる可能性が高く、そもそもが許諾されていないもの含み利用できるのは著作権と人権の概念が強く懸念される。
- ・また悪用も容易である事からフィルタリング、検出、マーカー実装義務が問われる
- ・悪用の事例
- ・ディープフェイク
- ・特に実在の人物を自由に、音声まで再現できるのは人権侵害に等しい
- ・有名人のディープフェイクによって巧妙詐欺の増加

出典：<https://gendai.media/articles/-/121346>

- ・クリエイターの作風を集中学習し、クリエイターになります被害が増えている
- ・それによって作風のコピー生成による嫌がらせ、海賊版が拡がりつつある

- ・生成AIによる海賊版、粗製濫造によって市場が圧迫しクリエイターの損害を起こしている
- ・作成スピードがとても人間では追い付けない面もあり、従来手法のクリエイターが精神的に追い詰められている
- ・将来的に新しい創作物が停滞する、手作業による技術の致命的なロスト、市場の空洞化を起こす危険性が高い
- ・時間が経過していくば国内ばかりでなく世界的にこの傾向が悪化する懸念が強い

生成AIは可能性が無限にあり、そのせいで人に強い高揚感を与えていたる可能性が高い。
当方のSNS閲覧上ではモラルが低下したユーザーをよく見かけるようになり、誹謗中傷の手段が増えてしまったように感じた。

どうか被害調査、経済効果の再計算を心から強く願います。

生成AIの導入で解雇が相次いでいます。雇用崩壊の懸念もあり、人権と著作物を保護し、学習禁止、規制方法を検討すべきである事を要望します。

出典：<https://news.livedoor.com/article/detail/25712815/>

●受付番号 185001345000000761

著作権の適応範囲など考えず著作権切れした作品だけ学習させてればこんな問題は起きました。何故今を生きてる人たちが時間もお金も心血注いで作った創作物をタダで奪った上に仕事まで奪おうとするのでしょうか。オンラインに上げられたものが手軽に見られたり収集できる今の時代だからこそ何の為に著作権があるのか考え直してもらいたいです。

もしくは学習に協力する人たちは有志に限るべきです。

●受付番号 185001345000000762

自分のイラストを無許諾で学習できないようにするためににはどうしたらしいか、具体的な対抗策を示してほしい。現行法下では対抗策がない場合、学習回避が自由にできるような法整備を希望する。

●受付番号 185001345000000763

5.各論点について(4)

生成 AI が身近になってから様々な SNS で生成元の画像を無断利用する、更にそれを使って金稼ぎをする人や生成 AI を使って生成元画像の作成者に嫌がらせや誹謗中傷行為をする人等あまりにも倫理観とモラルが欠如した生成 AI 利用者をたくさん目にしました。こうした動きは現在批判的にはなっているものの止まる気配がなく、様々なクリエイターが被害を被っています。就活を目前に控える 1 人の美術大学に通う大学生として、この現状を止められない限りこれから将来に希望が持てません。どうか法律等で生成 AI 利用に縛りを課して世界に誇る日本のクリエイター職の人々、そしてその後を継ぐ未来のクリエイター達が遺憾無く才能を發揮できるよう国全体で守っていく方向へ舵を切って欲しいです。

●受付番号 185001345000000764

これでは窃盗罪にも該当すると思いますし、京アニ事件の加害者は無罪であると言っているようなものです。

確かに現在似たりよったりなものも多いとは思いますが、それでもクリエイターやデザイナー、様々な方々が頭を悩ませながらも産み出しています。

そもそもこれがまかり通るのであれば、学生の授業も全て変える必要になると思います。つまるところものを作る、絵を描く、アイディアを出し合う、そういう授業は必要無くなりますがその辺りは考えていますか？

著作権もある意味がなく、無いようなものになります。

いい大人達が犯罪に手を染めるのを国ぐるみで率先して、子供や他の国々はどう思うでしょうか。

今現在の AI 絵師問題についても再度 Twitter（現 X）等に溢れかえっています。

それらの被害を受けた方々に石を投げるつもりですか。

●受付番号 185001345000000765

学習元データの収集が悪意ある著作権侵害行為にあたるものが多数見受けられます。それは創作活動へ多大な支障と損害をもたらしています。その対策と解決を考えなくては、AI技術は悪意によって重大なハラスメント、損害、詐欺行為等の温床となる恐れがあります。今一度お考えください。

●受付番号 185001345000000766

AIの学習について、ネットから拾ってくるものが多く、AI開発側が作ったもので学習していない為、クリエイターの著作権が守られていないです
守って欲しいので、開発側は「開発側が入力した物のみを学習」するようにして、他者からの創作物を使わないようにして欲しい
開発側が自分達で用意した学習物（ネットからダウンロードされたものではなく、自分達で創作したものに限る）のみからAIを作つて欲しい
作り手としては、AIは自分の造ったものを「私が作りました」と大きな声で先に呼ばれているようなものです

●受付番号 185001345000000767

6 最後に

私は現役で漫画家、イラストレーターをしております。

十数年この仕事で生きてきました。

生成AIで絵柄盗まれ簡単に出力できるようになります。

絵を好きでもない人がお金稼ぎのために利用しています。

お金を稼ぐのはいけないことではありません。

ですが仕事として私達本業はトレース問題や使用禁止の素材に考慮したり

現実に存在する機械や生き物、建物や人間

この世界に存在するものを参考にないものを生み出したりあるものを正しく描いてきましたが

絵を好きでもない方が仕様する際この一切を考慮せず絵をただただ消費します。

また、AIを使用したことを隠す人も多く

その結果

AIを利用したイラストを企業が知らずに使用し著作権侵害となり取り下げが必要になるなど

被害が出るためAIで人のものを盗んで楽した結果余計面倒が増えます。

だって出力する人は絵のことを何も知らないから。

誰かの著作物がそのまま出力されても見抜く目を持ちません。

私は幼稚園の頃イラストを描いて周りの人が喜んでくれたことをきっかけにこの仕事につきました。

イラストは私の生き様です。

ですが今は誰かのイラストを見るのも AIなのか疑ってしまうし

自分の絵もAIと疑われてしまわないか余計な心配ばかりで描くのも見るのも億劫です。

政府がクールジャパンなどで盛り上げに使っている作品やクリエイターいますが今後そのような素晴らしい作品やクリエイターが生まれてくる可能性を殺すことになりませんか？

クリエイターを守る選択をしてください。

著作権は絵柄にないと言いますが、だからといって明らかに無断でデータに利用されてそれを使ったAIがはびこるのはおかしいです。

著作権は現行絵柄になくとも絵にはあるのに ごちゃまぜにしてキメラにしてしまえば許されるなんておかしい。

そんなのゲロと一緒にです

●受付番号 185001345000000768

AI 生成については「生成素材として提供されていない作品類からの無作為な学習全般」において「著作権侵害である」としていただきたい。

これは公表されているから素材としてよい、という意図ではなく、明確に「AI 生成素材としても良いという意思表示のされているものからのみの生成」を許可し、それ以外は著作権に触れるとしてほしい、というものだ。

絵画、イラストレーション、文学、音声、あらゆる創作物は数時間で作られたものではなく作者の生きてきた時間が創作時間であるものであり、それらを断り無く学習・複製されは何のための創作であるというのか。

又、AI 生成されたモノ(敢えて創作物とは呼ばない)がなんらかの犯罪に使用された場合、学習素材とされてしまった作品群及び作者の権利が脅かされる危険性を考慮した形態を保ってもらいたい。

現在であっても AI 生成による成り済ましや風評被害が発生している中だ。

創作者の権利を守る体制を整えて貰えるよう切に願う。

●受付番号 185001345000000769

現在の生成 AI は様々なデザイナー、小説家などからデータを学習したものを出力しています。現在の AI と著作権に関する問題としては、その方の許可は一切なく勝手に学習させることだと思います。それを AI 生成したのであることを言わずに自作であると偽る方もいらっしゃいます。また、その人の絵柄を使用してアダルトなイラストの生成などもあり、他にもグラビアアイドルやコスプレイヤーなどの写真が AI に学習され、裸にさせられていたりと、著作権だけでなく肖像権にも反する行為が見られています。生成 AI はデザインや修正案としての参考として利用するべきです。著作権者の財産をどう使うのかを生成 AI 使用者のモラルだけに委ねる現在の状況は、著作物の価値を下げています。実際に、生成 AI で作られるイラストの顔、通称「マスピ顔」は AI を使用していない作者に誹謗中傷が向けられた事例もあります。対策として、事前に許可をしている作家、小説家、グラビアアイドルなどのみの学習データを使用し、使用する範囲と規則を設定する必要があります。

●受付番号 185001345000000770

生成AIの乱用により困っているクリエイターを多く見かけます。

人気のある人ほどAI学習に標的にされやすく、クリエイターとして実力をつけていくことが脅かされるものになると思います。

より良いものをを目指すクリエイターが減れば、それはクールジャパンにとっても損害と言えるのではないかでしょうか。

生成AIの制限・規制と、クリエイターの著作権の保護強化をよろしくお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000000771

個人

3. 生成 AI の技術的な背景について
 4. 関係者からの様々な懸念の声について
- 上記への意見です。

生成 AI はイラストなどの創作物だけではなく、芸能人や岸田総理のフェイク動画など、実在する人物、政治家も学習対象であることをご理解ください。

利益不利益、懸念点がある、対策はこうだ、の話をしている場合ではありません。

下手すれば国際問題にもなり得ることが AI にはできるのです。

誰でも利用でき、なんでも学習できるようにするべきではありません。

また、生成 AI はクリエイター潰しです。好き勝手に学習されてしまうものではありません。著作権や肖像権ってなんのためにあるんですか？本当にやめてください。

生成 AI の廃止、またはしっかりとした対策、取り締まりに期待しています。

●受付番号 185001345000000772

AI 生成は、元となる著作権を主張できると判断できるような写真・イラスト・GCなどの作品群からかいつまんで成り立つものであると認識しています。

ですが現在 AI で作られたものは、AI の元素材として使われてしまった数多くの製作者の意志に反した場所や方法で使用され、本来報酬や依頼を受けるべき立場のクリエイターへ大きな機会損失を与えていたる場面を見ます。合わせて、AI 生成されたものだと分からず、製作者が作ったものだと勘違いをして情報を拡散してしまう場面にも遭遇しています。

AI 生成技術はあくまで個人や知人間で楽しんだり自身の創作力を向上させる補助装置で留めてほしいです。数多の製作者の技術を無理矢理結合させ、クリエイターの機会を奪うような、AI 生成された成果物に対して著作権を与えてほしくないと現状は思っています。

AI の前にまずは全てのクリエイターへ目を向けてほしいです。

●受付番号 185001345000000773

趣味的な創作者として、意見を送信します。

一、生成 AI の制作するに当たっては情報解析の用に供するための著作物の利用が既に改正著作権法にて認められていますが、特に画像（静止画・動画）においては『特定の作家の作風を模倣するもの』『特定の実在する人物そのもの』を生成し、作者を偽る・虚偽の風説を流布する、などの法的・道徳的に問題のある生成物の享受が（特に公開されることによって）行われています。このことが既存の創作者にとって『自分によく似た描き方に見える画像を生成するもの』が無分別に広まることを怖れさせています。

一、また生成 AI の出力物が公開され、そのデータが別の AI 学習に使われることでデータの劣化が起こる可能性もあります。これは AI 利用を積極的に行う者にとっての大きいなる不利益、潜在的リスクとなり得ます。

一、著作権法第 30 条の 4 の規定の精神は理解しますが、これを持って『特定の個性の模倣を狙った生成物』（中には創作者のサインを模倣するものもあります）の正当性を主張する人物も現れました。これは現代日本に今生きている創作者を強く萎縮させるものであり、クールジャパンなどの言葉で表される現代日本文化の活力を失わせるものとなります。

以上列記したことから、わたしは AI と著作権においては今一度慎重に取り組みなおさなければ、AI を推進するものにとっても、利用せずに創作をするものにとっても、あまたの創作物を享受するものにとっても、文化の萎縮、退化を及ぼすものと危惧します。

著作権法 30 条の 4 の項目については、その範囲を条文の中で示すべきです。

●受付番号 185001345000000774

5.各論点について

(1)学習・開発段階

現状、ネットにある画像を AI 学習から守る法的手段はありません。「著作権者は作品の A I 学習への使用を許可するかどうかを明記することが推奨され、AI 利用者は許可されていないデータを利用できない」という内容を盛り込んでほしい。

また「将来的に販売する可能性」だけでなく、現在すでに對価を得ているクリエイターの減収などの損害を考慮してほしい。

(2)生成・利用段階

生成されたデータ、特に特定個人の作品を学習させたデータにより、クリエイターの市場での信頼性、価値を落下させる行為が多発しています。発見した権利者がどのような対策を講じうるか、明確に示してください。

「違法なデータを知らずに利用した」という安易な言い逃れが通用してしまう可能性があります。知らずに違法データから生成したものを発表した場合にも責任が生じうるとするべきと思います。

●受付番号 185001345000000775

技術自体は素晴らしいものと思いますが、生成 AI の学習対象となった作品との間でトラブルになる事例が多数見られます。

特にイラスト生成 AI についてこれが顕著で、いわゆる絵柄、作風が作家の顔となる業界において、その絵柄を故意に模倣し販売する行為、または模倣した絵柄で自殺教唆を行うなど倫理を逸脱した名誉の毀損行為などが確認した範囲で挙げられます。

絵柄や作風といった明確に著作権の適応範囲を定めることが難しいものに対する侵害行為という点で明文化には困難が伴うと思われますがクリエイターの立場を守るため「絵柄、作風に対する著作権の適応範囲の定義および生成 AI の学習元となるデータの著作権の取り扱い」についての検討をどうぞよろしくお願ひいたします

●受付番号 185001345000000776

- ・AI生成の「学習」の段階において利用する「画像」の著作権の取り扱い・各個への対応をより具体的に示すべきではないか。
- ・「国民により広義的に、クールジャパンに向けて周知」するのであれば、より分かりやすい資料提供が必要ではないのか。有識者以外の人間に向け周知させる内容とは到底思えない。
- ・国内クリエイターが利用するような民間のクリエイトツールなどでも既に一部AI生成機能が追加されるだけで物議を醸し、大反対を受け取りやめるケースが存在している。資料に「生成AIは著作物の切り貼りではない」といった文言が存在していたがそんなわけがないだろ
- ・「生成」は機能であり「著作」とは分類する必要がある。「作っている」の分類に帰属することが問題である。

この素案が全ての起因となり、日本文化を大きく支えるクリエイターの崩壊に繋がらないことを切に願う。国が民を殺さないでください。

●受付番号 185001345000000777

34 ページ、「5 ・各論点について」の「(3) 生成物の著作物性について」小項目「イ」についての意見。

『試行回数が創意的寄与の判断に影響しない』、ということは同意できる。

しかし『指示・入力(プロンプト等)の分量、内容』と『修正しつつ試行繰り返す』のであれば著作物性が認められるとも考える、というのは明らかにおかしい。

なぜならば生成者が既存の著作物などに似せる意図を持って生成 AI に「指示・入力」し、似せる意図を以て「修正」し似せる意図を以て「試行を繰り返し」「選択」。そしてそれを根拠として著作権侵害を主張するようなことが可能になるからである。

では「似せる意図があったかどうか」が判断基準になるのか、というとそれも有り得ない。あってはならないことである。なぜならばそれを根拠づける証拠は見つけるのが非常に困難だからだ。

生成 AI 使用者に修正できないような指示内容の記録システムが実装されてもしない限り決定的な証拠は掴めないだろう。

仮に自主的に開示するよう要請したとすれば「本当に使用された指示内容(プロンプト)」なのは当人以外に分かりようも無い、ということがあり得る。それに全ての行動に伴う意図もこれこそデジタルな記録に残らない部分である。

仮にこの文言、解釈のまま案を進めるならば全ての生成 AI に指示内容(プロンプト)を生成 AI 使用者の手が『決して』届かないところで記録するよう義務づける必要があるだろう。また一見すると指示入力から完成までの工程は AI と手ずからのものどちらも似通っているだろうがそれはあくまで単純に概要だけを並べたてた場合であり、その内容は全く異なっている。そんな異なる 2 つのものに同じ「著作物性」が見出されるのは道理では無い。それに生成 AI 関連事案の前例が少なく、そもそも AI データベースの健全性すら疑われている現在において、部分的にでも肯定的な目線を以て事を推し進めることは危険である。国際的な信用を損ね、日本のブランドを落としかねない。今一度、『有識者』のみならず現場で活動する人々の意見を広く集め、国際情勢と照らし合せつつ、前提から検証し直すべきだと主張する。

●受付番号 185001345000000778

絵というものは個人個人が努力し積み上げてきた時間と経験により制作された「所有者の財産」であり、他者が使用する場合作者に依頼しそれを購入したり、作者の意向により容認されることで使用ができます。

ですが「生成 AI の法律がまだ無い」ことにより、生成 AI による学習元イラストと酷似した生成物の無断投稿、販売が非常に多く横行してます。

これは絵だけの問題ではなく、人やペットの写真なども無断で学習させ、他者のプライバシーの侵害になるような使用も横行する可能性が高いです。

AI 生成は推進すべきものではないと考えます。

●受付番号 185001345000000779

現状、生成 AI を用いて他の著作物を学習した末に出力した作品の取り扱いについては各ユーザーの裁量に委ねられているところもあり、作品によっては無断で学習したものをお償で取り扱っている作品もあります。

現在の状況のままだと新規でイラスト等の創作を行う人が割りを食ってしまう状況となってしまい、創作というコンテンツの成長が著しく阻害されてしまう可能性が高いと考えています。

さらなる法規制により、一個人が軽率な判断によって生成 AI を使用できる環境を残すことは禁止すべきと考えます。

●受付番号 185001345000000780

「学習データは切り貼りではないとされる」と記載がありますが、無断転載をしている上に、切り貼りです。ai が野放しになっている現状が怖いです。

●受付番号 185001345000000781

趣味で普段から絵を描いています。現在の生成 AI に対する考え方を送らせて頂きます。イラスト、アニメーション、ゲーム、その他創作分野において「模倣」は常々見られているものであり、それらは「オマージュ・リスペクト」から「パクリ」まで広く範囲があります。それでいて、何故今、多くの人達が生成 AI に対して批判や懸念を示しているのか。

それは生成 AI に対して「攻撃性と無法地帯の悪意」を感じているからです。生成 AI がまかり通る世の中がこのまま形作られれば、個人で描けば盗まれ、作品として作っても盗まれ、全てを「顔も知らない赤の他人に金儲け目的の利用」「個人で絵を描いている人間への誹謗中傷や創作意欲を削ぐ行為(生成された画像を送り付けるなど)」をされ、日本で大きく評価される「日本のアニメーション」や「漫画」の進歩やクオリティを著しく下げると思います。今、生成 AI に対しての法や対応が曖昧な状況で、既に SNS 上では筆を折る人、生成 AI による嫌がらせを受けている方が沢山居ます。最も AI 自体の機能はとてもすぐれており、利用できる部分はしていければと私は考えています。ですが、「利用する人間の質」がここまで低い状態で利用制限を設けない、あるいは緩く見れば、今後 SNS で留まっていた騒動が、ネットを超えて、現実で問題が起こりうる事は考えられると思います。

現に、生成 AI が活発で無い時点で起きた「京アニ事件」は、「不確定な盗作疑惑により大勢の人を殺す」事が全てでした。人の死は関わらずともいくつもの裁判沙汰はありますよね。

沢山の情報に触れられる現代において、盗用盗作パクリパクられ疑惑は避けて通れない道ではあります。ですが、あくまでそれはまだ狭い世界での事。

今後 AI の普及により、所謂「絵を描く、創作をする上での基本的なマナー」を知らない人による AI の炎上、裁判沙汰、酷ければ人の生き死にを左右していく可能性があると思います。生成 AI 全てが悪い訳では無いのです。

今現在人の権で相撲を取る人間があまりにも多すぎる。まずはココの制定をお願いします。それこそ、個人で活動している方の中には当然「商品としてイラストを販売している人」もいます。作風が似通る事は絵を描いてる上でよくある事です。ですがそれは「模写」ではなく「要素」であって、AI による「黄金比で生み出されたコピー&ペースト」ではありません。仮に商品ではなく趣味であったとしても、誰も喜びはしません。

生成 AI はあくまで「人間の補助」で変わりなく、「絵を書いている人間の意欲を削ぐ、嫌がらせに使う、金儲けに使う」ものでは無いと思います。

近年の事柄においては、政治関連に関わる映像の捏造、災害状態の捏造、完全に「絵を描く人間、創作をする人間の世界」の範疇を超えてしまっています。

創作をする人達は、生成 AI を悪にしているわけではなく、「生成 AI を使う人間」に懸念

しています。肖像権や著作権を軽々無視して AI を悪用する人間への対策、絵を描いてる人間にも心があります、打ち込んで出来上がりの沢山の絵師達のキメラ粗悪品イラストではなく、描きたいという気持ちで自らの手で描いている事の権利を認めて下さい。

生成 AI の規制を強くして、今後不都合が起きるような事柄はなんでしょうか？

強くした後に緩めることだって出来るはずです。よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000000782

他人が描いたイラスト等を無断でダウンロードし、AIに嗜ませてイラストを生成することは禁止としていただきたく。

また、それにより生成した者が利益を得たり、著作権等の権利を主張することを違法としてほしい。

●受付番号 185001345000000783

私はイラストレーターとして活動している個人事業主です。

方針を見るに、「絵描きなんて趣味だろう」と軽視している様子がうかがえ大変不快に思い、この意見を書いています。

クリエイターとして家族を養い幼い子どもを育てている個人として、クリエイターの尊厳を踏みにじる生成AIは決して許すことができません。

生成AIを看過することは、今後の芸術・技術的発展を放棄すると同等である。

理由1：現在活動中のクリエイターが生成AIにより経済的・心理的打撃を多大に被り、活動の萎縮や廃業に繋がるため。

理由2：今そして未来の子どもたちが生成AIを用いたクリエイトのみを見ることになり、技術が断絶される。(生成AIを野放しにすれば、いずれ手を動かすクリエイトはほぼ無くなると考えられる。理由1参照)

3. 生成AIの技術的な背景について

(1) 生成AIについて

生成AIの生成物は構造的にキリバリでなくとも既存の著作物を元に生成したことに変わりはない。

通常人の手によって類似した作品を制作する場合は、作り手の経験・感情・技術によって様々な要素が加味される。その場合でも著作権侵害となりうるのだから、作り手の要素が一切入らないシステムチックな生成物であれば、その出所からして著作権侵害でしかない。

【著作権侵害の有無の考え方について】

イ 著作権侵害の有無の考え方について

生成AIが法的に問題ないか否かということを論じているが、既存の法律に新しい分野を当て込んで考えることに違和感を感じる。

新しい分野には新しい法律が必要である。

(3) 生成物の著作物性について

プロンプトの分量・生成の試行回数が多いことは理由にならない。

何故なら、クリエイターは莫大な時間・お金をかけて修練を重ね、現在の技術をしている。それによる創作的寄与は計り知れないにもかかわらず、それを無断で活用した生成AIを優位に扱っていると見受けられる。

●受付番号 185001345000000784

創作者が築き上げてきたスキルを学習ソフトに読み込ませるのは口が悪くなりますが盜作や窃盗に近いと思います。

許可を得ない上での学習やそれによる利益を得るのは一創作者として反対しており、個人の趣味の範疇ならも黙認できますが…そうじやないものはそれ相応の措置が必要かと思います。

●受付番号 185001345000000785

関係者からの様々な懸念の声について

アニメや映画の声優の声を「本人の許可を得ずに無断で」AIに学習させて声優のコピーを作ろうとしている動きがあるが、そのような無断データでデータ元（声優本人）と競合する生成AIを開発するのは不当な「権利の侵害行為」「声優の人格権の侵害」に該当すると考えます。

声優の声は「商品」であり1ワードごとにギャランティが発生します。現在販売されているAI音声合成ソフトに声のデータを提供している声優は、みな名前を出しており開発元から報酬を受け取っています。それをせずにゲームやアニメの音声データから勝手に不法に学習させ「声優のコピー」を作るのはいわば無断使用の「海賊版」というべき明らかな違法行為です。AI学習を利用するなら全ての声優の許諾を得て相応の報酬を支払う義務があります。もちろん声優本人が拒否するなら勝手にデータを学習に使用することは許されません。

合成音声の技術にはもっと深刻な懸念があります。岸田総理のフェイク動画が記憶に新しいところだと思いますが、声優のみならず芸能人、政治家、著名人等の声をコピーして事実に反する会話、談話等をAIに生成させてメディアやネットにばらまくなどすれば、それはその当人の談話と見なされ事実無根の風評被害、発話者とされた人の人格権の侵害となり得ます。

個人の画像、動画などと同じように発話者個人を特定し得る「声」も法律によって厳重に保護されるべき「個人情報」です。可及的速やかな法整備をし、不法なAI開発業者の規制を求めます。

●受付番号 185001345000000786

生成 AI は一般の人々に使われるべきではない。無断で著作物を使用しているというのに、それが権利的に問題ないとは言わせない。生成 AI は創造とは程遠いシステムチックな処理によって作られる二次創作物だ。その画像に少しだけ手を加えたからと言って自分が書いたものであると主張できるのはおかしい。全てのクリエイターの権利を侵害しないでほしい。人々の手で作られたものこそが創作なのだ。AI は魂を込めて作られた作品のデータを飲んでそれらしく再構築した紛い物だ。生成 AI に利用していいものとそうでないもので分けて、クリエイターを守るべきである。機械に権利を与えてはならない。著作権のあるものは全て AI で利用されないよう法律で定めるべきである。

●受付番号 185001345000000787

大前提として AI 生成物にいい印象を持っていない者です。媒体が何であるにしろ人が何かを作るにはある程度時間がかかり、だからこそ価値があると考えています。その結果を掠め取って同じものを簡単に生み出し、似た粗悪なものを乱造するような行為や生成物を「文化」と呼ぶことに大変抵抗があり許しがたく思っています。粗悪なもの、とあえて言いましたがこれは粗悪でなければよいという意味ではありません。

AI 学習と言いますが個人的には学習ではなく窃盗だと思っています。現在の技術では第三者が著作者に無許可で AI に作品を読み込ませることができてしまうから(そしてそのように利用する人間が少なからず存在するから)です。創作者の端くれとして自分の作品が勝手に使われたらとするとぞっとして、見る側としても自分の好きな作家さんが……と考えるととても悲しくなりますし憤りを感じます。本当に文化を尊重したいのなら、それを生み出す側が減るようなことは防ぐべきではないでしょうか。

素案にも概要にも目を通しました。おそらくすべてを正しく理解したとは思えません。ただ、全体的に非常に認識が甘いとか、実情がわかっていないという印象を受けました(素案の 10P 最後の方に「学習は通常切り貼りではない」という記述がありますが、その一文だけでこちらと認識が違うなと思ってしまいました)。AI 技術そのものというよりも、それを悪用する人間がいることに危機感を覚えています。文化を守る省庁だと名乗られるのであれば、もっと文化を生み出す側に寄り添った案を出していただきたいです。

●受付番号 185001345000000788

他人の創作物(人物画や背景画など)を取り込んで生成することが多い。pdfの10-11ページ、基本的には学習データの切り貼りではなものとされるソースはどこなのか。

昨今インターネットを見ていると学習元がイラストレーターの作品であるものは多く散見される。

また、イラストに限らずカメラ等で撮影された写真データの人物を学習データとし、卑猥な画像が作成されていることをご存じだろうか。

文字列だけの学習データには限度があり、当然学習データの切り貼りでないことが望ましいが現状そうもいっていられない状況ではないだろうか。

●受付番号 185001345000000789

PDF10 ページ後半から 11 ページにかけて「この際の生成については、学習データの切り貼りではないとされる」と記載があるが、生成 AI の使用には学習元のデータが不可欠であり、そのデータから作品が作られている時点でそれは学習データの切り貼りと言えるのではないか。何もない状態から人の手で作り上げられた作品と、すでに存在する創作物のデータから生成された作品の扱いが同じであってはいけないと考える。もしこの認識がまかり通るのであれば、創作者の労力への対価も無く AI 技術者が作品を利用できてしまうことになる。そのような、自分の作品がどこで利用されるかわからない状態では創作者の意欲が失われ、国の芸術産業が衰えてしまうのではないか。私はそもそも生成 AI に創作物を学習させることは著作権侵害であるべきだと考える。

●受付番号 185001345000000790

生成 AI を巡る意見について、生成 AI に否定的な立場から、生成 AI 利用者に対して、差別的態度や攻撃的言動が加熱している。

SNS 等では「似せるのは良くないこと」という意見が目立つようになり、例えば先日リリースされた「パルワールド (<https://www.pocketpair.jp/palworld?lang=ja>)」というゲームでは、「この会社は生成 AI を使用している」という疑惑が、さも悪であるかのように取り上げられている。

(https://forbesjapan.com/articles/detail/68704?read_more=1)

生成 AI の学習元や剽窃問題などは、議論を進めるべき問題はあるが、そもそも著作権は文化の発展に寄与するべきものである。

著作権が曲解された差別的言動により、著作物がただの疑惑から攻撃を受けている現状は甚だ遺憾である。

先ず生成 AI による侵害行為は既存の著作権法の範疇で対応可能であることを強調してもらいたい。

また、これらは権利者感の問題であり、本来権利を持たない第三者が著作権を曲解して攻撃を行う行為に対して見解を述べてほしい。

●受付番号 185001345000000791

個人が書いた物をAIに読み込ませる。けれどAIが作成したものであろうと一個人が書いた物を貶す行為は許されない事だと思います。個人のイラストや作品が盗まれているようなものです。なのできちんと分けるべきと思います

●受付番号 185001345000000792

AI の学習に著作物を使用することに反対です。

もしも使用するのであれば、それは全て権利を買い取ったデータであることが必須だと考えています。

AI の生成した画像などは意図せず他者の著作権や意匠権などを侵害する恐れがあり、AI の制作者や使用者を訴訟などから守るためにデータセットに含まれる著作物すべての権利が集約され、他者の権利を侵害していないことが求められると思います。

そのために AI の使用が高額になることは周知され、受け入れられるべきだと考えます。

●受付番号 185001345000000793

AIによる文章、画像について学習元の著作権は必ず守られるべきものである。著作者に無断での学習、および生成は著作権侵害として扱うべきであり、違反したものにはそれなりの処罰が与えられるべきだと考える。

またAIによる生成物は、AIによるものとわかるような印が必要である。

最も大事にすべきものは著作者の権利であり、AIを用いる上では非常に慎重な姿勢を業界全体で持つべきだと考える。

人間による制作活動を脅かすようなAIの運用はあってはならない。

AIそのものには著作権は生じないものと考え、パブリックなものとして扱えるようにすべきである。

●受付番号 185001345000000794

「4.関係者にからの様々な懸念の声について」の項目にある内容は懸念の段階ではなく現時点での実害の出ている内容である。

著作者の許可なくなおかつ著作者の把握しきれていない所で AI 生成のデータベースに著作物が保存され、開発元に権利が渡ってしまうのは十分な不正使用に当たると考える。また、

- ・AI への無断学習への嫌悪感
- ・AI 生成使用者への不信感
- ・上記 2 つの嫌悪感や不信感に付与する一部著作者に対しての「AI を使用した作品を公開しているのではないか」という旨の事実とは異なる糾弾の発生

は、各著作者の活動を縮小させる十分な理由になり得、実際に著作者の活動及び市場の縮小をリアルタイムで招いている。

また、無断学習させたデータで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する。

また、AI の無断学習及びその生成物の使用については芸術関連の著作物だけが問題視されているわけではなく、権力者や利害関係者、災害時の映像等の音声や映像を利用したフェイク音声やフェイク動画の生成を防ぎ有事の混乱を防止するためにも必要なことである。AI の使用については厳格な規制を設けていただきたい。

●受付番号 185001345000000795

AI と著作物に関しては他にも多く思う所はあるものの、なにかと難しい問題と存じます。よって、以下だけでもどうにかならないか、要望を送らせていただきます。

AI に特定のクリエイター 1 人の著作物のみを第三者が学習させ、又出力することにより、該当クリエイターの仕事を奪ったり、或いは誤認させる事態が起きていています。よって、SNS 上への発表や頒布等、他者の感情や金銭を目的とする場合は、特定のクリエイター 1 人の著作物のみを学習、また出力させる事に関し、強く規制することを求めます。

AI による上記のような被害にほぼ間違いなく遭った、或いは出力した本人より申告があったとしても、AI 出力されたものに関しては法的措置を取ることができず、ただ被害が広がり続けるケースを多く見ました。例えば、絵であれば絵柄だけでは訴えることは難しい、等です。こういった場合にその出力者に法的措置を取ることが出来るよう、手続きを踏めば出力者の AI 学習のデータベース等の開示が出来るようになること、また、これに法的措置を取ることが出来るようになることを望みます。

●受付番号 185001345000000796

学習元が無断転載で成り立っている AI による生成物は著作権侵害の塊のような代物であり、これが許容されていい理由はどこにもない。

また、特定のイラストレーターのイラストを無断で学習させて絵柄を寄せ悪評を流すためのディープフェイクの作成が容易になるため、断固として法規制すべきである。

●受付番号 185001345000000797

好きな作品を作れる人を減らす政策はやめて

●受付番号 185001345000000798

現在 AI 利用者、推進派の方々から嫌がらせを受けているクリエイターがいます。
他者の絵を AI に学習させ、それを自分のものとしさらに元となるクリエイターに殺害予告まででています。
AI は素晴らしい技術ですが、使う側の倫理観が追いついていません。
これを合法とするなら、クリエイターを保護する案も同時に必要かだと思います。
せめて自分の絵や写真、音楽を盗まれないようにしてほしです。

●受付番号 185001345000000799

何をしようとしているのか、意味が全く分かりません。

利益があることなのでしょうか？

ただ創作文化を根絶やしにしたいようにしか見えません。

AIに全てを任せたいというようにしか見えず、本当にやめて頂きたいとおもった。

●受付番号 185001345000000800

- ・「AIと著作権に関する考え方について（素案）」、5・3(生成物の著作権性について)、および5・4(その他の論点について)

そもそも、現状の生成AI、特に画像生成AIの個人利用について、「非享受目的に該当する場合」の方が稀である事実を問題点として強く認識していただきたい。

その上で、本項について、加筆などの有無に関わらず、著作権保持者の許可を得ない学習によって生成されたAI生成物へは創作性の一切を認めない、としなければ、クリエイターの利益は損なわれていくばかりである。

一例として SNS 「X」 に投稿された被害を、外部リンクとして挙げる。

アカウントの所有者は、ゲーム「刀剣乱舞」などを発表した株式会社ニトロプラスなどの案件を受けるイラストレーターである。

本来絵画(記号、または図解を目的としない画像)の閲覧と感情の享受は切り離せるものではない。

クリエイターに画像の作成を依頼することについて、依頼者側としては「この作者であれば自分のアイデアを実現してくれる」と考え、また最終的な受け手に「この作者の画風、作風が好きだ」という感情を喚起させる意図がある。

しかし、例に挙げたとおり、金銭の授受が発生する／しないに関わらず、現在、画像生成AI利用者は、消費者が特定の作者の作品から享受する感情を自分の生成物、ひいては自分へ向けることを目的としている。

そこで画像生成AIの利用者が逃げ口上として使用するのが、「創作的表現といえる加筆・修正」という、極めて曖昧な基準である。

例に挙げたように、現状で生成AIの利用者の施す加筆・修正とは「いかに誰かの作風に近づけるか」というものであり、他者に感情を享受させることが目的であることに変わりはない。

なお、そもそもクリエイターとは、作者の代表となり得る独自の作風・画風以外にも、複数の作風・表現を扱えるものである。

そのため、いかにAI生成物に加筆・修正を加えようと、それが生成AIの利用者の独自性を証明できる創作的表現が行われたと証明することはできない。

つまり、加筆・修正の有無に関わらず、AIによって生成された画像に創作性を認める理由にはならないのだ。

勿論、それにより金銭を得ることは、明確な著作者の利益を損害していることになる。

この素案からは「日本にクリエイター、特にイラストレーター、画家は要らない。新しい作風など要らない。これまでの日本でやっていける」というクリエイターと、サブカルチャー市場をへの軽視しか読み取れるものが無い。

流行は移り変わるものであり、流行とはクリエイターの表現(個性・作風)の発表によって発生するものである。

しかし、現在のように発表者の利益が損なわれ続けるのであれば、クリエイターはもっと厳しく生成 AI への制限が設けられた国へ所属する方が良いし、日本で作品を発表することは無くなっていく。そうなれば、国内の生成 AI に残っていくのは、流行りに乗り遅れた学習データのみである。

国内のクリエイター、イラストレーターの活動を国益に活用するのであれば、特にクールジャパン戦略を今後も続けようと考えるのであれば、いっそ研究目的以外の生成 AI の利用の一切を禁じた方が遥かにマシだ。

●受付番号 185001345000000801

3 生成 AI の技術的背景について における生成 AI のについての説明で、学習データは切り貼りではないとされているという部分が気になった。無断でデータを使われているかどうかは著作者側から判断できるものではなく、この視点そのものが権利の侵害が既に起こっているのではないかと感じる。

5 各論点について においては生成 AI 利用者の目的によっては著作権の制限の範囲外になるとされていたが、明確な基準が必要なのではないかと感じた。現在 AI 利用作品の販売を禁じているにも関わらず規則が破られているサービスの話を聞くこともある。そういった存在は規制を自由に解釈し、規則に従っている利用者の利益を損わせる原因になるのではないかと不安に思う。

●受付番号 185001345000000802

現在広がりを見せている生成AIについては、イラストレーター等の著作物を学習させて画像を生成する機能を有しており、著作権を守ることに置いて重大な懸念を感じざる負えないと認識しております。

●受付番号 185001345000000803

AI 画像は第三者により無断で絵を学習させられたり、あらぬ疑いをかけられてしまう創作者さんを沢山見てきました

イラストだけではなく AI 生成全体にも言えることですがもっと厳しい取り締まりを行うべきだと思います

●受付番号 185001345000000804

著作権があるものを、同意なく AI に学習させていくというのは、盗作と同じことだと思います

●受付番号 185001345000000805

項目名 2.-(2)の「AI と著作権の関係に関する従来の整理」で示された「享受」について、生成 AI に学習させる際の目的に、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない(著作権法第 30 条の 4)場合は想定し得ない、と考えます。

学習元に選ぶ以上、故意であれ無作為であれ「生成 AI に学習させることで其の AI の価値を付加する」目的や「生成 AI の生成物を利用して表現する」目的があるため、生成学習は上記の条項の限度を超えた利用方法であると言えます。

「生成 AI が著作物を利用する目的には、著作物に表現された思想又は感情の享受が含まれない場合がある」という認識は誤りであり、この認識で著作権法の改定を行うと、既存の法で保護されていたであろう著作権を侵す事例が生じてしまいます。

●受付番号 185001345000000806

職業としてクリエイティブコンテンツの一旦に関与し、個人として無営利を前提に趣味としてのイラスト制作、もとい SNS でのコンテンツ運用を行っている者としての『イラスト制作 AI』に対する意見です。

現状においては、イラスト AI は『学習元の膨大なデータの殆どが無許可で引用されている』『学習元の画像群に児童ポルノを含む』『特定のイラストレーターの作風をターゲッティングした上で嫌がらせ、成りすまし、無断販売目的での利用がされている』等という問題が現行で発生しており、これを法的に取り締まらず今後も悪意を持った人々の手に簡単に渡り続ける限り悪意と敵意による対立構造、隔たりが生まれ

日本のクリエイターは追い詰められてその筆を折る、日本での創作環境を見限ったクリエイターの韓国や中国等の海外資本への人材流出等で日本の産業としてのクリエイティブは数年単位で脆弱化していくと考えています。

私個人としては、上記を踏まえ『権利元の承諾を得ずに作成されたデータ群を利用して作成された画像を商用、営利的活動で利用する事は不可能。商用、営利的活動における利用が確認された場合には法的な効力の元に罰金、又は数年間の懲役』が科されるべきだと考えています。

もしくは JASRAC の様な著作権の管理団体によって生成 AI 自体も管理され、学習元となるイラストレーターの作品の著作権や権利を守ると同時に AI 生成を事業的に活用したい企業や個人も正式な対価をもって公式に利用するといった制度作りは必要となるのではないでしょうか。

私としては AI 自体は活用の仕方、管理の仕方によってはこの先どんどんと労働者が先細りしていくであろう日本社会に益を生み出すものではあると思います。

しかし、イラスト生成 AI に関しては少なくとも『AI 利用者のモラルの欠如』によって印象の悪化が日に日に広まっており、それはこの先声優や作曲家等のイラスト以外のクリエイティブ分野においても忍び寄る魔の手の様に感じています。

少なくとも私としては法的処罰、又は権利団体による管理のどちらかは必要不可欠であると考えています。

どうかご一考ください。この先一年二年の決断が、今後数十年間の日本のクリエイティブの進退を決定付ける重大な決断になると思います。

●受付番号 185001345000000807

AI 生成などは著作権法違反に当たると私は思います例として画像生成の AI だと、元にされた画像などには著作権があるのは当然ですがそれを貶めるようなことをしているような使い方をしている人や、学習禁止と絵描き様側が言われているのに AI に取り込んで使ってたりする人も居ます。絵を描かれたりされている方への侮辱であり大変失礼にあたる行為です。絵描きの方々のことを考えても AI 生成物を一般公開する行為などは著作権法違反になると思います

●受付番号 185001345000000808

ダメです。とんでもないことをやろうとしています。考えを改めてください。

●受付番号 185001345000000809

素案 11 ページ頭の「学習データは切り貼りではない」という記述についてですが、他人の作品を無断で使用している、個人利用の範疇から逸脱しているという時点で明確に違法にするべき行為であり、文化庁の認識は誤っていると思います。学習データは他人の画像を別のものに作り替えているという点で切り貼りであり、盗用以外の何物でもありません。何より、生成 AI の使用は学習データとセットで取り締まらなければ意味がなく、学習データを許容することは生成 AI での著作権侵害を許容していることに他なりません。文化庁はこのままだと日本の文化を蔑ろにする文化破壊庁になってしまいます。

●受付番号 185001345000000810

生成 AI は本来、とても役に立つ物で歓迎されるべき物だと思います。
しかし今の現状では生成 AI の利用者のマナーの無さに多くの人が憤り、生成 AI に反対する人が多くいます。
生成 AI の利用者の被害に遭い、創作を辞めてしまう方も多くおられます。
このままでは生成 AI が悪として認識され、さらなる発展が見込めなくなるだけでなく、創作の文化も縮小してしまうでしょう。
さらなる発展を支援する為にも、今ある創作の文化の保護の為にも、法による規制が必要だと考えます。
法による規制によって利用者のマナーを改善し、正しい創作の為の道具だと認識してもらうのが今 1 番大切なのではないでしょうか。

●受付番号 185001345000000811

I 現状の生成 AI が既存のクリエイターに不利益を与えていていることは紛れもなく事実であると感じる。例えばプレゼン資料等にイメージ画像を添付したいとき、自らでそれらを作る技術がない場合、これまでイン터ネットから著作権フリーであると明記された素材を用いるか、写真家やイラストレーターが有償で提供されているものを購入するかという手順が踏まれてきた。ここでは確実に専門的なぎじゅつの需要と供給が成り立っており生成 AI はこれに成り代わり得る。ましてやその AI の開発には専門職の蓄積された成果物が無償かつ許諾なく用いられているのである。これは大変な不利益であると考えられる。

また生成 AI への支持が表現に至ることはありえないと考える。生成 AI の作る画像というのは既存のデータのパッチワークであり、いくら細かく支持を出したところでそれに合致する既存のアイデアを再現するだけである。何度も生成し直す労力をかけたところで彼らが行うことは河原の石から気に入った形の石を拾い上げているようなものである。そこに個人の創作性が介入することなどありえないだろうと感じる。

●受付番号 185001345000000812

学習・開発段階→著作権者の利益を不当に害することとなる場合について
そもそもとして現状使用されている・いないに限らず様々な検索型コンテンツ生成プログラム（以下生成AI）のデータセットが公表されていない以上、「著作権を侵害しない、いわばクリーンなデータのみで構築された生成AI」の存在が証明できない。

データセットの合法性違法性が共に証明されない以上、そのどちらともなり得る可能性があるのであればそもそもとして使用及び開発を制限するべきだと考える。

私は絵描きであり、かつ漫画編集者であります。

その視点から言わせてもらえば、現状出力されているAI生成物については到底「クリーンなデータセット」のみでは出力不可能なクオリティであると言えます。

本紙で言及されているように、特定の個人の「作風」を模倣した生成物等はその極端な例ですが、「マスピ顔（マスターピース顔）」と呼ばれるAI生成物に頻発する特徴的な顔の造形についても、元は中国等で流行った描き方であり、その時点で大量の「作風」を収集しているのは衆目の一致する所と思います。

そもそもとして現状、多くのクリエイター（映像画像音声問わず）が自身の作品の「AI学習の禁止」を訴えており（ソース無くてごめんなさい、TwitterやPixivのプロフィール欄とかです）、客観的に見て「望んで生成AIの為に自らの著作権物のデータとしての使用を認めている」クリエイターは皆無であると言って差し支えないと思います。

「使う事を許可した覚えのない著作物が、自らの知らない所で生成AI用のデータとして消費されている」という状況が常態化しているのです。

いわゆる「著作権に保護されないクリーンなデータ」のみを開発・学習に使用した生成AIプログラムがあるなら、そのデータセットの内訳を公表すれば良いんです。

それをしないのであれば、シュレディンガーの猫のように、そのプログラムの内部に私の絵があるのかも分からぬ。

そういういたプログラムの存在を私は容認出来ません。

それは著作物の私的利用の範疇を明らかに逸脱しているし、何より使っていいなどと言った覚えが無いからです。

私個人としては全面的に使用・開発を禁止する方向で進んで欲しいと感じますが、今まで生成AIの発展的な開発を支持するとすれば、やはりデータセットの内訳の開示を義務付ける事が必須だと思います。

海外のプログラムばかりなのでそれも難しいのかもしれません、だとすれば開示されてかつそこに著作権で保護された著作物が認められない、クリーンなデータセットである場合のみ国内での利用を許可し、そうでないのなら利用を違法とする、とかでどうでしょうか。

先日、画像生成AIプログラムに違法な児童ポルノのデータが含まれているという話が持

ち上がりました。

少なくとも今使われているプログラムの内訳なんてこんなグレーどころか黒も真っ黒な違法データばかりなんだと考えられます。

そうでもなければ、つまり違法データだろうがデータ件数を増やさなければあんなクオリティのものが出来できると思えない。

そもそも違法なデータセットで構築されているのなら、その存在そのものが違法だと思います。

だとしたらそこをつまびらかにして潔白を証明する他ないだろうと、私は考えます。

●受付番号 185001345000000813

絵だけでなく映像作品等美術関係を取り扱っている職業の方々を守る為にもしっかりとし
た法律と実行力をきちんと作って頂きたく思います

●受付番号 185001345000000814

生成 AI によるイラストの作成は著作権、知的財産権の侵害にあたります。それに伴うアップロード、こと営利目的の投稿、使用は法に抵触します。使用者自身が用意して作ったもので作成が行われているものではないことに留意が必要です。AI を駆使した上の作成ですから、権利の所在もあいまいな状態です。

多様性の時代でありながら、生成 AI のイラストは権利を侵害した上に画一性をもたらし、イラストレーターをはじめとする絵に携わる人々の個性を潰していると考えます。ものはや個人の権利を侵害するのみに留まらぬ様相を示していると見えます。生成 AI のイラストの跋扈や、生成 AI を使用した作成者の心無いコメントによりイラストから離れざるを得なくなった人も多数います。AI イラストは理想どころか、未来の先細りを体現したとも言えるでしょう。直ちに法整備を進めるべきです。

●受付番号 185001345000000815

3. 生成 AI の技術的な背景について

1) 生成 AI について

ア 生成 AI の概要

イ 生成 AI の開発の概略

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

様々なデータを利用するのであれば、特定の傾向を学習させ、的確な出力を予測できるようにするのであれば、それは「特定の著作物を復元できないもの」とはならない。

通常、学習データの切り貼りではないと表現するのは無理がある。

限りなく特定の著作物に近いものを用いて、利益を得たり、また逆に近いものを用いて悪用する場合、特定の著作物や著作権を持つ人に対して侵害することにもなる。

・特定の著作物を復元した AI 生成による自殺教唆の被害など

声優の音声データなど競合する市場に無断でデータを販売などは、市場が荒れる原因にもなりえ、また音声データを利用した問題も出よう。

そのような AI 生成物の問題としてディープフェイクの問題もとりあげられる。岸田文雄首相の偽動画、様々な実在人物を用いたディープフェイクポルノが有名だろうか。

これらの問題は有名人物ならず、SNS 上に存在する一般人の写真や絵などにも起こりうる問題になる。

また、AI 生成はあらゆる著作物の許可を取らずデータ、情報の無断利用をしていることから、著作物の権利を侵害していることにもなる。

●受付番号 185001345000000816

AI技術の発展自体は喜ばしいことですが、それに伴って人権及びに著作権、情報価値を軽視する傾向にあるのは確かだと思います。

新しい技術や情報が庶民の触れられるような市場に降りてきた時、法規制や管理体制が杜撰なあまりに、一般人が多大なる被害を被る事例は今まで何度もあったはずです。

近年で言えば暗号通貨発展途上におけるICO詐欺、マイナンバーカードの情報漏洩や紐付け失敗など、規制の有無、国の管理不行き届きにおいて一般人が被害を受け、中には自ら命を絶つ人も居ました。

にもかかわらず、ここに来て直接的な人権及びに著作権を侵害する恐れのあるAI技術を「管理体制や法規制がなされないまま」市場に散布している現状は過去の過ちから何一つ学んでいない事の証拠です。

事実、自らの作品をAIに学習され、自身の人生をかけた研鑽を奪われたとして自らこの世を去ったクリエイターも居ます。

これが現実です。「技術は良い」が、今現在それらを社会の為に活用できる人間はこの一般市場に居ないと思っていいでしょう。

また、それらを徹底的に規制し取り締まらないのであれば、管理すべき立場の方々も何ら変わりなく社会の役に立たないというだけです。

結論、個人の意見として現状におけるAI技術は他者の権利を侵害し、強いては自殺に追い込むほど大変危険なものである事が前提として捉えるべきものです。

●受付番号 185001345000000817

現在の生成 AI では創作者が認知していない場所で学習の材料に使えてしまい、それに対する権利が不確かな事や罰則も存在しない点が問題だと思われます。創作者の許可なく AI 学習を使った場合の罰則を決めれば、生成 AI によるトラブルは減少するのではないかでしょうか？

また、生成 AI による創作物に手を加えた場合は著作権が発生するとありましたが、明確な基準が分かりません。手を加えたとはどの程度を想定していますか？現在の生成 AI はかなりの便乗で作品を生み出します、そこに線一本や色を塗り替えただけで著作権のある創作物と認めてしまったら悪質な業者により乱造されるのが目に見えています。その一個一個を取り締まるのは無理でしょう。

現在、生成 AI により高品質な作品を作り出せる事ができるのは、学習に使われた素晴らしい作品が大量にあるからです。それはすなわち努力により自らの実力で作品を作り出したクリエイターが存在するという事ですが、彼等が生成 AI に失望して創作活動を止めてしまったらどうなるでしょう？現に創作活動を辞めてしまったクリエイターを何人か知っています。ここで書いたクリエイターとは、会社に勤めるプロではなくアマチュアとして活動している方々です。

大量のアマチュアがいなければ名作は生まれません。新しい作風や画風、流行は生まれません。そうして待ち受けるのは、過去の名作を模倣した似たり寄ったりの作品を生成 AI が大量生産する悲惨な未来です。

クールジャパンとしてアニメや漫画を利用するのであれば、クリエイターの保護を第一に考えて欲しいです。生成 AI という一時の利益に囚われて、創作という大きな分野を失わない事を願います。

●受付番号 185001345000000818

生成 AI には反対です

すでにあるものを AI 学習の素材する時点で、元イラストへの著作権侵害しています。

海外では自撮り写真などを生成 AI で性的なものへ改変して脅迫に使われている事案もあります。

自分だけのオリジナル作品を生成 AI の素材にされ、内容を変えられるのは創作者への冒涜です。

すでにある作品を素材として AI で改変するのは、AI 創作ではなく改悪や窃盗の類いです。

AI イラストの盗用の問題が見られています。

AI 生成を創作とは呼べません。

●受付番号 185001345000000819

A I 生成物問題において現状様々な意見が飛び出る中で
主に創作に携わる側のNG意見が多いにも関わらず
現在、非創作者側の人間の意見を大いに汲み取り忖度するような
文化庁側の見解にとても不信感を感じております
よく言われる話として過去にあったwinnyという通信ソフトによる
版権物の違法DL問題と現在のA I 生成物の問題は
ほぼ同列の問題として認知しており
文化庁側の意見はかつての違法DLを奨励しているとしか思えません
また、これに対して個人での画像学習に対策において
収集データ破壊を目的とした画像制作手段が産まれている事に対して
ピンポイントに批判規制するコメントもありましたが
法が人を守らないのであれば、個人は武器を取って自身を守るしかありません
人に武器を取らせるような事をしている自覚なく
そのような発言をされないとすれば文化庁など存在する価値はないでしょう

●受付番号 185001345000000820

各論点について

- (1) 学習・開発段階
- (2) 生成・利用段階

現在インターネット上では不法にアクセスされた本来有償で公開されている画像含む画像群をデータベースとした画像生成 AI が出回っており、さらに特定のイラストレーターが狙い撃ちにされているという問題が発生しています。

このことの一番の問題は量産品の氾濫によるイラストの「陳腐化」だと思っており、実際にこれはすでに発生してしまっています。詳しくは「マスピ顔」で検索していただければこの問題の深刻さがご理解いただけることかと思います。

マスピ（＝マスターピース/最高傑作の意。）の言葉の通り、もともとは中国・韓国に在籍するプロのイラストレーターさんの持つ独特の絵柄でした。これが AI に取り込まれ、NovelAI というサービスでばらまかれたことにより、今では「AI か見分ける為の絵柄」といったマイナスイメージがついてしまっています。

さらにここから発展して、「AI に取り込まれ、多くの人が使った結果、もともと取り込まれた側の人間が AI を疑われる」という逆転現象が起こってしまい、これもまた深刻なものです。

芸術作品というものは工業製品のように、人間の生活を直接豊かにするものではありません。描き手が居て、受け手が居て、そのコミュニケーションの一つでもあり、「その人に描かれたもの」というものが多くの付加価値を持っています。自らが築き上げた技術を勝手に奪われ、「大量生産っぽいよね」、すなわち無価値であるというレッテルを張られるということは、作家にとっては命を絶つに至ってもおかしくないものです。

全国的に行われている即売会に足を運んだことはあるでしょうか？スケブ（スケッチブック）の文化はご存じですか？あれは「この人に書いてほしい、この人の描いたものが欲しい」という受け取り手の気持ちの最たるものです。現状の生成 AI による粗製乱造、それに伴う検索汚染（悲しいことに現状 AI であるということの価値を最も認めていないのは AI を使う人間自身です。彼らは労せず評価だけを手に入れるために AI 製のイラストを「手描き」と偽って登校しています）によって損をするは何も書き手に限った話ではありません。受け取り手、つまり消費者にとっても現状の生成 AI はノイズでしかないのです。

今までの話は画像生成 AI に焦点を当ててきましたが、文章でも同じことが言えます。文章の場合、より悪質かもしれません。

キュレーションサイト、いわゆるまとめサイトというものをご覧になったことはありますか？どのサイトを見ても似たような中身に「いかがでしたか？」で締めくくられる、内容

の薄く調べたかったことはわからないのに検索上位に居座るウェブサイトです。あれらがもし、生成 AI によって人間の手で書かれるよりも早く「製造」され、インターネットに載せられたら。中身の真偽は知識がある人間にしか判断できず、その真偽を判断するため検索をしても AI で作られた記事がヒットするということになりかねない...。便利なはずのネットが逆戻りです。知識は限られた一部の人間の高級な所有物になり、嘘も本当のこともぐちゃぐちゃに混ぜられた文章もどきが溢れかえる。誰もインターネットを使わなくなるでしょう。

しかもそれらは個人情報を豊富に含んでいます。本来なら表に出ることのなかった、貴方の既往歴が表に出るかもしれません。そういう恐ろしいことが起ころうとしています。何か道具を発表するとき、常に「悪用されること」を考えるべきです。今これだけモラルの悪い人たちが、現状裁ける法が無いのをいいことに大暴れしているのを見ていきたい。

文化庁の皆様には賢明な判断を期待しています。生成 AI についての風当たりは日本よりも欧米諸国の方が厳しく、韓国に至っては法整備が早急に進められています。

●受付番号 185001345000000821

現在使用されている AI 生成技術は、「インターネットの画像検索で出てきた他人の創作物を無断で利用する」という前提から逃れられない。

他人の創作物を無断で利用することは、現行の著作権法により規制・制限されているはずだが、それを多数の他の画像と混ぜることで元データの出所を曖昧にし著作権侵害から逃れようとするのは、著作物を金銭に置き換えるマネーロンダリングと同じだが、政府はマネーロンダリングを良しとするのか？

AI 生成による画像生成を極端に表すならば、入力した単語に該当する画像を検索し、その結果抽出された多数の画像を(それぞれの著作者の許可無く)複合しているものである。ということは、例えば「(個人名)の裸の写真」と入力した場合、まさしくそのような画像が 出力されることも考えられる。数年前に「ディープフェイク」なる技術が問題視されたが、この AI 生成技術にはその問題も懸念されるだろう。

どうしてもクリーンな技術として使うことが出来ないのが現在の AI 生成技術であり、これを促進したがる政府やごく少数のクリエイターは、知らずのうちに犯罪に加担していると考える。

その上で、国産のクリーンな技術を作らなければ世界に遅れを取ると思っているのであれば、まず利用しようとする事が世界から遅れていることを自覚し、AI 生成技術を良しとしない諸外国を手本として AI 生成技術を規制しなければならない。

クールジャパンを謳う割には、これを主導する立場にある方々はどうもクールジャパンを潰したい、もしくは全く知識がない者が集まっているような印象を受けている。実際、

「日本の漫画には AI 生成を利用して背景を作成し、製作コストを抑えている」と唱えた、現場を知らない者が居た。AI 生成技術を促進したい為に嘘をつくのは如何なことだろうかとつくづく思う。

そもそも「世界中のあらゆるコンテンツを無断で利用し、元が分からないように混ぜたものが 出力される」技術が、はたしてどのような所で役に立つと考えるのかという部分からもう一度一から考え直してほしい。

●受付番号 185001345000000822

生成 AI は即座に規制する必要があると考えています。

まず生成 AI の成り立ちからして問題があり、現時点ではインターネットに存在する写真や画像、動画、音声を著作者・権利者に対して無断で使用することが可能となっています。

無断で使用可能ということは、どんなにクリエイターが「作品を生成 AI に使用しないで下さい」と言っても無視する事が可能、という事です。この時点で、クリエイターには「損」以外存在しません。一方的な搾取構造となっています。

さらに言えば、インターネットに存在する"というものもタチが悪いと言えます。元々は閲覧に金銭のやり取りが発生するような作品群(アニメや漫画など)が存在しますが、これらを無断転載するサイトがあります。過去に"漫画村"という無断転載サイトも話題になりましたが、こういったインターネットサイトから「本来クリエイターや権利者に渡るはずだった金銭を踏み倒す」ことが容易に可能となっています。生成 AI 推進派が話す詭弁として「作品の制作を手助けする」「作品作りの敷居を低くする」といったものがありますが、そもそも全世界のクリエイターの作品を無断で勝手に使用しておいて何様のつもりでしょうか。全世界から無断で使用した作品には、それぞれのクリエイターの思いや心情、努力、技術、時間が詰まっています。それらを一切無視し、上澄みである"作品"をただの"データ"として認識している生成 AI 研究者は、クリエイターの敵以外の何者でもありません。盗人猛々しいとは、まさにこの事だと思います。生成 AI は新しい技術です。故に、あまりにも問題が多くあります。現状、法律が追い付いていないというのがクリエイター側の認識だと思います。クリエイターの保護をしなければ、今後「新しい画風」や「新たな構図」といったものは生まれません。どんなに生成 AI が優秀でも、現状の生成 AI は元となったデータが無ければマトモに機能しません。欠陥品と言わざる負えません。これらを幾ら研究したとしても、良いものは生まれないでしょう。生成 AI で生成したもの、こちらにも問題が多くあります。生成物の著作権もその 1 つです。生成 AI はプログラムであり、生成物はプロンプトに沿ったものが output されます。つまり、電卓にキー入力し、計算した結果を見ているのと同じです。プロンプトをいくら複雑にしようとも、「絵を描いた」とは言えません。「新たな楽曲を作った」とも言えません。様々な分野で生成 AI は生まれていますが、全てプログラムによる「それっぽいもの」の出力です。大量の「クリエイターによって完成された作品」から抜き出された、"プロンプト"に合致するような部分的データのツギハギです。これに著作権など存在しないでしょう。少なくとも、クリエイターであれば満足いくまで描き直したり、楽曲の調整を行いますが、生成 AI は「完成した物」しか出力しません。それを人間が手直しても、そこに「創造性」や「想像性」は殆ど無いでしょう。ただのゴミです。また最近では、ピンポイントでクリエイターの作品を意図的に強化学習して、そのクリエイターが絶対に作らないような、いわゆる「解釈違

い」な生成物をばら撒く、はた迷惑な生成 AI 利用者も見かけます。例えば健全な絵しか描かないクリエイターに対して、その人の絵柄を学習させた生成 AI による R18 作品を量産をしたり、ガイドラインで R18 を禁止しているゲームのキャラクターなどを、そのクリエイターの絵柄で出力するなど。完全に、クリエイターに対して悪評を擦り付けるような、そういった使い方をする人々が居ます。「クリエイターを攻撃する手段」として生成 AI を利用する悪質な人々により、クリエイターは一方的に疲弊し、場合によっては筆を折る人も出ています。これらの事象は生成 AI が起因しております。現状、利用する人のモラルが一切無く、無法地帯となっているのが全ての原因だと考えられます。日本、ひいては全世界のクリエイターの健全な発展の為にも、生成 AI に対して強力な規制を掛ける事を強く望みます。少なくとも EU やアメリカなどは、生成 AI が齎す不利益を理解し、生成 AI を規制する方向へ進んでいます。最低限は、これらの規制に足並みを揃えること。理想は、それ以上の規制を敷く事を強く望みます。現時点で既に、生成 AI が利用されたゲームやコンテンツ、作品は尽く全世界から批判されます。この状態で推進するのは自殺行為と言えるでしょう。日本のクリエイターは、日本の宝です。生成 AI が無くとも、全世界最高レベルの作品は生み出されています。これからも、全世界から絶賛されるような作品が生み出されるよう、生成 AI に引導を渡して欲しいです。"

●受付番号 185001345000000823

今現在 ネットで流れている AI の全てがそれを作った本人の同意を取らずに作られたものであり、無料で色々なものを生成し作った本人に還元する訳でもなく金稼ぎをしています。

また それを指摘すると本人に殺害予告等の嫌がらせを行い 精神的に追い詰められ筆をおられる人を沢山見てきました。

やっている事は海賊版と何一つ変わらないのに 文章、絵、声などになった途端規制もさarez やりたい放題された挙句 殺害予告等を受けなければいけないのはおかしいと思います。

本人が良いと許可を出し、契約などを守り金銭をしっかり発生させるのであれば良いと思いますが 無断無許可で好き勝手やるのはおかしいと思います。そこに権利がないのもおかしいと思います。どんな絵や文章、声等にもそこに至るまでの努力があります。そもそも著作権があるはずなのに AI 学習は大丈夫になるのがおかしいと思います。

今後上記のように権利をハッキリさせ 本人の許可の元 金銭のある契約などを義務付けるべきだと思います。

●受付番号 185001345000000824

昨今 AI の技術は進歩しつつあり、時代の流れに乗って AI の技術とうまくかかわっていく必要があると感じています。しかし今回の「AI と著作権に関する考え方について（素案）」の法案に関しましては、考え方の甘さが際立っているようにかんじます。

イラストにおいて、画風・作風が強みとなります。そこに A I に学習され、大量に市場を占拠されしまえば個人の利益を不当に害することに十分なりえます。

そうなってくると、人間がこれまで培ってきた芸術・文化的発展は衰退の一途をたどっていくのではないのでしょうか？

A I を排除しろということではありませんが、芸術・文化が守られ、うまくかかわっていくよう再考していただきたく思います。

●受付番号 185001345000000825

手間暇をかけて作り出した創作物を、
無断で利用し、無断で販売し、利益を得ている人や団体が一定数いることを踏まえても、
生成 AI を許容するような内容、仕組み、制度はあってはならない。
手間も暇もかけず、人の価値を奪って、営利用途として扱うのは、その創作の尊厳も踏み
にじることと同じではないか。
生成 AI で作品を作ること自体は、技術の進歩と関心はあるが、
無断で学ばせることが問題である。
創作者自身が、自身の作品をよりよく理解するために利用する 1 つのツールとして利用で
きることが、健全な利用法の一つであると考えている。
生成 AI の利用に制限をかける(無尽蔵に使うことを止める、利用する為には個人を証明す
るシステムにする)など、創作の自由、表現の自由を守るための法にしてほしい。

●受付番号 185001345000000826

・個人

3. 生成 AI の技術的な背景について (1) 生成 AI について
にある

「生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」(AI と著作権に関する考え方について (素案) 令和 6 年 1 月 23 日時点版より引用)

という記述について、「生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成する」ことのどこが「学習データの切り貼りではないとされる」のかが全く分からぬ。学習データの切り貼りそのものではないか。

●受付番号 185001345000000827

「3.生成 AI の技術的な背景について」内「(1)生成 AI について」内「ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略」

「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」部分

→「3.(1).イ 生成 AI の開発の概略」にある通り生成 AI は大量かつ多様なデータを解析するが、生成を行うにあたりそれらデータから学習したパターンやルールを複合的に（人間には再現不可能な領域において）切り貼りし出力している。現在広く使われている画像生成 AI サービスにより出力される画像群には、生成段階の指示に依らず明確に学習データの特徴を持つ生成物が多量に確認されているため、切り貼りであると言える。

同 3.内「(2)生成 AI に関する新たな技術」内「2に強い影響を受けた生成物の生成を可能とする技術 11 (11.例えば、LoRA と言われる技術がある)」

→LoRA 等に関する説明にある通り、小規模データセットを用いる追加学習はそのデータセットに強い影響を受ける。つまりこれらデータセットに既存の著作物を利用利用する場合はその時点で享受目的と判断されるべきであり、当該著作物が同一作者による著作物（特に、作品から著作者を類推できる特徴を有する物）の場合はより明確に享受目的の利用と判断でき、かつ当該著作権者の利益を不当に害するものと判断できる。

これらの利用は、データセット内に含まれる著作物の権利を持つ著作者の許諾のもとでのみ利用可能とするべきであり、許諾を受けた事実を生成物から逆行して証明できる仕組みを作るべきであるし、これらのトレーサビリティ、アカウンタビリティが保証されないのなら使われるべきではない（全面的に違法とするべきである）。

特定の著作権者を類推できる画風を再現した AI 生成物を用いて脅迫や誹謗中傷が行われた場合その著作権者に多大な不利益が生じるケースも容易に想像できるため、トレーサビリティの確保と AI 生成物であることを客観的に確認できるウォーターマークのような仕組みは生成 AI を法的に許容するうえで必須と言える。

同 3.内「(3)AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について」内

「1 現存するアーティストの氏名等を指定したプロンプト等による生成指示を拒否する技術」について、当該技術はあらゆる生成 AI に適用されるべきであり、個々のアーティストや所属団体による許諾を受けはじめて氏名等を指定した生成指示を可能とするべきである。

同(3)内「3 生成 AI の学習に用いる.....実際に削除を行う措置。」について、当該措置はあらゆる生成 AI の開発段階から義務付けるべきであり、権利者の許諾のもと学習に利用されるべきである。

「5.各論点について」内「(1)学習・開発段階」内「ア 検討の前提」内「(ア) 平成 30 年改正の趣旨」

「近代の.....この学習用データの収集・加工等の場面において、既存の著作物の利用が生

じ得る。」

→研究用においては限定的に許容されるべきであるが、サービスとして利用する目的で学習・開発する場合、生成AIの仕組みからみて享受目的の利用と判断するべきであり、許諾を受けたとしても学習用のデータ一つ一つに関するトレーサビリティは確保するべきである。

同5.内【「非享受目的」に該当する場合について】内「イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について」内「(ア) 「情報解析の用に供する場合」の位置づけについて」

→「そのため、AI学習の……に該当すると考えられる」について、情報解析の用に供する場合のみが非享受目的と判断できるが、情報解析を生成AIの学習行為と解釈する場合はその生成AIモデルのビジネス利用は明確に享受目的となるため認められるべきではない。

●受付番号 185001345000000828

- ・個人
- ・5. 各論点について

(3) 生成物の著作物性について

「他人の技術を盗み、自分のものと公言できる生成AIは合法である」このような現状はおかしい。

以下にあげる理由により、自分が権利を持っていない著作物を使った学習は違法とするべきであると考える。

1. 他人の研鑽してきた時間や技術を横取りして自分のものだと言い張る無礼な行為である。

技術は目に見えないものだが、だからと言って軽視されるべきではない。人間が生きる時間を削って得た値千金のものであり、本来他人が真似できないからこそ「価値」がある。

軽々しく他人が、楽をして稼ぐために利用して良いものではない。

2. 法的に問題ないと声高に主張して、学習元の権利者に(自殺教唆や嫌がらせなど)危害を加える例が散見される。

3. 他人の著作物を「利用」して金銭を得る行為に、本当に著作権が発生しないのか?

模倣や参考ですらなく、学習のためにデータをそのままそっくり利用したのなら、その利益を還元しないのは筋が通らない。

4. 創作という分野において、生成AIが齎すものは進歩ではなく衰退である。

自分が努力しなくともAIでそれなりのものができるなら新しい人が育たない、今創作に関わる人もAIに邪魔されて手を止めるかもしれない。

結局の所今あるもののつぎはぎでしかなく、新しいものは生まれない。では誰がこの技術を使うかといえば楽をしたい・安く済ませたい者である。自分の著作物を使うのであれば良いが、他人の技術を横取りして楽をするのは違う。

●受付番号 185001345000000829

AI 生成画像によってクリエイターの存在価値が軽視されることにつながります。
また AI 生成によって現実との判別がしにくい画像が検索結果のトップに出てくるようになつており、画像検索の精度が下がつています。

●受付番号 185001345000000830

- ・個人／団体の別: 個人
- ・各項目に関する具体的な意見

1. はじめに

内容に賛同する。特に、「判例及び裁判例の蓄積をただ待つのみでなく、解釈に当たっての一定の考え方を示すことも有益である」の部分は、裁判を起こすコストは依然として高いことを踏まえれば、高く評価できる。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

内容に賛同する。

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

内容に賛同する。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

内容に賛同する。

(2) 生成 AI に関する新たな技術

内容に賛同する。

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

内容に賛同する。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

内容に概ね賛同する。

クリエイターや実演家等の権利者の懸念のうち、3、及び4については、手工芸品と大量生産による量産品の話と置き換えて考えられるのではないかと思う。手工芸品と類似した量産品が出たからと言って手工芸品が無くなるわけではなく、むしろ手作りであることによる新たな価値を得ているケースが多いのではないかと考える。

また、仕事を奪われるという点についても、生成 AI による影響は仕事が無くなるようなものではないと考えられる。過去、馬車が自動車に置き換わったという歴史があるが、これによってタクシードライバーのような新たな仕事が生まれ、移動のスピードや効率、安全性は大きく改善したと考えられる。生成 AI の登場も同様に、今の仕事のあり方に変化をもたらし、これまで登場してこなかった新しい作品を生み出すきっかけになる大きな可能性を秘めていると考えられる。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

「アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて」の「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態

が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。」については異を唱えたい。「生成 AI によって代替される」について、何を持ってして代替されたのかを判断する基準は無く、また基準を作ることも著しく困難であると考えられるためである。また、需要を満たすための方法については AI 生成物に限定されるものではなく、AI 生成物のみを対象として何らかの制限を設けることは、合理性を欠いていると考えられるからである。加えて、この点は生成・利用段階の観点であると考えられ、学習・開発段階においては何ら影響を及ぼさないと考えられる。

学習・開発段階においては、現状の法規制にとどめ、より厳しい制限は求めないことが、生成 AI の発展の阻害を防ぎ、著作権と生成 AI の発展のバランスを考える上で重要となるのではないかと考える。

（2）生成・利用段階

内容に概ね賛同する。特に、検討の前提である「従前の人間が AI を使わずに行う創作活動の際の著作権侵害の要件と同様に考える必要がある。」については、生成 AI と著作権の関係を考える上で根幹をなす考え方であると考える。

「ウ 依拠性に関する AI 利用者の主張・立証と学習データについて」において、「当該生成 AI の開発に用いられた学習データに当該著作物が含まれていないこと等の事情が、依拠性を否定する間接事実となるため、被疑侵害者の側でこれを主張・立証」とあるが、これを被疑侵害者が立証するのは困難となるケースが想定される。特に、利用した生成 AI が海外のものである場合などに、当該著作物が学習データに含まれているかの回答を求めることは、困難となるケースが考えられる。この点については、生成 AI の開発者に対してガイドラインを設けるなどの対応が必要となるのではないかと考える。

（3）生成物の著作物性について

内容に賛同する。

（4）その他の論点について

内容に賛同する。

6. 最後に

内容に賛同する。

ところで、「生成 AI は学習データの切り貼りである」、「生成 AI の学習のためのデータのダウンロードは、いかなる場合であっても違法である」などの誤った認識が一部で見られる。「AI と著作権に関する考え方について（素案）」の内容は、概ね賛同できるものであり、様々な立場のバランスを取った、非常によく考えられた文章となっていると感じた。したがって、本文章の内容に関して、国民に対して広く周知を図り、誤った認識に基づくトラブルや対立を防止することが、直近では求められていると考える。

●受付番号 185001345000000831

私は NovelAI が学習したという Danbooru というサイトにイラストを何枚も無断転載されました

つまり勝手に学習された人間です

その観点からコメントさせていただきます

画像生成に関してですが、私は人の創作物を無断で学習する行為は合法だとは思えません

学習を拒否している人間から絵を学習した場合は厳罰に処するべきです

原則創作物を研究目的なら勝手に学習していいという法律は必ず変えるべきです

この1年文化庁は見てきているはずです。いかに大多数の人間が搾取されこの構造に異を唱えてきているか

いい加減に法改正を議論し、既存のクリエイターへの保護を徹底的に手厚くするべきです
人と機械の学習はいい加減別だと分けるべきであり、徹底的な規制や厳罰を設けるべきです

項目 4

関係者からの懸念の声

クリエイターや実演家等の権利者の懸念

海賊版の無断学習についてですが徹底的に排除するべきです。

文化庁は今まで無断転載サイト、違法アップロードサイトについて法律違反であると周知してきました。なのに AI は別という考え方方が間違っています。

無断転載サイトや違法アップロードのサイトからの学習も全て違法だと徹底的に周知するべきです。でないと大多数のクリエイターや国民の支持は得られません。

AI 開発者 AI サービス提供者等の事業者の懸念

AI 利用者の懸念

3 についてですが無断学習をされているからそのような考えになるのは当然です。

許可を得た生成 AI、日本でいうと [REDACTED] でしょうか。

既存クリエイターへの徹底的な配慮やデータセットの不備等には即座に対応する。

こういった AI への批判はこの半年一切聞いた事がありません。

改めてここにも書きますが既存クリエイターの意見として

勝手に学習するな、許可を得ろ、クリエイターが納得出来る還元をしろ

これに尽きます。

5 各論点について

ア 検討の前提

著作権者の利益を通常害しないといえる場合を対象とするものである

と書いてありますがここまでパブコメの数や既存クリエイターの反対を見たら明らかです。

絵柄の模倣、ダウンロードサイトで無断学習された AI を使った画像の販売。

その生産力の早さや簡単な模倣行為により

私たちの絵を勝手に学習に使った AI で利益を害されています。

非享受目的に該当する場合について

イについて

例えば SNS や画像投稿サイト、ダウンロード販売サイトに AI 生成物をアップロードする行為も享受目的があると考えます。

その画像にいいねやリポスト等がつくということは感情が無いと出来る行為ではないからです。

そもそも芸術作品である創作物が思想や感情の享受を目的として造られているのにそれを非享受目的で学習する行為は

破損した作品の修復作業位しか思い当たりません。

著作権者の利益を不当に害することとなる場合について

エについて

イについて

これはあきらかにおかしいです。

画風とはその人その人が何十年も技術を研鑽してきた結果得られたものです。

人が模倣するには生産力にも限界があり、簡単に出来るものではありませんがこの機械は別です。

それこそ簡単に模倣し、大量出力によりその技術を篡奪しています。

機械による模倣は人とは違う点が多くあり、それはクリエイターにとって非常に不利益であります。

オについて

これも徹底的に慎むものと表現するのではなく、違法であると明記するべきです。

今まで海賊版対策をしていた文化庁は弱腰でどうするのですか？これでは対策を応援していたクリエイターにも申し訳が立ちません。

カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について

無断で学習されたクリエイターが一人でもいればその AI は破棄、そして損害賠償請求が出来るようになるべきです。無断転載の無い、許可されたクリーンなデータであれば絶対にそんな事は起きません。

2 生成利用段階

ア 検討の前提

本人から許可されたデータのみを使用すれば権利侵害は起きません。

作りたい人間だけでやるべきです。

■ がそうであるように、彼らのやり方を企業や個人利用者は学ぶべきです。

文字数が少なくなったのでまとめます。

30条の4の無断学習に関する改正、学習の許可、十分な対価還元。

違反者の徹底的な厳罰。

自分の我が子の様な大切な作品が第三者によって盗まれる、学習されてしまうという不安の無い、安心して創作出来る日常をどうか返してください。

●受付番号 185001345000000832

AIによる生成アプリが登場してからというもの、イラスト、写真、文章、音声などあらゆる著作権が侵害されている状況です。

イラストレーターの絵柄を無断で学習、生成される問題はネット上で毎日のように目にします。

仕事へ悪影響が出ているイラストレーターもいますし、AI イラストの登場によって絶望視し、自ら命を絶つイラストレーターの方も実際にいます。

AI 技術自体は素晴らしいものですが、絵柄を無断で学習し、著作権を平気で侵害している状況は看過できるものではありません。クリエイターの存続を、強いては日本の文化を危うくする喫緊の問題です。

一刻も早く、イラストレーターや小説化をはじめとしたクリエイターの権利を保護するための法整備をしていただきたいです。

●受付番号 185001345000000833

素案の中でも触れられているように AI 生成物には明らかに特定の個人の作品を集中的に学習させたものがあります。その中には作家への嫌がらせ目的で生成された物が多くあります。また海外ではインターネットへアップされている自撮りや写真などを利用し猥褻な画像を生成し脅迫に使われる例もありました。そういった生成物は明らかに犯罪であり、また現在多く使用されている AI 生成ツールでは、生成者の思想又は感情を享受する、させる目的で使用されているものがほとんどでこれに当てはまらないものはないと言っても過言ではないと考えます。

また AI 学習の段階で多くのサービスは学習元を明らかにしておらず、また学習元が明らかな場合でも作家が AI 学習を禁じていると明言している場合が多く見受けられます。画像以外にも特定の人物の声を学習させることによりその人の声を再現するような音声データも存在していますが、そういったデータを利用し虚偽のニュース動画を作成するなどの悪用がされています。

AI 生成物は著作権を侵害するだけではなく、犯罪や嫌がらせ、デマ・ヘイトの拡散に使用されているのを何度も目にしています。AI 生成は全面的に禁止するのが現段階では著作権や著者、また市民を犯罪やデマから守る最善の策ではないかと存じます。

●受付番号 185001345000000834

AI イラストについてですが、最近は絵柄などを模倣したものもあらわれており、著作権ももちろんですが、人格権までも侵害するものであると感じています。
どうぞ、厳しい判断をお願いします。
日本の文化と呼べるこの創作文化を、どうぞ守ってください。

●受付番号 185001345000000835

3. 生成AIの技術的な背景について (1) 生成AIについて ウについて、学習データの切り貼りではないとされるとあります、「学習」と呼ばれていますがそれは無数の既存著作物を取り込んでなされるものであり、A+B=Cができるのではなく A+B=AB ができる以上既存著作物の改変、切り貼りの域を出ないと考えます。

4. 関係者からの様々な懸念の声について、AI利用者の懸念 4 に AI 生成物が著作物とならず、法的な保護の対象とならないのではないかという懸念について、例えば同じ生成AIツールを使い同じワードで画像生成を行った場合、それは 2.(1)アの著作権法で保護される著作物の範囲の中の保護対象に含まれないものにある、誰が表現しても同じようなものとなるありふれた表現にあたるのではないか。そこに創作性があるとは全く思いません。

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】(イ)著作権法が保護する利益でないアイデアへの項目、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるについては同じくそう考えます。この場合「著作物」という定義からは外れてしまうかもしれませんのが作風や画風というものはクリエイターが培ってきた思考や技術、研鑽の結晶であり、踏みにじって良いものではありません。

また、これも著作権の話ではありませんが、各サービス自体にユーザーが画像や映像を投稿する際に AI を利用している場合にその旨を明記することを義務付け、そこに法的な拘束力を作ることができれば悪意を持った利用、ディープフェイクなどはその抑止力から減るのではないかでしょうか。クリエイターとの衝突も今よりは減ると思います。

●受付番号 185001345000000836

特定のイラストレーターの画風やキャラクターの容姿を模倣する LoRA やプロンプトの学習または利用について、それぞれどこからが違法になるのか、もっと具体的に検討し、分かりやすい例を列挙してほしい。

現状、イラストレーター同士でもトレース等による模倣したか・していないかというトラブルが発生しており、AI によってこの事例がより増えるのではないかという懸念があります。

また、特定の個人の画風を AI を利用して模倣し、嫌がらせとして使う事例も発生した場合、この点が違法であるという明確な答えがないと、模倣された側が法的措置をとれず対抗できる術がありません。法整備もお願いしたく存じます。

●受付番号 185001345000000837

生成 AI の技術自体はとても素晴らしいものだと思います。ただ現状を見ていると生成 AI の使用については否定派です。それは学習元が不明瞭なものや無許可での学習が多く、加えてそのまま金銭的なやり取りや商業利用され問題が多発していたり、商業利用までとは行かずとも学習済 AI を用いてオリジナルと言い張る人が後を絶たないからです。私としてはこの学習元不明"、"無許可学習"の AI を用いたものに関しては権利など到底言い張れたものではないと考えています。また今後、許可を出した方々から学習した AI を用いたものに関する著作物としては認めることができないです、やはりイラストや絵、風景画などの作品もそこまで邁進された作家の方々による賜物であることには変わりないですから。最後に、日本のマンガ・アニメ文化というのは人間が筆を執って作られるからこそ新しい分野を開拓していき発展してきました。今回の争点である生成 AI はかつての絵柄の踏襲しかできませんが、使用者の悪意によって多くの作家さんたちに筆を折らせることが可能な凶器です。せっかくの看板文化を真似事しかできない機械に潰させるのはぜひとも食い止めて頂きたい。"

●受付番号 185001345000000838

絵が第三者によって AI の学習に勝手に使用されるのは無断転載であり、著作権の侵害にあたると考えられます。

絵が無断で AI の学習に使われることは著作権によって守られるべきです。

●受付番号 185001345000000839

法的な知識は皆無の一消費者の視点から意見を送ります。

項目の 4 番 「関係者からの様々な懸念の声について」

X (旧 Twitter) などにおいて、項目内で記述されている物が多数見受けられます。

声優やアート分野のクリエイターに限らず個人のものも含めて音声や画像ファイルが収集され、切り貼りされて改変されどこともしれぬ誰かに利用されているのが現状です。

現行法では裁けない加害者に対して被害者は泣き寝入りする人が多い。

AI は車などと同様に道具であり善悪は使う者の心次第ではあります。

しかし車と違い AI は個人が持つには未だ大きすぎる力を持っています。

どうか罰則や制限を掛け、この国の文化と民の未来を守ってください。

最後になりますが配布 PDF 10 ページ目後半、11 ページ頭に記載されている

「学習データは切り貼りではないとされる」事についてですが無断転載及び切り貼りされていると思います。多分他の方からもこちらに関しては同じような意見が出ると思います。

●受付番号 185001345000000840

5.各論点についてより

(1)学習・開発段階

(エ) 複製防止措置について

国内だけの制限では、海外からの学習は防ぐことができず海外のサービスのほうが優位になる懸念がある。よってこの取り組みについては国際的に協力して進めるべきではないか。

(2)生成・利用段階

(イ) 依拠性の考え方についての 1 より

image to image を利用できないサービスは利便性を大幅に減少させる可能性がある。よって著作物を一定のルールでは無許可で利用できる法律が必要なのではないか。

●受付番号 185001345000000841

AIを使用したものの著作権は現状では持つべきではありません。

主に

1.AIと人間の違いによる作品生成能力の差があること。

2.AIの学習元になっているクリエイターと利用者の意見が食い違っており、AIで生成したものに著作権がある場合の学習元の作者のリスクが高いこと。

3.現在のAIのモデルデータにある違法について。

4.AIに関しての法整備がまだであること。

以上4点に問題があるためです。

1.AIと人間の違いによる作品生成能力の差があること。

では、主に創作活動にて人間が商業的に活動する場合は、少なくとも高品質なものを作るか価値を作る必要性があります。高品質な作品を作るためにはウェブ上で検索すると年単位の時間が必要な場合が多いです。客観性の書ける内容になりますが、世の中で売れているイラストレーターも芸大に入っていたり専門学校に入っていたり、また独学で努力しています。そのため最短で年はかかるのが当たり前です。それに対しAIはGPUが良いものであれば快適に生成できます。またいいGPUでなくとも生成できるようです。そのためパソコンを持ってさえいれば生成でき、数分で生成できます。パソコンを問題なく使える人間であれば数日で生成できます。

ここでのまとめは、AIの方が1つの作品を作るにあたって時間がかかるため著作権を持った場合に、類似作品を著作権違反と声を挙げられる可能性があります。そのためもつべきではありません。

2.AIの学習元になっているクリエイターと利用者の意見が食い違っており、AIで生成したものに著作権がある場合の学習元の作者のリスクが高いこと。

では、学習元のクリエイターはAI使用を禁止している人や、許可を出していない人がいます。その声明をしているにも関わらず、モデルを作成し、作成したモデルにて自殺唆唆を行っている人がいます。（右記URL参照）[REDACTED]

また、声優によるキャラクターの音声ファイルを学習させることも可能であり、犯罪に転用される可能性があります。（右記URL参照）[REDACTED]

ここでのまとめは、AIにて作成したものに著作権がある場合は学習元のクリエイターが疑われる環境が構築され、また犯罪への転用が予想できるからです。

3.現在のAIのモデルデータにある違法について。

では、画像生成AIの訓練に児童ポルノが使用されているということです。日本での児童ポルノの定義では“実在する”18歳未満の児童のわいせつな写真・動画やデータであり、二次元は対象であります。それを踏まえ、生成AIの学習データに児童ポルノが含まれていることが発覚しました。現在の生成AIをするにあたっては学習データに違法データが有

り、使用することは違法につながると思います（現段階では AI による法律がないため）。

（右記 URL 参照）[REDACTED]

ここでのまとめは、生成 AI の根幹に違法なものがあることと、2.で記載した学習元のクリエイターの著作権をまもれていません。

最後に、

4.AI 関しての法整備がまだであること。

では、法整備されておらず生成 AI 等で被害にあった場合、今は泣き寝入りしかできない状態です。

右記 URL [REDACTED] に学習された方のリストがあり、AI の学習を許可していないのに生成されています。また [REDACTED] さんはイラストを AI モデル（LoRA）に勝手に盗用されて誰でも使えるようにアップロードされた上に、誹謗中傷や加害予告を受けています。（右記 URL 参照）[REDACTED]

このような実例があるため、今後も AI（生成 AI を含む）を使えるようにするには、

・モデルデータの開発に関して、学習元データは自分が作成したデータに限る。（学習使用許可を得ていない場合は違法）

・モデル使用にはモデル作成者本人の許可が必要。

・学習本作成者の許可なく作成されたモデルデータと知りながら使用した場合、今までの法律と同様に罰金・懲役等を課すこと。

が最低限必要です。

AI 事業利用まえに現在のクリエイターの廃業に繋がり AI 事業もそのまま終わります。

以上 4 点をまとめると

1.人間と機械での性能差があるため AI の著作権を認めると人間の創作が滞ること。

2.AI での生成物により人間が起こした加害に勘違いされ冤罪が起こり得ること。

3.AI の根幹に諸に違法物が含まれている場合やこれから違法に転用される可能性があること。

4.現段階では法律がないため何かあった場合に対応ができないこと。

があるため AI には著作権は持つべきではありません。

●受付番号 185001345000000842

生成AIという技術は一概に悪いものではありませんが、他者の作品を無断で利用している点において極悪であると思います。そして現時点での創作者に一切の敬意がない技術が広がっています。このままでは創作者はいなくなってしまい、AIの学習元もなくなり、日本の文化がただ失われるのみ。既にAIの著作権遵守に対する信頼が失われている以上、これ以上AI技術の権利のみを拡大し、創作者の権利を侵害していく方針を示すのはやめてください。

●受付番号 185001345000000843

生成 AI は技術進歩の基本である技術ツリーを無視して既存の誰かの著作物を許可なく奪い取って完成品を得ておりできることは既製品の後追いでしかなく、生成を行った本人はそれが「どんな技術を」「どのように使用して」「どんな考え方で」作成されたものなのかという技術や思想を無視しておりこれを放置すれば作成する技術そのものが失われる危険性がある。

これは日本の文化である漫画だけでなく小説や絵画、国宝を含む日本画に至るまでのあらゆる芸術の発展を著しく阻害することは目に見えており、現状ですでに技術者に対し不利益な使用を行う例が頻出しています。

この状況が繰り返すと芸術作品を作成する技術を持つ人物の利益を奪い、日本だけでなく世界中の文化を破壊することになります。

原因としては

- ・生成 AI の出力であると明記する義務や規制がない為、それらと既存の画像・文章データ等を区別する手段がなく、偽装・僭称・詐称行為に対して消費者や各市場運営者が判断コストの負担を強いられ、それら被害に遭うリスクも増大していること
- ・生成 AI での生成物に対して学習物の記載が必須でなくただ似ているだけなのか判断ができないこと
- ・生成 AI の学習物として自分の作品が使われることを拒否できること

これらが問題を早急に解決しなければ日本芸術文化だけでなくネットワーク上の画像検索機能を含めた資料の正当性が失われることになると考えます。

●受付番号 185001345000000844

生成AIを使ってイラストレーターの絵柄を再現する行為は元となったイラストレーターの価値や信頼を大きく失墜させるものだと思える

●受付番号 185001345000000845

画像生成 AIについて

学習元データとなった画像の著作権は現状無視されており、著作権者が AI 学習を拒否する意向を明確にしていても事実として権利は侵害され学習は行われている。

また、特定個人のイラストを選択的に学習させた AI を利用してその個人の模倣イラストを生成して金を稼ぐ方法を教唆する記事を作成するなど明確に特定個人を標的とした悪意のある AI の作成が事実として行われ、嫌がらせとして加害に利用されている。

被害にあった方は自殺未遂を起こすなど実害が既に発生している。

このような AI を作成している時点で制作者は著作権を軽視しているのは明白である。

また、その AI に個人の名称を提示して生成したものもまた著作権を軽視しているのは明白である。

著作権者の権利を守るためにには、権利を軽視した人物の作成した AI の公開停止や、それを悪用した人物に対しての罰則などは法として規定すべきであると考える。

AI そのものはただのツールであり人格も意思も持たないハサミなどと変わらないものであり責任などというものは持ちようがないのは明白であるが、ハサミによる傷害と同じように権利を侵害するよう AI に対して学習・生成の指示を行った人間に対して責任を問うことができるようにすることは必要であると考える。

むしろ悪用した人間に罰則を与えられるようにしなければ AI を利用するべきではないと思えるほどに人間にはモラルがない。

著作権について

AI の生成した画像はノイズがイラストのように見える形で出力されているので著作権は発生しないと考えている。

先程も述べた通り、AI はツールであり人の意志がなければなにかを出力できない。

AI 的には砂嵐ノイズとイラストに見える生成画像は等価であり特別な形ではないためだ。

研究目的の学習について

私は許容されるべきであると考える。

ただし公開した時点で研究という目的から外れたとみなしたほうがよい。

インターネット上で公開するということはたやすくコピーが作られるということにほかならない。

展示する場合もネットワークからは隔離するべきである。

既に学習された AIについて

法を整備しても遡及性を持たないため既に権利を侵害する形で学習を行った AI を利用したこととは罪には問えない。

が、それらの AI の利用を制限することはできると思われる所以、積極的に制限して欲しい。

●受付番号 185001345000000846

3. 生成 AI の技術的な背景について（10～）

> (1) 生成 AI について

>ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略 の内容について

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

「学習データの切り貼りではない」

すでに世に出回っている生成 AI のほとんどの学習元が膨大な量の無断転載（クリエイターの許可なく創作物を他人がアップロード）がなされているサイトであり、そこへさらに第三者が任意のワードや新たな素材を学習させることでコントロールしている状態です。この場合は学習元の許可なくアップロードした者と学習元であるクリエイターの存在を特定することすら不可能であり、不可能だというだけで「切り貼りではない」と断言するのは全くもっておかしい話です。許可しているクリエイターもいるかもしれません、そもそも利用されていることを知らないクリエイターもいるかもしれません。自分の権利が侵害されていることを知らない人のことはどうでもいいんですか？

享受目的・非享受目的である以前に「自分の創作物が許可なく、全く面識のない他人によって利用されている」こと自体が権利を侵害している状態であるとクリエイターたちは感じています。また、特定のクリエイター（有名なイラストレーターや映像作家など）の作品を多数読み込ませてそのクリエイターの創作物だと感じさせるものを生成されることは、その人への印象操作に繋がりかねません。実際に作ってはいないのに「あの絵を描いた人でしょう」「あの映像を作った人でしょう」と噂されるのはいい気分ではありません。

ちなみに現在私が知っている限りの有名どころの生成 AI である NovelAI や Nijijourney、Midjourney などはすでに享受目的で運用されていると思います。非享受目的の生成 AI がそもそも存在しますか？

さらに、現在生成 AI を利用している人々は個人の娯楽の範囲である人も多いでしょうが、目立つのは悪意のある人です。上記に書いたような、特定の人物に悪い印象を植え付けさせるようなもの、全く別の人物同士を組み合わせた画像（海外ではすでに、自撮りや家族写真など、いたって普通の人物写真に裸体を組み合わせた画像での事件があるという噂もあります）を生成したり、「他人の創作物の切り貼りでしかない、何の苦労もせずに責任も感じず作り上げたもの」を生成し、あげくそれらを使って商売を行ったり、人々が自分の創作物を見せ合うサイトなどに投稿し多数の人間に不快な思いをさせるなど、生成 AI で悪事を働く人間が絶えませんし、国の方針次第ではそれに便乗してこの後も増加するかもしれません。

私は、個人で扱う範囲、例えばクリエイター自身が「生成 AI に自分に足りない技術を補ってもらい、スキルアップに繋げる」目的で利用する、クリエイターでない人が第三者が不愉快にならない範囲で（曖昧ですが一般的に嫌悪感を抱く生成物を作らない、誰かが不利益を被る目的で運用しない）利用するのであれば、利益のあるものとして認識できます。

しかし、どのような物事でもそうですが悪意を持ってそれらを運用する人間が多いこともまた事実であり、利益を重視するあまり個々の人間の権利を軽視することになるのは絶対に嫌です。もうすでに実際にクリエイターたちは自分たちの権利が他者に侵害されている状態だと感じています。

5. 各論点について

> (1) 学習・開発段階

> 【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

> (イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

> 作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。

「あなたの創作物を学習させてあなたの作風に似せたものを作ったけどあなたがまだ作っていない構図だからこれは私の作品です」ということですよね？

おかしいと思わないですか。Aさんが何年もかけて磨いてきた技術をBさんに横取りされて作られたものを国が「これはBさんの著作物です」と認めてるんですよ。

<AI 利用者の懸念>

すべてに「それはクリエイターが権利を侵害されたと感じることを無視してでも守られるべき権利か？」と言いたいです

「努力せずに作品を作って世に出しているのではないか」はその通りです。AI利用者が一時間、あるいは数日かけて出力した作品の元には、それと比べ物にならないぐらいのクリエイターたちの膨大な時間が踏み台にされています

●受付番号 185001345000000847

AI学習そのものが悪いとは思わない。それにより新しいアイデアが生まれることももちろんあると思う。

が、そのために今現在活動しているクリエイター達の作品が害されることはあるってはない。

人が作ったものには絵であれ文章であれ、著作権がある。それにより各クリエイター達の個性が守られるというのは今まで常識として私たちが学んできたことでこれからもそうであってほしい。

AI学習だから、と勝手に創作物を良いように出力されるのは間違っている。そこにも著作権が適用されるべきだし、AIは正しく規制されるべきだ。

現在までに法の規制が届かずAIを使用して不当な行為を繰り返している人が多く見られます。例えば有名なイラストレーターの作品でAIの出力を行い、勝手に商品を作つて売るなど。もしAIのために著作権の侵害を1部でも見逃すようなことがあればこれは加速し、本当に自分の力で作品を作る人はいなくなります。

表現の自由といえば聞こえはいいですが、そのために別の不自由を敷くようなことをしないでほしいです。

もう日本に期待できることは何もありませんがこれ以上失望させないでほしい。

●受付番号 185001345000000848

(素案) (概要) の、「併存の具体例（16～18 頁）」について、より具体的な例を示して欲しい。

●受付番号 185001345000000849

現在生成 AI の影響により、多くのクリエイターが被害にあっております。

違法サイトからデータを盗まれ、誰でも使用できることから LoRA 学習されて、作品を盗まれている作家が数多く存在しております。

そもそもデータベースさえ、どこから学習しているのかわからないものを使用していることも、生成 AI が悪い影響を与えている大きな要因になっていると感じております。

データ元がわからない以上、作家元に還元することも行われず、一方的に作家が搾取される環境になっています。

この環境下の影響により、まともに作家活動を行えなくなってしまう作家が急増し、LoRA の被害に遭われて精神的に病んでいる方も多く見受けられます。

この環境下で、文化が守られている環境であるとは到底考えられません。

ここまで、文化を壊して成長を進める画像生成 AI がどういったものに使われて役に立つか想像できません。

誰でも使用できるもので作家が一方的に搾取され続け、文化として崩壊してしまう未来が容易に想像できます。

また文化が崩壊してしまうだけでなく、犯罪に使用されたり、画像や映像が信じられなくなる時代も起こりうると感じております。

現に、海外で、生成 AI の性被害にあって自殺をしてしまった方もおり、このままでは日本でもこれに近い状況が増えていくと考えております。

また、データの中には児童ポルノのデータを読み込ませていることがわかるような生成物が存在しております。児童ポルノを使用したデータを利用してビジネスを行っている人も存在しております。これを許容することは、子供の写真を親が撮ることも難しくなってくる時代がやってくると考えております。

これは文化だけではなく、社会そのものを脅かすものになると考えております。

商業的なイラストや、アニメーションにおいても作家は 1mm 形が違うだけで、全然形が違うと言われる世界の中で、精度の低い AI 画像を使用することは業界の技術力が下がる要因にもなり、業界全体に影響を与えててしまいます。

誰でも使用することもあり、生成 AI を使用している人はモラルがない人がとても多い印象があります。作家のことを道具扱いし、模造紙幣を製作して警察沙汰になったり、LoRA を使用して作家に対して攻撃的な発言を行ったりしている人が多い印象です。

また、日本はなぜかこの異様な状態に否定的な意見をあげづらい環境になっております。被害に遭われた作家がコメントすると、その作家に集中的に LoRA した作品を送りつけて、攻撃的な発言をして、作家の精神を傷つける行動がよく見受けられます。

こういった行動がよく見えることもあります、被害に遭われている作家が発言しにくい環境になっています。

このような環境下では文化は崩壊してしまい、未来の子供もその文化に足を踏み入れれない状況になってしまいます。

この問題で海外からは日本の人権はどうなっているのかと問われ、日本の法律に不信感を持つ人は少なくありません。

ここまで悪影響を与えていたる生成 AI はビジネス上では大きな利益出せておりません。

また生成 AI を作った会社の CEO ですら、生成 AI のによるリスクを懸念しております。

生成 AI と引き合いに出される二次創作の問題も今一度考える必要があります。

二次創作をなくしてでも止めなくてはいけない大きな問題です。

文化に属していない人間が、文化を荒らし人々を傷つけている現状に納得がいきません。

誰でも簡単に悪用できるものを野放しにすると、子供のいじめにも使用され、教育上にもよくありません。

パルワールドの件で感じているかもしれません。

この国では、法律上問題がなければなにをしても問題ないと考える人が多くいます。

だからこそ厳格に生成 AI を取り締まっていただきたいです。

こもままで、この国に生まれたことを恥じて生活していくことになります。

この状況で最もしない利益を求めるのではなく、文化守る方法を考えいただきたいです。

ハリウッドでは未来の子供を守るためにストライキを行い子供の未来を守りました。

日本では海外のハリウッドのような大規模な組み合いで存在せず、ストライキも起こしにくい状況であるため、今回の提出内容を確認して、文化を守るためにどうするべきなのか今一度考えていただきたいです。これは日本だけの問題ではありません。世界で行われている悪質な嫌がらせであると少しでも感じとっていただければ幸いです。

最低でも生成 AI は原則著作権を認めない法律にして欲しいです。

クリエイターの意見を聞いてくださるのなら生成 AI の利用を禁止していただきたいです。

国の文化を守れないのであれば法律が存在する意味がわかりません。

ここまで、応急処置も出さなかった国に不安しかありません。

これ以上国の未来を汚さないでほしいです。

●受付番号 185001345000000850

(3) 生成物の著作物性について

断じて認められない。現状の生成 AI が学習したもののはほとんど（すべてと言い換えても良い）は無断使用、違法なルートより学習した創作者の許可を得ていない盗品まがいのものである。

そのようなものを利用して生成されるものが創作性のあるものであるわけがない。

全ての創作者に対して無礼であるとともに、文化庁がこのような事を記述するのは正気を疑うという他ない。現状は創作物に対してリスペクトの欠片も無い技術者たちが自分たちの儲けのために他者の作ったものを利用しているハイエナ的行為という他はない。

現状の生成 AI については、その学習、使用を全て制限し、クリーンな素材を扱っていると断言できるときまで一般に解き放つべきではない。

●受付番号 185001345000000851

生成AIには反対です。

AIはそもそも人間の助けになるように使用すべきであって、盗むような使い方をするべきではないと思います。

クリーンなデータかどうかすら疑わしいソフトやアプリは使うべきではないと思います。

もう少しクリエイターの方々の意見や環境を考えて頂きたいです。よろしくおねがい致します。

●受付番号 185001345000000852

AI と著作権に関する考え方について 各項目意見を送らせていただきます。

2.(1)ア ○3 項

>ありふれた表現"は著作物に含まれない

生成 AI により無尽蔵にコンテンツが大量生産された場合、全てのコンテンツはありふれたものとなるため著作権自体が形骸化してしまいます。

2.(1)エ

日本国法の及ぶ範囲では、個人が PC 上にダウンロードして利用できるローカルモデルの生成 AI の日本での使用が対象になると考えています。利用者が増加すればベルヌ条約において国際的に違法となったのちも対応に実現性がなくなるため、早急に一時的にでも規制すべきと考えます。

4.<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>第 3 項

クリエイターの仕事が奪われるなどという規模の話ではなく、全ての人権を誰にでも簡単に侵害できる状況が現実に起こっています。著作権・肖像権、企業・個人の名誉、信用などの知的財産を簡単に複製、盗用、毀損して失わせることが AI を用いれば可能になってしまいます。

<AI 開発者・AI サービス提供者等の事業者の懸念>

研究開発においては、著作者同意のうえ提供されたデータを利用する場合著作権法を適用すべきではないと考えます。問題は開発した物の公開、提供であり、これは国際的に生成 AI に関するルールが制定された後審査の上行うべきであると考えます。<AI 利用者の懸念>に関しても同じく、現在において生成 AI を利用すべきではないと考えます。

5.(1)イ(イ)○6 項

著作権法第 30 条の 4 「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には」これに疑問を感じます。利用者がコンテンツ系の生成 AI を使用し、生成されたコンテンツが利用者の視覚・聴覚で認識された場合、目的に関わらず享受になるだろうと考えます。例えば「享受の目的なく上映中の映画館に入りスクリーンを見ていたが、享受していないため料金を支払う必要が無い」というのはおかしい事のはずです。享受目的であるかの証明は実質不可能であるため、結果だけに対し著作権法の適用を行うべきであると考えます。目的の有無に関わらず過失運転致死傷罪に自動車運転処罰法が適用されるように、著作物を学習した AI でコンテンツの生成を行ったのなら著作権法を適用すべきです。

カ(イ)○2 項

学習済みモデルが侵害によって作成されたものではないとするのには疑問があります。スタンフォード大学などの調査により、画像生成 AI においては学習データに確かに著作権・肖像権で保護された画像(リーチ URL)が含まれていることが分かっています。それに

より作成された学習モデルは侵害の成果物に他ならないと考えます。問題は、現在の著作権法に記載のない新しい形の侵害であることだと思います。こここそ文化庁様の所轄であり、新しい著作権法の対応改革の必要がある点だと思います。

最後に 5. エ(オ)○3 項 >海賊版により我が国のコンテンツ産業が受けける被害は甚大生成 AI は、海賊版をはるかに超える被害を市場に及ぼしています。消費者が無料の生成 AI を利用することは、本来市場で起こるはずだった消費が無くなることです。例としてイラスト制作におきましては本来、10000~200000 円といったような相場がありましたが、生成 AI はこの消費を 0 円にしてしまいます。それが何万何億と利用を繰り返されている現状なので、どれほどの被害なのか予想に難くないと思います。また、生成 AI の深刻で単純な問題として、AI 生成物が"売れない""人気が無い"という点があります。SNS 上では AI 利用が発覚した企業が海外のアカウントから多くの批判を受けて、謝罪を行うような事態が頻発するような状況です。生成 AI は単純に市場を破壊し利益は産みだせないもののように思えるのが現状です。また、確認してきた被害として・企業クリエイターの解雇、AI 画像氾濫の対応に迫られるイラスト SNS など不利益を起こす事例・深刻なものでは、この問題に悩んだ末自死してしまったクリエイター、ディープフェイクで作られたポルノを拡散され絶望して自死してしまったモデルの女性、精巧なフェイクニュースによる混乱、名誉棄損 など多岐に渡ります。この問題は世界的なものであり、各国家・権力団体の誠実な意志と団結が必要だと考えます。日本文化庁様におかれましては世界に率先する姿勢で規制を進めていただきたく願います。何卒何卒よろしくお願ひいたします。"

●受付番号 185001345000000853

生成 AI に創作性を認めるなら反社のいい稼ぎになりそうだね。生成 AI で何十万枚も生成しておいて、全て公開しておく。画像検索走らせて少しでも似てる絵がアップロードされれば著作権侵害で絵師を脅し示談金を取る。生成 AI 側の侵害は知らなかつたで無罪になりノーリスク。ありえない。享受目的利用を防ぐためとか言って学習元を隠蔽しているのは責任逃れの屁理屈。無断転載大量発生で生成 AI に好きな絵師を学習させて大量生産して販売出来ますと発信している泥棒もいる。加害者が悪用したモデルで自殺教唆を行っている事。こんなこと許されて良い訳がない。無断転載で学習させた生成 AI 作品は全て撤廃すべき。

●受付番号 185001345000000854

生成 AI による生成物に著作権は認められません。

生成 AI によって生成された画像、映像、音声、文章等は全て、著作物であるとは言えません。

生成されるものはすべて、収集され、蓄積されたデータ(AIにおいて「学習」とされているものは学習ではなく単なるデータの収集と蓄積です。そして現在その多くは無許可、無報酬で行われています)を切り貼りしただけのものであり、そこに独創性は認められません。

独創性を持っているのは収集されたデータの中にある数々の著作物であり、生成 AI により生成されたものではありません。

そして、他者の著作物や、それら著作物の独創性を許可や同意、報酬無しに利用することは生成元データの著作者に損害を与えます。

著作権は人間を守るためにあるべきです。

生成 AI による生成物に著作権は認められません。

●受付番号 185001345000000855

配布 PDF 10 ページ目後半、11 ページ頭に記載されている

「学習 () データは切り貼りではないとされる」事について、無断転載してるし、切り貼りだろうが

もうこの時点では舐めてんのかテメエってなりました、はい

●受付番号 185001345000000856

2.権利の前提として

(2)AIと著作権の関係に関する従来の整理

イ 法第30条の4の対象となる利用行為

に関して、法30条の4の

「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」

の範囲を広げていただければと思います。

具体的には、現在のイラストでの生成AIの使用のほとんどのケースは、著作権者の利益を不当に害していると考えています。

1.生成AIへの絵の学習を許可していないイラストレーターに対し、実際それを行わないかどうかが個人の良心に任せられてしまっている状況です。

現在良心のない人がイラスト生成AIを使用するケースが非常に多く、イラストレーターが出している「AI学習禁止」の意思を守っている例はほぼありません。世に出ているイラスト生成AIのほとんどに、許可していないイラストレーターのイラストから学習したデータが含まれているため、クリーンじゃないものが多数です。このことにより著作権者(この場合イラストレーター)に精神的な害を及ぼしています。

2.著作者へ金銭の還元が行っておりません。

学習を許可していない人のイラストを多数使って生み出されたイラスト生成AIの発生により、イラストレーターたちが年月をかけて蓄積した技術が生成AIから生み出されるにも関わらず、金銭の還元がイラストレーターに行っていません。

著作者が本来受けるはずだった仕事の剥奪などが、少しずつ大人数のイラストレーターに対して起きていると考えられます。著作権者の利益を不当に害していると考えます。

3.イラスト生成AIで作ったイラストを、手描きだと詐称してネットにアップする人が多いです。

結果、イラストを発注するクライアント側は、ネットを見ただけで本当に手描きをしているかの判別が難しくなり、実績のない方ほどイラスト仕事をネットから受注することが困難になりました。イラスト業界の利益の巡りに害を及ぼしていると考えます。

●受付番号 185001345000000857

生成 AI を使用され、嫌がらせをされるイラストレーターさんがいました。嫌がらせをする自称創作者の暴言に曝され続け、デマを広められ、筆を折った方が何人いるかはわかりません。自称創作者はこれからは絵描きなどいらない時代などと言いながら、AI を手放そうとはしませんでした。AI が規制されなければ、生成 AI 画像はネットに溢れ、検索結果は汚染されてゆくでしょう。創作者がイラストをアップロードしたとしても、自称創作者にすぐに無断学習され、暴言を吐かれるような状況が目に見えます。世界から見た日本は、アニメ大国という一面があるでしょう。しかし、このまま AI が蔓延っていれば、創作者が踏みにじられ続けていれば、いくらアニメ大国といえども未来の創作者達は筆を折ってしまいます。海外でのびのびと活動する方もいるかもしれません。いずれにせよ、誹謗中傷をされるから。すぐに無断学習されてしまうから。自分のイラストを AI で勝手に書き換えられてしまったら。などの理由で、日本で創作をしたくないと思われてしまっては、アニメ大国の時代は過去になるでしょう。そんな時代は私は訪れてほしくありません。私は、生成 AI の事件で、世間にはモラルの無い人間が居ることを実感しました。そのような人間に、日本の未来を担うクリエイターを潰されてしまうようなことが無いことを、AI が然るべき規制をされることを願います。

●受付番号 185001345000000858

AI 使用によるデメリットは既に活動しているアーティストの作品だけではなく、これから活動して伸びて行く人間の作品への信頼を失わせる事だと思います。無名の人物がすごくクオリティの高いこれから評価される作品を描いたとします。そこに AI という横槍が入ったおかげで見ている人達はその新人の作品を AI 作品と疑う可能性があります。また、クライアントも創作者を常に疑う様になり、信頼出来るアーティスト、つまり既に名を上げたアーティストにしか依頼しなくなる可能性があります。AI によるデメリットとは未来の新人に割を食わせる危険性があるという事を提言します。よろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000000859

著作権物を集めて ai に学習させることには反対です。

●受付番号 185001345000000860

技術発展よりも著作権を守る方が重要である、今ままではAIは悪用されて共倒れになりかねない

●受付番号 185001345000000861

漫画家です。

著作権を譲渡していないのに勝手に絵を学習されて被害にあっています。

私達漫画家は著作権違反を行ったら訴えられるのにA Iはそれを当然のように行っています。

また沢山の若手のクリエイターの著作権放棄していない絵が今もなお膨大に学習され皆やる気を失っています。

日本はクールジャパンを謳いながらA Iで若手の焼き畠を行っています。

海外では沢山のクリエイターがA Iの違法性を訴え裁判を起こしているのに日本は何をやっているのですか？

クリエイターから作品を盗むA Iを食い止めてほしいです。

●受付番号 185001345000000862

AI使用者がイラストレーターの絵を勝手に学習して使用することで、イラストレーターの仕事が立ち行かなくなり、いずれは日本での創作活動全体が落ち込んでいくと考えています。最初は活性化するように見えても、AIは泥棒と変わらず、盗む元がいなくなれば市場を荒らすだけ荒らしてなくなることは間違ひありません。

また、現在AIっぽい絵柄と言われている絵にも当然学習元があります。AIが登場する以前ではとても素晴らしい絵だったのにも関わらず、現在そのような素晴らしい絵を描く人々はAI絵師と事実無根の批判を受けたり、仕事がなくなってしまったり、とても困っています。

AIは泥棒です。文化の破壊です。また、すべての創作者に対するひどい侮辱です。この国で安心して創作活動をすることはもうできないでしょう。

AIの操作はただ言葉を入れてボタンを押すだけのガチャに過ぎません。

私自身、消費者としてAIイラストとイラストレーターの描いたイラストの見分けをつけることが困難な場合があります。一見同じに見えますが、前者は違法性を含む場合があること、直接イラストを描いているわけではないのでせっかくお金を支払って依頼しても望む通りに描いてもらえないことがとても不安です。

以前福井氏が「漫画では背景の下絵に生成AIを使うことは一般化」と発言していましたが、そのような事実はありません。3DとAIはまったくの別物です。使用されているものは3Dデータだと考えます。AIでは再現不可能の、一から人が自分の技術で作成したものを有償で正当に取得しています。

AI推進派の多くは、タダでボタンを押すだけで人気の絵師のうまみだけを啜れてラッキー！文化を破壊するためあとは焦土が残るだけでも、自分は人を騙して金が稼げればいいという人たちでしょう。

●受付番号 185001345000000863

生成 AI の学習元を全てはっきりとさせることができないうちは、生成 AI 推進には反対です。現在の生成 AI は違法サイトから学習されたもので、学習させたイラストレーター様の名前も明かされていません。AI から出力される画風は元々海外の方が研究して作り上げてきたものにも関わらず、AI の画風と見られてしまうようになりました。

SNS を見ていると、1人のイラストレーター様の作風をひたすら AI に学習させて業務妨害を行っている方もいます。また、最近では声優様の声を無断で学習させるような動きも起きています。著作権法では著作者の意思が優先されると認識しておりますが、著作者が築きあげてきた技術は何ひとつとして守られていないのが現状です。自分の力で仕事をされている方々に対する最大限の侮辱であると感じます。

著作権の効力をもっと明確なものとしてほしいのと、協力していただけるイラストレーター様や声優様を募集、氏名を明記したうえでクリーンな生成 AI を作ることが出来れば、国内外に誇れる素晴らしい技術と言えるのではないかでしょうか。

●受付番号 185001345000000864

AIの学習には、作家に著作権の帰属するイラスト等が無断で利用されているのが現状です。

現在、SNSでは、特定の者のイラストを学習させることにより、作家の絵に似せたAI製生物を出力することが増えてきており、さらにはそれをを利用して作家本人に嫌がらせや殺害予告まで行うものができるております。

他人の作品に酷似させたAI製生物が許されるのは、本来作家に入るべき成果が横取りされている状況だと思われます。

何かしらの対策および悪用された場合の早急な対応ができる法整備が必要だと思います。

●受付番号 185001345000000865

今回は、このような機会を準備していただきありがとうございました。

現状の生成 AI は、著作権を有しているクリエイター側への利益が全くといっていいほど確保されていないと思います。使用者は、主に業務での使用というよりも個人での使用が多いと思われます。使用者の目的は、様々だとは思いますが私見になりますが違法に学習させた AI を使用して、クリエイターの著作権を侵害した本や印刷物を作成し利益をあげております。クリエイターが有している、著作権というものはもはや、意味をなしておりません。

現状のクリエイターの創作物は、インターネット上の掲示が主になっています。SNS などで、創作物を掲示することで自身の業務につなげて仕事を得るということがあると思います。しかし、SNS などに創作物を掲示し世界へアプローチした場合、勝手に AI 教育に利用され、創作物は模倣されてしまいます。こういったことから、多くの有名クリエイターは掲示を控える状況が発生し、クリエイターの活動や広報活動に多くの支障が出ております。

また、現状の生成 AI 利用は個人が多く、匿名性の高い SNS ではしばしば創作者と生成 AI 利用者が、揉めている現状を多く目撃します。中には、創作活動をやめてしまうクリエイターを多くいます。

求める環境としては、個人の利用に関する規制および AI 開発企業が透明性の高い学習法を提示することです。クリエイターへの使用料の支払い並びに契約を遵守しなければ使用できないとすべきです。「AI 発展のためには、必要な犠牲」と言われることがありますが、そんな犠牲はあってはなりません。なぜ、努力し頑張って自身の技術を磨き築いた創作物を、勝手に盗んで利用し偽物を作つて許される。こんな理不尽極まりないことは、ありません。誰しも最初は、認められ評価されるような創作物は作れません。時間をかけ自分を追い込みようやく手にしたスキル。それを無料で使うことなど許されないとおもいます。

学習用の作品を勝手に使用するのではなく、クリエイターとの契約を必ず入れる。個人での使用は、個人で学習させることはできないようにしていただきたいです。技術の発展が遅れるではなく、クリエイターの権利を守っていただきたいです。

●受付番号 185001345000000866

AI 生成物の完成されたものを吸収し学習するという特性上、その生成物に至るまでの技術や思考の過程が存在しないため、その AI 自体が全く新たなものを生み出すことはない。結局人間によって新たに生み出された著作物を AI が吸収することでしか新たな学習を得ることが出来ないため、AI 生成物に新規性、展開性は認められないことは明らかである。その上生成物の学習元となっている著作物を制作した側が拒否することが出来ないどころか全くの無許可で学習の種とされていることに、学習元となっている著作者と AI の利用者の間に全く公平性はなく、むしろ学習元とされた著作者にのみ不利益が存在していると言える。

さらに AI 生成物は量産可能であるという特性もあるため、学習元となった人間による技術や著作物は「量産可能な技術および作品」となり価値が低迷する。それどころか、量産型可能であるという点で利用者の方に利益が傾くと言える。加えて、AI 生成物の生成の特性上、AI の生成の出来の善し悪しを左右するのは学習元である著作物であるため、本質的な価値は学習元である著作物にあることは明らかである。それにもかかわらず、AI 生成物に対する評価や利益を得る対象は AI そのものや AI を利用した企業や個人が受けける可能性が考えられる。本質的な価値と実際の評価や利益を受ける対象が異なることは、学習元の著作者側の明らかな不利益であるといえる。技術や著作物を後追いする形で学習した側の AI およびその利用者だけが得を得て、学習元の著作者側が搾取される可能性があるというこの構図に懐疑的にならざるを得ない。

これらの可能性を踏まえ、価値を失ったクリエイター(AI 生成の学習元となっている著作物を生み出す存在)は減少し、それに伴い当然 AI による発展はさらに見込めなくなり、本末転倒、悪循環が起きることは明瞭であり、著作物を創造する存在自体も AI 生成自体も衰退の 1 歩を辿ることは言わずもがなである。

つまり、AI 生成物はそれ単体では発展性や新規性はなく、人間による技術や著作物が必要であるにも関わらず、AI 生成物の存在がその技術や著作物の価値をさげ搾取する構造となり、創作する全てのものを衰退へ向かわせる可能性があることが考えられる。率直に納得がいかない。懸念しかない。冷静に考えて欲しい。物珍しさに食いつくのではなく、闇雲に新しいものに手をつけるのではなく、ちゃんと管理できるのか、不利益はないか、人間の心で考えてほしいと願ってます。

●受付番号 185001345000000867

絵は時間と経験で描かれた「所有者の財産」であり、他者の使用は依頼、購入、容認で成り立ちます。

ですが「生成 AI の法律がまだ無い」ことで、生成 AI による学習元イラストと酷似した生成物の無断投稿、販売が非常に多く横行しています。AI 学習は学習元の権利者が許諾した作品からの学習に制限をし、学習元として作品を使用する場合は、学習元作品の権利者が必ず AI 学習使用料を受け取れる仕組みを確立してください。著作権法違反は AI にも必ず適応するべきです。

●受付番号 185001345000000868

絵は時間と経験で描かれた「所有者の財産」であり、他者の使用は依頼、購入、容認で成り立ちます。

ですが「生成AIの法律がまだ無い」ことで、生成AIによる学習元イラストと酷似した生成物の無断投稿、販売が非常に多く横行しています。

●受付番号 185001345000000869

私は現在漫画家として仕事をしているのですが、
その立場からとしても生成AIの規制を求めます。
生成AIに関しては現状ネットに上がっているデータ、
それを制作・撮影した本人の合意を得ていないものを多く使用していく
現実問題としてその問題を完全にクリアすることは不可能です。
そうなると本来作者が持っているはずの著作権が蔑ろにされるうえに、
生成AIを介して出力されたデータそのものも
著作権のありかが不明となり混乱しか残りません。
生成AIはゼロからは何も作れず、必ず今ある何かをデータとして使います。
生成AIを今そのまま放置されるとそれに著作権を侵された作家は
次に何か発表するにしてもまたそれを生成AIに使われる可能性に対して
防御策がなく結果として、唯一無二でとても貴重であるはずの
作品を発表するのを戸惑うことになります。
それは文化としての発展を大きく妨げることに他なりません。
生成AIそのものが悪いとは思いませんし、
有効に使うこともできる部分ももちろんありますが
現実問題今の規制のない状態ではデータ元の著作権が
完全に無視された状態でしかありません。
個人個人で意見しあっていてもほぼ無意味で、
今後生成AIを上手く使っていくようするためにも
国でまずしっかりと規制していただくよう求めます。
海外での規制の例もありますし、
なぜ規制されたのかを見れば「海外だから」ではないことが分かるはずです。
日本に生まれた人、日本で生まれる作品のこれからを守るために
生成AIの規制は絶対に必要です。

●受付番号 185001345000000870

AIによって生成されたものに著作権が付与されないということには賛成いたします。

AI学習によって生成が繰り返された結果、学習元である作品がAIであると誤認されることがあります、それによる著作者の利益損害に繋がるためAI生成物には著作権が付与されないことを望みます。

享受に関しては反対いたします。

AI生成のため学習は、享受の範囲を逸脱していると考えます。

AI生成による作品を見ると、私的利用を越えた大量生産による商用目的が多く見られ、これは享受の範囲を超えていると思います。

また、声優の学習も昨今では進んでおり、それらによって無断に生成されるものは声優の利益著しく損なう可能性が高いものと考えます。

多くのクリエイターの利益を守る法整備をお願いいたします。日本が誇るアニメ、漫画、声優、小説、音楽それらは海外からの評価は素晴らしいものです。それらがこれから先も繁栄することを願います。

●受付番号 185001345000000871

この不安すぎる素案です。

もっと慎重に、そしてきちんとそれぞれの業種のヒアリングをして専門家で充分話し合つてこの案をよりよいほうへ変えていただきたいです

●受付番号 185001345000000872

メーカー勤務です。

商品の使用手順に関する問い合わせや、症状を読み込ませて具体的な解決策を案内するようなシステムには AI を活躍することがよいですが、芸術作品には適用すべきではない。

オリジナリティとは何をもって判断されるものか、というものが曖昧な限り、人間が製造したものは利益上曖昧なものとして判断材料に幅を持たせることで元の著作権者に有利な判断ができるが、それを AI という曖昧な存在を入れることで生きている人間とそうでないものが製造したものが判断できず、元の製造者に有利な判断ができない。

人間 vs AI になるようなことはすべきではない。芸術に ai を入れるべきではない。

●受付番号 185001345000000873

現在政府ではイラスト生成 AI(以下 AI)を推進する動きが非常に強いようですが、現状これらの AI は基本的にイラストレーターの著作権などを無視することしか運用できないものであり、数十年にわたり成長してきている日本のイラスト文化の衰退を招く恐れのあるものであるのに関わらず文科省が AI を推進しようとしている現状には非常に憤りを感じます。

生成 AI の技術的背景についての(1)ウでは、AI が出力したものは通常切り貼りではないとされる、となっていますがあまりにも AI に甘すぎる判断であると思います。

最新の AI では特定個人、作品に非常に似通ったイラストやサイン、作品のロゴなどを生成できるようになっており、これらは学習元になったイラストの再現性が大きく向上していることにより起きていることであり、元になる作品が明確に存在しうることの証明でもあります

これらを鑑みれば、AI が単純に切り貼りしているわけではなく一度データ化するというプロセスを挟んでいるとはいえ、著作権等の作者の権利を侵害しておらず切り貼りではないと簡単に言い切れるものではありません。

著作権というものは基本的には親告罪ではありますがだからといって無視して良いものはないということをもう少し真剣に考慮していただきたいと思います。

最近まではイラストレーター等からの声が聞こえづらい状況でしたが、これらは AI を使用している一部の人間の嫌がらせに起因するものであり、現在では AI に反対する声が大きくなっています。

この嫌がらせですが、特に酷いのが [REDACTED] という方に対するものであり、この方の絵柄を LoRA という技術で学習させたり、言葉による嫌がらせやメールに殺害を示唆する等の行為です。このような行為が AI に反対する声を上げたイラストレーターに対して行われており、反 AI 等とレッテルを貼り罵るなどの行為が横行しています。特に海外では反 AI の流れが強くなってきていて、日本政府の AI 推進の動きに対する批判の声も非常に大きいものとなっていることも判断の材料としていただきたいと思います。赤松議員は AI を推進することにより日本が一人勝ちする、という発言をしていましたが、現状では主要な AI はすべて海外に拠点があるため日本が一人勝ちすることはまずありえません。逆に日本は完成度の高いイラストが多いため AI にとっては良質な餌場とでも言うような状況であるため一人負けといったほうがいいでしょう。日本のイラスト、漫画などの文化は非常に重要なものであり日本の大いな収入源となっているものもあります。

ネットにイラストをアップロードしたくてもすぐに AI の餌にされてしまう現状では新たな絵師が生まれてこず日本のイラスト文化が少子化のように先細りしていき、文化の衰退を招くのではないかということが私は何より恐ろしいです。ここまでに上げたことを考慮して改めて慎重な判断をお願いします。"

●受付番号 185001345000000874

■望む対策

- ・著作権者から許可を得たもののみ学習対象とする。インターネット上からの学習は論外と考えられる。
- ・少なくとも開発企業で保持している学習済みデータはすべて削除していただく(国外企業相手だが、ベルン条約を理由に削除してもらう)
- ・開発企業+AI ユーザー企業に対しては [REDACTED] 氏の立ち上げた生成 AI 企業認定取得+定期的な監査実施の義務付け
。違反には刑罰。
- ・企業以外の一般利用の際には AI 利用免許+定期的な学習データ検閲の義務付け。違反には刑罰。

画像生成 AI(無許可画像学習したもの)、文章生成 AI などの文章を無断で学習したものを国内での使用を一切を禁じるべき。

音楽、実写同様。

絵柄とは個人の専売特許なので意図的に模倣し商業活動することは商業的価値を侵害する行為であり生成物は海賊版にあたるので、利用を推進というのは正常な判断ではない。

今現在、無断で学習した画像生成 AI を使い、特定の原作者の絵を模倣しての販売や、嫌がらせなどが横行しているのが多々見受けられる。

これらの悪質な行為が原作者に行われた場合、裁判を起こすにも資金や時間がとても必要となり、大抵の場合は事態を解決できない事が考えられます。

既に悪用されている事例があるため、オリジナルの価値を不当に下げ、原作者の意図を無視しながら生成物を享受できてしまう状況を直ちに終わらせるべき。

●受付番号 185001345000000875

現状の生成 AI は享受目的ではないとみるのは最早無理だと思います。
実際、絵柄を寄せて集客して金銭の関わる依頼を受ける事も起きています。市場が完全に競合しているとはいしませんが、それまでの顧客が奪われているのは明らかです。現状が享受目的ではないというのであれば、どこからが享受だといえるのでしょうか。

●受付番号 185001345000000876

日本の誇るべき文化であるアニメ、漫画、ゲーム等の分野で活動するクリエイターが生成AIによって損するような政策や制度にしないでいただきたいです。

●受付番号 185001345000000877

(5)各論点について

(1) の項において「既存の著作物との類似性が認められない生成物はこれを利用・生成したとしても既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない」とあり、後項でケース・バイ・ケースでの対応と書かれていますが、同時に(オ)のところで「海賊版であるかどうかの判断はデータ収集を行うものには困難である、著作権者でなければ判断は難しい」とされているにも関わらず、(エ)で「著作権者の意思表示のみでは権利制限規定の対象外にはできない」は矛盾していると思います。

前提となる法令 30 条 4 自体が「享受」のような感覚に頼った立証の困難かつ曖昧なものを基準とし、AI の学習に肯定的な性質を持つ以上、著作権者の生活を守るには不十分な内容であると感じました。

(オ)の項目については SNS 等での無断転載、引用についても日本国外の範囲でしか守られないものについて世界規模のネットワークにどのように制限できるのでしょうか。海外経由の回線を使えば、それは実質的に無法になるのではないかという不安があります。

現時点で既に著作権者に不利益が生じており、生成 AI によるディープフェイクが問題となっている中で規定も設けず野放しにする考えは更なる問題を生じることに繋がり、また現段階で前例が少ないと、問題が起きた際には対応できる弁護人、裁判官も不足した状態であると予測されます。

これらを踏まえ、素案は著作権者の権利を守るに理解の至らないものであると判断します。

●受付番号 185001345000000878

日本の創作物は数少ない評価されている点です。本国政府がまともに AI を扱い切れていないのに著作権の一端を AI に任せるのは危険です。考え直して下さい。
懸命とは思えません。また扱いきれなくなると思います。

●受付番号 185001345000000879

生成 AI は人間の創作物を学習している時点で著作権法に違反するのではないかと考えています。いかなる方法であっても、人間の権利を脅かす事は許されてはいけません。

●受付番号 185001345000000880

AI学習に無断で作品を使用する事はやめて、許可を得た作品のみの利用を徹底してもらいたいです。

またAIを使用した成果物はそれと分かるようウォーターマーク等を義務付けてほしいです。

AIに無断で作品を学習され意図しない形、表現方法で自分のキャラクターが使われ貶められ苦しんでいるクリエイターが大勢います。

皆何年、何十年と創作と向き合い続け作り上げた唯一無二のスタイルです。

筆致色使いで○○さんだと分かる個性は商売上の大切な武器でもあります。それを無断で盗まれても完全一致でなければ利権侵害にならないなんて事はあってはならない事だと思います。

AIを推進されるのであればより厳格なルール作りが必要だと考えますが、拝読する限り推進ありきのように感じました。

今一度クリエイター側の声にも耳を傾け、一緒に考えてはいただけませんでしょうか。

●受付番号 185001345000000881

自分は趣味でイラストを描いているものです。昨今のAI学習による盗作まがいのことなどによる案件で酷く不快な思いをしています。自分が作成したものは、自分に著作権があると思っています。勝手にAI学習に使われることは断じて反対です。
悲しい思いをする人が減ってほしいと思っています。拙い意見で申し訳ありませんが一意見として読んでいただけたらと思います。

●受付番号 185001345000000882

芸術とは、ひとりの人間が何かを伝えたくて表現するものであり AI に学習させるために芸術家は作品を生み出したわけではない。

勝手に私たち(芸術家)たちの作品を盗むな。人では AI に勝てない。いずれ何もかも AI に依存して人の成長は終わりを迎える。

けれども AI では人の熱量に勝てるではない。結局は人を真似ただけで「それっぽい」空虚なものしか生み出せない存在だから。

それでも人は単純で横着する愚かな生き物だから、簡単に生成できる AI に手を伸ばすのでしょう。現にそういう人が山ほど現れて、努力する人をいともたやすく搾取している。芸術は守られるべき人の文化。人ではない AI には与えるべきではありません。

●受付番号 185001345000000883

▼ 「4. 関係者からの様々な懸念の声について」の内容への意見

<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>について

既に挙げられている内容に加え、個人で創り上げた創作物と、
AIによる創作物の判断がつかないことで以下の懸念があります。

- ・個人の能力をもって創作されている方への風評被害
 - 絵という文化の衰退、表現の縮小へ繋がる
- ・人の手で作成されたものか否かの判別がつかず、
AI作品であることを隠されることでのリスク
 - その作品の創作者と契約をした企業や個人が、
AI作品と知らずに広告に利用することで素材として使われ、
特色が色濃く出ている創作者から訴えられたり、
期待する内容の創作物を追納で得られないリスク

▼ 「5. 各論点について」への意見

対象：

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
作品の類似性が認められない場合、著作権侵害とならない事へ同意します。

AI作品が類似性を認める確率が極めて低い作品となるよう、
例えば同一のクリエイター作品のみを指定しての学習を禁止するなど、
特定のクリエイターやブランドのコンテンツの作風をしない機能を実装する義務は、
各AI事業者に課せられて欲しいと強く思います。

--
ChatGPT等では資料やプログラムの素案、提案を作成するにあたり
効率よく活用できることができてきている一方で、
AI画像に関しては素材や参考資料として活用する段階を経ず、そのまま作品として世に溢
れてしまっているため、
アイデア、発想、想い等を表現する手段としての絵画や画像の権利や価値を
不当に落とす事象が散見されているように感じます。
日本における個人のイラストや画像の創作においては、
その市場規模、世界的価値も小さくないと思いますので、
ぜひ国としてこの文化を守るために法整備を強く期待致します。

●受付番号 185001345000000884

こちらの草案に反対です。創作文化を軽んじ過ぎていると思います。

●受付番号 185001345000000885

絵は時間と経験で描かれた「所有者の財産」であり、他者の使用は依頼、購入、容認で成り立ちます。無断で学習した生成 AI による酷似した生成物の無断投稿・販売は、文化を破壊・侮辱する行為です。

また、今のままの無法な状態では、イラストなどだけでなく第三者の写真を無断学習させた侮辱行為も行われてしまします。

誇れる生成 AI を確立して技術の発展に繋げる為にも、無断学習禁止で学習元をハッキリと明かした生成 AI となることを望みます。

●受付番号 185001345000000886

AI の学習データによるものは、今までに作成された芸術作品の良さを損なうと思う。
芸術は文化を作っていくものだと思うので、AI による作品で人間独自の文化をなくさない
でほしい。
作家やアーティストの人生でもあるため

●受付番号 185001345000000887

AIは多くの作者さん（画家、漫画家、作家等）、創作活動をしている方のものを学習して出力するものだと考えています

著作権に留意しているとはいっても、学習させて出力されている時点でその絵や文の特徴を盗っているのとほぼ同意です

AIを創作の場で認めてしまうのは違うと思います、絵や小説はそれぞれの書き手の癖、特徴あってこそ生まれるものです

AIにまとめて覚えさせてキメラのようにして生み出すものではありません、たしかに素晴らしい絵や小説が産まれるかもしれません、しかしそのせいで活動の場を失い自分のやりたかった仕事をテバナサザル負えない人が出るかもしれないことを考えてください

●受付番号 185001345000000888

私はイラストを制作する人間です。

Ai はまず最初に学習有りきです、それがない限り先へ進みません。が、その学習本へは全て無断で行われております。

もともと無断転載や自作発言などを禁止している状態の作品などを無断で学習させ絵柄を盗み出しています。誰もが学習元にしてほしいクリエイターさんなどおりません。なぜなら盗み出されるからです。

全て自分の力で描いたものが、勝手に学習され、盗まれたの絵柄で出力され勝手に売られる。

自分なりに色々と長年試行錯誤してきた自分だけのものが一瞬で奪われる恐怖を理解してもらえないのでしょうか？

一生懸命考えた企画や商品が他人にはぱっと自分の物と奪われるのは嫌ではありませんか？

これはおそらくイラストだけじゃなく音楽や文章なども一緒です。

こんな時代でこんな意見書を送らないといけなくなるなんて、

どの作品にも無断学習禁止とも明記し始めるべきやいけなくなりますね。

●受付番号 185001345000000889

多くの方が自分の感じたことや趣向についてのアイデアを形にすべく時間をかけてイラストレーションや動画等を創作し、インターネットで作品の投稿を行っています。現在も特定の作者の創作物から生成して悪評や攻撃的な投稿でイメージダウンを図るなどが横行していると思います。アイデアが普遍的に捉えられても実際にそれを形にし作者が感情を込めて創作したものは著作権を持つのではないかでしょうか。

また、生成 AI は単なるデータの切り貼りではないとありました。音声を学習させあたかも特定の人が発言しているかのようなものを作成できないようにする必要があるのではないかでしょうか。ディープフェイクに対する対応も生成 AI と著作権で考慮していただきたいです。

●受付番号 185001345000000890

AIを使用してVOICEROIDのようなものを作ろうとしている、作っているをがいくつか発見して非常に憂いでいます。声優という職業は己の声を商品としているわけで、勝手な個人の利用を超えたものによって商品価値を下げられることになりかねないと感じています。是非とも規制して欲しい。

ボーカロイドや、ボイスロイドなど正規でやっているもの以外は作成も使用も個人利用外では出来ないように規制して欲しい

●受付番号 185001345000000891

自分の作成したデータを無許可で学習され、自分の知らないところで商業的に利用されるなど、本来元データの作成者が受け取るべき利益を全くの他者がなんのリスクも無しに受け取れてしまうことに不当性を感じた。また、現行の法律ではこのような事案を未然に防ぐことができないのではないかと不安があるため、それを改善してほしい。

●受付番号 185001345000000892

昨今、企業様からの仕事にもイラスト生成 AI で生成したイラストへの加筆修正という仕事も見かけることが多くなり、生成 AI の利用範囲に明確な規制を引くべきだと思っています。

元々お仕事で頂くイラストの価格の中には著作権の一部譲渡も含まれている事が多いと思います。

その価格を無視し、無断でそのイラストが生成 AI に取り込まれる事はイラストの価値を大きく下げる事、著作権への軽視に繋がると思います。

無断転載を規制する事と同じ様に生成 AI への規制を国から大々的に、分かりやすく(例)SNS、テレビ等の情報媒体での幅広い情報掲載等)施策していただきたいと思います。

生成 AI によって引き起こる誹謗中傷、損害への認知をよろしくお願ひ致します。

●受付番号 185001345000000893

- 1.自身で作成した創作物に対して他人に無断で AI 生成に使用された場合に、罰則を設けてほしい(違反したものにたしての AI 生成の使用を禁じるなど)
- 2.自分の創作物が AI 生成に無断で使用されないよう防衛策など開示してほしい(AI 生成に使用することを禁じることを表すマークといったものを創作物に付けるなど)
- 3.自分で創作した創作物であるにも関わらず「AI 生成で作ったものだ」と指摘された場合の証明方法が今のところ難しく、AI 生成で作成されたものに対して専用にマークなど証明できるものがほしい(指摘されることもなく、AI 生成であるにも関わらず自分が作成したものと偽ることもできなくなるため)
- 4.AI 生成を使用する上で免許証や資格など設けていただき、悪用を限りなく防ぐ取り組みを行なってほしい

●受付番号 185001345000000894

現状活動しているクリエイターのことを考えていますか？私たちクリエイターは自分でゼロをイチに、イチをさらに大きなものに作り上げる創作活動にとてつもない時間を費やしております、プライドもあります。私たちが作るものには最大限の敬意を払っていただきたく思います。なぜ、0→1 の作業ができない人たちに私たちのプライドを傷つけられないといけないのでしょうか？クリエイターは断じて使い捨てではありません。著作権についても厳しい法整備を望みます。私たちの作品はフリー素材などではありません。この国のクリエイト活動が衰退してもいいのでしょうか？

また、生成 AI によって一般市民の写真が悪用された場合においてはどう対処なさるおつもりですか？昨今、ストーカーや児童ポルノなど、懸念すべきその他犯罪は多いです。AI を技術の発展という一点だけで捉えて利益とするのはあまりにも浅はかです。日本国民が皆善人とでも思っているのですか？犯罪利用の可能性は最大限考え、「自己防衛」 や「自己責任」と言った言葉を使わなくて良い法整備を望みます。

●受付番号 185001345000000895

現状既に SNS 上において、AI 生成による被害を受けているイラストレーターがプロアマ問わず存在しています。

加害目的での AI 生成まで行われている状態が散見されています。

少数ではありますが犯罪教唆に使用されたり、詐欺目的で使われている場合も有るようです。

創作物は人の扱い所となり得るものです。

また、AI 自体には正誤の判断がつかないのでから、政治利用・歴史改竄に使用されることもあり得るでしょう。

昨今のディープフェイクなどが良い例です。

AI という優れた技術を悪用させないためにも、使用者が AI に自由学習させること自体を違法とさせても良いのではないでしょうか。

許諾制、もしくは素材として使用してよい、と明示した場合のみ学習させられる、そうでない場合は違反、等。

著作権法で制限できないなら「AI 学習基本法」等新しい法案を考慮しても良いのではないかと考えます。

●受付番号 185001345000000896

私は、私の書く小説や描く絵について、無断で AI の学習に利用されたくはない。非享受目的で AI に書かせる・書かせる人なんて現在の状況を見てもほとんど見当たらず、大部分が書けない・描けない人の欲望のためにしか利用されていないではないか。表現する喜びが存在するかぎり、まともな（人間の）書き手・描き手が世の中からいなくなることはないだろう。しかしプロフェッショナルの人間はきっといなくなる。

●受付番号 185001345000000897

AIにより生成された作品は全て学習元のデータが存在しており、その学習元が明示されており、なおかつその学習元のデータがAI学習に利用する許可がされているものでなければならない。

●受付番号 185001345000000898

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【「非享受目的」に該当する場合について】

大多数の創作者の培った技術が、相応の対価なく搆取されかねないことが問題であり、そこに享受、非享受の差異はないと考える。

生成AIの作成の速さ、受け入れるデータ量の多さは人間の比ではなく、利用そのものを禁止、あるいは慎重に扱うべき。(利用を許可制にするなど)

●受付番号 185001345000000899

AI 画像生成が革新的な技術であることには違いないが、使用する側が他者の権利を侵害してしまうような技術を法整備のされていない今の状態で使うのは間違っている。

例として、インターネット上にアップロードされている自身が権利者ではない画像を素材として AI に取り込むケースが見られ、その場合は学習用素材として使用されてしまったものを「違法ではない」としてしまうと、生成画像がどう考えても他者の絵であるにもかかわらず権利上の差し止めができないといった問題がある。

またインターネット上に違法にアップロードされてしまった女児の裸体の写真をそのまま取り込むなどのケースもみられ、肖像権侵害に関しては法整備ができていない。

インターネット上にアップロードされている他者が著作権・肖像権をもつ画像も見境なく学習データとして吸収からされていることから「学習データは切り貼りではないとされる」の一文は、無断転載で切り貼りされてしまう画像のことを全く考えておらず、現実的ではない。

また本物に限りなく近いディープフェイク（いじめや浮気など事実無根の画像）の作成に関してもすでに歯止めがかからず、海外の事例では恐喝事件なども起きている為、もう一度素案について考え方を直して欲しい。

●受付番号 185001345000000900

現在、巷に溢れる生成AIですが、便利に使う人間がいる一方で日々自分の画力を磨き、
画材にお金をかけ、依頼人の期待に応えるために努力する創作者にとっては存在意義やプ
ライドを大きく傷付けられ、名誉を毀損される可能性がある危険なものです。これらを安
全に運用し、誰にとっても良いものである技術にするために、適切な法を立てることが第
一になると思います。

●受付番号 185001345000000901

AIで出力されるイラスト、写真、その他創作物がもたらしている被害について、何故無視しているのか。

AIを推進する、とある社長が、「創作を民主化する」と発言した。

創作は別に一部の特権階級が独占しているものではない。

優れた創作物は、長い時間、気力、体力、お金をかけ、研究と努力の積み重ねの果てに到達したものだ。

にも関わらず、政府は創作物を窃取したAIを放置、それどころか推進しようとしている。

AIを提供している企業は、「AIは創作物を学習し、自らのアイデアで創作している」と公言している。

しかし現状はどうか。

既に発表されている創作物と瓜二つのものを、頻繁に出力する。

複数の創作物を切り貼りしただけのような物も多い。

更に、とあるイラストレーターのサインが描かれたAIイラストが公開されたことも、話題になった。このイラストレーターは、同じ場所に同じサインをする習慣があるためだ。

これはAIが、ただ学習したものを、切り貼りしているからに他ならない。

そのため、特定の創作者を完全に模倣させたAIで金銭を稼ぎ、しかも出力された、創作者の作品にそっくりなAIデータの責任は、窃取された創作者に負わされている現状がある。描いた覚えの無い成人向けイラストを公開され、そのクレームを窃取されたイラストレーターが処理するといった事例が、既に何件も起きている。

また、実在の人物の写真を自由に捏造することも可能であり、例えば存在しない猥褻な写真、動画を、実在の人物で作ることも可能である。ディープフェイクが数年前に海外で規制されたが、日本の現行法では、対応できる範囲には限界があると言わざるを得ない。

岸田首相の朗読が捏造された一件は、ネット上ではジョークとして扱われたが、あれがいくらでも悪用できる技術であるということは、想像に難くない。

「AIは悪くない。AIを悪用する者が悪い」という意見もあるが、そもそも規制が無ければ、悪用も何もあったものではない。

「包丁で人を傷つけてはいけない」という倫理観が広く浸透していない社会に、包丁を配ろうとしているとしか考えられない政府には、AIの在り方を再考して頂きたい。

少なくとも、AIに関する議論の場には、推進派と同数の反対派も呼んで頂きたい。

今のところ、野放図にAIを推進したい意見を補強する専門家しか招聘していない。

●受付番号 185001345000000902

画像やボイス等の素材を無断学習した AI によって、自殺教唆やヘイトスピーチ・フェイクニュースを肯定するような画像・動画・音声などの作品を制作した人間に適用できる罰則を制定して欲しいです。AI 無断学習に反対した人気イラストレーターが、AI を使用した嫌がらせに恒常に晒されることが常態化している他、このままでは人気イラストレーターや有名声優・有名タレントを騙って動画や音声で誘導し未成年の売春や自殺教唆など大きな事件が起こってしまう可能性があります。また、AI 生成作品には表示を義務化するなどのガイドラインを制定して欲しいです。

私はゲームの企画制作を仕事にしておりますが、取引をするイラストレーターさんが無断学習した素材を使用した AI 生成作品を提出してこないかどうかのチェックに既に疲弊しております。実際に中国の会社では生成 AI を使用したのではないかという疑惑でゲーム会社が炎上してしまった事件があり、仕事で作っているゲームに同じような疑惑がかけられてしまうと、冤罪だったとしても対応コストに無用な時間が割かれますし、真実だった場合は会社としてユーザーの信頼を失いブランディングが失墜することは明白です。また、既に名があるイラストレーターが使用を明言せずに AI 生成作品を発表することも増え、今後全ての外注先で AI 生成作品を使用しているかどうかのチェックを徹底しなければならない事態となっており（現状は外注先の既存作品や SNS をチェックする程度で素人の判断は限界があります）、生成 AI が野放しのままで、民間の中小企業では大変高いリスクを現状でも負っています。

このような事態を招かないよう、政府による生成 AI の悪用規制、そして生成 AI を使用した場合の表示及び告知の義務化、そもそも素材を無断学習を禁止すること、現状既に出回っている無断学習素材を使った AI を使用する場合のガイドラインを明確に制定して欲しいです。

このままではクールジャパンの文化が実際に手を動かしていない、AI を悪用した人気クリエイターを潰したいだけの人々に愉快犯的に潰されてしまいます。

参考：[REDACTED]

●受付番号 185001345000000903

現行の「AIと著作権に関する考え方について（素案）」では非常に不十分であり、創作者・創作活動の衰退・妨害、ひいては肖像権の侵害（ディープフェイクポルノ等）などに繋がる事が容易に想像できます。

創作者の著作権、また肖像権など国民が持つ権利をすべて守る素案への修正を強く求めます。

重ねてとなりますが、現行の素案では国民の権利を守る事が出来ないため、強く反対いたします。

創作者やそれに関わる現場の国民などの意見をきちんと聞き取り、素案に反映し、修正して下さい。

●受付番号 185001345000000904

海外(特に中国等)の人間に日本人の著作物を AI によって勝手に学習されそれが資金源とされないようにしてほしい。

●受付番号 185001345000000905

AI を犯罪に用いることについては何らかの規制は必要だが、一部の AI を憎悪する人々に従って AI の開発を停止した場合、国際競争力が低下し AI の主導権を失うことになる。そうすると、一切の規制を行うことができなくなり逆に危険性が増加するため、AI の利用を停止させることは日本の国益を失う結果になる。

学習データを取り込みアウトプットする、という点では人間と AI に変わりはないため、仮に学習データをクリアにする規制を行う場合、人間の著作物に対しても同様に学習データの明記をすべきである。

●受付番号 185001345000000906

学習が必要な生成 AI については学習元の開示と著作件元の許可を取ることを義務にしてほしい。

問題点は様々ありますが、生成 AI を使ったディープフェイクが多く災害などが起こった際に致命的な偽の情報が出回る可能性もあります。

著作物を学習させないと機能しないなら著作物の改変物ではないでしょうか。

●受付番号 185001345000000907

AIを用いることで、著作権違反に至らないイメージの模倣がより簡単かつ大量にできるようになったことが問題視されている。しかし、著作権違反にあたるような表現の模倣、作品のコピーなどがより簡単かつ大量にできるようになった点も問題視している。

一般的なクリエイターからすると、単純に量が増えることで、一般に知られる司法システムではこれらの違法行為に対応し切ることができず、明らかな違法行為でありながら泣き寝入りする場合も多い。

さらに、AIによる生成物は必ず合法である、または合法であるべきだという勘違いを加害者が持つことにより、AIを用いた表現の模倣へ反対を表明したクリエイターに加害者が誹謗中傷を送るなどの二次被害も見られる。

また同時に、AI使用者から著作権侵害や誹謗中傷を受けたことを理由として、クリエイターや彼らの賛同者が、それら加害行為とはほぼ無関係のAI使用者、AI開発者に営業妨害、AIの開発妨害、誹謗中傷等を行うなどの被害が見られる。

これら問題点から、AI使用者、AI開発者、クリエイターなどがAIによって爆発的に増加する著作権違反や誹謗中傷、営業妨害、AI開発の妨害などの違法行為に対処できるよう、以前より司法に繋がりやすくなったり、AIの違法行為を事前に取り締まるためにAIに制限をかけたりすることを、私は意見として提出しようと考える。

具体的に例を挙げると、弁護士への著作権問題の相談方法を広く知らせる。比較的安価または簡単に著作権違反や営業妨害、AI開発の妨害などに法的措置や裁判をする手法を作成する、または広く知らせる。著作権違反などの違法行為を行いやすいAIかどうかを、教師データや学習手法などで評価し、それらの評価から危険とみなされたAIに対しては、販売や配布、使用のいずれかを、違法行為を推進することを理由に制限する。などとなる。

●受付番号 185001345000000908

AIの学習が無断で行われていることにも心が痛みます。

イラストを描くものも、まず模倣からはいりますが、リスペクトをし自分の中での想像をアウトプットする練習を行います。

しかし画像生成AIなどの作者も使い手も道具としか考えず、いろんな思いをして時間をかけて手にしたイラストの技能などによる作品を「ただの画像であり素材でしかない。とそんな未来の技術に不満を持つな。」とリスペクトどころかただのパツグらいにしか思ってません。

そのパツグがなければ過去に描いた人がいなければそもそも生み出しもできないものです。

イラストに関わらずモデルさんや色々な方が踏みにじられる行為をされているのが現状です。

AI自体を否定するつもりはありません。しかしながらこの一方的に踏みつけるように作品を奪われ勝手に学びの道具にされ使用されるのは許しがたいです。

生みの苦しみも楽しみ喜びも知らずに横から現れ搔っ攫っていき、

著作権やら人権やらを踏みにじりまくるこの現状をどうにかしてほしいです。

●受付番号 185001345000000909

AIは人の知の積み重ねを使う方法として優秀である一方、人の創作・製作活動における努力を抜いた上澄みや完成品だけを掠めとる姑息な方法と化している。意図的に特定の個人の作風を写し取って海賊版をばら撒く、その人になりすまして金銭を騙し取る被害も多数出ている。今のAI技術は嫌がらせに多数使われている。根本的な対策ができないのならば、AIを用いた製作活動を決して許してはならないと強く感じる。

●受付番号 185001345000000910

AI を利用した著作物において、注意を払わなければならないという考えは理解できます。しかしながら、創作物すべてにおいてこの素案が適用されることはまったく理解できかねます。著作権について再度確認し、よく理解なさってください。
この素案に対しては断固反対させて頂きます。

●受付番号 185001345000000911

悪意ある人が生成AIを使い著作物を学習した画像等が生成されてしまったら、業務妨害をすることが多くなってしまったら、ものづくり産業が衰退してしまいそうで心配だ。

●受付番号 185001345000000912

クラウドワークスやランサーズでも既に不正に学習した生成 AI が蔓延っていて、真面目に絵やデザインを勉強している身としては大変迷惑しています。
これ以上クリエイターの尊厳を奪わないでください。

●受付番号 185001345000000913

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

現状の生成 AI の技術では数多の著作物を取り込み組み上げるという状態なので元となった物がある前提である。

そのため現状の生成 AI の使用して制作した物は新たな発想をもって制作した物とは言い難く、商業的にも使用するのは難しいと考えます。

元となったデータの公表、権利、金銭的なバックがない限り

生成 AI を使用した制作物は何かしらの制限があるべきだと思います。

また心情的にも元となった物を心血注いで生み出した方々への敬意はもってしかるべきとも思います。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

アニメ業界の人手不足、それに伴い地政学的リスクの高い中国などへの制作工程の依存などの解決に向けて生成 AI の技術が注目されていることは

アニメ業界で作業に従事している者として認識しております。

しかし今までオリジナリティーの部分でお世話になってきた

イラストレーターさん、漫画家さん、小説家さんなどの原作者様方が

現状の生成 AI で苦しまれている中で

そこを無視してアニメ業界で推進するというのは心情的にも道義的にも有り得ないと考えます。

現状の生成 AI ではなく、単純に自身が描いた物の範囲の中で間の絵を補完する

中割ソフト（CACANi など）などの方向で、正しく技術が発展していくことを願っております。

そういう方向に進む道筋として現状の生成 AI に規制などをかけて正していただけると良いなと思います。

●受付番号 185001345000000914

pixivなどイラストを投稿する場に画像生成AIを使ったものだけを投稿したり、それで利益を出している人間が存在しています

人が魂を込めてゼロから描いた作品がよくない方々に悪用され続けています。

画像生成AIに読み込ませるとそのイラストなどの画像の著作権が向こう(アプリを提供している会社?サーバー?)に勝手に譲渡されているなど真偽のわからない情報に困惑したり海外の会社では明らかに日本のアニメなどのキャラクターをAIに読み込ませたイラストがゲームやアプリに使われていたり、画像生成AIの考えを改めない限り無法地帯の状態が続いてしまいます

画像生成AIの対策として、著作権の範囲や、AIに無断で学習させることへの規制、罰則をはっきりさせてほしい。

正直これが始めた当初はAIで作った画像を背景に使ったり絵の参考にしたり多少の活用していました。でも悪い使い方しか考えられない人間のせいで本来なら活用できた画像生成AIはろくでもないものに変わってしまいました。

極論を言ってしまえば、もう簡単に個人で作れないようにしてほしいまであります。というか収益を出せなくしてそのままなくなってほしい。そうすれば悪用する人も使えなくなつて、利益が出ないとわかれさつさと離れていくでしょう

●受付番号 185001345000000915

AIはとても便利なのはわかりますが、それによって絵を描くことを生業にしてる人の仕事を奪う様なことが発生してるのでそのような人をこれ以上増やさないようにしてほしい。

●受付番号 185001345000000916

AI 生成自体はとても画期的で今後クリエイターの手助けになるものだと考えています。しかし、問題なのは一般人が簡単に手に入れられ他人の著作物を大量に読み取り学習させ絵を公開していることお金を稼いでいる人がいるという状況です。それは営業妨害なのではないでしょうか？そのことでクリエイターの皆さんのが困っていたり作品を全て消した方もいらっしゃいます。そもそも、おかしいのは最悪の事態も考えなずルールをちゃんと決めず一般人にも簡単に手に入れられるようしてしまうのはあまり良くなかったと思います。これは一体誰のために作られたのでしょうか？

●受付番号 185001345000000917

・生成 AI に関する問題点に関して

まず、生成 AI が現状創作者に対してどのような影響を与えていているのかといえば、背景画像の生成などでは貢献もしている面もあるかと思われます。

ですが、いちネットの利用者としてイラストレーターなどの方々の多い界隈を見た限りでは、一人の創作者の作品ばかりを学習させ、意図的に画風や表現までをも模倣する行為、そしてその作品を利用しての作者本人への誹謗中傷・自殺教唆などの行為を執拗に行う悪質なユーザーがいることもまた事実です。

イラストレーター自身が「生成 AI に学習されたくない」と明言している場合でも、現状生成 AI への学習元に使うことに関して適切な法整備がされていないため、これみよがしに学習元として画像を収集し、その人の個性を集めた絵を生成し送りつけたり、といった嫌がらせに近い行為も確認されています。

私自身、これは立派な著作権侵害であり、人権侵害でもあると考えていますが、文化庁側の認識としてはこのような現状があるというこのコメントを見てどう思われますでしょうか。

また、懸念事項は絵や文章といった創作物だけでなく、声に関しても懸念する点があります。

現時点で様々な有名声優の音声データを学習させ、勝手に楽曲を歌わせたり、コンテンツをネット上にアップロードしたりという行為が確認されています。

さらには影響力の高い、政府要人などの声を模倣し、フェイクニュースが作成されている例もあります。生成 AI を法で縛ることなく野放しにしておくことで被害を被るのは、一般人や個々人のアーティストだけではありません。

今一度、生成 AI が創作という世界にどのような影響を与えるのか、どのようなことができるのか、きちんと把握してから、改めて法整備や国民への啓発などをしていただければと思います。

●受付番号 185001345000000918

生成 AI を使った創作物の著作物性、並びに創作物の商用利用について。
例えば悪意のある人間が、生成 AI を用いた作品を大量に公開し、画像検索を行いネットを監視して依拠が認められる(特に同じ生成 AI で同じモデル、同じプロンプト)レベルで偶然類似した他者の作品を「著作権侵害だ」と示談金を要求する事も可能であると考えます。

創作物の寄与のレベルが不明瞭ですが、プロンプトを機械でランダムに打ち込んで創作的寄与を偽装する事が将来(または既に現在)可能になり、組織的に行えばさらに創作物を大量に制作することは可能であると考えられ、それが文化の発展を目指す企業であるか悪意を持って儲けを出そうとする企業であるかを法的に判断することは難しいと思われます。
今後短期間で大量に生成 AI が使用された創作物が増えれば、企業や個人が商用で利用していくのは大変なリスクが伴います。事実確認や差し替え、または法的な手続きが繰り返し発生する可能性があり、これは企業から社会へ、そして文化の発展の妨げになると考えられます。

機械的なスピードによる創作物の大量生産と大量消費は使用範囲を厳格に定めなければ文化の衰退につながると考えます。

これは著作物性が認められなくても生成 AI の使用を隠蔽すれば似たような問題は起こりうると思うので、生成 AI の規制を求めます。

人の創作物は時間をかけて技術が磨かれ、何に触れるかによって絵柄や作風が固まり連続と作品の表現に現れていきます。よっぽど意図して似せない限りは著作権侵害にあたる創作物を作ることは稀です。

しかし生成 AI はその過程を取っ払ってしまいます。生成 AI によって技術の一定のハードルが突破されることは、確かにその先の表現を生み出す可能性があるのかもしれません。
その一方で、生成 AI はプロンプトによりパターンで生成を行うので、使用する人が増えれば増えるほど誰もが意図せず著作物性のある、他者の作品と類似した作品を作りうるという危険もあるように思います。

規制を求める上で、政府が生成 AI を実用していくのであれば生成 AI を使用する人間のライセンスによる管理(運転免許などと同じ考え方)及びライセンスと紐づいた生成物へのウォーターマークの義務やデータセットの公開や迅速な確認を可能にするシステムを求めます。

またネットではゲームなどから抜き出した何十もの声優の、何百時間分もの声を作品も人物もわからないレベルに分解したデータセットというものが出現り始めています。こちらも詐欺への使用や声優の利益を害する可能性があり、声の保護やデータセットの規制に関しても検討すべきだと考えます。

●受付番号 185001345000000919

AIで著作権を、創作の権利を侵さないでください。どの口でクールジャパンとか言ってるんですか？ きちんと創作物も創作者も守って下さい。

●受付番号 185001345000000920

人間による技術・創作などは全て守られなければならない。

しかし生成 AI もまた技術の一つであり、守らなければならないのは理解できる。

が、現時点ではイラストや音楽といった芸術作品と AI の組み合わせで喜んでいる人は少ない。

人間による創作の場が、AI という技術によって妨害されるのは到底許されるべきではない。

土俵を変えるべきだと私は思う。
人間によって作り出された芸術作品は AI によって学習されるべきではない。
ただ、AI を利用し創作活動を行いたい人間が、自らの技術を学習させることは問題ないと私は考える。

AI の利用に関して自転車で例えるならば、人間にが芸術作品を作り出すことが自走である。AI の利用は、1 人で自転車漕げるようになるために補助輪をつけることに近いと考えている。

しかし昨今問題になっているのは、人間によって作り出された芸術作品を、第三者が無断で学習させ、自らの作品として AI を使い出力することである。これは無断転載とどこが違うのだろうか。他人が漕ぐ自転車の荷台に乗っているだけなのである。

無断転載・無断学習の法整備を強く要求する。

●受付番号 185001345000000921

・概要版、「学習・開発段階についての考え方」/「著作権者の利益を不当に害することとなる場合について」/「AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置」について

イラストを行うには透かしを入れたり加工を施したりして、完成したイラストを損なう形でしか無い。

AI学習に用いられることを拒むために、著作物に手を加える以外の措置を講じられるようになってほしい。

・概要版、「学習・開発段階についての考え方」/『「非享受目的」に該当する場合について』

悪意ある狙い撃ち学習について、どのように備え、どのように対応すればいいのか、わかりやすくガイドラインがほしい。

アイデアである、と逃れられるか否か、明確な基準がほしい。

●受付番号 185001345000000922

10 頁にて、「生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習し

たパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」と記されていますが、他者の著作物を無断で取り込んでの生成は「学習データの切り貼り」に該当すると考えられます。

著作物も肉声等と同様に厳重に著作権の下で保護されるべきであり、無断で幾らでも他者の著作物をコピーして生成物を生み出せてしまう生成 AI の現状は変えるべきだと思われます。

●受付番号 185001345000000923

生成 AIについて、そもそも学習元となるデータがなければ生成出来ないものと思われます。

その学習に各分野のクリエイターの作品が勝手に使用され、それから生成されたものを赤の他人が利用して利益をあげたり評価をもらうというのは非常に不条理ではないでしょうか。

クリエイターが作った作品は、その人がプロであれアマチュアであれ時間と労力をかけたものです。

その成果物を掠め取る行為は規制すべきです。

逆にクリエイターが自分が作った作品のみを使用して生成 AI を活用するのは問題ないと思われます。

その場合個人クリエイターなら権利範囲がはっきりするでしょうが、例えばアニメ製作会社など多くのクリエイターが参加している場で生成 AI を利用する場合の権利範囲などは現場の意見を集め慎重に議論するべきではないでしょうか。

どちらにしろ生成 AIについて海外で既に問題になっている事例などを含め、しっかりと議論を行い規制すべきです。

クリエイターの権利が守られず、赤の他人がクリエイターの権利を侵害することのないようにしていただきたいと思います。

●受付番号 185001345000000924

趣味で絵を描く者として、生成 AI の悪用に危機感を感じています。

絵柄は個性であり、その人が描いたことを証明するものと考えています。生成 AI では特定個人のイラストを重点的に学習させることで、絵柄をコピーできます。イラストレーター本人が描きたくない、描かない対象物を生成 AI で出力するのは、イラストレーターの意思を踏みにじり、個人を馬鹿にした行為です。岸田首相の生成 AI 動画が問題となり記憶に新しいですが、あれと同じことがイラスト界隈でもすでに起きています。

同時に IT エンジニアとして技術者の世界に身を置く者としても、クリエイターとの溝を感じます。技術者は「初期投資は惜しまず、将来的に巻き返せば良い」と考える人が多い印象です。将来のために自身の著作物であるプログラミングコードを AI に学習させる人も多いでしょう。プログラミングコードは書く人によって差異が出ても成果物は同じになるはずです。しかしイラストは他人との差異こそが重要であり、成果物は唯一無二です。差異がなくなることは価値がなくなることに等しいです。著作物の差異の捉え方について、技術者とクリエイターには分かり合いにくい壁があるように思います。

技術の発展は重要です。ですが同じくらい創造物の権利保護も重要です。著作権を持つひとつひとつの創造物が、悪質な生成 AI への学習から守られることを希望します。

●受付番号 185001345000000925

生成 AI は特定のイラストレーターの作品群を学習させ酷似したものを作出することが出来るとしているが、最近では AI に対し良く思っていないイラストレーターの作品群を学習させその特定の個人を傷つけるようなものを出力させネットへ投稿する等といった行為や二次創作ガイドラインにおいて明確に禁止されている(R18 等)ものが特定のイラストレーターの画風で作成され、そのイラストレーターに批判があったことや特定のイラストレーターの画風がサインごとそのまま作成されるという事例があった。以上のような出来事は、イラストレーターに損害があったと言っても過言ではなくその事を踏まえ、生成 AI が作成したのに加筆をすれば著作権が認められるというのはおかしいことであると思っている。

●受付番号 185001345000000926

著作者から許可が得られていない AI による生成物は著作権侵害だと思います。個人が作った絵や音楽、文章、はたまた声や顔を本人の許諾無しに勝手に使って許されるものではありません。その人本人が生み出した個人の財産なので、それを見ず知らずの人間が勝手に無断で使用するのは盗用であり著作権侵害です。犯罪だと思います。そんなの駄目だって普通に考えたら分かるはずです。考えずとも著作権侵害って調べたらすぐ無許可で他人の著作物を使用すること。加工を施すこと。"と出るはずです。AI は誰かの著作物を使用して作られています。学習とか耳触りの良い言葉を使ってますが、著作物を使用しているんですよね。多くの AI 使用者や AI 生成データの作成者は"誰かの著作物"を"無断"で AI に学ばせているので、著作権侵害です。多くの AI 使用者を見ると分かりますが、彼らは他人のものを奪い私物化することになんの抵抗もありません。法が整備されたってきっと悪びれもなくやるし、どうせ許されると思っているはずです。厳しく取り締まって欲しいなと思います。AI のせいで真面目にやってきた人が悔しい思いをするのは訳が分かりません。"

●受付番号 185001345000000927

3. 生成 AI の技術的な背景について

(2) 生成 AI に関する新たな技術

画像生成 AI を多くの人が利用できる現状を問題視しています。

現在、画像生成 AI は環境が整っていれば誰でも利用できます。とある Lora モデル配布サイトでは、芸能人のほかに安倍元首相の画像を生成することに特化した Lora モデルが配布されており、水着姿の安倍元首相がサンプル画像として載せられています。この安倍元首相のモデルは一般配布されており、ダウンロードすれば誰でも安倍元首相の画像が生成できるようになっています。

このように、画像生成 AI は倫理的、社会的に問題のあるものを誰でも作成・使用できる状態になっています。Lora モデルに限らず、ネット上ではコスプレイヤーの写真や未成年の写真に性的な改変を施すなどの悪質な AI 制作物が見受けられます。画像生成 AI を今後社会的に活用することを考えるのであれば、現状の誰でも使える状態は望ましくないと思います。

免許制にするなど、画像生成 AI を利用する上での最低限の常識や倫理観を持った人でないと生成 AI を利用できないような仕組みを作るべきだと思います。

●受付番号 185001345000000928

一次創作者の権利、財産を第一に考えてほしいです。
意図しない学習、コピーなどは規制をしてほしいです。

●受付番号 185001345000000929

>(1)生成 AI について

>ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

>生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

上記の件ですが、切り貼り以外の何者でもありません。

創作、美術関連をただの食い物にしていいのでしょうか。

守って繋いでいくべきものを見誤らないでください。

このままでは確実に今後生まれるべきもののいくつかは無くなってしまいます。

>学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられるなぜでしょうか。学習モデルも誰かの創作物です。生成 AI をしっかりとつくるのであれば、学習に使用する素材には金銭や何かしらの対価を支払うべきではないでしょうか。あまりに虫が良すぎます。一創作者としてとても腹立たしいです。

今一度お考えください。

●受付番号 185001345000000930

4. 関係者からの様々な懸念の声について

クリエイター側です。

生成 AI を利用する側でも悪質な人物は学習させたの生成 AI での制作物により、SNS などなりすましによる社会的抹殺や侮辱行為に利用しています。岸田総理のフェイク動画などでも実際に起こっています。

仕事が奪われる等も問題ですが、こちらの懸念も強くあります。

●受付番号 185001345000000931

漫画家です。

現段階で生成 AI による作家のアイデンティティの盗用、使用者による無軌道な著作者への挑発・脅迫行為等が日に日に増しており、実害の面でも懸念がありますが、それを置いても以下の懸念があります。

- ・将来の作家志望者の萎縮、創作意欲の減退につながること。

…楽観視されるような「ハードルの低下による創作の裾野の拡大は起こらない」と思います。厭世感による被害の方を重視します。

- ・海外においての非難がとても強いこと

…これは生成 AI を使うことで炎上リスク、いわば作品内に無用の爆弾を抱えることになり、それは生成 AI を使うメリットをはるかに凌駕します。

- ・現場レベルにおいてはまったく使い者にならないこと

…漫画やイラスト業界においては非常に指向性の高い絵が要求されます。たとえば「この角度で○○を描いた絵が欲しい」という場合、試行錯誤とリトライを重ねてやっと「それっぽい」ものが出来上がるだけの生成 AI は速度においても労力においても「描ける人の足元にも及ばず、現状ただの足でまといにしかなりません。

現況において 3DCG による背景や素材がデジタル技術において活躍しており、それを駆使すれば、たとえば教室の絵が 30 秒で仕上がります。生成 AI では一日かかっても納得できる絵が出るか疑問というレベルです。

火薬や銃器、原子力や薬物など「最初は規制などなかったが、規制の上でやっと成立している」ものはたくさんあり、昨今の推進者や IT ジャーナリストの無責任な「この流れはもはや止められない」「乗り遅れる前に私の著書を読んで」等のビジネスライクな無軌道っぷりには呆れるばかりです。

将来的に「上手く AI 技術と付き合う」ためにもこの初期段階での勇気を持った歯止めは、逆にせねば大きな禍根と恥を遺す結果になると存じます。

何卒ご一考のほどよろしくお願ひいたします。

●受付番号 185001345000000932

そもそもこの構成がわかりづらいです。素案の中に見出しを記入し、内容と紐づけられるようにすべきかと思います。

1.~4.に関して

p.2 では「AI と著作権の関係を直接的に取り合った判例や裁判例が未だ乏しい状況」とあります、であるならば、まずは現状発生している問題について、現行の法令で判断し、判例を増やす必要があると考えます。

前例がない状態で新しい法令を作成したり現行の法令を改正したりしても、いわゆる法の抜け穴が見つかり、司法判断を下すことが難航することが予想されます。そのため、まずは現行のままで判例を増やし、次に検討される新たな考え方の中でカバーしていく方が建設的かと考えます。

5.各論点について

(3)生成物の著作権性について に関して

現行の著作権法では、私的利用の範囲に限り著作物の利用が認められていますが、AI 学習に関しては従来とは異なる形での利用になります。そのため、どこまでが私的かを明確に定め、かつ、著作物の利用者が私的利用の範囲を超過させないことが約束されない限り、著作物の A 学習を認可するべきではないと考えます。

また、AI 学習では性質上、無数の著作物を学習させることができます。その中で、学習させた著作物の量に関わらず、学習に利用された著作物には等しく著作権が認められる必要があると考えます。

例えば、A-Z の著作者の作品を学習させた結果として出力された作品に、J の著作物の要素が割合として少ないため J の著作権侵害には当たらない、というようなことになっては著作権法の意味がありません。そのため、AI 生成物を利用者の著作物として認めるためには、上記のような著作権法の厳重化に加え、p.13 にあるような「人間が AI 生成物に加える創造的な加筆・修正」がどの程度から著作権の保護対象として認められるのか、明確に定義する必要があると考えます。

●受付番号 185001345000000933

既に被害にあわれている方が沢山居ます。イラストを読み込まれそれで他者が利益を得て いるのが今の現状です。今では絵、漫画以外にも声を AI に読み込ませているレベルまで 進んでいます。そんな中その AI を出した企業に責任というのは甘すぎる話だと思います。違法にダウンロードされてあげられた作品がどれほどあるか把握していますか？今イ ラストレーターのイラストを AI に読み込ませてイラストレーターを潰そうと名言する AI 絵師がどれほどいるかわかりますか？企業ではなく個人にも刑罰を与えるとこのままで は我が日本が世界に誇る漫画アニメ文化が AI によって壊されてしまいます。

AI 自体は素晴らしいと思うのです、ただ人の物を盗りそれで楽して金を得ようとする人 間が大量にあふれています。絵、小説、映像、そういう娯楽部分は厳しく規制する必要性 があります。

AI に求められるものは楽して金を得る事ではなく、事務作業等時間がかかりわずらわし い物に求められています。なのでそういう学習は規制をゆるく、娯楽部分は厳しい規制が 求められています。

狭い部屋で若い人間もいないうな中雑に決める事だけはやめてください、もっと若者 の世界を見てください、被害が多いネットの世界をもっと見てください。そして考えの甘 さを理解してください。

ちゃんと未来がみえている考え方になるよう切に願います。

●受付番号 185001345000000934

自由にキャラクターを考えて生み出すこと、
漫画を描くことが出来なくなりそうで不安です。
出来るならばやめて欲しいと思います。

●受付番号 185001345000000935

1.はじめに

AI 生成による影響はあらゆるコンテンツの持つ著作権とその財産を著しく損ない、あまつさえ侵害しています。

その恐れがあるのではなく、すでに多くのイラストレーター、漫画家、声優、俳優、アニメーターが決して無視できない実害を被っています。

あるイラストレーターは自身の絵を学習させた AI モデルを有料で販売され、さらには本人を装った風評被害も受けました。

またある声優は自身の声を学習させた AI ボイスチェンジャーで卑猥なセリフなどを言わされました。

そして何より恐ろしいのはこれらの商品を販売する者とそれを購入し使用する者の多さです。

結果としてオリジナルである学習元の個人の仕事の勝ちが損なわれ、最終的には日本的一大事業であるサブカルチャー文化そのものの衰退を招き

財政にも厳しい影響をもたらすことになるでしょう。

既に問題は起きています。もっとしっかり意識を改めてください。AI を市民に自由に使わせるにはあまりにモラルが欠如しています。

2.検討の前提として

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

この認識は大きな間違いである。そもそもこの時点で他社の作品をデータとして取り込んでいる。

これは重大な著作権違反である。切り貼りではないという物良いは「この段階で他社の作品をデータに組み込んでも知的財産の侵害等にはあたらない」と記載しているも同然である。

即内容を学習に他者の作品などを使用することそれ自体が著作権違反等であると改めるべきである。

AI 学習については制作の初期段階から最終段階までそのすべての学習工程等を厳に国に提出及び報告し

その中に他者の知的財産（イラスト、声、写真等）が含まれている場合は厳しく罰すべきである。

また制作、学習に使用したデータや工程等は全てあらゆる個人が閲覧できるように公開すべきである。

こうすることで著作権違反があった場合即座に報告を受けられる体制を作るべきである。

（3）AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について

これだけではあまりに不十分な対応である。現にこれらの対策はほぼ意味をなしていない上に被害は現在進行形で大きく広がっている。

そもそも学習データに他者のものを組み込めないように定めるべきである。

AI学習については制作の初期段階から最終段階までそのすべての学習工程等を厳に国に提出及び報告し

その中に他者の知的財産（イラスト、声、写真等）が含まれている場合は厳しく罰すべきである。

また制作、学習に使用したデータや工程等は全てあらゆる個人が閲覧できるように公開すべきである。

こうすることで著作権違反があった場合即座に報告を受けられる体制を作るべきである。

企業や個人に対策を任せではなく。これは国が法を以て裁き、罰し、国と市民、並びに企業が一体となって監視すべきことである。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

生成AIは到底許されるべきものではない。我々がどのような考えを以てそれがより良いものになることを願って

法整備を行おうとも悪意ある者たちはそれをたやすく曲解し、捻じ曲げ、都合よく解釈し悪意を持って用いる。

生成AIは国によって厳しく禁じられ、監視し、そして罰されるべきものである。

でなくては国が傾く一大事となりかねない。

6. 最後に

生成AIを野放しにしておけばしておくほど我々クリエイターは疲弊し、最後には死ぬこととなる。

そして我々にとって代わり自らの手では何も産み出せぬ、生み出す努力すら放棄した搆金主義者がのさばることとなる

サブカルチャー文化は中国、韓国にとって代わられ我々日本は最も重大な文化を一つ失うこととなる。

どうか何卒、生成AIの仕様を法で禁止していただきたい。このままでは我々は何のためにその半生以上の時間を削って金にもならない芸事を続け

ようやくやっとわずかながらも報酬を得て税を納め暮らしていくようになったのか分からぬ。

我々創作者が人生をかけて描き続けた必死の思いを踏みにじりあまつさえ嘲笑う生成AIユーザー、およびそれらのAIを作った者を許さないで頂きたい。

●受付番号 185001345000000936

4.関係者からのさまざまな懸念の声について

私の身の回りで最も危機感を抱いているのはイラストレーターの方々です。

短期的にはなりすましや語り、AI生成画像を自作と偽るユーザーによる被害です。

中期的にはAI生成画像ユーザーと、それらを短絡的に採用する発注者による仕事の相場価格が下がることが予想されます。

長期的には急速な淘汰が起きたのち新規参入者が減ることによって業界全体が先細りになることが心配されます。

これらが真っ当な技術革新による影響であれば、歴史上何度も起きてきたことのようにも思えます。

ですが、AIの学習過程で膨大な著作権侵害を起こしている可能性を鑑みれば、同列に考えることは難しいでしょう。

当方も絵を生業としておりますが、AIツールに関しては複雑な思いです。

便利な道具として上手く使ってより良いものを生み出す助けとなるように運用することも可能かもしれないと思う一方で、自分でもそうと知らずに誰かの作風を盗用してしまう危険を拭いきません。

よく話題に登る人物イラストレーションなどは問題点が明白ですが、それが背景なら人によつては気にしないかもしれません。ですが背景画を生業としている方々からしたらたまたまつものではないのでしょうか。

配色パターンやテクスチャ、マチエールなどを自動で付けてくれるものは、色指定や撮影技術を身につけた人の職を奪ったりするかもしれません。

ただ一つ言えると思うのは、絵は簡単には上達しないということです。

多くの人がそれぞれに長い時間をかけて磨かれた技術と知識の上澄みだけ掠め取り、切り貼りして出力するツールを技術革新と言ってしまって良いものでしょうか？

AIツールが身近になることで世に溢れる絵と絵描きにどのような影響を与えるかということを考えると、刺激や淘汰、という表現では生ぬるく、もはや破壊といつてしまっても差し支えがないもののように、個人的には感じます。

目新しいものに飛び付かず、長期的な視野を持って慎重な対応をお願いします。

●受付番号 185001345000000937

もう既に AI でのイラスト、写真、絵画、動画などの生成ができる技術が全世界に普及したことを考えると全てを禁止には到底できないと思いますが、それでも「AI の学習に使われた世界中の作品たち」は実質的な盗作であり「生成時に見本として使われた元画像」は著作権侵害であると思っています。

このまま法整備がなされず誰も彼もが好き勝手 AI 生成に触れられるままになると、自分で作成した作品を AI に奪われデザイン等のオリジナリティ要素まで使われてしまします。

作家の権利を守るためにも AI 生成物自体が他人の作品を用いた技術であり著作権侵害に当たるようになればと思います。

●受付番号 185001345000000938

無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する

●受付番号 185001345000000939

個人

5. 各論点について

(2)生成・利用段階

P31 【侵害に対する措置について】

エ 侵害に対する措置について

この点に関して、以下、意見を述べます。

1. 著作権侵害をされた場合について

すでに、特定のクリエイターの追加学習をされたものが大量に出回っており、野放しになっているという認識です。

それは、差止請求をしたとしても、現状のようにAIによる追加学習が容易な状態では新たな追加学習データを配布されるだけであり、根本的解決には至らないからだと考えます。

特定のクリエイターにそっくりなAIイラストが投稿されている場合や、それを出力できるAIを見つけた際に、その後の防止法も含めてどのような対抗策が取れるのかを明示してほしいです。

また、現時点でそういった策がない場合は新たな法整備を希望します。

2. 著作権の侵害を把握できない場合について

特定のクリエイターを追加学習した後、ネット上で簡単に学習データを配布する事ができてしまします。

そのため、当該クリエイターが学習された事を把握できないまま、またはそのすべてを把握しきれないまま、多くの人の手に学習データが渡ってしまう事が考えられます。

その場合、「当該クリエイターが知らないところで本人の意図にそぐわない作品が本人主義で公開される」「本人が受けるはずだった仕事を他人が受ける」等の問題が発生し、かつ、そのすべてに対応する事は不可能です。

そのため、あらかじめクリエイターが学習を拒否する方法が必要だと考えます。

すでに用意されているのであれば、具体的な方法を明示頂きたいです。

現時点でそういった策がない場合は、新たな法整備を希望します。

3. 著作権侵害が認められなかった場合

AI生成物を見た多くの人間が「これはクリエイターX（仮名）の作品である」と考えた場合でも、依拠性や類似性がないと判断され、法的には著作権侵害が認められない場合もあると考えられます。

この場合、クリエイターXはAI生成物に直接的な対処をする事ができないまま、多数の人間からの誤解を受け続ける事になってしまいます。

実際に、とあるAI生成画像を使用した広告を見た人々が「クリエイターXの作品であ

る」と誤認し、クリエイターXが関与を否定してもなお誤認が続いている、といった出来事が起きています。

この問題を避ける為に、クリエイターの作品とAI生成物に明確な区別をつける事が有効だと考えます。

具体的には、AI生成物にはAI生成物である事を明記する義務付けが必要だと考えます。

●受付番号 185001345000000940

AI の素材となる作品の著作権、また個人のプライバシー・尊厳・権利をしっかりと守り、それらを侵害した AI 業者には厳罰が課せられる仕組みが作られない限り、今回の素案には賛成できません。

●受付番号 185001345000000941

既存のクリエイターの作品を学習させ AI で生成し売り出す行為が今後心配になります。

●受付番号 185001345000000942

AIは良い機能だと思う。

描けない創れない人にはいいと思う。

だけど、描ける人の何年もの努力、どうしたら好きなように描けるか、
考えて考えて産み出したものを、我が物顔で商売にするのはおかしい。

こんなにアニメが、漫画が世界的に有名なのに、情けない。

目に見えなければなんでもいいのか。

どうか、創作するひとたちを守ってほしい。

●受付番号 185001345000000943

画像や音声等、その他生成 AI について、学習に用いるデータは提供者の許可を得ることを完全に義務化すべきであると考える。

現状の生成 AI の使われ方として、クリエイターの著作権の侵害、悪質なフェイクの流布といった被害は実際起こっていることであり、誰でも容易に生成 AI を使用できる状態は極めて危険であると言える。

こういった海賊版や誹謗中傷も同然の利用方法を、利用者のモラルで防ぐことが不可能なのは明白であり、学習や利用に対する厳格な規制が必要と考える。

また、生成 AI による生成物に著作権を認めるべきではないと考える。

これを認めた場合、悪意ある人物が様々な見た目の生成物を無作為に出力し、偶然それと似た見た目の著作物に対して著作権侵害の因縁を付けるといった事態等も考えられる。

そういう悪用への対策を AI 利用者のモラルに任せることができないのは、前述の通りである。

●受付番号 185001345000000944

素人ながらに絵を描き、SNS で発表している 40 代です。

SNS でいわゆるバズることもない普通の趣味人ですが、老後は今以上に絵を描くことを楽しみにしています。

昨今の生成 AI によるクリエイターへの冒涜行為は目に余ると思っています。

絵を描く事から 20 年近く離れ、数年前ようやく筆を取ったので、ブランクがあり描きたい表現などできないですし、時間もない中、手探りでかつての創作への時間と情熱を取り戻している最中です。しかし、生成 AI はその長い時間の工程すら指先ひとつ 0.何秒で終わらせてしまう。しかもそれは自分の絵を学習したものかもしれない、たくさんの時間をかけて研鑽を積んだ誰かのものかもしれない。そう思うとやり切れない思いでいっぱいになります。

生成 AI で作成されたもの、それは誰かの創作物ではない。ではないものが世の中に溢れてしまえばクリエイティブなもの全ての価値がなくなってしまいかねないと考えます。今現状でも生成 AI で学習された挙句、盗人猛々しいなりすましが横行しています。クリエイター本人にとってどれだけの精神的負荷がかかることか。悪用された場合、クリエイタ一人に冤罪や誹謗中傷の被害が出ないとも限りません。クリエイター本人は人権も作風も守られるべきだし、そもそも被害を出さずにする法整備がまずは急務だと思います。それでなくてもフリーランスのクリエイターはインボイス制度により事務作業に時間を取りされることもあるのに、あまりにも不憫過ぎる状態。泣きっ面に蜂です。

それらを踏まえ、生成 AI への学習不可とある作品や作風などを学習させた場合、使用した場合すべてに民事での損害賠償、刑事での懲罰は必須です。

クリエイターを守らない国は後進が育たずに文化自体が衰退し、それに係る経済も大きな損失となるに違いありません。

固い言葉で言いましたが、自分の言葉でいえば「生成 AI に学習されたくない。気持ち悪い。学習不可と謳っているにも関わらず学習するのは時間泥棒だし、ありがたがる人は将来を見据える力が欠如しているし、犯罪者にしか見えない。」です。

クリエイターを守る国であってください。

●受付番号 185001345000000945

誰かの著作物を無断で使用し、AIに学習させるのは禁止にした方がいいと思います。
人から作品を盗み、生成AIを使ってでしか何かを生み出せないような人たちから、クリエイターを守ってください。

生成AIの作品は凡そクリエイターが生み出したものを盗んで出力したものに過ぎません。どんなものであろうと著作権侵害です。「学習」といえば聞こえはいいですがやっている事は「泥棒」です。

「著作権フリー」として出されている作品以外はクリエイターの所有物ですよね？
生成AIや生成AIを使う人の著作権侵害からクリエイターを守ってください。お願いします。

●受付番号 185001345000000946

現状 AI が作成するイラストや音声データなどの多くが著作権者の許可を得ない違法なデータによって作られており、作者や声優など多くの方の権利を侵害しています。このまま進んでいけば日本の創作文化が壊されます。

この文化の破壊はアニメや漫画、イラストだけでなく、さらに多くの伝統的・文化的なものにまで波及する恐れさえあります。

まだ手の打てるうちに、著作物をしっかりと法律で保護する必要があります。

まずは AI の学習にデータを使う場合は著作権者の許可が必要なようにすること、違法な学習によって生成された生成物によって損害を受けた場合、学習元が損害賠償を受けられるようにすることが必要です。

●受付番号 185001345000000947

AI 生成画像はクリエイターである私の意欲を損失させています
多数のクリエイターが人生をかけて築いた技術によって作成されたイラストを
無断で利用している時点で著作権侵害にあたらないのが不思議でなりません
なぜ自分で一生懸命創り上げたものをデッサンの知識すら無いような他人に掠め取られな
ければならないのでしょうか
権利を侵害されているととても強く感じています
一刻も早く対策が実施される事を望んでいます

●受付番号 185001345000000948

「AI を学習させて AI を道具として使っているのだから
ペン等を使ったイラストと同じく著作物」として扱うと言うのはおかしいと思う。
ネット上から無許可で勝手に盗んだ物を切り貼りしただけの物を著作物と言うのは違うと
思う。何も作成してなどいない。

●受付番号 185001345000000949

生成 AI 開発により、無断でデータを使用されたデータ元に対する不当な権利侵害や無断でデータを収集・学習しているような生成 AI を使用・利用していないにも関わらず、使用・利用している疑いを掛けられ誹謗中傷などを受ける方が出ていることや、より被害が増える可能性がある事に不安があります。

●受付番号 185001345000000950

生成 AI は結局元となるモデルが必要なわけですので、モデルの元データを作成する AI ではない創作者に対して権利を多くもたせる必要があると考えます。

AI ではない創作者は AI モデルにとっては大切な農家なわけです。

最終消費者たる生成 AI が農家に対価も払わず、許可もなく、畑から農作物を掠め取っても許される状況というのが今の生成 AI と AI ではない創作者の状況なわけです。

明らかに異常な構造です。

学習に利用するためには、許可や対価が必要とされる極めて当たり前の構図を作ることが最低限必要と考えます。

●受付番号 185001345000000951

A I を使って作られた絵、文章、音楽、ドラマ、アニメ、演劇、舞台、漫画など。それらによって、作品を作る側も観る側も傷付く事のない法整備をお願いします。すでにフェイクニュースなどは大きな問題になっています。同じ事や同じような事が起きて欲しくないです。いち日本人として日本の創作に誇りを持っています。このまま胸を張ってみたいです。よろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000000952

私はAIによるイラストの作成について、AIイラストの投稿は無断使用、無断転載にあたると考えます。

なぜなら、AIイラストの元は絵師さんが描いたイラストだからです。最近は無断でイラストをAIイラストにすることが増えているため、絵師さんがX(旧Twitter)やInstagramのプロフィールなどに「AIイラスト化禁止」など注意事項を書いています。しかし、このような注意事項を書いてあっても、本人の許可なくAIイラストにする人がいらっしゃいます。この場合はイラストの無断使用、無断転載になるのでは無いのでしょうか。

●受付番号 185001345000000953

生成 AI は素晴らしい技術であるが、現状それを扱う人々の倫理観が一切追い付いていない。誰かの著作物を利用することでしか学習は不可能である AI の都合上、生成 AI の利用は著作権の侵害を不可欠なものとして成り立ってしまっている。また、学習データの中には実在児童ポルノを含むとの報告が各所から上がっており、生成 AI の所持が児童ポルノの単純所持に繋がる可能性が非常に高い。

現状でも生成 AI を用いて、絵を書く様子のリアルタイム配信から下書きをコピーし、生成 AI で完成させることによる時系列を先回りした自作発言問題。特定の作家の絵柄を AI で再現し、ポルノ作成が禁じられているコンテンツ(ウマ娘プリティダービー：サイゲームス)の二次創作ポルノを生成することで再現元の作家の信用を著しく損なう行為。等々と創作者と生成 AI の使用者との間でのトラブルは起こり続けている。この現状が放置された場合、才能も実績もあるクリエイターが筆を折ってしまう、将来のヒット作や大きく経済に貢献するであろう作品が作られなくなってしまう。といった事象が起こることも想像に難くない。

生成 AI を用いて第三者の作品と騙る行為を禁じる、生成 AI の学習そのものに対し著作権により制限をかける、等の対応が早急に求められる。

●受付番号 185001345000000954

歌手として活動する者です。

クリエイターとして望む生成 AI の在り方について、意見させていただきます。

【概要】

私は、生成 AI が下記の条件のもと運用されることを望みます。

条件 1：自身の作品が生成 AI に学習されない権利の保障

条件 2：生成 AI の学習元へのロイヤリティの分配の義務化

【詳細】

多くのクリエイターにとって、作品は自分の骨身を削って生み出されるものです。そのため、たとえ一部であっても、原形を留めていなくても、望まない形で利用されることは耐え難い苦痛を伴います（キツい表現になりますが、自分の子供をミキサーにかけられるようなものです）。

また、特定の作家の作品を集中的に学習させた生成 AI は、明らかに作家個人の技能を不当に横取りする行為です。特に、自身の音声を望まない形で学習されることは、身体の一部を盗み取られるようなものであり、到底許せるものではありません。

さらに、生成 AI の問題は、クリエイターだけに影響を及ぼすものではありません。

既知の問題であるフェイクニュースのように、「実際には発言していない内容が、生成 AI によって高い精度で偽造され、あたかも事実であるかのように発信される」危険性が、誰にでもついてまわるようになります。

加えて、現行の生成 AI は、企業が固有の権利を持つ IP（キャラクター）なども無作為に学習・出力してしまっており、生成 AI を利用することで法的なトラブルが発生する危険性を孕んでいます。

上記の理由から、クリエイターのみならず、すべての人間、企業の権利を守るために、

「自身の作品が生成 AI に学習されない権利」が保障されるべきであると考えます。

一方で、生成 AI を利用することで、表現の幅が広がるのは利点でもあります。

これまで自身の表現したいものを表現できずにいた人たちが、生成 AI を通してクリエイティブな活動に参加できるようになることは、本来であれば文化的な豊かさをもたらすものであると考えています。

ただ、それによって元々いたクリエイターの権利が侵害されるようであれば、本末転倒となってしまいます。その生成 AI は、元々いたクリエイターたちの存在なしには生まれなかつたものだからです。

生成 AI に自身の作品の学習を認める対価として、作家がロイヤリティを求めるのは真っ当な権利であり、生成 AI を用いて商業活動をおこなう企業・個人がその利益を学習元の作家に還元するのは、当然の義務です。

なお、これはあくまで「自身の作品が生成 AI に学習されることを許諾した」作家に限つ

たものであり、許諾しない作家においては、ロイヤリティの支払いを条件に生成 AI への利用を強要されるようなものであってはならないと考えます。

(条件 1 があつて初めて、条件 2 が成り立つものと考えます。)

条件 2 は、クリエイターの権利を守りながらも、生成 AI の成長・拡大を促すことを可能にするというメリットもあります。

日本のアニメや漫画、音楽などは、今でも世界で特有の評価を受けている貴重な文化のひとつです。世界中で生成 AI の在り方が議論されている昨今ですが、クリエイターならびに、一人の人間の権利をしっかりと守れる我が国であつてほしいと強く願います。

クリエイターが安心して活動できる国であるよう、そして生成 AI が安心して利用できるものになるよう、どうか丁寧な法整備をよろしくお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000000955

ネット上にあるイラストには著者がいて、そのイラストは著作権で守られているのではない
のですか？AI 画像はネット上のイラストを無断で学習に使用し、あたかも自分の著作物で
あるかのように発信しています

なぜこんな状況が普通に許されいるのかわかりかねます

早急な対策をお願い致します

●受付番号 185001345000000956

AIの著作権について、そもそもがAI以前の創作物についてはAIに学習される前提で創作されておらず、また生成物はその特徴から著作元の権利を侵害（イラストであれば生成物が同じくイラスト学習元と類似していることで学習元の仕事や創造物に影響を及ぼす）しており、どのようにまとめようとも【クリーンなライセンスを持ったデータベース】【学習に許諾したデータのみを使用】【使用した場合の出典元の開示】以外にはないと考えています。

また素案については生成物が学習元の切り貼りではないなど調査不足な項目も散見され、とてもではないがクリエイターの権利を守ろうという内容には足りてないと判断しました。

●受付番号 185001345000000957

命令などの案

AIと著作権に関する考え方について（素案）の10P～11Pについて記載のある

「ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。(8 「生成 AI」には明確な定義がなく、本文書では本文記述の機能を有する AI を生成 AI と呼ぶことにする。)」の部分について、様々な作家の学習データを合成しているので、学習データの切り貼りだと思います。著作権周りの法案整備お願いします。

●受付番号 185001345000000958

現在はクリエイター側の懸念が一層深まっている状態があると感じています。

素案などを拝見し、現状の懸念やそれに対する対策として概ねのラインがわかりやすく整理されていると感じました。

ゲーム制作をはじめ新作の発表には新規性や話題性もマーケティング上重要であると考えています。そのため、社会での厳格な情報規制が一般的ですが、これはイラスト製作と発表においてもある程度共通する部分かと存じます。

やはり AI 生成は速度が速く、作風にとどまらず、細やかな要素やテーマ性の付与が容易なのではないかと考えております。兼ねてより製作・準備していた作品のテーマと、たまたま「類似または模倣した作風」の A I 作品のテーマが合致した場合、A I 作品の方が先に発表される可能性があるかと思います。

A I 作品が先に発表され、後から手作業で製作した作品を発表した場合、発表における新規性や話題性に影響が与えられるかと思います。

さらに、今後さらに A I 生成技術が発展し、A I を使用していることを公表しない人物も登場することは想像に難くありません。この場合、事実とは別に「後発作品が模倣・盗作である」とトラブルになることもしばしばです。これは明確な機会・利益損失、ひいては名誉棄損へつながるのではないかでしょうか。

著作権侵害であると、調査の末に判明すれば良いかもしれません。しかし、そうなった場合はそこに至るまでどれほどの苦労が強いられるのでしょうか。

今でさえ人間による模倣でさえ模倣や盗作に関するトラブル（法的な実際は別としても、S N S をはじめ様々な場面で見聞きする類似のトラブルを含める）が絶えない状態で、さらに速度と精度の高められた A I 生成作品の登場と、その看破が難しい状況には不安を覚えざるを得ません。

また、最近は動画でも声優の声を用いて楽曲生成をした動画などを拝見します。

元となった声優の声だけでなく、キャラクターごとの演技の特徴なども高い精度で再現することができます。現状はまだ機械音の特徴が残った部分も多く感じますが、合成音声の進歩も目覚ましい現在では、機械音の特徴を排除することも難しくはないかと思います。これまでも声優の声を用いて、1 音ずつ手作業で収集し、音程を調整し、繋ぎ合わせ...という手法で類似の動画はあまた製作されてきました。もちろん、利益や著作権としてのほぼブラックなグレーゾーンであることはだれもが承知の上ですが、製作される動画の排除不可能な機械的特徴を含む言って以上の完成度の低さからもあくまでファンメイドとしてお目にぼしいただいていたことかと思います。

A I を用いた生成は速度も精度も高く、完成度もこれらとは一線を画したものになっております。ふとした瞬間、本物の様にも聞こえる作品が増えており、今後ますますの発展はファンとしてはうれしく思える面もあれど、敬愛する役者ご本人への負の影響がないとは思

えず、やはり不安が多く付きまとっております。

さらに、AI生成の動画はリアリティのあるものほど、現在は生成が容易であるように思われます。フェイクニュースとして災害や事件の度に悪質なAI生成動画が散見されるようになります。音声も個人の話し方の特徴をかなり高い精度で模倣していることから、これらを合わせることで悪質な動画を作ることは日々容易となり、昨今のSNSを用いた情報流通を鑑みると、いかにしてAIを見破することができるのか… やはり不安は尽きません。

一度拡散された情報がフェイクであったと判明しても、その訂正は拡散が伸びにくい特徴があることからも、やはりフェイクをフェイクとして判断できるようなリテラシーや審美眼を持つだけでなく、法的にもこうした悪質な偽情報の流布への牽制があってほしい…とも感じてしまいます。

一方で、純粹にAIを愛し生成した作品が、意図せぬ方法や文脈で悪意をもって用いられるといった事件に苦しめられる人も現れることかと思います。

AIを用いたクリエイターも、現状AIに苦しめられているクリエイターや大勢の人々。その多くは善良に、自信の創作を法・社会的に安全に楽しみたいと願っていること信じております。そのためにはまず、利益・機会損失といった現状のクリエイター側の懸念や不安がより一層取り除かれるような形になってほしいと強く願います。

●受付番号 185001345000000959

もしAIに著作権を認めるなら日本の文化はすぐに崩壊するでしょう。
文化が崩壊すればもちろんそれに関する経済損失もはかり知れません。
しかもインターネットで調べればわかりますが悪用して人がほとんどです
悪く言えば、反社会組織の活動資金にもなりえます。
日本が世界に誇る文化はいっぱいありますがその一つに日本特有の漫画やアニメ、イラストがあります。
もしこのままAIが乱用されれば未来に生まれるクリエイターをつぶしていると言わざる
負えません。
AIはとても便利なモノですがこれ以上悪用が広まるともう止めよう無く、フェイク画像や著作権の侵害が簡単に行われると想像できます
色々な意見もあると思いますが、日本の文化を守ってください

●受付番号 185001345000000960

まず結論として、「現状の」生成AIについては確実に規制すべきだと思います。

特定のクリエイターを狙い生成するようなものは確実にそのクリエイターの仕事が減ってしまうのは誰でも分かると思います。さらには百歩譲って個人で楽しむだけにとどまらず、なり替わって稼いでやろうという人達も度々見かけ問題になっています。

それは個人の人権すら奪っているようにも思います、到底許されるべきではありません。

殺害予告や誹謗中傷にまで発展している事例もいくつか見てきました。

学習という言葉選びについても疑問に思います。

個人的にはデータの蓄積とそれを検索するようなものだと思っているし、そういった記事、ポストを多く見てきたので学習とは違うと思います。人間は例え著作物を見て、それを出力しようとも全く同じかほぼ同じものを出力するというのは到底できない事だと思います。

実際ほぼ同じものを出力してしまっている生成AIをこの一年間多数見てきました。

特に海外でのそういった事が多く見受けられます。そして海外では早い段階から規制が始まっているのは承知しているかと。

そういう事を踏まえると、一番最初に述べた現状の既に出回ってしまっている生成AIについてはしっかりと規制するべきだと思います。

ここ一年間自分の見てきた範囲での事実に基づく意見はここまで、ここからは一絵描きとしての所謂お気持ちになってしまいますが述べたいと思います。

まず第一に許せないのが、毎日目にしてきた合法だから問題ないという推進派の意見は本当に子どもの屁理屈と同じだと思います。明らかにやってはいけない事のはずなのにこれがまかり通って被害まで出ている今の法はやはり問題があると思います。人間と機械の学習が同じで同列に考えるであろうとれる今の法も全く納得がいきません。ここはしっかりと議論を重ねていただきたいです。

私は版権元だったり、酷似してしまった時等の対処はしっかりとするつもりで日々苦難しながら筆を走らせてています。限りなくグレーに近い物を平気で使っているのもそうですが、本当に何も知らずに生成してしまい問題に発展しかねない現状はとても危うい状態だと思います。

誰でも美麗なイラスト等を作成できるようになる、というのはとても魅力的に聞こえますがその実限りなく海賊版に近いようなツールなのであれば良識ある人間ならば誰も使わないと思います。

もし今出回っているような生成AIを推進したいのであれば、そういった所謂裏側的な所を全て偽り無く公開してからして頂ける事を強く思います。

AIの発展による便利な世の中は誰も否定していないと思います。

生成AIが出てきた当初から思っていましたがAIが全てやってくれる、というのは生活

に必須な事柄において素晴らしいのであって人間の他の生物とは違う創作性のようなものまで機械が全てやってしまうというのはそれこそ人類への冒涜だと思います。数年、数十年と研鑽を重ねてきたクリエイター達をいきなり切り捨ててしまうような環境にならない事を切に願います。

稚拙な文章での長文失礼いたしました。

●受付番号 185001345000000961

現状、生成 AI 使用者による著作権者（学習データ元と解釈してください）への加害行為が後を断ちません。

このような行動をする生成 AI 使用者は生成 AI による出力物が「自分の力」だと勘違いした負の万能感による所が大きいです。

生成 AI による出力物に対して著作権や何らかの権利を与えることはその勘違いを助長し元データとなっている人の人権、能力を不当に侮辱する行為であると考えます。

海外ではすでに生成 AI に対する大規模な規制法案が組み立てられつつあります、その多くが学習データ元となった人間を尊重し生成 AI によるフェイクを抑止することを主軸としています。

声、描画能力、姿形、それぞれの人権と言える要素が悪意ある者に悪戯に使用されてその事に心を痛めている方々が多くいます。

いかに他者の学習データを入れプロンプトを入力しようがそれで生成 AI 使用者がそれを「できる人間」にはなっていません。

著作権や何らかの権利はそれが「できる人間」のみに適用されなければ生成 AI による嘘吐きが日本中に溢れかえりその結果、規制を進める海外から信用を無くし孤立してしまいます。

事実、現在の日本政府の生成 AI へのぬるい対応に海外の反応は冷ややかです。

生成 AI を推進するにしても現行の違法リークモデル等を徹底的に駆逐して新たに 0 から始めないと皆納得はしないでしょう。

使用者にも重い責任と他者を害した場合の明確な罰が必要です。

生成 AI は他人のモノを奪い嘘を吐き偽る危険な技術です、その影響がこの一年で確実に出ています。

この「被害」と「問題」を見て見ぬふりをされた者たちが対抗、反撃をする流れが形成されています。

「他人のモノを盗んではならない」生成 AI を推進するなら通すべきスジはきちんと通していただきたいです。

●受付番号 185001345000000962

早急にイラストレーターを守る対策をしてほしいです
純粋に仕事に直結した問題なんです
生活に影響する事なんです
無断で AI 学習に使われる為に絵をネット上に上げているのではありません...
SNS での発信はそれ自体が広報活動で営業なんです
それを無断で利用されている現状を本当にどうにかして下さい

●受付番号 185001345000000963

自分が撮った写真や描いたイラストが！学習のためという名目で勝手にAIに使用されるのがとても怖いです。

またそれを使って勝手に利益が出されるのはとても不快です。

私はイラストレーターの端くれです。勝手に作品が使われ、私の権利が勝手に奪われるとのないよう、AIについて考えていただきたいです。

●受付番号 185001345000000964

AI の著作権侵害を強く主張します。

そもそも「学習」と言う表現が、AI 使用者の逃げ道となっています。

作品を制作者・著作権の所有者の許可なく、新たなデータ出力を目的としたシステムに登録する事は「窃盗」です。

過去漫画データを大量に無断転載して問題となった漫画村となんら変わりません。

収益を得るだけに留まらず、形を変える・手を加えるといった分、よりいっそう悪質に感じます。

学習に使用されるイラスト・写真などの画像データは本人の意思なく「学習」と言って無断で使用されています。

所有者以外がそのデータを持っていれば、簡単に登録されてしまうのは大変危険だと思います。

また焦点をあてられがちなイラストなどのデータでの抗議は勿論ですが、写真などより現実的な画像データで、フェイクニュース等に安易に利用されている事案も散見されています。

児童ポルノも問題となっています。現実にいる人物と瓜二つの「AI 画像」が、被害者に与える被害は計り知れません。

肖像権も保護は今後法整備がされない限り、AI 使用者は AI 画像で出力したデータだと主張することが懸念されます。

国が AI 技術をどうしても推奨したいのであれば、厳しい免許制度が必要なレベルです。

・生成物の著作物性についての考え方（34～36 頁）

＞また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。

著作権を侵害して生成された作品に手を加えることで、なぜそこに著作権が発生するのでしょうか？

極端に言うなら盗品にタグをつければ所有者となる、と言うように聞こえます。

クリーンな AI に限り、であれば理解する努力は出来ますが、現状クリーンな AI はありません。

●受付番号 185001345000000965

現役の漫画家です。

現在漫画制作において生成AIの活用はさほど進んでいるとは思っていませんし今後もさほど使われるとは思いません。

例として「全力で走っている絵」をAIで生成してそれを模写・トレース・参考・下書きにする程度だと思います。背景でも同様だと思います。

漫画では「同じもの」を「別アングル」で描くことが多くそれは生成AIでは苦手とする分野だと思われるからです。

漫画家として心配しているのは審議会において「それでも生成AIを多く活用して制作している現役漫画家しか」いないことです。

福井健策弁護士が先日「背景の下絵に生成AIを使うことは一般化しつつあり」とX上で発言されましたが自分含めその意見には納得できません。

(<https://twitter.com/fukuikensaku/status/1747762343977812447>)

上記意見は後日撤回されましたが、何故そういう意見を持つに至ったのかとても気になります。

その意見が出た現場に自分がいたら「あなたはそうかもしれないが一般化どころか使っていいる漫画家はほぼいない」と反論するでしょうし、実際それと同様の意見が福井弁護士にも寄せられています。

「自己以外の絵を学習して生成される絵」というものに、漫画家はおそらく漫画家以外が考える以上に危機感を持っています。

著作権がどこにあるかわからないからです。

そういうアイテムを使ったために信頼を失い仕事を失った同業者は数多くいます。

ですので、下絵を使ったとしてもそのことを公言する漫画家はあまり出てこないと思います。

なのに「使うことは一般化している」と福井弁護士が思うに至った発言はどこでなされたのか？（福井氏が思い込みで発言されるとは思えないのですが...）

意見を募る場合は生成AIを使用していない・使用する予定もない漫画家も参加するべきだと思います。

漫画と近い業界としてイラスト業界があります。

漫画と違って原則「1枚」の絵だけで仕事をする業界です。

あくまで外部（漫画家）からの意見になりますが、明らかにあの作家さんの絵を学習しているなという生成AI絵が数多く発表されています。

（生成AIの開発元が学習先を公表してもいます）

文章をいくつか入力するだけであるイラストレーターとよく似た絵が生成される。

時間をかけ描いて原稿料も生成AI絵より高いであろうそのイラストレーターさんは仕事

を失います。

日本はいわゆるオタクが比較的多い国で海外からもトップのみならずその部分は認められて愛されていると感じています。

トップが高くなるには裾野は広くなければなりません。

現状で野放しに近い状態で使われている生成 AI 技術はその裾野をかじり取り狭くするだけです。

学習されている作家さんたちの多くは「AI 学習禁止」を掲げていますが生成 AI を使う側は「自分たちは生成 AI を使っているだけで学習・盗作はしていない」「生成 AI に無断使用されたと訴えればいい」という意見が多く、実際その通りかもしれないで学習される側は打つ手がありません。

自分と誰かの絵に似た絵が発表されるのをただ見ているだけしかないです。

学習元の絵を Web の世界から完全削除するのは不可能に近く、これから発表する際は絵を保護するソフトを使用する等の防御も進んでいくと思いますが、描いた絵には著作権があるはずです。

それを無視していいのでしょうか？

「自分が作ったソフトではないから関係ない」というのは正しいのでしょうか？

生成 AI に限らず AI 技術は素晴らしいものですしこれからどんどん進化して生活そのものを快適にしていくことだと思います。

漫画・イラスト（おそらく小説も）というごく狭い世界の意見にはなりますが、だからこそ、問題なく使えるよう各整備を進めていただきたいと思います。

「AI 学習可」あるいは「正当な料金が発生するなら AI 学習用の素材を制作してもいい」という作家もいますので、世界にある絵や素材をそこらへんに落ちてる無料の素材として好きなように使い回す現状に歯止めをかけてほしいと思います。

よろしくお願ひ致します。

漫画家 [REDACTED]

●受付番号 185001345000000966

大前提として AI 出力したものはそれそのものだと収益に直結させる形での使用方法を禁ずる必要があると思います。

あるいは、特定の方法で確認すれば「AI 出力物である」というウォーターマークなどが全面に出てくる仕組みなどが必要だと思います。

これは創作者の仕事を奪う云々以前に、古くからある古典物やオリジナルのニュース写真等を保護する上で必要になってくると思うからです。

少しマニアックな話をしてしまいますが、ビックリマンシールという当時一世を風靡した子供向けの食玩のオマケのシールがありました。

それを楽しんでいた子供たちが大人になり、当時手に取れなかった物を集めようと、結構な金額でやり取りする市場が形成されました。

つまり、食玩とはいえアンティーク的な価値を「ビックリマンシール」を得たわけですが、悪いことを考える人はどこにでもいるもので、ネットでの画像でのやりとりが活発になると個人の扱える印刷機の発展も手伝い、贋作を売り抜けようとする人間も出てきました。

それでも、オリジナルとの少しの発色の違いや、なにより台紙を見分けることでトレーダーたちは対応してきたのですが、数年前、とある出版社が「表の印刷から裏の台紙まで当時のものそっくりの印刷をかけた、手で切り離せる雑誌付録版のビックリマンシール」を販売してしまったのです。

実物を手に取ると詳しい人間からすると質感の違いが多少分かるそうですが、ことネットでの写真ではもう見分けはつきません。

これは、雑誌付録版がせめて台紙側に「付録版」と記載してくれていたら、あるいは台紙をオリジナルのものとは違う色にしてくれれば避けられた悲劇だったと思います。

何故当時そっくりの贋作を公式に作って折角のアンティーク市場を根から破壊してしまったのか、残念でなりません。(今はお店などが鑑定した証明付きの物以外はほとんど信用のおけない市場となりました)

長々と話してしまいましたが、AI 成果物は(できれば一目で)それと分かるようにしなければ、あらゆるものでこういった事故を引き起こすと考えております。

近年の流行りのイラストレーションなどならまだしも、歴史的事件の写真を特化して学習した物が、過去の歴史捏造を行い、あらゆるものルーツが混濁するのだけは避けるべきだと考えております。

また、AI 成果物であると明記したものを CM 画像などに使う事でそれを出力した調整者にも逆に”名調整者である”という価値を生むのではないかと思います。

様々な人が AI 出力自体ができるアプリを制作している昨今、完全に上記のような仕組みを義務付けることは難しいとは思いますが、少なくとも表立って利用されるものについて

はこれら仕組みを徹底し、オリジナルのものを保護するのは『絶対必要』と考えております。

その上で贋作と分かった上で楽しむのは個々人の良識などに委ねるとして、少なくとも販売などにはまた別途の枷を付けるべきとも思います。

ともあれ、オリジナルの保護、こちらがしっかりできない限りは、安易にA Iへの門戸を広く開くべきではないと思います。

今でさえ編集や加工で個人への写真などに手を加えることが「技術があれば」なんとでもできていた昨今、「(手仕事的な) 技術すら無しに贋作が作れる」ものへの対策は早急に進めるべきだと思います。

●受付番号 185001345000000967

AIによる画像や文章の生成は革新的な事であり、積極的に使っていくべき技術だと思います。もしそれでイラストレーター等の仕事がなくなったら、それは車の発明で街から馬車が消えたとか、メールの普及で年賀状が減ったとか、そういう時代の流れだと思います。

私が最も懸念している点は、AIによる生成品には「学習元のデータ」が存在し、その「学習元のデータ」を「クリエイターの承諾無く、無断で使用する」という「窃盗行為」に似たトラブルが横行するのではないか、という点です。

というより既に横行しています。

この場合のクリエイターは本業の方に限らず、アマチュア、学生、また趣味で創作活動をされている方も含まれると思います。

「学習元のデータ」で表現されているものがオリジナルか、それともファンメイド(二次創作)か、利用目的は何か、金銭は発生するか、などの細々した中身を考える以前に、

「自分が作ったもの」を「見ず知らずの赤の他人に使われる」のが「窃盗」でなければ何なのかという心象です。

AIの利用者は「学習元のデータ」の作者に許可をとる、作者名を明記する、などの対応を必須とするべきではないでしょうか？

以下は余談ですが、

絵や小説などの創作物に限らず、人間の顔写真や声を学習させてその人物を模倣した生成品を、本物か偽物か見分けるためにも、許可制と出典明記は必須になると思います。

無断で自分の偽物を作られていたら、誰だって怖いと思います。

●受付番号 185001345000000968

生成 AI の生成物に著作権を求めるべきではない。生成 AI とは既存の完成物を吸収し完成物を再生成する物で、その過程における技術が存在しない。故に誰でも同じようなクオリティで作れてしまうため著作物とは認められないと考える。また、生成 AI に著作権を認めた場合、予め生成 AI で作成したものに類似した作品(作品を吸収する段階で確実に類似した作品は出るであろう)に著作権侵害を利用した脅迫、及びトラブルが続出し、日本がクールジャパンとして育てた文化の減衰を加速させるものとなるであろう。

以上の意見から、生成 AI に著作権は不要であるとする。

また、補足するのであれば、生成 AI に対して規制する法整備が必要でもある。現状生成 AI が他者の著作物を利用したものであるにも関わらず、その生成物を商用利用する、著作権違反に限りなく近い事態も発生している。さらに、その件における生成 AI 利用者とクリエイター間でのトラブルは絶えず、現状の生成 AI、及びその利用を擁護、促進することはできない。

生成 AI 利用であればその旨の記載を義務付ける、または生成 AI の商用利用は一切禁ずるといった法整備がまず必要であろう。

結論として、現状の生成 AI に著作権は認めるべきではなく、そもそもその利用に関する厳格な法整備が必要であるとする。今の生成 AI を促進するようであれば日本の文化が一つ消滅し、国として一つの利点を失うであろうことは容易に想像できる。それが文化庁としての方針であるなら一国民として断固として反対する。

●受付番号 185001345000000969

私は AI による創作を反対します。

私自身も小説やイラストを描くのは大好きですし、それをきっかけに様々な方との交流が出来ました。ですが AI は本人の努力ではなく、機械で自動的に描かれたものです。それは本人の努力でも創造力でもありません。そのような作品を自分で生み出した作品とは断言できません。小説やイラストというのは、自分で考え、自分で努力し、そして自分で必死に生み出すものです。AI でただ自動的にぱっと出されたものはそれは本人の努力や創作力とは全くの別物です。

なので私は AI による制作を否定いたします。

●受付番号 185001345000000970

私は小説（ラノベ）とイラストを描いています。どちらもプロレベルではなく、たまに有償で依頼を請けたり本の挿絵を提供したりしている程度です。

個人的には、小説もイラストも AI で作業効率が上がればとても嬉しいと思っています。例えばオリジナルキャラクターをデザインして、それを元に AI で三面図をポンとワンクリックで作れたり、色々な角度から作画ができたり、もしくはキャラクターだけを自分で描いて背景を AI で色々な風景に変更できたりすれば、それだけで作業効率が凄い上がります。特にめんどくさいビルの描画などに活用出来たら最高だと思います。

小説も、挿絵がちょっと欲しいなと思った場面でも、AI にオリジナルキャラクターを学習させて理想のシーンを簡単に生成できればとても便利です。

ただ、中には自分で描いた絵を誰にも学習させたくないと考える人も居ると思います。そういう人たちの権利を守れればいいとは思うのですが、そういう決まりは全世界で同時にやらないと意味がありません。

例えば、日本だけでそういうのを禁止したとしても、海外の他の国では学習ができてしまいます。そうなると、日本だけが AI を使えず、作業効率も落ち、他の産業と同じように（例えば家電など）落ちぶれてしまうと思います。

個人的には AI というものは規制するのではなく、活用する方法を見出した方が良いのではないかと思います。ただ、AI を利用したことを必ず明記するなどは必要かもしれません。なぜなら、今既に AI なのか手描きなのかわからないような絵柄のイラストなども出てきているからです。

学習は自由、ただし AI 使用を必ず明記すること、それが大事だと思います。

簡単に言えば、工業製品と、手作りの製品があったとして、本当は工業製品なのに手作り製品だと偽ったら、それは景表法違反になりますよね？

それと同じように、AI に関してもそういう義務付けが必要だと思います。

また、AI 生成物の著作権に関しては、例えば 50% は人力で作られたものなら認めるとか（キャラクターのみ、あるいは背景のみ AI など）、漫画みたいに物語が作られていれば認められるとか、そういう枠組みが必要かと思います。

●受付番号 185001345000000971

まず、素案における項目 2 の(1)「従来の著作権法の考え方～」において、「人が AI を用いずにを行う創作活動についての考え方と矛盾しない様に～」とありますが、ここが既に根本的に間違っています。

AI と言う技術は、学習のインプット速度、製作工程におけるアウトプット速度、どちらも人間がこなせる限界をはるかに超えているものであり、人間の行いと比べてはいけないレベルのものです。

国会図書館の蔵書全てを読破する事は人間が人生を費やしても不可能でしょうが、電子化さえされていれば、AI ならいざれ 1 か月もかからず学習してしまうでしょう。

つまり、明らかに規模も規格も違う人間の学習と AI の学習を同列に語る事がそもそも間違いであり、AI 推進派が意図的に強行しようとしているミスリードです。

AI に関しては、歴史上における銃・自動車・核兵器の登場に匹敵するくらいの技術革新です。既存の法だけで対応出来る領域を既に超えている話なのです。

考えてもみてください。それぞれ発明される以前には銃刀法・道交法・核不拡散防止条約なども当然の如く存在してません。こうした法を整備される事もなく、今でも銃が野放しで好き勝手に個人が自由に使える状態で良かったですか？歩道・車道の区別もなく、時速 200km 近い速度で小学生の通学路を車がビュンビュン通行する状態が良かったですか？平気で核ミサイルを打ち合う戦争が繰り広げられてても良かったですか？

一般的な現代人の感覚としては NO と断言出来ますが、文化庁としての答えは YES なのでしょうか？

次に、素案における項目 5 の(1)のアの(ア)「平成 30 年改正の趣旨」にて、「著作物の市場に大きな影響を与えないものについて個々の許諾を不要とすることがあったといえる」と述べてそれを基本的な考え方と規定（柔軟な権利制限規定）していますが、AI が既にして市場に大きな影響を与えない範囲を逸脱し始めており、これもやはり基本的な考え方の部分で矛盾が生じています。

個々人の人間が行える限界のある範囲の事と、ビッグデータを用いた限界のない大規模なものとを同列で扱う事の無理があるのです。個人と法人以上の違いがあるのに、その法人格以上のものを個人扱いで無理やり通そうとするからおかしくなるのです。

また、素案における項目 5 の(1)のエの(オ)「海賊版等の権利侵害物を AI 学習のため～」において、「著作権を侵害してアップロードされた副生物が含まれている場合もあり得る」とありますが、残念ながらそうしたものを含んでないケースが存在しないどころか、こうした闇サイトを利用した物をベースとして派生した AI しか存在していません。

その上こうした闇サイトを利用してしまったが故に、現在出回っている全ての AI のベースとなる部分に、著作権的に違法な物だけでなく、実写児童ポルノやスナッフフィルム(殺

人行為の映像)等の、著作権法以外でも法的に違法な画像・映像までが学習素材として含まれてしまっています。これはAIの開発者側からも既に明言なされています。まともな企業であれば商用利用が不可能と言われている原因でもあります。

以上を踏まえた上で申し上げる事は

「AIを用いて行わせる事を、人間の行い得る限界が存在する行動と同列に扱って語るべきはない」

「推進派はひた隠しにしているが、現在のAIは全て闇サイトでの学習をベースとした公的に利用するのは憚られるブラックな代物しか存在しない」

「極めて革新的な技術であると同時に、拳銃以上に簡単に強力な悪用が出来てしまうが故に、AIを使った行動に特化した厳格な法整備が必要」

の3点です。

追記として、今後懸念される問題として、既に著名人をAI生成して広告として利用した詐欺サイトなどが確認されていますが、オープンなネットで共有されていないケースはどれだけあるか不明です。AIを利用したもっともらしい陰口で憎悪を駆り立てて、全く身に覚えのない事で命を狙われると言った事件が今後起こって来るかもしれません。有名人ほど身の危険があります。

●受付番号 185001345000000972

個人

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

一通り目を通させていただきましたが、AIを開発するにあたってはとにかく「学習先の創作物等の制作者に許可をもらう手続きを必ず踏まえる」ことが重要なのではないですか。

現在出ている懸念点は、おおよそが「自分の知らないところで勝手に自身の創作物を学習されること」に対する懸念です。

例えば現在でも、個人が創作をするにあたって、他者の音楽や画像を引用したいという際には、制作者に連絡をとって直接許可をもらうか、制作者の使用許可の表記を確認して使用要綱に従って利用するという手順を踏んでいます。

AIもそれと変わらず、学習したい物があるのならば、必ず制作者の許可を貰えばいいのではないかでしょうか。

私は個人の趣味で創作活動を行っている者ですが、自分の与り知らないところで自身の創作物が勝手に学習され利用されるということは、利益の損失が発生しないとしても非常に精神的ダメージを被る行為であり、はっきり言って不快です。人によっては自分の長年の努力と研鑽を踏みにじられた思いになり、創作を止めてしまう方もいるでしょう。

創作には精神的な要素、いわゆる「やる気」が大きく関係しています。こうした行為が横行することによって人々の創作意欲が損なわれるということは、単純な金銭的利益の損失もありますが、それよりも創作を楽しむ人々の人生において計り知れない損害になると考えます。

AI学習には制作者の許可を求める。これを徹底するべきであると思います。

●受付番号 185001345000000973

AIに使われる素材となるデータには知識や技術を合わせた知的・文化的財産が存在すると認識しています。そういったデータはその持ち主にしかない個性を生み出すもので、これを著作権利者の許可なく生成データの素材として利用し、場合によっては悪意を持って使用した上で本来関係のない作家を陥れる、経済的な攻撃として本来権利者があるはずであった対価を得られなくなることは権利侵害に該当するのではないかと感じています。

まずはデータソース使用の許可が降りたもののみを使用できる環境と、指定された認可を受けたソフトのみを法的に許可するなど環境を整えることが先決だと私は思います。AIによるデータ再生が横行することで、データ再生の素材を作成する人間が減少してしまっては本末転倒になるという点でも、まずはクリエイターの権利を尊重した上で機械生成との棲み分けを法の下で行い、倫理的な観点で技術者の保護を優先してください。

●受付番号 185001345000000974

4. 関係者からの様々な懸念の声について

まず著作権違反は親告罪です。著作権を保有している版権元が「これは著作権に違反している」と申告しないと著作権違反にならない。

もし法律的には著作権違反である作品でも、版権元が何も言わなければそれは著作権違反にはならない。

例えば二次創作でも、元の作品の宣伝になる等の理由で版権元に利益があれば申告しない。

「著作権を持っている版権元の気持ち」で著作権違反になるか否かが決まるのです。

ということはつまり、この問題は法的云々な問題ではなく、気持ちや印象の問題なのです。

生成 AI について、「法律的に著作権違反だからアウト」という観点で法規制などを進めると危険であるというのが私の主張です。

世の中には二次創作によって発展してきた作品もたくさんあります。

「無断で画像やイラストを学習して出力する生成 AI は著作権違反だから規制」としてしまって、作品発展の重要な手段である二次創作にも被害が及びます。

では生成 AI の何か問題なのかというと、「使っている人間たち」のモラルに反した行動です。

自分はイラスト業界で活動しているのですが、AI イラストに関する問題は数多くネットや SNS で話題になってきました。

例えば AI イラストに対して苦言を呈したクリエイターに、AI イラスト賛成派がこぞって誹謗中傷や殺害予告などをしてきた事例があります。

他にも「二次創作は NG」と決められている作品もお構いなしに AI イラストで二次創作し、その作品で利益を上げたりするなど、あまりにモラルに欠けた行動を多く見かけました。

このような傍若無人な様子を見たクリエイターは何を思うでしょうか？

そしてそんな人達に自分の作品が勝手に学習に使われていると知ったらどう思うでしょうか？

「それは著作権違反だからやめてほしい」という気持ちになるのが普通だと思います。

最近だと「生成 AI であると明記すると売れないから」という理由で生成 AI であることを隠して作品を販売する人もたくさん出てきました。

一体どこまで盗人猛々しいのか、というのが私の印象です。

二次創作文化は著作権という法律においてグレーな文化です。

ですがそういった文化が長く続いてきたのは皆で版権元へのリスペクトや配慮を徹底し、親告罪を発動させないように、版権元を怒らせないようにしようという雰囲気があったか

らこそなのです。

ですが、昨今の生成 AI イラストの様子を眺めていると、AI イラスト賛成派たちにまるで
そういう配慮を感じられません。

私が主張したいのは「二次創作をやっている人と生成 AI を使っている人を混同しないで
欲しい」、「この 2 つを混同して法規制などで動かないで欲しい」ということです。

私が望んでいるのは生成 AI の規制、殲滅よりも、「生成 AI を使う人に、学習に使った画
像やイラストの作者へ配慮してほしい」ことだけです。

この配慮というのは具体的にはこの 3 つ。

- ・学習に利用したことの申告、許可を取る。
- ・学習利用料の徴収。
- ・「AI で生成したこと」を明記し、詐称したり隠したりしないこと。

→AI 生成をしたら画像の右下にベンチマークを付けることを義務付ける等。

もしこれらを実現できないとしたら、生成 AI を一般公開することを規制するしか無いと
思います。

●受付番号 185001345000000975

3. 生成 AI の技術的な背景について

冒頭で一般的なユーザーに急速に普及していったと書かれていました。
ユーザーからみた現状だと、イラストで他者の絵柄をまねした海賊版のような絵を複製し
たり販売、なかには悪意を持った使われ方をしているのが不安しかありません。
生成 IA が学習したパターンやルール、傾向に基づき生成したものは切り貼りではないと
も書かれてもいましたが、学習したパターンやルールから指示されたものを組み合わせた
ものなので切り貼りです。
正直生成 IA を使うことに前のめりで、IA の学習に無断で使われる側が置いてきぼりにな
っている感じがします。
不安が増しました。

●受付番号 185001345000000976

20年以上続いているプロのクリエイターです。生成AIの生活への浸透は避けられないものだと思っており、一時的に規制をかけても大局的にクリエイターを不利に導くものだと確信しております。特に学習の権利制限は迂闊にかけてしまえば外資のビッグテックの総取りとなってしまい、フリーランスのクリエイターが全滅する未来も確信しております。反対意見を見ている限り、機械翻訳を使いながら無断学習に反対したりと、法が置き去りにされた自己中心的な感情由来のものが多いです。必要な規制もあると思いますが、どうかフェアな推進をお願いします。

●受付番号 185001345000000977

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

イラストレーターのイラストやアニメを無断で学習し、嫌がらせなどの悪用の対策をお願いします。

イラストレーターの方が殺害予告を受けたりしています。

●受付番号 185001345000000978

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」を確認した結果、AIの学習についてや、実際の生成物に関する著作権の適応については、概ね問題視されている点が改善される内容であると感じられました。

特に 6.最後に で挙げられていた一般社会への著作権の広い認知は是非早急に行って頂きたい点です。

その他、意見としましては、

5.各論点について (2)生成・利用段階において、人の手が入っていないAI生成物について、私的利用以外の目的において使用する事を、不特定多数の著作者に営利的な打撃を与える行為であるとし、著作権の侵害に値するとすべきであり、その事実を明記する必要があると考えます。

人の手が入っていないAI生成物とは、100%、或いはそれに近い部分をAIが作成した生成物の事であり、5.各論点について (3)生成物の著作物性についてにおいて論じられている著作物性を考慮するものとします。私的利用以外の目的とは、他者への販売、インターネット等での公開の事であります。

これらの措置は将来的にAI生成物が与える文化、経済、創作者への影響を考慮した為です。

歴史的に見て、機械やAIによって容易に生成可能となった技術や文化は衰退し、失われる傾向にあります。これはあらゆる創作物、文化的著作物において独自の発展をとげ、世界に通用する産業としてきた我が国において深刻な問題であり、それらの問題が表面化し、実際に文化的、或いは経済的な影響を受ける前に策を講じる必要がある点であると考えます。

よって、現在、或いは将来的に上記の様な措置が施される事を期待しています。

ただ、我が国は法の改正が非常に遅い傾向にあり、これらが表面化した際に迅速に対応する事が不可能であると感じられます。

AI生成技術の発展と、現在進行形で我が国に多大な利益を与えている文化的財産のどちらが優先されるべき事であるのかは論じるまでもありません。

以上です。

●受付番号 185001345000000979

項目：別添 1.第 1 部関連/P13/20 行目「AI によるリスク」

生成 AI のがくしゅうについて、学習元の利益が保証される制度作りを希望します。

AI 学習の生成物は学習元の情報がなければなり得なかったものです。それを無償、無断で使用する行為は窃盗と同等と考えます。著作権が切れているものは別として、現行著作権が発生しているものを学習することが無断でまかり通るのは誤っていると考えます。

権利を侵害、それを擁護する法案が制定されるのは避けるべきです。

※同内容を先日提出しましたが、項目の事項が抜けていたため再度提出しました。

●受付番号 185001345000000980

AIを使用するに当たって、必ず著作権は守られるべきである。日本はアニメやイラストなどの芸術的文化を他国に比べてとても軽視しているが、そもそも著作権は描いた本人にあるものであり、それはAIの学習であろうと侵害してはならないものである。国として芸術的文化を守るためにまず学習されるという点において著作権の持ち主であるアーティストを守るべきだと考える。

そうでなければこの国のアニメや漫画、イラストという独特の経済発展要素は失われると私は考える。

●受付番号 185001345000000981

声優の声やイラストデータ・写真を無断使用、コピーを作ろうとしている動きがある。無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する。

海外で個人写真を元に、無断で AI で本物と見分けが付かない程のアダルトな写真を出力された事件がある。もし今後日本的小学生などの子供の写真が利用され AI に取り込まれ、不正に使用された場合も著作権が発生すれば削除も叶わない可能性がある。絶対に権利の侵害が発生する。法の整備・対応など明確にし、AI を利用する分野の制限・監視・罰則は必ず設けるべき。

●受付番号 185001345000000982

現在、A I の学習元を明確に攻撃し毀損している人がおり、このような行為への罰則が必要と考えます。

当然、学習元の著作権は保護され、著作者の許可なく A I に使用出来ないようにするべきです。

個人使用は勿論、私塾を含め学校教育で A I を使用するにしても、倫理的側面から学習元は著作者によって許可されたデータでなければならないと考えます。

そして A I によって生成された物は、学習データの全てが A I 使用者の著作物である場合に限って、使用者に著作権があると考えます。

●受付番号 185001345000000983

私はこれからイラストレーターや漫画家、脚本家、そして声優などを一人でこなすマルチクリエイター、つまりは、創造的な何でも屋さんを、志すものです。

私は、生成AIについて、とても大きな不安を、抱えています。

作品が、AI学習の材料にされ、それを使った、嫌がらせをする人が現れることです。

あまり、実感がわかないと思います。

別に、偽物が現れたって、いいじやん。真似されたって、良いじやん。私はクリエイターじゃないから、知らないよ。あなたの描く絵は、あなただけの物だよ。声も真似されたって、いいじやん。いろんな人にあなたの声を聞いて貰えるなら、本望じやない?と思うのも、当たり前ですよね。

そこで、政治家の方々の立場になって、わかりやすい例えを考えてみました。

選挙に無事、立候補したあなたは、たくさんの支持を得るため、町中に、ポスターを貼りました。

明るい未来を!誰もが暮らしやすい日本を!等、キャッチコピーが、あなたの顔写真の隣に書いてある、選挙のポスターですね。

いろんな人の目について、いろんな人に顔を覚えてもらいます。

そして、目の見えない方にも届く、広告の方法があります。そう、選挙カーです。

「私は○○です!□□県を、明るく照らします!」と、あなた自身や、代理の方の生の声で、町中の人達に応援を募ります。

こうして、目、耳から、あなたの名前や顔、声を、覚えてもらって、「あの○○さんは印象がよかったなあ、投票しとこうかな」と、街の人達が、あなたに選挙の票を入れる訳です。

しかし、この世界には、意地の悪い人間も存在するものです。

人々に、眩しい笑顔を振りまき、明るい未来を!と、声高らかに宣言し、街の人々と固い握手を交わすあなたを、恨めしく、妬ましく、または単なる暇つぶしに、嫌がらせをしたくなる人もいるでしょう。

今まで、その場合のイタズラは、ポスターにらくがきをしたり、ビリビリに破いたりすることがありましたね。とても嫌な事ですし、重い犯罪です。腹が立つし、政治の人間ではない私も、それを目にすると、「うわあ」と、気の毒に思い、通報したくなります。

現在は、生成AIが発明され、誰でも使えるようになってしましました。ここで嫌な人は、こんなことを思いつきます。

「気に入らない○○の、変なポスターを作って、町中に貼ってやろう!

そして、声をAIに学習させて、気持ち悪いことを言わせて、町中の人間に聞かせてやろう!それから、その声を使って○○の友達に電話して、卑猥なことを言ってみよう!○○の家族にも電話しよう!いやあ、考えれば考えるほど楽しくなってきた!」

なんと、嫌がらせのレベルが、格段に上がってしまったのです。

嫌な人は生成 AI を操り、ポスターに写ったあなたの顔が、潰れて血まみれの、ニキビだらけにしました。

次にあなたのキャッチコピーを、「僕はニキビの化身です！」に変更します。

仕上げに生成 AI を使ってあなたに間抜けなポーズを取らせ、出来上がったものを印刷します。

ニキビまみれのあなたが、「僕はニキビの化身です！」といいながら、はしたないポーズを取っている。そんなポスターが、完成しました。

そして、夜な夜な、それを町中に貼り付けるのでした。

どうなるかは、お察しの通りです。あなたは町中の人から、不審な目で見られ、インターネットで、そのポスターが面白がられてしまい、あなたのあだ名はたちまち、ニキビの化身になるでしょう。

嫌な人はそれに喜び、嫌がらせを止めません。あなたの声を学習した AI で、卑猥な事を言わせ、それをインターネットや町中に流します。このような事を、満足するまで、逮捕されるまで続けるのです。

インターネットに残った情報や、見た人の記憶は消えません。あなたの、大きな傷になるでしょう。

例え話は、ここまでになります。つまり、こんな嫌な事が、蔓延する世の中になってしまふ、という事です。

物作りをする我々だけでなく、そうでない方や、有名人、つまり、あなた達、政治家の方々にも、大きな危険が及ぶのです。

どうか、AI は免許制にして、なるべく危なくない人の特権であるようにしてください。車だって、適性のある人だって運転できませんよね。

もちろん、他に良い案があれば、とても嬉しいです。

こんな嫌がらせが、なるべく少ないような、そんな世の中を作ってください。お願いします。

長い文を最後まで読んで頂き、誠にありがとうございます。

たくさんの意見がある中で、もしもこの意見が、何かのお役にたつたら、それ以上のことはございません。お疲れ様です。

●受付番号 185001345000000984

イラスト生成 AI を使って絵柄をコピーされて、自分の絵柄のセンシティブなイラストを勝手に生成された、という被害を何件か見ました。人によっては殺害予告までされていて、AI を使っている一部の人の過激さが怖いです。

殺害予告を抜きにしても、自分の絵柄のセンシティブなイラストを勝手に作られるのは、イラストレーターの方の信用にも関わるのでなにかしら対策する方法はないのでしょうか。

●受付番号 185001345000000985

AIによる“創作”は他者からの利益権利を横取りしそれを発表販売等できるのは明らかにおかしい事です。漫画や小説、アニメや音楽、声優さんなどそれの人達にしかできない特出した特技で技術であるにも関わらずそれを支援せず他者に横取りしてもいい罪には問わないと言うのは明らかにその文化の衰退に繋がると思います。AIと著作権は決して結びつけてはいけない悪手でそれらのファンは決して望んでいないという事をご理解いただきたい。

●受付番号 185001345000000986

5(3)について

私は法律について詳しいわけでも、AIが学習するような作品が作り出せるわけでもありません。

しかしながら私には、大好きなイラストレーターやミュージシャンがいます。私は彼らの作る作品に救われ、それと同時に彼らの人生を応援しています。

そんな私の大好きな方々が、生成AIによって仕事を奪われ、筆を折ることなど考えたくはありません。

どうか素晴らしい作品の著作権が適切に守られるような、ルールづくりをよろしくお願ひします

●受付番号 185001345000000987

声優・ナレーターのプロになるために訓練を受けている者です。

アニメなどの音声を学習させ、「AI 声優」として、演じたことのないセリフを喋らせたり、歌ったことのない歌を歌わせた動画を見ることが多くなりました。声優・ナレーターの商品は声です。商品になる声を作るために時間も資金も生涯投入し続けていきます。作り上げた声という「商品」を、事務所などの「店」を通さずに、代金を支払わずに窃盗されてはたまつたものではありません。ただでさえインボイスの所為で収入が減っているのに、電帳法の所為で事務負担が増加しているのに、声優・ナレーターでいることが更に難しくなります。このままでは文化が潰されます。

商品や商売には責任も伴いますが、AI 音声として違法行為に使用されるようなことがあれば、本人の「どのような仕事をするか、しないか」のコントロールが効かず、「でもこれはお前の声じゃないか」と責任を追及される可能性があります。自分ではないと証明するために手間も時間も仕事も奪われる危険性があります。誰が守ってくれますか。どこに相談すればいいですか。声優・ナレーターが説得力のある声聞き取りやすい声を作り上げるのは犯罪者のためではありません。自分が自分として表現をするためです。

個人の尊厳を守り、商圈を潰さず、文化を育むようにルール作りをお願いします。本人等に正式に許可をとった機械学習以外を違法とし、各権利者を守ってください。

よろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000000988

まず、AIで生成されたもの自体がオリジナルを元にした複製物ですよね？

著作権って、そういう悪意ある複製とかが起こった時に作者と作品を守るためのものですよね？

そもそも、生成物を出力させることを目的とした学習の時点で、享受目的がありますよね？少し前に漫画の海賊版サイトが話題になったのに、それで実際に不利益を被った漫画家などの著者がいるのに、何を言ってるんですか？海賊版を倣っておいて知らなかつたは通りませんよね？文化庁が何を寝言言ってるんですか？？データであるものは、収入を得なければネットにあるものを盗っても窃盗罪にはならないと？ふざけるなよ。

AIに学習済みと言うことは、既に何らかのオリジナルのものを覚えさせた後だからなのに、それで生成されたものは侵害行為ではないなんて、どう言う詭弁なんですか？犯罪者の擁護ですか？命令を与えれば生成されるのに？盗む過程で時間と金がかかれば犯罪者は無罪ですか？人々の学習データとして奪われた著者の利益侵害が起こっていても「知りませんでした」で無罪ですか？何を考えているんですか？いい加減にしろ。

今までの偉人たちが何十年、何百年と築き上げてきた技法が、作品が、文化が、たかだかネットの海から勝手に拾ってきて数秒でAI生成される複製物と同じ重みだと？そう言うんですか？文化庁が。

大体にして、なんで一生懸命作品を作り上げて完成させた著者側が、AI利用側に対して措置や制限をしなければならないんですか？それこそ法定すれば良いじゃないしか。勝手に複製物を作るような犯罪者に対して、何故被害者側がコストを受けなければならないのですか？法的な罰則をつけろ。窃盗は犯罪だろうが。他人の著作物を生成に利用すること自体が問題だろうが。本当に、何を言ってる？考えて考え抜いて生み出されるものと、ネットの海から拾ってきてデータセットに入れるだけの行為を同じ枠にはめるな。創作者と創作物を舐めてるのか。

第一に、データを元にAIで作られた生成物に損害賠償が請求できるのなら、データセットの時点で不正行為にできるだろうが。

本当に、あまり創作文化を軽視しないでいただきたい。

1年余り放置してお出ししたものがこれか。お粗末すぎるでしょう。

既に実害が出ているんです。もう少し机上の空論を語るのではなく、現実に目向けてはいかがですか。

●受付番号 185001345000000989

まず前提として、他人の著作物を無許可で使用すること自体が明らかな著作権侵害です。他人の著作物を AI に取り込み、学習(この窃盗行為を学習と呼ぶことすらおぞましいですが)させたものを創作物とは呼びません。

「生成 AI に関して、享受目的が併存すると評価される場合について、具体的には 以下のような場合が想定される」

等とありましたが、そも生成物を出力させることを目的とした学習の時点で享受目的はあると考えるのが普通と存じます。

●受付番号 185001345000000990

学習 AI は自分が保有している著作権の作品か著作権フリーの作品だけを学習元とすべき。

また、上記違反を取り締まるために生成 AI ソフトの記載と元のデータに著作権物が含まれる場合は、すべての著作権に対して使用料を支払いを行うか、作品の削除、回収を行うべき

●受付番号 185001345000000991

生成 AI の現状は不特定多数の創作物や写真等を学習させて生成されています。ディープフェイクの危険性や特定の人物の創作物を学習させたなりすまし、それらによって起こるプライバシーの侵害・名誉毀損・金銭等の強要・恐喝など多くの問題が起りうる可能性が十分にあります。更に、今まで多くのクリエイター達が築き上げてきた創作文化がこのままでは全て壊されてしまう可能性が十分にあります。

また、生成 AI について「生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」と記載されておりますが、生成 AI は学習したデータを元に生成するため、「学習データの切り貼り」でしかありません。学習させなければ生成はできないのです。

クリエイターは勿論、クリエイターとして活動をしていない多くの人々に対しても重大な危険性がある生成 AI は使用禁止とは言わずとも多くの制約をつけるべきであり、誰しもが簡単に精度の高い生成 AI を利用できるようにするのは間違いです。

●受付番号 185001345000000992

ai を利用した悪質な稼ぎ(無断学習等)の対象にならずに創作活動をする全員が怯える事無く著作権等当然の権利を守られるようになって欲しい。

●受付番号 185001345000000993

AIはその性質上、元となるイラストや音声などがなければ生成物を作ることができません。

元となるイラスト等は当然人間が作ったものです。

それを本人の許可なくとも取り込めてしまうのは著作権的に問題があるのではないでしょうか。

人間が目で見て真似するのと違って、実際のデータを使っているのですから余計悪質ともいえます。

イラスト等作品はそれを作るための実際の制作時間に加え、

その技術を得るためにたくさんの時間をかけられているものです。

それを無許可で持つていけると言う状況はクリエイターの生活だけでなく、

日本の今後を脅かすことにつながります。

AIは著作権の観点からも規制をするべきだと思います

●受付番号 185001345000000994

生成 AI により創作者の著作物を無断で利用し悪用されるケースが増えていきます。生成 AI を有効に活用していくのであれば悪用を防ぐ仕組み、制度が必要なのでは無いでしょうか。ただでさえ SNS 上では著作権はあって無いようなものになっているのが現状でしょう、そこに何も制限を設けず多くの著作物を無断利用している生成 AI を野放しにするのはいつまでも悪用され続けると考えられます。生成 AI を正しく使えるような施策などを期待しています。

●受付番号 185001345000000995

生成 AI がネット上にある画像を無断で学習することが受け入れられないです。

百歩譲って「学習の為に無断利用する」はあっても、その後の「無断学習した生成 AI で作成画像を公開する」「無断学習した生成 AI で画像を作り利益を得る」ことはあってはならないです。

無断学習された画像の中には、個人のプライベートな画像、企業の著作物、児童や成人女性のポルノ画像があります。

これらを元に企業の積み上げてきたブランドイメージを損ねる画像を作ることも容易ですし、好みの人物の写真を読み込ませてアダルト画像に改変してネットにばら撒くことも出来ます。

現状でも Amazon の Kindle では女優やネット上で人気の女性の画像を学習させて、彼女たちに似た顔を作り上げて際どいポーズや服装をした写真集を販売しているケースもあります。

アイビスというお絵描きソフトで生成 AI 機能を導入、公開したところ、アイビスとは無関係の企業の有名キャラクターが生成 AI から作られて問題視されました。

その後アイビスは生成 AI の機能を無くしましたが、ユーザーからの信頼の低下、企業としてのモラルを疑問視する目はこの後も続くでしょう。

参考 URL

<https://www.itmedia.co.jp/news/spv/2401/10/news165.html>

このような問題だらけのなかで、ただ自らの利益の為に個人の大変な画像、企業の著作物などを踏み躡り無料で無断で利用しようというのは呆れます。

海外では著作者への正当な報酬を支払うべきだと議論が進んでいます。

日本はアニメ、漫画などクリエイターが活躍することで経済を回している面をあり、クリエイターの著作物を守ることも大切だと自覚していただきたいです。

●受付番号 185001345000000996

10p 後半から 11p の前半にかけての学習データは切り貼りではないとされるですがどうかと思います。無断転載の時点でアウトだしこれを許可することで多くの創作に関する人間が困るということ、実在する人物を生成 AI に覚えさせることで、個人の性的なコンテンツを作ったりなど創作のみならず困る人間が必ず出ます。正直この素案は想像力が欠如しているので絶対に考え直した方がいいです。

●受付番号 185001345000000997

「5. (2) (イ) 依拠性の考え方について」に関する意見

※特に、○箇条書き 3つ目「(略) 生成 AI による生成行為について、依拠性が認められるのはどのような場合か」について

以下、特に「画像」分野の生成 AI についての見解となります。

1. SNS 等インターネットで送信される「生成 AI 画像」について

(1)生成 AI 技術に推進・慎重のどちらの立場か

- ・「慎重」の立場を取ります
- ・生成 AI 技術以前から、著作権そのものの理解（特に公衆送信権）が十分に理解されていないこと
- ・生成 AI 技術、または著作権への理解が不十分なままの利用者が多く見られること

(2)下記見解の前提

- ・生成 AI は、広く集めた文章、画像、動画等をデータベース化したもの
- ・特定の人物や作品に特化した補正用データが配布されている（著名人の実画像が利用されるほか、著名な作家の名前もリストに挙がっています）
- ・実在人物の画像（あるいはわいせつ画像）に特化した補正用データが配布されています

(3)利用者（送信者）の利用目的と、特に悪質なものについて

生成 AI は、仮にデータベース化するときは「思想または感情の享受」の目的に当たらぬにせよ、データベースの利用者は、以下のような目的で最終的な生成画像を得ているとみられます。

- ・「A 氏のようなイラストを作って、SNS のフォロワー（閲覧者）に見せたい」
 - ・「○○（アニメ等）のキャラクターのイラストを生成して、フォロワーに見せたい」
- これらに加え、悪質な例も存在します。
- ・「イラストレーターB 氏は生成 AI に反対しているから、B 氏の画像に特化した補正用データで、B 氏風の画像（フェイク画像）を大量に生成して嫌がらせしよう」
 - ・「○○（アニメ等）のわいせつな画像は、公式の二次創作ガイドラインで禁止されているけれど、見たいし共有したいから生成して投稿した」

(意見)

- ・このように、生成されたものを「意図的に元作品に類似させることができる」ような、特化した補正用データの技術もあります。そうした場合は、「5. (2) (イ) 依拠性の考え方について」や「5. (1) (イ) ○箇条書き 5つ目」の中で触れられている通り、当該データを利用している場合、「当該作品・作者の作風」を認識した上で生成、送信に至っていると考えます。
- ・また、単に「○○風」とした生成画像は、類似すればするほど本物と誤解され、権利者への問い合わせが起きるなど負担になっています。

- ・現実の画像や動画から、政治家や著名人の姿に類似させた動画・画像を流布し、誤解から不祥事・いわゆる「炎上」に至る危険性もあります。
- ・後の2項目のように、脅迫や嫌がらせ目的など、商業作家を含めた「本来の画像制作業者」に対し、特化した補正用データによってある種の業務妨害を行うケースが多く見られ、イラストレーター・漫画家等の関係者（プロ、アマチュア問わず）の間では非常に深刻な問題やトラブルとなっています。（※著作権法の範疇から外れるとは考えますが、そういうした目的で意図的に類似させている例があります）

(4)生成AIとそれ以外のAIについて区別し、厳密で強い規制・ルール作りを求める
前項までに挙げた例は、「元作品」と「生成作品」が同一の分野の作品（例では画像）です。しかし、AIの種類（データベースの種類）についての理解・周知が不十分と考えます。私的な見解ですが、以下のように例示します。協議の中で検討いただきたいと思います。

- ・生成AI：「元データ（作品）」と「生成作品」が同一の分野となるデータベース
- ・分析AI：「元データ」と「生成物」は同一ではなく、「元データ」を「要約」した数値または文章を生成するデータベース
- ・加工AI：「元データ（作品）」と「生成作品」が同一の分野だが、フィルター加工や校正など、作業の補助を目的としたデータベース
- ・検索AI・チャットボット：従来の検索エンジンによる結果を文章の形で返答するもの。

上記の他のAIを含む場合もある ※「5.(1)(イ)○箇条書き5つ目」内に記載あり

2. さいごに

以上の理由から、本議論の以前に、長年の間、著作権（特に公衆送信権）の理解が不十分なままであります。そのまま、生成AIの利用や今回の検討が始まっておりますが、まずはこの点について広く周知することを強く求めます。

●受付番号 185001345000000998

生成 AI によって、人が描いた絵を許可なく使用することは盗作に等しい行為です。その人が生きてきて経験したことや感じたこと、練習したことが絵に表現されているのであり、生成 AI はそれを利用しランダムに生産しているに過ぎません。これは守るべき創造性や表現性があるとはいえないと思います。実際私の大好きな特徴的な絵を描く方が、その画風を盗まれ心を病んでしまい、その方の描く絵を見ることができなくなってしまったことがあります。他人の努力を横取りして、楽をしてお金や賞賛などを得ようとする人に不必要的権利を与えないでください。

●受付番号 185001345000000999

■誤認を意図したA I 生成物について

既に存在するイラストレーター、カメラマン、音楽家の作風を模倣することにより、誤認を意図した生成が可能である。

現状、A I 生成物は学習元となる作者の作品と見分けがつかないレベルにまで達しており、

- ・ A I 生成物が既存の著作物、あるいは既存の著作者の創作物と誤認されていることを認識しながら

公表し、その結果本来学習元の著作者が得るはずだった対価回収の機会を損失させる行為。

- ・ 特定の著作者の作風を模倣し（誤認を意図し）著作者の業務上での品位を貶める行為。が可能となっている。

この場合のA I 生成行為は偽計業務妨害罪に値するのではなかろうか。

なお、A I 生成物であるか否かを判別するのは困難であるため、

上記のように現行の著作物と誤認する事態を防ぐには、A I 生成物を公表する場合A I 生成物であることの明記を法律により義務化するなどの対応が必要だと考えている。

■A I 生成物を「A I 生成物ではない」と偽る行為について

そもそもA I 生成物ではないと偽る行為は意味のない不要な行為であるが、

「A I 生成物ではない」ことにより優良だと判断される場合、

優良誤認表示に該当する行為であり、現行の法律での対応が可能であると考えている。

■N i g h t s h a d eなど画像に加工を加える行為について

N i g h t s h a d eなど画像に加工を加える行為が業務妨害になるケースがあるとする言説もあるが、

「画像に加工を加える行為」自体を業務妨害に触れるトリガーとするのは誤りであると考えている。

N i g h t s h a d e使用者が加工された画像をデータセットに対し能動的に挿入する事を除き、

データセット作成者は画像の選定が自由にできる。そのため、データセット作成者はN i g h t s h a d eなどの加工がされていない画像を選利用すればよいだけであるからだ。

もとより、N i g h t s h a d eなどによる画像への加工は、A I 生成のためのデータセットに

選定されることを拒む意思を表明するものであり、著作者の意思に反しデータセットに追加された

著作物はN i g h t s h a d eなどによる画像への加工の有無にかかわらず、

著作者人格権を行使し削除させることが可能である必要がある。

■アニメ、漫画カルチャーの継承について

我が国のアニメ漫画などのカルチャーは依然世界的にも重要な地位にある。

クールジャパン戦略にもみられるとおり、今後注力していきたい分野として掲げていると認識している。

生成AIは、それらの文化の大量生産装置に他ならず、

アニメ、漫画カルチャーの価値を著しく貶める。

生成AIの普及により誰もが高品質な画像を自由に生成できるようになれば、

手描きでイラストを作成する必要はなくなり、また、新たにイラストを生業にしようとすると

新参も現れない。これにより、現在日本が誇るカルチャーの一つを将来的に自ら手放すこととなる。

おそらく高性能の生成AIの開発競争になり、より高精度の生成AIを作成した国が

覇権を握れるとか考えているのだろうが、これに関してはスパコンなどの開発競争とは事情が異なる。

生成可能な限界は「データセットに依存」しており、より高品質な画像を生成するためには

より高品質なデータを生成AIに学習させる必要がある。

より高品質なデータを生成AIで何も喰わせずに0から生成できるのならかまわないが、その「より高品質なデータ」を作成しているのは人間の手描きに他ならない。

仮に、世界中で生成AIの開発競争が起きたとして、常に1位でいられるだろうか。

日本が行うべきは、現在の強みであるアニメ、漫画カルチャーを、制作者を大切にし、ブランド力として育てることではないだろうか。

大量生産により隅に追いやられた職人たちを、文化の保護として高い補助金を出しながら細々と保護する事態になるようなら、今から保護したほうがいい。絶対に良い。

●受付番号 185001345000001000

私の意見は、「他者の作品を学習素材とした生成 AI を用いることは違法」としなければならない。

私は創作業界の隅の方で仕事をしています。

現状 AI を用いて行われているのは他者の著作物のモンタージュのようなもので、盗作の寄せ集めをある程度形を整えている技術にすぎない。生成 AI を用いて行われていることは企業が開発した技術を他の企業が盗用することと同等であり、これをわずかでも"許可すると、創作の業界が模造コピー品で溢れかえることとなり（既にネット上には溢れているが）、長年推し進めてきたクールジャパン政策をも台無しにすることになる。生成 AI を用いた作品制作を行う場合は必ず「学習素材はそれを用いる製作者・企業が自らの創作作業（執筆・作画などの従来の"創作"）により生み出したもののみを用いる（学習素材として許可が出ているものに限り他者のものも可能）」とはっきりと限定し、法のもとで管理・監視しないのであれば、正直者が損をする世の中になってしまう。賢明な法整備が行われることを望みます。"